令和６年度

年 次 経 済 財 政 報 告

（経済財政政策担当大臣報告）

―熱量あふれる新たな経済ステージへ―

令和６年８月

内　閣　府

※本報告の本文は、原則として 2024 年７月１日までに入手したデータに基づいています。

お問い合わせは、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）付あてにご連絡ください。

電話番号：東京（０３）６２５７－１５６７（ダイヤルイン）

令和６年度年次経済財政報告公表に当たって

我が国経済においては、1991 年以来 33 年ぶりの高い水準となる賃上げ、過去最大規模となる名目 100 兆円を超える設備投資、過去最高を更新した企業収益、バブル期の水準を取り戻した株価など、前向きな動きが随所に見られます。我が国経済は 30 年来続いてきたデフレから脱却する千載一遇のチャンスを迎えており、投資や賃金が抑制される「コストカット型経済」から、民需主導の成長型経済という新しいステージへの「光」が差しています。

現在、最も求められることは、物価上昇に負けない賃金上昇を実現し、消費に力強さを取り戻すことです。社会構造、人口構造が変化する中、デフレに二度と後戻りしない、自立した民需主導の新たな経済を作っていかなければなりません。

そのために今後重要となってくるのは、安定的な物価上昇の下での持続的かつ構造的な賃上げです。まずは、今年の春季労使交渉における高い賃上げの流れを全国の中小企業や地方経済など全国津々浦々に広げていかなければなりません。

その上で、こうした高い賃上げに支えられて消費が増加し、企業収益が押し上げられ、それがまた賃金上昇という形で家計に還元され、次の消費につながっていくという好循環を実現しなければなりません。

同時に、企業はその収益を原資として、研究開発投資やソフトウェア投資といった無形資産投資、フロンティアの開拓、デジタル等新技術の社会実装などを行うことが求められます。政府は、こうした企業の取組を支援するために所要の制度・規制改革に取り組み、生産性を向上させることが求められます。これらを実現することにより、「コストカット型経済」の中で染み付いた「デフレ心理」を払拭し、賃金と物価が上がることが当たり前だという社会規範を我が国経済に定着させていく必要があります。

令和６年度年次経済財政報告は、昭和 22 年に発刊されて以来、今回で 78 回目となります。今回の報告では、現下の経済情勢を詳細にレビューするとともに、物価・賃金動向について、様々な指標に基づく広範な分析を行い、デフレ脱却に向けた歩みは着実に進んでいることを示しています。また、我が国経済の桎梏とも言える人手不足に対する企業部門の対応として、省力化投資の現状と効果、課題等を分析するとともに、稀少な労

働力が、賃金をシグナルとして、企業と職種をまたいで円滑に移動し、経済全体としての生産性が向上するための課題等について分析しています。くわえて、家計部門に蓄積されてきた豊富な金融資産、住宅資産、さらには高齢労働者が培ってきた知識や経験といった有形・無形のストックについて、これをいかに有効に活かし、豊かさを感じられる経済につなげていけるかを議論しています。

　今回の報告が、我が国経済を熱量あふれる新たなステージに移行させていくために、政策を立案・遂行していく上での客観的データとして活用されていくとともに、広く経済の現状認識や実証的な分析に活用されていくことを強く願っております。

令和６年８月

経済財政政策担当大臣

新藤義孝

目　　次

はじめに…… 1

第１章　マクロ経済の動向と課題…… 4

第１節　実体経済の動向…… 5
１　ＧＤＰ等の動向…… 5
コラム１－１　令和６年能登半島地震の経済への影響について …… 9
２　家計部門の動向…… 12
コラム１－２　個人消費に係る各種統計・データをみる際の留意点…… 13
３　企業部門の動向 …… 38
４　対外経済部門の動向…… 53
５　財政支出と金融市場の動向…… 64
第２節　デフレに後戻りしない経済構造の構築…… 78
１　2024 年前半までの物価動向 …… 80
２　デフレ脱却に向けた現在地…… 90
コラム１－３　一人当たり名目賃金の構成に関する国際比較 …… 106
コラム１－４　日本企業のマークアップ率の動向 …… 121
３　２％の物価上昇を前提とした各種制度の在り方…… 123

第２章　人手不足による成長制約を乗り越えるための課題…… 138

第１節　高まる人手不足感と企業部門の対応…… 139
１　人手不足の現状…… 140
２　人手不足に対する企業の対応と課題…… 147
３　省力化投資の効果と課題…… 163
第２節　労働移動に係る現状と課題…… 171
１　労働市場のミスマッチに係る現状と課題…… 171
２　産業間の労働移動の現状と課題 …… 187
第３節　我が国における外国人労働者の現状と課題…… 200
１　外国人労働者の雇用動向と受入れ制度の変遷…… 200
２　外国人労働者の賃金水準の実態 …… 207

第３章　ストックの力で豊かさを感じられる経済社会へ…… 220

第１節　家計の金融資産投資構造の現状と課題…… 222
１　我が国家計における金融資産保有状況の特徴…… 222

コラム３－１　年齢別の消費の特徴とアメリカとの比較 ･････････････････････ 234
２　「貯蓄から投資」の流れの現状と課題･････････････････････････････････････ 239
第２節　住宅ストックの展望と課題･･･ 247
１　我が国の住宅需要の構造の変化･･･ 247
２　既存住宅流通市場の拡大に向けて･･･ 258
コラム３－２　フラット 35 の利用者の代表性について ･････････････････････ 277
第３節　高齢者就業の現状と課題～知識と経験のストック活用に向けて～････ 287
１　高齢者の雇用確保の取組と高齢者就業の動向･････････････････････････････ 287
２　家計（供給面）からみた高齢者就業に係る現状と展望、課題･････････････････ 293
コラム３－３　働き方による生涯可処分所得の変化に関する試算について･････ 311
３　企業（需要面）からみた高齢者雇用に係る取組と課題･････････････････････ 314

おわりに･･･ 326

付図・付表･･･ 332

付注･･･ 340

参考文献一覧･･･ 386

長期経済統計･･･ 392

図表索引･･･ 414

はじめに

我が国経済は、コロナ禍の影響から脱した後、企業収益が過去最高を更新し、設備投資も33年ぶりに100兆円を超えるなど、企業部門が堅調さを維持しており、基調として緩やかな回復が続いている。しかしながら、家計部門においては、名目賃金の伸びが物価上昇に未だ追いついていないことから、個人消費は力強さを欠いた状態が続き、景気の回復力は弱い状態が続いている。こうした状況の中、円安は歴史的な水準まで進み、これが輸入物価を通じて国内物価を押し上げることにより、家計の購買力の低下を通じて、消費が更に下押しされる可能性がある。また、中小企業等にとっては、価格転嫁を行えなければ、原材料コストの上昇を通じて収益が圧迫されるリスクがある。春季労使交渉において 33 年ぶりの賃上げ水準が実現するなど、物価と賃金の好循環の実現が近づきつつある中で、持続的な賃上げと活発な投資がけん引する民需主導の自律的な成長型経済に移行する千載一遇のチャンスを実現できるか、日本経済は今まさに、その正念場にある。

本報告では、我が国経済の現状と課題の分析を通じて、今後必要となる政策の検討に資することを念頭に置いた議論を行っている。各章の構成は以下のとおりである。

第１章では、2024年年央までのマクロ経済の動向について、家計部門や企業部門、輸出入、物価・賃金動向、金融資本市場等にわたり詳細に確認している。この中で、賃金上昇、企業の価格転嫁、物価上昇の広がり、予想物価上昇率など物価の背景を丁寧に分析し、デフレ脱却に向けた現在地を確認するとともに、デフレに後戻りしない経済構造の構築について議論を行っている。財の物価については、企業の価格転嫁行動が変容する中で、かつてよりも為替レートの変動の影響を受けやすくなっていることを示す。一方、サービスの物価については、人件費の高い分野で、物価上昇率の高まりがみられるなど、物価と賃金の好循環に向けた歩みは着実に進んでいることを確認し、中小企業等に賃上げの流れを一層広げるためにも、適正な価格転嫁の促進が引き続き重要であることを示す。あわせて、物価と賃金がともに上昇することがノルムとして定着していく中にあって、公共サービス料金など各種の制度もこれに対応し、変化していくことが重要であるとの視点も提示する。

第２章では、我が国経済の最大の構造問題の一つである人手不足を取り上げ、これによる成長制約を乗り越えるための課題について、多面的な分析を行う。まず、企業の人手不足感の現状と背景、課題について確認するとともに、企業が人手不足への対応として強化している賃上げや省力化投資の現状及び課題等について分析する。この中で、省力化投資は生産性の改善に着実につながる一方、新たな技術を扱うことのできる人材の育成・確保が重要であることを指摘する。次に、労働力の希少化が進む中で、セクター間の円滑な労働移動を通じ

た労働力の効率的な資源配分が重要であるとの観点から、労働市場のおけるマッチングと産業間労働移動の現状と課題について考察する。この中で、職種間のミスマッチが構造的に続き、職種をまたいだ労働移動が現時点では限定的であること等を示し、リ・スキリングをはじめ、ミスマッチの改善や労働移動の円滑化に必要な課題について考察する。あわせて、これまでの受入れ制度の拡充により、200 万人超まで増加してきた外国人労働者について、日本人労働者との賃金格差に係る詳細な分析を行い、国際的な人材獲得競争の中で、外国人労働者を我が国に惹きつけ、定着を促すための課題について考察する。

第３章では、我が国がこれまで蓄積してきた 1.2 京円を超える金融資産及び実物資産をはじめ多様で豊富なストックに焦点を当て、これらのストックの潜在力を活かして、豊かな経済社会、ゆとりある国民生活の実現につなげていくための課題を整理する。第一に、2,200 兆円に上る個人金融資産について、現状は収益性の低い現金・預金という形で高齢期に偏在していることを示したうえで、近年のＮＩＳＡ制度の拡充もあって、若年層を中心に金融資産への投資行動に変化の機運が生じていることを明らかにする。第二に、世帯数を超えて蓄積されてきた住宅ストックについて、今後は人口減少や単身世帯の増加の中で持家の新築需要が見込みがたいこと、その一方で、中古住宅を志向する動きが広がりつつあることを示し、不動産取引市場の透明化を含め、この流れを後押しするための課題を議論する。最後に、2013 年以降の継続雇用確保の取組もあって拡大してきた高齢就業者について、労働供給・需要の両面から現状と課題を分析する。その中で、これまで高齢就業者が培ってきた経験と知識といった無形のストックを活かすために、その高い就業意欲を後押しするような制度の見直しとともに、高齢者が働きやすい環境整備に向け、企業における一層の省力化投資等による生産性向上の取組が重要であることを論じる。

第１章

マクロ経済の動向と課題

第１章　マクロ経済の動向と課題

我が国経済は、2023 年５月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類感染症に移行されて以降、経済の自律的な循環メカニズムが整い、緩やかな回復基調を取り戻した。企業収益は過去最高を更新し、設備投資も 33 年ぶりに 104 兆円を超えるなど、企業部門は全体として好調さを維持している。また、歴史的な人手不足感の高まりの中、完全失業率が低位で推移し、2024 年の春季労使交渉での賃上げ率が 33 年ぶりの高水準となるなど、労働需給は引き締まった状態が続いている。その一方で、我が国経済は、予測困難な外生的ショックを含め様々な逆風に直面しており、その回復力は弱いものと言わざるを得ない。第一に、名目賃金や所得の伸びが物価上昇に追いつかない中で、個人消費が力強さを欠いており、さらに急速に円安が進む中で、輸入物価を通じてコストプッシュ型の物価上昇が進むことへの懸念が、消費者マインドを委縮させる要因となっている。第二に、昨年末から本年初以降、令和６年能登半島地震、さらには一部自動車メーカーの認証不正問題に伴う生産・出荷停止事案という大きな外生的ショックが、個人消費や設備投資を中心に経済成長率を下押しする事態となった。

我が国経済は、バブル崩壊以降のコストカット型の経済から脱し、四半世紀にわたり成しえなかったデフレからの脱却、そして持続的な賃上げや活発な投資がけん引する民需主導の自律的な成長型経済に移行する千載一遇のチャンスを迎えているが、今まさにそのチャンスを掴みとれるか否かの正念場にある。本章では、こうした状況にある我が国のマクロ経済動向を点検する。第１節では、2023 年年央から 2024 年前半の我が国経済の状況を総括的に確認する。第２節では、2024 年前半までの物価動向のほか、賃金、価格転嫁、物価上昇の広がりなど、物価の背景を様々な角度から点検し、デフレ脱却に向けた現在地を確認するとともに、物価と賃金が共に動く経済の下での各種制度の在り方について課題を整理する。

第１節 実体経済の動向

本節では、2024 年前半を中心とした我が国経済の動向について、ＧＤＰ、家計部門、企業部門、輸出入、公的需要、金融・資本市場という観点から点検する。

１　ＧＤＰ等の動向

（実質ＧＤＰは、自動車生産停止等の特殊要因も加わり、減少傾向が続いた）

2023 年度のＧＤＰ成長率は、名目で 5.0％、実質で 1.0％となった。名目成長

率は、実に 1991 年度（5.3%）以来の高い伸びである（第１－１－１図（１））。四半期別に動きをみると、名目ＧＤＰは増加傾向を続け、名目ＧＤＰの実額は 597 兆円と過去最高水準に達している（第１－１－１図（２））。一方、実質ＧＤＰについては、名目賃金の上昇が物価上昇に追いついていない中で、個人消費の持ち直しに足踏みがみられることなどから、2023 年４－６月以降、内需が４四半期連続で減少するなど、力強さを欠く状況が続いた。個人消費など各項目の状況は後段で詳述することとし、以下では 2024 年１－３月期のＧＤＰ成長率を押し下げた各種特殊要因に触れる。

第一に、令和６年能登半島地震の影響である。能登半島地震は、住宅や社会資本といったストックの毀損に加え、水道や電力の寸断等により、フローの生産面にも損失を与えた。地震による１－３月期のＧＤＰへの押下げ効果は、機械的な試算として 0.1%程度と見込まれる（コラム１－１）。第二に、2023 年 12 月末以降発生した一部自動車メーカーの認証不正問題に伴う生産・出荷停止事案の影響である。同事案に伴う生産・出荷停止対象車種のシェアは、国内乗用車生産台数に対して約 17%、国内新車販売台数に対しても約 18%と大きなものであった。2024 年３月初以降、生産・出荷停止が徐々に解除されたが、2024 年１－３月期における乗用車とトラックの生産は、それぞれマイナス 14%、マイナス 24%と急減した（第１－１－１図（３））。輸送用機械は、個人消費の約 2.6%、設備投資の約 6.1%を占め、2024 年１－３月期の実質ＧＤＰ成長率に対する耐久財消費や輸送用機械投資の寄与度は、それぞれマイナス 0.5%、マイナス 0.1%であったことから、ＧＤＰ成長率に与えたマグニチュードは甚大であったと考えられる。第三に、輸出について、自動車メーカーの不正事案も財輸出に一定の影響があったことに加え、サービス輸出が、2023 年 10－12 月期にみられた知的財産権等使用料受取の大幅増加の反動により、大きく減少したことも、ＧＤＰ成長率の押下げに寄与した[1]。

これらの特殊要因のうち、能登半島地震の経済への影響は緩和してきており、サービス輸出についても、基調としては緩やかな増加傾向が続いている。自動車メーカーの認証不正問題については、2023 年 12 月以降の事案は、2024 年５月末には多くの対象車種の生産・出荷が再開された[2]一方、2024 年６月に、一部自動車メーカーの新たな認証不正が明らかとなり、対象車種の生産・出荷が停止されるに至った。新たな事案においては、38 の対象車種のうち現行生産車種は６車種で

[1] 2024 年１－３月期の実質ＧＤＰ成長率に対し、サービス輸出のうちインバウンド（非居住者家計の国内での直接購入）を除いたその他のサービスの寄与はマイナス 0.6%程度であり、多くが知的財産権等使用料の反落の影響とみられる。

[2] 2024 年７月 17 日に、型式指定を取り消された車種を除き全ての対象車種の生産が再開。

あり、国内乗用車生産台数に占める対象乗用車のシェアは 1.6％程度、国内新車販売台数に占めるシェアは 3.1％程度[3]と、前回事案に比べれば小さいが、自動車産業は裾野が広く、生産・出荷停止がいつまで続くかを含め、経済に与える影響には十分な注意が必要である。

（主要先進国と比べても、個人消費は力強さを欠く）

実質ＧＤＰの動向を主要先進国と比較すると（第１－１－１図（４））、アメリカは、個人消費や設備投資など内需が堅調に推移したことから、ＧＤＰは拡大傾向を続けており、主要先進国の中でも群を抜いている。個人消費は、フランスでは緩やかに増加し、英国やドイツでは横ばい傾向となっているが、我が国は力強さを欠く展開が続いている。後述するように、米欧では物価上昇率が落ち着く中で、2023 年秋頃以降、名目賃金の伸びがこれを上回っている一方、日本では名目賃金の伸びが物価上昇に追いつかない状況が続いている中で、自動車メーカーの生産停止事案が重なったこと等が影響している。設備投資は、我が国では、アメリカほどの堅調さはみられないものの、自動車生産停止の影響等があった中でも、フランス、英国並みの増勢が続いている。輸出については、我が国は、2022 年は世界経済のコロナ禍からの回復を受けた財貨、2023 年はインバウンド需要の回復を主因に増加傾向で推移してきており、主要先進国と比較しても輸出が経済成長をけん引してきた姿となっている。欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や不動産市場の停滞が長引く中国経済の先行き懸念を含め、世界経済の下振れリスクを踏まえれば、個人消費を中心とした内需主導の回復がより一層重要な局面となっていると言える。

[3] 厳密には、６車種のうち二輪車を除く乗用車５車種の 2023 年の乗用車国内生産台数や国内新車販売台数に占めるシェア。

第１－１－１図　ＧＤＰの推移

名目ＧＤＰは過去最高水準に増加の一方、実質では個人消費が力強さを欠く

（１）ＧＤＰ成長率の推移

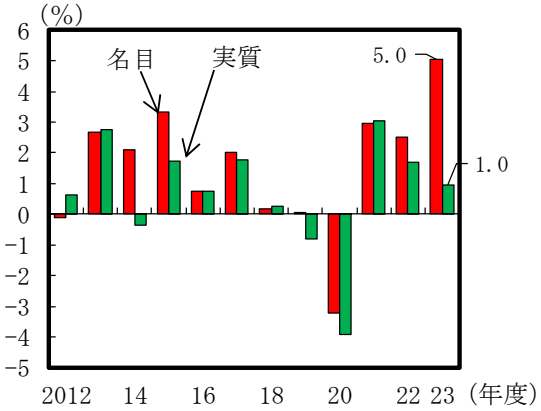

（２）ＧＤＰの推移

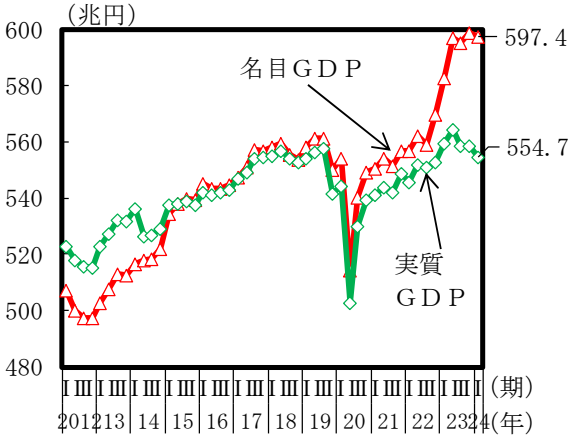

（３）乗用車とトラックの生産動向

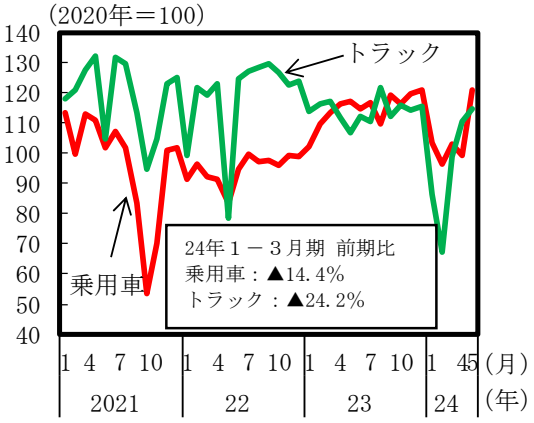

特殊要因	影響
令和６年能登半島地震の影響	▲0.1%ポイント程度※1
一部自動車メーカーの出荷停止事案	
消費（耐久財）	▲0.5%ポイントの大宗※2
投資（輸送用機械）	▲0.1%ポイント程度※3
サービス輸出の反動減	▲0.6%ポイント程度※4

※１　内閣府試算に基づく直接的な押下げ効果
※２　耐久財消費の実質ＧＤＰ成長率寄与度（一部携帯電話の減少を含む。）
※３　総固定資本形成の輸送用機械の実質ＧＤＰ成長率寄与度
※４　非居住者家計の国内での直接購入を除くサービス輸出の実質ＧＤＰ成長率寄与度

（４）各国のＧＤＰ等の推移

①実質ＧＤＰ

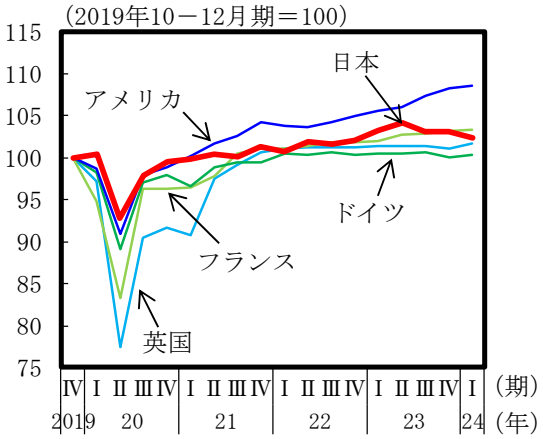

②個人消費

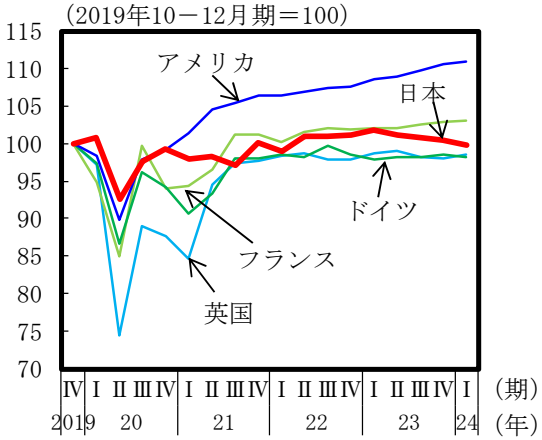

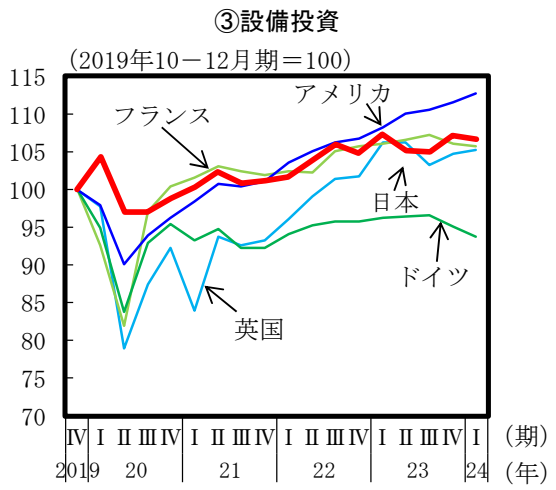

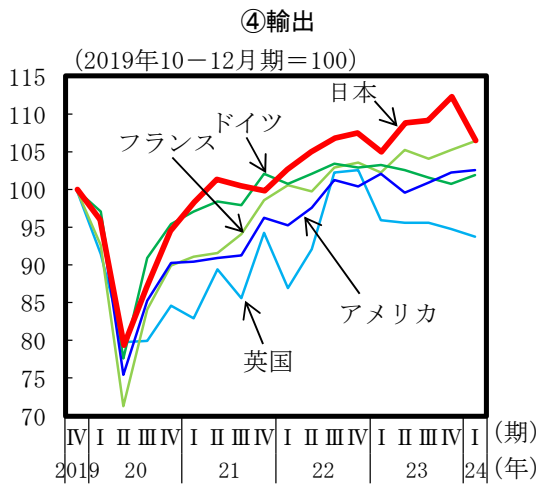

（備考）１．（１）、（２）、（４）は内閣府「国民経済計算」、アメリカ商務省、英国国家統計局、ドイツ連邦統計局、フランス国立統計経済研究所により作成。季節調整値。
２．（３）は経済産業省「鉱工業指数」により作成。季節調整値。
３．（４）③の設備投資は、アメリカ及び英国は民間企業設備投資、ドイツは非政府部門の設備投資、フランスは民間企業の総固定資本形成（設備投資及び住宅投資）。

コラム１－１　令和６年能登半島地震の経済への影響について

本年１月１日に発生した令和６年能登半島地震では、石川県能登地方を中心に、最大震度７を観測し、死者 281 名、負傷者 1,326 名、住居全壊 8,429 棟、半壊 21,370 棟という被害[4]がもたらされた。また、住民生活を支えるインフラについても、陥没や亀裂、土砂の崩落などによって、国道等の多くの区間が通行止めとなったほか、最大約 13 万戸以上の断水が発生し、最大約 4.4 万戸の停電を記録した。

こうした中、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）においては、東日本大震災（2011 年３月）や熊本地震（2016 年４月）の際の試算方法を踏まえ、住宅や社会資本等のストックの毀損額及びフローの損害額について暫定的な試算を行い、それぞれ 2024 年１月及び４月の「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」において報告を行った（試算の詳細は、石井ほか（2024）を参照）。

まず、住宅や道路、港湾施設、民間企業の機械設備等のストックの毀損額については、過去の大地震における損壊率を参照しつつ、市町村ごとの震度や被害状況に応じて試算した結果、石川・富山・新潟の三県において、合計約 1.1 兆円から 2.6 兆円のストックが毀損した可能性があることが示された。

次に、フローの損害額については、平常時の１日当たりＧＤＰに生産活動・設備の稼働可能率を乗じることにより、石川・富山・新潟の三県において、本

[4] 2024 年７月１日時点。

年１月から３月までの３か月間に、合計約 900 億円から 1,150 億円の損失が発生した可能性が示された。さらに、都道府県間産業連関表を活用することにより、サプライチェーンを通じた生産波及効果（派生的な生産減）は、我が国全体で約 700 億円から 850 億円と推計される。この結果、発災後の３か月間で合計約 1,600 億円から 2,000 億円の損失が発生した可能性が示唆された。ただし、これらの試算は被害額を積み上げたものではなく、市町村ごとの震度等に基づいた機械的な試算であり幅をもってみる必要がある。また、復興・復旧に係る需要や代替生産などの効果が織り込まれていない点に留意が必要である。

このように、今回の震災によって、住宅やインフラ等のストックが損壊し、生産活動の低下によるフローの損失も発生した。他方、稼働を停止していた工場で生産が再開されるにつれて、石川県の鉱工業生産は、１月を底に持ち直しの動きがみられているほか、本年３月 16 日に新たに金沢・敦賀間が開通した北陸新幹線は、開業１か月で約 72 万人が同区間を利用するなど、北陸経済には、明るい兆しもみられている。引き続き、今回の地震が経済に与える影響を十分注視し、被災地の復旧・復興支援を切れ目なく進めていくことが重要である。

（潜在成長率は主要先進国で最も低く労働・資本・全要素生産性の各面で課題）

経済全体の需給の過不足を示すＧＤＰギャップは、コロナ禍による急速な悪化の後、2023 年１－３月期には、2019 年７－９月期以来、約３年半ぶりにプラスとなるなど、長い目でみれば、振れを伴いながらも改善傾向で推移してきた（第１－１－２図（１））。こうしたコロナ禍以降のＧＤＰギャップの改善傾向は、主要先進国とおおむね同様であり、2023 年は各国ともにゼロ近傍まで回復したことが分かる（第１－１－２図（２））。2024 年１－３月期には、実質成長率がマイナス 0.7％となったことを受け、ＧＤＰギャップも１％台半ばへとマイナス幅が拡大したが、これは、上述のとおり、一部自動車メーカーの生産・出荷停止事案の影響をはじめ各種の特殊要因の影響も受けたものである。今後、雇用・所得環境が改善する下で、景気の緩やかな回復基調が続いていけば、ＧＤＰギャップについても、これまでの改善傾向に復するものと考えられる。

他方、経済の供給力を示す潜在ＧＤＰの伸び率である潜在成長率については、０％台半ば程度と低い水準にとどまっており、主要先進国の中でも最も低い状況にある（第１－１－２図（３））。潜在成長率は、推計手法により異なることから幅を持ってみる必要があるが、我が国の潜在成長率の低迷は、人口減少の影響により労働投入の寄与が主要先進国中で唯一マイナスとなっていることに加え、資本投入のプラス寄与が他の先進国対比で低位にとどまっていることによる。資本投入の低迷については、1990 年代のバブル崩壊以降、長引くデフレ等を背景に、企業部門が収益確保のために賃金のみならず、成長の源泉である投資を抑制した

ことにより、生産的資本ストックの蓄積が妨げられてきたことによる。全要素生産性（ＴＦＰ）の伸びの寄与については、アメリカより低く、欧州より高い状況にあるが、我が国がデフレ状況に陥る前の 1990 年代前半以前に比べると低位で推移している。潜在成長率の引上げに向けては、人々の就業意欲を後押しする取組を進めるとともに、国内設備投資の拡大や、研究開発等の無形資産投資の促進による新しい価値の創造を通じて、資本投入や全要素生産性の向上を図ることが鍵となる。

第１－１－２図　ＧＤＰギャップ・潜在成長率の動向

ＧＤＰギャップは振れを伴いながらも改善傾向。潜在成長率は各国と比べ低位にとどまる。

（１）実質ＧＤＰと潜在ＧＤＰの推移

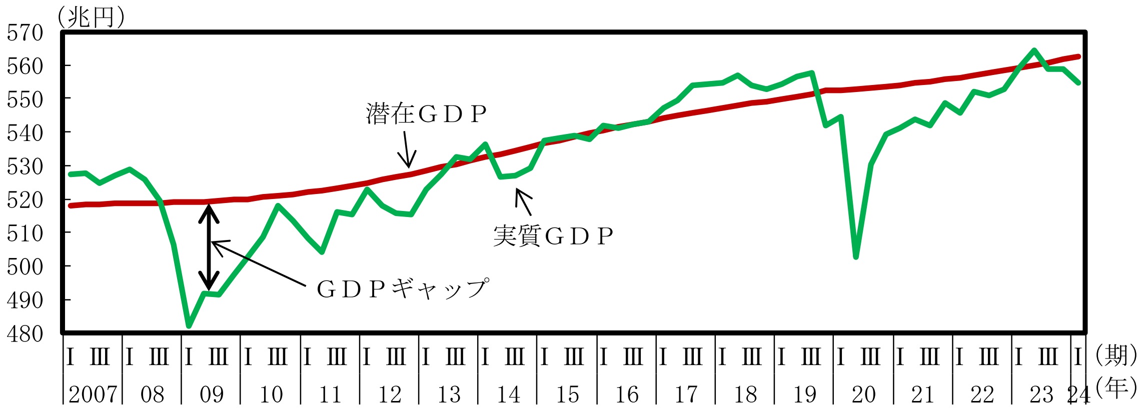

（２）ＧＤＰギャップの推移

①暦年（国際比較）

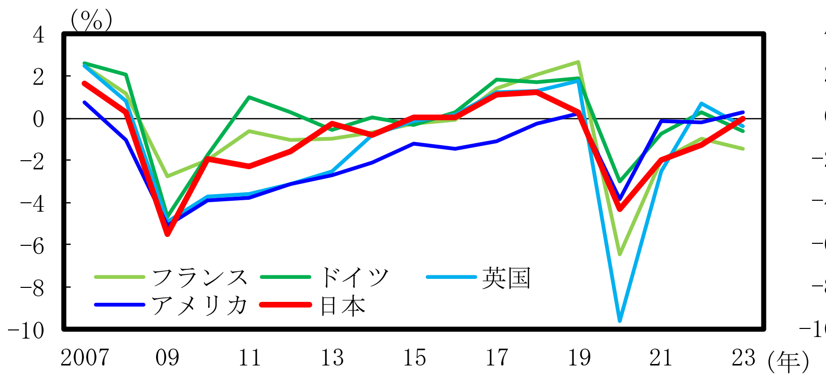

②四半期（日本）

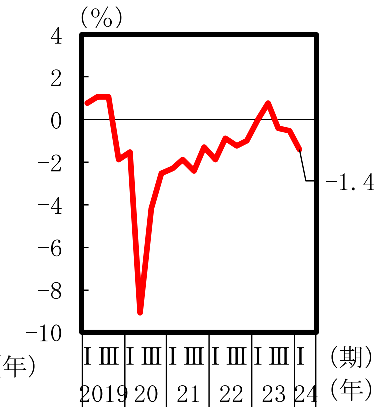

（３）潜在成長率の寄与度分解の国際比較

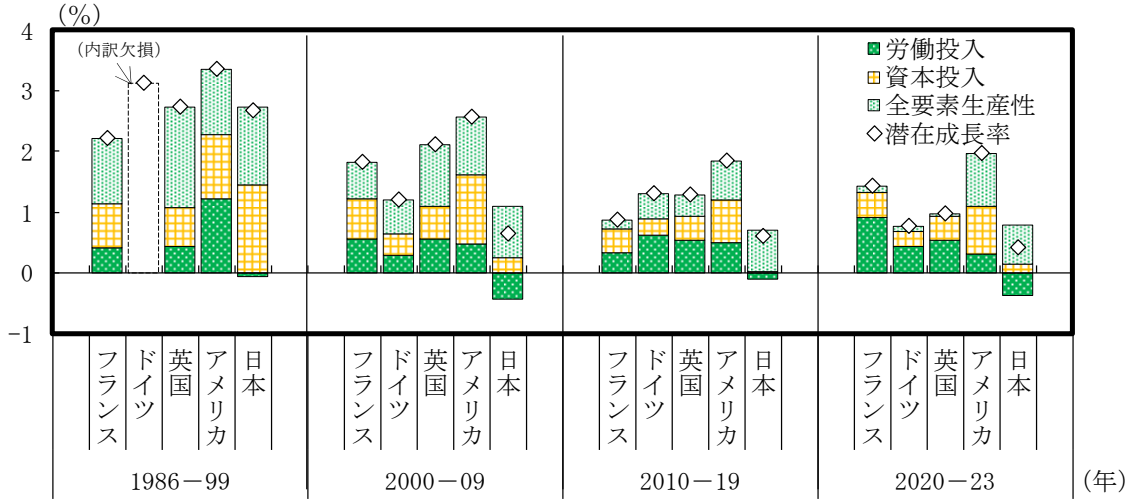

（備考）１．日本以外はＯＥＣＤ“Economic Outlook No.115”の数値、日本については「2024年１－３月期四半期別ＧＤＰ速報（２次速報（改定値））」等に基づく内閣府試算値により作成。
２．ＧＤＰギャップ及び潜在成長率は、前提となるデータや推計手法によって結果が大きく異なるため、相当の幅を持ってみる必要がある。
３．（３）について、1986－99年のドイツの潜在成長率の内訳寄与は、一部の年のデータが欠損していることから算出していない。

２　家計部門の動向

（サービス消費は持ち直しが続く一方、非耐久財は実質で減少傾向が続く）

続いて、家計部門の動きを詳細にみていく。まず、個人消費について財、サービスごとの形態別の動きを確認し、所得や消費者マインド、超過貯蓄といった個人消費の動きの背景について議論する。まず、第１－１－３図で、国民経済計算ベースの国内家計最終消費支出の実質ＧＤＰ成長率への寄与度について、耐久財（自動車や家電等）、半耐久財（衣服等）、非耐久財（食料品、光熱費等）、サービスの４形態別にみると、消費の過半を占めるサービス消費については、コロナ禍からの経済社会活動の正常化の中、外食や旅行等を中心に、おおむねプラス寄与で推移し、持ち直しは着実に続いている。一方、消費の３割程度を占める非耐久財については、おおむねマイナス寄与が続いており、2022 年以降、食料品価格等の上昇により、節約志向が高まり、弱めの動きが続いているとみられる。消費の８％程度を占める耐久財については、2023 年末までは、比較的堅調に推移してきたが、2024 年１－３月期については、上述のとおり、一部自動車メーカーの出荷停止事案により大きく減少した。名目ＧＤＰ成長率への寄与度で確認すると、耐久財は実質と同様の傾向であるが、サービスは、名目でみると、実質に比べ、持ち直し傾向はより明確である。一方、非耐久財は、押下げ寄与が続く実質と異なり、プラス寄与の傾向が続いており、価格転嫁が進む中で、数量ベースでは落ち

込みが続いた一方、売上額ベースでは堅調であったことが確認される。

第１－１－３図　国内家計消費支出の推移

サービス消費は、実質名目ともに堅調

（１）家計消費のＧＤＰ成長率への寄与（実質）

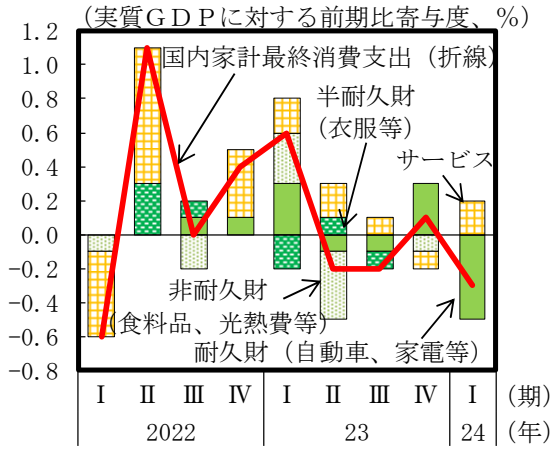

（２）家計消費のＧＤＰ成長率への寄与（名目）

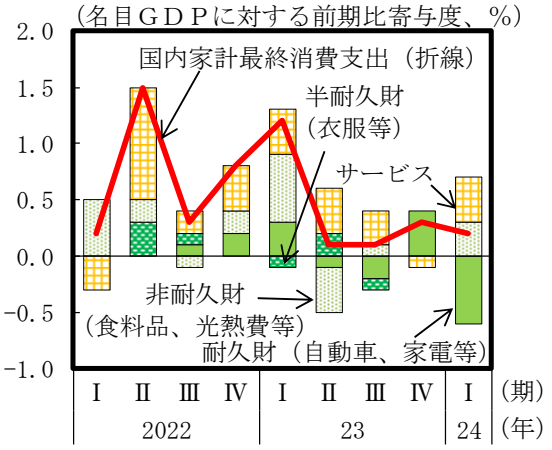

（３）消費のウェイト（2023暦年）

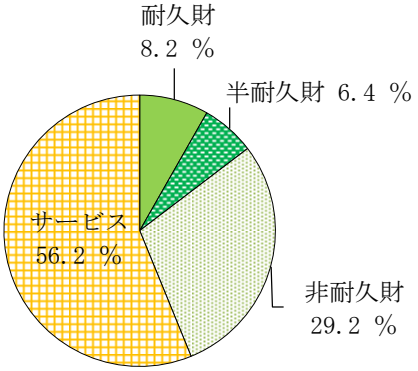

（備考）内閣府「国民経済計算」により作成。2024年１－３月期２次速報（改定値）時点。

コラム１－２　個人消費に係る各種統計・データをみる際の留意点

個人消費の各種データをみるに当たっては、額面を表す名目と、物価変動の影響を取り除いた数量概念の実質の二つの測り方があることに加え、国民ベースと国内ベースの二つの概念があることを念頭に置くことが重要である。企業の景況感に密接に関係すると考えられるのはインバウンド消費を含む名目の国内概念である一方、国内居住者の消費が物価変動を除いてどの程度増減したかという点では実質の国民概念が対応するなど、分析目的に応じて多面的にデータを活用することが重要となる。また、概念とは別に、消費をどの側面から捉えるかという類型として、販売側・売上から接近する供給側統計と、購入側・支出から接近する需要側統計の二つがある。

月例経済報告においては、個人消費の判断に当たって、各種公的統計に加え、

オルタナティブ・データや業界統計、企業からのヒアリングも活用している。その中で、月次の消費動向を包括的に把握するため活用している統計・データとして、①総務省「総消費動向指数（ＣＴＩマクロ）」、②日本銀行「消費活動指数（旅行収支調整済）」、③ＪＣＢ消費ＮＯＷ、④総務省「世帯消費動向指数（ＣＴＩミクロ）」あるいはその基礎統計の一つである「家計調査」（二人以上世帯）がある。これらの主な特徴は、コラム１－２図（１）のとおりであるが、①～④のいずれも、名目値と実質値があり、国民ベースの個人消費をとらえたものとなっている。需要側・供給側という軸でみると、②は供給側統計に依拠し、③④は需要側のデータであるが、①は供給側と需要側の統計を合成して作成されているという特徴がある。加えて、④は一世帯当たりの消費動向を表すデータであり、マクロの消費動向を表す①～③とは異なる点に注意が必要である。特に、長いスパンで動向を把握する場合、世帯人員や世帯数の変動の影響で、両者の動きに違いが生まれる点に留意が必要である。

各種の消費指標の最近の動きを比較すると、名目では緩やかな増加傾向がみられる一方、実質では力強さを欠いているという点はおおむね共通している（コラム１－２図（２））。ただし、上述したアプローチの違い等もあって、例えば、「家計調査」等では 2023 年前半に減少傾向がみられるなど、互いに異なる方向性を示すこともある。こうしたことから、一世帯当たりの消費動向の判断に当たっては、単一の指標のみをみるのではなく、各種指標の動向を総合的に確認することが重要である。

次に、本論でも紹介する個別分野の主な統計・データを確認すると、経済産業省「商業動態統計」や総務省「サービス産業動向調査」、外食の業界統計（日本フードサービス協会）、家電量販店やスーパーなどのＰＯＳデータは、いずれも供給側統計、かつ国内概念であり、主に名目値が把握されるデータである。このほか、新車販売台数は、台数ベースで実質に近い概念の供給側データであり、居住者の登録台数であることから国民概念である。また、観光庁「宿泊旅行統計」の延べ宿泊者数は、実質に近い概念の供給側統計であり、国内概念であるが、外国人宿泊者分と日本人宿泊者分を分けて把握することが可能となっている。各種データを用いて消費動向を確認する場合には、こうしたデータごとの特性を踏まえることが重要であり、例えば、家電の消費について、ＰＯＳデータ等をみる場合は、対応する家電品目の消費者物価指数を用いて実質化した上で数量ベースを把握することが必要であるほか、品目によっては、理美容家電や携帯電話などインバウンドの影響が強く反映されるものがある点に留意する必要がある。

コラム１－２図　個人消費の様々な指標

各種指標の特性を踏まえて総合的に活用することが重要

（１）各指標の概要

名称		総消費動向指数（ＣＴＩマクロ）	消費活動指数（旅行収支調整済）	JCB消費NOW	世帯消費動向指数（ＣＴＩミクロ）	「家計調査」（二人以上世帯）
公表元		総務省	日本銀行	株式会社ﾅｳｷｬｽﾄ・株式会社ｼﾞｪｰｼｰﾋﾞｰ	総務省	総務省
対象		一国全体の家計の消費支出	一国全体の家計の消費支出	一国全体の家計の消費支出	世帯における平均消費支出額	１世帯当たりの消費支出
依拠するデータ	需要側	世帯消費動向指数（ＣＴＩミクロ）	－	会員（約1,000万人）のクレジットカード支払データ	家計調査、家計消費状況調査、家計消費単身モニター調査	統計上の抽出方法に基づき選定された全国約8,000世帯の支出金額
	供給側	【名目系列】経済産業省「商業動態統計」、総務省「サービス産業動向調査」【実質系列】経済産業省「第３次産業活動指数」、経済産業省「鉱工業生産指数」	経済産業省「商業動態統計」、「第３次産業活動指数」、各種業界統計等	－	－	－
主な作成方法		名目、実質ごとに、被説明変数をＧＤＰ統計の家計最終消費支出の季節調整値、説明変数を上記データから季節成分等を除去した系列とする時系列回帰モデルによって推定。	上記データと消費者物価指数により、品目ごとの名目値、実質値を推計し、品目別ウエイトにより統合（国際収支統計に含まれる旅行収支分を控除）	上記データについて人ロウエイトにより統合し業種別の指数を作成。さらに業種別ウエイトで統合し、名目値を算出。名目値を、消費者物価指数（持家の帰属家賃除く総合）で内閣府にて実質化。	家計調査、家計消費単身モニター調査、家計消費状況調査を合成して、10大費目別の名目系列を作成。名目系列を、対応する消費者物価指数で実質化。	約8,000世帯の支出金額データを用いて推定。名目系列を、消費者物価指数（持家の帰属家賃除く総合）で実質化。

（２）各指標の推移

①名目

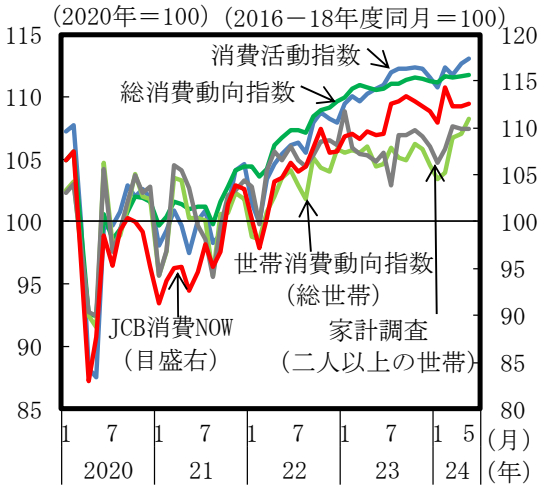

②実質

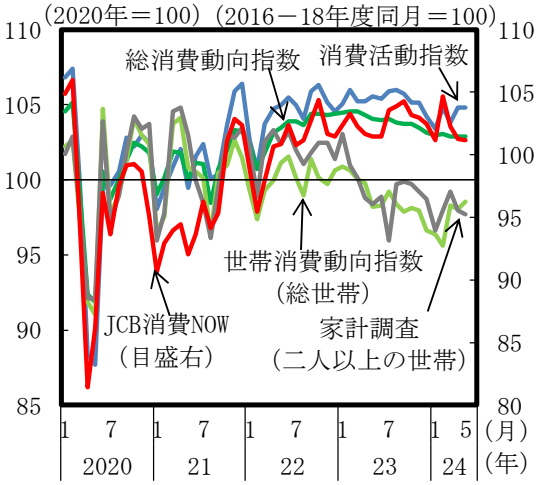

（備考）１．総務省「消費動向指数（ＣＴＩ）」、「家計調査」、「消費者物価指数」、日本銀行「消費活動指数」、株式会社ナウキャスト・株式会社ジェーシービー「ＪＣＢ消費ＮＯＷ」により作成。
２．（１）の各指標の推計方法等の詳細は、各指標公表元が作成・公表している推計手法の解説等を参照。
３．（２）②「ＪＣＢ消費ＮＯＷ」の実質系列は、消費者物価指数における「持家の帰属家賃を除く総合」を用いて内閣府にて実質化したもの。

（新車販売は 2023 年末以降の自動車メーカーの出荷停止の影響から持ち直し）

次に、2024 年４月以降の状況を含め、個別分野ごとの消費の動向を確認する。

まず、新車販売台数については、2023 年 12 月末以降の一部自動車メーカーの認証不正事案に伴う出荷停止の影響により大きく押し下げられたが、生産・出荷の再開が徐々に進む中で、2024 年４月には増加に転じ、直近では持ち直している（第１－１－４図）。なお、2024 年６月以降の一部自動車メーカーの新たな認証不正事案の影響には留意が必要であるが、上述のとおり、本事案に伴い生産・出荷停止された車種が販売台数全体に占めるシェアは、2023 年 12 月以降の出荷停止車種のシェアに比べて限定的である。

家電販売については、コロナ禍の際の巣ごもり需要による増加の反動で、弱含みの状況が続いてきたが、2023 年後半以降は、名目・実質ともに底打ちの兆しがみられている（第１－１－５図）。品目別の内訳をみると、まず、インバウンドの影響も大きい品目として、理美容家電は増加傾向が続いており、携帯電話も、2023 年中は、同年秋の新製品発売の影響等により増加傾向が続いたが、2024 年初に反動減が生じ、その後再び持ち直している。次に、白物家電については、冷蔵庫・洗濯機はおおむね横ばいの中、エアコンは、2024 年夏の猛暑予想もあって、相対的に堅調に推移している。教養娯楽家電については、テレビは横ばい圏内の動きとなっている一方、2023 年末まで減少傾向が続いたパソコンについては、2024 年に入って以降、持ち直しの兆しがみられている。

第１－１－４図　新車販売台数の推移

新車販売台数は、2023年末以降の一部自動車メーカーの生産・出荷停止事案の影響から持ち直し

（１）新車販売台数の推移　　（２）車種別の寄与度

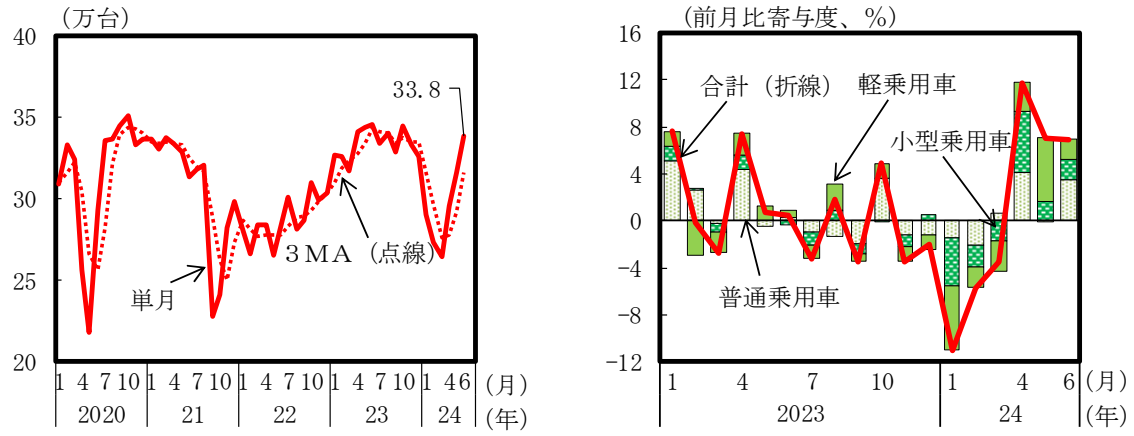

（備考）日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。

第１－１－５図　家電販売の動向

家電販売は、コロナ禍の巣ごもり需要の反動減からは底打ちの兆し

（１）機械器具小売業販売額の推移

（２）主要家電販売額の推移

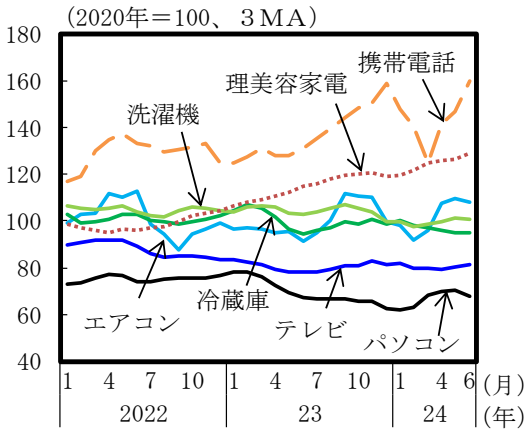

（備考）経済産業省「商業動態統計」、ＧｆＫジャパンデータにより作成。季節調整値。（１）の実質系列・（２）の季節調整は内閣府による。

次に、非耐久財について、その多くを占める食料品消費の動向を、供給側データ（商業動態統計）や需要側データ（家計調査。総世帯の一世帯当たり支出額に世帯数を乗じたもの）から確認すると、今回の物価上昇局面においては、指標により若干の差はあるが[5]、いずれも名目消費（金額ベース）では増加している一方、実質消費（数量ベース）は減少傾向が続いていた（第１－１－６図）。ここで、ＰＯＳデータにより、スーパーマーケットの売上高を、価格要因と数量要因等に分けてみると、2023 年夏場にかけて、価格要因の押上げによる売上高の増加がみられる反面、数量要因は 2022 年から 2023 年にかけて、押下げ幅を拡大していた。食料品の値上げが続く中で、数量面での節約志向が表れていたものとみられる。これに対し、2023 年後半以降は、食料品の値上げの動きが一服する中で、価格要因による売上高の押上げ幅が縮小し、数量要因による押下げ幅は緩やかながら縮小傾向にあることが分かる。

[5] コロナ禍の始まった 2020 年においては、国内居住者の消費動向を表す需要側データは、巣ごもり需要の影響で大きく増加した一方、訪日外国人の消費を含む国内全体の消費動向を示す供給側データの増加は限定的だった。一方、今回物価上昇局面では、需要側データの方が、名目・実質ともに、供給側データより弱く、需要側データの方が食料品価格上昇の影響をより受けていた可能性がある。

第１－１－６図　食料品消費の動向

名目では増加の一方、節約志向もあり、実質では減少傾向

（１）供給側、需要側統計による食料品消費　（２）ＰＯＳデータによるスーパーマーケット売上高

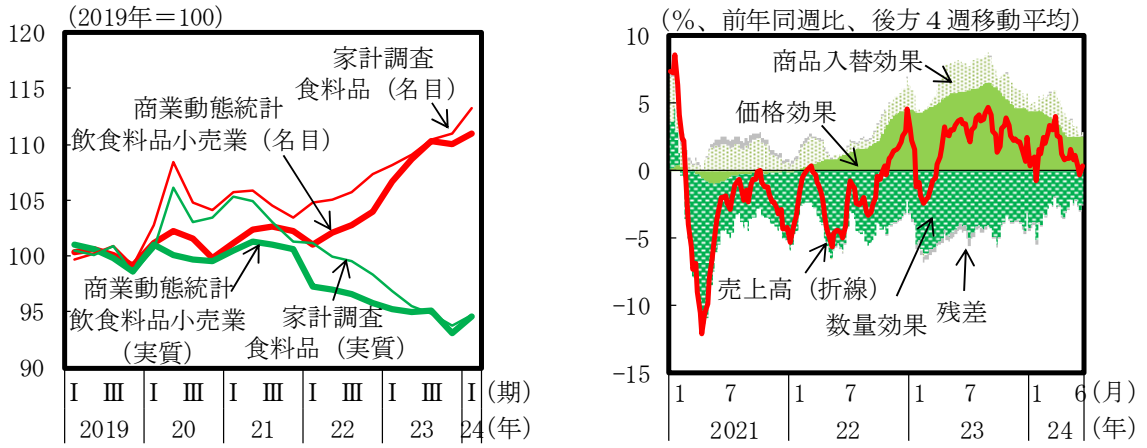

（備考）１．経済産業省「商業動態統計」、総務省「家計調査」、「消費者物価指数」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）令和６年（2024年）推計」、一橋大学経済研究所経済社会リスク研究機構、全国スーパーマーケット協会及び株式会社インテージ「ＳＲＩ一橋大学消費者購買指数」により作成。

２．（１）の実質化には、消費者物価指数の食料から外食を除いた系列を用いた。商業動態統計・飲食料品小売業（名目）を除く３系列は、内閣府による季節調整値。

３．（１）の家計調査の各系列は、総世帯の外食除く食料の支出金額と日本の世帯数の将来推計（全国推計）の世帯数を用いて１国全体の食料品支出金額を算出し、季節調整済指数を作成。

４．（２）について、対象商品は、ＪＡＮコード等のソースマーキングされた約300カテゴリーで約100万商品。ＪＡＮコードのない商品（お弁当など日配品、店頭で提供されるコーヒーなど）、宅配等の各種サービスは対象外。

（宿泊は供給制約による影響、外食は店舗当たり客数でコロナ前水準を回復）

サービスのうち、宿泊サービスの売上高は、コロナ禍前の 2019 年の水準を上回って増加傾向にある。宿泊稼働率は、2019 年平均 63％程度から、コロナ禍により一時的に 13％程度まで落ち込んだ後、直近（2024 年５月）は 59％程度まで回復しているが、宿泊業の就業者数はコロナ禍前の水準に戻っておらず、供給制約に直面しているとみられる（第１－１－７図（１））。こうした中で、2023 年以降の売上高の増加は、専ら客室単価の上昇にけん引されており、延べ宿泊者数については、外国人は、水際対策の緩和[6]に加え、円安の効果もあって、増加傾向が続いている一方で、日本人宿泊者数については、コロナ禍前の水準を回復した後は横ばい圏内の動きとなっている。名目所得の伸びが物価上昇に追いついていない中、客室単価の顕著な上昇が、日本人の宿泊需要を抑制する要因となっていると

[6] 2022 年９月 26 日に、10 月 11 日以降、①外国人の新規入国について、国内の受入れ責任者による申請を求めないようにするとともに、外国人観光客の入国をパッケージツアー以外も認めること、②ビザ免除措置の適用再開、③新型コロナ感染が疑われる者を除き入国時検査を行わないこと、④入国者総数の上限（１日５万人を目途）の撤廃、⑤国際線を受け入れていない空港・海港における国際線受入れを順次再開すること、が決定された。水際対策自体は 2023 年４月 29 日をもって終了した。

みられる。なお、国内旅行者数を旅行形態別にみると、コロナ禍の影響でいずれの形態も落ち込んだ後、パック・団体旅行はコロナ禍前を依然 35％程度下回っている一方で、個人旅行はコロナ禍前の水準をおおむね回復しており、コロナ禍後の消費者行動の構造変化がみてとれる（付図１－１）。

次に、外食売上高について業界統計の動きをみると、2023 年初頃にはコロナ禍前の水準を超え、その後もコロナ禍前の緩やかな増加トレンドを超えたペースでの増加傾向が続いているが、客数はコロナ禍前の水準をやや下回っており、回復の途上にある（第１－１－７図（２））。売上高を、店舗数と店舗当たりの客単価・客数に分解すると、コロナ禍を経て、店舗数が緩やかに減少する一方で、店舗当たりの売上高の増加傾向が続いている。これは、物価上昇による客単価の上昇に加え、店舗当たりの客数がコロナ禍前水準を回復していることによる。

第１－１－７図　宿泊・外食の動向

宿泊サービスは供給制約、外食売上高はコロナ禍前を回復

（１）宿泊サービスの動向

①宿泊施設稼働率と宿泊業就業者数

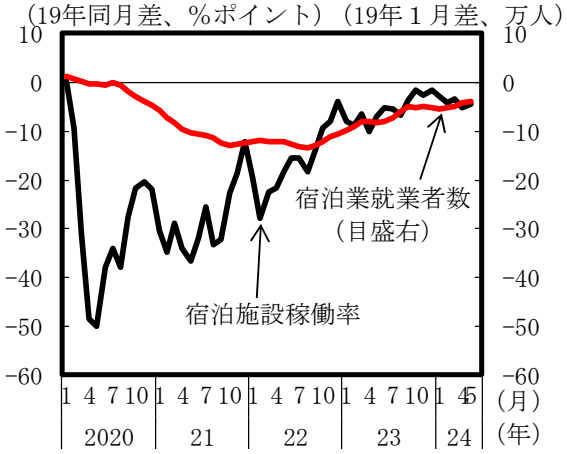

②宿泊売上の要因分解

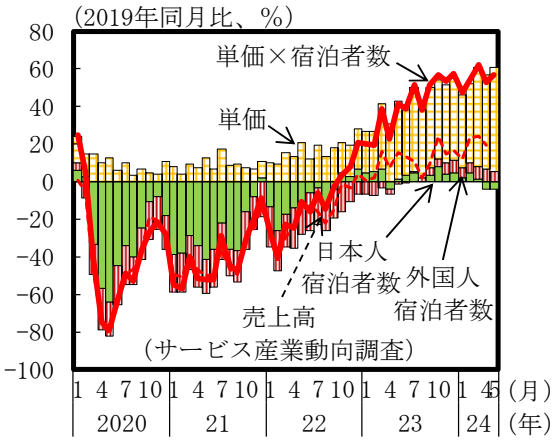

（２）外食サービスの動向

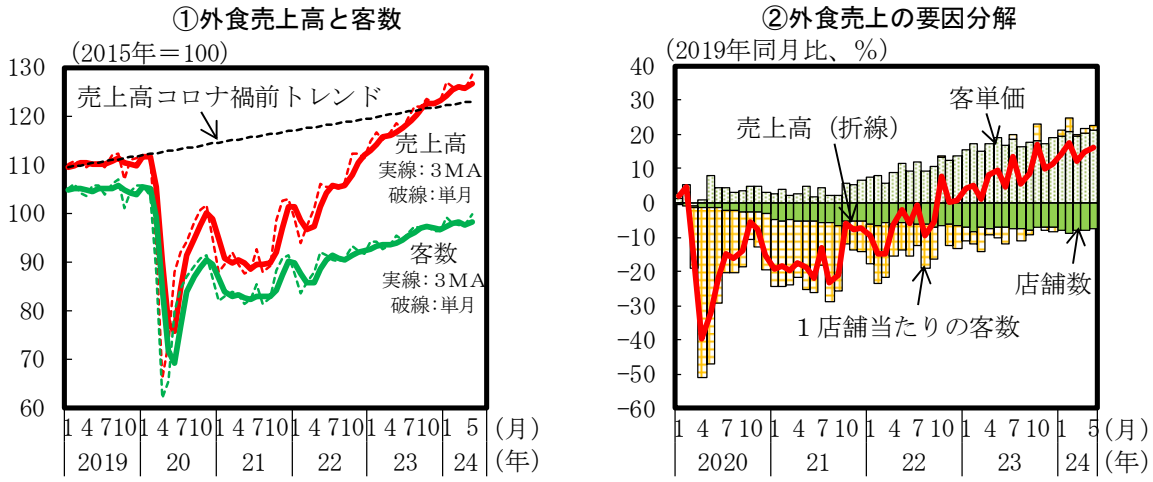

（備考）１．総務省「労働力調査（基本集計）」、「サービス産業動向調査」、「消費者物価指数」、観光庁「宿泊旅行統計調査」、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。
２．（１）について、①の就業者数は、後方12か月移動平均。②の単価は、消費者物価指数の宿泊料（全国旅行支援等の影響を除く。）。交絡項は図中から除いている。
３．（２）について、①は内閣府による季節調整値。コロナ前トレンドは、コロナ禍前期間中（2016年～2020年２月）の平均的な伸び率で、コロナ禍以降、指数を延伸したもの。②について、交絡項は図中から除いている。

なお、外食消費の実質値について、供給側データ（業界統計、サービス産業動向調査）や需要側データ（家計調査。総世帯の一世帯当たり支出額に世帯数を乗じたもの）、ビッグデータを比較すると、2024 年１－３月期時点においては、いずれの指標でもコロナ禍前の水準を依然下回っている（第１－１－８図）。ただし、業界統計やビッグデータでは、コロナ禍前水準近くまで回復し、家計調査ベースでも、コロナ禍前の９割超の水準まで回復している一方、サービス産業動向調査ではコロナ禍前の約７割の回復にとどまっている[7]。外食需要については、コロナ禍を経てテレワークの実施率が高まり[8]、特に平日の需要がコロナ禍前には戻っていないという構造変化の影響も受けている可能性はあるが、上述のように、店舗当たりの客数は回復傾向が続いており、所得の伸びが物価上昇を上回って増加する状況が実現していくことにより、外食需要が更に伸びる余地は残されていると考えられる。

---

[7] 供給側統計の「サービス産業動向調査」の外食売上高は、名目では、他のデータと異なり、コロナ禍前の水準を唯一回復していない。統計の特性の違いとして、例えば、業界統計は、「サービス産業動向調査」と比べて、居酒屋等のシェアが低い一方、ファーストフード店のシェアが高めとなっていることや、「サービス産業動向調査」は、業界統計よりも中小・零細企業の動向を捉えているなどの違いがあり、こうした点が動きの違いにつながっている可能性がある。

[8] 国土交通省「テレワーク人口実態調査」によると、雇用者数ベースのテレワーク実施率は 2019 年 14.8%に対し、2023 年は 24.8%、一週間当たりのテレワーク日数も 1.9 日から 2.3 日に増加している。

第１－１－８図　コロナ前と比べた外食消費の動向

外食消費は、名目ではコロナ前を上回っているが、実質は依然下回る

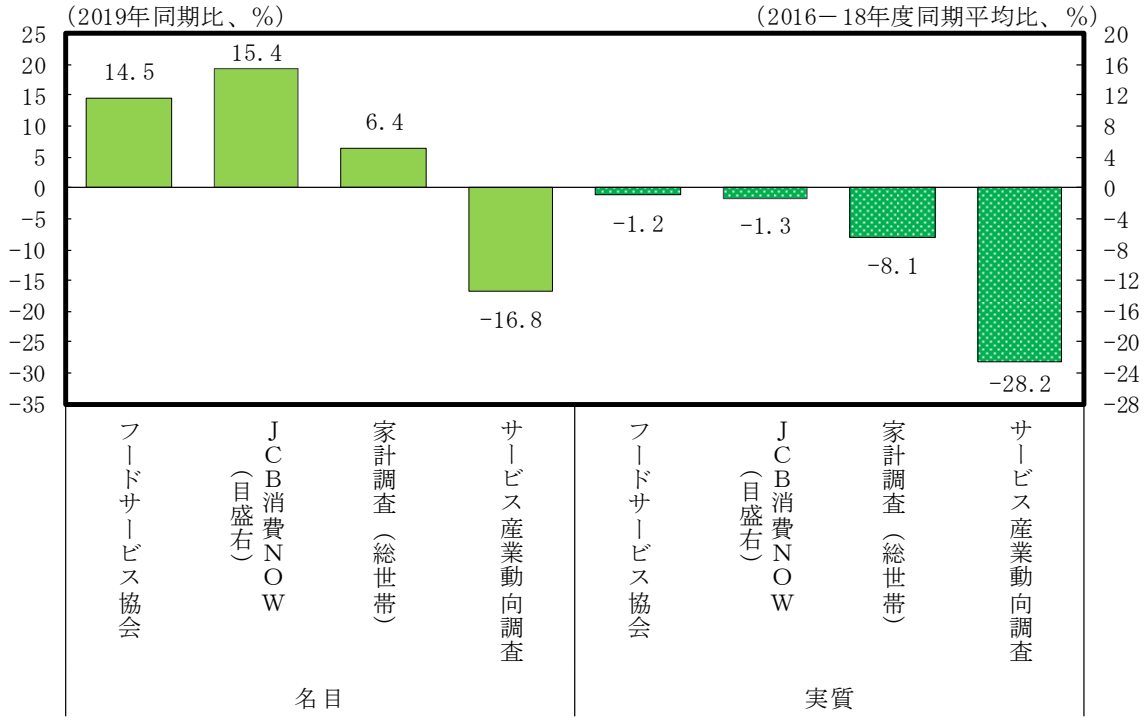

（備考）１．日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」、総務省「消費者物価指数」、「サービス産業動向調査」、「家計調査」、「国勢調査」、株式会社ナウキャスト、株式会社ジェーシービー「JCB消費NOW」。
２．2024年１－３月期の値。
３．「家計調査（総世帯）」における値は、「家計調査」で得られる世帯当たりの消費額と「国勢調査」等から得られる世帯数を、年齢階級別で掛け合わせた上で導出したマクロの外食支出額。

（コロナ禍後は、実質可処分所得の弱さが、個人消費が力強さを欠く要因に）

次に、個人消費の背景を確認する。まず、実質個人消費を、実質可処分所得や実質金融純資産、高齢者比率等で説明する回帰式を推計し、そこから得られる推計値と実績値を比較する（第１－１－９図）。これによると、2020 年以降のコロナ禍の局面では、特別定額給付金の支給による可処分所得の大幅な増加の一方、外出自粛等により消費が手控えられるなどしたことから、個人消費の実績値が推計値を大きく下回る状態が続いていた。一方、新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行があった 2023 年４－６月期以降についてみると、後述するコロナ禍で積み上がった超過貯蓄があまり取り崩されず、実質金融資産として推計値を押し上げていることもあって、依然、水準としては推計値が実績値をやや上回っているものの、両者ともに減少傾向で推移している点は共通している[9]。このように、コロナ禍後、個人消費は、コロナ禍以前のように、実質可処分所得等の基礎的な要因により説明される構造に回帰しつつあるとみられる。

[9] なお、2024 年１－３月期の消費は自動車の出荷停止事案により押下げられている。

第１－１－９図　消費関数の推計

個人消費の実績値は、コロナ禍後、所得等の動きで説明される姿に近づいている

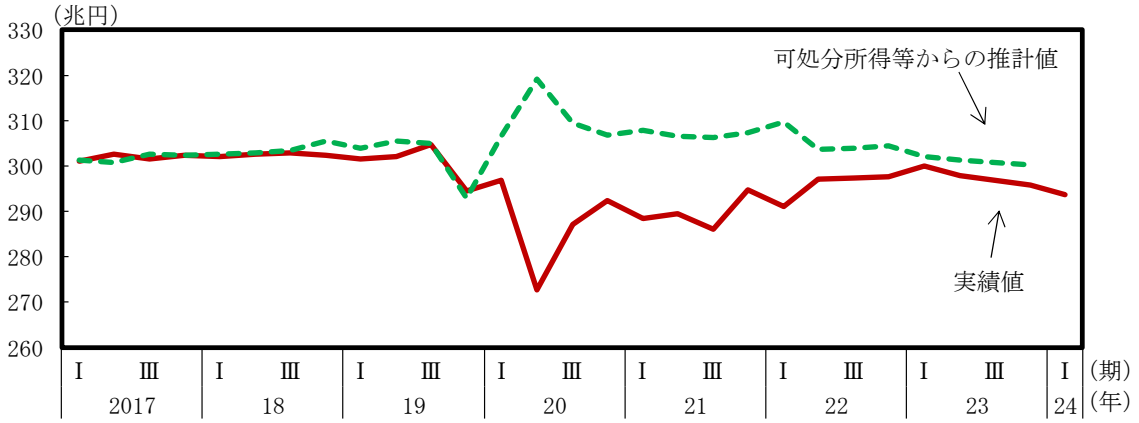

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、総務省「人口推計」、日本銀行「資金循環統計」により作成。
２．推計の詳細は付注１－１参照。

以下では、個人消費を規定する要因として、実質所得、消費者マインド、超過貯蓄、資産効果について述べる。まず、所得面として、第１－１－10 図（１）で国民経済計算ベースの名目家計可処分所得について、今回の物価上昇が始まった前後の 2021 年１－３月期[10]以降、2023 年 10－12 月期までの累積変化でみると、雇用者報酬の増加傾向が続いている一方で、コロナ禍における各種支援策の縮小や直接税や社会保険料支払の増加[11]もあって、可処分所得の伸びは 1.1％程度に抑制されている。この間、物価（家計最終消費支出デフレーター）が所得の伸びを上回って上昇したことにより、実質の家計可処分所得は累積でマイナス 5.6％程度減少している。このように、名目所得の伸びが、物価上昇に追いついていないことが、個人消費が力強さを欠く主因となっている。「毎月勤労統計調査」における就業形態計（フルタイム労働者とパートタイム労働者を合わせた雇用者の平均）の名目賃金を消費者物価で除した購買力ベースの賃金の前年同期比の動きを、主要先進国と比較すると、欧米各国は 2023 年秋から年末以降にかけて購買力ベースの賃金の前年比がプラスに浮上している。他方、日本は、マイナス幅が緩やかになりつつあるが、後述するようにパートタイム労働者比率の上昇が続いていることもあり、2024 年前半の時点で依然として減少が続いている[12]（第１－１－

[10] 2021 年１－３月期は、家計最終消費支出デフレーターが前期比で４四半期ぶりにプラスに転じており、同期を起点とした。

[11] 所得税・住民税や社会保険料負担の増加については、賃金所得の改善に伴う増加に加え、株価上昇等に伴う配当課税や譲渡益課税の増加、賃金が増加する中で課税最低限等の水準が変化していないことによる税負担増の効果（本章第２節で後述）、2022 年 10 月及び 2023 年４月における雇用保険料の引上げ等が影響している。

[12] 賃金の動向については、本章第２節で詳述する。

10 図（２））。今後は、定期昇給込みで 5.10%、ベアで 3.56%と 33 年ぶりの高水準となった 2024 年春季労使交渉での賃上げ率の反映や、６月以降実施されている所得税・住民税の定額減税の効果等により、可処分所得の押上げが期待される。さらに、個人消費の持続的な回復に向けては、賃金をはじめ名目所得が物価上昇を上回る状況が継続的に実現されることが何よりも重要である。

第１－１－10図　家計可処分所得の項目別寄与

名目可処分所得は、雇用者報酬よりも伸び悩む中、物価上昇の影響で、実質では減少傾向が続く

（１）日本の家計可処分所得の動向

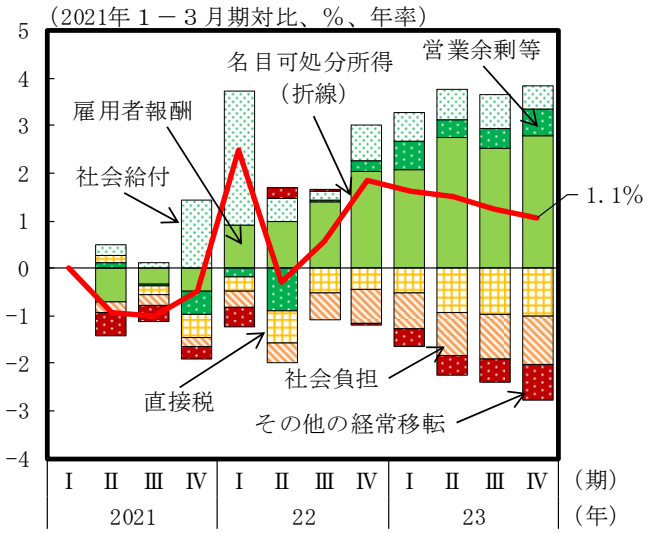

（２）購買力ベースの賃金の国際比較

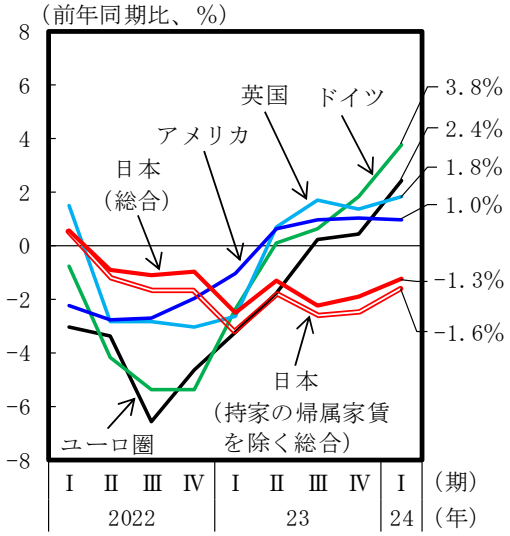

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」、アメリカ労働省、Eurostat、ＥＣＢ、ドイツ連邦統計局、英国国家統計局により作成。
２．（１）は季節調整値。2023年10－12月期２次速報時点。営業余剰等は、営業余剰・混合所得に財産所得の純受取を加算したもの。
３．（２）のアメリカは、時間当たり賃金を消費者物価（帰属家賃含む）で実質化。ユーロ圏は、時間当たり名目賃金を消費者物価（帰属家賃含まない）で実質化。ドイツは、名目賃金指数と消費者物価指数の商として計算。英国は、週平均名目賃金を消費者物価（帰属家賃含む）で実質化。日本については、二重線は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化、実線は消費者物価指数（総合）で実質化。

（消費者マインドは改善してきたが、食料品価格上昇・円安等により足踏み）

次に、消費者マインドをみると、2023 年秋以降、雇用環境の改善が続く下で、食料品を中心に物価上昇ペースが緩やかになったことや、2024 年の春季労使交渉での賃上げもあって、持ち直しから改善傾向で推移してきたが、2024 年春以降、改善に足踏みがみられる状況となっている（第１－１－11 図（１））。消費者マインドと家計の予想物価上昇率の関係をみると、過去、必ずしも両者に明確な関係性があるわけではなく、例えば、2013 年のアベノミクス開始時は、予想物価上昇率の高まりに対し、消費者マインドも上昇する動きがみられた。一方、物価上昇率が高まった 2022 年以降は、両者におおむね逆相関がみられており、直近では、

2023 年半ば以降緩やかな低下傾向にあった予想物価上昇率が再び上昇に転じていることが、消費者マインドの足踏みに寄与しているとみられる。食料品の値上げ・円安やそれらに関する報道等が予想物価上昇率を通じて、消費者マインドを下押しした可能性が高いと言える。関連して、「景気ウォッチャー調査」の家計動向関連の先行き判断ＤＩ（小売、飲食、サービス、住宅関連業種のウォッチャーによる景気の先行きに関するＤＩ）をみると、値上げや円安に言及するコメントが増加する中で、こうしたコメントに言及する景気ウォッチャーの景気の先行き判断ＤＩは３月以降低下傾向にあり（第１－１－11 図（２））、消費者マインドの動きとも整合的である。また、消費者マインドについては、物価上昇の影響を受けるとみられる暮らし向き指数の年収階層間のばらつきが大きくなっており、より低収入の世帯ほど、食料品やエネルギーの消費支出のシェアが高いことから、これらの物価上昇の動きに対して、消費者マインドが悪影響を受けやすいと考えられる（第１－１－11 図（３））。消費者マインドの低下は、１～２四半期後にかけて個人消費を下押しする傾向があることから、その動向には引き続き留意が必要である（第１－１－11 図（４））。

第１－１－11図　消費者マインド

消費者マインドは予想物価上昇率と連動、円安や値上げへのコメントの増加が目立つ

（１）消費者マインドと予想物価上昇率

（２）景気ウォッチャー調査の先行き判断ＤＩ

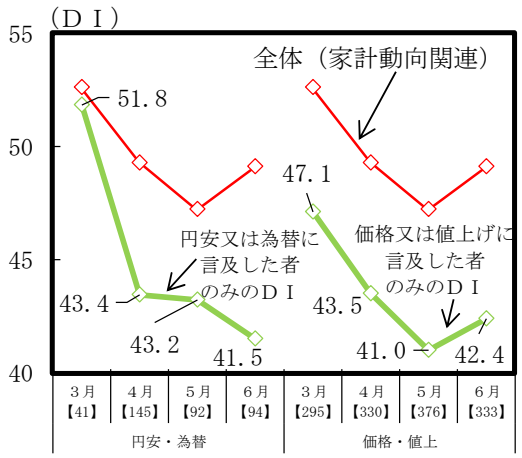

（３）年収階級別の消費者マインド（暮らし向き）

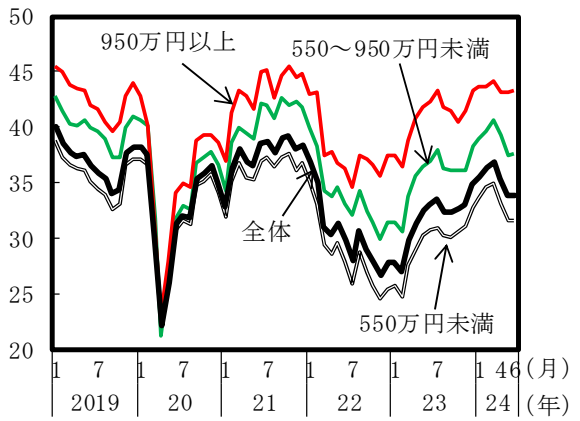

（４）消費者態度指数に対する消費支出のインパルス関数

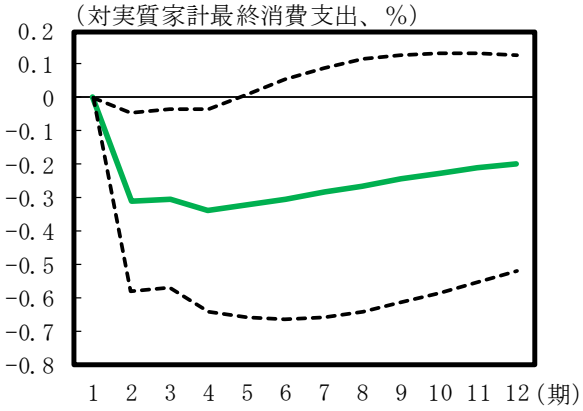

（備考）１．内閣府「消費動向調査」、「景気ウォッチャー調査」、「国民経済計算」により作成。
２．（１）、（３）は総世帯。予想物価上昇率は「日ごろよく購入する品目の価格について、１年後どの程度になると思いますか」という問に対する回答結果のうち、上昇、下落ともに「２％未満」を１％、「２％以上～５％未満」を3.5％、「５％以上」を５％として、それぞれの回答者割合で加重平均した値。
３．（２）の折線グラフは、家計動向関連の景気ウォッチャーのうち、先行き判断理由において「円安」若しくは「為替」又は「価」若しくは「値上」のキーワードに言及した者のみを取り出して算出したＤＩ。横軸の括弧内はコメント数。
４．（４）について、実質可処分所得、実質家計最終消費支出、消費者態度指数の３変数（全て前期比）による構造ＶＡＲモデルに基づき、消費者態度指数に加わった１標準偏差分のショックに対する家計最終消費支出の反応を示す。構造ショックの識別は、上記の順のコレスキー分解による。推計期間は、2000年１－３月期から23年10－12月期。ラグ次数はＡＩＣに基づき８を選択。実線は点推定量、破線は１標準誤差バンドを示す。

（超過貯蓄は、高所得層で積み上がり続け、低所得の高齢無職世帯では取崩し）

さらに、コロナ禍で積み上がった超過貯蓄の動向を確認する。国民経済計算ベース、資金循環統計ベースから確認すると、いずれも 2022 年末頃から取崩し局面にあるものの、その程度はいまだ限定的であり、超過貯蓄の取崩しが顕著に進んでいるアメリカとは異なる動きとなっている（第１－１－12 図（１）（２））。こうした超過貯蓄の高止まりは、前掲第１－１－９図の個人消費の実績値が理論値を依然下回る一因となっていると考えられる。

次に、属性別の動向として、「家計調査」の二人以上世帯の超過貯蓄を確認すると、勤労者世帯では、高所得世帯を中心に超過貯蓄の積み上がり傾向が継続している一方、低所得世帯においては、積み上がり傾向は継続しているものの、その程度は相対的に弱い（第１－１－12 図（３））。また、高齢無職世帯では、低所得世帯を中心に取崩しがみられることが分かる。特に、高齢無職の低所得世帯[13]では、マイナスに転じ、超過貯蓄が枯渇した姿となっている。こうした傾向は、預

[13] 男 65 歳以上、女 60 歳以上の者のみからなる無職世帯で年収 250 万円未満の世帯。家計調査によれば、同世帯において、2023 年平均で、年金収入が収入の 93%、財産収入は 0.1%を占めている。

金残高別の超過貯蓄の動向からも確認でき、比較的預金残高が大きい層では超過貯蓄の高止まりがみられるのに対して、預金残高が相対的に小さい層では超過貯蓄の取崩しが進んでいる（第１－１－12 図（４）及び付図１－２）。このように、相対的に高所得、高資産の層においては、超過貯蓄の取崩しによる消費の潜在的な増加余地は残されていると考えられ、賃金を中心に名目所得が物価上昇を上回る状況を早期に実現し、これを持続的なものとすることにより、消費意欲を引き出していくことが重要である。一方、相対的に低所得、低資産の層においては、緩やかになっているとはいえ、物価上昇が続く中で、超過貯蓄を取り崩して必要な消費に回さざるを得なかった可能性があり、上述の消費者マインドの足踏みも踏まえれば、今後の物価・賃金動向とともに、低所得、低資産の層における消費動向について注視・留意していくことが重要と考えられる。

第１－１－12図　超過貯蓄の動向

日本の超過貯蓄の取崩しは高所得層を中心に限定的だが、高齢無職の低所得世帯等では取崩しが進む

（１）マクロ統計でみた日本の超過貯蓄

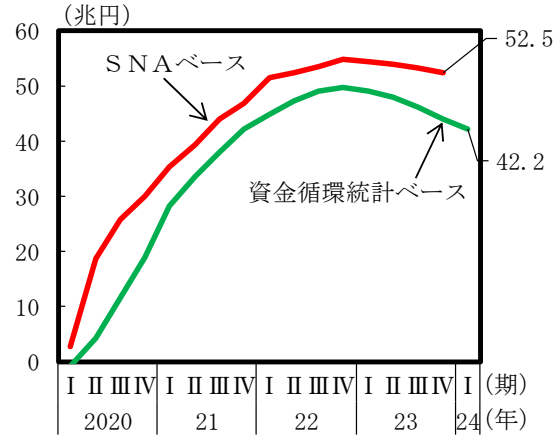

（２）米欧と比較した超過貯蓄（ＧＤＰ比）

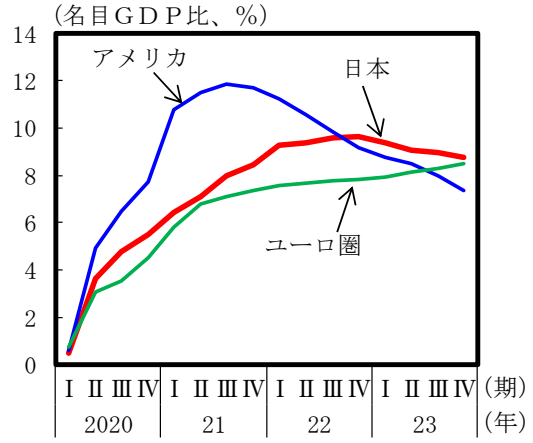

（３）世帯属性別にみた超過貯蓄

①勤労者世帯

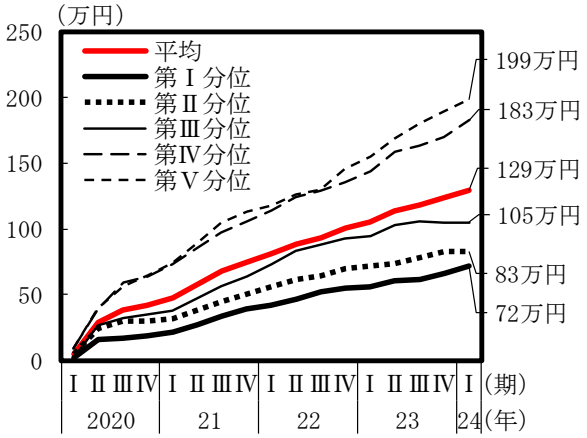

②高齢無職世帯

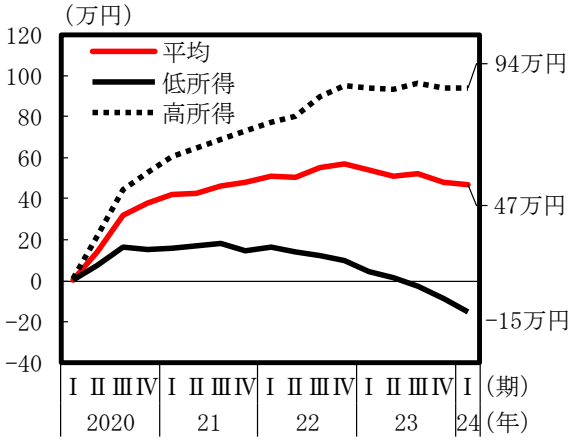

（４）預金残高別にみた超過貯蓄

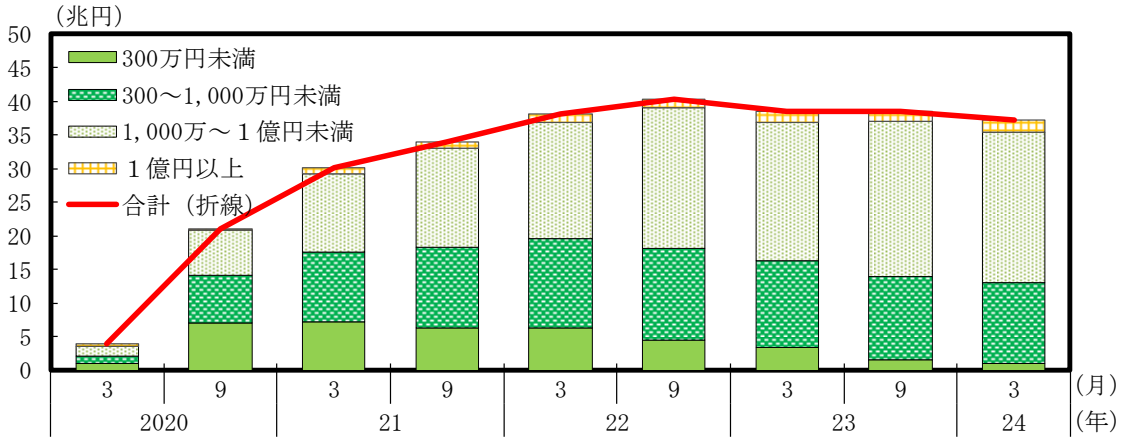

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、日本銀行「資金循環統計」、「預金者別預金」、アメリカ商務省、ユーロスタット、総務省「家計調査」により作成。

２．（１）・（２）のＳＮＡベースの超過貯蓄は、2020年以降各期と2015～19年平均との貯蓄率の差と、20年以降各期の可処分所得等との積の、2020年初からの累積。持家の帰属家賃と同営業余剰を一定の仮定を置きつつ除いている。

３．（１）の資金循環統計ベースの超過貯蓄は、家計の現預金と過去（2015年Ⅰ期～19年Ⅳ期）のトレンドの差分で算出。後方４四半期移動平均。

４．（２）のアメリカの超過貯蓄の計算の前提となる家計可処分所得と家計最終消費支出は、公表の年換算額を４で除した値。また、家計可処分所得は 日本の家計可処分所得の定義に合わせ、当局公表値から個人の利子支払及び経常移転支出を除いた数値を使用。

５．（３）は、二人以上の世帯。②の高齢無職世帯は男65歳以上、女60歳以上の者のみからなる無職世帯で、低所得は年収250万円未満、高所得は年収350万以上の世帯。2018年以前の数字は家計簿（調査票）変更による断層を補正。なお、詳細属性別の変動調整値は公表されていないため、勤労世帯平均又は無職世帯平均の調整計数を各区分に準用している。

６．（３）の超過貯蓄は、2020年以降各期と2015～19年同期平均との貯蓄率の差と、2020年以降各期の可処分所得との積の、2020年初からの累積額。超過貯蓄の算出に用いた可処分所得・消費支出は、月次の可処分所得（年金を受給している高齢無職世帯については後方二か月平均）と消費支出の各四半期合計の値。

７．（４）は、日本銀行と取引のある国内銀行（ゆうちょ銀行を除く。）及び信用金庫における個人預金の残高。対象となる金融機関の2024年３月末の個人預金残高は約689兆円。各半期現在の預金額と2015年３月～19年９月までのトレンドが続いた場合の預金額との差分を超過貯蓄と定義した。

（株価・投資信託評価額上昇による消費への資産効果は 2013 年以降高まり）

最後に、家計が保有する株式等の資産価格の変動が消費に与える影響、すなわち資産効果について確認する。

日経平均株価は、2024 年２月 22 日にバブル期の最高値を更新した。同時期の 2024 年２～３月においては、インバウンドを含む百貨店販売のみならず、国民ベースの消費を示す「家計調査」においても、バッグやアクセサリー等の身の回り品の消費の拡大がみられ（第１－１－13 図（１））、これは資産効果の可能性を示唆するものであった。こうしたことから、資産効果を確認するため、「家計調査」において資産面が調査されるようになった 2002 年から直近の 2023 年までの地域別パネルデータを用い、年間収入、株式及び投資信託の現在高を説明変数とする

消費関数を推計した[14]。また、アベノミクスの下で株価が上昇した 2013 年以降と、それ以前の二つの期間に分けて推計を行っている。結果からは以下の点が確認できる（第１－１－13 図（２））。

第１－１－13図　身の回り品消費と資産効果

2013年以降、株価や投資信託評価額上昇による消費への資産効果は高まっている

（１）身の回り品消費（かばん・アクセサリー等）　（２）資産効果

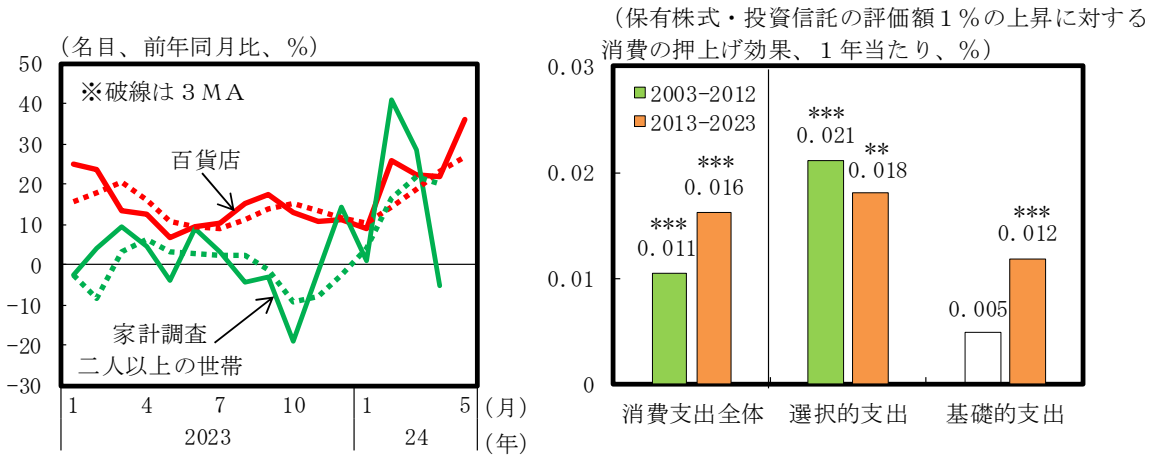

（備考）１．日本百貨店協会「百貨店売上高」、総務省「家計調査」、「消費者物価指数」により作成。
２．（１）の家計調査・二人以上の世帯は「身の回り品（傘、かばん類、アクセサリー等）」、百貨店は「身の回り品（靴、アクセサリー、ハンドバッグ・鞄等）」と「美術・宝飾・貴金属」の合計。2024年２月はうるう年の影響を含むことに留意。
３．（２）は、宮崎（2021）を参考に、家計調査における二人以上の世帯の暦年データを用いて推計。「基礎的支出」及び「選択的支出」については、総務省が各支出項目ごとに算出している最新の支出弾力性に基づき区分したもの。消費支出及びその他の項目については、消費者物価指数でデフレートした実質値につき、期中の物価変動分の影響を織り込んでいる。図中の「***」、「**」は、１%及び５%水準でそれぞれ有意であることを示す。推計方法の詳細は、付注１－２を参照。

第一に、推計期間を通じて、株式及び投資信託の評価額が上昇した場合、消費支出全体には統計的に有意にプラスの影響がみられ、資産効果の存在を確認できる。第二に、推計期間別にみると、消費支出全体に対する株式及び投資信託の係数の絶対値は 2003－12 年と比べ、2013－23 年の方が大きくなっており、アベノミクス期以降では資産効果がより強く働くようになっていることが示唆される。第三に、消費支出を、選択的支出（贅沢品的なもの）と基礎的支出（必需品的な

[14] 推計に当たっては、宮崎（2021）を参考とした（推計方法の詳細は、付注１－２を参照）。なお、ここでは、宮崎（2021）や宇南山・古村（2014）と同様に、資産面のデータが捕捉可能な世帯属性として二人以上世帯を対象に推計を行っている。他方で、我が国では高齢化の進展等に伴い単身世帯が増加しており、総務省「令和２年国勢調査」では、一般世帯のうち約４割を単身世帯が占める状況になっている。こうした点は、分析結果を解釈する上で十分に留意すべきである。

もの）[15]に分けて推計すると、選択的支出では、いずれの期間でも統計的に有意に資産効果が確認でき、係数の絶対値に大きな違いはみられない。一方で、基礎的支出の係数は、前半期間は統計的に有意ではないが、2013 年以降の後半期間の係数は統計的に有意にプラスとなっている[16]。このように、2013 年以降では、消費支出の性質にかかわらず資産効果が確認できるが、選択的支出の方が基礎的支出よりも係数の絶対値が大きくなっており、資産効果は選択的支出においてより強く働いていることが分かる。

第３章第１節で議論するように、近年、若年層を含む現役世代においてＮＩＳＡ口座数が拡大するなど資産運用の機運に高まりがみられており、家計から企業へのリスクマネーの供給は、企業の成長に向けた投資を促すとともに、資産効果を通じて、消費の活性化に結びつくことが期待される。

（新規住宅建設は、建築費の上昇・高止まり等により全体として弱含みが継続）

次に、主に家計による投資である住宅建設について確認すると、新設住宅着工戸数は、2023 年秋以降、全体として弱含みが続いている（第１－１－14 図）。内訳をみると、戸建のうち注文住宅に当たる持家は、建築費の上昇・高止まりの中で、減少傾向が続き、2024 年春以降は下げ止まっているものの、低水準で推移している。貸家については、不動産会社やＲＥＩＴの建設は底堅いものの、個人貸家業の着工がこのところ減少傾向にあり、全体としては、横ばい圏内の動きとなっている。賃料は上昇傾向にあるものの、建築費の上昇・高止まりや、小幅とは言え長期金利の上昇があいまって、賃貸利回りが低下傾向していることが背景にあると考えられる。分譲のうち、建売住宅に当たる戸建分譲については、持家と比べ割安感があることから、2022 年半ばにかけては底堅く推移する局面もみられたが、建築費の高止まりによる販売不調から、2022 年後半頃から在庫に過剰感がみられており、2023 年に入ってから新設着工は弱含んでいる。分譲マンションなどの共同分譲については、建築費が上昇する下で、適当な用地取得が困難という供給制約もあいまって、ならしてみれば弱含んでいる。

各形態の住宅着工に影響している建設コストの上昇について、建設工事費デフ

---

[15] 家計調査では、各支出項目の支出弾力性（消費支出総額が１％変化した場合に、各支出項目が何％変化するか）が１未満であれば基礎的支出、１以上である場合には選択的支出という区分がされている。

[16] 基礎的支出の資産効果が強く働くようになっているという点については、相対的に多くの資産を保有しているのは高齢者であり、高齢者ほど消費全体に占める基礎的支出の割合が高いということも影響している可能性がある。

レーターの動きをみると、木造住宅は 2021 年のウッドショック[17]による急騰の後、2023 年に入って木材輸入価格等が落ち着く下で、2023 年４－６月期以降は前年比で下落が続いていた（第１－１－15 図）。直近では、円安による輸入物価の上昇もあってプラス圏内で推移している。一方、非木造住宅は、木造住宅よりやや遅れて 2022 年年央にかけて上昇率を高め、その後 2023 年末にかけて伸び率が縮小してきたが、コンクリートや金属製品等各種資材価格の上昇により、2024 年１－３月期には下げ止まっている。2021 年初以降の建設工事費デフレーターの動きを原材料費（資材価格）、人件費等の要因に分解すると、原材料費要因は、全体として伸びが緩やかになっているものの、上昇寄与が続いており、人件費要因も徐々に上昇寄与を強めていることが分かる。なお、1960 年代後半以降、住宅ストック数が世帯数を超えた状態が続く中で、新設住宅着工、とりわけ分譲を含む広義の持家については、住宅購入志向が高い夫婦とこども世帯の減少や住宅購入志向の低い単身世帯の増加など人口・世帯構造の変化による長期的な減少傾向もみられる。こうした点を踏まえた、中古住宅流通市場の重要性など今後の住宅市場の課題については、第３章第２節で詳述する。

第１－１－14図　新設住宅着工数等

住宅の新設着工戸数は弱含みが続く

（１）利用関係別新設住宅着工数

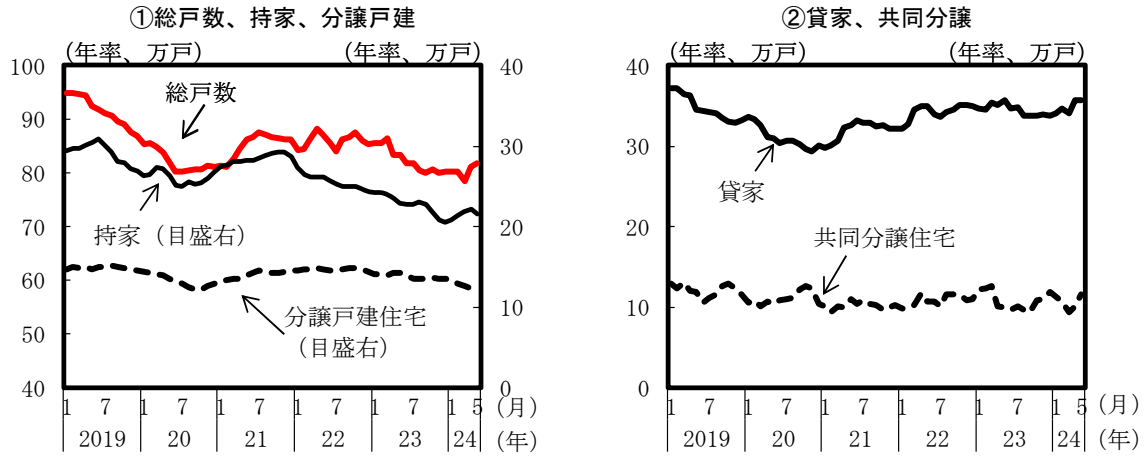

[17] 2020 年の新型コロナウイルス感染症の発生をきっかけとして、アメリカでの住宅需要の高まりや世界的な供給網の混乱などを背景に、輸入木材価格が 2021 年春頃から高騰した現象。

（２）貸家の着工数の建築主別寄与度分解

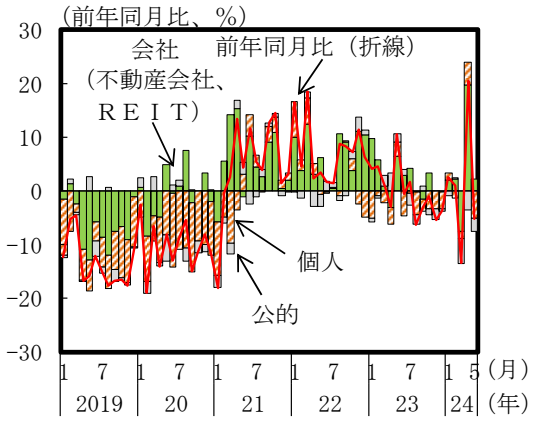

（３）大規模土地取引状況（住宅・販売目的）

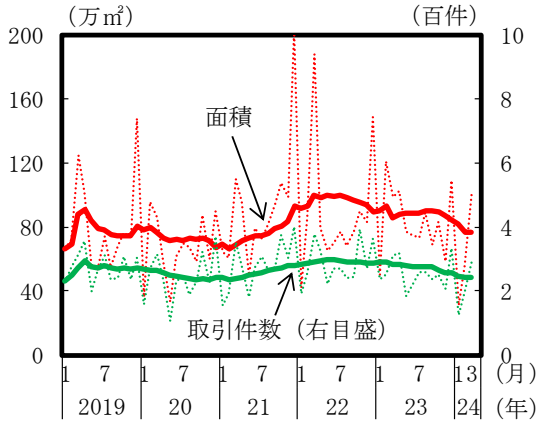

（備考）１．国土交通省「住宅着工統計」、「土地取引規制実態統計」により作成。
２．（１）新設住宅着工数は、季節調整値。３ＭＡ。
３．（３）大規模土地取引状況は、住宅（販売目的）の全届出受理状況。実線は12ＭＡ。

第１－１－15図　建設工事費デフレーターと建設業の求人等の動向

資材価格の高止まりのほか、有効求人倍率は高水準で推移している

（１）建設工事費デフレーター

①木造住宅、非木造住宅

②寄与度分解

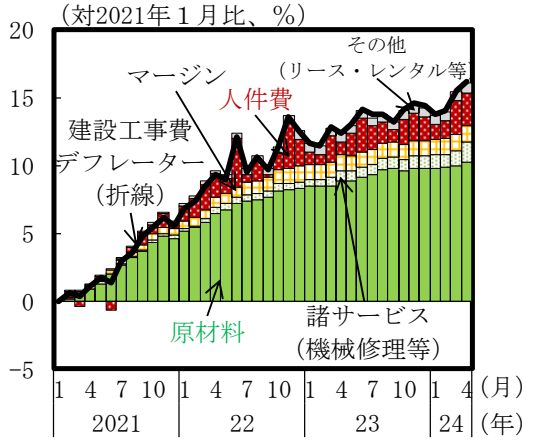

（２）建設業の求人等の動向

①有効求人倍率及び、労働過不足率

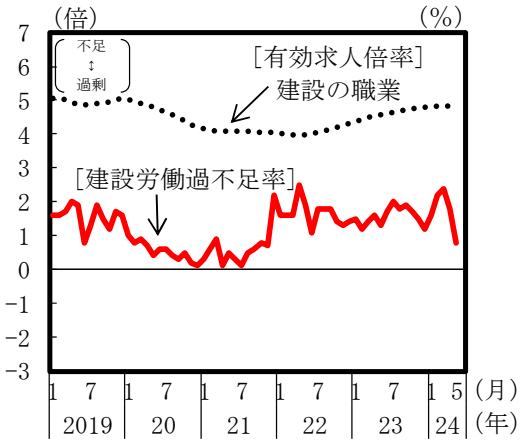

②建設業の労働者過不足判断Ｄ．Ｉ．

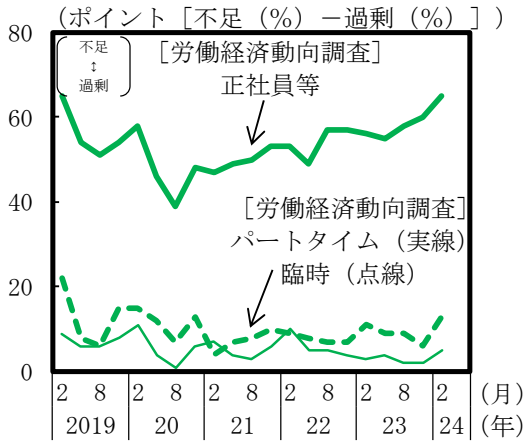

（備考）１．国土交通省「建設工事費デフレーター」、「建設労働需給調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」、「労働経済動向調査」により作成。

２．（１）②の寄与度分解は、国土交通省公表の「建設工事費デフレーター」採用指数のウエイトに基づき算出。

３．有効求人倍率は12ＭＡ。建設労働過不足率は季節調整値。

４．建設労働過不足率は、（調達したかったができなかった労働者数）－（調達したが過剰となった労働者数）の（調達している労働者数）＋（調達したかったができなかった労働者数）に対する比であり、６職種（型枠工（土木）、型枠工（建築）、左官、とび工、鉄筋工（土木）、鉄筋工（建築））計。

５．労働者過不足判断Ｄ．Ｉ．は、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値。

６．パートタイムは、正社員等よりも所定労働時間又は所定労働日数が短い常用雇用者。

（労働需給は、有効求人倍率でみるよりも引き締まった状態が続く）

次に、労働市場の動向をみる。第１－１－16 図（１）は、雇用者数を男女別、正規雇用者・非正規雇用者別にみたものであるが、女性を中心に、増加傾向が続いていることが分かる。また、第１－１－16 図（２）のとおり、就業率（15 歳以上人口に対する就業者数の比率）も、25～64 歳の女性を中心に上昇傾向が続いてきたが、2024 年春頃には、横ばい圏内で推移している。これまで、女性については、2010 年代半ば以降、非労働力状態から労働市場に参加する者が増加する傾向が継続してきたが、2024 年に入って以降、女性が非労働力人口から労働力人口へと移行する確率（遷移確率）の上昇による労働力人口への流入は一服の兆しがみられるようになっており、非労働力人口が減少する中で、今後、女性の就業者の増加余地が小さくなる可能性には留意が必要である（第１－１－17 図）。この点については、第２章第１節で再論する。

第１－１－16図　雇用者数、就業率の動向

雇用者数は、女性を中心に増加してきた

（１）男女別・形態別の雇用者数

就業形態別雇用者数の増減

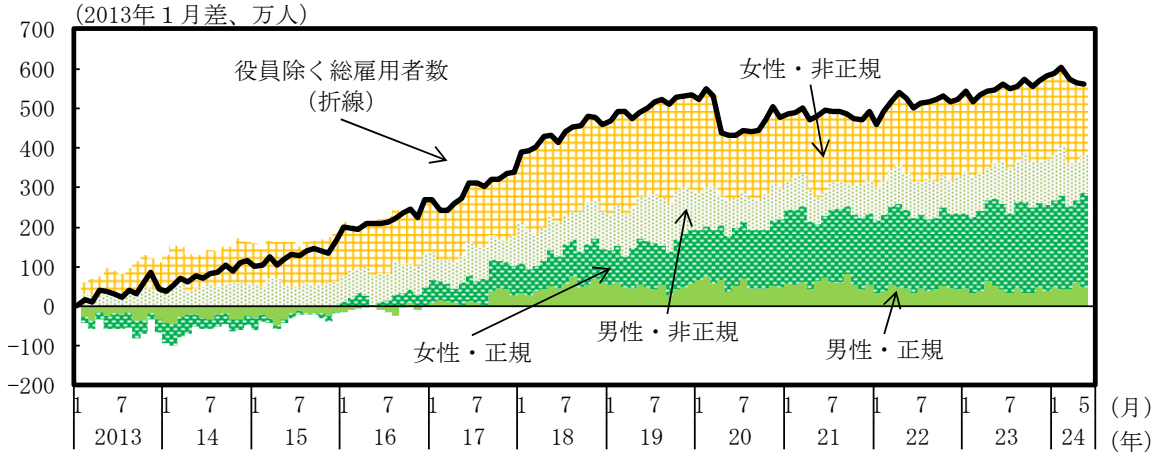

（２）就業率の動向

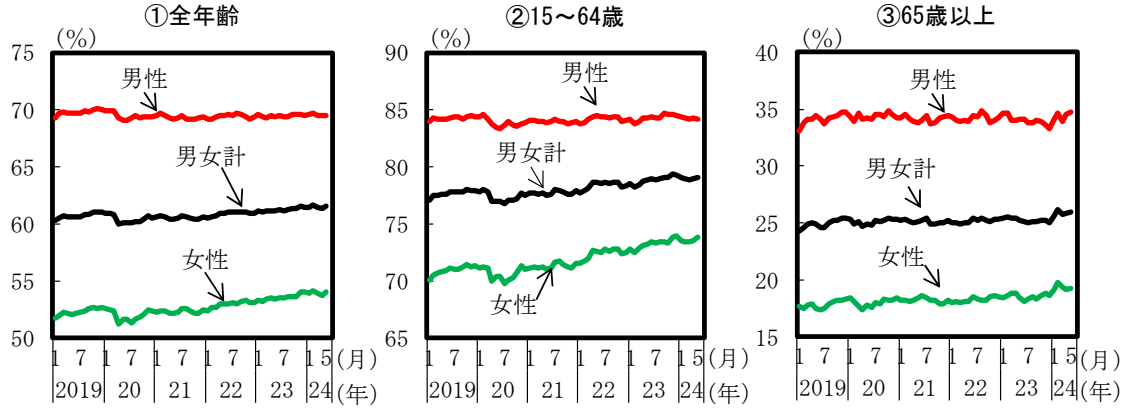

（備考）１．総務省「労働力調査（基本集計）」により作成。
２．（１）は役員除く雇用者数（季節調整値）。（２）は季節調整値。

第１－１－17図　非労働力人口から労働力人口への遷移要因分解

女性は非労働力から労働力人口へのフローが増加してきたが、2024年に入って以降、横ばい傾向で推移

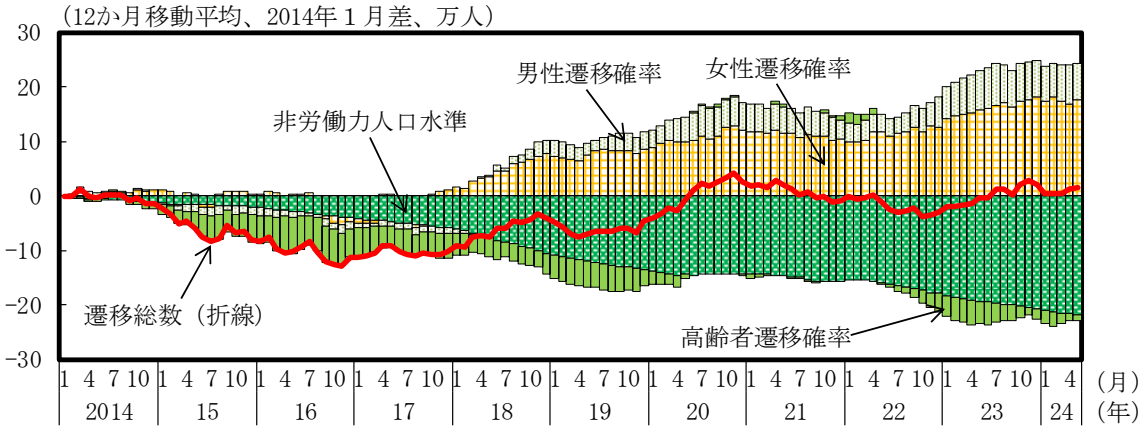

（備考）１．総務省「労働力調査（基本集計）」により作成。
２．男性及び女性はそれぞれ15～54歳、高齢者は55歳以上男女計。
３．遷移確率の計算は、２か月連続で調査に回答している世帯を用いて計算している。要因分解については、労働省（1986）における手法を参考に補正した水準について分解している。

労働需給については、失業率は２％台半ばと低位で安定的に推移している一方、有効求人倍率は全体で 1.2 倍台、正社員で１倍程度と横ばい傾向で推移しており、全体としてひっ迫した状態が続いている（第１－１－18 図）。第２章第１節で詳述するように、企業の人手不足感は歴史的な水準まで高まっており、職種別にみると、警備等の保安、建設、介護、宿泊・飲食サービス、貨物輸送等の自動車運転といった分野で、有効求人倍率が２倍超と、人手不足感が特に強くなっている。ただし、ハローワークを通じた入職割合は 15％程度に縮小する中で、有効求人倍率のみで労働需給の引き締まりの程度を確認することは十分ではなくなっている点に注意が必要である。例えば、ビッグデータから、正社員について、ハローワークと民間職業紹介の双方を通じた求人数の動向を確認すると、ハローワークのみの求人数は 2023 年以降横ばい圏内であるのに対し、民間職業紹介も加えた求人数は、増加傾向が継続している（第１－１－19 図）。また、パートタイム労働者について、民間職業紹介による求人数は、ハローワークを含む求人数よりも、高水準で増加傾向が続いていることが確認される。このように、民間職業紹介を含めた求人全体は、有効求人倍率のみでみるよりも、企業の人手不足感の高まりを反映して大きく増加している。なお、正社員の転職求人倍率を職種別にみると、ＩＴ・通信エンジニアや企画・管理といった職種を中心に３倍程度と高水準で推移し、募集年収別の求人割合についても、400 万円未満の求人割合は減少する一方、600 万円以上の相対的に高年収の求人割合が増加している（付図１－３）。

第１－１－18図　失業率、有効求人倍率

失業率は横ばい、有効求人倍率は１を超えて高い水準にある

（１）完全失業率・有効求人倍率

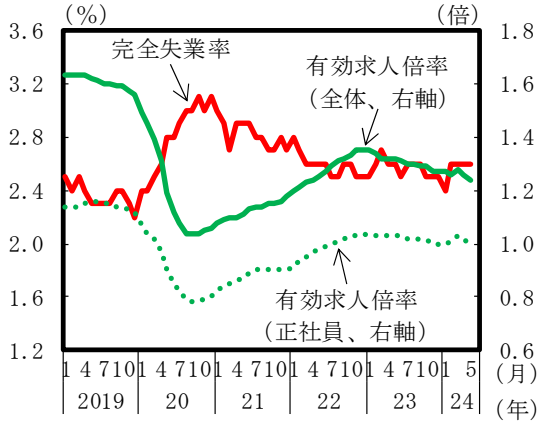

（２）職種別有効求人倍率

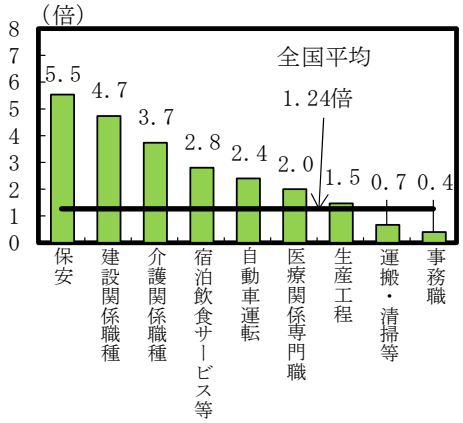

（備考）１．総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。
２．（１）の値は、季節調整値。
３．（２）の職種別の有効求人倍率は原数値、全体平均は季節調整値（いずれも2024年５月値）。

第１－１－19図　正社員・パートタイム求人動向

正社員、パートタイムともに労働需要は高い

（１）求人動向

正社員

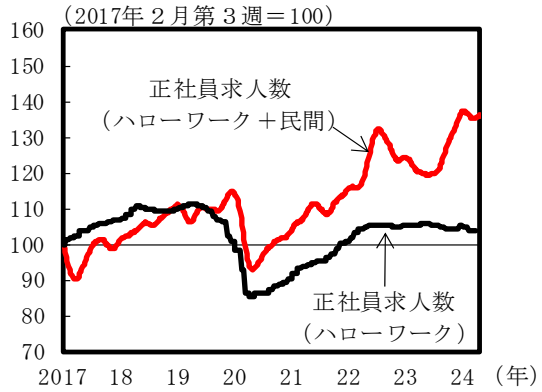

パート

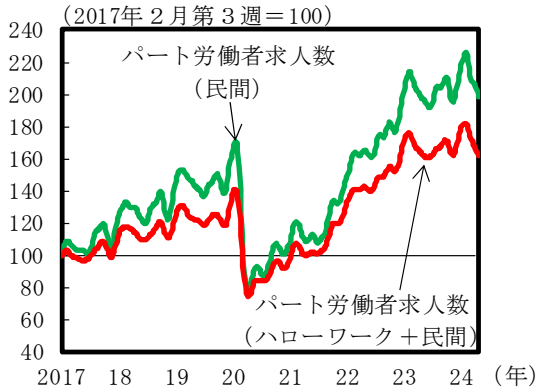

（２）求職者の入職経路

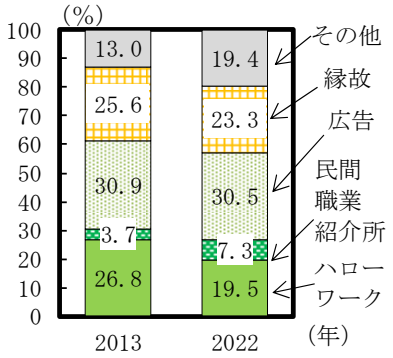

（３）求人数と雇用人員判断ＤＩ

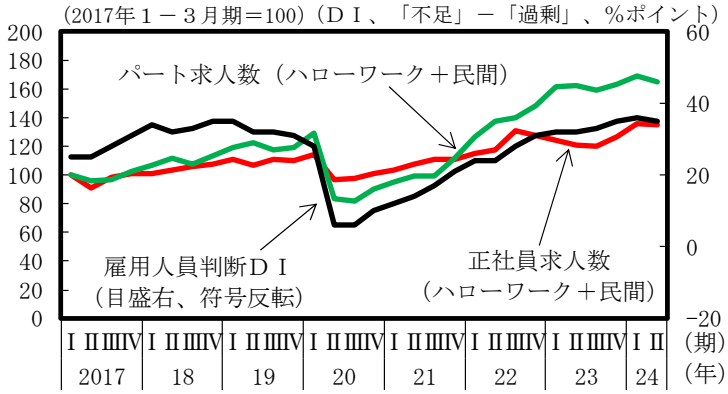

（備考）１．厚生労働省「職業安定業務統計」、「雇用動向調査」、株式会社ナウキャスト「ＨＲｏｇ賃金Ｎｏｗ」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
２．（１）は、ハローワークによる正社員求人数は2017年２月を100、それ以外は2017年２月第３週を100とした指数。週次のデータは内閣府において平滑化処理を行っている。民間の正社員求人数は、媒体によっては紹介案件も含んだ数値となっているなど、集計方法がハローワークと異なるところがあり、比較する際には一定の留意が必要。
３．（２）のその他には、学校による紹介及び出向・出向からの復帰が含まれる。

（労働市場の需給のマッチングは、ＤＸにより多様化が進む）

企業による人材の採用経路について、企業へのアンケート調査[18]を基に、正社員（新卒、中途採用）、パート・アルバイト労働者別に、５年前から現在への変化をみると、正社員の新卒採用については、いわゆるインターンシップを経由した採用が大きく伸びた一方で、合同企業説明会は割合を下げている（第１－１－20 図）。人口減少が続く若年層の人材獲得競争が激しくなる中で、学生等にインターンシップで就業体験をさせ、能力と適性を確認した上で、必要な人材を正式に採用するという囲い込み行動が活発化しているとみられる。一方、正社員の中途採用[19]については、上述のようにハローワーク経由が縮小するのとは対照的に、民間職業紹介の転職サイト経由の採用が伸びているほか、５年前はほぼ皆無だったＳＮＳを通じた採用（ソーシャル・リクルーティング）や、自社の社員の紹介などを通じたリファラル採用等が増加している。企業が採用チャネルを選択する際に重視する項目をみると、「登録者数や閲覧数の多さ」や「サービスの費用」を挙げる企業が多く、豊富な数の採用候補者へのアプローチが可能という点では転職サイトやＳＮＳが、採用コストという点ではＳＮＳやリファラル採用の活用が増えているものとみられる。企業は、こうしたメリットを生かしつつ、新たな採用経路を開拓し、人材ニーズと求職者の希望や属性とのミスマッチを極力抑制する取組を

[18] 内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」。詳細は、付注２－１を参照。
[19] 日本経済新聞社による主要企業 5,171 社に対する 2024 年度の採用計画調査（集計 2,242 社）によれば、正社員採用計画に占める中途採用者数の割合は過去最高の 43％となっている。

進めていると考えられる。

第１－１－20図　企業の採用チャネルの変化

正社員の中途採用は、転職サイトを含め採用経路が多様化

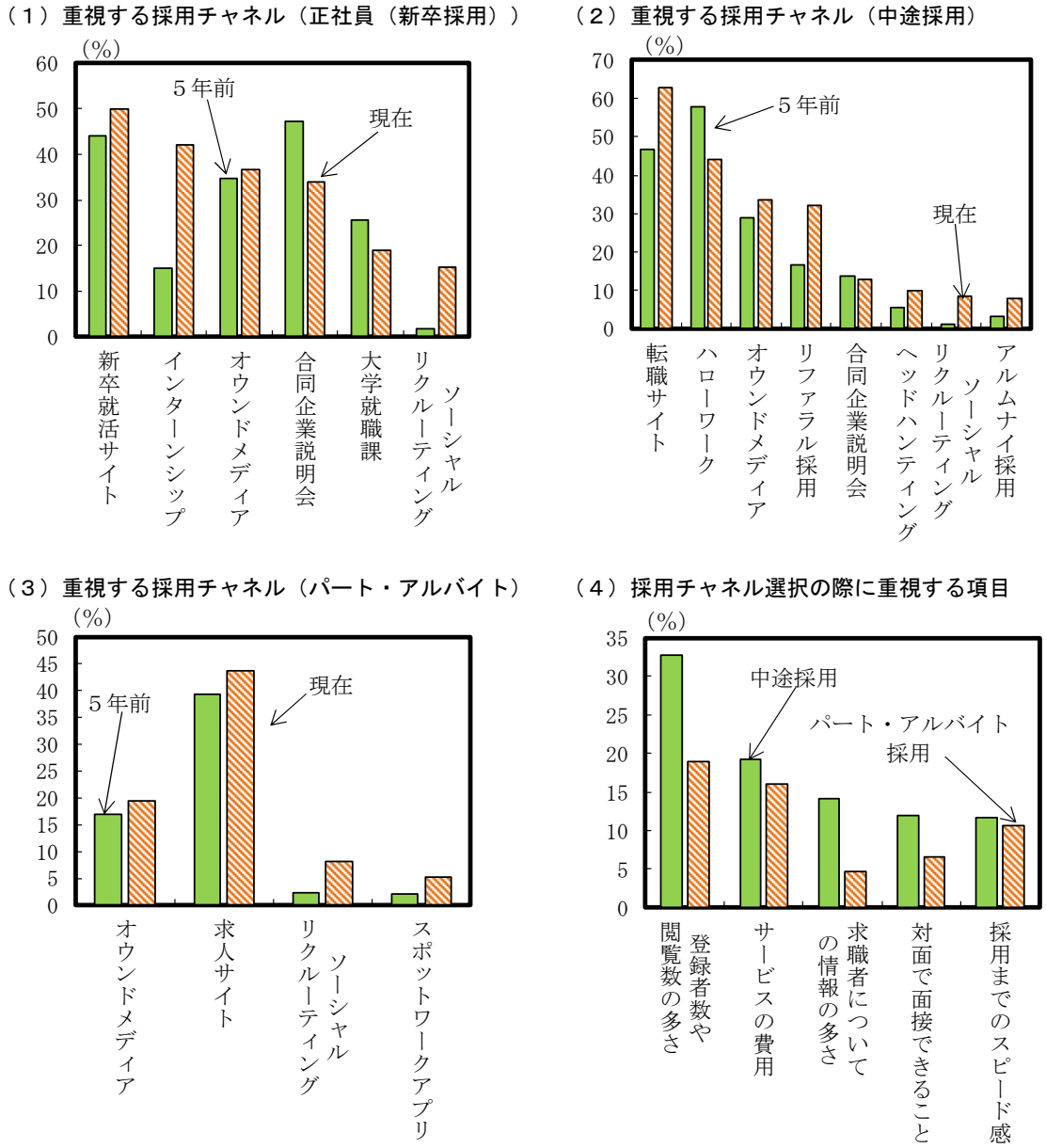

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」により作成。
２．（１）～（３）は５年前と現在重視していたものそれぞれについて、最大３つまで選択する形式。（４）は選択肢から１つ選択する形式で、記載以外の項目として「分からない・不明」、「その他」などの項目がある。
３．オウンドメディアは、自社サイトやパンフレットなど、企業自らが運用する媒体。リファラル採用は、自社社員に採用候補者を紹介してもらう採用手法。アルムナイ採用は、自社の退職者を再雇用する採用手法。

また、パート・アルバイトでは、需給がひっ迫する中で、あらゆる採用チャネルで企業の利用割合が上昇しているが、上記のＳＮＳ経由のほか、本アンケート

調査上では利用割合は５％程度と限定的なものの、スポットワークのアプリ[20]を通じた採用に取り組む企業が増加していることも特徴である。スポットワークのマッチングサービスを提供する大手企業における就労人数（延べ）をみると、運搬や接客・給仕など、人手不足感の高い運輸や飲食サービス等の職種を中心に、ここ４年で 70 倍近くまで急速に増加している（第１－１－21 図）。このように、労働需給がひっ迫した状態が続く中で、労働市場の需給のマッチングは、ＤＸによる新たな手段の活用を通じて多様化していることが分かる。

第１－１－21図　スポットワークアプリ（タイミー）を利用した延べ日雇就労人数の伸び率
スポットワークアプリの利用者は着実に増加

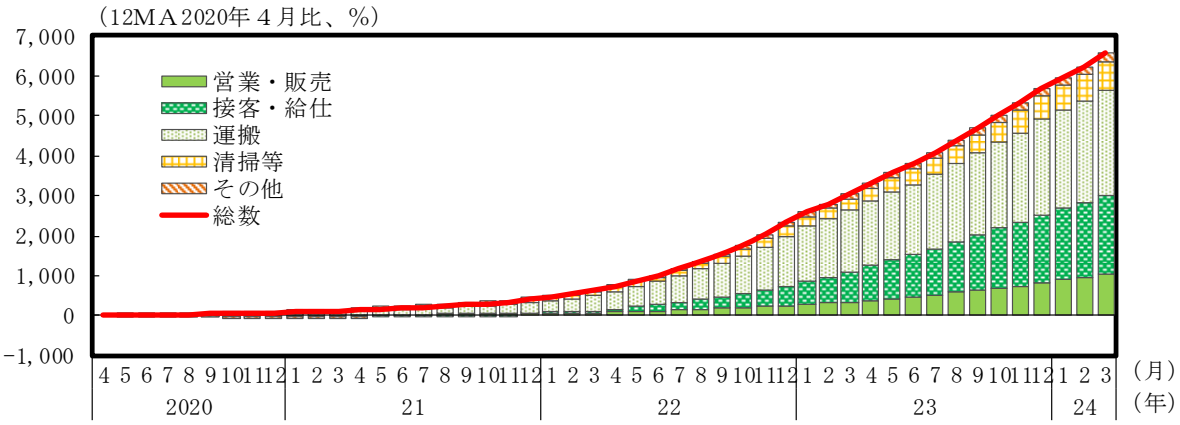

（備考）株式会社タイミーより提供を受けたデータに基づき作成。2020年４月比。

３　企業部門の動向

（企業収益は過去最高を更新し、収益力も着実に改善している）

次に、全体として堅調さを維持している企業部門の動きを確認する。まず、企業収益についてみると、全規模全産業では、2024 年１－３月期には、経常利益・営業利益ともに過去最高を更新したことに加え、売上高に対する利益率としても同様に過去最高となり、全体として企業の収益力は着実に高まっている（第１－１－22 図（１））。規模（大中堅、中小企業）・業種（製造業、非製造業）別に経常利益・営業利益をみると、いずれも改善傾向が続いているが、中小企業製造業の営業利益については、一部自動車メーカーの生産・出荷停止事案の影響もあって、

[20] 人手不足の中、短時間で働ける人を柔軟にシフトに組み入れたい飲食店等の事業者と、隙間時間を活用して収入を得たい働き手の間をマッチングする新たな採用形態。働き手は、スマートフォンのアプリを使って、今いる場所の近くで、いくらの時給で、どんな仕事があるかを簡単に探すことができる。主要なスポットワークアプリへの延べ登録者数は、過去４年で３倍以上の 1,100 万人まで拡大している（一般社団法人スポットワーク協会調べ）。

2024 年１－３月期は前期比で減少に転じる[21]など、改善に一服感がみられる点には留意が必要である（第１－１－22 図（２））。次に、売上高経常利益率の対前年変化幅を、売上高原価率、売上高販管費率、営業外収支の要因に分解すると、非製造業については、2023 年以降の各四半期で売上高経常利益率の前年同期差がプラスとなる中、売上高販管費率は人件費の増加等も背景に一貫してマイナス要因になっている一方、売上高原価率が大きなプラス要因となっている（第１－１－22 図（３））。売上原価は、財やサービスの生産規模とともに変動するが、2023 年の非製造業では、経済社会活動が正常化される中で、原価以上に売上が増加することで収益力が改善してきたと言える。一方、製造業では、2023 年７－９月期まで売上高経常利益率が３四半期連続で前年同期を下回った後は、2023 年 10－12 月期から２四半期連続で前年同期を上回って推移している。製造業においても、売上高販管費率がマイナス要因となる一方で、売上高原価率が足下でプラス転換しており、価格転嫁の進展もあって、原価以上の売上増加が収益増加に寄与していることがうかがわれる。

第１－１－22図　企業の経常利益水準（四半期）

経常利益、営業利益、売上高利益率のいずれも過去最高

（１）全規模全産業の企業収益と売上高利益率

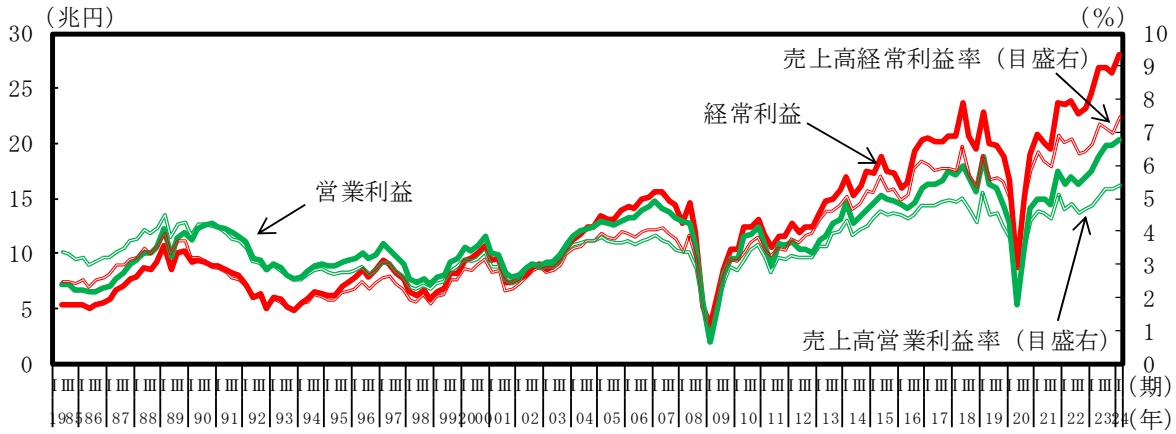

[21] 2024 年１－３月期の中小企業製造業の営業利益の前期比減少は、輸送用機械で一部自動車メーカーの生産・出荷停止事案が影響しているほか、食料品製造業で原材料価格の上昇が収益を圧迫していること等が要因となっているとみられる。

（２）業種別・規模別の経常利益・営業利益

①大中堅製造業

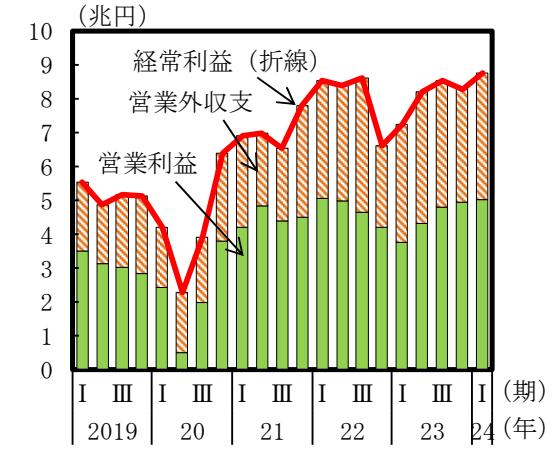

②大中堅非製造業

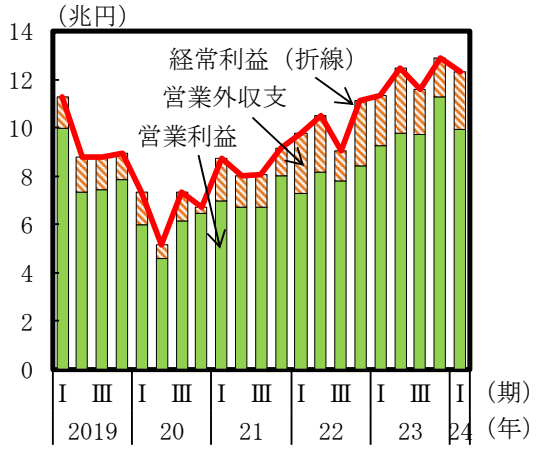

③中小製造業

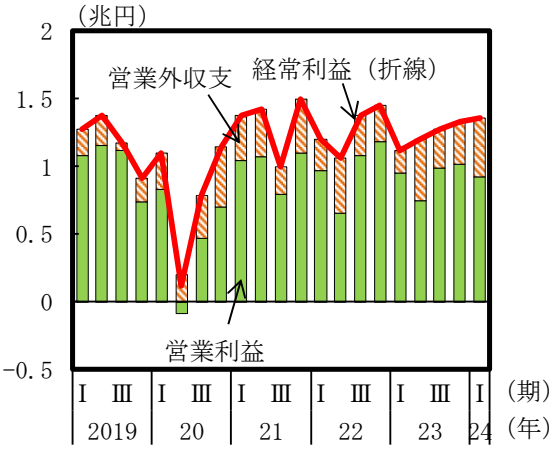

④中小非製造業

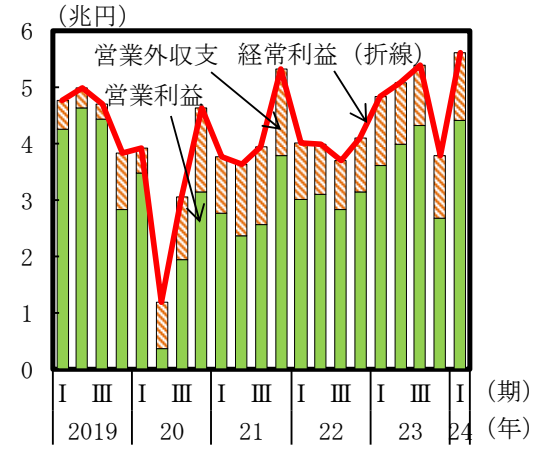

（３）売上高経常利益率の前年同期差の要因分解

①製造業

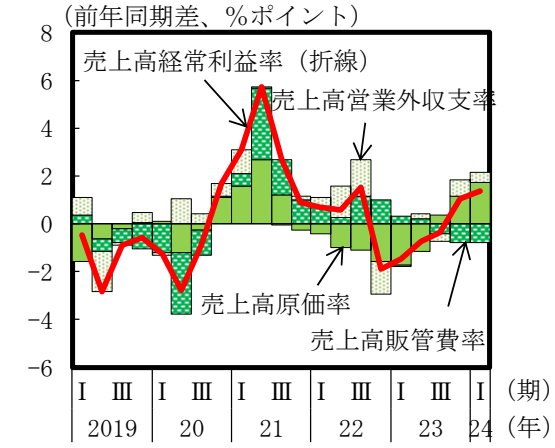

②非製造業

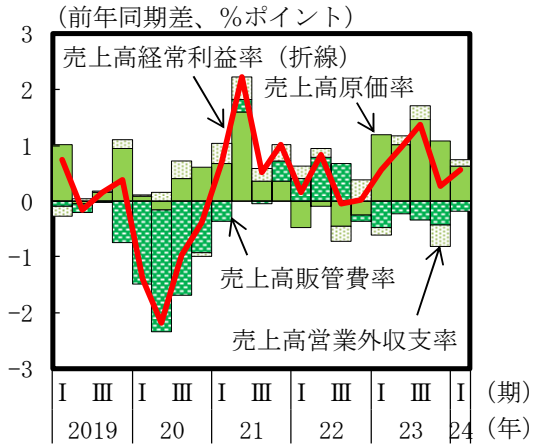

（備考）財務省「法人企業統計季報」により作成。

なお、企業収益は、2023 年度としても過去最高を更新し、コロナ禍前の 2018 年度対比では、非製造業の経常利益はプラス 23.3%、製造業はプラス 28.4%と大幅に改善した（付図１－４）。2023 年度の経常利益の前年度比を業種別にみると、製造業では、輸送用機械は、一部自動車メーカーの生産・出荷停止事案の影響はあったものの、半導体供給制約の緩和や価格転嫁、円安の影響から大幅なプラスとなった一方、既往の世界的な半導体市況の悪化により、情報通信機械や電気機械が減益となった。2023 年末以降、半導体市況は底打ちし、持ち直しに転じているが、2023 年度としては経常利益を押し下げる要因となった。非製造業は、幅広い業種で増益となっており、2023 年５月の新型コロナウイルス感染症の５類移行やこれに伴うインバウンドの回復により、特に、宿泊・飲食を含むサービス業や小売業が寄与した[22]。

（企業保有の現預金残高は大きく、賃金・投資に回していくことが重要）

このように、企業収益は総じてみて緩やかな改善が続いている中、企業部門の保有する現金・預金残高は増加傾向を続けている。企業部門の現金・預金の保有残高のＧＤＰ比を主要先進国と比較すると、いずれもコロナ禍後に比率が拡大している点は共通しているが、我が国の現金・預金比率は、諸外国よりも恒常的に高水準にあり、かつ近年の上昇ペースが大きく、2023 年末ではＧＤＰの６割程度にまで達している（第１－１－23 図）。企業規模別に、現金・預金残高等が総資産に占める比率をみると、①大・中堅企業においては、2000 年代初頭以降、海外直接投資の拡大から投資有価証券比率が大幅に上昇する中で、現金・預金比率も 2000 年代後半から緩やかながら上昇している一方、②中小企業においては、2000 年代初頭以降、現金・預金比率の上昇が続き、コロナ禍の各種資金繰り支援策の影響等もあって、2020 年度以降上昇ペースが高まっている。こうした中で、③企業の規模を問わず有形固定資産比率は長期的に逓減傾向で推移している。これまで長期的に、企業部門は、海外生産を拡大させるとともに、足下の収益確保の観点から、コストカットを通じて賃金・投資を抑制してきたが[23]、今後は、こうして蓄積された企業部門の資金が賃金や投資に回り、経済の好循環につながっていくことが重要である。

---

[22] このほか、電気業は、燃料価格の高騰の一服と 2023 年６月以降の電気料金改定により大幅な増益となった一方、水運業や卸売業は、コロナ禍後の世界的物流再開や資源価格高騰による前年の高利益の反動が影響し、非製造業の中では例外的に減益となったが、それでもコロナ禍前と比べると 2023 年度の経常利益は高水準となっている。

[23] 過去 30 年程度の資産・負債の動向からみた企業部門の行動の変化については、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024）を参照。

第１－１－23図　企業部門の現金・預金残高

諸外国と比べて現預金残高の水準が高く、増加ペースも大きい

（１）企業部門の現金・預金残高（国際比較）

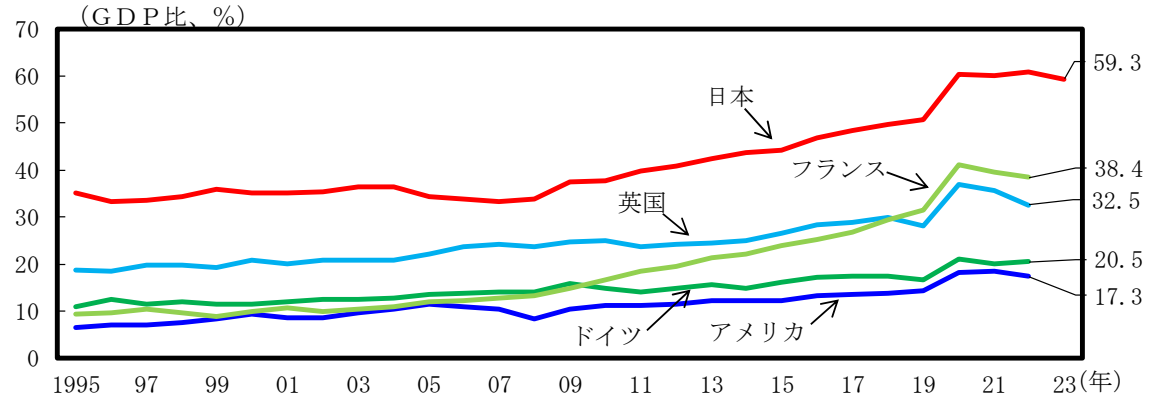

（２）総資産に占める現預金、有形固定資産（除く土地）、投資有価証券の比率

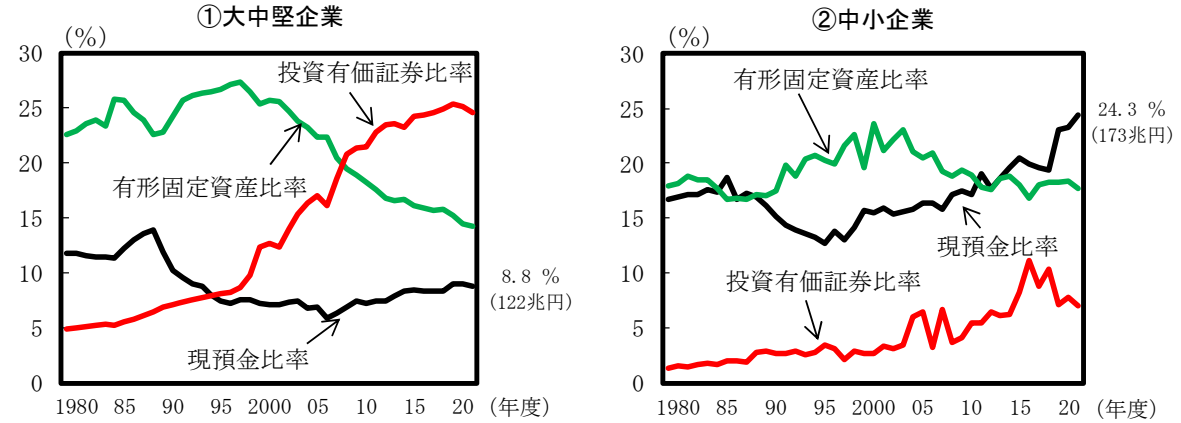

（備考）１．OECD.Stat、日本銀行「資金循環統計」、財務省「法人企業統計年報」により作成。
２．（１）について、民間・公的を含む非金融法人企業の現金・預金残高のＧＤＰ比（暦年末）。各国の値は、OECD.Stat、日本の値は、日本銀行「資金循環統計」により作成。
３．（２）について、大中堅企業は資本金１億円以上、中小企業は2002年度までは資本金１千万円以上１億円未満、2003年度以降は１億円未満。

（企業の業況判断は改善が続いている）

好調な企業収益も反映して、企業部門の業況判断も改善が続いている。日銀短観の業況判断ＤＩ（2024 年６月調査）をみると、経済全体の売上高の約７割を占める非製造業は、大企業で業況が「良い」が「悪い」を 33％ポイント上回り、中小企業でも「良い」超が 12％ポイントと、共に 1990 年代初頭のバブル期以来の最高水準にある（第１－１－24 図）。コロナ禍からの対面サービスの経済活動の回復、とりわけインバウンドの増加が続く中で、宿泊・飲食サービス、娯楽を含む個人サービス、運輸等で堅調さが維持されている。一方、製造業については、2023 年末にかけては、半導体供給制約の緩和や円安等により輸送用機械を中心に、中小企業でも 2019 年３月以来に「良い」超に転じるなど改善してきた後、2024

年３月調査では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止事案の影響で下押しがみられたが、同年６月調査では全規模で「良い」超が５％ポイントと改善している。このように、日銀短観からみた企業の業況感は改善基調が続いている[24]。

第１－１－24図　企業の業況判断の動向

企業の業況は、経済の７割を占める非製造業でバブル期以降の最高水準にあるなど、引き続き好調

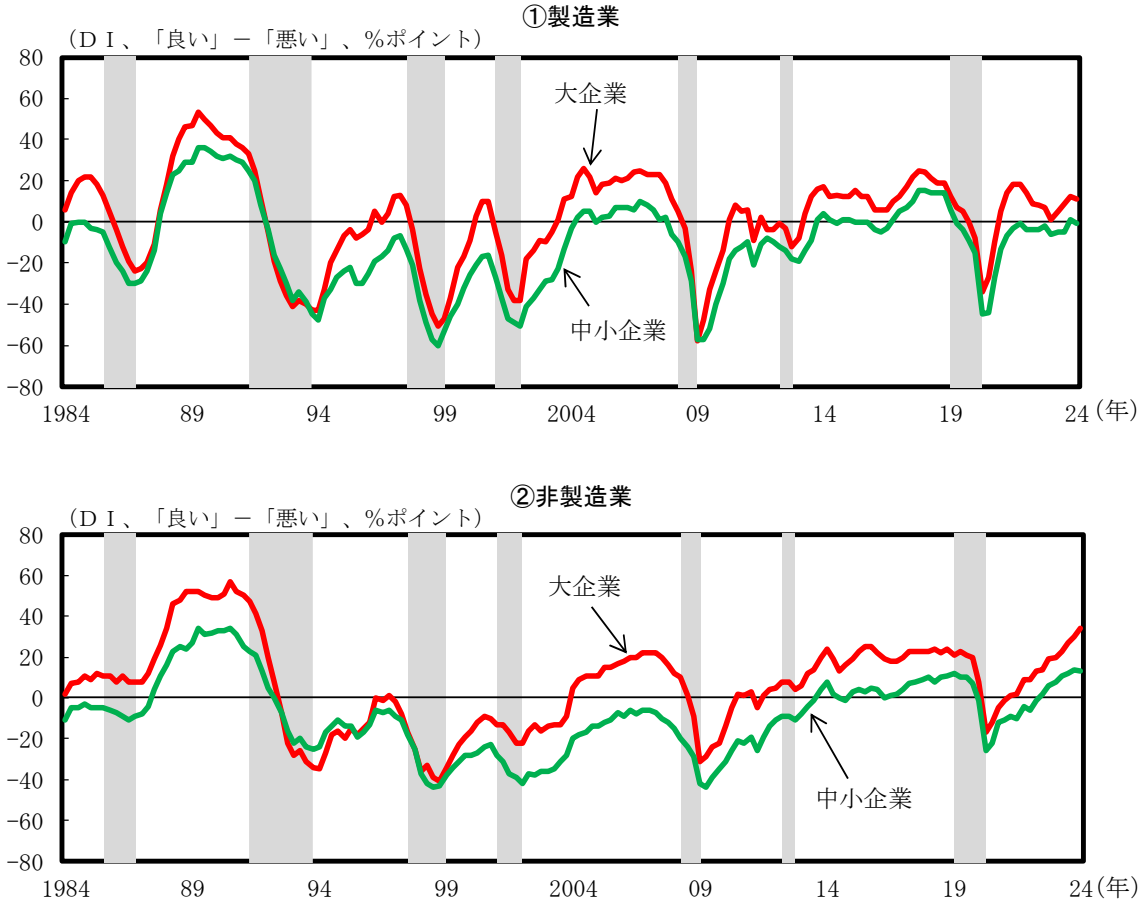

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、内閣府「景気基準日付」により作成。図中のシャドーは景気の山から谷までの期間を示す。

（倒産件数はコロナ禍前の水準を超え、2013 年以来の水準に）

収益や業況など企業部門の改善が続く一方で、倒産件数については増加傾向が続いている。コロナ禍においては、実質無利子・無担保融資（以下、「ゼロゼロ融

[24] なお、中小企業について、資本金 2,000 万円以上の企業を対象とする日銀短観とは別に、中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」や日本商工会議所「商工会議所ＬＯＢＯ調査」など各種調査から中小企業の業況感を確認すると（付図１－５）、全体として大きな変化はみられていないが、非製造業（サービス業）は相対的に堅調な一方、製造業はやや弱い動きがみられる点に留意が必要である。

資」という。）や持続化給付金等の事業継続支援により、倒産件数が月 500 件程度と歴史的な低水準に抑制されてきたが、2022 年秋以降、経済活動が正常化に向かい、資金繰り支援が縮小する中で増加傾向に転じ、直近では季節調整値でみて 900 件程度で推移している（第１－１－25 図）。一方、従業員規模別では 10 人未満の小規模企業が約９割、負債金額別では１億円未満の企業が約４分の３と多くを占める状況は、倒産件数の増加局面において変化しておらず、過去の金融危機等による景気悪化局面でみられたような大規模企業の倒産が増加するという状況には至っていない。倒産理由としては「販売不振」が全体の約４分の３を占めている。民間金融機関を通じたゼロゼロ融資を受けた中小事業者の状況をみると、2024 年初時点では、据置期間中の割合が減少する一方、完済や借換が増加しており、条件変更や代位弁済の割合は増加しているものの微増にとどまっている。また、資金繰りの状況をみると、事業者から金融機関に対する条件変更の申込件数は前年比で増加しているものの、抑制されており、金融機関による条件変更の実行率は 99％と高い水準が続いている。こうした中で、中小企業の資金繰り判断ＤＩは現時点ではおおむね横ばい圏内で推移している。このように、ゼロゼロ融資の返済開始による影響は、現時点では限定的とみられるが、人手不足や物価上昇の影響を含め、中小事業者の倒産動向には引き続き留意が必要である。

第１－１－25図　倒産件数等の推移

倒産件数は、コロナ禍の後、経済活動が正常化する中で増加が続いている

（１）倒産件数の推移

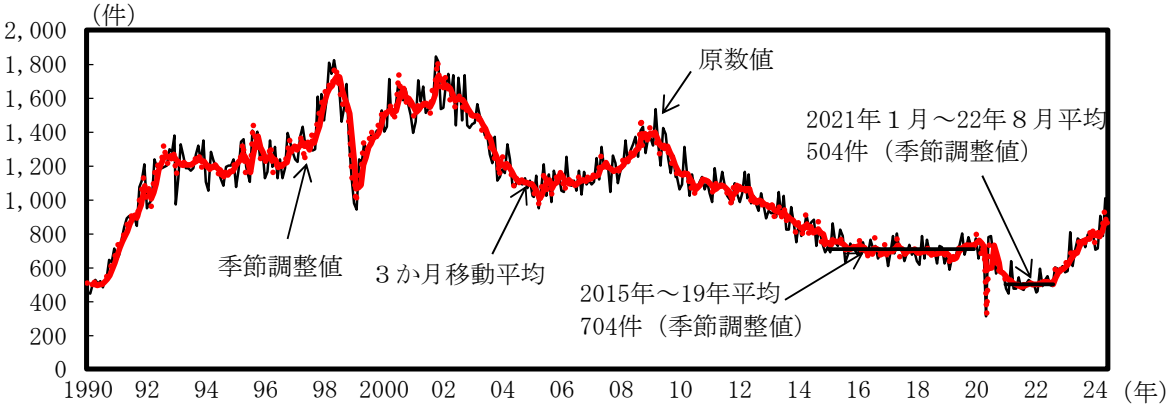

（２）倒産件数の規模別の構成（2023年４月～2024年６月）

①従業員規模別

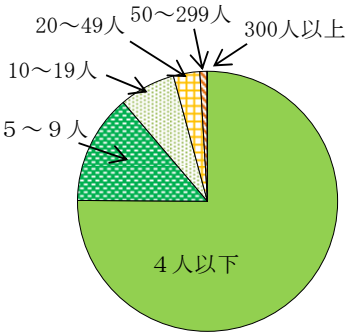

②負債金額別

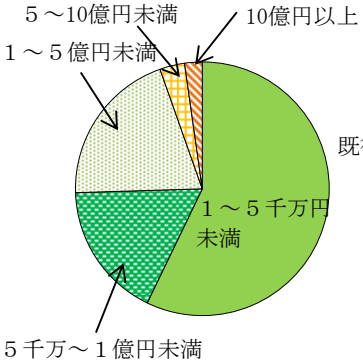

（３）原因別の倒産件数の構成比

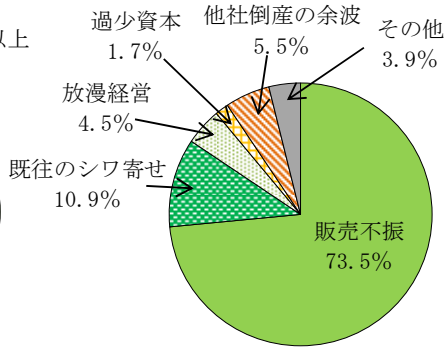

（４）民間金融機関を通じたゼロゼロ融資を受けた中小企業の返済等の状況

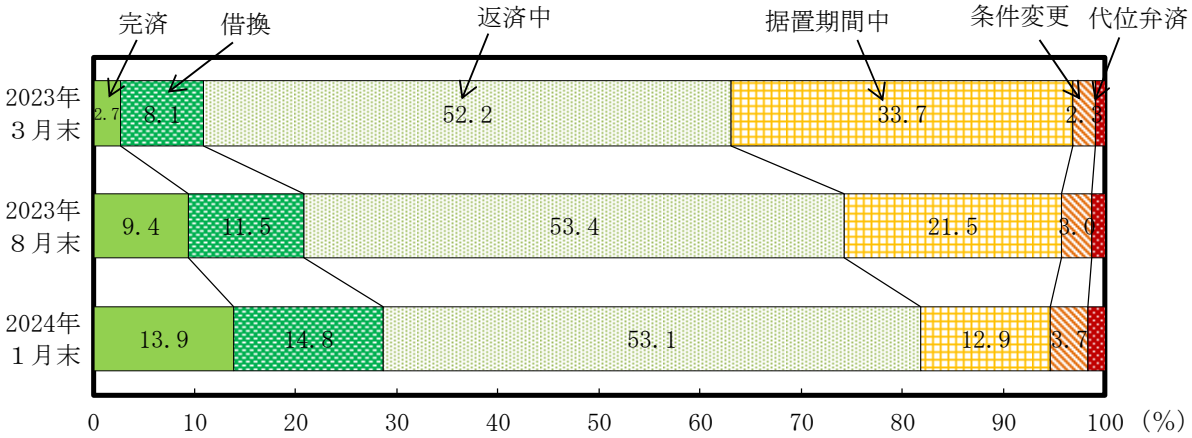

（５）金融機関による中小企業への条件変更

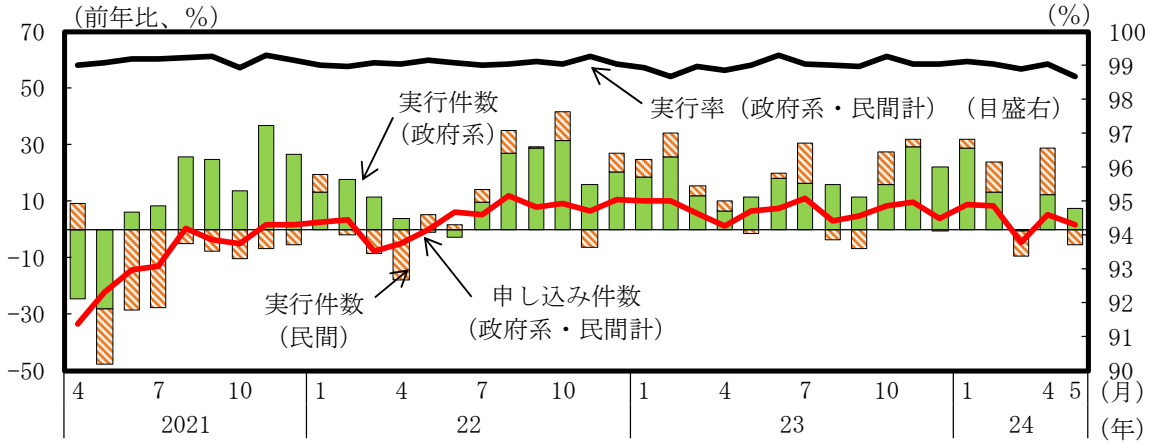

（６）中小企業資金繰りＤＩ

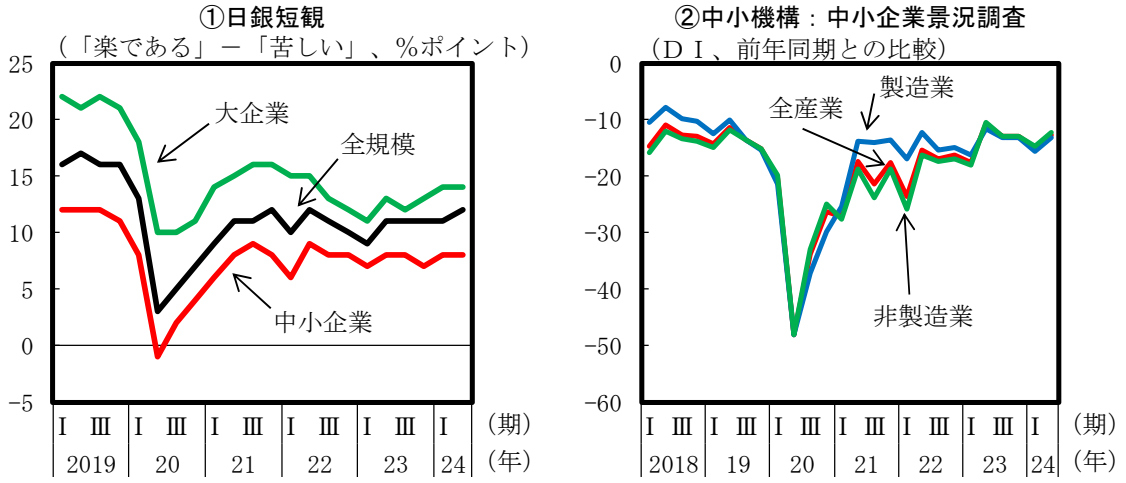

（備考）１．東京商工リサーチ「倒産月報」、中小企業庁「中小企業政策審議会金融小委員会（第10回、第11回、第12回）配布資料」「政府系金融機関における貸付条件の変更等の状況」、金融庁「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」により作成。
２．（１）は内閣府による季節調整値。
３．中小企業庁中小企業政策審議会金融小委員会第10回（令和５年６月29日）、第11回（令和５年10月26日）、第12回（令和６年３月29日）により作成。

（生産は半導体需要の回復に支えられるが、自動車生産停止の影響に留意）

次に、製造業の生産動向として、鉱工業生産指数について、本節第１項で述べた輸送機械以外の主要な業種の動向を確認する。世界的な半導体需要の回復は、関連業種の生産を押し上げる要因となっており、具体的には、電子部品・デバイスのＩＣが 2023 年夏頃以降、生産用機械の半導体等製造装置がやや遅れて、持ち直し傾向に転じている。電子部品・デバイスについて、出荷・在庫ギャップをみると、世界的な半導体需要の悪化で積み上がった在庫の圧縮が進み、需要回復に伴い出荷が増加に転じる中でプラスに転じ、改善傾向が継続していることが分かる。ＩＣのうち、令和６年能登半島地震による被災企業の工場停止の影響を受けた混成ＩＣ[25]についても、2024 年３月中には生産再開となり、緩やかに持ち直しつつある。一方、生産用機械のうち、建設用・鉱山用機械については、2023 年夏頃までは、増加傾向で推移してきた。需要面では、アメリカ向けは引き続き相対的に堅調であるが、欧州向け等が景気の弱含みの影響を受けていたほか、2023 年末には、一部メーカーにおいて部品の供給制約が生じるなど国内供給要因の影響も受け、軟調に推移している。また、一部自動車メーカーの生産・出荷停止事

[25] 混成ＩＣとは、一つあるいは複数の集積回路を組み合わせて回路を構成したもので、セラミックやガラスなどの絶縁基板上に、抵抗やコンデンサ、配線などを敷き、これにトランジスタやダイオード、半導体チップなどを搭載したＩＣ（集積回路）のことを指す。

案は、輸送用機械に限らず、軸受（ベアリング）（汎用機械）や自動車ボディのアルミ（非鉄金属）、電動モーター部品（電気機械）等の生産を下押しした。2024 年３月以降の一部自動車メーカーの生産再開の中で、これらの裾野産業における生産の回復は遅れていたが、2024 年５月には持ち直している（第１－１－26 図）。今後の製造業の生産動向については、世界的な半導体需要の回復が、半導体製造装置やＩＣ等の生産増加を支えていくと見込まれる一方、2024 年６月に公表された一部自動車メーカーの新たな認証不正事案に伴う生産・出荷停止の影響や海外経済の下振れリスクに留意が必要な状況にある。

第１－１－26図　鉱工業生産（生産用機械、電子部品・デバイス等）の動向
情報関連財は世界的な半導体需要の回復により持ち直し傾向

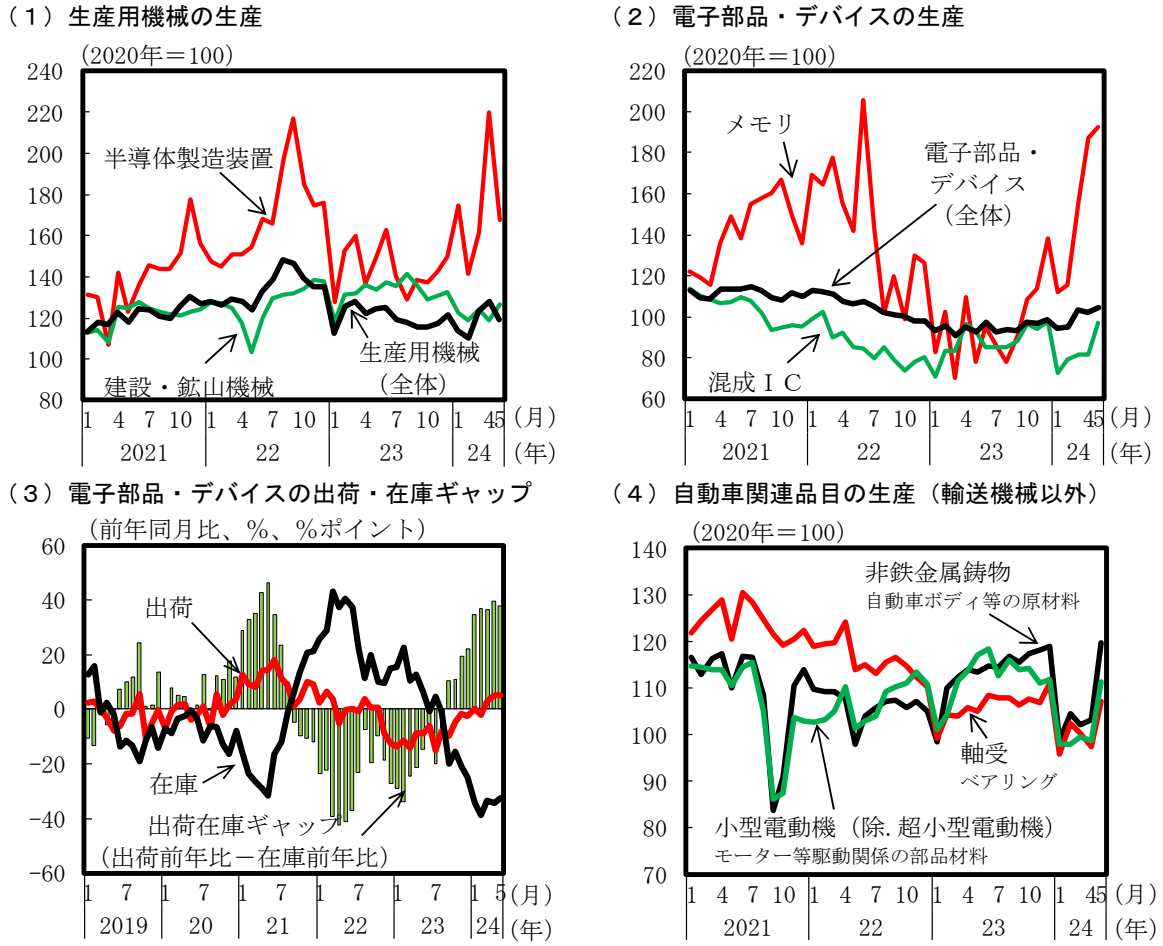

（備考）経済産業省「鉱工業指数」により作成。

（設備投資は過去最高水準に達し、企業の投資マインドも堅調さが維持）

企業の設備投資について、ＧＤＰベースの民間企業設備の動向を確認すると、名目値では直近は 1991 年以来 33 年ぶりに 104 兆円を超え、過去最高水準となっている（第１－１－27 図）。実質値については、建設投資を中心にデフレーター

の上昇傾向が下押し要因となっているものの、緩やかな増加傾向が続いている。名目民間設備投資を形態別に試算すると、知的財産生産物は増加を続け、建設投資も相対的に堅調に推移する一方、機械投資は、2024 年１－３月は一部自動車メーカーの出荷停止事案の影響もあり前期比で減少するなど、足踏みがみられた。

第１－１－27図　民間企業設備の動向

設備投資は緩やかな増加傾向が続き、名目では33年振りに104兆円を超える

（１）民間企業設備（名目値、実質値）

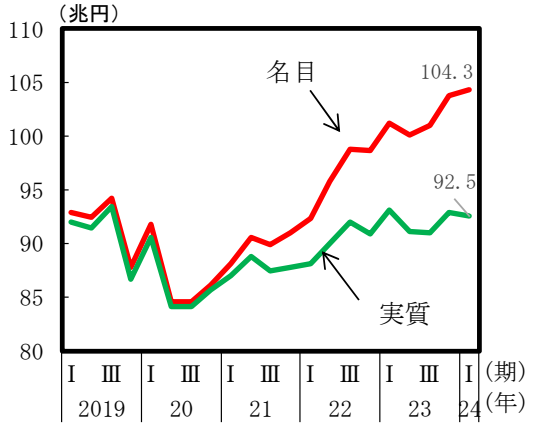

（２）形態別民間設備投資（名目）

（2019年＝100、括弧内は設備投資に占めるシェア）

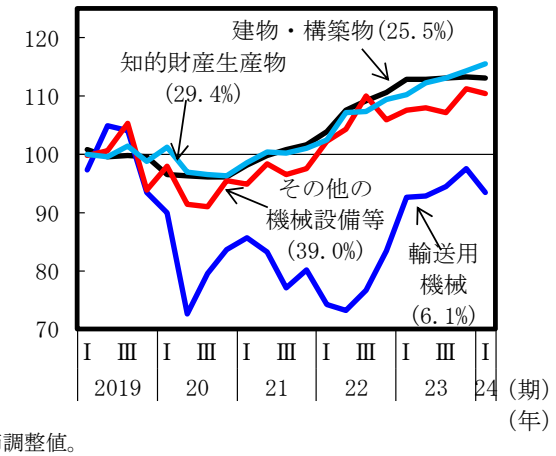

（備考）１．内閣府「国民経済計算」により作成。いずれも季節調整値。
２．（２）は、固定資本マトリックスから算出した各形態別固定資本形成の民間部門の割合を基に作成したもの。括弧内のシェアは2022年の値に基づく。

2023 年度の設備投資実績を日銀短観からみると、全規模全産業の研究開発とソフトウェアを含む設備投資で前年度比プラス 9.4%、長期の動向が把握可能な有形固定資産投資（機械投資や建設投資、土地投資を含む）で前年度比プラス 10.6%と 1991 年度以来の高い伸びとなった（第１－１－28 図）。2024 年度の設備投資計画（2024 年６月調査時点）は、こうした前年度の高い伸びからプラス 10.6%と二桁増となるなど、投資計画からみた投資意欲は引き続き堅調であると評価できる。

第１－１－28図　設備投資実績と計画（日銀短観）

2023年度の設備投資実績の伸びは1991年度以来の水準。2024年度も６月調査時点でさらに２桁増の計画

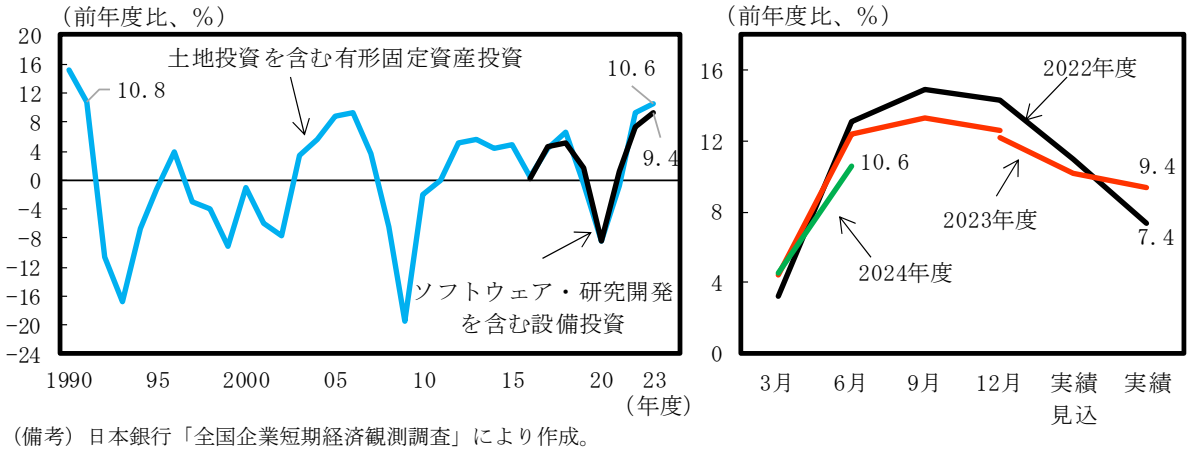

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

（建設投資は、建設業の人手不足が今後の制約要因となる可能性に留意）

設備投資を形態別に詳細にみると、45%を占める機械投資については、一致指標である資本財総供給（除く輸送機械）は、2023 年以降、ならしてみると横ばい圏内で推移し、持ち直しに足踏みがみられていた（第１－１－29 図）。特に、2023 年夏頃以降は、中国における不動産市場の停滞による景気の下振れ懸念など、海外経済の不確実性が高い状態にあり、さらに、2024 年１月以降は、一部自動車メーカーの認証不正問題に伴う生産停止事案も重なり、投資計画の実行が一部先送りされた可能性等が考えられる。一方、2024 年春には、世界的な半導体需要の回復の中で、半導体製造装置の国内投資が進んでいることに加え、先行指標の機械受注（船舶・電力を除く民需）についても、持ち直しの動きがみられている。機械受注残高やこれを月当たり平均販売額で除した手持ち月数も過去最高水準で推移しており[26]、これらが、2024 年夏以降の今後の機械投資の一致指標の回復という形で顕在化してくることが期待される。

[26] 受注残高には、民需のほか外需や公需も含まれる点に留意。

第１－１－29図　機械投資の動向

機械投資には足踏みがみられていたが、持ち直しの動き

（１）資本財総供給と機械受注　　（２）機械受注残高と手持ち月数

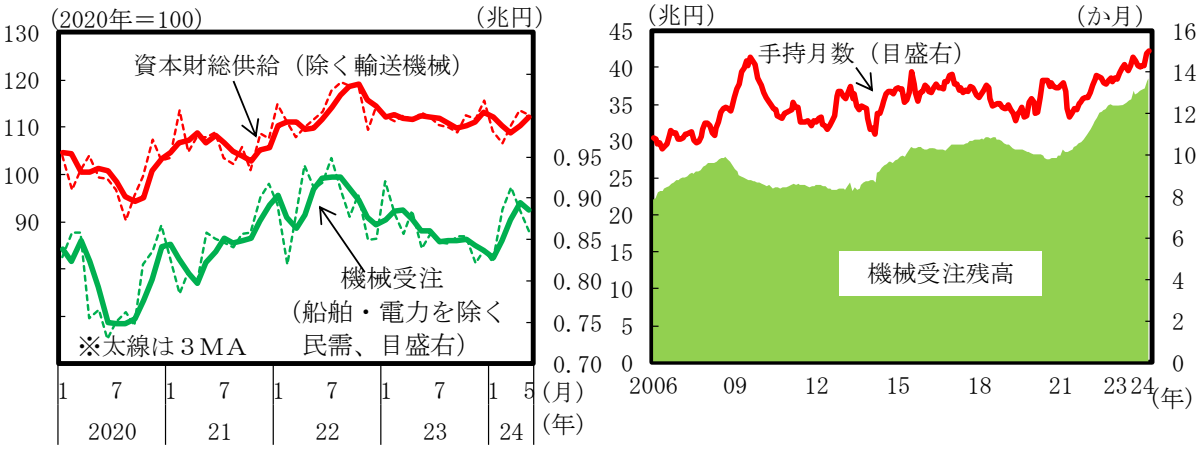

（備考）１．経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。いずれも季節調整値。

２．（２）の手持月数は、月末受注残高を前３か月平均販売額で割って算出したもの。なお、算出に使用した受注残高、販売額は、ともに季節調整値。

次に、設備投資の 25％を占める建設投資については、先行指標の民間非住宅建築の工事費予定額は、製造業による生産能力の強化のための工場の新設・増設、オンライン消費需要に対応した物流施設の建設等にけん引され、歴史的に高水準で増加傾向が続いている（第１－１－30 図）。工事進捗に伴う出来高ベースの民間建設投資は、定義上、着工ベースの工事費予定額から一定のラグを持って変動するものであり、2024 年春時点では回復途上にあるが、工事費予定額の動きを反映して、今後も増加傾向が続くことが期待される。ただし、建設部門の人手不足の影響には留意が必要である。人件費以外の建設費用の上昇もあいまって、受発注者間で価格が折り合わず、投資計画の実行が一部先送りされている可能性もある。実際、内閣府による企業へのアンケート調査によると、人手不足の悪影響として、「受注量の調整」を挙げる企業の割合は、建設業で相対的に高く、こうした人手不足による建設投資の先送りが一定程度顕在化している可能性を示唆している。

第１－１－30図　建設投資の動向

建設業の人手不足は高水準で推移、受注量調整している企業割合は全産業平均より高い

（１）工事費予定額（民間非居住用）と出来高

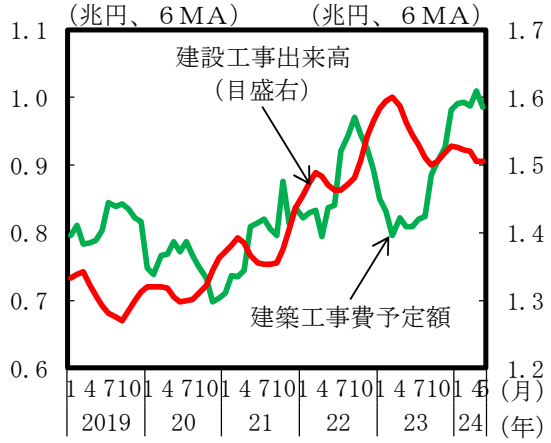

（２）人手不足への対応としての受注量の調整

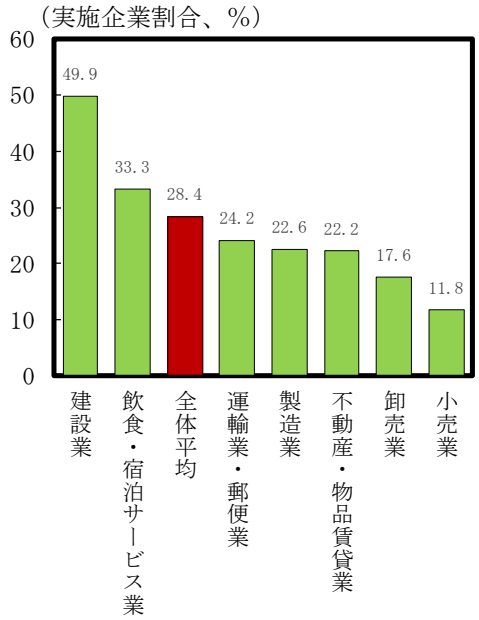

（備考）国土交通省「建築着工統計調査」、「建設総合統計」、内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」により作成。

設備投資の約３割を占める知的財産生産物投資について、ソフトウェアと研究開発投資に分けてみると（第１－１－31 図）、ソフトウェア投資は、ＤＸ対応のほか、第２章で述べる人手不足に対応した省力化の動機もあり、増加傾向が続いている。日銀短観においても、2023 年度の実績は金融機関を含む全規模全産業で前年度比プラス 12.2％、2024 年度の６月調査時点の計画でもプラス 14.8％と他の形態の投資よりも高く、ソフトウェア投資への需要は引き続き堅調に推移するとみられる。研究開発投資については、過去数年は、実績の伸び率が、年度当初の６月調査時点の計画を上回る傾向がみられることに加え、2024 年度についても、2017 年度以降で過去最高水準の計画伸び率となっており、製品の高付加価値化・差別化に向けた無形資産への投資意欲が近年高まっていることが示唆される。

このように、設備投資は、全体として持ち直しの動きがみられるが、設備投資のキャッシュフロー比率（投資性向）をみると、企業の我が国経済の成長期待と連動する傾向があり、長期的な低下傾向からは下げ止まっているものの、依然として、手持ち資金の範囲内での投資の実行にとどまっている（第１－１－32 図）。戦略分野など国内投資促進策を着実に実行すること等により、企業部門の我が国経済の成長力に対する期待を引き上げていく取組が極めて重要である。

第１－１－31図　知的財産生産物投資

ソフトウェア投資は省力化需要もあって増加が続き、研究開発の2024年度計画伸び率は過去最高水準

（１）受注ソフトウェア売上高

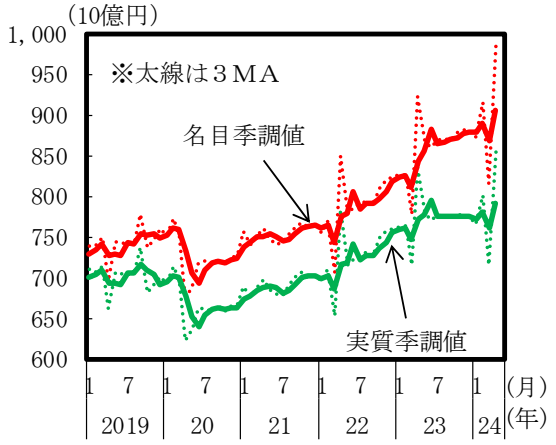

（２）研究開発投資の計画と実績

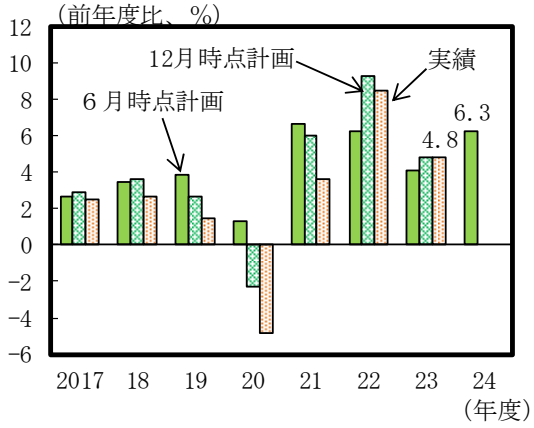

（備考）１．経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
２．（１）は内閣府による季節調整値。日本銀行「企業向けサービス価格指数」における受託開発ソフトウェア（除組込み）を用いて実質化
３．（２）は全規模全産業。12月時点計画のうち2017年度、2021年度、2023年度は、同年度に行われた調査対象企業の定例見直し後の計数であり、実績と比較可能。６月時点計画は、2017年度、2021年度、2023年度は、調査対象企業の定例見直し前の計数であり、これらの年度値については12月時点計画、実績と接続していない点に留意。

第１－１－32図　設備投資キャッシュフロー比率と期待成長率

企業の投資性向の回復には、期待成長率の引上げが重要

①製造業

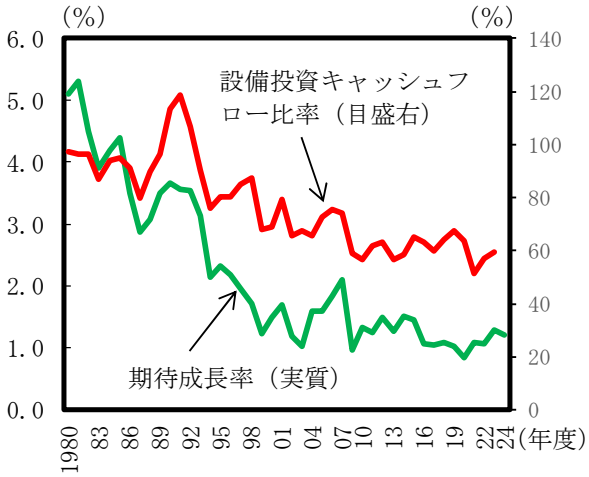

②非製造業

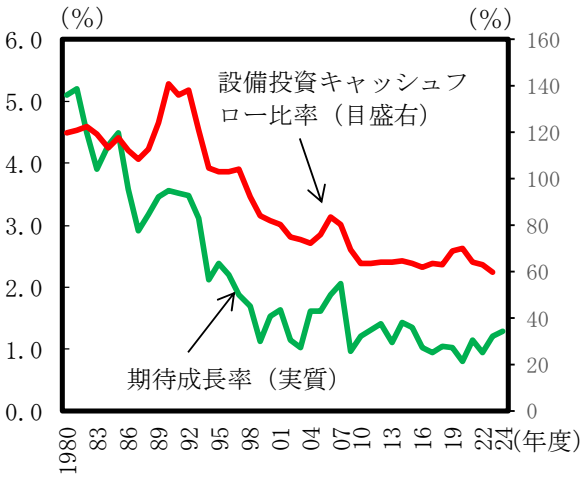

（備考）１．財務省「四半期別法人企業統計」、内閣府「企業行動に関するアンケート調査」により作成。
２．データ期間は1980年度～2024年度。ただし、我が国経済の実質期待成長率については、前年度調査結果における「今後５年間の見通し」の年度平均値。設備投資はソフトウェアを含む。
３．2008年度については、リース会計基準の反映による特殊要因の影響がみられるためデータに含めていない。

４　対外経済部門の動向

（輸出は、インバウンドなどサービスの増加が続く）

次に、外需の動向として、ＧＤＰにおける財貨・サービスの輸出入の動向を確認する。第１－１－33 図のとおり、財貨とサービスを合わせた実質輸出は増加基調を続けているが、2022 年末までは、世界経済のコロナ禍からの回復に伴う財の輸出増加がけん引していた一方、2022 年末以降は、サービスの輸出増加、とりわけ水際対策の緩和・撤廃に伴うインバウンドの大幅な回復に支えられたものであり、財の輸出は 2023 年以降、ならしてみると足踏みの状態にあった。インバウンドを除くサービスの輸出は、2023 年 10－12 月期に急増し、2024 年１－３月期は大きく反落したが、これはサービス輸出の約２割を占める産業財産権等使用料について、2023 年 10 月に医薬品の開発に伴う契約一時金等の多額の受取が発生したという一時的な特殊要因の影響による。一方、財貨とサービスを合わせた実質輸入をみると、財の輸入は、コロナ禍からの経済の持ち直しの中で、2022 年半ばにかけて増加したが、その後一服し、2023 年後半以降は横ばいから弱含みで推移してきた。これに対し、サービスについては、アウトバウンドの寄与は僅かな一方、これを除くサービスは、後述するようにデジタル関連の輸入を中心に、継続的に増加傾向にあり、全体としての輸入の増加をけん引する姿となっている。

第１－１－33図　輸出入の財貨・サービス別の寄与

輸出は2023年以降はインバウンドが、輸入はその他のサービスがけん引

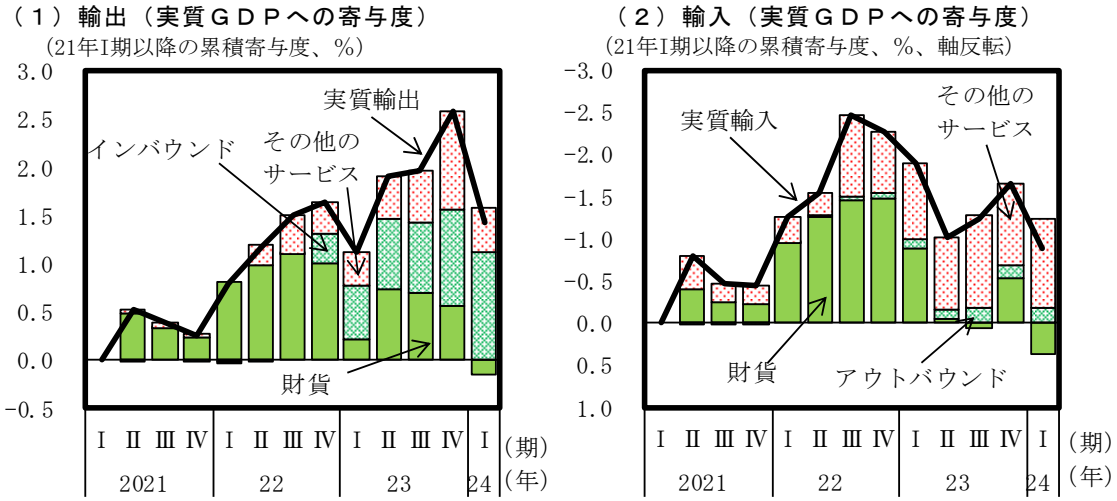

（備考）内閣府「国民経済計算」により作成。インバウンドは、非居住者家計の国内での直接購入、アウトバウンドは、居住者家計の海外での直接購入を指す。

財輸出について、地域別・品目別に確認すると、まず、輸出の 52%を占めるアジア向けは、春節の影響[27]により 2024 年に入って不安定な動きがみられる中、3分の１を占める中国の景気回復の弱さを反映し、全体として足踏みがみられている（第１－１－34 図）。ただし、情報関連財に関しては、世界的な半導体需要の回復により、韓国や台湾向けを中心に半導体製造装置等が持ち直している。資本財は、中国経済の足踏み等を受け、軟調に推移している。中国向けの工作機械は、受注金額（名目値）が 2023 年秋頃に底打ちしているが、今後については中国の不動産市場の停滞に伴う影響には引き続き注意が必要である。

アメリカ向け輸出（輸出の 20%）は、同国の堅調な景気を背景に高水準で推移しているが、国内供給要因もあって、約３割を占める自動車が下押しされていることなどから、2024 年に入って増勢が鈍化している。具体的には、自動車の完成品は、2023 年秋以降の一部メーカーの工場事故や自動車運搬船の需給ひっ迫といった影響に加え、2024 年１月以降の認証不正問題に伴う生産・出荷停止や降雪による稼働停止が重なる中で軟調に推移した。一方、自動車の部分品は、対照的に増加傾向を示していたことから、現地生産の増加により輸出の減少を代替していたとみられる。実際、アメリカ国内の新車販売は、日系メーカーの販売を含めて底堅く、供給要因により輸出が困難な中で、現地生産が増加していたことが確認される。

ＥＵ向け輸出（輸出の 10%）は、欧州経済の景気の弱さを反映し、2023 年秋以降、弱含みで推移してきた。特に、資本財が需要の弱さから建設用・鉱山用機械等を中心に減少傾向で推移しているほか、自動車も一部メーカーの稼働停止など国内供給要因もあって、弱い動きとなっている。一方、昨年末以降、名目賃金を消費者物価で除した購買力ベースの賃金が増加に転じる中で、欧州経済には持ち直しの動きがみられており、今後は、ＥＵ向けの輸出も回復に向かうことが期待される。中東や豪州などその他地域向け（輸出の 18%）は、ならしてみれば 2023 年年央以降横ばい圏内で推移している。これは、同地域向け輸出の４割を占める自動車について、2023 年半ば頃までみられた中東向け輸出の増勢が一服していることに加え、建設用・鉱山用機械が、豪州向けで住宅建設の鈍化等の影響もあっ

[27] 中国において、春節期間は、輸出入通関業務が休業し、かつ毎年時期が異なることにより、輸出入データにおける季節調整系列の歪みが生じ得る。2024 年の中国の春節による連休期間は２月 10 日（土）から２月 17 日（土）であったが、例年に比べて時期が後ずれしていた（2023 年：１月 21 日（土）～27 日（金）、2022 年１月 31 日（月）～２月６日（日））。春節が２月中旬など比較的遅い時期の場合、中国向け輸出は１月、３月に増加し、２月に減少する傾向にあり、中国からの輸入は１月、３月に減少し、２月に増加する傾向にある。他方、春節が１月下旬など比較的早い時期の場合、この逆の動きとなりやすい。なお、中国以外でも、春節による休暇を実施している国・地域には影響があることに留意。

て 2024 年春頃にかけて減少したこと等が背景にある。

第１－１－34図　地域別主要輸出品の動向

アメリカ向けは増加基調も、アジア向けは足踏み、ＥＵ向けは弱含み

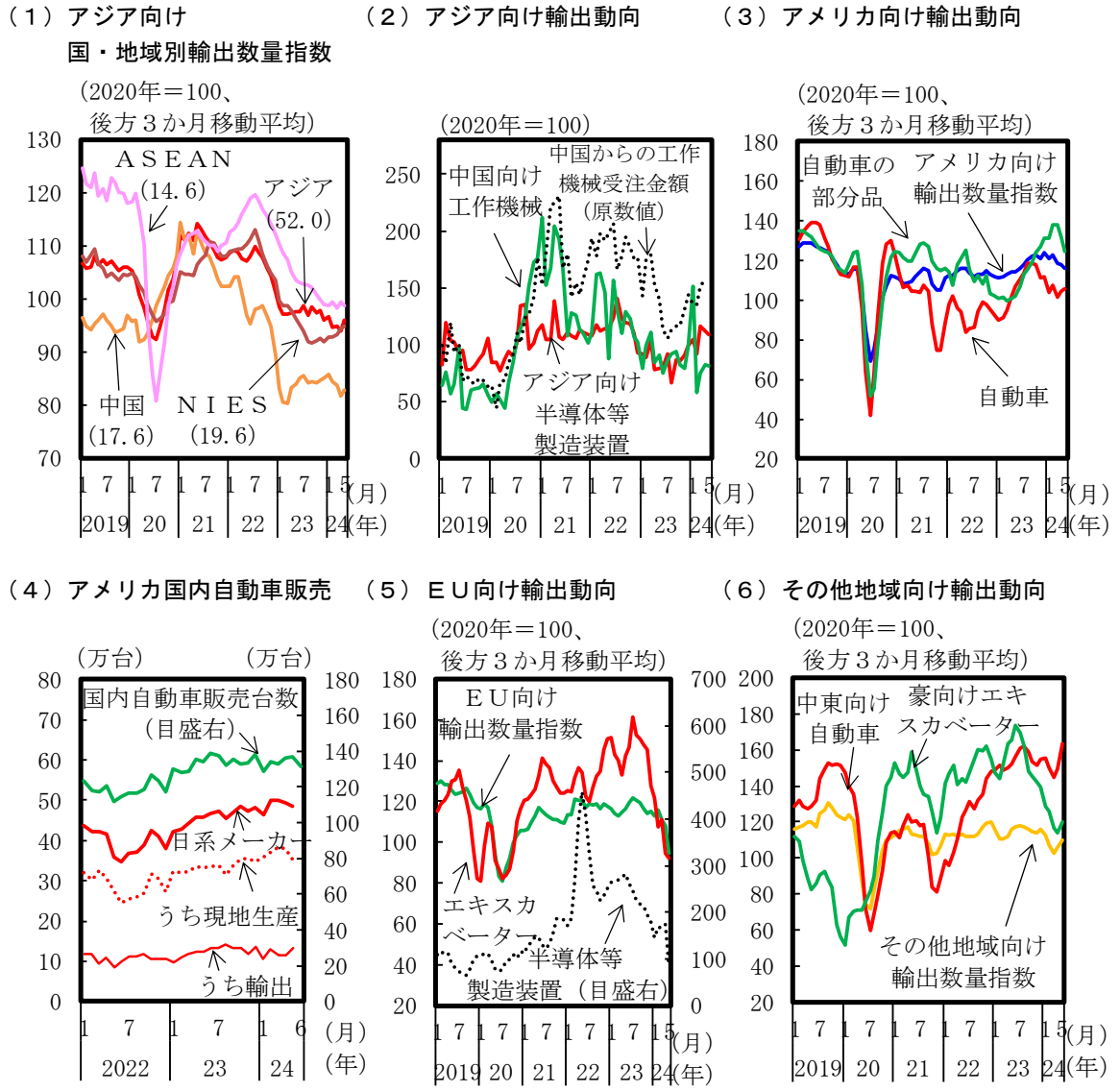

（備考）１．特に断りのない限り、数量ベースの値。
２．（１）、（３）、（５）、（６）は財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。（）内は、2023年輸出金額シェア（%）。
３．（２）は財務省「貿易統計」、日本工作機械工業会により作成。内閣府による季節調整値。
４．（４）は、財務省「貿易統計」、マークラインズ、アメリカ商務省より作成。日系メーカーは、トヨタグループ、ホンダ、日産、マツダ、三菱、スバル、いすゞの合計。現地生産は日系メーカーの販売台数のうち日本からの輸出台数を除いた台数。輸出台数は内閣府、販売台数はアメリカ商務省による季節調整値。メーカー別販売台数の季節調整は、販売台数全体の季節指数を利用した。

このように、財輸出は、2023 年夏頃以降、中国経済の回復の弱さや欧州経済の弱含みといった需要面に加え、2023 年末以降は、自動車を中心に工場の稼働停止

等に伴う供給要因もあって、全体として足踏みが続いてきた。一方で、この間、実質実効為替レートは円安が進行していたが、こうした価格面での競争力の高まりにもかかわらず、財輸出は増加には転じていない（第１－１－35 図（１））。一般に、財の実質輸出の為替レートへの感応度が低くなっている点に関しては生産拠点の海外移転が進んだことに加え、輸出財の高付加価値化に伴い、円安となっても、かつてのように現地市場でドル建ての販売価格を引き下げるのではなく、販売価格を維持する戦略（price to market）をとるようになったことが背景にある。この点をみるために、ＶＡＲモデルにより、為替レートの 10％の減価（円安）による実質輸出や輸出物価への影響を確認する（第１－１－35 図（２））。この結果によると、1975 年～2009 年までの期間においては、10％の円安に対して、契約通貨ベースの輸出物価は有意に低下する一方、実質輸出は有意に増加する姿であった。しかし、2010 年～2023 年の期間では、為替レートの減価に対し、契約通貨ベースの輸出物価は低下せず[28]、実質輸出もプラスの影響はあるが有意とはなっていない。このように、為替レートの円安は、企業の外貨建ての価格設定行動の変化により、実質輸出には影響を与えにくくなっていることが確認される。

第１－１－35図　輸出と為替レートの推移、関係

為替レートの円安は、過去に比べ、実質輸出には影響を与えにくくなっている

（１）輸出と為替レートの推移

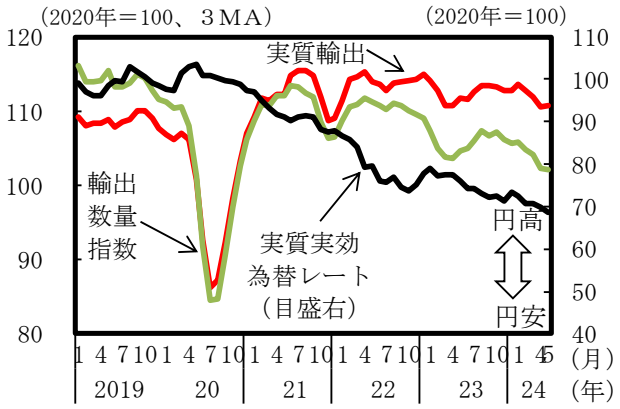

（２）為替レート変動（10%減価）の輸出等への影響（ＶＡＲ）

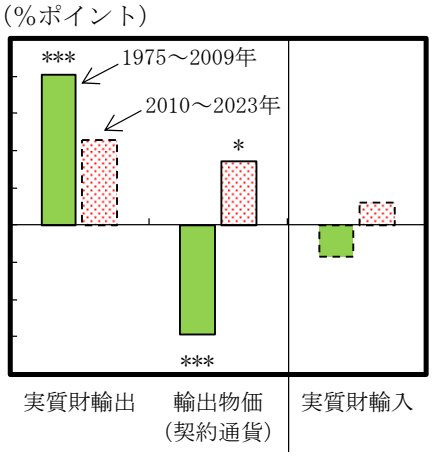

（備考）１．財務省「貿易統計」、日本銀行「実効為替レート」、「企業物価指数」、「実質輸出入の動向」、経済産業省「鉱工業指数」、OECD Data Explorerより作成。
２．（２）は、塩路（2011）を参考に、ＶＡＲモデルにより推計。詳細は付注１－３を参照。ショックから６か月目の累積変化率を示している。***は１％有意水準、*は10%有意水準を示す。破線表記は統計上有意でないことを示す。

（エネルギー効率改善と電源構成変化で、鉱物性燃料は輸入全体の減少要因に）

[28] 推計結果として、インパクトは大きくないものの、円安により契約通貨ベースの輸出物価が上昇する姿となっている。この背景には、近年の資源価格や海外における物価の大きな変動が輸出物価に影響を与えている可能性があり、結果の解釈には留意が必要である。

次に、財の輸入について、2023 年後半以降の地域別・品目別の状況をみると、47％を占めるアジアからの輸入は、2023 年末にかけては、コロナ禍の際の巣ごもり需要により増加していた電算機（パソコン等）がその反動で減少傾向が続いた一方で、新製品の効果等もあって携帯電話の輸入が増加したほか、半導体の供給制約の解消から自動車生産用部品の輸入も堅調に推移し、機械機器を中心に全体として横ばい傾向で推移していた（第１－１－36 図）。2024 年初以降は、携帯電話の反動減や自動車メーカーの生産・出荷停止事案による部品輸入の減少により、弱含む局面がみられたが、直近では、電算機が緩やかな持ち直し傾向にあるなど、機械機器を中心にアジアからの輸入は横ばい圏内で推移している。アメリカからの輸入（輸入の 11％）は、2023 年頃までは機械機器を中心に横ばい圏内で推移していたが、医薬品の増加傾向が続いているほか、2024 年初以降、コロナ禍後の旅行需要の回復もあって航空機の輸入が増加するなど持ち直しの動きがみられた。ＥＵからの輸入（輸入の 10％）は、２割弱を占める医薬品が振れを伴いながら増加傾向にある中で、2024 年初以降、紅海危機[29]により、海上輸送において、より日数を要する喜望峰周りへの代替が進むなどの混乱が生じ、アルコール飲料や化粧品を含め輸入が一時的に大幅に減少した。その後、この影響は平準化し、持ち直しの動きがみられている。

第１－１－36図　地域別輸入数量指数

アジアからの輸入を中心に横ばい圏内の動き。欧州から輸入は紅海危機による海上輸送の混乱が平準化

（１）地域別輸入数量指数

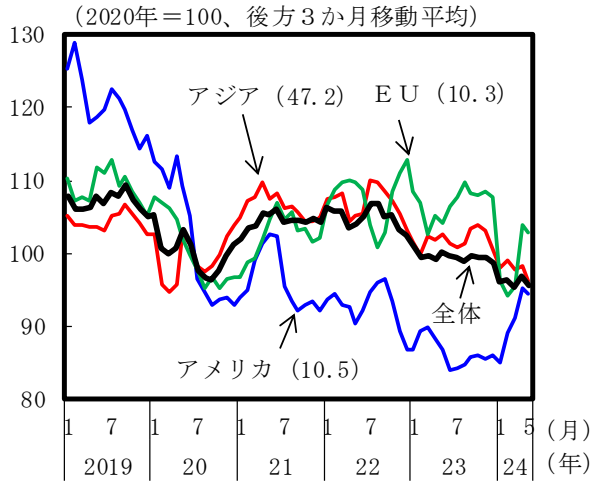

（２）アジアからの主な輸入財

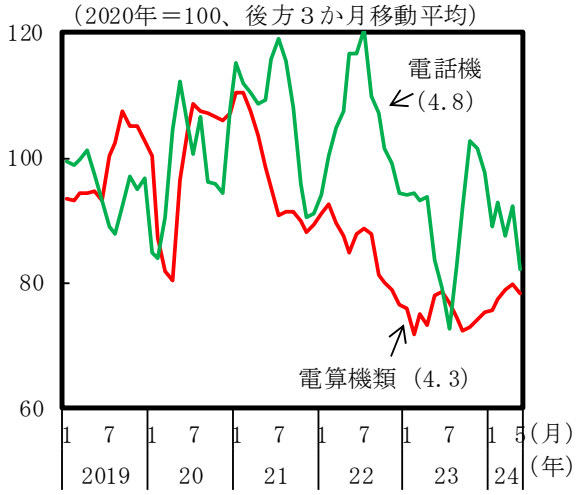

[29] 2023 年 10 月に始まったイスラエルとハマスの軍事衝突を契機に、イエメンの親イラン武装勢力が紅海周辺でイスラエルへの商船に対する攻撃を開始したことにより、スエズ運河ルートの海運輸送に支障や混乱が生じている現象。

（３）アメリカからの主な輸入財

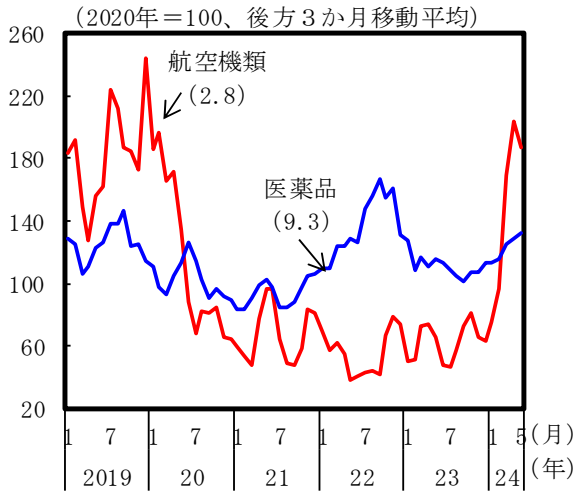

（４）ＥＵからの主な輸入財

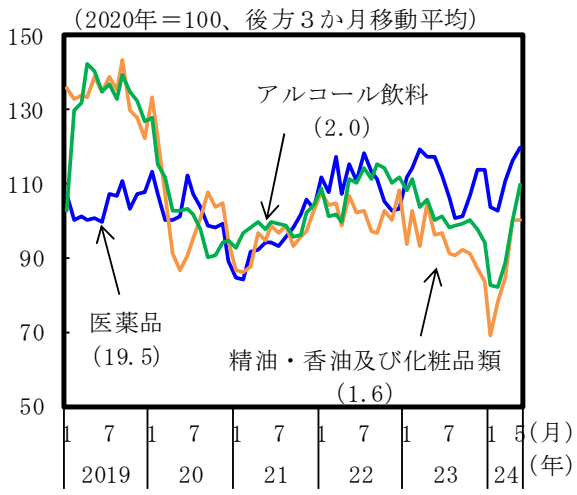

（備考）１．財務省「貿易統計」により作成。
２．（）内は、2023年輸入金額シェア（%）。内閣府による季節調整値。

なお、財の輸入全体としては、2013 年以降、振れはありながらも長い目でみれば横ばい圏内で推移する一方で、2023 年の金額で約 25%を占める原油等の鉱物性燃料の輸入数量は、コロナ禍での落ち込みとそこからの反動増を除くと、長期的には減少傾向にある（第１－１－37 図）。背景には、第一に、エネルギー需要の減少がある。具体的には、一国の生産活動の動向を表す実質ＧＤＰは緩やかながらも増加傾向にある一方、単位生産当たりの一次エネルギー供給、すなわちエネルギー効率の改善傾向が上回り、一次エネルギー供給は減少している。第二に、鉱物性燃料から他のエネルギーへの代替が影響している。具体的には、発電部門における電源別シェアをみると、過去 10 年程度の間で鉱物性燃料のシェアが低下し、太陽光等の再生可能エネルギーや原子力のシェアが上昇している。今後も、エネルギー効率の改善や電源構成の変化の継続が見込まれる中で、鉱物性燃料の輸入数量の減少は長期的な傾向として続いていくと考えられる。

第１－１－37図　鉱物性燃料の輸入

エネルギー需要は長期的に減少し、エネルギー効率は改善

（１）輸入数量の長期推移

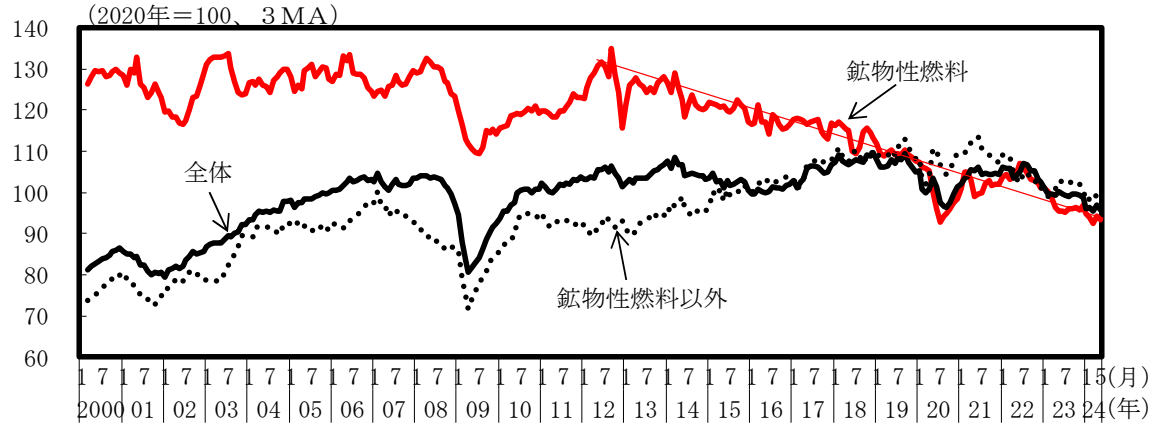

（２）エネルギー効率の推移

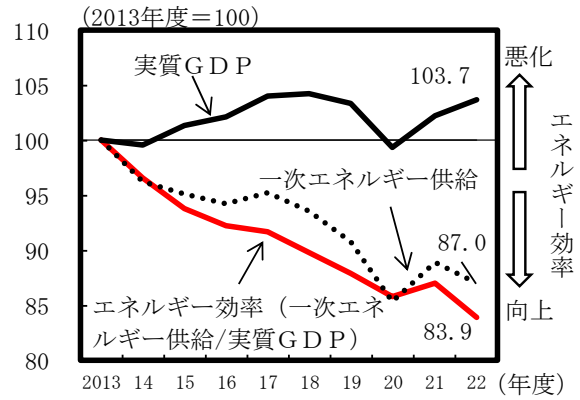

（３）電源構成の変化

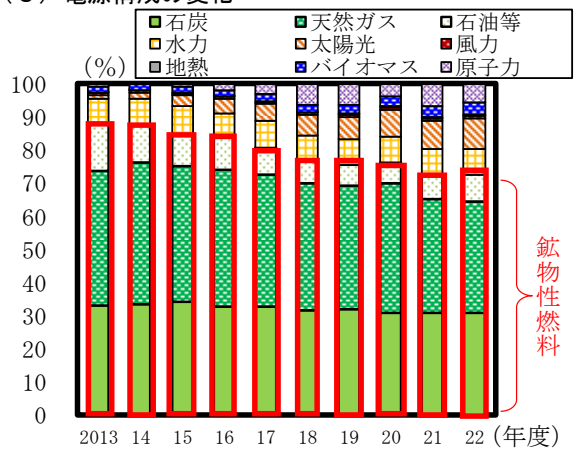

（備考）１．財務省「貿易統計」、内閣府「国民経済計算」、資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」により作成。
２．（１）は内閣府による季節調整値。

（デジタルや保険分野では輸入の拡大が続く）

次に、サービス輸出入については、上述のとおり、近年の大きな動向を規定しているのは、コロナ禍からのインバウンド（輸出）の回復と、コロナ禍を経て拡大が続くデジタル関連等の輸入である。インバウンドについては、訪日外客数が2024年３月に初めて300万人を超えて、上半期として過去最高水準となった（第１－１－38図）。一人当たり名目旅行消費額も2024年１－３月は2019年１－３月対比でプラス43％と大きく増加している。この間、為替レートの円安が進んでいるが、訪日旅行者の多い主要な国・地域について、対円の実質為替レートの増価率と、訪日外客一人当たり実質消費額の伸びを比べると、アジア諸国ではおおむね同程度となっている。一方、英国、フランス、アメリカといった欧米諸国で

は、実質消費の伸びが各通貨の対円の実質為替増価率を上回っており、これら諸国からの訪日外客は宿泊日数の延伸等により、購買力の増加以上に、日本国内で消費を増やしている様子がうかがわれる。

一方、アウトバウンドについては、海外旅行者数は持ち直し基調にあるものの、コロナ禍前の 2019 年の水準を依然４割弱下回っている。年齢別にみると、20 代の旅行者数は 2019 年を上回る水準に回復する一方、30 代以上では下回った状態にある。旅行先地域別旅行者数では、いずれも 2019 年を下回っているが、近場で相対的に安価なアジア向けでは、欧米に比べ、2019 年対比の落ち込みが小さいことが分かる。日本人の一人当たりの海外旅行消費額は、2019 年比で、名目値では２割強増加する一方、主要な旅行先国・地域の物価や為替レートから作成されたデフレーターによる実質値では逆に２割強減少しており、海外での物価上昇や円安の影響が、アジアへのシフトなど旅行日数の短縮等につながっていることが分かる（第１－１－39 図）。

第１－１－38図　インバウンド消費

訪日外客数は300万人超、一人当たり消費額は欧米からの訪日外客を中心に大きく増加

（１）訪日外客数　　**（２）国別一人当たり旅行消費単価と為替レート**

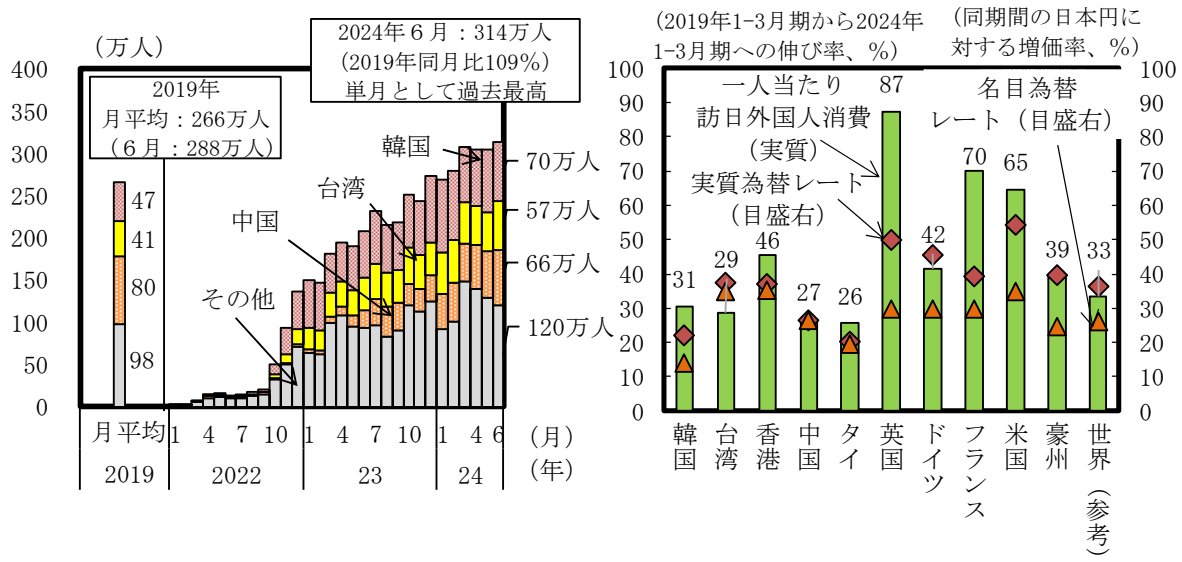

（備考）１．日本政府観光局（ＪＮＴＯ）「訪日外客数」、観光庁「訪日外国人旅行消費動向調査」（２次速報）、総務省「消費者物価指数」、日本銀行、Bloombergにより作成。

２．（２）の為替レートの増価率は、各国の通貨の日本円に対する増価率。実質為替レートは、名目為替レート及び各国の消費者物価指数（総合）と日本の消費者物価指数（総合）から作成。一人当たり訪日外国人消費の実質は、名目金額を日本の消費者物価指数（総合）で実質化したもの。世界（参考）の為替レートは、日本銀行の実質実効為替レート、名目実効為替レートより作成。

第１－１－39図　日本人の海外旅行の動向
海外旅行者数はコロナ禍前の６割強にとどまり、海外の物価上昇と円安で一人当たり実質消費は減少

（１）日本人海外旅行者数

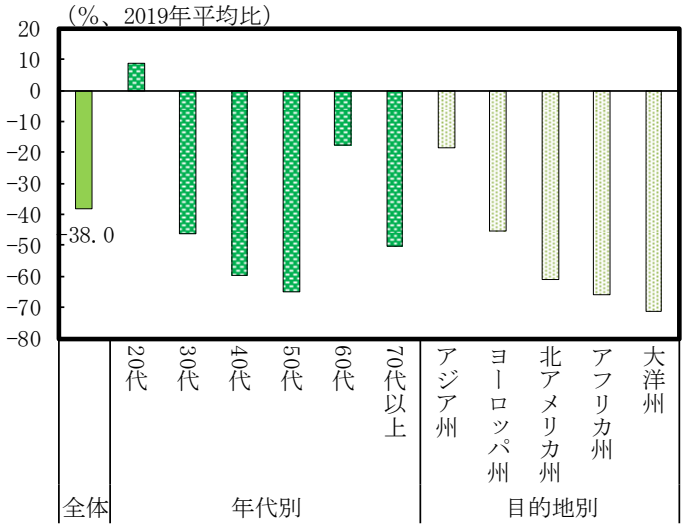

（２）日本人海外旅行者の一人当たり消費金額

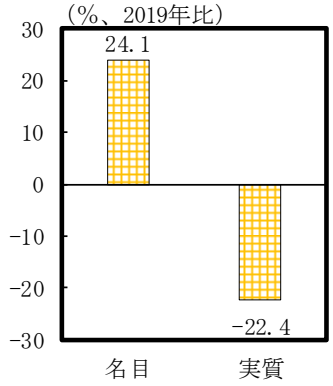

（備考）１．観光庁「旅行・観光消費動向調査」、内閣府「国民経済計算」により作成。図は2024年１－３月期の、2019年平均比。
２．（１）の目的地別のうち、「南アメリカ州」は2024年１－３月期の値が公表されていないため省略している。
３．（２）の実質系列は、国民経済計算の「居住者家計の海外での直接購入」デフレーターを用いて実質化。

インバウンドはサービスの純輸出の黒字拡大要因である一方、輸送や旅行を除くその他のサービスは輸入の増加が輸出の増加を上回り赤字拡大要因となっている。その他のサービスを詳細にみると、クラウドサービス等のコンピュータサービス、インターネット広告を含む専門・経営コンサルティングサービス、動画などコンテンツ配信に係る著作権等使用料など、デジタル関連のサービスのほか、損害保険の再保険を含む保険・年金サービスといった品目で赤字幅が拡大している（第１－１－40 図（１））。これらの赤字拡大の背景を確認すると、まず、デジタル関連について、クラウドサービスやインターネット広告、動画配信の国内市場規模は、コロナ禍前の 2019 年から 2023 年にかけて、それぞれプラス 250%、58%、83%と 1.5 倍～3.5 倍へと大きく拡大している（第１－１－40 図（２））。インターネット広告に関しては、国内の広告費支出額（国内生産分＋輸入分）と国内広告会社の売上額（国内生産分＋輸出分）の差は、専門・経営コンサルティングサービスの赤字額と近似しており、当該分野における赤字額の増加は、大宗が、近年の海外へのインターネット広告関連の支払額の増分で説明できる（第１－１－40 図（３））。また、コンテンツ配信についても同様に、著作権等使用料の赤字額と、国内のコンテンツ関連支払額（国内生産分＋輸入分）と国内企業の売

上額（国内生産分と輸出分）の差を比較すると、水準は異なるものの[30]、増加傾向については同様となっている（第１－１－40 図（４））。さらに、クラウドサービスについて、パブリッククラウドの国内市場規模と海外主要３社[31]のシェアから、海外への支払額を試算すると、近年増加ペースが強まっており、コンピュータサービスの支払額の増分の大宗を説明していると考えられる[32]（第１－１－40 図（５））。また、保険・年金サービスについては、世界的に自然災害が頻発する中で、損害保険の再保険料率（付加部分）が急伸しているほか、国内で投資性の強い保険商品の契約が増えていることに伴って、本邦保険会社が異常リスクを抑制するために海外の再保険引受会社と結ぶ再保険契約も増加しており、円安もあいまって、保険・年金サービスの赤字の加速度的な増加につながっているとみられる（第１－１－40 図（６））。

ここで、これらサービスのＲＣＡ（顕示比較優位指数）[33]を確認すると、我が国は、保険・年金や、専門・経営コンサルティングやコンピュータサービス等は、いずれも主要先進国より低位となっている。知的財産権等使用料については、データの制約上、著作権等使用料のほか、日本が強みを持つ特許権（産業財産権）等使用料が含まれることから、日本のＲＣＡが相対的に高いが、著作権等使用料のみでは、他のサービスと同様、諸外国よりも低いものと考えられる（第１－１－41 図）。デジタル分野等の赤字は、比較優位に基づく国際分業の考え方に基づけば、必ずしも問題というわけではなく、例えば、クラウドサービス利用が拡大していることは、質の高い海外のサービスを活用して、企業のＤＸが進んでいることの裏返しとも言える。デジタル赤字を縮小すること自体が目的ではなく、コンテンツ産業など我が国の潜在的な成長分野において、稼ぐ力を強化する取組を進めることにより、結果として、関連サービス分野が成長していくということが重要であろう。

---

[30] 国際収支統計の著作権等使用料には、ＰＣやスマートフォンに搭載されたＯＳの使用料が含まれ、日本の場合、マイクロソフトやアップルといった海外企業への支払額が多いと考えられる。このため、同サービスの赤字幅が、コンテンツ市場の支払額と売上額の差額を大きく上回っていると考えらえる。

[31] アマゾン、グーグル、アップルの主要３社。

[32] なお、国際収支統計のコンピュータサービスには、オンライン・ゲームのサブスクリプション料やライセンス料が含まれ、日本はこの分野で一定の競争力があり、相応の輸出の成長があることから、同サービスの赤字幅の拡大は比較的緩やかとなっている。

[33] 顕示比較優位（Revealed Comparative Advantage）。分子にある国の特定の製品・サービスについての総輸出に対する比率、分母に同製品・サービスの世界全体での総輸出量との比率を取り、これが１を超える場合、その国はその製品・サービスに比較優位を有し、輸出競争力があると推測される。

第１－１－40図　デジタル赤字等の背景

デジタル関連サービス等への需要増によりサービス赤字は拡大傾向

（１）サービス収支赤字の寄与度分解

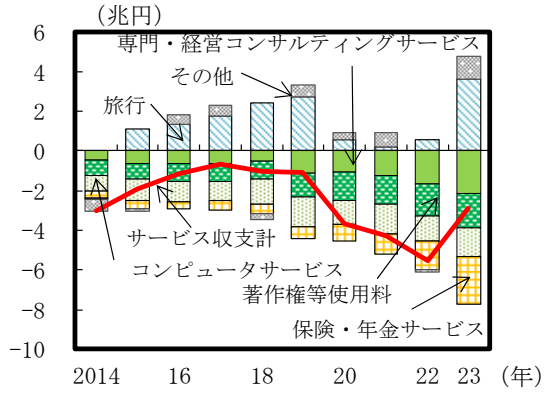

（２）デジタル関連サービスへの需要

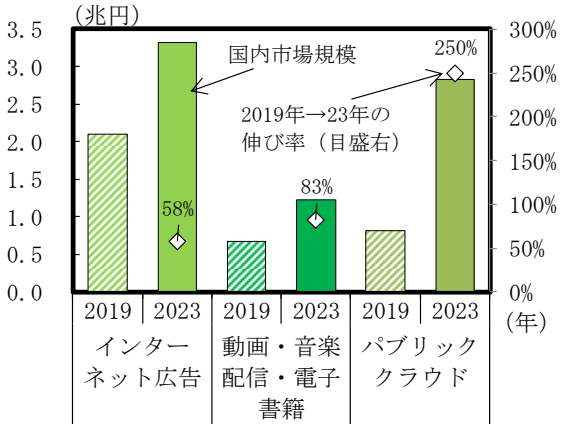

（３）海外へのインターネット広告関連の支払

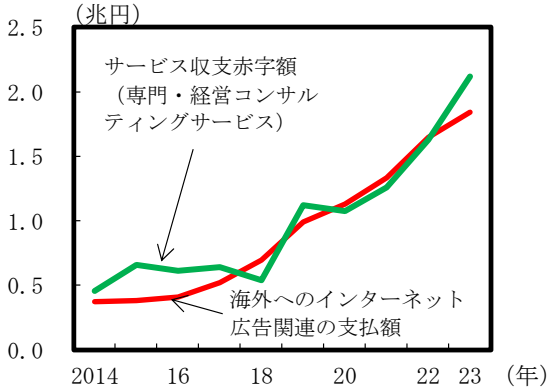

（４）海外へのコンテンツ関連の支払

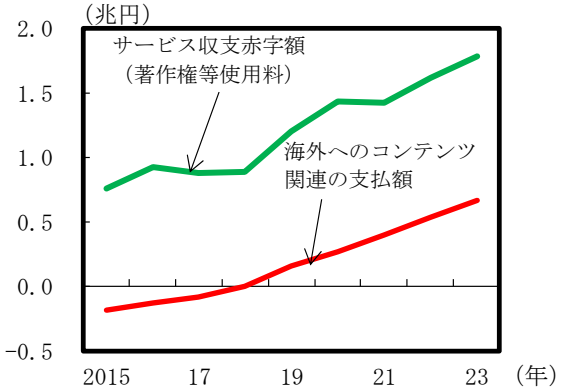

（５）海外へのクラウド関連の支払

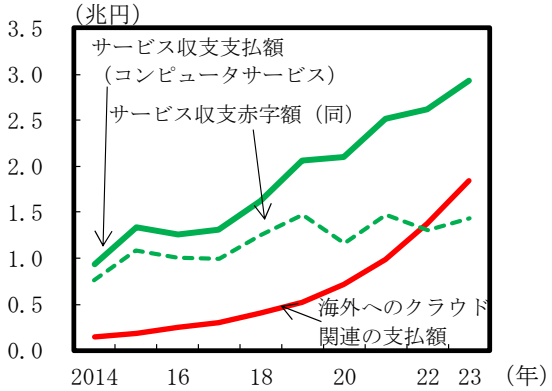

（６）海外への再保険料の支払

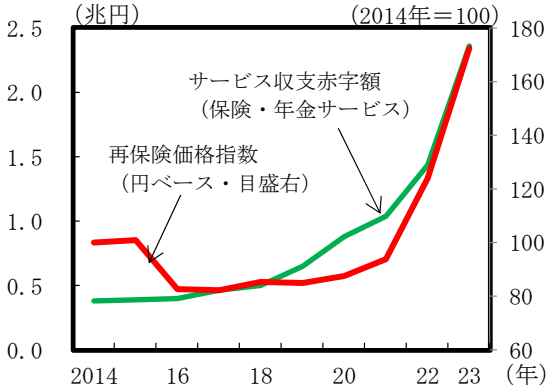

（備考）１．財務省「国際収支統計」、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」、電通「日本の広告費」、MM総研「国内クラウドサービス需要動向調査」、IDC Japan、Synergy Research Group資料、GEM Standardレポート、一般社団法人日本レコード協会「日本のレコード産業」、出版科学研究所資料、ガイカーペンター社資料等から作成。
２．再保険価格については、ガイカーペンター社作成のドルベースのコスト指数をドル円レートの期中平均を用いて円ベースに換算し、2014年＝100として基準化している。

第１－１－41図　デジタルサービス等における比較優位

日本のデジタル関連等の顕示比較優位指数（RCA）は、特許権使用料等以外では低い

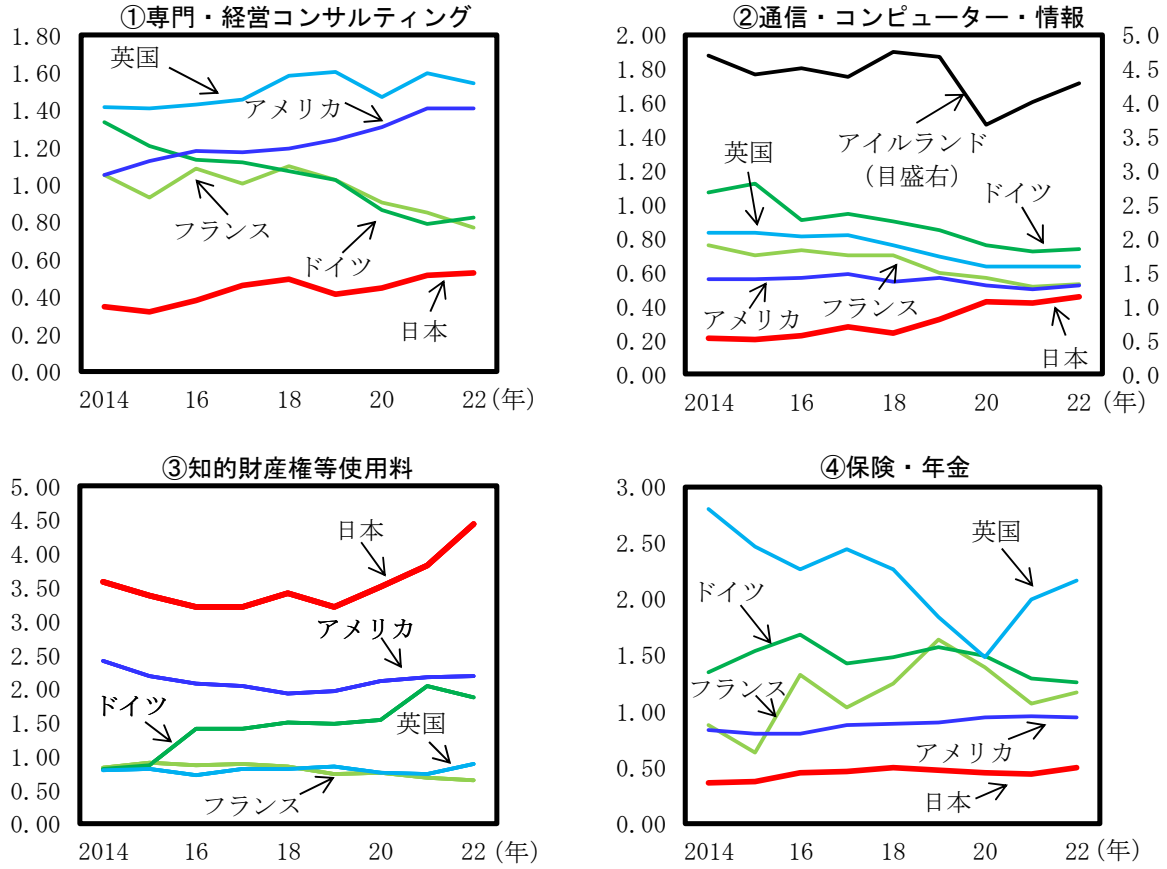

（備考）ＵＮＣＴＡＤ「International trade in services, Exports and imports by service-category, trade-partner」から作成。

５　財政支出と金融市場の動向

（公共投資は、底堅く推移しているが、人手不足の影響には留意が必要）

政府支出の動向として、まず公共投資の動向を確認すると、国の一般会計公共事業関係費及びその他施設費は、令和５年度当初予算及び補正予算（2023 年 11 月 29 日成立）において、国土強靱化関係予算を中心に約 8.3 兆円の予算措置が講じられており、補正後予算の対前年度比で 3.2％の増加となった（第１－１－42 図）。加えて、令和５年度の地方財政計画では投資的経費（東日本大震災分含む）のうち地方単独事業として、前年度並みとなる約 6.4 兆円が計上された。こうした国・地方の予算措置を反映し、公共工事受注額は 2023 年末以降、増加基調にある。一方、進捗ベースの公共工事出来高をみると、高水準を維持していたものの、既往の令和４年度第２次補正予算（2022 年 12 月２日成立）の効果の剥落

もあって、2023 年半ば以降は減少傾向で推移した[34]。発注者別の工事出来高をみると、国直轄事業に加えて、都道府県発注工事（補助事業及び単独事業）がこの間の減少傾向に寄与した。2024 年４月には、工事出来高は、都道府県や市区町村発注事業を中心に大幅に増加し、令和５年度補正予算の効果が表れ始めている。ただし、建設業の人手不足感の高まりや建設費の上昇・高止まりの影響には留意が必要である。国（国土交通省）の直轄事業の入札不調・不落の割合は、2022 年度時点で 3.5％と低水準にある一方[35]、地方公共団体の公共事業の契約率をみると、2023 年度にかけて、都道府県や市区町村でやや低下傾向にある。引き続き、人手不足やその影響を踏まえつつ、適切な予算執行に向けて、適正な価格・工期による契約や施行時期の平準化が必要と考えられる。

第１－１－42図　公共投資の動向国の公共事業関係費の予算額及び決算額の推移
公共投資は、2024年４月以降、2023年度補正予算の効果が発現
（１）国の公共事業関係費の予算額及び決算額の推移

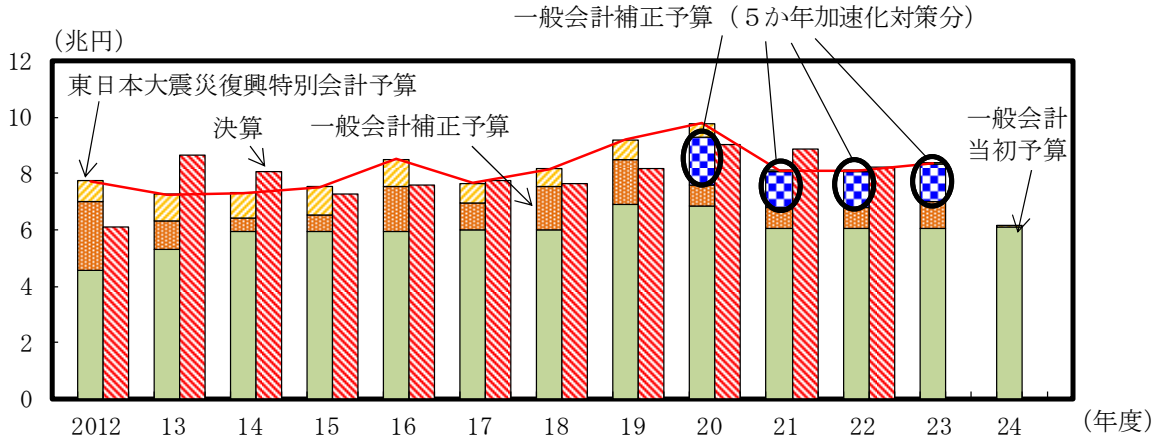

[34] 公共工事出来高を含む国土交通省「建設総合統計」の推計に用いられている国土交通省「建設工事受注動態統計」においては、2023 年６月～2024 年３月分にかけて、回答事業所からの誤報告があり、2024 年６月 25 日に、この訂正を含む「建設総合統計」の遡及改定が公表された。第１－１－42 図（２）（３）はこれら統計の改定後の計数を用いている。
[35] 国土交通省「令和４年度直轄事業等契約関係資料」。

（２）公共工事受注、出来高

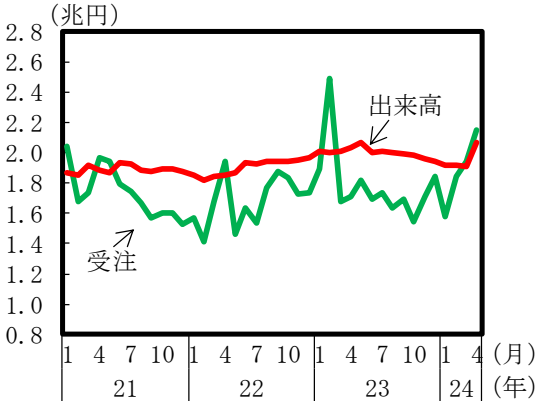

（３）公共工事出来高（発注者別寄与度）

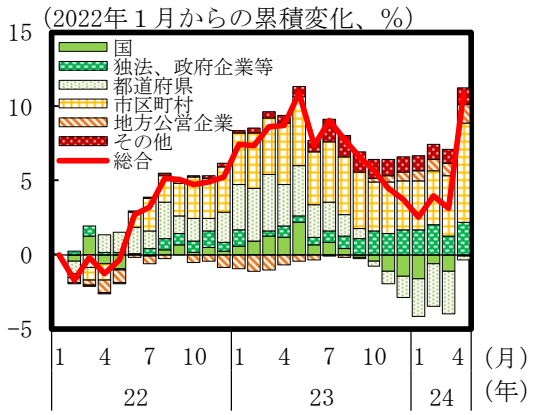

（４）公共事業費の契約率（都道府県）

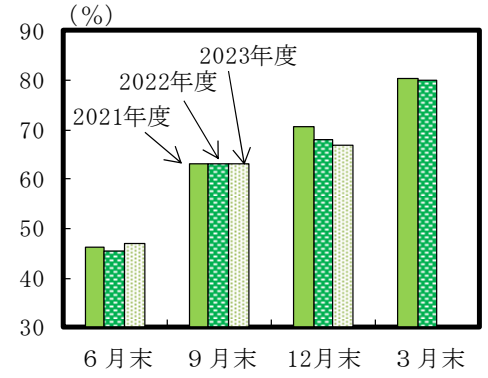

（備考）１．財務省予算・決算関係資料、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」、「建設総合統計」、総務省「公共事業等施行状況調査」により作成。「建設総合統計」については、2024年６月25日に公表された遡及改定後の数値を反映している。
２．（１）の予算額は全て議決予算額であり、繰越予算は含めていない。５か年加速化対策分について令和５年度は国土強靭化緊急対応枠（3,000億円）を含む。
３．（２）、（３）は内閣府による季節調整値。
４．（３）は、一部の維持修繕工事等を含み、（２）の出来高とは一致しない。
５．（４）は災害復旧事業費を含まない。

（政府消費の増加ペースは過去のトレンドに回帰へ、移転支出は正常化の途上）

次に、ＧＤＰの２割強を占める政府最終消費支出の動向をみると、高齢化の進展を背景とした医療・介護給付費の増加傾向に加え、新型コロナウイルスワクチン接種費用により、現物社会移転が拡大するとともに、同ワクチン購入をはじめとするコロナ禍における各種対策により、2022 年度にかけては中間投入が著しく増加した。2023 年度においてはこれらの要因が一服し、政府消費の伸びはコロナ禍前のトレンドに回帰しつつある。

また、一般政府部門から家計や企業など国内居住者への移転的支出をみると、コロナ禍前は、高齢化による公的年金等の「現金による社会保障給付」を中心に緩やかな増加傾向にあった一方で、その他の移転的支出はほぼ横ばいであったことが分かる。これに対し、コロナ禍に入って以降は、一人 10 万円の家計への特別定額給付金、中小・小規模事業者への最大 200 万円の持続化給付金、雇用維持のための雇用調整助成金、飲食店等への時短協力金等により「他に分類されない経常移転」のほか、子育て世帯や住民税非課税世帯への 10 万円の臨時特別給付金等により「社会扶助給付」が大幅に拡大した。こうしたコロナ禍における臨時的給

付措置等は現時点では縮小しているが、2022 年以降は、物価対策として講じられた燃料油や電気・ガスの激変緩和措置により「補助金」が増加しているほか、所得税・住民税の定額減税に伴い実施されている住民税非課税世帯への給付措置等により「社会扶助給付」は引き続き高水準で推移すると見込まれる（第１－１－43 図）。このように、コロナ禍対策から物価対策へと政策の重点が移り、給付金など家計への直接的な移転はピーク時より減少している一方、所得の伸びが物価上昇に追いついておらず、消費は力強さを欠いているため、家計部門への支援が必要な状況にあり、政府による移転支出の平常化は引き続き途上にある。名目賃金の上昇が物価上昇を上回る状況が継続的に実現していく中で、こうした移転的支出についても平時の姿に近づいていくものと期待される。

第１－１－43図　政府最終消費支出及び政府からの移転支出

政府消費の増加ペースはコロナ禍前に戻りつつある。移転支出は依然高水準

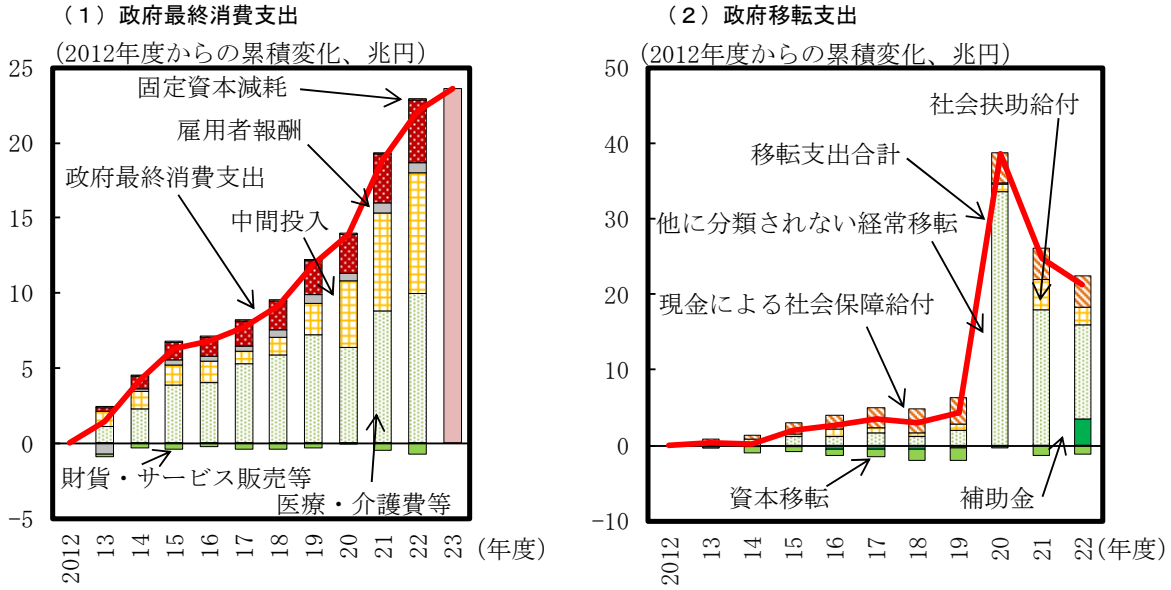

（備考）内閣府「国民経済計算」により作成。（１）の財貨・サービスの販売等は、生産・輸入品に課される税－補助金－財貨・サービスの販売－自己勘定総固定資本形成、医療・介護費等は、現物社会移転（市場産出の購入）の値。

（金融政策の枠組み変更後、長期金利は１％程度に上昇）

最後に、金融・資本市場について、金利、為替、株価の動向を振り返る。

金利について、日本銀行は、2024 年３月に、２％の物価安定目標の持続的・安定的な実現を見通せる状況に至ったとの判断の下、2016 年以降続けてきたイールドカーブ・コントロールなどの長短金利操作付き量的・質的金融緩和の枠組みの見直しやマイナス金利政策の解除を決定し、政策金利を短期金利（無担保コールレート（オーバーナイト物））とした上で、マイナス 0.1％～０％で推移していた短期金利について０％～0.1％程度で推移するよう促すこととした。それ以降、短

期金利は同範囲内で推移している。短期金利に連動する短期プライムレートは、変動金利型住宅ローンや中小企業向け貸出で参照されることが多いが、2024 年６月時点では、主要行における短期プライムレートは据え置かれている（第１－１－44 図）。この結果、住宅ローンの新規貸出の８割を占める変動金利は引き続き低水準で推移している。また、短期金利の上昇を受けて、預金金利は、普通預金、定期預金ともに各行で引き上げられており、日本銀行（2024）によると、普通預金金利を引き上げた金融機関は 2024 年４月初時点で７割強であり、キャンペーンを除けば、引上げは 2006 年度以来 18 年ぶりとなっている。一方、長期金利（新発 10 年国債利回り）については、イールドカーブ・コントロールの解除後、米国金利上昇の流れや、市場における金融政策の先行きに対する引締め観測等により上昇し、2024 年７月現在では、１％を超える水準となっている。こうした中で、2012 年以降 10 年以上にわたって０％台だった 10 年国債の表面利率も同様に上昇し、2024 年７月には 1.1％の水準となっている。また、長期金利の上昇に連動して長期プライムレートや住宅ローン固定金利は徐々に上昇している（第１－１－45 図）。

第１－１－44図　短期金利の動向

2024年３月の金融政策の枠組み変更後、短期の貸出金利は安定、預金金利は引上げ

（１）短期金利、住宅ローン変動金利等の動向

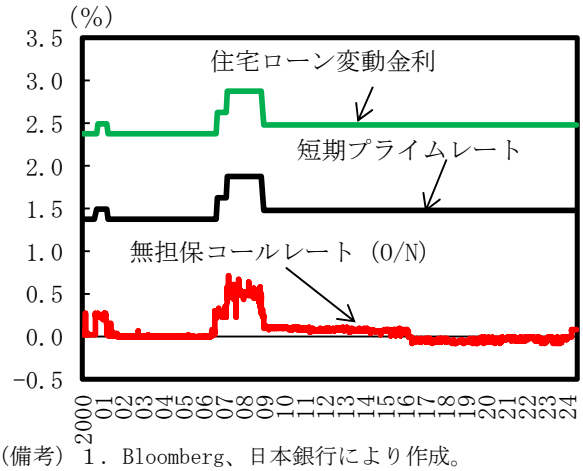

（２）預金金利の動向

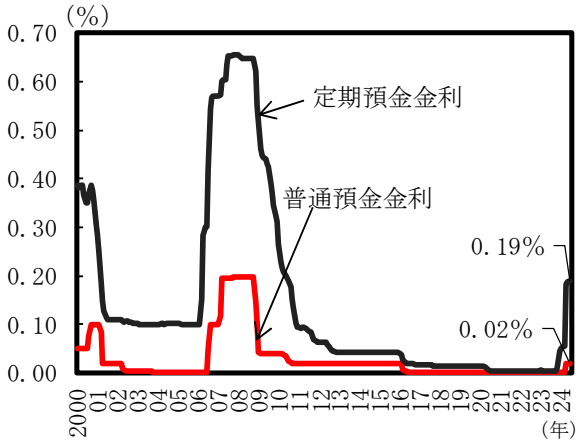

（備考）１．Bloomberg、日本銀行により作成。
２．短期金利は、無担保コールレート（オーバーナイト物）を指す。
３．短期プライムレートは最頻値、住宅金利は基準金利で、優遇後の実勢では年0.5%程度。
４．定期預金は300万以上1,000万円未満の５年物定期預金。

第１－１－45図　長期金利の推移

長期金利は2013年以来の１%程度に上昇し、長期の貸出金利も連動

（１）長期金利、長期プライムレート、住宅ローン固定金利の動向

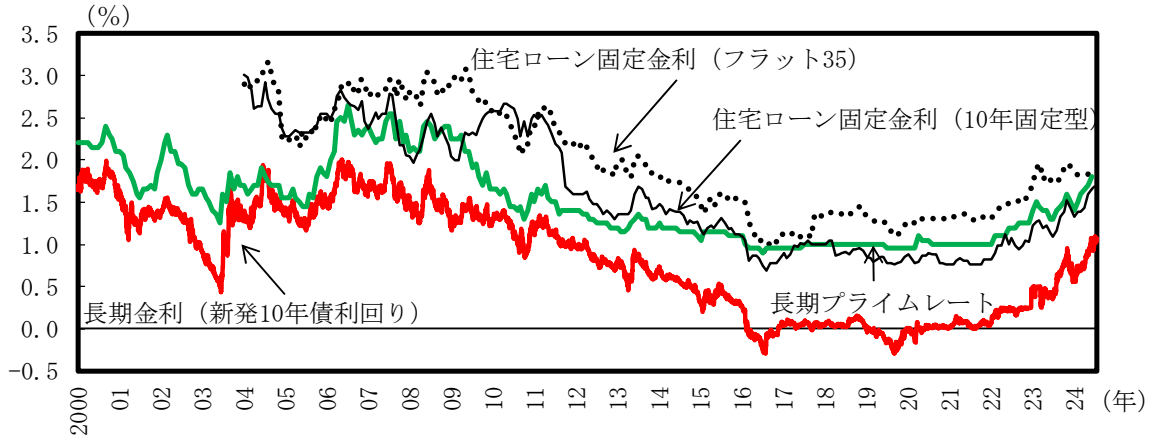

（２）国債の表面利率

（備考）１．Bloomberg、日本銀行、財務省資料、住宅金融支援機構、各種金融機関資料により作成。
２．住宅ローン固定金利（10年固定型）は、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行の５行による最優遇金利の平均値。

ここで、日銀による「主要銀行貸出動向アンケート調査」における、主要銀行からみた企業や個人の資金需要判断ＤＩ（増加－減少、%ポイント）をみると、企業向け貸出については、大企業、中小企業ともに、2024 年７月時点で増加超であり、大きな変動はない。個人向けのうち住宅ローンについて、マイナス幅は緩やかな縮小傾向にあり、現在はゼロ近傍で推移しているが、こちらも大きな変動はない。このように、資金調達側からみた資金需要態度には現時点では金利上昇の影響は表れていない。また、資金繰り判断ＤＩについても、倒産の項でみたように安定的に推移している。このように、現時点では、金利上昇の家計部門や企業部門への影響は限定的と考えられるが、倒産の推移を含め、今後の動向には引き続き留意が必要である。

金利上昇の実体経済への影響として、例えば、家計については、部門全体としては、預金をはじめ金融資産が住宅ローン等の負債を上回っているため、預金金利の上昇等による財産所得の増加という効果がある。一方で、二人以上世帯の約４分の１を占める住宅ローン返済世帯については、住宅・土地負債が預金等の資産を上回り、変動金利型の住宅ローン負債がある世帯にとっては、金利上昇は返済額の増加を通じた負担増をもたらす（第１－１－46 図（１））。住宅ローンについては、現状、新規貸出額の８割弱、貸出残高の３分の２程度が変動金利型である（付図１－６）。変動金利型住宅ローンには、適用金利が上昇した場合、月々の支払額の変動を抑制するために、激変緩和措置[36]が契約上盛り込まれている場合が多く、短期金利が上昇したとしても、直ちに返済額が増加するわけではない。しかし、中期的には、金利上昇は、変動金利型住宅ローンの返済額に影響し、第１－１－46 図（２）のとおり、住宅ローンの返済負担率（ＤＳＲ。ここでは可処分所得に対する返済支払額）は若年世帯ほど大きい。二人以上世帯に占める 20 代、30 代の住宅ローン借入勤労世帯のシェアはそれぞれ約 0.3％、約 5.1％ではあるが、金利上昇は、こうしたＤＳＲの高い世帯の負担増、ひいては消費の抑制につながり得るという点に留意が必要である。

[36] 具体的には、適用金利が変動しても、５年間は返済額が一定で据え置かれる「５年ルール」や、適用金利が変動して５年経過後の返済額は、前５年の返済額の 125％が上限となるという「125％ルール」。

第１－１－46図　家計の貯蓄・負債構造と住宅ローン借入世帯の返済負担

若年層は月々の住宅ローン返済額の可処分所得に占める割合は高く、金利上昇の際の負担増が潜在的に大きい

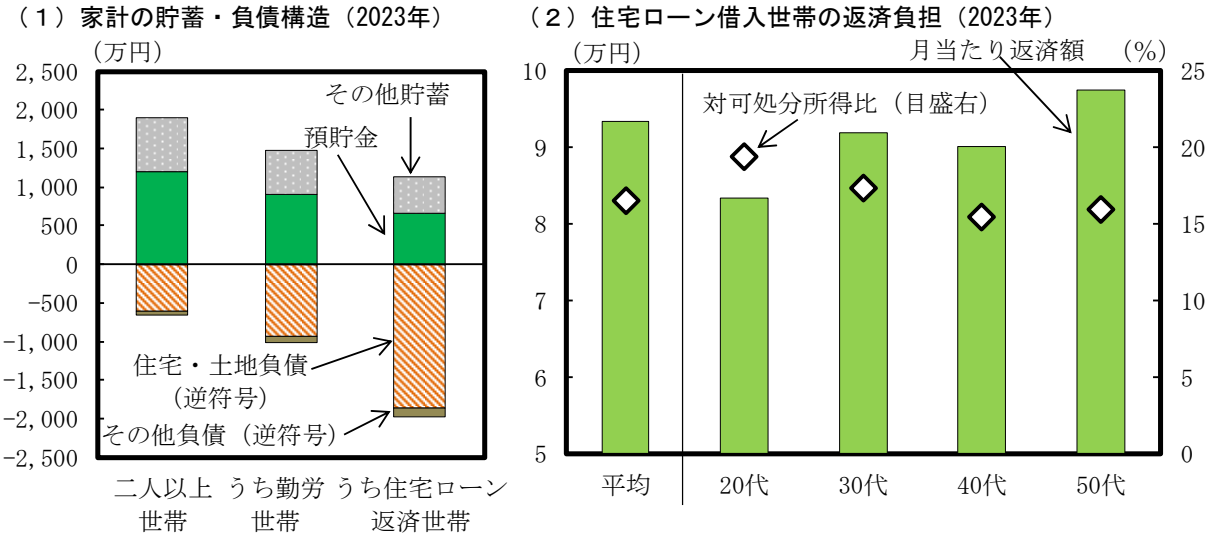

（備考）１．総務省「家計調査」（二人以上世帯）により作成。（１）の預貯金は通貨性預貯金と定期性預貯金の合計。住宅ローン返済世帯は二人以上勤労世帯の内数。（２）は二人以上勤労世帯。平均には60歳以上の世帯も含まれる。

２．（１）について、家計調査によると、二人以上世帯（総世帯の約63%）のうち、「うち勤労世帯」は約56%、「うち住宅ローン返済世帯」は約24%。（２）について、家計調査によると、二人以上世帯のうち、住宅ローン借入勤労世帯は約23%、20代は0.3%、30代は5.1%、40代は8.8%、50代は6.4%。なお、総務省「2019年全国家計構造調査」（家計資産・負債に関する結果）によると、単身世帯（総世帯の約35%）のうち、住宅ローン借入世帯は約９%。

（為替レートは、円安ドル高が進む）

為替相場について、円の対米ドルレートは、アベノミクスの開始後、2013 年４月以降、2021 年末まで、おおむね１ドル 100 円～120 円の範囲で推移していた。しかし、2022 年には１月の１ドル 115 円程度から 10 月には 150 円まで円安ドル高が進み、2023 年１月にかけて一旦、１ドル 130 円程度まで円高ドル安に動いたものの、2024 年１月にかけては１ドル 145 円、2024 年４月末には、1990 年４月以来の１ドル 160 円程度まで円安ドル高が進行した（第１－１－47 図（１））。2024 年４月末～５月にかけて実施された、月間実施額としては最大となる計９兆 7,885 億円の外国為替平衡操作（為替介入）等を経て、2024 年７月下旬時点では、１ドル 150 円台半ばで推移している。為替レートは、国際収支動向を含め様々な要因に影響を受けるが、こうした円安ドル高の動きの背景の一つには、日米間の金利差の拡大とその先行きに対する市場の観測がある。アメリカ経済は、コロナ禍から早期に回復する中、2022 年３月から米連邦準備制度理事会（ＦＲＢ）による急速な利上げが開始され、2024 年７月現在で政策金利（ＦＦレート）が 5.25%～5.5%という高水準に達し、日米金利差は拡大している。こうした利上げの一方で、アメリカの物価上昇率は目標の２%を上回る水準で下げ止まる状況にあり、

ＦＲＢによる政策金利の引下げ観測が後退し、市場において、日米の金利差が引き続き意識される展開となっていた。

次に、実質実効為替レート[37]の長期的な推移をみると、1990 年代半ば以降、世界金融危機後の円高等の動きはあるものの、傾向としては円安の方向で推移し、2024 年５月には、1973 年２月に変動相場制に移行して以降で最も低い水準となっている（第１－１－47 図（２））。実質実効為替レートの長期的な減価は、主に日本と海外における物価上昇率の差によるものであり、我が国がデフレに陥り、そこから抜け出せない状態が続く中、実質実効為替レートで測った円の相対的な価値が低下してきた。他方、2022 年以降をみると、欧米諸国よりは物価上昇率が低く推移していたものの、名目実効為替レートと実質実効為替レートの変化の程度に大きな違いはなく、実質実効為替レートの減価は、対米ドルをはじめとする名目為替レートの減価に主に起因している。

為替レートについては、二国間の金利差や国際収支動向など様々な要因によって市場で決まるものであるが、長期的には、一物一価が成立する下で、二国間の物価水準や物価上昇率の差を反映するという購買力平価に沿って推移するとされる。例えば、Eurostat とＯＥＣＤが算出している購買力平価においては、2022 年では１ドル＝94.93 円（1980 年は 243.77 円）となっている。

ここでは、月次の動向も確認するために、日米の二国間に着目して、両国の国内企業物価や消費者物価を基に算出した購買力平価の推移をみると、趨勢的には両国間の物価の差を反映し、円高ドル安方向となる中、実際の為替レートもおおむね購買力平価±20％のバンド内で推移してきたことが分かる（第１－１－47 図（３））。しかし、2022 年春頃以降は、為替レートはこのバンドを超えた円安ドル高の状態が続いている。

円安は、一般論として、輸出企業や海外現地法人を持つ企業にとって、円建ての収益や配当の増加といった効果がある一方、それ以外の企業にとっては、輸入物価上昇により原材料コストが増加し、販売価格に十分転嫁できなければ、収益の圧迫要因となる。また、国内販売価格に波及する場合には、名目賃金・所得が十分上昇していなければ、家計の実質所得（購買力）を押下げ、個人消費の下押し要因となる。後述するように、円安による国内企業物価や消費者物価への波及は近年高まる傾向にあり、為替動向やその影響には、引き続き十分注意が必要である。

---

[37] 日本円と各通貨間の為替レートを、貿易額等のウエイト付けして集計し（名目実効為替レート）、さらに、対象となる国・地域の物価動向も加味して算出されたもの。日本の物価上昇が他国・地域よりも相対的に低いと、実質実効為替レートは低下（減価、円安）する。

第１－１－47図　為替レートの動向等

為替レートは１ドル160円台まで円安が進み、実質実効為替レートは統計開始以来最も低い状況に

（１）為替レートの動向と為替介入の実績

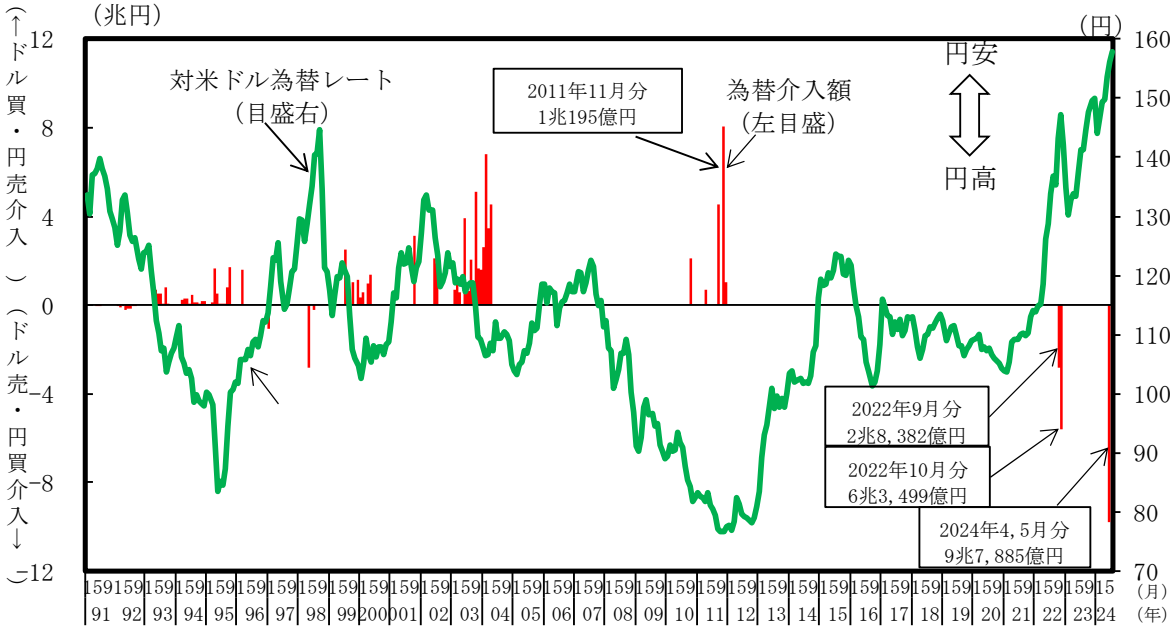

（２）実質実効為替レート

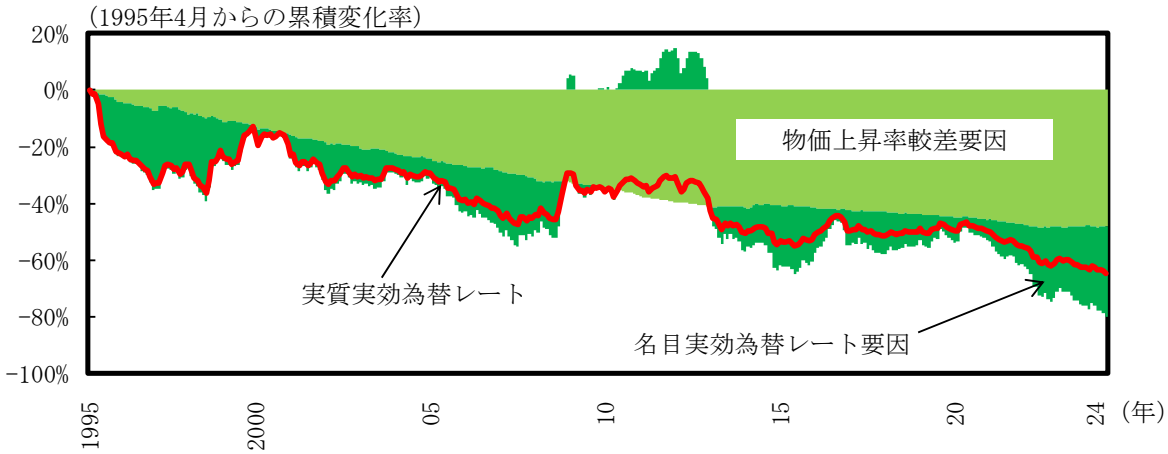

（３）日米ＰＰＩ比による為替レート推計値

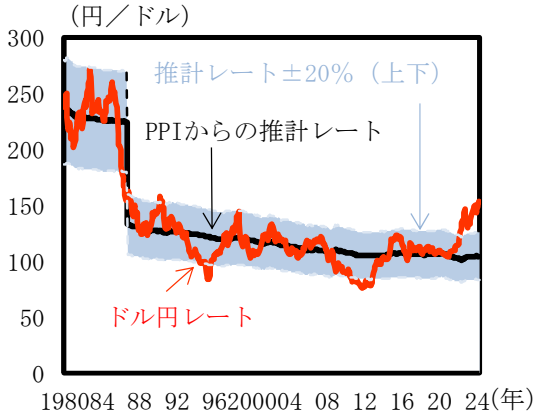

日米ＣＰＩ比による為替レート推計値

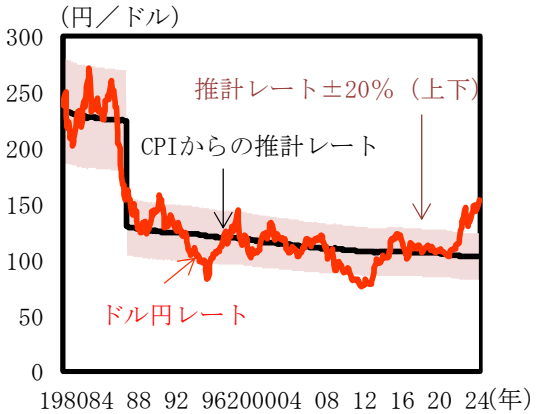

（備考）１．（１）（２）は財務省「外国為替平衡操作の実施状況」、日本銀行資料、Bloombergにより作成。中心相場、月中平均値。
２．（２）の下図について、記載以外の項目として交絡項がある。
３．（３）はBloomberg、総務省「消費者物価指数」（固定基準）、セントルイス連邦準備銀行「FRED」より作成。

（株価は堅調な企業収益のほか、ＮＩＳＡ枠拡大もあって、過去最高値を更新）

2024 年初以降の株式市場についてみると、我が国の株価は、アメリカの株価の上昇に加え、新ＮＩＳＡの開始に伴う資金流入や堅調な企業の決算等を受けて上昇傾向で推移し、2024 年２月 22 日には、バブル期の最高値（1989 年 12 月 29 日 38,915 円）を超え、３月 22 日には史上最高値の 40,888 円を記録した（第１－１－48 図（１））。その後、アメリカの株価の影響も受けながら一進一退で推移し、７月 11 日には 42,224 円と最高値を記録したが、７月下旬時点には 38,000 円台となっている。なお、ＮＩＳＡに関しては、2024 年１月の拡充以降、投資信託の純資産額における国内株式のストック残高が増加し、フローの資金純流入額でも、ＮＩＳＡ枠拡大・恒久化以前の 2023 年夏頃より拡大傾向にある（第１－１－48 図（２）（３））[38]。

こうした株価の動向を評価するため、株価水準の割安感・割高感をみる指標として用いられることの多い、株価収益率（ＰＥＲ：Price Earnings Ratio）や株価純資産倍率（ＰＢＲ：Price Book-value Ratio）[39]を確認する。プライム市場（及び旧東証１部）上場企業のＰＥＲとＰＢＲを算出すると、2024 年４月は、ＰＥＲが 22.4 倍、ＰＢＲが 1.9 倍であり、2013 年以降平均の 24.6 倍、1.5 倍と比べると、株価は、企業収益に対して過去平均並みであり、純資産額に対して

[38] 新ＮＩＳＡ導入前後の家計の金融資産への投資の動向については第３章第１節でより詳細に議論する。

[39] 例えば、収益増により株価が上がるとＰＥＲは上昇し、資産増により株価が上がるとＰＢＲは上昇する。株価は企業の現在と将来の価値を示すと考えられるが、将来期待が高まれば、ＰＥＲもＰＢＲも上昇する。他方、ＰＢＲが１を下回る場合は、市場からの企業に対する評価や将来的な期待が低いことを示唆する。

やや高めとなっている。もっとも、1980 年代後半のバブル期の平均（ＰＥＲ:62.0、ＰＢＲ：4.3）に比べると、いずれの指標も相当程度低位にとどまっており（第１－１－48 図（４））、直近の株価水準は現実の企業収益や資産と相対的にバランスがとれていると評価できると言える。その上で、1989 年末以降の各国の株価動向については、アメリカは約 14 倍、ドイツは約 10 倍、フランスは約４倍、英国は約３倍となる一方、我が国は 1989 年の水準に回帰したという状態にとどまっている。株価は、企業業績に加え、一国の経済成長に対する期待も反映するものであり、潜在成長率の引上げに向けて、人々の就業意欲を後押しする取組、国内設備投資の拡大や、研究開発等の無形資産投資の促進による新しい価値の創造に早期に取り組み、成長型の新たな経済ステージへの実現を図ることが重要と言える。

第１－１－48図　株価推移、投資信託純資産額、　ＰＥＲ、ＰＢＲの推移
日経平均株価はバブル期を超え、過去最高値の水準

（１）株価の動向

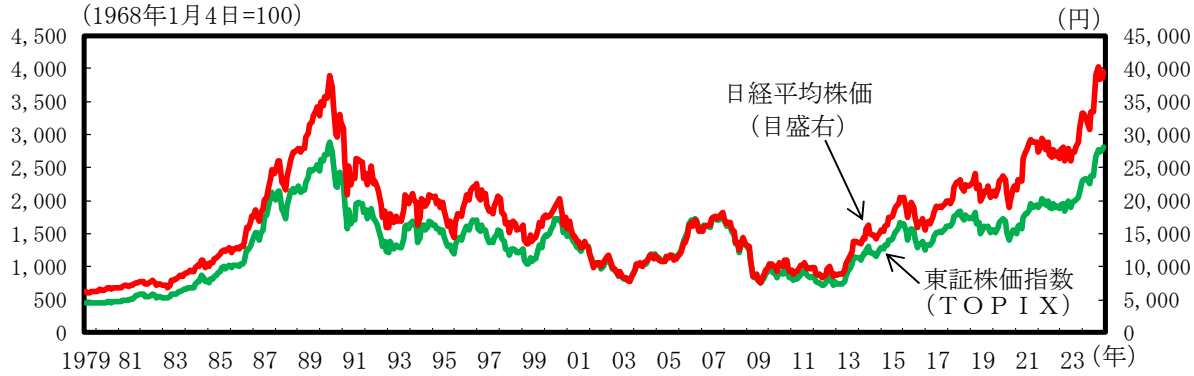

（２）投資信託の純資産額の推移

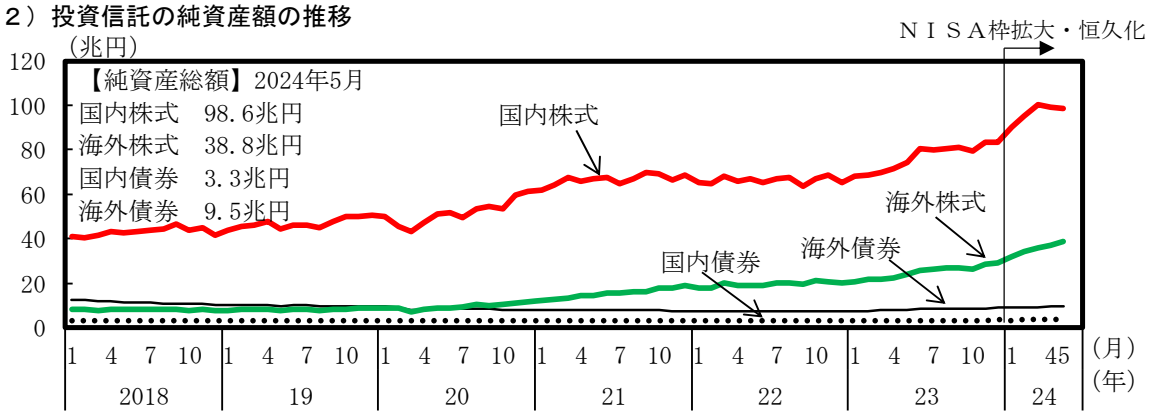

（３）投資信託の資金増減額の推移

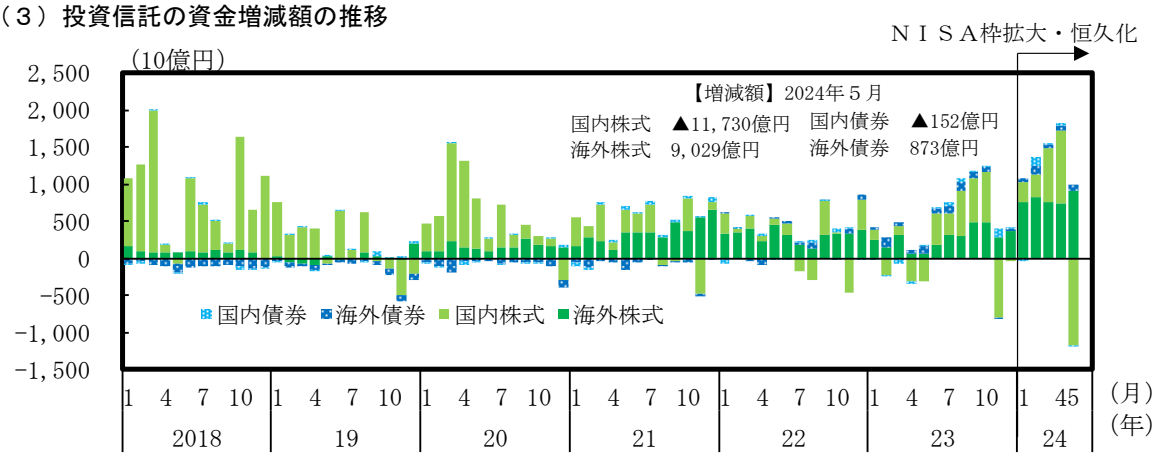

（４）株価収益率、株価純資産倍率の推移

①株価収益率（ＰＥＲ）

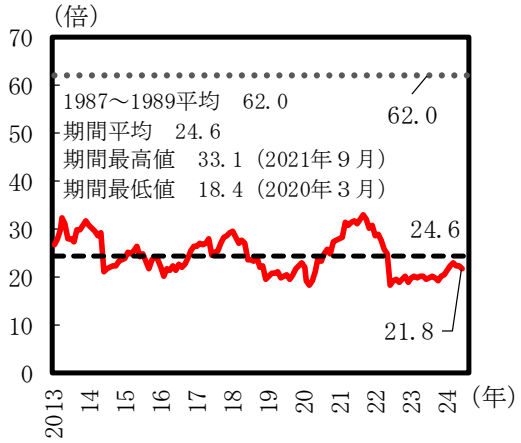

②株価純資産倍率（ＰＢＲ）

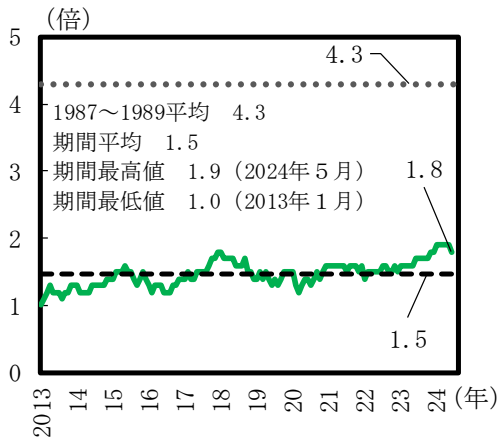

（備考）１．Bloomberg、投資信託協会、日本取引所グループ公表資料により作成。
２．日経平均株価、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）ともに月中平均。
３．（２）の純資産総額は、前期の純資産総額＋資金増減額－収益分配額＋運用増減額。
４．（３）の資金増減額は、設定額－解約額－償還額。
５．（４）のＰＥＲ＝株価合計／１株当たり当期純利益合計（変則決算の場合は年率換算）、
ＰＢＲ＝株価合計／１株当たり純資産合計。

第２節　デフレに後戻りしない経済構造の構築

近年の我が国の物価動向を振り返ると、今回の物価上昇局面は、2021 年から2022 年にかけて、コロナ禍を経た世界的な需要回復やロシアのウクライナ侵略による資源価格の高騰を契機に始まった。円安の進行もあいまって、輸入物価の上昇を起点に、食料品等の国内物価への転嫁が進んだことにより、2023 年１月のピーク時には、消費者物価（総合）の前年比上昇率は 4.3％まで達した。その後、資源価格の落ち着きや、各種政策の効果に加え、食料品等の値上げの動きの一服により、輸入物価を起点としたコストプッシュ型の財の物価上昇は、一旦落ち着きをみせた。他方、賃金については、41 年ぶりとなった物価上昇への対応、バブル期以来となる企業の人手不足感の高まり、さらには、官民連携による賃上げを拡大するための施策を実施するとともに、賃上げを粘り強く呼びかけてきたこともあって春季労使交渉において、2023 年には 30 年ぶり、2024 年には 33 年ぶりの高水準となる賃上げ率が実現した。こうした賃金上昇は、人件費の比率が高い分野を中心に、価格への転嫁を通じて、徐々にサービスの物価を押し上げる要因となり、賃金と物価の好循環が生まれつつある。過去四半世紀にわたる長年の課題であるデフレ[40]からの脱却に向け、これまでにない前向きな動きが出てきている。

政府は、2006 年３月に内閣府が参議院予算委員会に提出した「デフレ脱却の定義と判断」において、「物価が持続的に下落する状況」を「デフレ」と定義しており、また、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」を「デフレ脱却」と定義している[41]。この意味で、現在、我が国は明

---

[40] 過去、政府の月例経済報告において、「デフレ」と記述されていた期間は、2001 年４月から 2006 年６月までの期間と、2009 年 11 月から 2013 年 11 月までの期間の二度ある（2001 年３月の月例経済報告において、本文ではないが、「今月のトピック」として、「『持続的な物価下落』をデフレと定義すると、現在、日本経済は緩やかなデフレにある」と記載しており、翌月の 2001 年４月の月例経済報告の本文において、「持続的な物価下落という意味において、緩やかなデフレにある」と記載している）。なお、最初のデフレ期間に関しては、消費者物価（生鮮食品を除く総合）の前年比の下落傾向は 1998 年夏頃には始まっており、日本経済は 1990 年代終盤からデフレ状況に陥っていたと言える。

[41] 内閣府の参議院予算委員会提出資料「デフレ脱却の定義と判断について」（2006 年３月）において、次のとおりデフレ脱却の定義を示している。

○「デフレ脱却」とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」

○その実際の判断に当たっては、足元の物価の状況に加えて、再び後戻りしないという状況を把握するためにも、消費者物価やＧＤＰデフレーター等の物価の基調や背景（注）を総合的に考慮し慎重に判断する必要がある。

（注）例えば、需給ギャップやユニット・レーバー・コスト（単位当たりの労働費用）といったマクロ的な物価変動要因

○したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準

らかにデフレの状況にはないが、デフレから脱却しているか否かについては、物価の基調や背景を総合的に判断し、今後もデフレに「戻る見込みがない」ことを確認する必要がある。ここで、「デフレ脱却の定義と判断」において、物価の基調として消費者物価上昇率やＧＤＰデフレーター上昇率等が、物価の背景の例示としてＧＤＰギャップやユニット・レーバー・コスト（単位労働費用）の上昇率が示されていることから、これらの４つの指標が全てプラスになったのか否かのみに注目が集まることがある。しかしながら、過去、例えば 2015 年や 2018 年から 2019 年においては、これらの指標が全てプラスになった時期も存在した[42]。これらの時期における物価上昇の大宗はエネルギーや食料であり、2015 年については、その後の原油価格の下落、2018～2019 年については、その後のコロナ禍の影響もあり、消費者物価上昇率は再びマイナス圏に戻ることとなった。いずれも物価上昇は持続的なものではなかったと言える。したがって、デフレに後戻りする見込みがないかどうかを判断していくに当たっては、物価の基調に加え、幅広い指標を確認していく必要がある。具体的には、ＧＤＰデフレーターや単位労働費用の上昇率のみならず、我が国がデフレ状況に陥る前の 1980 年代から 1990 年代前半までの状況も踏まえ、賃金が持続的に上昇しているか、企業による人件費や仕入価格の販売価格への転嫁が進んでいるか、サービスを含め物価上昇に広がりがみられるか、家計や企業等は安定的な物価上昇を予想しているかなど、幅広い角度から総合的に経済・物価動向を確認することが必要である（内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024a））。

本節では、2024 年前半までを中心に、物価の動向を振り返るとともに、デフレ脱却に向けた現在地を確認するため、物価動向の背景として、特に、賃金上昇や価格転嫁、物価上昇の広がり、予想物価上昇率といった様々な指標やデータの状況を確認する。さらに、物価と賃金が共に上昇することがノルムとして確立していく中で、物価・賃金が動かないことを前提とした各種制度や慣習における課題について議論する。

をお示しすることは難しく、慎重な検討を必要とする。

○デフレ脱却を政府部内で判断する場合には、経済財政政策や経済分析を担当する内閣府が関係省庁とも認識を共有した上で、政府として判断することとなる。

[42] 現行の統計・データでは、2015 年１－３月期、2018 年１－３月期、４－６月期、2019 年１－３月期、４－６月期、７－９月期のほか、2023 年４－６月期に、これら４つの指標がプラスとなっている。

１　2024 年前半までの物価動向

（輸入物価は、契約通貨ベースでは横ばいも、円ベースで緩やかに上昇）

まず、財の物価について、川上の輸入物価の動向を確認する。最初に、国際商品価格を米ドルベースでみると、原油価格は、2023 年末以降、中東情勢の緊迫化により、振れを伴いながら緩やかな上昇傾向にあるが、2022 年２月のロシアによるウクライナ侵略以前の水準と同程度で推移している（第１－２－１図（１））。液化天然ガス（ＬＮＧ）価格については、原油価格に連動する長期契約形態で調達しているものが多いことから、日本のＬＮＧ平均輸入価格は安定した水準で推移している[43]。食料価格のうち小麦については、主産地の一つであるロシアにおける天候不順により、2024 年春以降、幾分上昇する局面もみられたが、ウクライナ侵略前の水準に抑制されている。他方、銅やアルミニウムといった非鉄金属の価格は、2024 年初め以降、急速に上昇した。銅価格は、2023 年末にパナマにおける主要な鉱山が閉山されるなど供給不安がくすぶる中で、ＡＩやデータセンターなどでの堅調な需要、さらに世界経済の持ち直し期待も背景に、需給両面の要因で上昇し、高水準にある。

こうした中で、契約通貨ベースの輸入物価は、おおむね横ばい圏内で推移している（第１－２－１図（２））。一方、円ベースでみると、本章第１節でみたように、為替レートの円安が進行しており、輸入物価は緩やかに上昇している[44]。

---

[43] 日本のＬＮＧ輸入量のうち、全体の約８割が長期契約、約２割がスポット契約で調達されており、長期契約のほとんどが原油価格に連動した契約形態となっている。

[44] 2024 年４月～６月における円ベースの輸入物価指数の前月比の後方３か月移動平均（３ＭＡ）は１％～１％台半ば程度となっている。なお、今回の上昇局面当初の 2021 年初から 2022 年秋頃にかけては、コロナ禍からの世界経済の回復や、ロシアによるウクライナ侵略、さらには円安が加わる中で、前月比ベースで月平均プラス３％程度であった。

第１－２－１図　国際商品市況と輸入物価指数

輸入物価は契約通貨ベースでは横ばい圏内であるが、円ベースでは緩やかに上昇

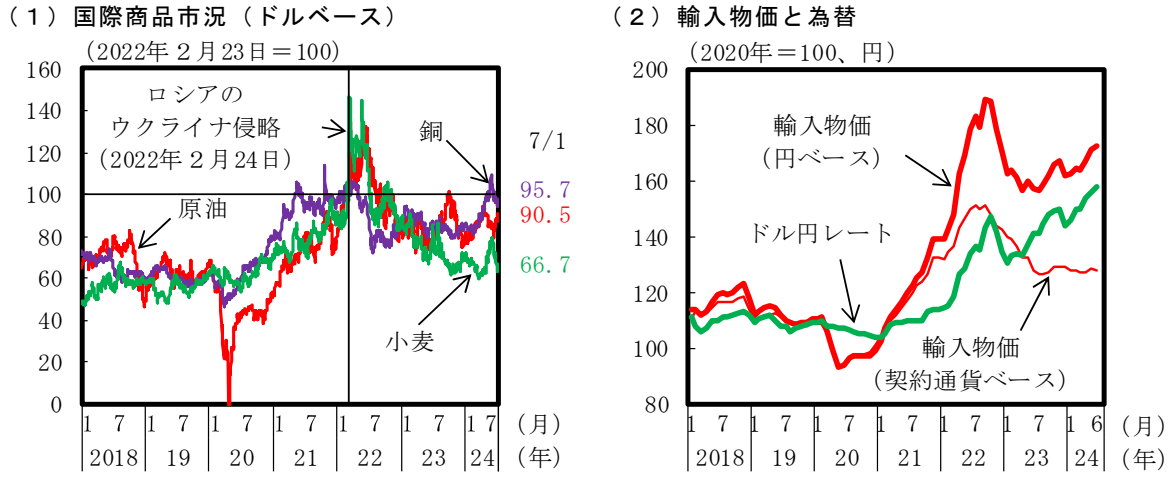

（備考）Bloomberg、日本銀行「企業物価指数」により作成。

（ＢtoＢの財価格は輸入物価上昇の影響に留意）

輸入物価の上昇は、一般に、海外からの輸送期間に伴う若干の時間差を伴いつつ、財の国内企業間取引（ＢtoＢ）価格に反映される。国内企業物価をみると、2022 年末頃にピークをうち、その後、おおむね横ばい圏内で推移してきたが、2024 年春以降、緩やかな上昇傾向に転じている（第１－２－２図（１））。この間に、国内企業物価を基調として押し上げる要因となったのは、主に、国際市況を反映した銅などの非鉄金属価格であった[45]（第１－２－２図（２））。2024 年５月には、年一回行われる再生可能エネルギー発電促進賦課金の改定の影響が前月比を 0.4％ポイント程度押し上げたほか、７月にかけては電気・ガス代に係る激変緩和措置の終了が国内企業物価の押上げに寄与するが、８～10 月分は電気・ガス料金が補助されることとなり、９月以降、一時的に国内企業物価の伸びは押し下げられることとなる[46]。いずれにしても、これらは政策・制度要因に伴う変動であり、これらを除いた基調として考えると、国内企業物価の上昇は緩やかなペースにあると言える。一方、円安を受けた足下の輸入価格（円ベース）の緩やかな上昇が、国内企業物価に反映されていくと考えられる点には留意が必要である。なお、為替の各種物価へのパススルーについては後述する。

次に、企業間（ＢtoＢ）のサービス取引価格をみると、2021 年以前は、前年比上昇率でみて１％程度で推移していたが、2022 年以降、取り扱う財価格の影響を

[45] 銅価格については、商慣行上、国内取引価格がその時点の国際市況に連動するため、輸入通関時の価格である輸入物価よりも先行して、国内企業物価に反映される。

[46] ８月分の使用分から適用となり、実際の支払は翌月からとなるため、国内企業物価や消費者物価においては９月分から反映される。

大きく受けるリース・レンタルや、コロナ禍の落ち込みからのインバウンド需要の回復を受けた宿泊料等が主因となって、緩やかな上昇局面が続いていた（第１－２－２図（３）、（４））。これに加え、2023 年春以降は、ソフトウェア開発等で賃金上昇を背景に価格が上昇するなど広がりがみられるようになり、前年比の上昇率は２％台に上昇した。さらに、2024 年春には、33 年ぶりとなる春季労使交渉での賃上げもあって、機械修理や建築設計、自動車貨物輸送など、より幅広い品目で、人件費の転嫁による価格上昇の動きがみられている。この点については、後段で改めて確認する。

第１－２－２図　国内企業物価、企業向けサービス価格指数

ＢtoＢの財価格は横ばいから緩やかな上昇へ、サービス価格は幅広い品目で上昇

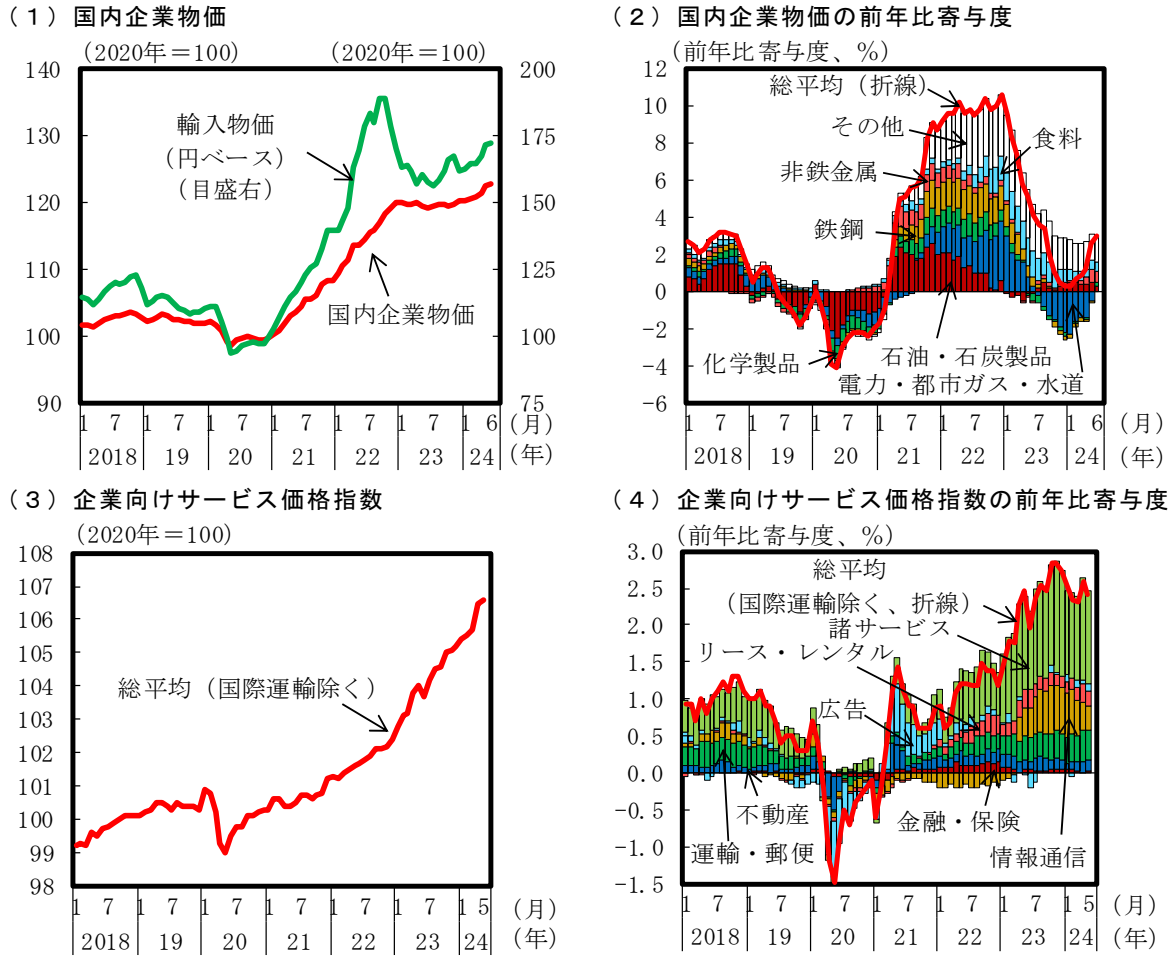

（備考）１．日本銀行「企業物価指数」、「企業向けサービス価格指数」により作成。
２．（３）、（４）の企業向けサービス価格指数は、国際運輸を除くベース。消費税抜きの値。
また、（３）は内閣府による季節調整値。

（消費者物価上昇率は、ピーク時の４％超から縮小し、２％台が続く）

消費者物価（ＣＰＩ）をみると、2023 年１月に総合で 4.3％と 41 年ぶりの水準となり、ピークを記録した後、2023 年２月以降は、電気・ガスの激変緩和措置が押下げに寄与したほか、既往の原油等の資源価格の下落、さらに 2023 年秋以降、それまで生鮮食品を除く食料品等でみられてきた値上げの動きが一服したことから、前年比上昇率は縮小し、2023 年 11 月以降は２％台で推移している（第１－２－３図）。2024 年５月には、年一回の再生可能エネルギー発電促進賦課金[47]の改定の影響で、前年比上昇幅が 0.5％ポイントほど拡大し、さらに６～７月には電気・ガスに係る激変緩和措置の暫時終了の影響が約 0.25％ポイントずつ見込まれるが、上述のとおり、８月～10 月分については、2024 年夏の酷暑を乗り切るという目的から電気・ガス料金が補助されることとなり、ＣＰＩ上昇率（コア）は、９月、10 月は 0.57％ポイントずつ、11 月は 0.35％ポイント押し下げられることとなる[48]。また、2022 年１月より開始されているガソリン等燃料油価格に対する激変緩和措置は 2024 年末まで継続される。こうした政策・制度要因を除いて考えると、ＣＰＩの上昇は緩やかなペースにあると言える。物価の基調を、生鮮食品及びエネルギーを除く総合（コアコア）でみると、生鮮食品以外の食料品の上昇幅縮小を受けて、前年同月比で、2023 年５月ピーク時の 4.3％から 2024 年６月には 2.2％まで縮小し、前月比では、ならしてみてプラス 0.1％程度と緩やかな上昇ペースとなっている。

---

[47] 電気事業者が再生可能エネルギーにより発電される電気を調達するための費用。毎年度、経済産業省が単価を決定しており、年間でどのくらい再生可能エネルギーが導入されるかに基づいて決定され、毎月の電気料金と併せて利用者から徴収される。賦課金単価は、（再生可能エネルギー買取費用等－回避可能費用等＋事務費）を販売電力量で除したものとして算出される。回避可能費用は、電力事業者が再生可能エネルギーを買い取ることで、化石燃料等により発電する必要がなくなる分として、電力卸売取引の市場価格の過去の実績に連動するなどして算定される。2023 年５月～2024 年４月の賦課金単価は、回避可能費用の増加等により、2022 年５月～2023 年４月の 3.45 円/kWh から 1.4 円/kWh に低下した一方、2024 年５月～2025 年４月は、回避可能費用の減少等により 3.49 円/kWh に上昇した。

[48] 電気・ガス激変緩和対策については、2023 年９月～2024 年４月分は、電気・ガス料金それぞれ 3.5 円/kWh、15 円/㎥、2024 年５月分は 1.8 円/kWh、7.5 円/㎥が補助された。酷暑乗り切り緊急支援として、2024 年８月・９月分は電気・ガス料金に対して、それぞれ４円/kWh、17.5 円/㎥、10 月分はそれぞれ 2.5 円/kWh、10 円/㎥が補助される。また、2024 年末まで行われるガソリンに対する激変緩和措置については、リッター当たり 185 円超の部分は全額補助される。

第１－２－３図　消費者物価の動向

消費者物価は、ピークの４％台から上昇率が縮小し、2023年秋以降２％台で推移

（１）消費者物価（コア）の長期的推移

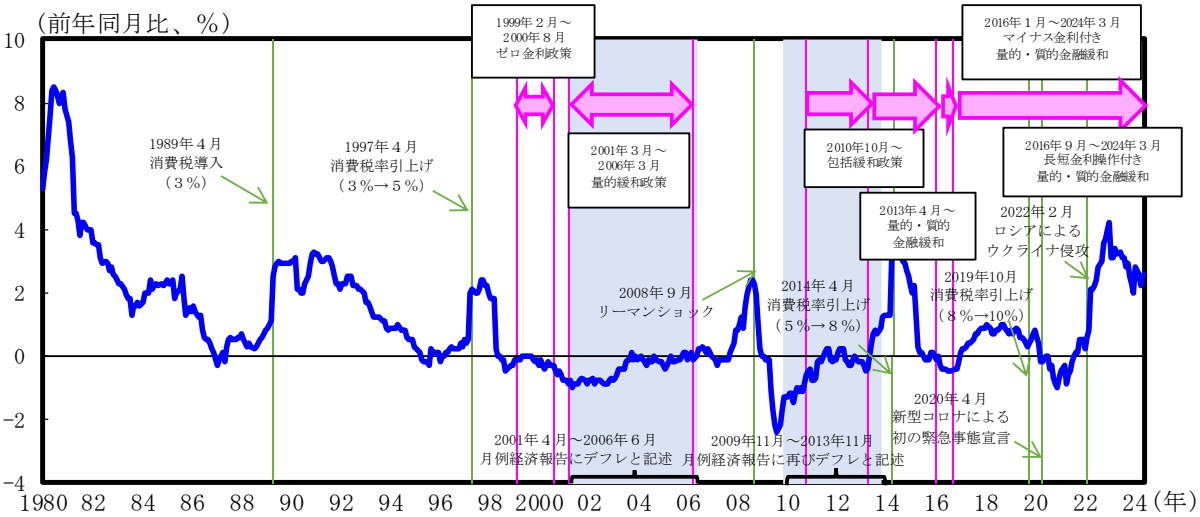

（２）消費者物価の足下の動向

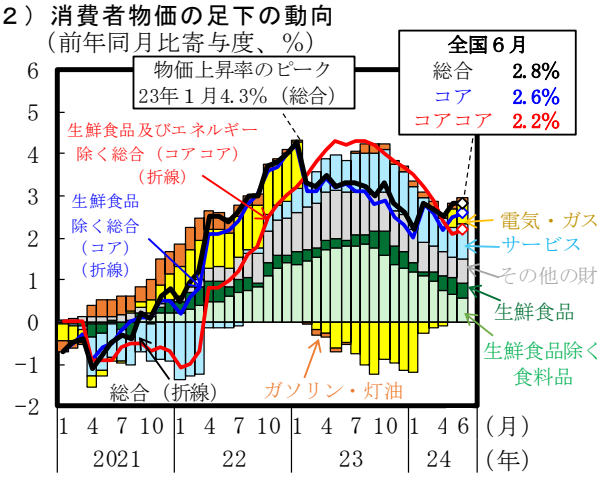

（３）電気代

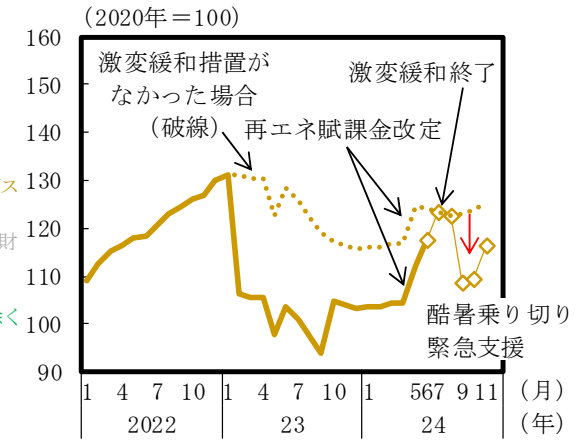

（４）ガソリン代

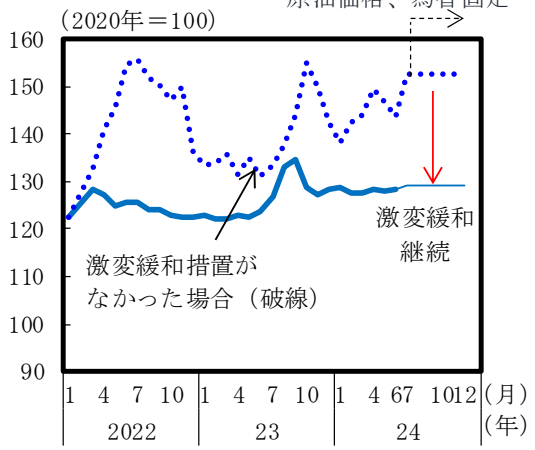

（備考）１．総務省「消費者物価指数」、資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」、内閣府「消費動向調査」、その他各種公表資料により作成。消費者物価指数は固定基準。

２．（４）のガソリン代の先行きは、足下の原油価格や為替レートを固定するなど一定の仮定を置いた上で算出している。

（財の消費者物価への為替変動の影響は、近年高まっている可能性）

ここで、ＣＰＩを財とサービスに分け、各種政策要因等の特殊要因[49]を除いた前年比上昇率の推移について、米欧と比較すると、財については、アメリカやユーロ圏と同様に、ピーク時点からは、上昇率が縮小傾向にある。ただし、アメリカではゼロ近傍、ユーロ圏で１％台の伸びとなっているのに対し、日本の場合は３％付近で推移している（第１－２－４図（１））。輸入物価が財のＣＰＩに６か月程度先行性があることを踏まえて、両者の関係をみると[50]、輸入物価が 2023 年４月～2024 年１月にかけて前年比で下落に転じていたことと対比すると、2023 年秋以降の財のＣＰＩの上昇率の縮小は過去と比べると緩やかなものとなっている。ＣＰＩの財（生鮮食品を除く。）の 38％を占める食料品について、ＰＯＳデータによる実際の購入価格をみると、前年比上昇率の緩やかな縮小傾向は続いているものの、2024 年半ばには下げ止まりの兆しもみられる。ここで、食品主要 195 社に対する食品値上げ要因の調査によると、2023 年と比べ、2024 年は、エネルギーや原材料高といった要因を挙げる企業は減少している一方、物流費や包装・資材は回答割合がやや増加しており、それぞれ運輸業における人手不足を反映した人件費の上昇、円安・原材料費の上昇が影響している可能性がある（第１－２－５図）。価格上昇要因として、より顕著に多くの企業が挙げるようになっているのは、円安と人件費である。人件費がコストに占める割合は、一般に、財部門はサービス部門に比べて小さいが、33 年ぶりとなる春季労使交渉での賃上げの流れもあり、人件費の価格への転嫁が進みつつあることが、かつてよりも財価格の上昇率の縮小を緩やかなものとする要因の一つになっていると考えられる。

---

[49] 具体的には、財については、燃料油に係る激変緩和措置（2022 年２月以降）、電気・ガスに係る激変緩和措置（2023 年２月以降）を除いたほか、2021 年以降の各年について、再生可能エネルギー発電促進賦課金改定の影響を除いたケースも試算している。サービスは、全国旅行支援等（2022 年 10 月以降）の影響を除いている一方、2021 年４月の携帯電話通信料引下げの影響は除いていない。

[50] ここでは、消費税率引上げの影響や、激変緩和措置の影響といった特殊要因のほか、天候要因に左右される生鮮食品を除いた財のＣＰＩをみている。

第１－２－４図　財とサービスの物価上昇率（日米欧での比較）

サービス物価の上昇率は徐々に高まり、欧米の姿に近づきつつある

（１）財物価

①暦年

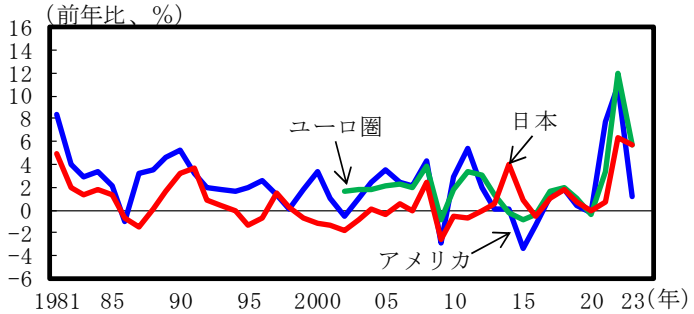

②月次

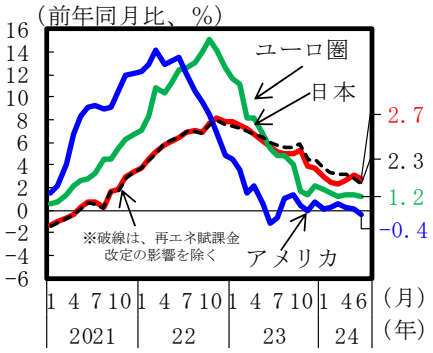

（２）サービス物価

①暦年

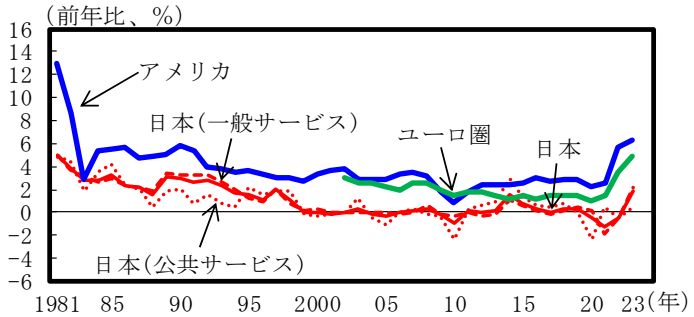

②月次

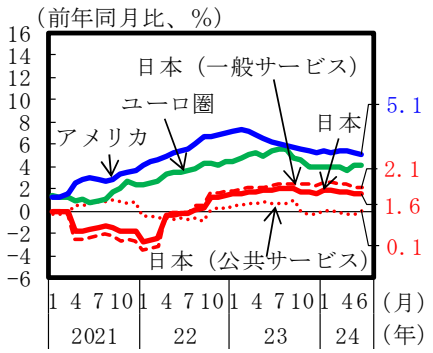

（備考）１．総務省「消費者物価指数」、アメリカ労働省、Eurostatにより作成。
２．日本は、政策要因（激変緩和事業、全国旅行支援等）を除く値。固定基準。アメリカについては、電気・ガスを含まない。
３．（１）②の破線は、電気代における再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価が、2020年以降一定であった場合の財物価の推移を簡易的に試算したもの。

第１－２－５図　財の消費者物価と輸入物価の関係、食料品価格の動向

財のＣＰＩは、2023年以降、上昇率の縮小が輸入物価に比べて緩やかに

（１）消費者物価と輸入物価の関係

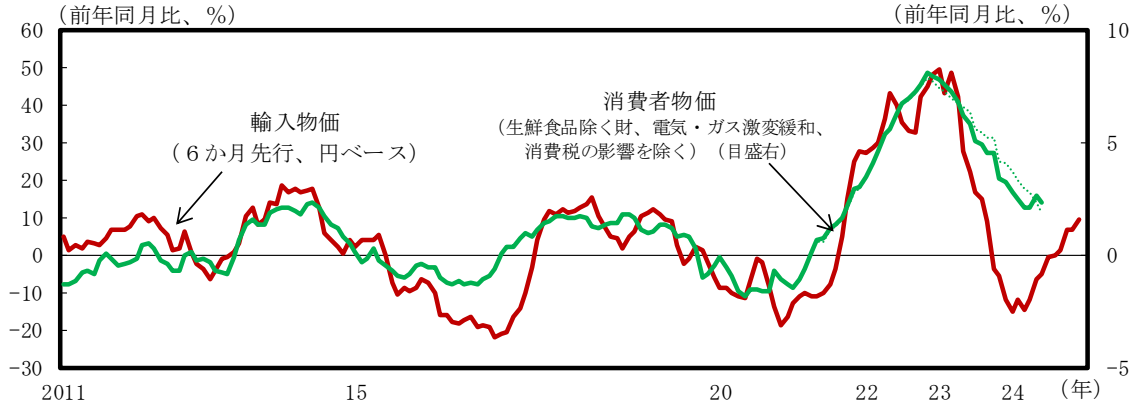

（２）食料品・日用品の物価（ＰＯＳデータ）

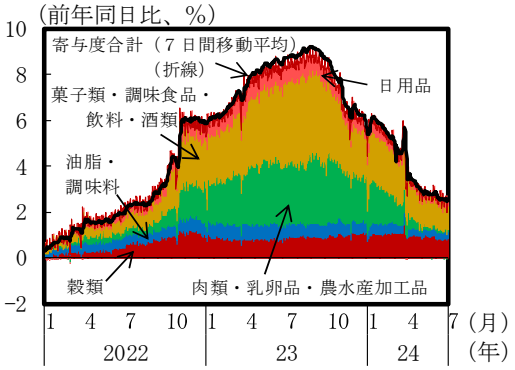

（３）食品会社の値上げ要因

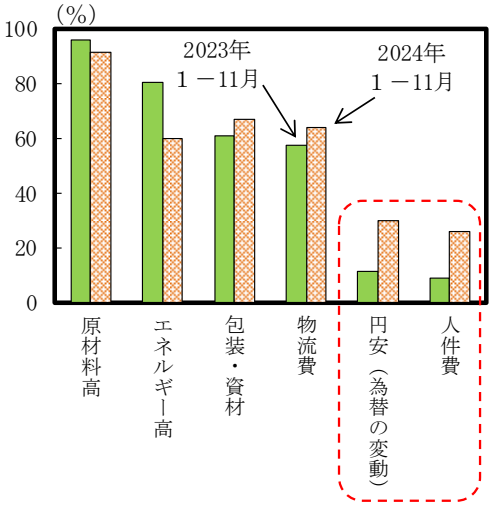

（備考）１．総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」、株式会社ナウキャスト「日経ＣＰＩＮｏｗ」、帝国データバンク「『食品主要 195 社』価格改定動向調査－2024年７月」により作成。
２．（１）の破線は、第１－２－４図（１）②に掲載した系列からさらに生鮮食品を除いたもの。（３）は、2023年１－11月、2024年１－11月における値上げ要因（一部重複を含む）。

次に、円安が、円ベースの輸入物価を通じて国内物価を押し上げるパススルーについて確認する。具体的には、ＶＡＲモデルを用い、2000 年～2019 年までの期間と、近年の物価上昇局面を含む 2000 年～2024 年までの２期間について、為替変動が、輸入物価を通じて、国内企業物価、財のＣＰＩ[51]に波及する状況を確認した（第１－２－６図）。結果をみると、為替レートの１標準偏差（前月比で 2.2％程度に相当）の減価に対して、国内企業物価は、2019 年までの期間では、８か月程度をかけて累積で 0.1％強の押上げの影響があったのに対し、2024 年までの期間では累積で 0.2％弱の影響に拡大している。また、財のＣＰＩについては、2019 年までの期間では、10 か月程度をかけて、累積で 0.08％程度の押上げの影響であったのに対し、2024 年までの期間では累積で 0.12％程度と、円安の価格転嫁を通じた物価の押上げ効果が高まっている。

このように、為替変動は、2013 年の円安局面などコロナ禍前までの過去と比べると、今回の物価上昇局面において、国内物価への影響が高まっており、企業において、円安による輸入仕入品のコスト増の転嫁に係る行動が変容している可能性が示唆される。かつては、輸入コストの増加に対して利潤の圧縮やコストカットで対応することにより、川下の価格への影響が小さかったが、近年では、こうした行動が変化し、コスト増が販売価格に転嫁されるようになっている可能性もあり、これが財のＣＰＩが３％付近で推移していることに表れている。円安傾向

[51] 国内企業物価については、消費税率引上げの影響を除く。財のＣＰＩについては、消費税率引上げのほか、電気・ガスや燃料油の激変緩和措置の影響を除く。

が継続している中で、2023 年以降、資源価格に起因する輸入物価の落ち着きがみられたにもかかわらず、財のＣＰＩの上昇率が十分低下していない背景には、こうした企業の価格転嫁に係る行動変容も寄与していると考えられる。

一方、サービスのＣＰＩについては、米欧では、財と対照的に、前年比上昇率が４～５％程度と高めの水準で推移している。日本は、徐々にサービス物価の伸び率が高まり、米欧の姿に近づきつつあると言えるが、米欧の伸びに比べると低く、サービス全体では２％弱程度の水準となっている。ただし、ゼロ近傍の伸び率で推移している公共サービスを除いた一般サービスでは、前年比で２％強の上昇となっており、より明確な上昇幅の拡大傾向が観察される（前掲第１－２－４図（２））。こうしたサービスへの物価上昇の広がりや、粘着的な公共サービス料金、家賃に関する考察は後段で詳述する。

第１－２－６図　為替レートの変動による国内企業物価、財の消費者物価への影響
近年にかけて、為替レートの変動が川下の財物価により影響するようになっている

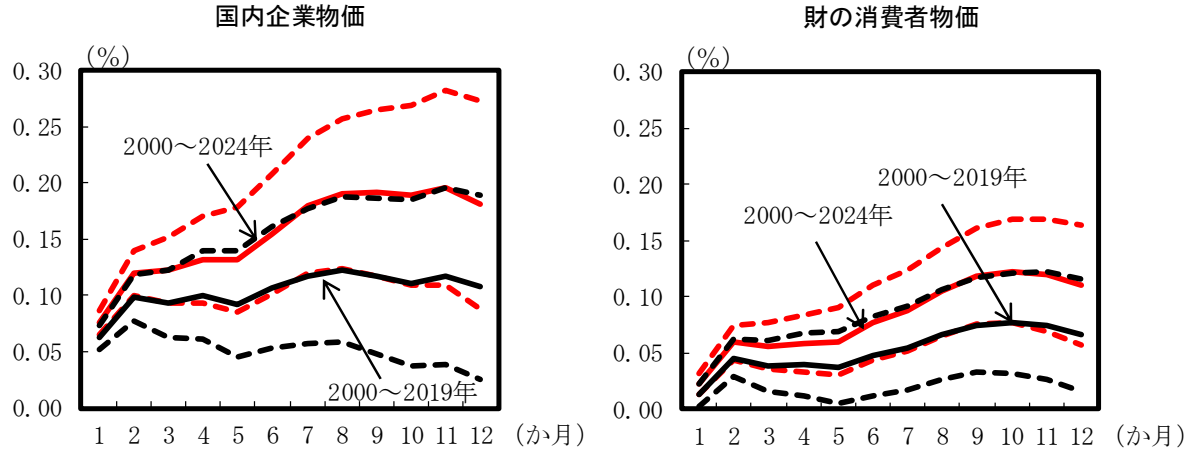

（備考）１．総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」、「名目実効為替レート」により作成。
２．消費者物価は、生鮮食品を除く財で、消費税率引上げや政策等による特殊要因を除く内閣府試算値。企業物価は総平均で、消費税率引上げの影響を除く内閣府試算値。輸入物価は総平均。
３．名目実効為替レート、輸入物価（円ベース）、企業物価、消費者物価の４変数（いずれも前月比）による構造ＶＡＲモデルに基づき、名目実効為替レートに加わった１標準偏差の円安ショックに対する各変数の水準の反応を示す。構造ショックの識別はコレスキー分解による。ラグ次数はＡＩＣに基づき、12を選択している。実線は点推定量を示し、破線は１標準誤差バンドを示している。

（国内需要デフレーター上昇率は２％台で推移）

最後に、ＧＤＰデフレーターの動向を確認する（第１－２－７図）。ＧＤＰデフレーターは、国内で生産された付加価値の価格であり、輸入品は、国内で生産された付加価値を構成するものでなく、海外で生産された付加価値に由来するものであることから、輸入物価が上昇する局面では、ＧＤＰデフレーターを押し下げる方向に作用する。今回の物価上昇局面が始まった 2021 年以降をみると、2022 年７－９月期にかけて、輸入物価の上昇幅が高まる中で、ＧＤＰデフレーターの

押下げ幅も拡大した一方で、輸入物価の価格転嫁を通じた輸出物価や国内需要デフレーターの上昇幅の拡大が相殺し、結果としてＧＤＰデフレーターの伸び率はゼロ近傍で推移した。他方、2022 年 10－12 月期以降、2023 年７－９月期にかけては、国内需要デフレーターの上昇率は３％台半ばから２％台半ばに縮小した一方、輸入物価の上昇幅が縮小し、下落へ転じる中で、ＧＤＰデフレーターの上昇率を押し上げる方向に寄与し、ＧＤＰデフレーター上昇率は 1981 年以来の高さとなる５％超まで達した。その後、2024 年１－３月期にかけては、輸入物価の前年比下落幅が縮小し、上昇に転じる中で、ＧＤＰデフレーター上昇率は３％台半ばに縮小している。なお、輸入物価の下落に比して、国内需要デフレーター上昇率は、２％台で安定的に推移している。これは、上述のとおり、ＣＰＩや国内企業物価において、円安のパススルーが強まっている可能性があることに加え、直近では、賃上げに伴う人件費の上昇が前年比を押し上げる方向に作用するようになっていること等が背景にあると考えられる。具体的には、円安のパススルーは主に消費デフレーターに含まれる財価格や投資デフレーターに含まれる建設の資材価格等の上昇に、人件費の上昇は消費デフレーターに含まれるサービス価格や投資デフレーターに含まれる建設価格の上昇に反映されていると考えられる。

なお、ＧＤＰデフレーター上昇率の推移を長期的にみると、デフレ状況に陥る前の 1980 年代前半は、消費や投資等の国内需要デフレーターを主因におおむね１～２％程度で推移していた。また、輸入物価が上昇しＧＤＰデフレーターの押下げ寄与がみられた 1990 年前後は、国内需要デフレーターの上昇がこれを上回り、ＧＤＰデフレーター上昇率としてはプラスで推移していた。近年のＧＤＰデフレーターの姿は、こうした状況に近づいていると言える。他方、世界金融危機前の 2000 年代半ば以降の資源価格高騰や円安による輸入物価上昇の局面では、企業の価格転嫁が進まなかったことから国内需要デフレーターの動きは鈍く、ＧＤＰデフレーターは下落基調で推移していたが、こうした姿は、現在の姿とは大きく異なるものであることが分かる。

第１－２－７図　ＧＤＰデフレーターの動向

内需デフレーターは２％台で推移

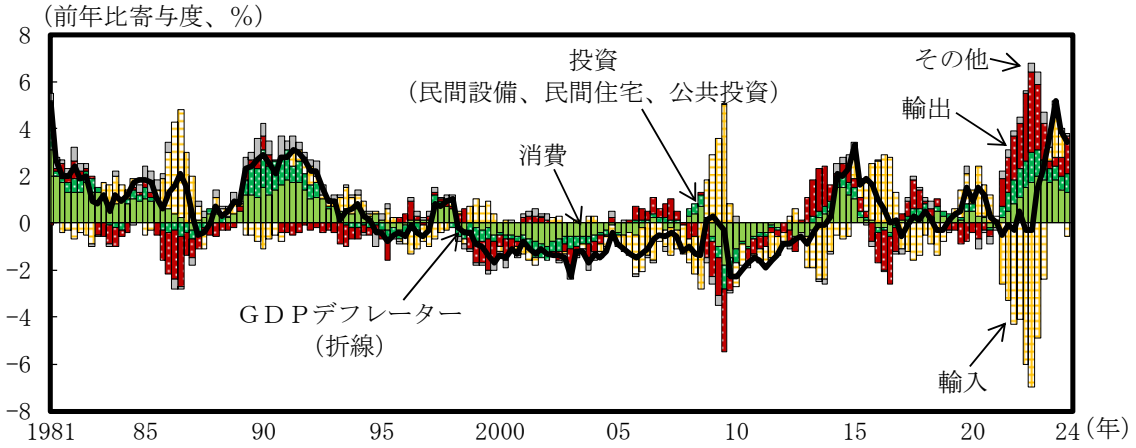

（備考）１．内閣府「国民経済計算」により作成。
２．1994年以前の系列は、「国民経済計算（2015年基準）」の簡易的な遡及方法による参考系列を用いて接続。

２　デフレ脱却に向けた現在地

次に、デフレ脱却に向けた物価動向の背景について、本節冒頭で述べたように、賃金上昇、価格転嫁、物価上昇の広がり、予想物価上昇率といった側面を中心に、各種の指標やデータを確認し、デフレ脱却に向けた現在地を分析する[52]。

（2023 年は、人手不足への対応から、若年層を中心に高水準の賃上げが実現）

デフレ脱却への道筋を確認するに当たって、重要な指標の一つが賃金の上昇やその広がりである。我が国では、デフレ状況に陥って以降、長期にわたって物価と賃金の上昇率が共にマイナスないしゼロ近傍で推移する状態が続いてきた（第１－２－８図（１））。物価と賃金が共に動く、そして、適度な物価上昇の下で、名目賃金がこれを上回って推移するという、諸外国で共通にみられ（第１－２－８図（２））、我が国でもデフレに陥る以前には観察された状態を、いかに早期に継続的に実現していけるかが極めて重要となっている。以下では、まず、30 年ぶりの高水準となった 2023 年の賃上げの実態を振り返るとともに、これを更に上回り、1991 年以来、33 年ぶりとなっている 2024 年の春季労使交渉での賃上げ状況の詳細や、賃上げの広がりを、賃上げ率の分布、年齢別賃金上昇率の状況、産業別・規模別の現状と課題といった観点等から確認する。

[52] 物価の背景を示す指標のうち、ＧＤＰギャップの動向については本章第１節を参照。単位労働費用については、2023 年の賃金動向を分析する中で扱う。

第１－２－８図　賃金上昇率と物価上昇率の長期的な動向

デフレ状況に陥って以降、物価・賃金上昇率ともにマイナスないしゼロ近傍で推移する状況が続いてきた

（１）春季労使交渉での賃上げ率と物価上昇率の長期推移

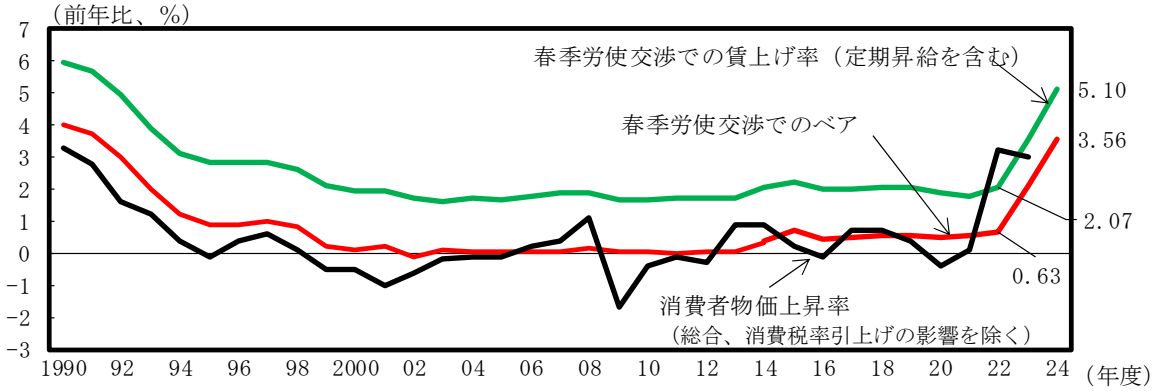

（２）主要先進国における名目賃金上昇率と消費者物価上昇率

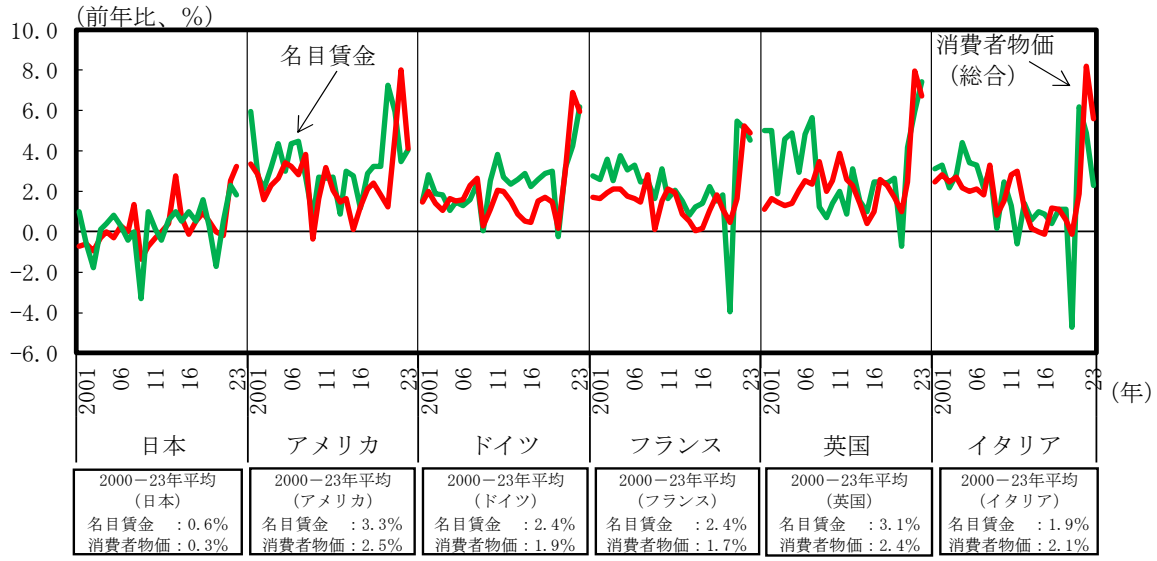

（備考）１．（１）は、日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。ベースアップ率の値は2013年度までは賃金事情等総合調査、2014年度以降は春季生活闘争回答集計結果による。

２．（２）は、OECD.Stat等により作成。名目賃金はフルタイム雇用者の平均年収。日本の名目賃金は「毎月勤労統計調査」における一般労働者の現金給与総額。日本の消費者物価は消費税率引上げの影響を含む。

まず、春季労使交渉でのベースアップで 2.12%と 30 年ぶりの高い賃上げ率となった 2023 年について、「令和５年賃金構造基本統計」により、実際の賃金への反映状況を、雇用者の属性別に詳細に確認する。まず、一般労働者（フルタイム労働者）のうち正社員の所定内給与について、性別・学歴別にみると、若年層については、特に高校卒の 20 代を中心に、男女ともに５%程度の高い伸びが実現していたことが分かる（第１－２－９図（１））。また、新規学卒者についても、男女・学歴を問わず、３%程度の賃金引上げが実施されていた。一方、40 代を中心に中年層では、性別・学歴別を問わず低い伸びであり、特に大学卒についてはゼ

ロ近傍と、年齢層によってばらつきがあったことが分かる。第２章第１節で述べるように、企業の人手不足感が強まる中で、転職希望が高く労働市場における流動性が相対的に高い若年層に対して、より待遇を改善することにより、労働者の確保・引留めを図っていた様子がうかがえる。他方、中年層の賃金上昇率の低さについては、転職への意欲が若年層ほど高くなく、企業側の賃金引上げの誘因が高くなかったことや、相対的に賃金水準が高い中年層の賃上げは、企業にとって優先度が低かったことが背景にあると考えられる。このほか、60 代前半の高齢者は賃金上昇率が高めであるが、これは第３章第３節でも述べるように、定年引上げなど 65 歳までの雇用確保が浸透してきた中で、定年前後で賃金水準の低下がみられる 60 歳未満から 60 歳以降にかけての高齢雇用者の賃金引下げ幅を縮小させる企業が増えていること等によると考えられる。

次に、産業別に、フルタイム労働者の所定内給与の動向をみると、2023 年は、男女とも、人手不足感の強い建設業等で高い賃上げ率となったほか、男性では運輸業等、女性では卸・小売業、宿泊・飲食サービス業で高い賃金上昇率となり、人手不足に対応して、企業が従業員の処遇を改善しようとしたことがうかがえる（第１－２－９図（２））。一方、教育、学習支援業や医療、福祉などの公定価格部門が含まれる業種では、性別を問わず、賃金はほぼ横ばいの動きであった。医療、福祉については、2024 年は診療報酬や介護報酬改定等における加算措置により、賃上げが促進されることが期待されており、この点は後述する。

第１－２－９図　2023年賃金上昇率の詳細（学歴別・性別、産業別）

2023年は、人手不足感が高い中、若年層を中心に賃金上昇率が高かった

（１）フルタイム労働者のうち正社員の年齢別所定内賃金上昇率（2023年）

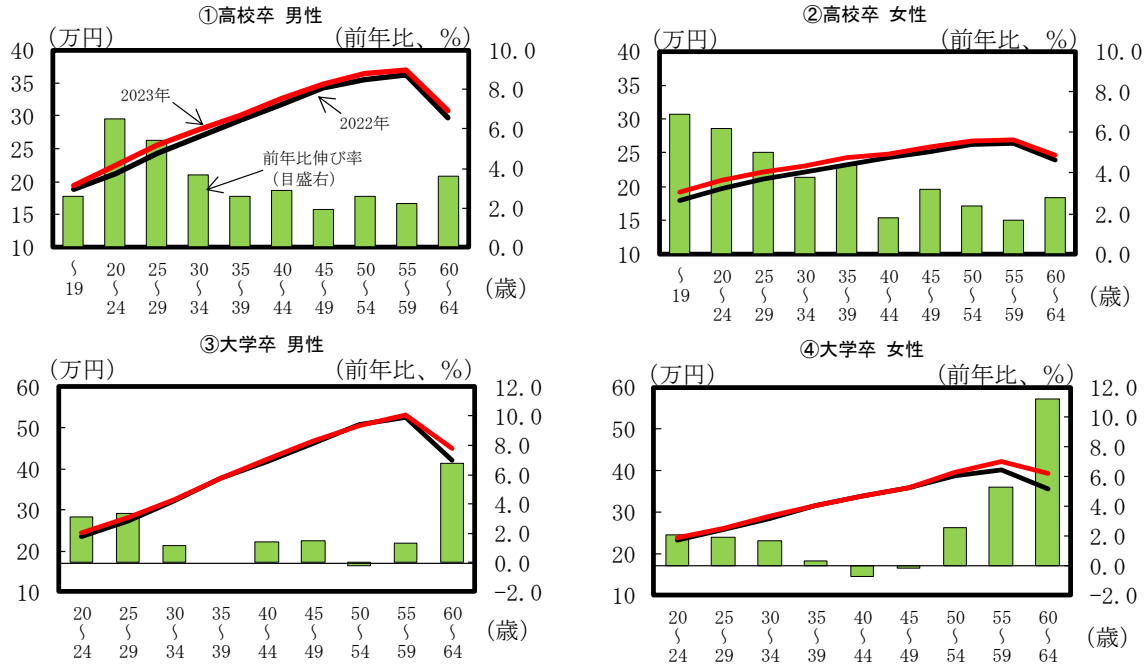

（２）フルタイム労働者産業別賃金上昇率（2023年）

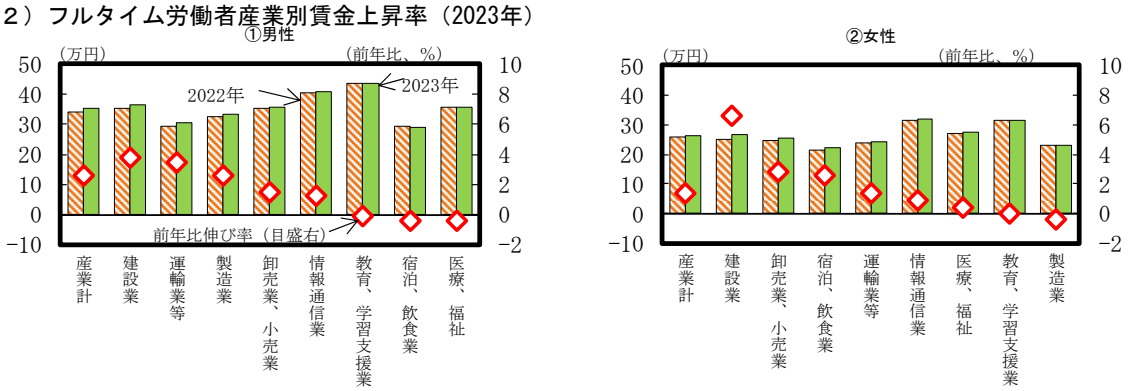

（３）単位労働費用（ＵＬＣ）の動向

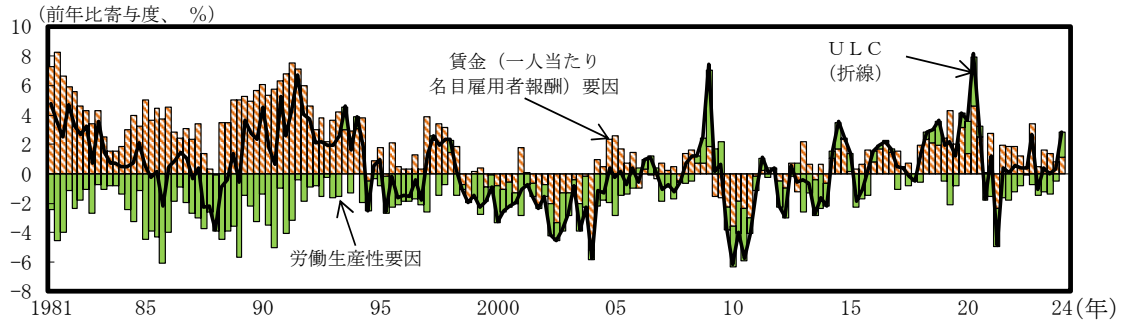

（備考）１．厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、「毎月勤労統計調査」、内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査（基本集計）」により作成。

２．（３）について、名目雇用者報酬と実質ＧＤＰは、1995年以降は「国民経済計算（2015年基準）」、1994年以前は、名目雇用者報酬は「国民経済計算（2000年基準）」、実質ＧＤＰは「国民経済計算（2015年基準）」の簡易遡及系列による。賃金要因及び労働生産性要因は、1991年以降は「毎月勤労統計調査」の事業所規模が５人以上の事業所の系列より作成し、1990年以前は同調査の事業所規模が30人以上の事業所の系列を用いて接続。

関連して、賃金に由来する物価上昇圧力を示す単位労働費用（ＵＬＣ）の前年比について 2023 年度までの動向を確認すると、2022 年は若干のプラスで推移した後、2023 年はゼロ近傍で推移した（第１－２－９図（３））。雇用者一人当たりの名目雇用者報酬（賃金と雇主の社会保険料負担を含む。）の伸びが、雇用者一人当たりの実質労働生産性の伸びを傾向的に上回ってはいなかったということであり、労働コスト面からの物価上昇圧力は高まっていなかった。2024 年１－３月期においては、ＵＬＣは前年比プラス 2.9％と明確な上昇を示しているが、これは一人当たり名目賃金の上昇に加え、第１節でみたように、一部自動車メーカーの生産・出荷停止事案の影響など特殊要因により、結果として一人当たり実質労働生産性が大きく押し下げられたことが大きい。今後は、2024 年の春季労使交渉において、33 年ぶりとなる高い賃上げ率が実現した中で、雇用者数の約７割を占める中小企業などに賃上げが幅広く波及していくことにより、ＵＬＣの上昇率が安定的にプラスで推移していくことが期待される。

（2024 年の春季労使交渉では、より多くの企業が、より高い賃上げを実現）

ここでは、2023 年の賃上げ率を超え、1991 年以来の 33 年ぶりの高さとなった 2024 年の春季労使交渉での賃上げの詳細な状況と、これに伴う賃金動向を確認する。春季労使交渉（最終（第７回）集計（７月３日））においては、定期昇給込みの賃上げ率は 5.10％、ベースアップは 3.56％となった（第１－２－10 図（１））。第１－２－10 図（２）のとおり、賃金改定は、2023 年のパターンでは、６月半ばまでに約３分の２の企業で実際の賃金に反映され、秋口をかけて更に反映が進むことから、2024 年度下半期に向けて、春季労使交渉でのベアが着実に所定内給与の伸びに反映されていくことが期待される。

第１－２－10図　2024年の春季労使交渉での賃上げ率等

2024年の春季労使交渉での賃上げ率は33年ぶりの高水準、今後夏場にかけて実際の賃金に反映が期待

（１）賃上げ率の長期的推移

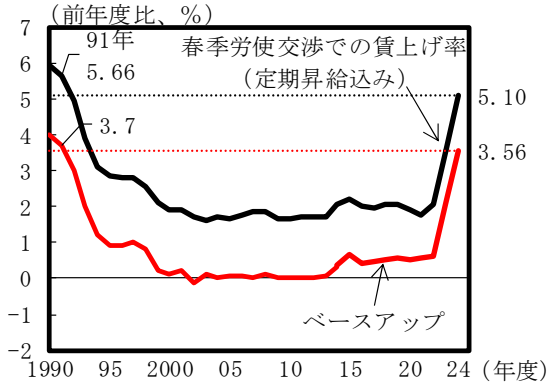

（２）改定後賃金の支給開始時期

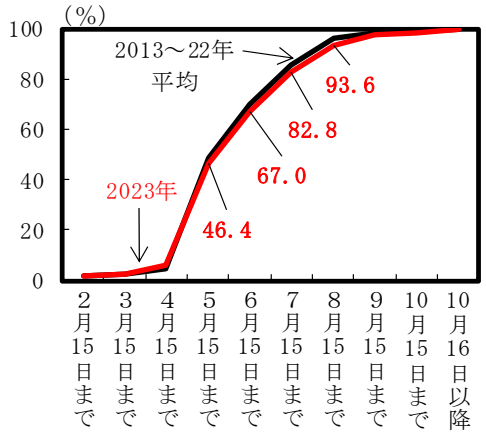

（備考）１．日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」、厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」により作成。
２．（２）は調査産業計における「不詳」を除いた合計を100%として算出したもの。

次に、賃上げの広がりとして、賃上げ率の分布、年齢階級別の賃金動向、産業別・規模別の動向について確認していく。まず、春季労使交渉での賃上げ率について、カーネル関数を用いた分布の推定を行い、2024 年の状況を 2023 年と比較すると、2023 年は、定期昇給込みの賃上げ率の最頻値が３％付近、ベアが１％付近にみられていたのに対し、2024 年は、それぞれ５％超、４％弱のレベルにまでシフトしており、また、分布は全体として右方向にシフトしている（第１－２－11 図（１）（２））。このように、2024 年春季労使交渉では、2023 年に比べて、より多くの企業において、より高い賃上げを実施したことが確認できる。

次に、年齢階級別の賃金上昇率の状況について、2024 年を対象とした「賃金構造基本統計」は現時点では利用できないことから、代替的に、給与計算代行サービスのビッグデータ[53]から確認すると、サンプルの偏りには留意する必要があるものの、以下の点が観察される（第１－２－11 図（３））。第一に、20 代や 30 代といった比較的若い年齢層では、2023 年度よりも更に高い賃金上昇が実現しており、人材の確保・定着のための企業による若年層の待遇改善の動きが一層進んで

[53] 株式会社ペイロールの保有する給与計算代行サービスデータ。対象は、データ利用の同意があった企業等の月給者で、サンプルサイズは 25,639 人（2024 年６月分）。賃金構造基本統計調査と比べ、製造業、卸売業・小売業等の雇用者の割合が高く、対象企業も大企業や東京都に所在する企業が多い。賃金には、基本給及び固定で毎月支払われる地域手当や役職手当等が含まれる。なお、本データの特性の詳細については、都竹・岩上・栗山（2024）を参照。

いることが分かる[54]。第二に、2023 年度において賃金の伸びがゼロ近傍であった年齢層においても、例えば 40 代では２％台の賃金上昇率となるなど、年齢面での賃金上昇の広がりも確認できる。第２章第１節でみるように、企業の人手不足感が若年層のみならず、中年層でも高まりつつあることを反映した動きとも考えられる。

第１－２－11図　春季労使交渉での賃上げの分布等

2024年はより多くの企業でより高い賃上げ率に。年齢別にも賃上げの広がりがみられる

（１）春季労使交渉での賃上げ率（定昇込み）の分布　**（２）春季労使交渉でのベースアップの分布**

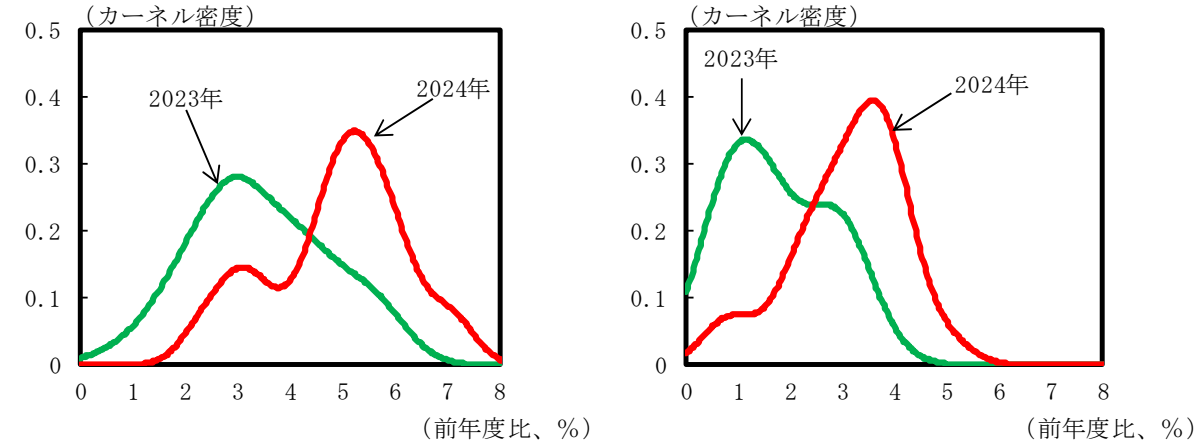

（３）ビッグデータから見た年齢別賃上げ率

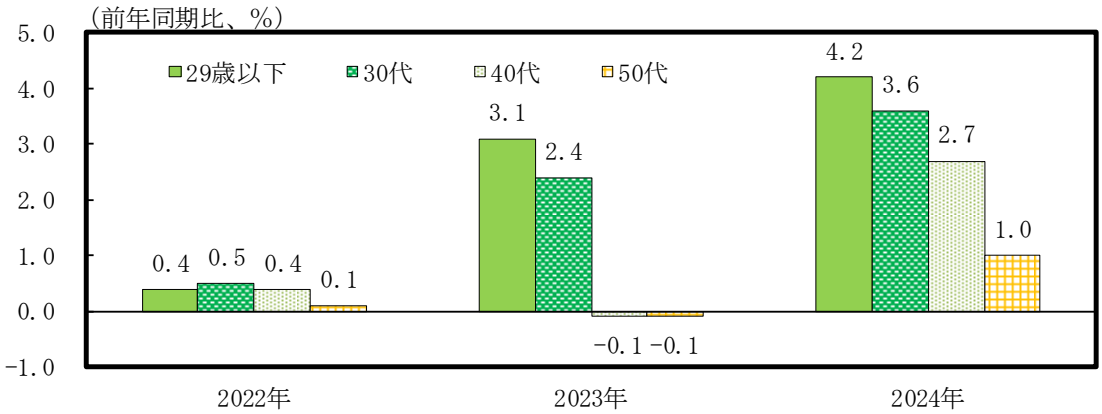

（備考）１．日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答速報」、株式会社ペイロールの保有する給与計算代行サービスデータにより作成。

２．（１）、（２）は、2023年は５月10日時点、2024年は４月26日に公表された回答速報の数値を使用している。両年について同一の組合で利用可能なデータを用い、確率密度関数のノンパラメトリック推定（カーネル密度推定）を行い、分布を描いたもの。

３．（３）は、2022年、2023年は４月～７月平均、2024年は４月～６月平均の前年同期比。対象は、データ利用の同意があった企業等の月給者で、サンプルサイズは25,639人（2024年６月分）。賃金構造基本統計調査と比べ、製造業、卸売業・小売業等の雇用者の割合が高く、対象企業も大企業や東京都に所在する企業が多い。賃金には、基本給及び固定で毎月支払われる地域手当や役職手当等が含まれる。

---

[54] なお、新規学卒者の初任給は、東証プライム市場上場企業では、2024 年は高校卒で平均 6.5％（2023 年は 3.7％）、大学卒で平均 5.4％（2023 年は 3.1％）と、2023 年よりも更に高い伸びとなっており、人手不足感の高まりの中で、雇用確保のために若い人材の処遇の改善に努める動きが加速している。

（大企業の賃上げが先行しており、サプライチェーン全体での価格転嫁が重要）

2024 年５月の「毎月勤労統計調査」のフルタイム労働者の所定内給与をみると、事業所規模５人以上の合計では、前年同月比 2.6％と、遡及可能な 1994 年[55]以来の高い伸び率となった（第１－２－12 図）。このうち、事業所規模５～29 人と 30 人以上を比較すると、30 人以上が３％超であるのに対し、５～29 人では１％台半ばと、より規模の大きな事業所で賃上げが先行している。今後、春季労使交渉での賃上げが、春季労使交渉に参加していない中小企業を含め広く波及が進むことが期待されるが、経営側の集計における定昇込みの春季労使交渉での賃上げ率は、大企業の 5.58％（経団連調査（大手企業 244 社対象））に対し、中小企業は 3.62％（日本商工会議所調査（主に中小企業を中心とした 1,979 社対象））と一定のかい離がある。賃上げの裾野を広げる観点からも、引き続き、サプライチェーン全体での適正な価格転嫁の促進が重要と考えられる。

第１－２－12図　企業規模別所定内給与の動向と賃上げ率

2024年５月のフルタイム労働者の所定内給与は約30年ぶりの伸びに。大企業で賃上げが先行

（１）一般労働者の所定内給与　　（２）2024年度企業規模別賃上げ率

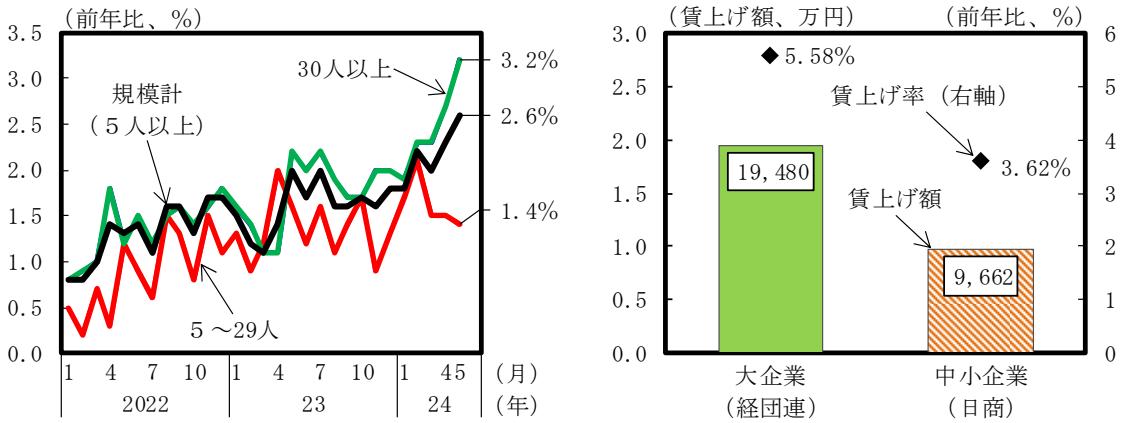

（備考）１．厚生労働省「毎月勤労統計調査」、日本経済団体連合会「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」、日本商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」により作成。
２．（１）の「５～29人」の数値は、内閣府にて試算した値。
３．（２）の回答社数は大企業(経団連調査)が89社、中小企業（日商調査）が1,586社。

産業別の動向に関しては、2024 年６月時点で得られる情報として、ここでは、「毎月勤労統計調査」のフルタイム労働者の所定内給与について、医療・福祉や教育・学習支援業とこれら以外の産業（以下、「民間産業」という。）に分けて、賃金の動きを比較する（第１－２－13 図（１））。これによると、2023 年から着実

[55] 「毎月勤労統計調査」では、就業形態別の給与については、1993 年１月分まで遡及可能であり、前年同月比としては 1994 年１月分まで遡及可能である。

に賃金が上昇していた民間産業は、2024 年４月以降伸びを高め、全体の賃金の伸びをけん引しているのに対し、医療・福祉等では横ばいの動きとなっている[56]。ただし、医療・福祉の分野については、2024 年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定において、2024 年度ベア 2.5%、2025 年度ベア 2.0%に相当する処遇改善を実現するために必要な措置が 2024 年度当初予算で手当てされ[57]、2024 年６月から実施することとされていることから、同業種における今後の賃上げ効果の発現が期待される。他方、教育分野について、学校教員の多くは地方公務員であり、地方公務員の給与改定は各都道府県等の人事委員会の勧告等を踏まえ、各地方公共団体の議会での議論を経て条例で定められ、概ね 12 月頃に給与改定の反映が行われる（例えば、プラス改定の場合は４月に遡るなどされる）。人事委員会を持つ都道府県・政令指定都市の 2023 年度における給料表の平均改定率は 1.03%と、引上げ改定が行われた[58]。また、人事院による国家公務員の給与勧告率については、過去は、おおむね春季労使交渉でのベアと同程度であったが、2023 年ではベアが 2.12%に対して、勧告率は 0.96%とかい離が広がっている（第１－２－13 図（２））。幅広い業種における賃上げの広がりや地方経済の活性化という観点からも、公務員給与の改定も重要さを増していると言える。

第１－２－13図　公定価格、公的部門における賃金上昇率

医療・福祉など公的分野への賃上げの波及が期待される

（１）　産業別所定内給与の推移（フルタイム労働者）

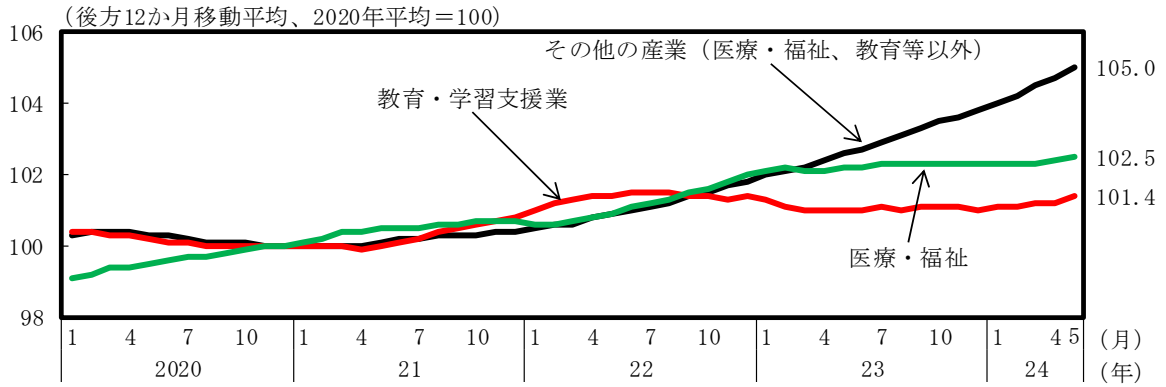

[56] 教育、学習支援業についても 2024 年春頃から上昇傾向にあるが、これは補習教育（学習塾）における賃金上昇によるものと考えられる。

[57] 賃上げに資する措置等を含む全体の改定率として、医療では＋0.88%、介護では＋1.59%（処遇改善加算の一本化による賃上げ効果等も含めると、2.04%相当）、障害福祉では＋1.12%（同 1.5%を上回る水準）が確保されており、過去の賃上げ実績をベースとしつつ、賃上げ促進税制の活用などと併せて、2024 年度に＋2.5%、25 年度＋2.0%のベアが期待されている。

[58] 平均改定率を把握できる地方公共団体における国家公務員の行政職俸給表（一）に対応する給料表を適用している職員の単純平均値。なお、2023 年度の平均給料月額の加重平均値の伸びはゼロ近傍となっている。

（２）公務員の月例給勧告率と春季労使交渉でのベースアップ率

①公務員の構成

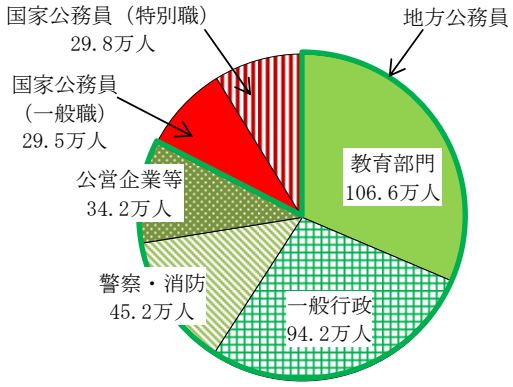

②公務員の月例給勧告率と春季労使交渉のベースアップ率

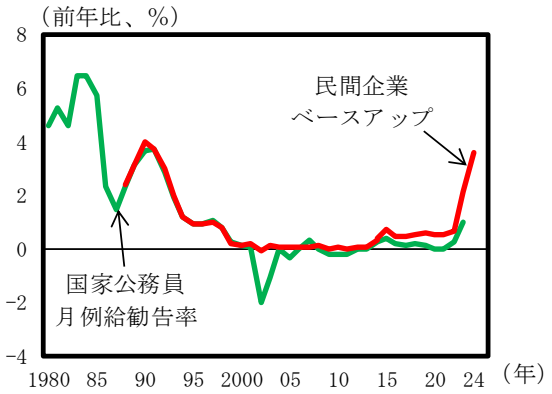

（備考）１．厚生労働省「毎月勤労統計調査」、人事院「令和６年度　人事院の進める人事行政について」、「人事院勧告」、総務省「地方公務員給与実態調査」、「令和５年地方公共団体定員管理調査結果」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争集計結果」、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」により作成。

２．（３）の民間企業ベースアップ率の値は、2013年までは賃金事情等総合調査、2014年以降は春季生活闘争回答最終結果による。

（所定外給与は所定外労働時間の減少が下押し、特別給与は堅調な伸びが期待）

ここまで、フルタイム労働者の所定内給与に着目して、2024 年の賃上げ動向や広がりを確認した。次に、フルタイム労働者の現金給与総額という観点から、所定外給与（残業代等）や特別給与（ボーナス等）の状況、さらにはパートタイム労働者の賃金動向も確認する。

まず、フルタイム労働者の所定外給与について、所定外労働時間（残業時間等）の動向を確認する。所定外労働時間は、2010 年代終盤からコロナ禍前にかけて、働き方改革の推進の中で、緩やかな減少傾向にあった後、2020 年にはコロナ禍の影響で大きく減少した。その後、2022 年にかけて持ち直したが、2022 年末頃以降、再び緩やかな減少傾向にある（第１－２－14 図）。2022 年末以降の動きを大きく規定しているのは製造業である。製造業の所定外労働時間は生産動向と密接に関係するため、2022 年央から 2023 年後半にかけての世界的な半導体関連需要の減少の影響に加え、2023 年末以降の一部自動車メーカーの生産停止事案もあって、弱い動きが続いてきた。直近では半導体関連は生産の持ち直し傾向がみられる一方で、2024 年６月に生じた新たな自動車メーカーの認証不正に伴う生産停止の影響には注意が必要である。また、2024 年４月からは、建設業や運輸業等において、「時間外労働時間の罰則付き上限規制」が適用開始されており、これらの産業においては 2024 年初頃以降、所定外労働時間の減少幅が拡大しており、規制適用開始の影響がみられ始めている点に留意が必要である。

第１－２－14図　フルタイム労働者の所定外労働時間の動向と産業別寄与

所定外労働時間は2023年以降、製造業を中心に減少。2024年以降は、建設・運輸で減少率が高まる

（１）一般労働者所定外労働時間の動向

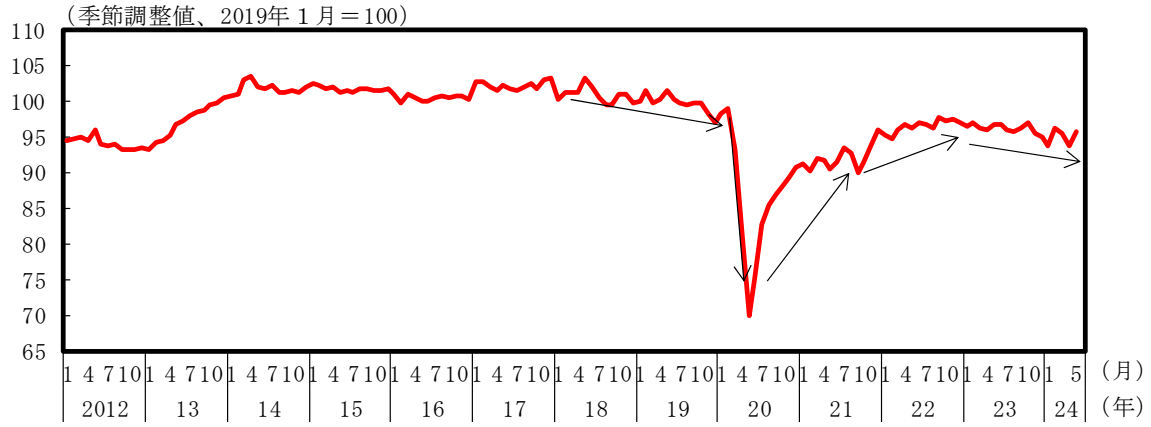

（２）一般労働者の所定外労働時間の主な業種別寄与度

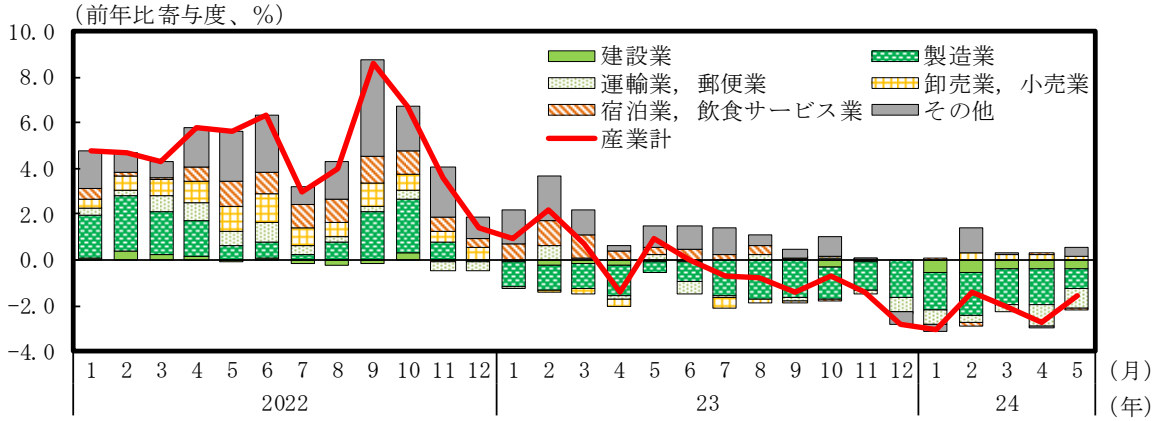

（備考）１．厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
２．（１）は内閣府による季節調整値。

特別給与のうち賞与については、所定内給与と支給月数により決定されることから、支給月数の動向が重要となる。この点、連合の最終集計によれば、夏季賞与の平均支給月数は、2023 年の 2.34 か月から、2024 年は 2.52 か月に増加している（第１－２－15 図（１））。また、冬季を含む通年でみても、4.87 か月から 5.09 か月に増加している。また、東証プライム上場企業に限ってみると、夏季賞与の支給金額は前年比 4.6％と、2015 年から 2019 年の平均の伸び率（1.6％）を大きく上回るなど、好調な企業収益を反映して、現時点では 2024 年の賞与は、堅調さが見込まれている（第１－２－15 図（２））。

第１－２－15図　特別給与（賞与）の動向

2024年は堅調な夏季賞与が期待される

（１）春季労使交渉における一時金妥結月数

	2024年度	2023年度	前年差
夏季賞与額	2.52か月	2.34か月	＋0.18
年間賞与額	5.09か月	4.87か月	＋0.22

（２）上場企業における賞与額の前年比

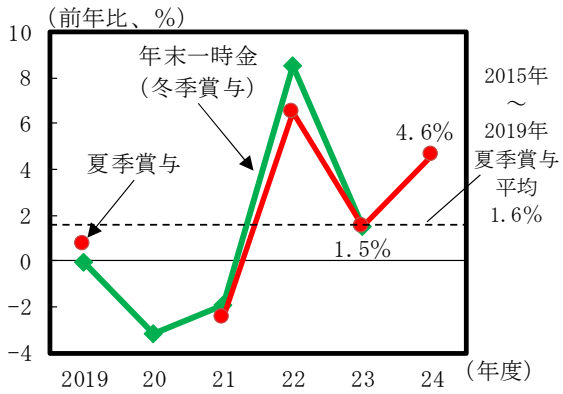

（備考）１．日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」、一般社団法人労務行政研究所「新入社員の初任給調査」により作成。

２．（１）は、第７回（最終）回答集計値。フルタイム組合員の一時金（組合員数による加重平均）。集計組合数は2,485（年間は2,349）。

３．（２）は、春季交渉時決定分の夏季一時金集計（2020 年は未実施）及び春季～夏季交渉時の年間協定で 一括決定している年末一時金集計の推移を示したもの。前年比は、各年の集計対象企業のうち、前年同期と比較できる同一企業について 伸び率を算出したもの。2021 年以前は東証 1 部上場企業、2022 年以降は東証プライム上場企業ベース。

（パート時給は堅調に上昇する中、就業意欲を後押しする対策が引き続き重要）

次に、パートタイム労働者の賃金動向を確認する。人手不足感の高まりにより、労働需給が引き締まる中、パートタイム労働者の時給は、過去２年における最低賃金の高い引上げもあって、2024 年５月時点では、前年同月比で３％台半ば、金額で 1,300 円台に達している（第１－２－16 図）。また、ビッグデータで確認したパート労働者の募集賃金も着実に上昇傾向が続いている。他方、総実労働時間については、緩やかな減少傾向が続いている。結果として、時給と総実労働時間の積である現金給与総額は、時給の伸びに対して抑制されている。この背景には、主に二つの要因があると考えられる。

第一は、制度的な要因であり、いわゆる「年収の壁」による就業調整の影響である。この点は、本節後段や第３章第３節で再論するが、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024b）における一定の仮定の下での試算によると、例えば、妻が 29 歳で第一子の出産を機に退職し、第二子の６歳時に 38 歳でパートタイム労働者として再就職する際、年収 100 万円で年収の壁を超えないよう働く場合に対し、年収 150 万円で年収の壁を超えて働く場合は、夫が企業から受け取る配偶者手当の減少はあるものの、給与所得や将来の年金所得の増加が大きく上回ることから、生涯可処分所得で 1,200 万円程度増加することが示されている。こうした認識が広く社会に共有されるとともに、2023 年 10 月より開始された「年収の壁・支援強化パッケージ」の着実な推進や、被用者保険の適用拡大等の制度の見

直し等により、労働者の就業意欲を後押しするような取組を進めることが重要である。

第二は、統計的な要因である。「毎月勤労統計調査」は事業所統計であり、常用雇用者数（フルタイム労働者とパート労働者の計）は、人ベースの数でなく仕事ベースの数となる。例えば、ある一人のフルタイム労働者が、副業でパートタイム労働者として別の事業所でも就業する場合、仕事ベースの常用雇用者数としては「二人」としてカウントされる。このため、「毎月勤労統計調査」の「一人当たり労働時間」や「一人当たり賃金」もあくまで「仕事当たり」の概念となる。ここで、副業・兼業が増加する局面において、パートタイムの副業の労働時間が、パートタイム労働者の平均的な労働時間より短ければ、仕事当たりのパートタイム労働者の平均労働時間が減少する[59]。よって、労働者一人一人の生活水準や購買力を考える上では、本来、副業分を含む人ベースでの一人当たりの賃金を確認することが重要であるが、こうした統計情報に制約がある中では、仕事ベースの「毎月勤労統計調査」において、パートタイム労働者の賃金について、現金給与総額とともに、時間当たり賃金単価である時給も併せて確認することが重要と言える。

第１－２－16図　パート労働者時給、労働時間、募集賃金

パート労働者の時給は堅調に増加する一方、労働時間の減少傾向が続く

（１）パート労働者の時給、現金給与、労働時間

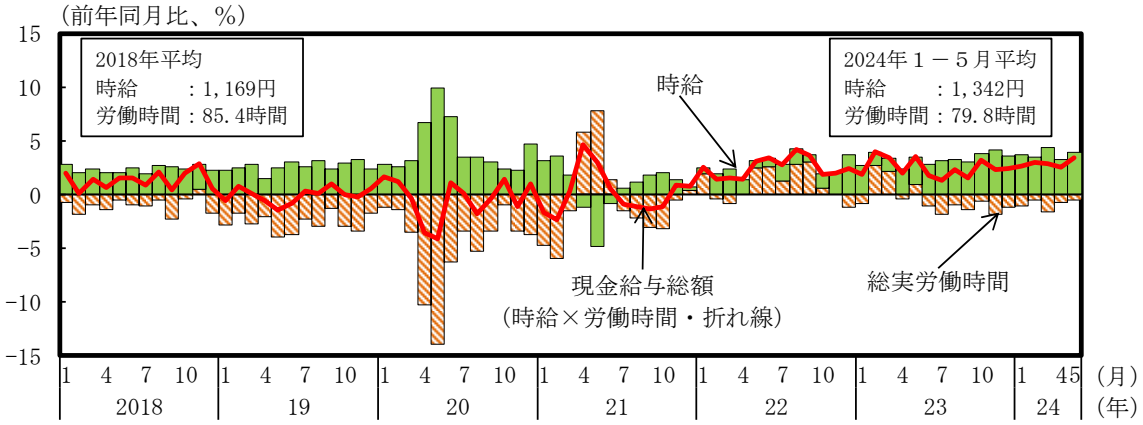

[59] 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024a）にもあるように、「就業構造基本統計」によると、副業実施者数は 2012 年から 2022 年にかけて約 230 万人から約 330 万人に 100 万人程度増加し、副業実施率も 3.6％から 5.0％に上昇している。また、本統計は、副業の有無のみを調査しており、実際には２つ以上の副業をしている者も増加している可能性がある。なお、副業・兼業が広がることにより、フルタイム労働者の所定外労働時間も短縮され、仕事ベースのフルタイム労働者の所定外労働時間を下押しする可能性もある。

（２）パート・アルバイトの都道府県別募集賃金の推移

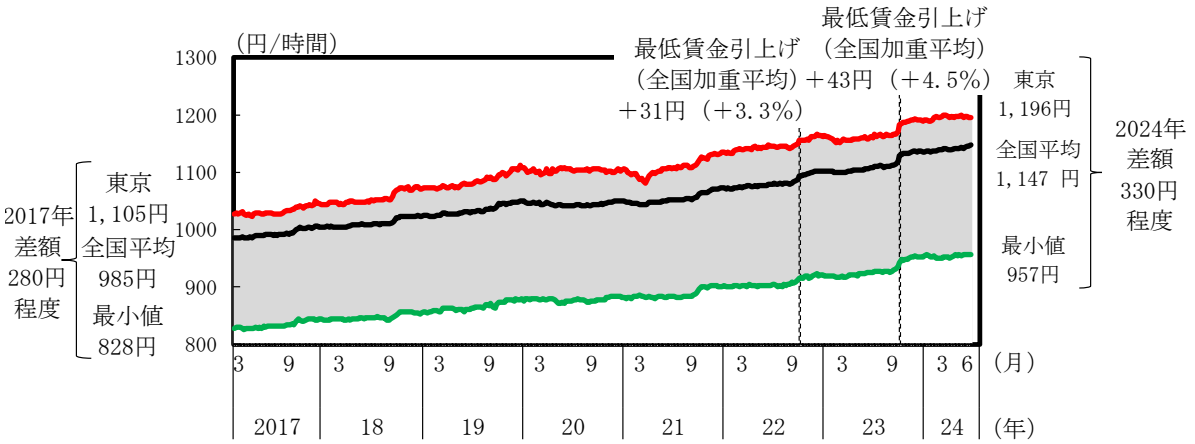

（備考）１．厚生労働省「毎月勤労統計調査」、株式会社ナウキャスト「ＨＲｏｇ賃金Ｎｏｗ」により作成。
２．（１）の時給は、現金給与総額を総実労働時間で除することにより算出。

（購買力ベースのパート時給の伸びはプラス、一般労働者の月給も下落幅縮小）

最後に、名目賃金を消費者物価で除した実質的な購買力ベースの賃金について確認する。前掲第１－１－10 図（２）のとおり、諸外国では、2023 年秋以降、前年比プラスに転じているのに対し、我が国については、マイナス幅は縮小傾向にあるものの、名目賃金上昇率が物価上昇率に追いついていない中で、２年以上にわたって前年比で減少が続いている。

ここで、分子の名目賃金について、就業形態計でみる場合、「毎月勤労統計調査」上は、パートタイム労働者比率の増加傾向が続いていることから、現金給与総額の水準が低いパートタイム労働者の比率が高まることによる平均賃金の押下げ効果が影響する（第１－２－17 図（１））。また、上述のとおり、事業所統計である「毎月勤労統計調査」におけるパートタイム労働者の比率は、人数ベースではなく仕事数ベースであることに注意が必要である。人ベースの雇用者数の統計である「労働力調査」により、①パート・アルバイトと呼称される雇用者数や、②週労働時間が 35 時間未満の雇用者数がそれぞれ雇用者数全体に占める割合と、③仕事ベースの「毎月勤労統計調査」のパートタイム労働者比率を比較すると、いずれも長期的に上昇傾向にあった点は共通しているが、①②の人ベースの比率は、近年、頭打ちになっている（第１－２－17 図（３））。これは、副業・兼業の促進により、仕事数ベースの③では、人ベースの①②と比べて、比率が上昇しやすいという特徴が表れている可能性がある。また、パートタイム労働者の現金給与総額についても、既述のとおり、仕事数ベースのデータであることに伴い、労働時間数と現金給与総額が低めに出やすいという構造もある。こうした点を踏まえれば、名目賃金や購買力ベースの賃金の評価においては、フルタイム労働者とパー

トタイム労働者を区分して捉えるとともに、時給ベース・月給ベースの双方から確認することも有益であると言える。

第１－２－17図　就業形態計の現金給与総額の推移とパートタイム労働者比率
毎月勤労統計の雇用者平均賃金は、パートタイム労働者比率の上昇傾向が続き下押し

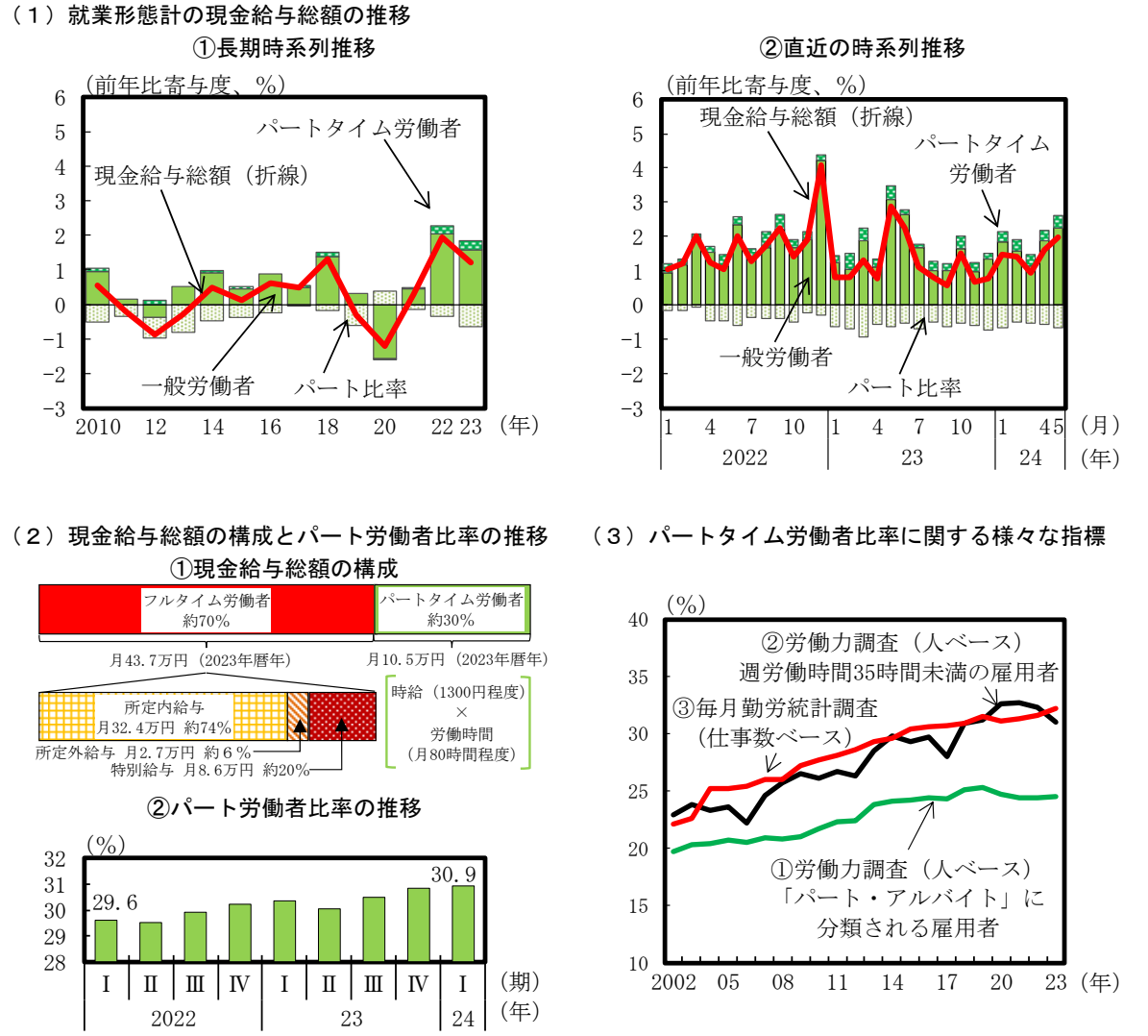

（備考）厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査（基本集計）」、「労働力調査（詳細集計）」により作成。

具体的に、ここでは、就業形態別に、賃金の名目値を、消費者物価指数（総合）で除した実質的な購買力ベースの賃金を確認する。まず、５人以上事業所について、パートタイム労働者の時給をみると、2023 年半ば以降、前年比がプラスに転じ、１％弱から１％程度の伸びで推移している（第１－２－18 図）。また、フルタイム労働者については、月給（現金給与総額）ベースで、依然、前年比でマイナスが続いているが、マイナス幅は縮小傾向にある。また、2024 年の春季労使交渉を反映して賃上げが先行している 30 人以上事業所に絞ってみると、フルタイム

労働者の前年比の伸びの持ち直しはより明確であり、振れの大きい特別給与を除く定期給与でみると、2024 年５月には 26 か月ぶりにプラスに転じていることが分かる。

第１－２－18図　就業形態別にみた実質的な購買力ベースの賃金

パート労働者の時給は昨年秋以降１%弱のプラス、フルタイム労働者の月給も減少が緩やかに

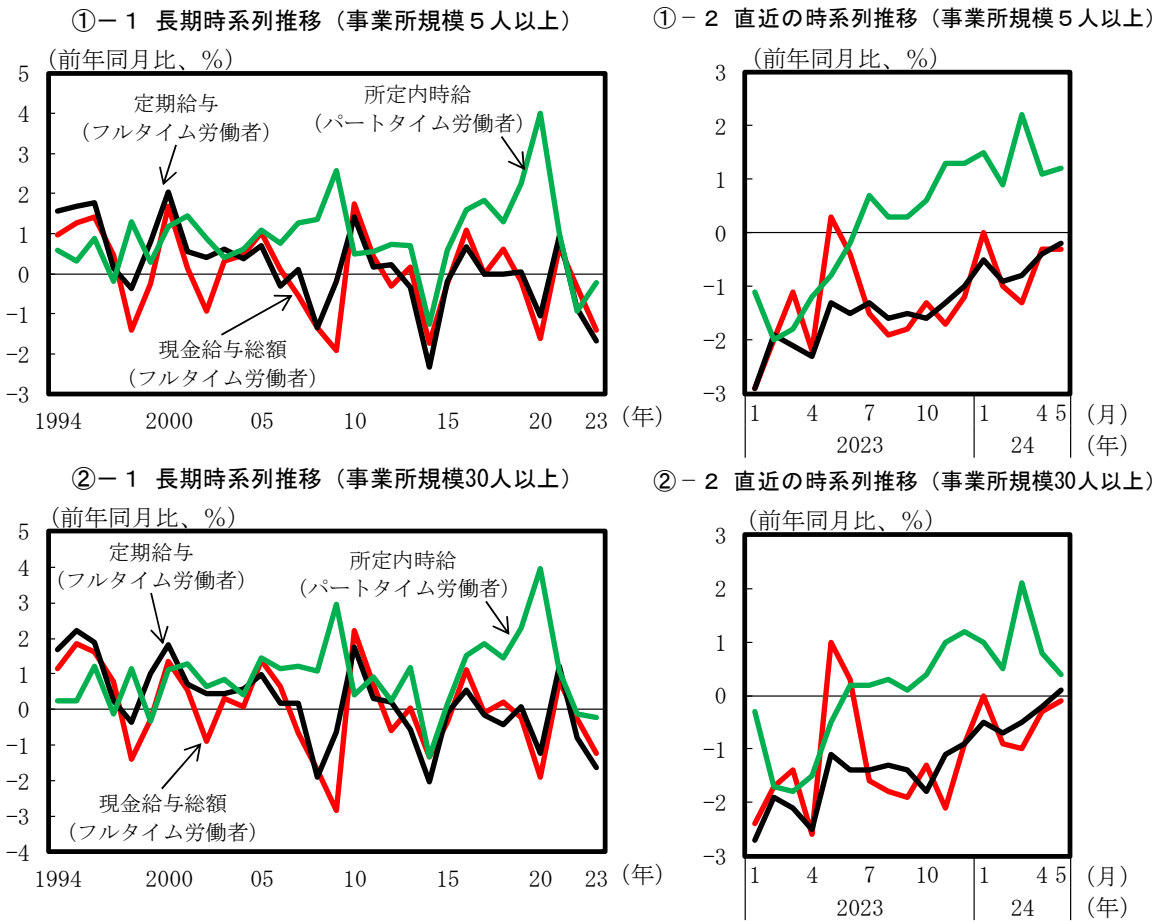

（備考）１．厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。
２．消費者物価指数（総合）で除した実質的な購買力ベースの値。所定内時給は、所定内給与を所定内労働時間で除することにより算出。

今後は、消費者物価上昇率の今後の動向にもよるが[60]、パートタイム労働者の購買力ベースの時給賃金の伸びについては、募集賃金の上昇傾向が続いていることを踏まえれば、労働需給の引き締まりの中で引き続き前年比プラス圏内を維持していくものと期待される。また、フルタイム労働者の購買力ベースの月給賃金についても、2024 年春季労使交渉での賃上げの効果が広がっていく中で、前年比の

[60] 「令和６（2024）年度 内閣府年央試算」（令和６年７月 19 日公表）においては、消費者物価（総合）の上昇率は、2023 年度の実績プラス 3.0%の後、2024 年度はプラス 2.8%程度、2025 年度はプラス 2.2%程度と見込まれている。

マイナス幅の縮小傾向が続き、2024 年内には前年比プラスに転換することが期待される。ただし、円安が輸入物価を通じて消費者物価上昇率を押し上げ、購買力ベースの賃金を下押しするリスクには十分注意が必要である。重要なことは、名目賃金の伸びが、物価上昇を上回るという流れを、2025 年以降も着実なものとしていくことである。その観点では、既に述べた中小企業の賃上げを後押しするような労務費の円滑な価格転嫁を進めるとともに、省力化投資をはじめとする国内設備投資、リ・スキリング支援をはじめとする三位一体の労働市場改革を着実に推進し、経済全体の労働生産性を引き上げていくことが重要となる。この点に関しては、第２章で議論したい。

コラム１－３　一人当たり名目賃金の構成に関する国際比較

物価上昇を上回る名目賃金上昇率が持続的に実現していくためには、最低限、雇用者の生活水準を維持する観点から、先行き想定される消費者物価上昇率並みの賃上げを実現することが必要である。これに加えて、物価上昇を上回る名目賃金上昇を実現していくためには、雇用者の生活水準が継続的に上昇することが必要であり、これは、労働生産性が向上し、その成果が賃金に反映されるということを意味する。こうした観点から、主要先進国における国民経済計算ベースの雇用者一人当たりの名目賃金の推移を、比較可能な 2000 年以降の期間で、物価、一人当たり労働生産性、労働分配率に分解する（コラム１－３図①～⑥）。各国によって姿は異なる面もあるが、コロナ禍前までの動きとしてある程度共通して言えるのは、日本とイタリア以外の主要先進国では、一人当たり名目賃金が、物価の上昇と一人当たり労働生産性を主因に上昇する傾向にあったという点である。これに対し、我が国においては、労働生産性の上昇を、物価の下落と労働分配率の低下が上回り、一人当たり名目賃金は 2000 年の水準を下回る水準で推移してきた。しかし、我が国においても、デフレ状況に陥る前の 1980 年代初頭から 1990 年代初頭にかけては、労働分配率の低下による押下げ要因もみられたが、多くの主要先進国と同様に、物価と一人当たり労働生産性の伸びにけん引されて、一人当たり名目賃金が高まっていたことが確認できる（コラム１－３図⑦）。物価が動き出した中で、我が国においても、物価上昇と一人当たり名目賃金の上昇が共にみられる姿が定着していくことが期待される。さらに、省力化投資を含む有形・無形の国内投資の拡大を通じて、労働生産性の継続的な引上げを図り物価上昇に負けない持続的な賃上げを実現していくことが重要である。

コラム１－３図　主要先進国の一人当たり名目賃金の要因分解

日本とイタリア以外は、名目賃金が労働生産性と物価の上昇を主因に上昇する傾向にある

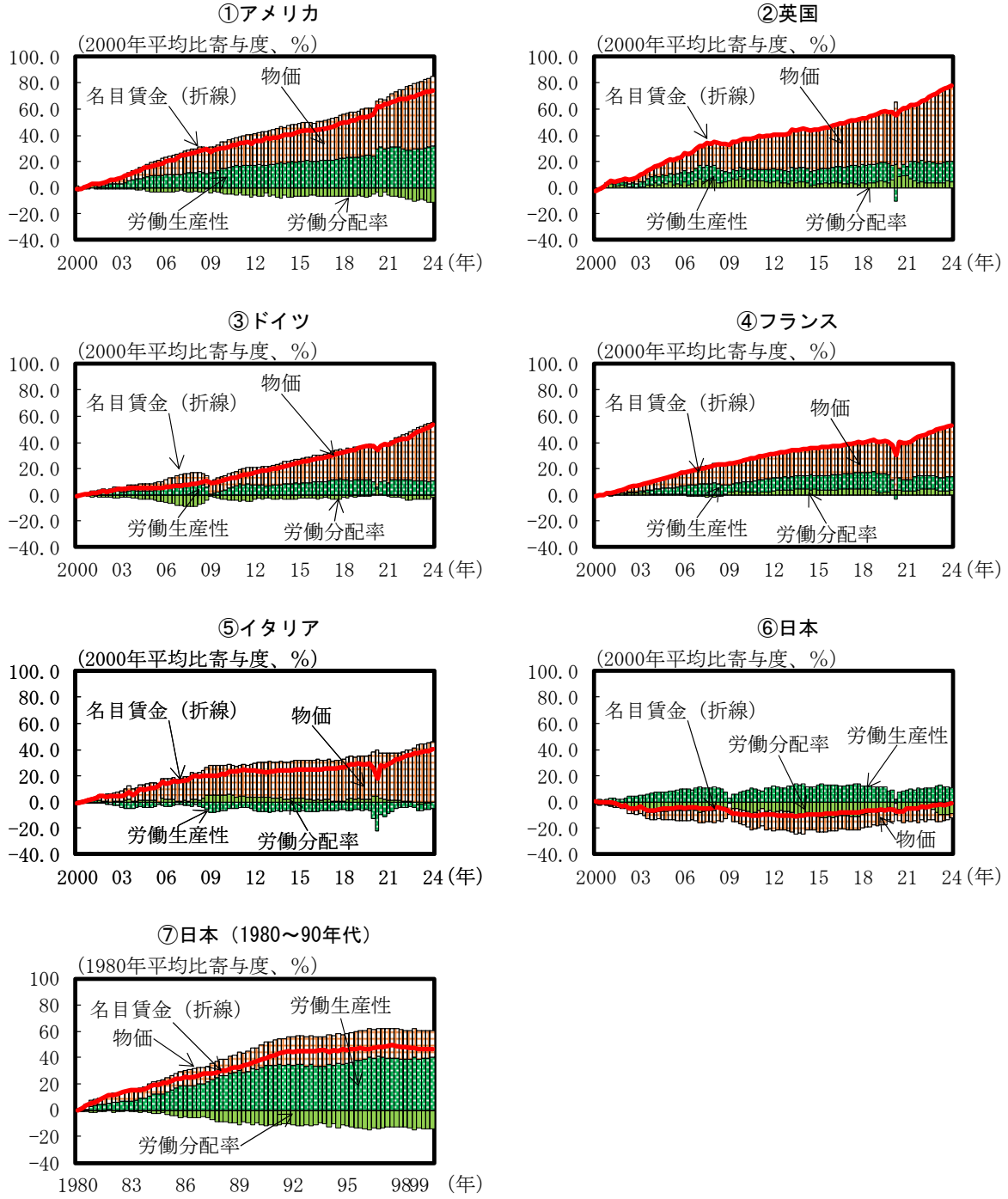

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」、OECD.Stat、U.S. Bureau of Labor Statisticsにより作成。

２．名目賃金の寄与度分解は以下の式による。

$\frac{W}{E_2} = \frac{W/E_2}{Y/E_1} \times \frac{Y/P_{GDP}}{E_1} \times P_{GDP}$ =労働分配率×労働生産性×物価（ＧＤＰデフレーター）

Wは雇用者報酬、Yは名目ＧＤＰ、E_1は就業者数、E_2は雇用者数、P_{GDP}はＧＤＰデフレーターを表す。

３．1993年以前の名目ＧＤＰ及びＧＤＰデフレーターは支出側ＧＤＰ系列簡易遡及（2015年基準・08SNA）を用いている。また、1993年以前の雇用者報酬は2000年基準・93SNAの系列について、1994年第１四半期から2009年第１四半期までの値による、2015年基準・08SNAとの比率の平均を用いて接続している。

４．アメリカの就業者数及び雇用者数はU.S.Bureau of Labor Statisticsの値。

５．2024年第１四半期までの値を用いている。

（仕入価格の販売価格への転嫁は、デフレに陥る以前の状態に回帰しつつある）

次に、企業の価格転嫁について、仕入価格（原材料）と人件費（賃金）に分けて考察する。

まず、仕入価格の販売価格への転嫁については、財の企業間取引価格やＣＰＩに対する為替レートのパススルーの項でも論じたように、今回の物価上昇局面においては、政策努力もあり、輸入コストや仕入コストの上昇を、より販売価格に転嫁させる企業行動が定着しつつあると考えられる。こうした点について、まず日銀短観から、販売価格判断ＤＩと仕入価格判断ＤＩ（販売価格や仕入価格が「上昇」と判断した企業の割合から、販売価格や仕入価格が「下落」と判断した企業の割合を差し引いたＤＩ）の長期的な推移を確認する（第１－２－19 図）。2000 年代後半の世界金融危機直前の時期においては、資源価格の高騰等から仕入価格判断ＤＩが高まった一方、販売価格判断ＤＩの上昇は限定的であった。これに対し、今回の物価上昇局面では、我が国がデフレ状況に陥る以前の 1980 年代と同様に、仕入価格の上昇に伴い、販売価格を引き上げており、仕入価格の販売価格への転嫁が積極化した状況がみてとれる。また、2023 年以降、資源価格の落ち着きもあり、仕入価格判断ＤＩ、販売価格判断ＤＩが共に緩やかに低下していたが、2024 年６月調査では、円安の進行もあって、仕入価格判断ＤＩが高まるのと同時に、販売価格判断ＤＩも高まっている。以上の状況は、大企業・中小企業に共通してみられており、企業規模を問わず、原材料価格の販売価格への転嫁行動が変容していると考えられる。

第１－２－19図　企業の価格転嫁の状況の過去との比較

企業による仕入価格への販売価格への転嫁が引き続き進展

（１）仕入・販売価格判断ＤＩ（全規模）の推移

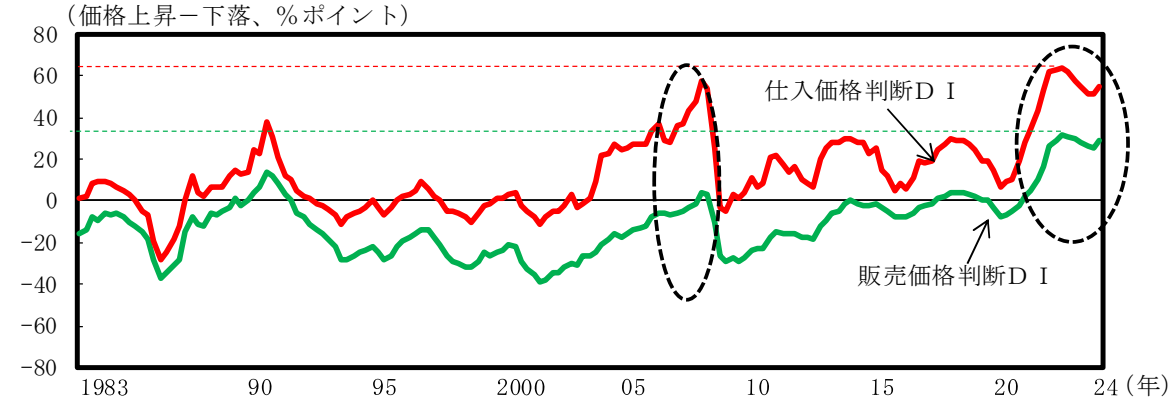

（２）仕入・販売価格判断ＤＩ（大企業）の推移

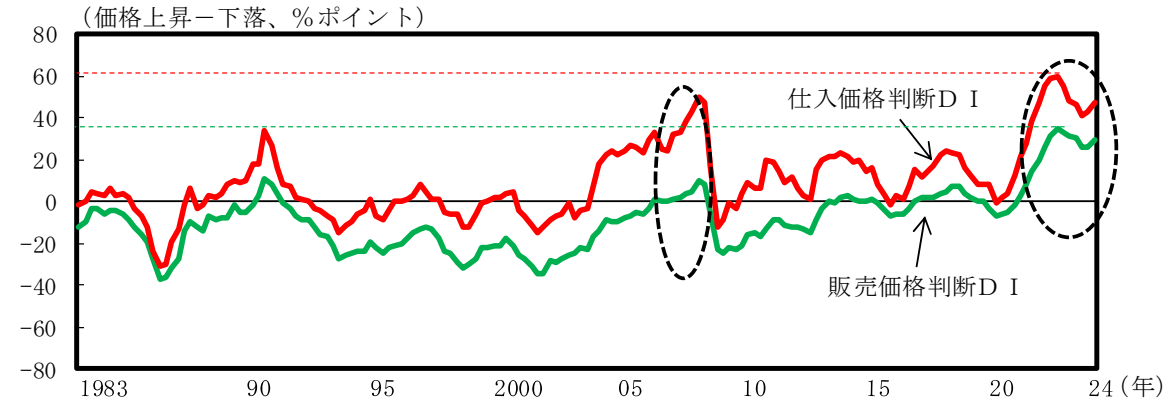

（３）仕入・販売価格判断ＤＩ（中小企業）の推移

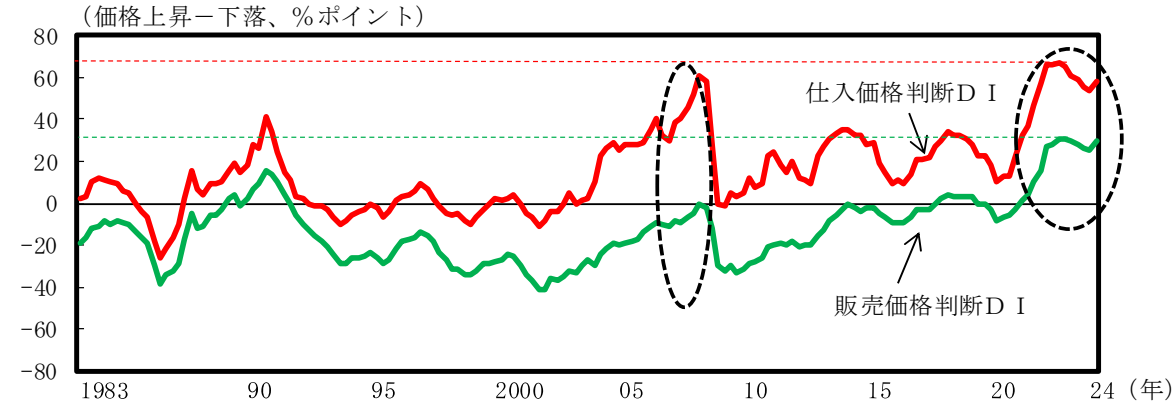

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

次に、素材系製造業、加工系製造業、非製造業といった業種別に、日銀短観における販売価格判断ＤＩを縦軸、仕入価格判断ＤＩを横軸にとった散布図について、①我が国がデフレ状況に陥る以前の 1980 年代～1990 年代半ば、②デフレ状況に陥って以降の 1990 年代後半～2010 年代初頭、③デフレではない期間からコロナ禍前までの 2013 年～2019 年、④コロナ禍以降の 2020 年以降に分けて描くと、以下のような特徴がみられる（第１－２－20 図）。第一に、素材系製造業については、販売価格判断ＤＩの仕入価格判断ＤＩに対する傾きは、いずれの期間でも互いに大きくは異ならない一方、②の期間では、両者の関係を示す傾向線が下方にシフトした後、④の期間にかけては切片が上方にシフトし、①の期間とおおむね同様の関係性に回帰している。第二に、加工系製造業については、②の期間では、販売価格判断ＤＩの仕入価格判断ＤＩに対する傾きがフラット化するとともに、傾向線が下方シフトした一方、③の期間では上方シフトし、さらに④の期間にかけては、傾きが①の期間の関係に回帰している。第三に、非製造業については、加工系製造業と同様、②の期間に切片と傾きが共に低下した後、④の期間にかけては、切片・傾きともに上昇し、①の期間の関係性に近づいている。こう

した点からは、（１）デフレに陥った期間においては、いずれの業種でも切片が低下しており、物価が動かないというデフレ心理の下で、全体として販売価格を引き上げる性向が乏しくなったと言える。また、（２）素材系製造業は、デフレ期間においても、仕入価格の上昇に対しては、デフレに陥る前と同様に、販売価格への転嫁を行う動きがみられたが、加工系製造業や非製造業では、厳しい競争環境下において、仕入価格の上昇に対して、販売価格への転嫁の程度を抑制したとみられる。さらに、（３）コロナ禍を経た今回の物価上昇局面では、製造業については、販売価格の引上げに対する企業の性向、仕入価格から販売価格への転嫁について、デフレに陥る以前の状態に回帰し、非製造業においても、完全に回帰したとは言えないものの、デフレ以前の転嫁行動に戻りつつあると言える。

第１－２－20図　仕入価格判断ＤＩと販売価格判断ＤＩの関係（業種別）
仕入価格の販売価格への転嫁状況は、デフレに陥る以前の姿に回帰している

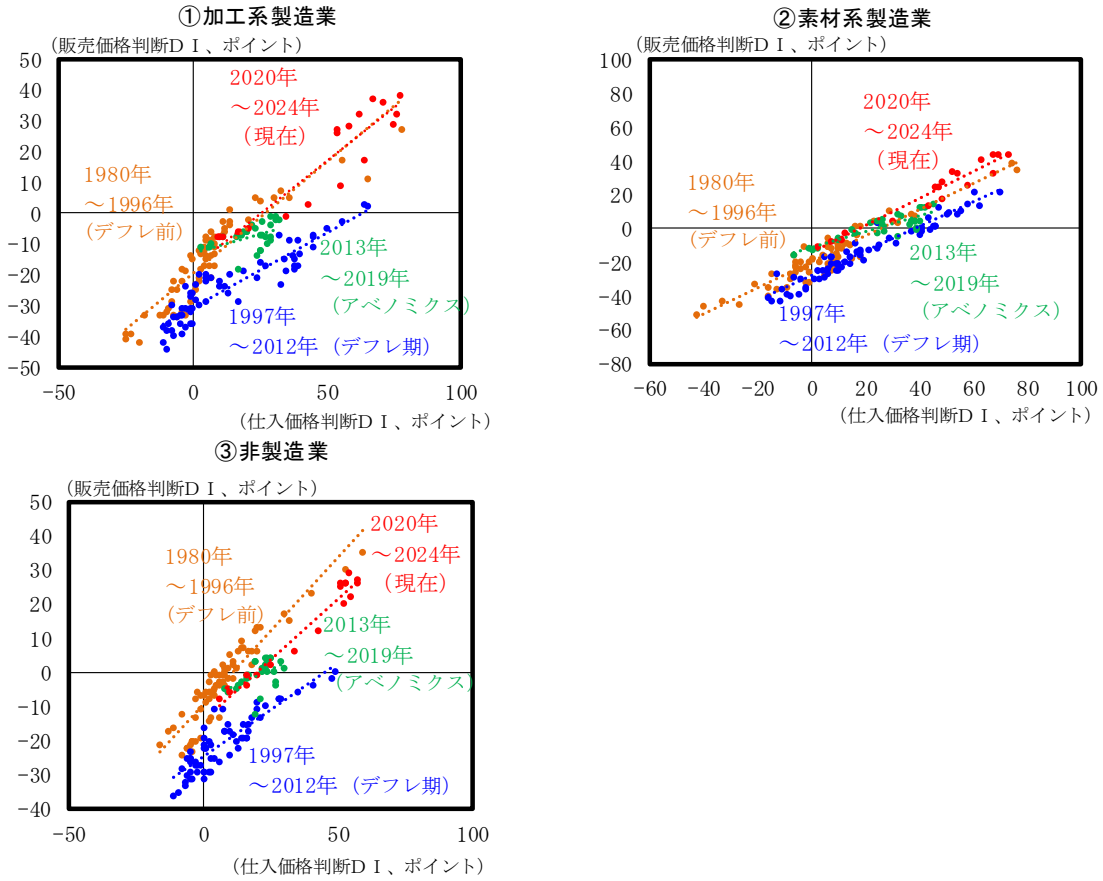

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

（サービス物価で、賃金上昇を販売価格に転嫁させる動きが出始めている）

次に、人件費の転嫁について確認する。まず、ＣＰＩのサービス物価と民間サービス部門の賃金を比較すると、2022 年より前は、双方ともにおおむね横ばいで

あり、物価と賃金ともに伸びない状況であったのに対し、2023 年頃以降は、サービス物価とサービス部門賃金が、緩やかなペースではあるが、ともに上昇傾向に転じていることが分かる（第１－２－21 図）。アメリカのような顕著な上昇傾向にはないものの、サービス部門全体として、人件費が販売価格に転嫁されつつある様子がうかがえる。

第１－２－21図　サービス物価と賃金の日米比較

我が国においても、緩やかにではあるが、サービス部門の物価と賃金が上昇へ

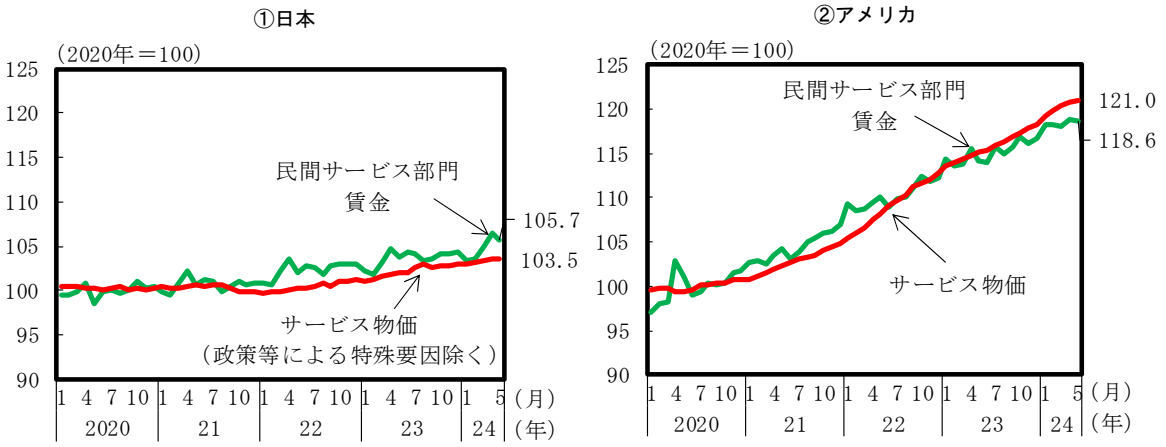

（備考）１．厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」、アメリカ労働省により作成。
２．日本のサービス物価は、政策等による特殊要因を除く値。固定基準。また、民間サービス部門賃金について、日本は毎月勤労統計から得られる定期給与について「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」を除いた系列。また、2024年１月のベンチマーク更新により生じた断層を調整している。

次に、ＢtoＢのサービス価格（企業向けサービス価格指数）とＢtoＣのＣＰＩのサービス価格それぞれについて、費用に占める人件費比率の高い品目、低い品目における物価動向をみたものが第１－２－22 図（１）である。これによると、ＢtoＢのサービス物価については、リース・レンタルや宿泊など低人件費率の品目の価格が先行して上昇率が拡大したが、高人件費率の品目の価格についても2022 年後半から伸びを高め、両者ともに２％台半ば程度で推移している。高人件費比率の品目については、情報・通信におけるソフトウェア開発、運輸・郵便における陸上貨物輸送、諸サービスにおける労働者派遣サービス等の幅広い品目で賃上げの動きを販売価格に転嫁する動きが広がっているとみられる。

ＢtoＣのＣＰＩサービスについても、高人件費率の品目の価格が徐々に伸びを高めつつあり、直近では２％台で推移していることが分かる。ＣＰＩにおいては、補習教育や講習料、運送料といった品目が上昇率の拡大に寄与しており、ＢtoＢ価格と同様、幅広い品目で、賃金上昇を販売価格に転嫁させる動きが出てきているとみられる。一方、賃金上昇を販売価格に転嫁させる動きが出てきている点は、相対的に低人件費率の品目についてもある程度当てはまると考えられる。例えば、

宿泊・飲食サービスについて、日銀短観の販売価格判断ＤＩの 2021 年以降の動きを、原価要因（仕入価格判断ＤＩ）、需要要因（国内需給判断 ＤＩ）、供給要因（雇用人員判断 ＤＩ、生産・設備判断 ＤＩ）に分解すると、販売価格の引上げ判断に対して、当初は原価要因が影響する程度が大きかったが、その後、2023 年にかけて、需要要因、供給要因の寄与が共に高まってきていることが分かる（第１－２－22 図（２））。需要要因は、宿泊におけるインバウンド需要等の回復の影響等が考えられるが、供給要因のうち雇用人員判断ＤＩについては、労働需要の引き締まりの中で人件費が上昇し、これがサービス販売価格の引上げに影響していることを示していると言える。

第１－２－22図　人件費率に応じたサービス物価の動向等

ＢtoＢ、ＢtoＣともに人件費率の高いサービス品目で物価上昇率が徐々に高まっている

（１）企業向けサービス価格と消費者物価（サービス）における人件費率別の前年比の推移

①ＢtoＢ（企業向けサービス価格）

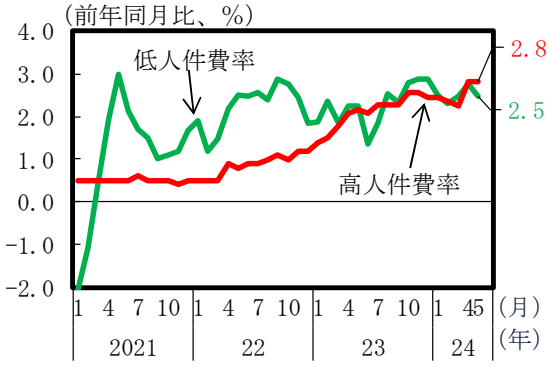

②ＢtoＣ（消費者物価のサービス）

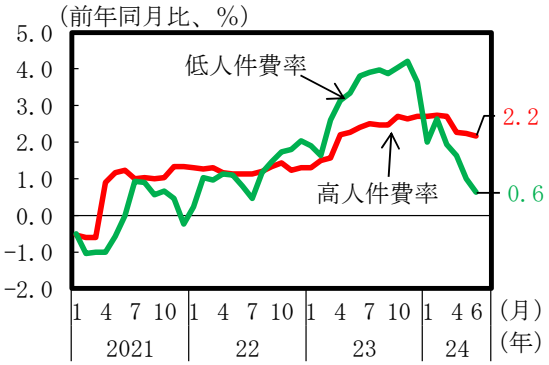

（前年比の内訳）

①ＢtoＢ（企業向けサービス価格）

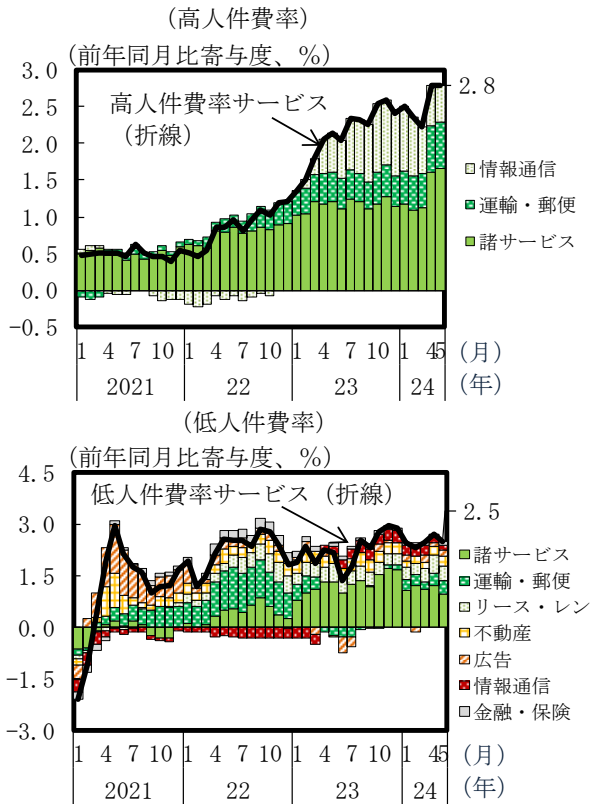

②ＢtoＣ（消費者物価）

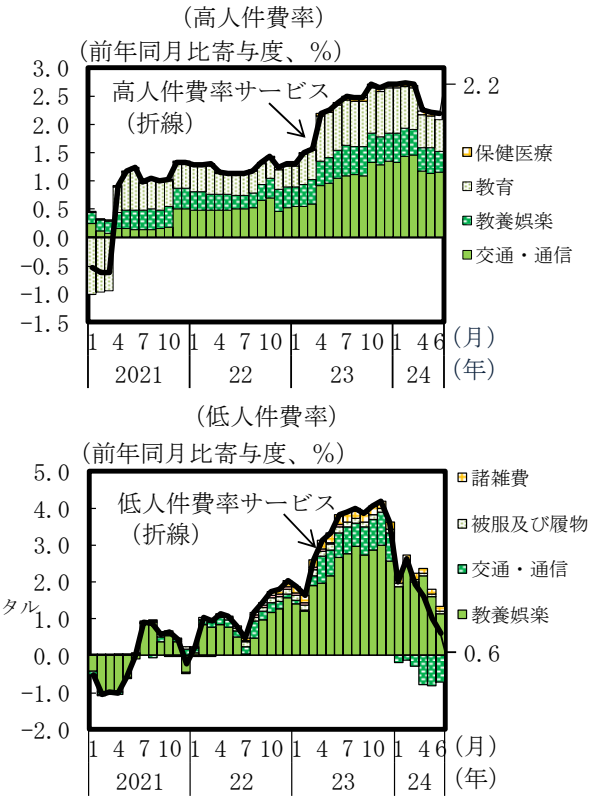

（２）宿泊・飲食サービス業における販売価格判断ＤＩの変化の要因分解

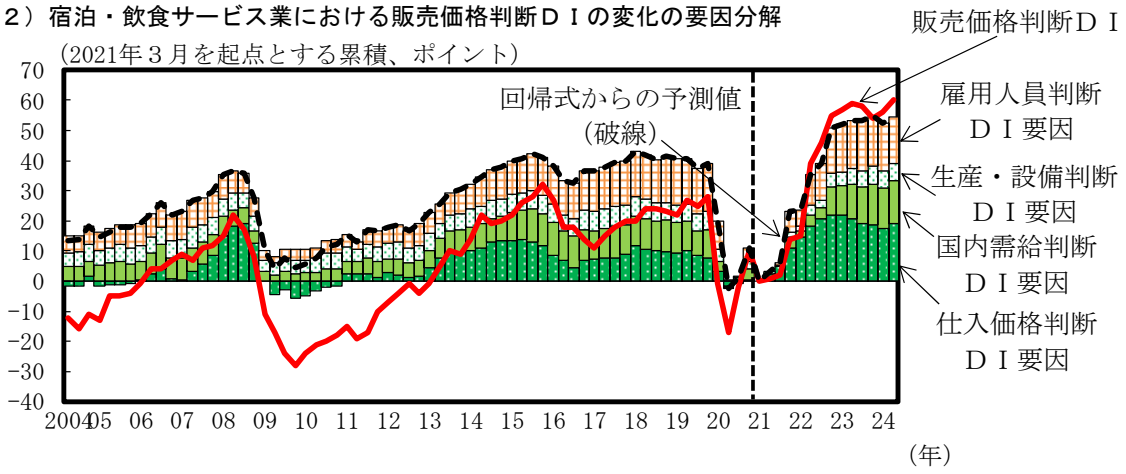

（備考）１．日本銀行「企業向けサービス価格指数」、「全国企業短期経済観測調査」、総務省「消費者物価指数」、「平成27年産業連関表」により作成。消費者物価指数は、固定基準。
２．企業向けサービス価格指数における人件費率別サービスは、同指数に含まれている基本分類指数について、「延長産業連関表」より算出された人件費投入比率の高低を基に、2020年基準におけるウエイトがおおむね同程度になるよう二分された上で作成されている。
３．消費者物価指数における人件費率別の指数は、政策等による特殊要因を除く値。また、大学授業料（国立）や診療代、外国パック旅行費、通信料（携帯電話）、家賃等を除く。上位25％の品目には補習教育や各種講習料等、下位25％の品目には宿泊料などが含まれる。
４．（２）について、推計式は、

△販売価格判断ＤＩ ＝ 0.227* × △国内需要判断ＤＩ ＋ 0.293*** × △仕入価格判断ＤＩ
（ 1.87） （ 5.22）
－ 0.17 × △生産・設備判断ＤＩ － 0.173*** × △雇用人員判断ＤＩ
（－0.84） （－2.01）

推計期間は、2004年６月調査～2024年６月調査。△は前期差を示す。括弧内はｔ値。
*、**、***はそれぞれ10％、５％、１％水準で有意であることを示す。

ただし、中小企業における人件費の販売価格への転嫁にはばらつきがみられる。中小企業において、業種別に、労務費の価格転嫁を実施した企業の割合をみると、建設業や製造業では４割～５割と相対的に高くなっている一方、サービス業については25％程度と最も低くなっている（第１－２－23図）。原材料と労務費について、それぞれコストに占める割合と、直近６か月における価格転嫁率の関係をみると、原材料費については、コストに占めるシェアが高いほど、これをより販売価格に転嫁できており、仕入価格の転嫁が中小企業でも進んでいることが分かるが、労務費については、コストに占める割合と価格転嫁率の関係が弱く、引き続き、サプライチェーン全体での労務費を含む円滑な価格転嫁が課題であり、これを促進する取組が極めて重要と言える。

第１－２－23図　中小企業における労務費の転嫁状況
中小企業においては、原材料費の転嫁に比べ、労務費の転嫁は、サービス業を中心に遅れている
（１）労務費の価格転嫁を実施した企業割合

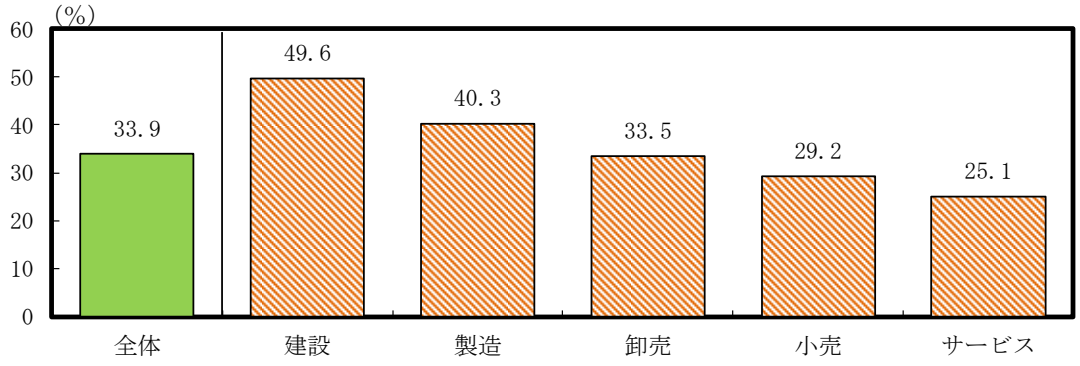

（２） 中小企業の労務費の価格転嫁

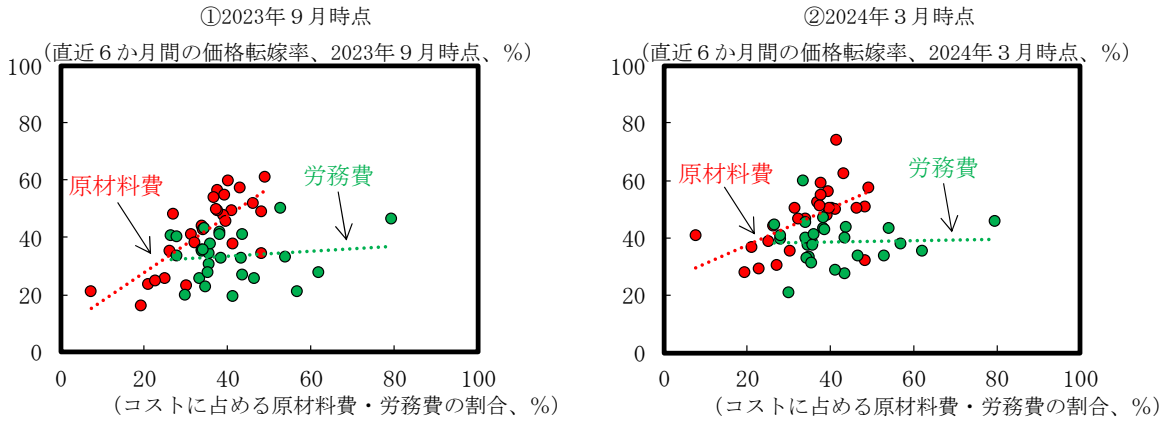

（備考）１．日本商工会議所「商工会議所ＬＯＢＯ（早期景気観測）2024年４月調査結果」、中小企業庁「価格交渉促進月フォローアップ調査結果（2023年９月、2024年３月）」により作成。
２．（２）のコストに占める原材料費・労務費の割合については、いずれも2023年９月調査結果の値。

（サービス分野において物価上昇の広がりがみられるようになっている）

次に、物価上昇の広がりについて確認してみよう。まず、ＢtoＢの企業間取引価格と、ＢtoＣの消費者物価について、財とサービスそれぞれの物価上昇率の分布の経年変化を確認する（第１－２－24 図）。まず、ＢtoＢについてみると、財（国内企業物価指数）は、コロナ禍前の 2018 年に比べると、物価上昇率ゼロ％程度における分布の山が低下し、プラスの領域に分布が拡大していることが分かる。また、サービス（企業向けサービス価格指数）については、コロナ禍前においては、物価上昇率ゼロ近傍に多くの品目が集積していたが、2024 年にかけて、ゼロ％近傍の山が崩れ、全体として分布がプラス方向にシフトしていることが分かる。物価が動かない状況から、幅広いサービス品目にわたって物価が上昇する姿に変化してきている様子がみてとれる。

ＢtoＣのＣＰＩの物価上昇率の分布をみると、財については、コロナ禍前の 2018 年には、ゼロ％近傍に多くの品目が集積していたのに対し、2024 年時点では、この山が大きく崩れ、幅広い品目がプラス領域に含まれており、物価上昇の広がりがみられるようになっている[61]。サービスについては、2024 年現在では、2018 年に比べ、上昇率ゼロの山の高さが低下し、プラス領域により多くの品目が位置するようになっており、上述のように、賃金上昇の価格転嫁の動きもあって、ＢtoＣのサービスにおいても、物価上昇の広がりが表れ始めていると評価できる。

[61] 比較対象のうち 1984 年については、ゼロ％近傍に多くの品目が集積しているが、これは、当時においては、ウエイトの大きい電力などエネルギーや新聞といった品目がこの年には変動しなかったことが挙げられる。特に規制料金である電力については、1996 年の燃料費調整制度の導入前であったことが影響している可能性がある。

一方、デフレに陥る前の 1984 年においては、プラス２％付近に山があったことと比べると、2024 年現在も、依然、分布の山はゼロ％近傍にある。ここには、粘着性が高いとされる民営家賃のほか、通勤・通学定期、大学授業料など公共サービス料金に含まれる品目が多い。公共サービスの物価上昇率が、全体としてゼロ近傍で推移している点は、米欧との比較においても確認したとおりであり、こうした粘着性の高いサービス品目の特性については後段で詳細に議論する。

第１－２－24図　品目別の前年比上昇率の分布

ＢtoＢ、ＢtoＣ、財、サービスともにコロナ禍前よりも物価上昇に広がり

（１）企業物価の品目別の前年比上昇率の分布

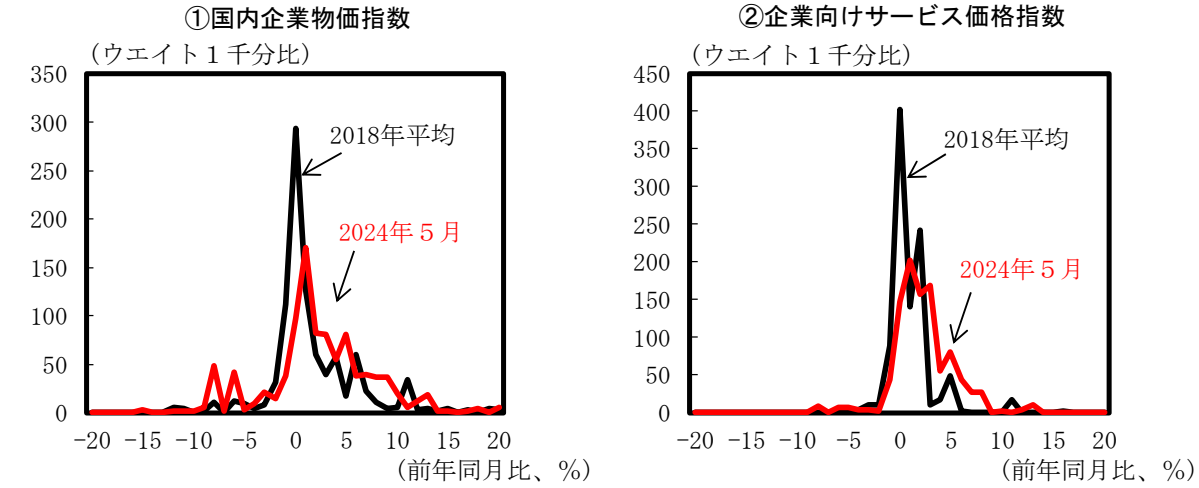

（２）消費者物価の品目別の前年比上昇率の分布

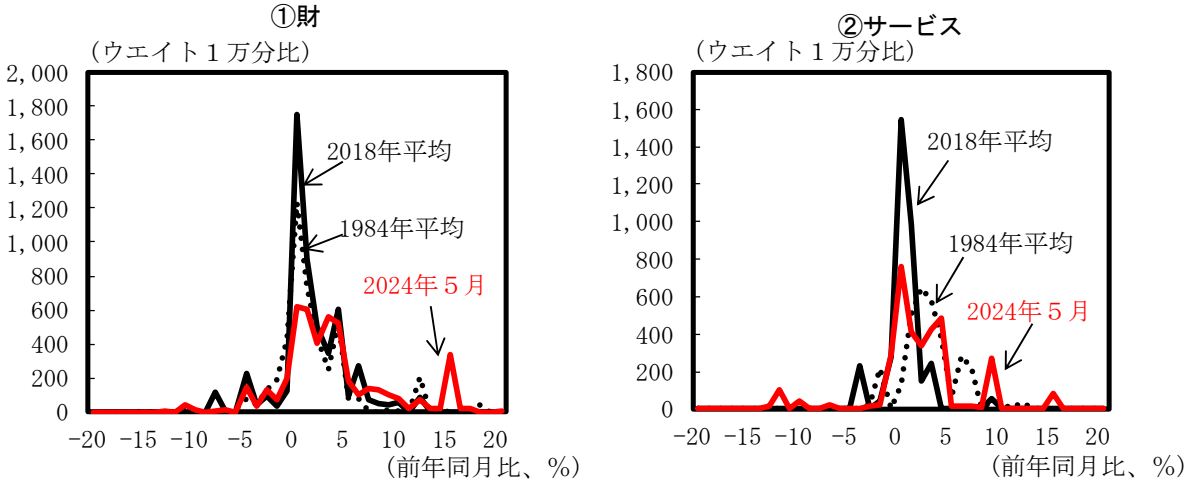

（備考）１．日本銀行「企業物価指数」、「企業向けサービス価格指数」、総務省「消費者物価指数」により作成。
２．消費者物価指数は、固定基準。生鮮食品及び帰属家賃を除く。

また、ＣＰＩについて、物価上昇の広がりを、物価上昇・下落品目数の割合から確認すると、上昇している品目の割合は、2000 年代半ばから 2019 年頃までは

２割から６割で推移していたが、2024 年時点では、８割弱と高い水準で安定している（第１－２－25 図）。上昇品目の割合から下落品目の割合を差し引いたＤＩも、2000 年代半ばから 2020 年頃まではマイナス 40 からプラス 40 程度の範囲内で推移していたが、2024 年時点では、足下では６割強となっている。このように、いずれの指標でみても、デフレに陥る前の 1980 年代（1984 年）と近しい姿となっており、デフレ状況に陥る以前の姿に近い物価上昇の広がりが定着しつつあることが分かる。

第１－２－25図　物価上昇・下落品目数の割合

消費者物価における物価上昇品目数は８割弱と、1980年代の姿に近い

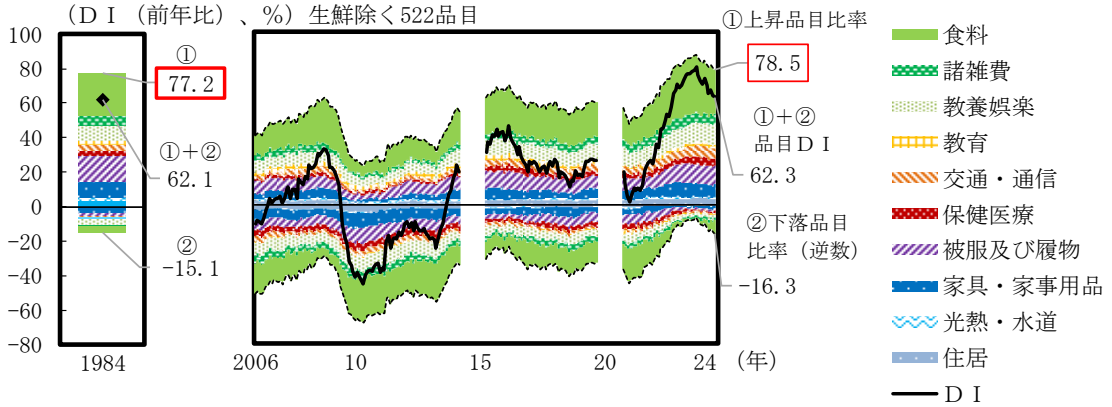

（備考）１．総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。生鮮食品を除く。
２．消費税率引上げの影響があった2014年４月～2015年３月、及び、2019年10月～2020年９月のデータは除いている。

（各予想物価上昇率はばらつきがあるが以前より高い水準に安定化の傾向）

最後に、予想物価上昇率について、企業、家計、マーケットのそれぞれの主体別に確認しよう（第１－２－26 図）。まず、企業部門について、日銀短観の物価見通しをみると、2014 年の統計開始以降、２％に達したことはなかったが、今回の物価上昇局面で２％台にレベルシフトしている。１年後の短期的な物価見通しは、実際のＣＰＩ上昇率の高まりを受けて、一時プラス３％近くまで上昇したが、その後、緩やかに上昇幅が縮小し、直近では２％台半ばで推移しているほか、３年後、５年後といった中期の物価見通しは、２年程度にわたり２％程度の安定的な水準で推移し続けている。企業の予想物価上昇率は、現在、物価安定目標の２％程度に安定化されつつあるとみてよいだろう。

家計部門について、内閣府「消費動向調査」により、日頃よく購入する品目に係る１年後の予想物価上昇率について、５％以上の高い物価上昇を予想する家計の割合が 2021 年３月の約 12％から 2023 年２月には約 67％まで増加したが、食料品等の値上げの動きが一服する中で、2024 年２月にかけては、その割合が約 38％に低下し、逆に、より安定的な２％から５％未満を予想する家計の割合が約

38％まで増加していた。一方、2024 年春以降には、再び５％以上を予想する家計の割合が上昇傾向にあり、2024 年６月には５％以上を予想する割合は約 47％、２％から５％未満を予想する割合は約 35％となっている。これは、食料品等の身近な商品の価格上昇が続いていることや、2024 年初来円安が進んでいること、さらにはこれらに関する報道等が影響していると考えられる。こうした回答割合を基に、一定の仮定を置き、予想物価上昇率の加重平均値を算出すると、ＣＰＩ上昇率のピークである 2023 年初に４％超まで上昇した後､徐々に上昇率が縮小し、３％台前半まで低下したが、2024 年春以降は、やや反転し、３％台半ばで推移している。

次に、日本銀行「生活意識に関するアンケート調査」[62]における予想物価上昇率をみると、１年後の平均値については､「消費動向調査」から算出した加重平均値より上振れる傾向があるとみられ、今回物価上昇局面ではその差がより顕著となり、直近でも９％台で推移している。一方、１年後の中央値は、一頃は 10％まで上昇したが、直近では５％程度となっている。これに対し、５年後の予想物価上昇率は、平均値では７％台、中央値では５％台となっている。ここで、１年後の予想物価上昇率の平均値は､世界金融危機時に現実のＣＰＩが下落に転じた際も、２％程度のプラスであったのに対し､中央値はゼロ近傍であったことを考えると、平均値は、恒常的に高い物価上昇率を回答する世帯の影響をより受けやすいと考えられ、中央値をみることも重要である。その上で、５年後の中期の中央値をみると、企業部門と同様、今回の物価上昇局面に入って以降、家計の予想物価上昇率は、過去に比べて高い水準にレベルシフトしていると考えられる。ここで、中央値でも５％程度と高い水準にある点には留意が必要であるが、2021 年以前は、企業の予想物価上昇率よりも相応に高い２％程度でほぼ推移していたことを踏まえると、統計上高い数値となりやすい傾向があるとみられる。

また、マーケット参加者からみた予想物価上昇率として、10 年物の国債利回りと物価連動債利回りの差から計算されるブレーク・イーブン・インフレ率（ＢＥＩ）をみると、2020 年以降上昇傾向にあり、１％台半ばに達している[63]。一方、民間エコノミストの予想物価上昇率について、２～６年後の中期的な予想の動き

---

[62] 「消費動向調査」における質問内容は「あなたの世帯で日頃よく購入する品物の価格について、1 年後どの程度になると思いますか。」であり、回答は「０％程度」「～２％未満」「２％以上～５％未満」「５％以上～10％未満」「10％以上」等の選択式であるのに対し、「生活意識に関するアンケート調査」における質問内容は「１年後の「物価」は現在と比べ何％程度変わると思いますか。」､「５年後の「物価」は現在と比べ毎年、平均何％程度変わると思いますか。」として、具体的な数値による回答を求める形となっている。

[63] ＢＥＩが他の指標と比べて低い背景には、物価連動債の発行が少なく、流動性が低い、つまり流動性リスクプレミアムが高いことや、債券担当者の経済・物価見通しに関する悲観的な傾向が影響している可能性がある。

をみると、第二次安倍内閣発足後は、2014 年末にかけて１％台半ばを上回る水準に上昇した。その後は、予想物価上昇率は緩やかに低下し、コロナ禍の期間には０％台に低下したが、今回物価上昇局面においては徐々に上昇し、再び１％台半ばを超える水準となっている。

このように、予想物価上昇率は、各主体によってばらつきがあり、一定のバイアスもあるが、全体としてみれば、中期的な予想物価上昇率は、過去よりも高い水準にそれぞれ安定化しつつあり、特に企業やマーケット参加者においては２％程度に安定化しつつあると言える。日本銀行のアンケート調査によれば、家計・企業ともに、自身の暮らしや事業活動において好ましい状況として、「物価と収入（賃金）がともに緩やかに上昇する状態」と「物価と収入（賃金）がともにほとんど変動しない状態」のどちらが望ましいかという問に対して、前者を望ましいとする割合が、それぞれ約５割、約７割と高い状態にある。本調査結果は、過去との比較ができないことや、賃金・物価のいずれかが上昇した場合に関する選択肢がない等の留意点はあるが、家計・企業部門ともに、物価と賃金の好循環に関する認識が広がりつつある可能性を示唆するものである。こうした認識の下、各主体の予想物価上昇率が、２％前後に収れんし、定着していくことが期待される。

今後も、現実に２％程度の物価上昇率が継続的に実現すれば、各主体の予想物価上昇率も２％程度でアンカーされると考えられる。予想物価上昇率が２％程度に安定化することにより、企業は、販売価格の設定や売上計画を立てやすくなり、労使間の賃金交渉も円滑になる。家計においても、将来の生活設計を立てやすくなる。こうした予見可能性の高まりにより、家計や企業は、足下の支出に係る意思決定を効率化することができ、消費や投資の最大化を図ることが可能となる。大きな経済ショックが生じた際にも、市場参加者の中長期的な物価に関する予想がアンカーされているため、市場の不測の変動を回避することが可能となる。このように、予想物価上昇率が２％程度で安定的に推移し、また現実の物価上昇率が２％程度となるよう着実な金融政策運営が継続すれば、結果として安定的なマクロ経済環境の形成につながると考えられる[64]。

[64] なお、経済財政政策運営においても、各経済主体が２％程度の予想物価上昇率の下で、経済行動を行っていることを前提として、適切な政策の立案が可能となる。また、「中長期の経済財政に関する試算」など将来にわたる経済や財政の展望も行いやすくなる。

第１－２－26図　各経済主体の予想物価上昇率

各主体の予想物価上昇率はばらつきやバイアスがあるが、中期的予想は、過去よりも高い水準に安定化へ

（１）各主体の予想物価上昇率

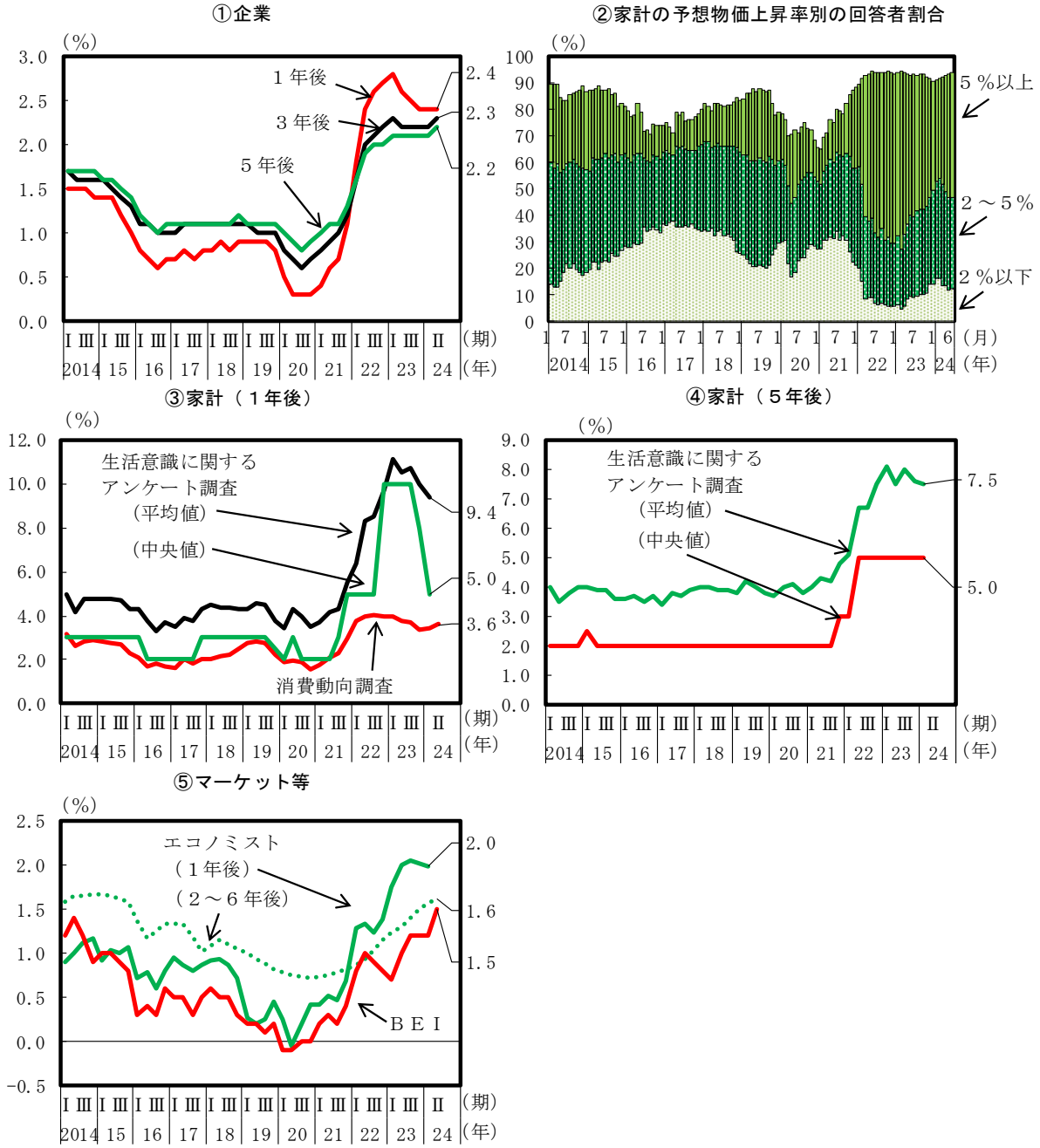

（備考）１．内閣府「消費動向調査（2024年６月）」、日本銀行「生活意識に関するアンケート調査（2024年３月）」、「全国企業短期経済観測調査（2024年６月）」、日本経済研究センター「ＥＳＰフォーキャスト（2024年３月）」、Bloombergにより作成。
２．①は、日銀短観の企業の物価見通しのうち、物価全般の見通しを参照。
３．「ＥＳＰフォーキャスト（２～６年後）」は線形補間を行っている。

以上、デフレ脱却に向けた物価動向の背景に関する状況をまとめると、①賃金上昇については、33年ぶりの高水準となった春季労使交渉での賃上げとなる中で、より多くの企業で高い賃上げ率が実現し、年齢層別でみても賃上げの広がりが確

認されつつある一方、引き続き、中小企業や公的分野などへの波及は途上にある。②価格転嫁について、原材料の販売価格への転嫁は円滑・着実に進み、サービス分野において賃金と物価が共に上昇する局面に入りつつあるが、中小企業の労務費の販売価格への価格転嫁については引き続き課題である。③物価上昇の広がりは、我が国がデフレ状況に陥る前の 1980 年代の姿に近づきつつある。ただし、家賃や公共料金など、物価の動きが鈍いサービス分野も散見される。④予想物価上昇率については、経済主体によってばらつきやバイアスはあるが、中期的な予想物価上昇率は、過去よりも高い水準に安定化しつつあると言える。このように、一部に留意すべき点はあるものの[65]、デフレ脱却に向けた前向きな動きは継続していると考えられる。

コラム１－４　日本企業のマークアップ率の動向

内閣府（2023）や内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024a）においては、今後の賃上げの持続性を考えていく上で、企業の価格設定力を表すマークアップ率（限界費用に対する販売価格の比率）が適切な水準で推移することが重要であるとされている。この 20 年程度でマークアップ率を高めたアメリカ企業と異なり、日本企業のマークアップ率は 1.0 倍程度と低い水準にあるだけでなく、この 20 年間で横ばい、ないしは小幅に低下している。

この点に関して、最新の研究成果の一つである高田（2024）では、日米におけるマークアップ率の変動を要因分解し、アメリカでは個々の企業のマークアップ率の変動要因（within 要因）ではなく、企業間の構成要因（reallocation 要因）によりマークアップ率が上昇しており、もともとマークアップ率の高い企業へのシェア集中が進んだ一方、日本企業では、主に within 要因によりマークアップ率が停滞し、reallocation 要因は僅かにとどまっていると指摘している（コラム１－４図）。また、企業ごとに分析すると、アメリカ企業では、無形資産と生産性及びマークアップ率との間に、業種横断的に有意に強い正の関係がみられたが、日本企業では、アメリカ企業ほど無形資産投資が生産性向上につながっておらず、それゆえアメリカ企業ほどマークアップの確保につながっていない可能性が示唆されている。

このように、日米間のマークアップ率の差には、米国のＩＴプラットフォーマーに代表される価格設定力の強い企業が日本に存在しないことに加え、日本では研究開発などの無形資産投資が相対的に不足し、イノベーションが起こら

[65] 内閣府（2023）にあるように、企業の価格設定力を示すマークアップ率が適切な水準にあることも、賃上げや設備投資の原資を確保するという意味で重要と考えられるが、デフレ期に当たる 2001 年度から 2022 年度頃までの我が国企業のマークアップ率は低水準で安定した状態にある。この点について、日米企業間の違いに係る考察は、コラム１－４を参照。

ず、収益増に結び付けてこられなかったことがあると考えられる。マークアップ率の過度な上昇は、一部企業による市場の寡占化にもつながり、経済全体の厚生を悪化させる可能性があることから、一概に望ましいというわけではないが、適正なマークアップを確保することは、賃上げの原資はもちろん、将来のイノベーションを生み出す研究開発等の設備投資の原資となり、それが将来の収益増につながり、さらなる賃上げを生み出すという好循環を生み出し得る。日本企業は、長引くデフレによるコストカット型経済の下、投資や賃上げをこれまで抑制させてきたが、今後は適正なマークアップを確保し、投資や賃上げの原資とすることで、持続的成長を実現していくことが期待される。

コラム１－４図　日米企業のマークアップ率等の比較

日本企業では、アメリカ企業ほど、無形資産投資が生産性向上やマークアップ率上昇につながらず

（１）製造業

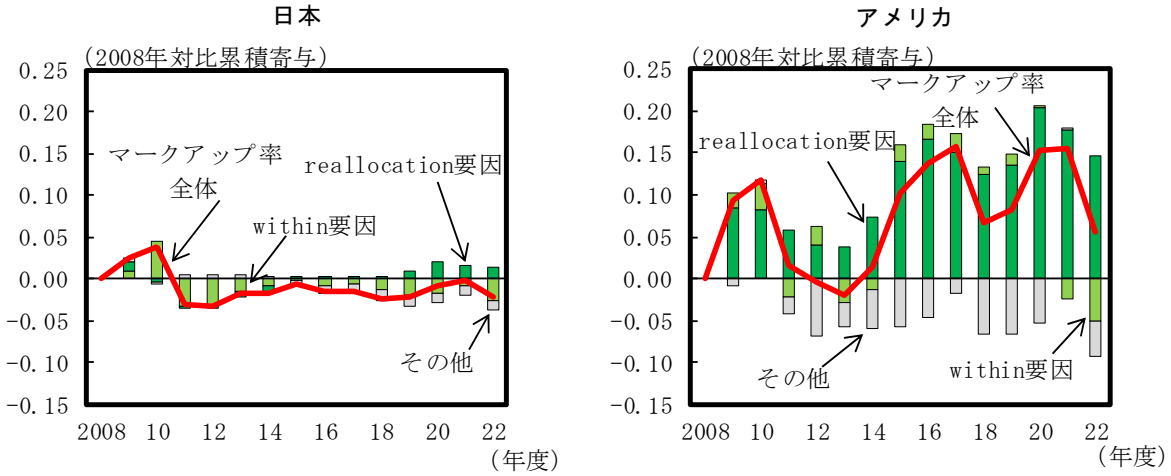

（２）非製造業

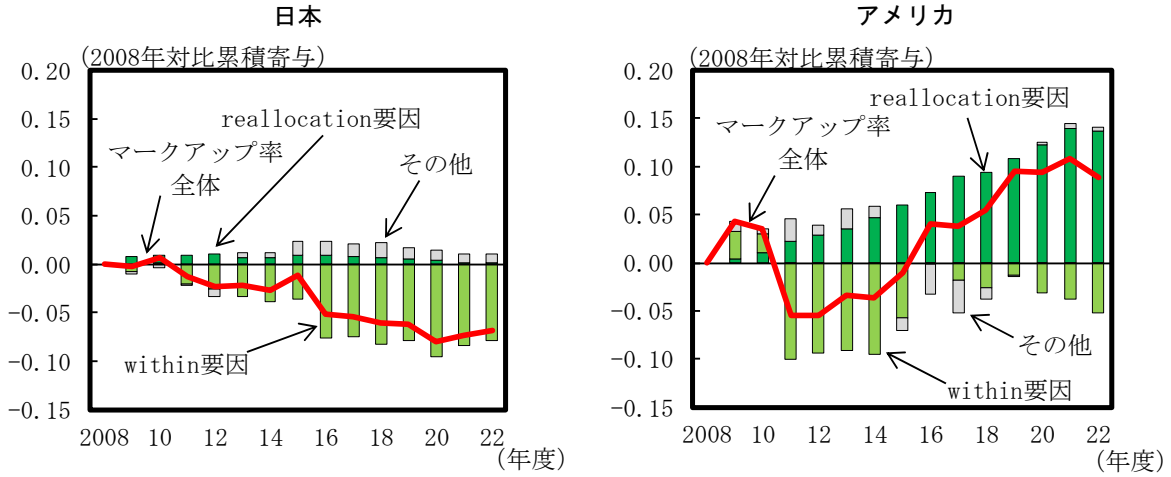

（３）無形資産ストックと生産性、マークアップ率との関係

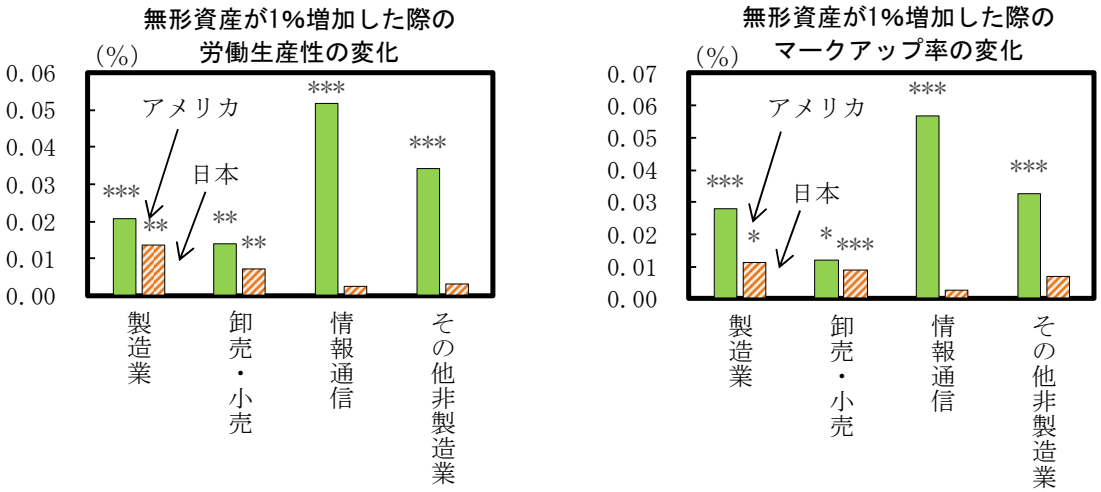

（備考）１．日経NEEDS、Bureau van Dijk社"Osiris"により作成。詳細は、高田（2024）参照。
２．マークアップ率は、生産を一単位追加することに伴い発生する追加的費用（限界費用）に対する製品価格の比率を指し、本図では倍率で表している。
３．（３）について、＊＊＊は１％水準、＊＊は５％水準、＊は10％水準で有意であることを示す。

３．２％の物価上昇を前提とした各種制度の在り方

ここまで、最近の我が国における物価動向とその背景について確認し、物価と賃金の好循環に向けた動きが前進していることをみてきたが、今後、物価と賃金が共に安定的に上昇するという認識がノルムとして定着していく中にあっては、各種の制度や社会慣習についても、物価・賃金が上昇することを前提にしたものに移行していくことが重要である。ここでは、サービスの物価上昇率が緩やかに高まる中でも、ゼロ％近傍の伸びにとどまっている公共サービスや家賃の物価動向と背景を確認し、今後の展望と課題を議論する。また、近年引上げが続き、パートタイム労働者の時給の底上げにも寄与してきた最低賃金について確認する。さらに、長年、物価と賃金が動かない状態が常態化してきた中で税や社会保障制度において、課税最低限や年収の壁といった名目水準が固定化されてきた点について確認し、その影響や政策的な含意を検討する。

（公共サービスと家賃は、今回の物価上昇局面でも強い粘着性がみられる）

本節の第１項で確認したように、我が国においても、サービス物価は、人件費比率の高い品目で徐々に上昇率を高め、米欧の姿に近づいていると言えるが、こうした中にあっても、公共サービスと家賃（民営家賃のほか持家の帰属家賃を含む）はゼロ％近傍の物価上昇率が続き、極めて強い粘着性が示されている（第１－２－27 図）。公共サービスや家賃については、我が国がデフレ状況に陥る前は、

1980 年代を中心に２％程度ないし、これを超えて上昇していたが、デフレ状況に陥った後の 1990 年代末以降は、上昇率が平均的にゼロ近傍で推移してきた。他のサービス品目の物価上昇率が上昇している近年においても、公共サービスや家賃はゼロ近傍の伸びとなっており、他のサービスとのかい離が広がっている。

第１－２－27図　ＣＰＩにおける公共サービスと家賃の推移

サービス物価の上昇率が緩やかに高まる中でも、公共サービスと家賃の伸びはゼロ近傍で推移

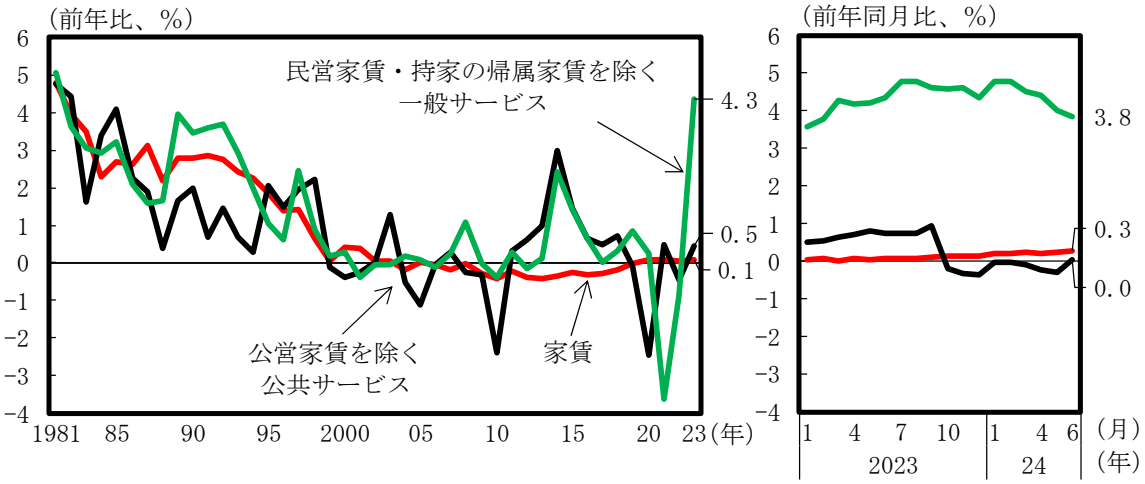

（備考）総務省「消費者物価指数」により作成。消費税率引上げの影響を含む。政策等による特殊要因（全国旅行支援等）の影響を除いた値。消費税の引き上げ時期は1997年４月（３％→５％）、2014年４月（５％→８％）、2019年10月（８％→10％）。消費者物価指数における民営家賃・持家の帰属家賃を除く一般サービス、公営家賃を除く公共サービス、家賃それぞれのウェイト（2020年基準）は約19%、約12%、約18%。

（公共サービスは、届出制以外の分野では特に粘着性が高い）

まず、公共サービスについて確認する。公共サービスは、公共料金のうち財に含まれる電気代、ガス代、水道料等を除いたものである。消費者物価指数において、40 品目が公共サービスに当たり、消費者物価指数の 12%のウェイト（サービスに対しては約 25%）を占めている（第１－２－28 図）。こうした公共サービス料金については、①診療代や介護料など、価格を「国会や政府が決定するもの」、②鉄道運賃やタクシー代など、価格を「政府が認可・上限認可するもの」、③固定電話通信料や国内航空運賃など、その価格を「政府に届け出るもの」、④公立学校授業料など、価格を「地方公共団体が決定するもの」と大きく４つに分類される。それぞれの分類に沿って、消費者物価指数における動きを確認すると、この中では、手続上、相対的に価格改定が容易と思われる③（届け出）に属する品目の物価は、比較的顕著に上昇している。また、②（認可）に属する品目は、2021 年４月の自動車保険料の引下げや 2022 年 10 月の火災保険料等の引上げ、2023 年 10 月のＮＨＫ放送受信料の引下げの影響を受けつつ、2020 年より水準を高めながらも、ほぼ横ばい圏内で推移している。さらに、国会や地方公共団体などにおいて

意思決定を必要とする①と④に属するサービス品目は、全体として 2020 年を下回る水準で横ばいないし下落傾向となっていることが分かる。このように、政府による料金改定への関与が大きい品目の方が、価格の粘着性が強い傾向が確認される。

第１－２－28図　公共サービスの内訳、制度別、分類別の動向

公共サービスはＣＰＩの12%、料金改定の制度の在り方によって物価上昇率の粘着性が異なる

（１）ＣＰＩにおける公共料金のウエイト

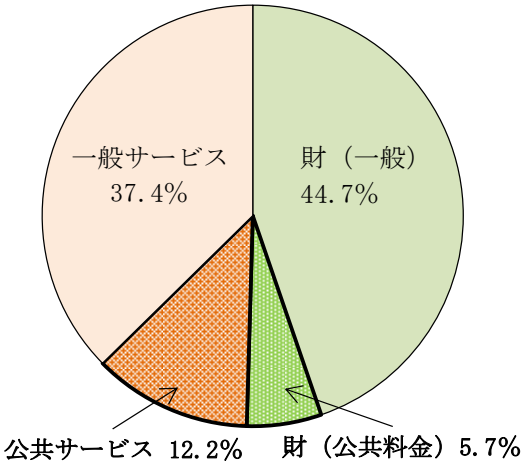

（２）公共料金の定義とＣＰＩの対応品目

分類	ＣＰＩ対応品目	
①国会や政府が決定するもの	サービス	診療代、介護料　等
②政府が認可・上限認可するもの（効率的な事業に要する費用に適正な利潤を加えた額（総原価等）と料金収入が等しくなるようにする「総括原価方式」等により設定）	サービス	鉄道普通運賃（定期含む）※1、一般路線バス代※1、タクシー代、高速道路国道料金、通信料（固定電話）、放送受信料（NHK）、自動車保険料、火災・地震保険料　等
	財	電気代※2、都市ガス代※2、たばこ
③政府に届け出るもの	サービス	運送料、航空運賃、鉄道料金（JR、在来線）　等
④地方公共団体が決定するもの	サービス	高等学校授業料（公立）、保育所保育料、下水道料　等
	財	水道料

※1　鉄道運賃、乗合バス運賃の上限価格内での改定は届け出（③）
※2　電気代、都市ガス代の引下げ改定は届け出（③）

（３）近年における公共サービス物価指数の推移（分類別）

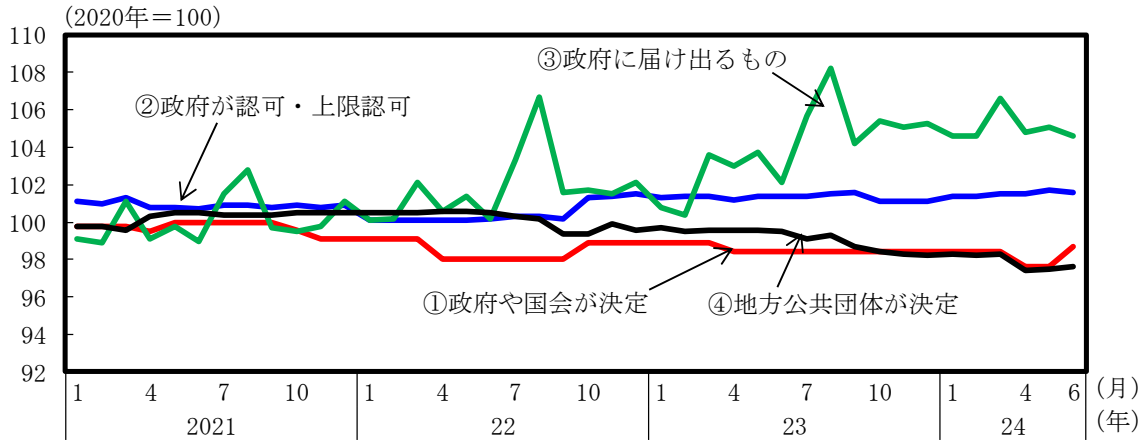

（備考）総務省「消費者物価指数」、消費者庁ＨＰにより作成。消費者物価指数は、固定基準。

ここで、公共サービスの物価動向について、アメリカやユーロ圏と比較すると、それぞれの国・地域における公共料金の定義・範囲が異なることから、厳密な比較は難しいものの、米欧においては、コロナ禍で一時的に下落に転じたことを除くと、前年比で２％ないしそれ以上の上昇傾向にあるのに対し、日本のみ横ばい圏内で推移していることが分かる（第１－２－29 図（１））。欧米において、公共サービスの物価が粘着的でなく伸縮的となっている背景には、政府介入による料

金の低位設定を避ける目的から、独立規制委員会への価格決定権の委譲が行われ、多数の関係者との調整を要しないため、迅速に価格改定が可能という点があることが指摘されている（新谷・倉知・西岡（2016））。公共料金は、電気代を中心に、家計の消費支出に占めるシェアに応じて、家計の負担感が高い特徴がある（第１－２－29 図（２））。認可制のように、公共性の高さに鑑みて、多方面からの幅広い意見を取り込みながら民主的に価格改定を行うという考え方は重要である。一方で、価格改定の意思決定プロセスに当たっては、賃金上昇をより広範なサービス分野に広げていくという観点では、労務費の適切な価格転嫁をより柔軟に反映できるよう、総括原価方式[66]などの各公共サービスの価格設定の方式が、これら分野の賃上げが可能となるような考え方になっているか点検していくことも重要と考えられる。この点、本節第２項で述べたように、医療・介護等の分野では、報酬改定に当たって賃上げを可能とする措置が講じられたほか、タクシー代やバス代など人件費率の高い公共サービス品目において、近年物価上昇率が高まっている点は、変化の兆しを示していると言える（第１－２－29 図（３））。こうした動きがより広範な分野で現れることにより、物価と賃金が共に安定的に上昇する姿が実現することが期待される。

第１－２－29図　公共サービスの諸外国との比較

米欧では、日本と異なり公共サービス料金も上昇傾向

（１）公共サービス物価の諸外国との比較

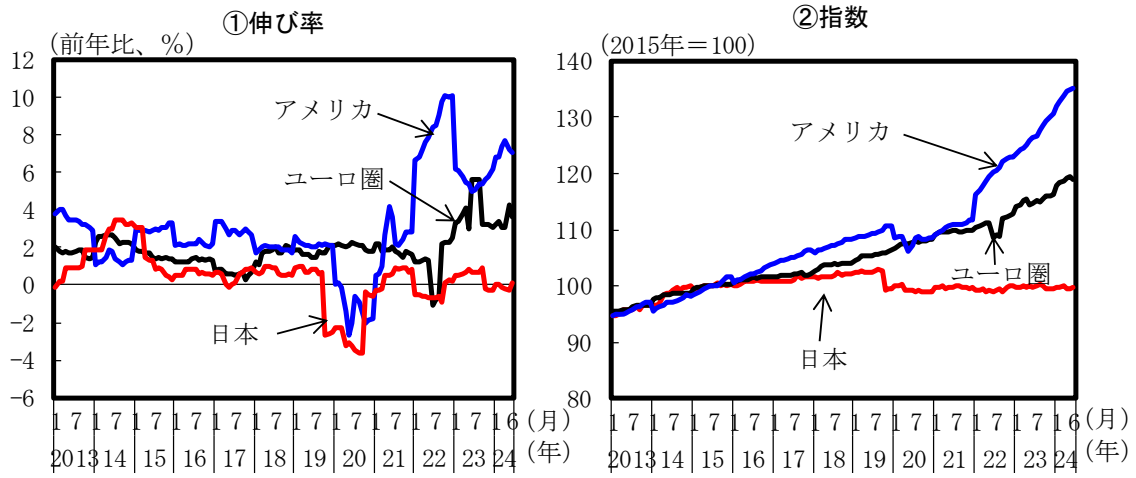

[66] 公共料金について、効率的な事業に要する費用に適正な利潤を加えた額と料金収入が等しくなるようにする方式。

（２）公共料金と家計の負担感との関係

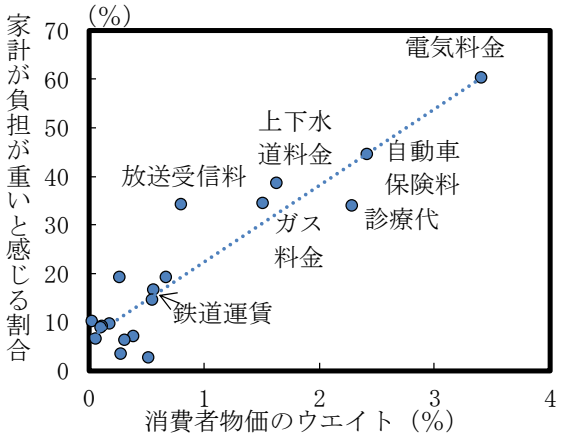

（３）日本の公共サービス（運賃関連）の最近の動き

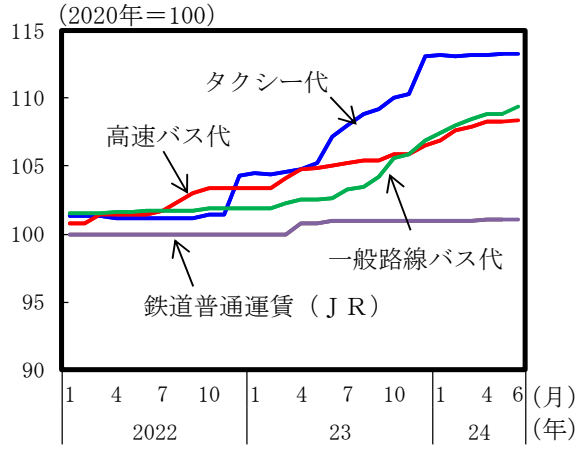

（備考）１．総務省「消費者物価指数」、消費者庁「物価モニター調査」、アメリカ労働省、Eurostat等により作成。
２．（１）の日本の公共サービス物価については、政策等による特殊要因を除く値。
３．（２）の「家計が負担が重いと感じる割合」は、消費者庁「物価モニター調査（令和元年５月）公共料金等に関する意識調査結果」（サンプルサイズ：全国47都道府県から2,000人）に基づく。

（我が国の家賃上昇率は、デフレに陥って以降、ゼロ近傍が続く）

次に、家賃について考察する。家賃は、公共サービスに含まれる公営家賃を除き、民営家賃と持家の帰属家賃で消費者物価指数の 18％程度（サービスの３分の１以上）を占める。前掲第１－２－27 図のとおり、家賃は、1990 年代前半頃までは２％、ないしそれ以上の伸びとなっていたが、その後、1990 年代末以降は、長期にわたって横ばい、ないし緩やかな下落基調が続いてきた[67]。ここで、家賃の上昇率と、経済全体の需給動向を示すＧＤＰギャップとの関係について、デフレ期以前の 1984 年～2000 年と、デフレに陥って以降コロナ禍前までの 2001 年～2019 年にわけて、コアコアと対比してみよう（第１－２－30 図）。まず、家賃については、2000 年までは、ＧＤＰギャップとの間に一定の正の関係がみられたが、2001 年以降は、ＧＤＰギャップの動向にかかわらず、ほぼゼロ近傍で推移する姿に変化している。コアコアにおいては、2000 年以前に比べて、2001 年以降は、傾向線が下方にシフトし、傾きのフラット化がみられるが、ＧＤＰギャップとの正の相関は維持されている。次に、2001 年～2019 年について、家賃やコアコアの上昇率を被説明変数、ＧＤＰギャップのほか、適応的期待として物価上昇率の自己ラグを説明変数として推計すると、コアコアについては、ＧＤＰギャップの係数

[67] 我が国の消費者物価指数における家賃は、アメリカとは異なり、経年劣化に伴う品質調整が行われておらず、そのために下方バイアスを有しているという点が指摘される（フランスやドイツといったユーロ圏主要国では行われていない）。実際、総務省（2021）においても、2021 年前半期間において、品質調整を行うことで民営家賃は 0.7～0.8％ポイントほど高くなるとされている。こうした点はあるものの、それを考慮しても、日本の家賃の伸びが相当程度低い状態にあるという点は変わらないと考えられる。

は大きくないものの有意であるのに対し、家賃については、ＧＤＰギャップの係数は極めて小さいことが確認される[68]。このように、デフレに陥って以降、物価上昇率の経済動向に対する感応度は、家賃とコアコアの間で違いがみられる。

第１－２－30図　家賃の上昇率とＧＤＰギャップの関係

家賃の上昇率は経済動向によらず低位に安定している

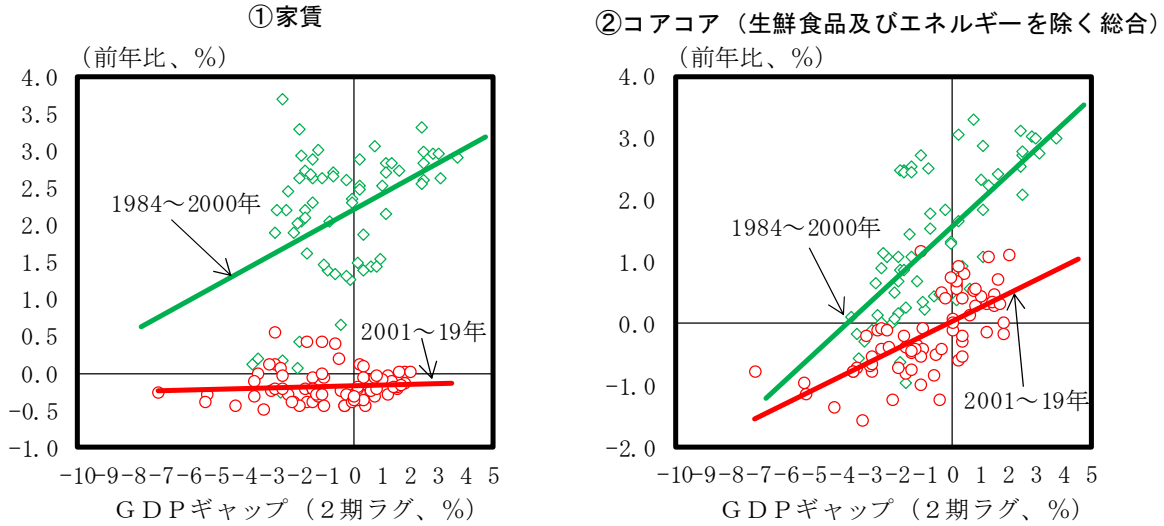

（推計式）

消費者物価指数（前年比、％）＝ c（定数項）＋ α×需給ギャップ（２期ラグ）
＋ β×１期前の実績値（前年比、％）

消費者物価指数	c	α	β	決定係数
家賃	－0.02	0.01*	0.84***	0.77
コアコア	0.06***	0.08***	0.79***	0.88

（備考）１．総務省「消費者物価指数」、内閣府「国民経済計算」により作成。消費税増税期は除いている。
２．消費者物価は、政策要因などを除いた値。
３．フィリップスカーブの推計期間は、2001年１－３月期～2019年10－12月期。
コアコア（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、消費税率引上げの影響を除いた値。
４．*、**、***は、それぞれ10％、５％、１％水準で有意であることを示している。

この点、米欧の家賃をみると、アメリカでは、近年、移民流入増など人口増が続いていることから賃貸住宅の需給がひっ迫し、家賃の伸び率が急速に高まっているが、これを除いてみると、比較的安定的な上昇傾向が続いており、我が国とは対称的な姿となっている（第１－２－31 図）。また、欧州の家賃に関して、例えばフランスにおいては、家賃の増額改定に当たって、政府が四半期ごとに公表する家賃の基準指数（ＩＲＬ[69]）の伸び率を超えることができないという規制があり、

[68] 物価上昇率の自己ラグは、家賃、コアコアとも大きく影響しており、適応的期待形成の強さがみられる。

[69] Indice de référence des loyers の略。2008 年以降導入。なお、2012 年以降、特定

具体的には、消費者物価（家賃とたばこを除く）の上昇率が上限となっている[70]。ただし、コロナ禍後の物価上昇率の高まりを受け、2022 年第３四半期から 2023 年第２四半期はＩＲＬの伸び率は 3.5%にキャップが設定されていた。フランスでは家賃抑制の観点から、こうした制度が導入されたという面があり、物価高騰時における例外的な規制強化もみられたものの、原則としては、一般物価と連動する程度には家賃の増額改定が許容され、一種のノルムを形成しているとみることもできる。

一方、我が国については、こうした家賃規制は存在しない中で、各種の財やサービスの物価の上昇がみられても、家賃は極めて低位に安定しているという特徴がある。現在の我が国において家賃の上昇が鈍い点については、賃金の伸びが物価に追いつかない状態の中で、賃料を引き上げると、新規契約時に借り手がつかず、また更新時に借り手が他の物件に借り換えることで、貸家が空室となり賃貸収益が損なわれるリスクを恐れて、貸手側が賃料引上げを控えるという背景があると考えられる。しかし、2024 年に入って以降は、民営家賃は、東京都区部では前年比０％台後半、全国でもプラス 0.3%と、低水準ながらも動きがみられ始めている。家賃については、我が国がデフレ状況に陥った 1990 年代終盤以降はゼロ近傍の変動が続いてきたが､デフレ状況に陥る以前の 1990 年代半ばまでは２％ないしそれ以上の上昇率が実現していた。賃貸住宅については、人口減少下にあっても単身世帯の増加等を背景に需要が底堅いとみられる中、今後、賃金・所得の上昇が物価上昇を上回る状態が持続的に実現していけば、家賃についても安定的に上昇するというノルムが定着していくことが期待される。

の住宅需要がひっ迫している地域での転貸時のＩＲＬの伸び率の抑制や、2015 年から 2017 年のパリ市における一時的な家賃規制等などの家賃抑制策もとられている。

[70] 厳密には、12 か月移動平均後の当該四半期値の前年同期比。

第１－２－31図　日米欧の家賃の長期的推移

家賃は、欧米では上昇の一方、日本のみほぼ横ばい

（１）民営家賃

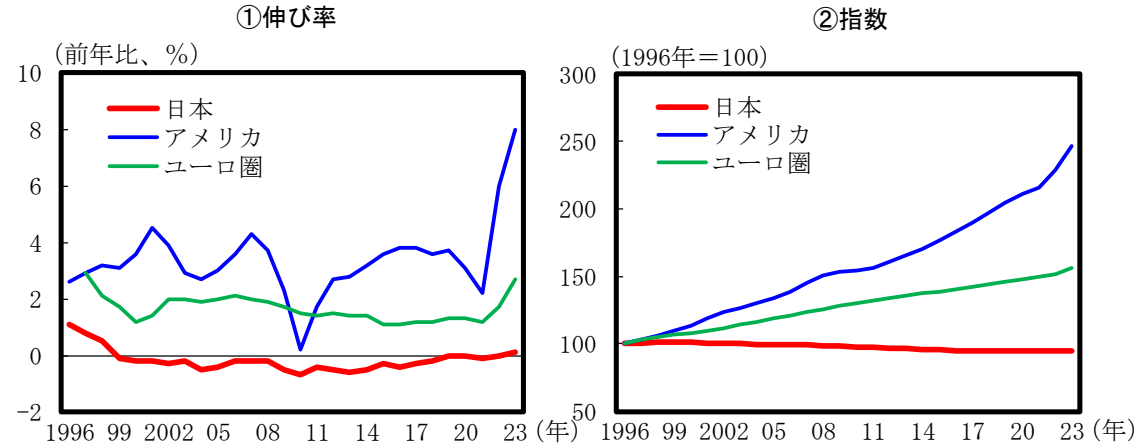

（２）帰属家賃

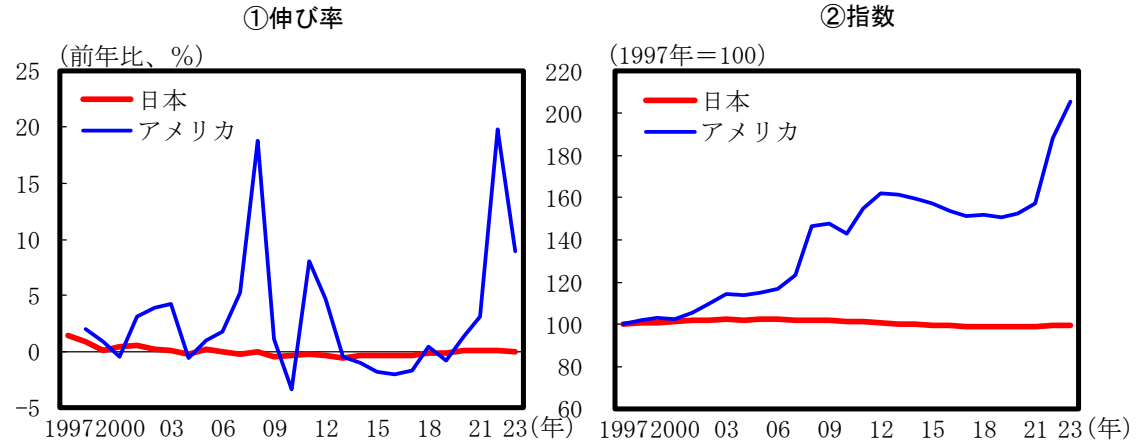

（３）フランスと日本における家賃と家賃を除くＣＰＩの比較

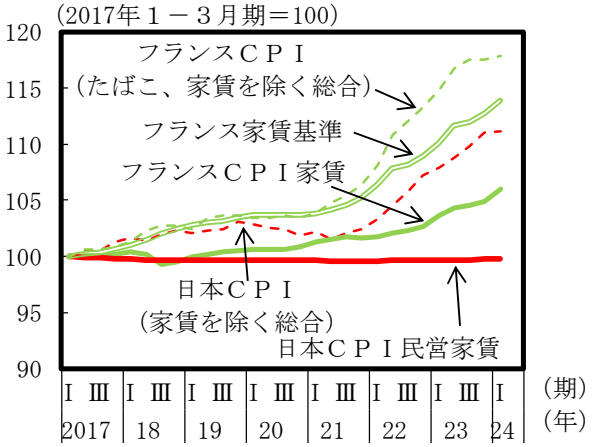

（備考）１．総務省「消費者物価指数」、アメリカ労働省、欧州中央銀行、フランス国立統計経済研究所により作成。
２．（２）について、ユーロ圏の消費者物価指数（ＨＩＣＰ）には持家の帰属家賃が含まれていないため、ユーロ圏は掲載していない。

（物価と賃金が共に上昇することがノルムとなっていく中での最低賃金設定）

次に、最低賃金についてみていく。我が国における最低賃金の動向をみると、近年は、2020 年を除き、引上げ率が上昇し、これに伴いパート労働者の平均時給

も増加傾向にある（第１－２－32 図）[71]。現在、政府においては、最低賃金の全国加重平均について、2023 年 10 月以降の 1,004 円に対し、2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指すとし、この目標をより早期に達成できるよう、労働生産性の引上げ等に取り組むこととされている[72]。

第１－２－32図　パート時給と最低賃金

最低賃金は、近年高い伸びが実現し、全国加重平均1,004円に。パート時給を押上げ

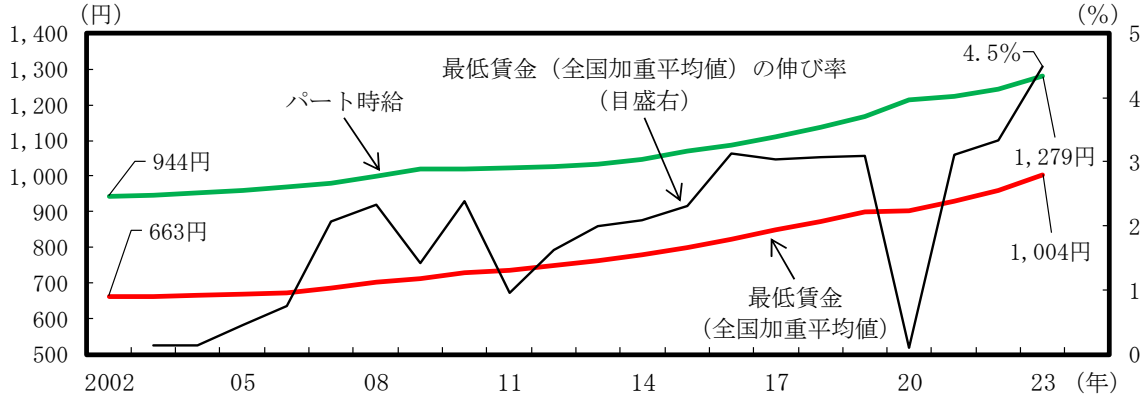

（備考）１．厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「地域別最低賃金改定状況」 により作成。
２．パート時給は、所定内給与と所定内労働時間より試算。

最低賃金の決定については、ＩＬＯ条約において、「使用者及び労働者」が同数でかつ平等の条件で参加しなければならないこととされている。これに基づき、我が国では、最低賃金法が定められており、最低賃金について、公労使三者構成の最低賃金審議会において審議し、決定することとなっている。また、同法において、最低賃金の決定の際には、地域における①労働者の生計費、②賃金、③通常の事業の賃金支払能力の三点を考慮し、定めることとされている。

他の主要先進国をみると、最低賃金の決定に際して、例えば、英国では経済全体や競争力に与える影響等、フランスでは労働者の購買力の維持や国の経済動向との整合性、ドイツでは労働者にとって必要な最低限の保護、公正かつ機能的な競争、雇用を危険にさらさないこと、韓国では労働者の生計費、類似の労働者の賃金、労働生産性、所得分布等といった事項が考慮されている（付図１－７）。

賃金全体の動向と最低賃金の関係については、例えばフランスでは、最低賃金の上昇率は、年間賃金上昇率の２分の１を下回ってはならないとされている。これは、賃金全体の動向と最低賃金の動向の間にある程度の連動が維持される仕組みを制度化しているものと理解できる。ドイツでは、最低賃金の改定に当たって

[71] 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024a）によると、これまでの実績に基づけば、最低賃金１％の引上げはパート労働者平均時給 0.4％弱の増加と相関がある。
[72] 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和６年６月 21 日閣議決定）。

協約賃金の動向を最も重視する要素としてきている。また、オランダでは、最低賃金の改定においては原則として協約賃金の平均上昇率を反映させることとされている。これらの国においては、労使交渉に基づく賃金全体の動向が最低賃金の改定に反映されることを介して、賃金動向と最低賃金の動向に連関を持たせている。我が国では、賃金の動向を考慮要素の一つとして勘案して最低賃金を決定しており、例えば 2023 年の最低賃金の改定においては、労働者全体でみた賃金の上昇も勘案した最低賃金の引上げを行った。また、近年の名目賃金と最低賃金の上昇を比較すると、2013 年以降名目賃金は６％程度上昇している一方、最低賃金額は 30％以上上昇している[73]。

また、物価上昇率との関係として、今回の物価上昇局面における最低賃金の上昇の程度について、名目及び消費者物価指数（総合）で除した実質ベースで、国際的に比較する（第１－２－33 図）。2020 年 12 月を起点とした各国の最低賃金水準の累積変化をみると、我が国では、近年の高い最低賃金の引上げを反映して、おおむね物価上昇を上回る最低賃金の伸びを確保している。特に、2023 年における最低賃金の改定では、三点の考慮要素のうち物価上昇を重視して最低賃金を改定したことも相まって、2023 年の最低賃金改定以降も物価上昇局面が継続する中にあっても最低賃金の実質的な水準を維持している。ドイツでは 2023 年初に大幅な引上げがあり、実質の伸びが高くなっている。フランスでは、最低賃金について、毎年一回の定例改定に加え、直近の改定から物価上昇率が２％を超えた場合、物価上昇分だけ自動的に改定される制度となっている。

このように、各国における最低賃金の設定方法は、賃金との関係、物価への連動のあり方を含めて様々である。我が国においては、今後、物価と賃金が共に上昇することがノルムとして定着していくことが期待される。我が国の最低賃金の設定においては、今後とも、地域における①労働者の生計費、②賃金、③通常の事業の賃金支払能力の三点について、バランスを考慮していくことが重要である。

---

[73] 名目賃金については、毎月勤労統計調査における常時５人以上を使用する事業所における平成 25 年及び令和５年の現金給与総額を比較したもの（上昇率 5.9％）。最低賃金については、平成 25 年度（764 円）及び令和５年度（1,004 円）の全国加重平均の最低賃金額を比較したもの（上昇率 31.4％）。

第１－２－33図　最低賃金の国際比較

日本の最低賃金は近年、物価上昇を上回っている

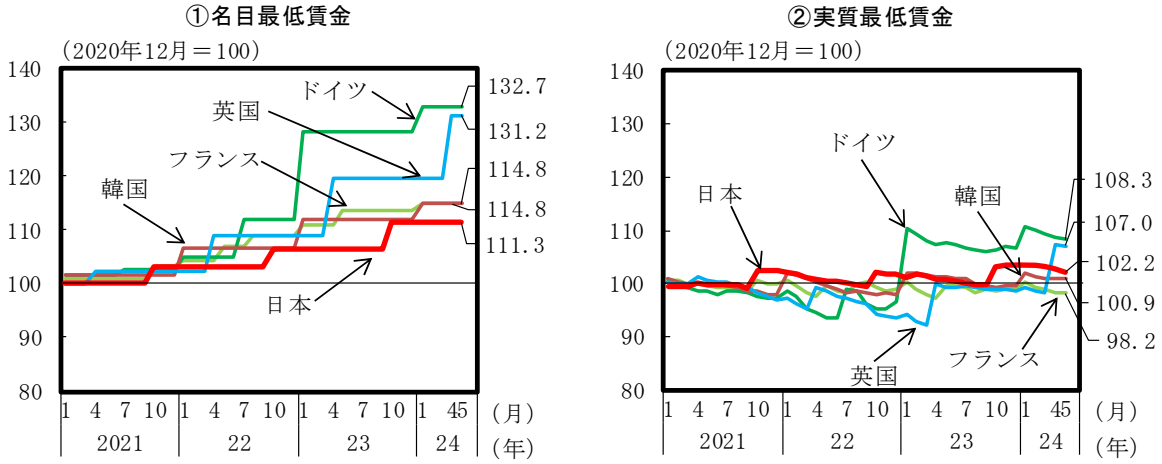

（備考）１．各国報道情報、労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2024」、OECD Data Explorer、総務省「消費者物価指数」により作成。
２．日本の実質最低賃金は、消費者物価指数（全国、総合）で実質化。
３．フランス・ドイツ・英国の実質最低賃金は、「Harmonised Indices of Consumer Prices」で実質化。

（年収の壁が名目値で固定されていることが労働時間の下押し圧力に）

最後に、これまで長期にわたり、物価と賃金が共に動かないことが常態化していた中で、各種制度等において、様々な名目金額の基準値が固定されてきたことによって課題が生じている例を取り上げる。

第一には、本章第１節や第３章第３節でも議論する、いわゆる「年収の壁」である。社会保険制度においては、配偶者の扶養に入り、パート労働者等の形態で従業員 101 人以上の企業（2024 年 10 月からは 51 人以上の企業）で週 20 時間以上働く労働者（第３号被保険者）は、年収が 106 万円を超えると扶養を外れ、厚生年金や健康保険に加入することとなる。また、企業が独自に実施している配偶者手当は、103 万円や 130 万円を基準に、これを超えると支給を停止する企業が多い[74]。こうした「年収の壁」については、これを超えないように労働時間を抑制する就業調整を行う誘因となっているが、「壁」の名目金額は、物価・賃金の変化に応じて改定されていない[75]ため、賃金が増加するに従って、同じ時間働いた場合に、より早く「壁」に到達することとなり、賃金上昇下では、パート労働者の労働時間を抑制する圧力が強まることとなる。具体的には、2017 年時点においては、

[74] 人事院「令和５年職種別民間給与実態調査」によると、民間企業（従業員 50 人以上）の従業員の 56.2％が企業から配偶者手当を支給され、そのうち 87.4％は、支給に際して配偶者の収入による制限がある。配偶者の収入による配偶者手当支給の制限ある従業員のうち、配偶者の収入制限の額が 103 万円となっているのは 41.9％、130 万円となっているのは 35.0％である。

[75] 106 万円の壁については、被用者年金制度の適用拡大により、2016 年 10 月から始まり、以降、同金額に変化はない。

「毎月勤労統計調査」におけるパートの平均時給は 1,124 円であり、この時点では一日 3.9 時間程度で 106 万円の壁に到達する姿であったが、2024 年（１－４月）時点では時給が 1,325 円に高まる中で、一日 3.3 時間程度で到達する[76]（第１－２－34 図）。以上に基づき機械的に試算をすれば、就業調整を行うパート労働者の労働時間は６年余りで 15%抑制されていた形となる。最低賃金の引上げもあって時給が増加する中で、就業調整を行うパート労働者にとって、年収の壁を形成する名目金額が固定されてきたことが、労働時間を年々抑制する方向に作用してきた。ただし、壁を形成する名目金額を物価・賃金に連動させることは、被用者保険の適用拡大という政策目的には反するものであり、これによらず、年収の壁に関しては、労働時間を追加して収入を増やしたいという労働者の意欲を阻害しないような制度の見直し等が重要と言える。

第１－２－34図　年収106万円に到達する一日当たり労働時間の推移

パートタイム労働者にとって、「年収の壁」に到達する労働時間は年々短くなっていった

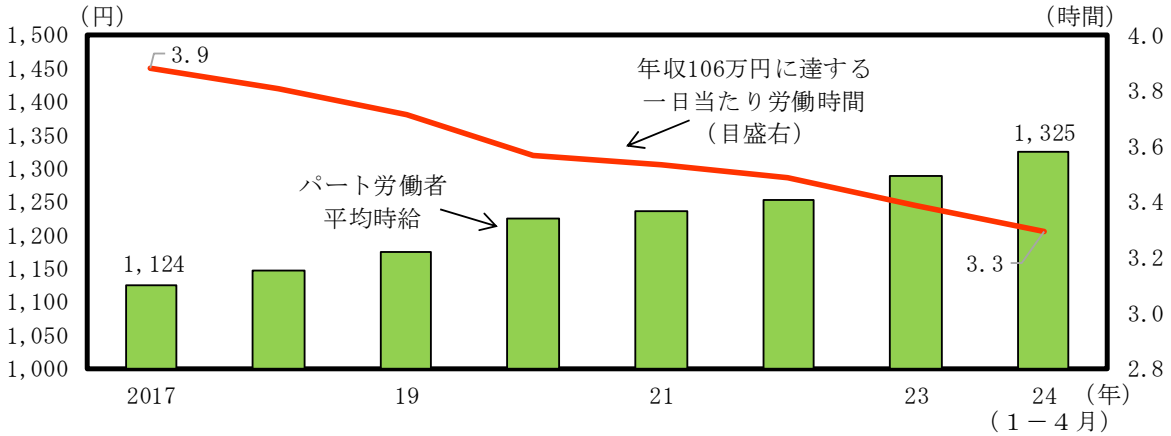

（備考）厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。休祝日を除く年間の労働日数（243日）において、年収106万円に達する場合の、平均労働時間をパート労働者の各年の平均労働時給から機械的に算出している。

（物価・賃金の上昇局面では、税・社会保険料の負担の在り方にも留意した政策が重要）

第二に、上記とも関連するが、所得税における課税最低限や累進課税のブラケット（各税率が適用される所得金額の幅）等の水準である。現在、基礎控除と給与所得控除の合計は給与収入で 103 万円、社会保険料控除を加味した課税最低限は 121.1 万円となっている。

---

[76] 仮に 2024 年の平均時給 1,325 円で、2017 年の一日当たり労働時間である 3.9 時間、年初から毎営業日働いた場合、106 万円に到達するのは 206 日目となり、元々の年間労働日数 243 日に比べて 40 営業日弱早く 106 万に到達する（2024 年でいえば 11 月 5 日に 106 万円に到達）。

課税最低限以上の給与収入で勤務しているフルタイム労働者については、ブラケットが名目金額で固定されていることで、年収の上昇により、課税所得が一段階高い税率のブラケットに移り、限界税率が不連続に高まることとなるが、就業規則で所定労働時間が定められていることから、労働時間を調整する誘因につながっている可能性は低いとみられる。

他方、各種の名目金額が固定されていることにより、収入の増加に比べて、負担額が相対的に高まるという影響には注意が必要である。この点について具体的にみるため、設例として、夫婦二人の共働き世帯（給与収入は夫 400 万円、妻 130 万円を仮定）について、物価が年率２％、名目賃金がこれを上回る年率３％で上昇する場合において、実質的な手取り額がどの程度変化するかを確認する（第１－２－35 図）。結果として、実質賃金（給与収入）の伸びが５年間の累積でプラス５％となるのに対し、税・社会保険料の実質的な支払額の伸びがプラス 9.5％と実質賃金の伸びを上回ることから、税・社会保険料を差し引いた実質的な手取りの伸びは５年間の累積でプラス 3.9％となる[77]。このように、物価・賃金が共に安定的に上昇する局面になれば、実質的な手取りは増加する一方で、税制上各種の名目金額水準が固定されていることにより、実質的な負担額の伸びが大きくなるため、実質賃金の伸びに比して、実質的な手取り額の伸びが小さくなる。我が国の所得税においては、過去、1970 年代から 80 年代に物価と賃金が共に上昇していた際には、経済財政状況を総合的に勘案しつつ、他の税目も含む税制全体の見直しを行う中で、累進税率構造の見直し等と併せて各種控除の金額に関する見直しが適時行われていた[78]。一方、デフレ状況に陥って以降、長期にわたって物価・賃金の上昇がほとんどみられなかったため、課税最低限の名目水準は 2015 年以降同水準となっている（第１－２－36 図）。現時点において、我が国では、物価上昇に賃金上昇が追いついていない中で、一時的に様々な所得支援策がとられている。一方、今後、物価や賃金が共に安定的に上昇する構造が実現した暁には、財政健全化の中での税収の確保に加えてビルトインスタビライザーや垂直的公平性という所得税制が持つ様々な重要な機能と、家計の実質的な負担や消費への影響という観点とのバランスを勘案した税･社会保険料の負担の在り方を検討しつつ、物価を上回る賃金の上昇が継続するような政策を講じることが重要となろう。

---

[77] 寄与度でみると、実質賃金の増加がプラス 6.2％、税・社会保険料の実質負担の増加がマイナス 2.3％となる。

[78] アメリカやカナダでは、所得税の課税最低限等において物価上昇率を踏まえた調整が自動的に行われているほか、フランスでは、近年の物価上昇への対応として、課税最低限の水準を物価上昇率見合いで改定するなどの措置がとられている。一方、英国においては財政の持続可能性を保持する等の理由から、2022 年度以降所得税の物価調整措置は停止されている。

第１－２－35図　各種控除額が名目値で固定された場合の負担額の試算

各種控除額が名目で固定されている場合、実質手取りの伸びは実質賃金の伸びを下回る。

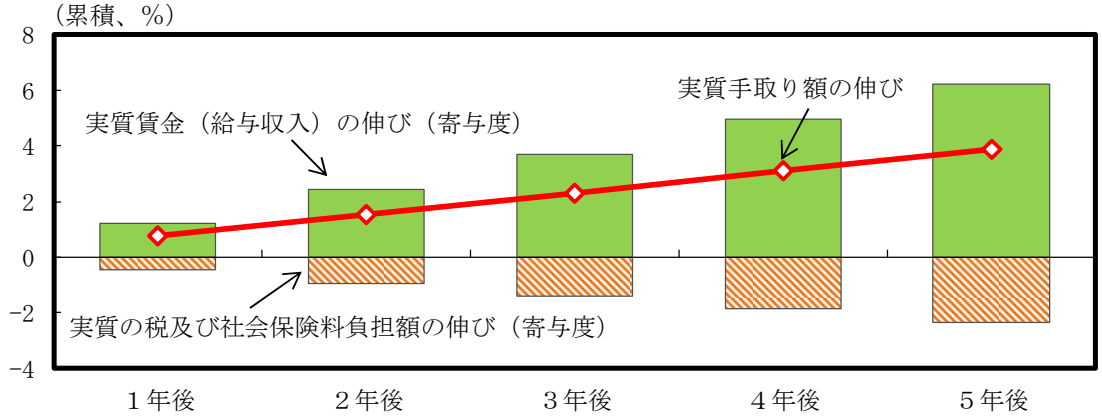

（備考）１．給与収入のみの夫婦２人世帯を想定し、夫婦の給与収入は現在400万円と130万円、毎年の物価上昇率２％、名目賃金上昇率３％、税制及び社会保険料率が一定と仮定して、実質手取り額の現在からの累計伸び率を計算。実質賃金、実質の税及び社会保険料負担額から、実質手取り額の伸びへの寄与度を計算。

２．税及び社会保険料負担額 ＝ 社会保険料 ＋ 住民税 ＋ 所得税

３．手取り額 ＝ 給与収入 － 税及び社会保険料負担額

３．社会保険料は厚生年金保険料、健康保険、介護保険料、雇用保険料の合計であり、厚生年金保険料率18.3％、健康保険料率10.0％（協会けんぽの全国平均）、介護保険料率1.60％の労働者負担分（労使折半）、雇用保険料率の労働者負担分0.6％を給与収入に適用して算出。

４．住民税は均等割額5,000円、所得割率10％を適用。所得税及び住民税における控除は基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除、配偶者特別控除のみを考慮。

第１－２－36図　課税最低限、物価、賃金の長期的推移

物価と賃金が長年ともに動かなかった中で、課税最低限も2015年以降名目額が固定。

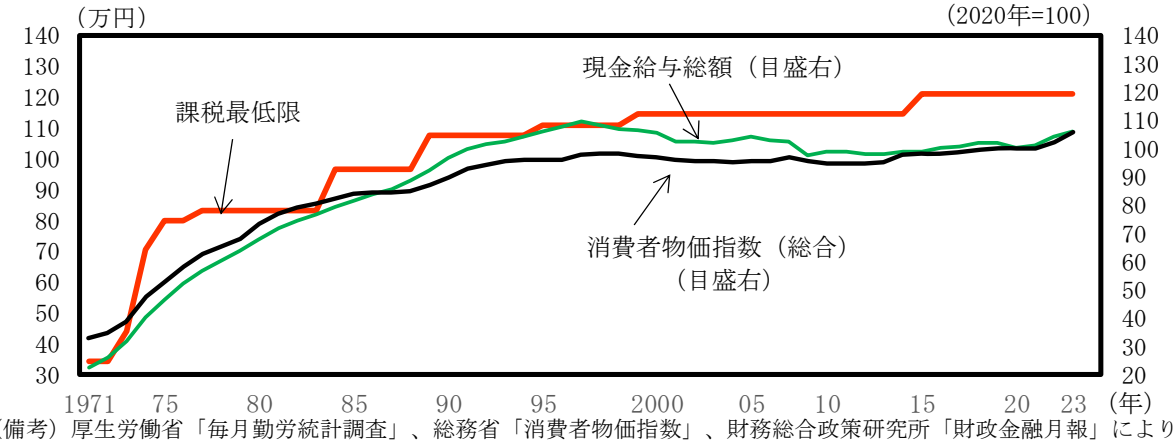

（備考）厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」、財務総合政策研究所「財政金融月報」により作成。

第２章

人手不足の成長制約を
乗り越えるための課題

第２章　人手不足による成長制約を乗り越えるための課題

コロナ禍から平時へ移行し、経済活動が活発化する中で、2024 年現在、我が国の企業の人手不足感は、非製造業や中小企業を中心に、歴史的な水準にまで高まっている。こうした人手不足感の高まりは、今に始まったものではなく、より根本的には、生産年齢人口が 1995 年をピークに減少に転じ、また総人口も 2008 年をピークに頭打ちの後、2011 年以降一貫して減少するなど、過去四半世紀以上の間、労働供給の制約が強まってきた中で生じているものである。現在、こうした供給面の制約が経済の成長力の桎梏となる懸念がますます高まっている。

他方、2023 年に米ドル換算でＧＤＰが日本を超えたドイツについては、日本の約６割の就業者数、約８割の労働時間、つまり半分程度の労働投入により、我が国と同程度の規模の付加価値を生み出している[1]。人手不足感の問題は、決して乗り越えられない壁ではなく、生産性改善に向けた努力により、人口減少・少子高齢化の下であっても成長できる経済の実現を目指していくことが重要である。

こうした観点から、本章では、人手不足による成長制約を乗り越えるための課題を複数の側面から検討する。まず第１節では、省力化投資の実態と生産性向上への効果を中心に、企業部門が取り組んでいる人手不足への対応に係る現状と課題を分析する。第２節では、我が国における労働市場におけるマッチングや産業間の労働移動の現状を分析し、労働力が希少となる中で、賃金をシグナルとした円滑な労働移動が進むための課題を考察する。こうした国内での政策対応に加え、第３章では、これまで着実に増加し、200 万人を超えた外国人労働者に注目し、日本人労働者との賃金格差に関する詳細な分析を基に、外国人労働者の受入れや定着に向けた課題を検討する。

第１節　高まる人手不足感と企業部門の対応

本節においては、企業の人手不足感の現状やこれが企業活動に及ぼす影響を概観するとともに、人手不足に対する企業の対応としてとられている雇用者の賃金引上げや省力化投資の現状と課題を分析する。さらに、省力化投資の効果と期待される生産性向上への効果等について検証する。

[1] 2023 年において、日本の人口は１億 2,435 万人（総務省「人口推計」（2023 年 10 月１日現在））、就業者数は 6,747 万人、一人当たり年間労働時間は 1,607 時間であるのに対し、ドイツの人口は 8,461 万人、就業者数は 4,099 万人、一人当たり年間労働時間が 1,341 時間となっている。

１　人手不足の現状

（企業の人手不足感は、非製造業でバブル期並みとなるなど、歴史的水準まで高まり）

はじめに、企業の人手不足感の動向を、日銀短観を基に概観しよう。直近 2024 年６月調査時点の雇用人員判断ＤＩは、全規模全産業ベースでマイナス 35%ポイントと、「不足」と回答する企業の割合が「過剰」と回答する企業の割合を大幅に上回っており、企業の人手不足感の深刻さを物語っている（第２－１－１図（１））。ＤＩの水準としては、バブル期の景気拡大期のピークである 1990 年 11 月調査及び 1991 年２月調査におけるマイナス 46%ポイントという既往の不足超幅の最高値は下回っているものの、バブル期は、供給面の制約というよりは過剰な需要が人手不足感を引き起こしていたという点で、近年とは状況が異なる。また、コロナ禍以前の 2018 年 12 月調査及び 2019 年３月調査のマイナス 35%ポイントと同程度となっているが、それ以降、コロナ禍による経済社会活動の抑制により、一時的に不足感が緩和していたに過ぎず、こうした人手不足感の拡大の流れは、傾向として続く構造的なものとなっている。

次に業種別に長期のＤＩをみると、製造業では 2024 年６月調査のＤＩがマイナス 21%ポイントと、コロナ禍前の不足超幅を下回っている一方、非製造業ではマイナス 45%ポイントと、1990 年 11 月調査及び 1991 年２月調査のマイナス 47%ポイントに迫るまで人手不足感が拡大している。また、規模別に長期のＤＩをみると、大企業（全産業）では 2024 年６月調査のＤＩがマイナス 28%ポイント、中小企業（全産業）ではマイナス 37%ポイントと、バブル期の 1991 年２月調査のマイナス 40%ポイント、マイナス 47%ポイントよりは不足超幅が低いが、中小企業の非製造業では、バブル期のピークを超えて人手不足感が高まっていることが確認される。

さらに、現行の産業分類で遡及可能な 2010 年以降について、企業規模別に業種別寄与度を確認すると（第２－１－１図（２））、製造業の人手不足感は、機械関係業種を中心にコロナ禍前を幾分下回る程度となっている。一方、非製造業では、大企業・中小企業ともに、建設・不動産、卸売や対事業所サービス、小売や対個人及び宿泊・飲食サービスなど、幅広い業種において人手不足感が拡大しており、相対的に労働集約的な業種の人手不足感が深刻である様子がうかがえる。

第２－１－１図　雇用人員判断ＤＩの推移

企業の人手不足感は、非製造業でバブル期並みとなるなど、歴史的水準まで高まり

（１）雇用人員判断ＤＩの長期推移

①全規模

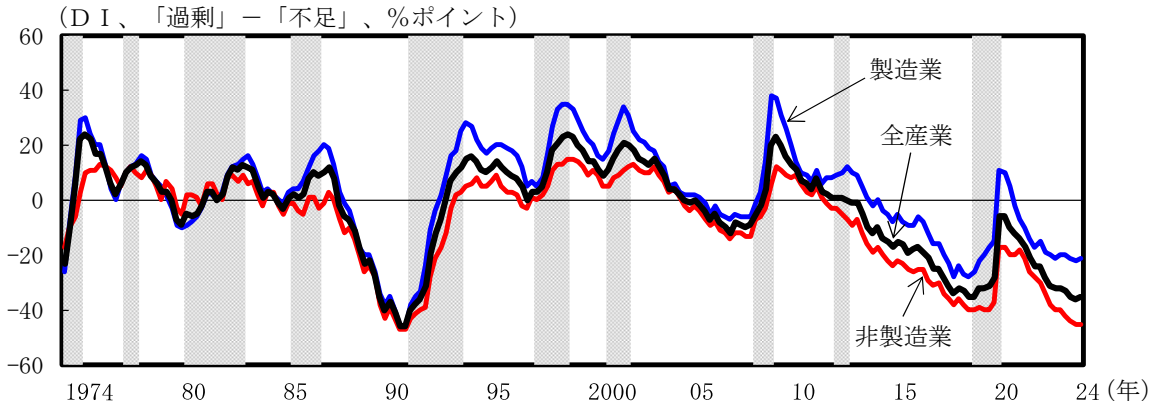

②大企業

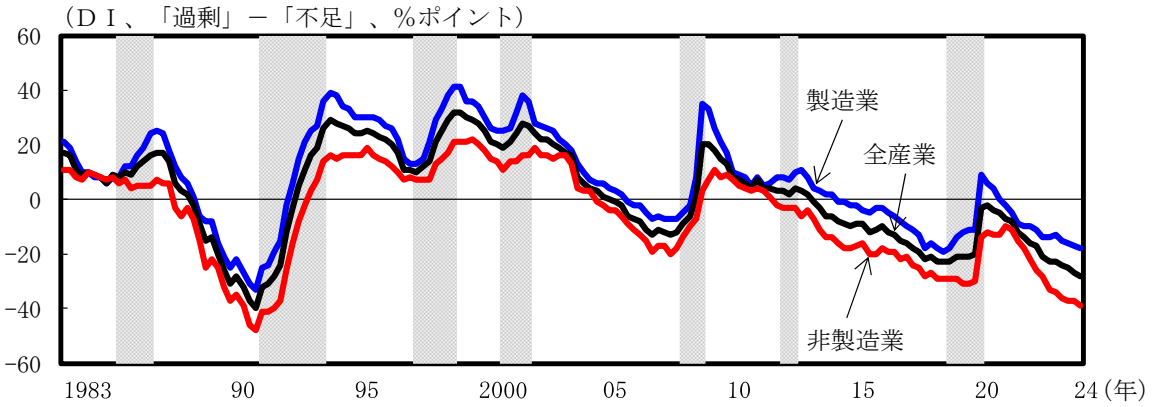

③中小企業

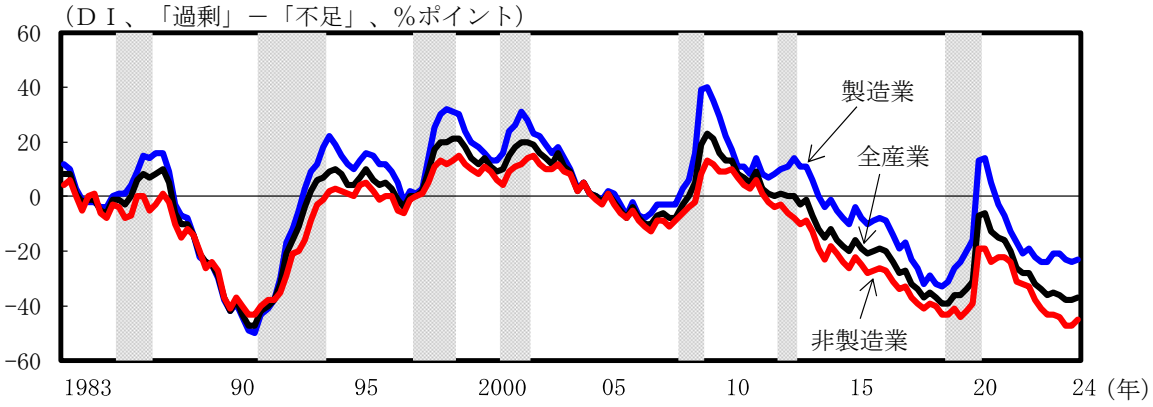

（２）企業規模・業種別の寄与度

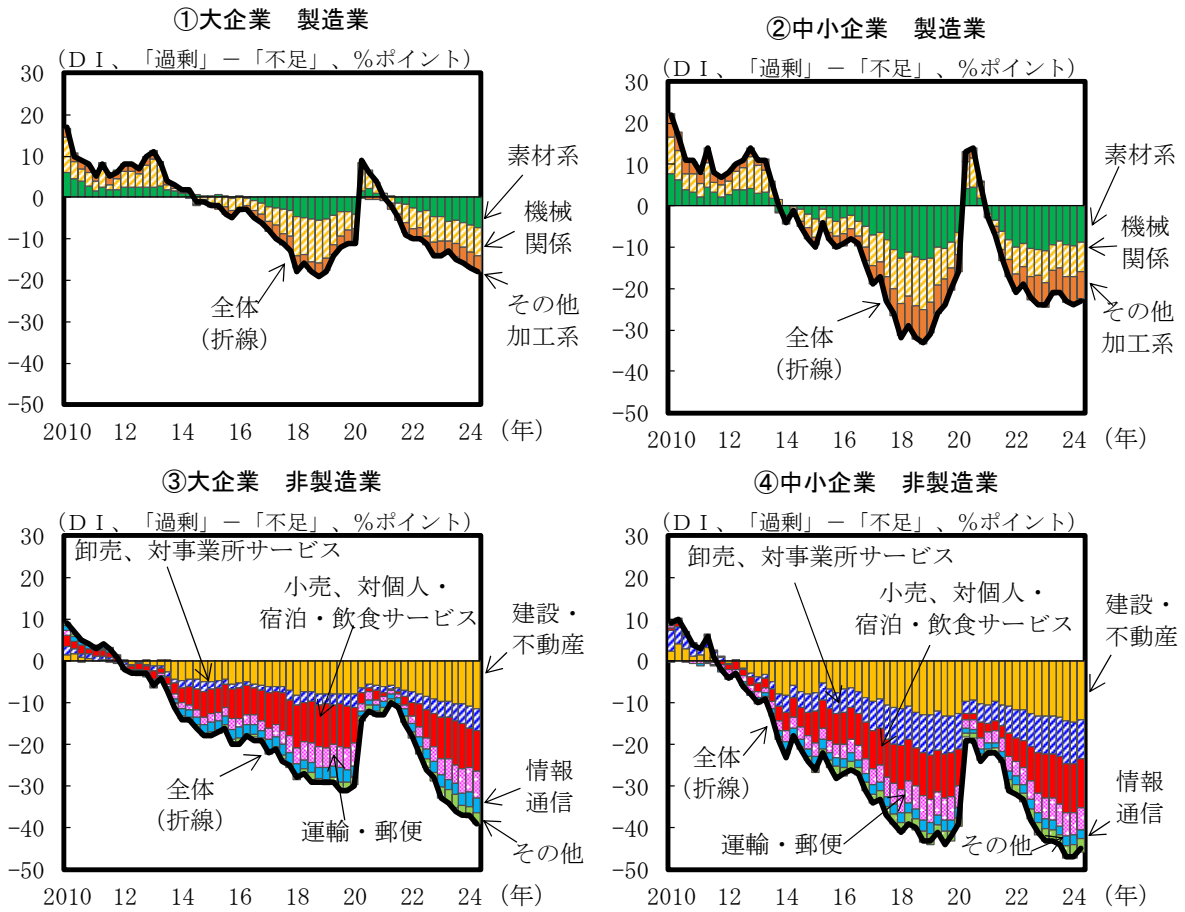

（備考）１．日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、内閣府「景気基準日付」により作成。
２．（１）のシャドー部分は景気の山から谷までの期間を示す。
３．（２）の業種別寄与度は、当該業種の雇用人員判断ＤＩに有効回答企業数に占める当該業種のウェイトを乗じて算出。①及び②の「素材系」は、繊維、木材・木製品、紙・パルプ、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、鉄鋼、非鉄金属の合計、「機械関係」は、はん用・生産用・業務用機械、電気機械、輸送用機械の合計、「その他加工系」業種は食料品、金属製品、その他製造業の合計。③及び④の「建設・不動産」は、建設と不動産の合計、「卸売、対事業所サービス」は、卸売と対事業所サービスの合計、「小売、対個人・宿泊・飲食サービス」は、小売、対個人サービス、宿泊・飲食サービスの合計、「その他」は、物品賃貸、電気・ガス、鉱業・採石業・砂利採取業の合計。

（企業の人手不足感は幅広い職種で、年齢別には中年層を中心に高まり）

ここで、企業の人手不足感の高まりの内容や背景を探るべく、内閣府が 2024 年に実施した「人手不足への対応に関する企業意識調査」等[2]（以下「アンケート調査」という。）の結果をみてみよう。まず、従前、人手不足感が高まっていたコロナ禍前（５年前）から現時点にかけて、企業にとっての働き手の職種別、年齢別の人手不足状況に変化がみられるのかを確認する。

第２－１－２図は、横軸に５年前の人手不足割合（人手が「不足」、「やや不足」と回答し

[2] 詳細は、付注２－１を参照。

ている企業の割合）を、縦軸に 2024 年現在の人手不足割合をとり、業種ごとの人手不足感をプロットしたものである。分布が 45 度線より上に位置する場合には、５年前から現在にかけて人手不足感が高まっていることを示している。職種別にみると、人手不足感は専門・技術職、営業・販売職、事務職の順で高いという状況に変化はみられないが、いずれの職種でも分布が 45 度線よりやや上方に集積しており、職種にかかわらず人手不足感が高まったことが分かる。年齢別にみると、若年層（～34 歳）、中年層（35～54 歳）、高齢層（55 歳～）の順で人手不足感が高いという状況に変化はみられない一方で、若年層については、45 度線を中心におおむね均等に各業種が分布しているのに対し、中年層では、45 度線よりも上方に分布が集積しており、５年前と比べて人手不足感が高まっていることが分かる。また、高齢層も一部の業種では、大幅に不足感が高まっている。このように、企業の人手不足感は、幅広い職種において、年齢別には中年層において、５年前と比べて高まっている様子がうかがえる。

第２－１－２図　５年前と比べた企業の人手不足感の変化

職種別には専門・技術職、年齢別には若年層を中心に人手不足感が高いが、近年、中年層でも不足感に高まり

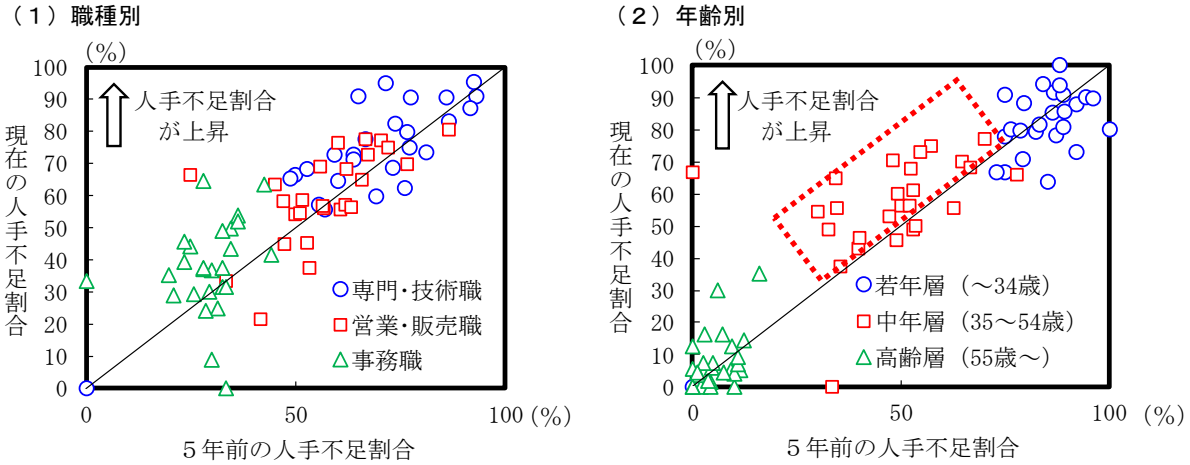

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）、「多様化する働き手に関する企業の意識調査」（2019）により作成。
２．人手不足割合は、①「不足」、②「やや不足」、③「適正」、④「やや過剰」、⑤「過剰」、⑥「わからない」、⑦「該当者なし」、の選択肢のうち②「やや不足」・③「不足」のいずれかを選択した企業の割合を業種ごとに集計した値。

（人手不足感拡大の背景に、転職市場拡大とそれに伴う企業間の人材獲得競争の激化）

次に、アンケート調査を基に、企業が人手不足に陥っている要因として回答している主な事項を確認しよう。第２－１－３図をみると、５年前においては、「業務に必要な資格や能力を持つ人材の不足」、「業務量の拡大」が複数回答で半数を超え、最も大きい要因として挙げられていたが、2024 年現在は、これらの回答割合は依然高いものの、「離職者・退職者の増加」を挙げる企業の割合が５年前の 38%程度から 56%程度へと大幅に増加し、最も大きな要因となっていることが分かる。こうした結果は、この間に、比較的若年層を中心に転職等希

望者が 800 万人程度から 1,000 万人超にまで増加していることや（第２－１－４図（１））、実際の転職者が正社員間で増加していること（第２－１－４図（２））など、転職市場が拡大傾向にあることとも整合的である。

第２－１－３図　人手不足に陥っている主な要因

離職者や退職者の増加が、近年の人手不足の最大の要因に

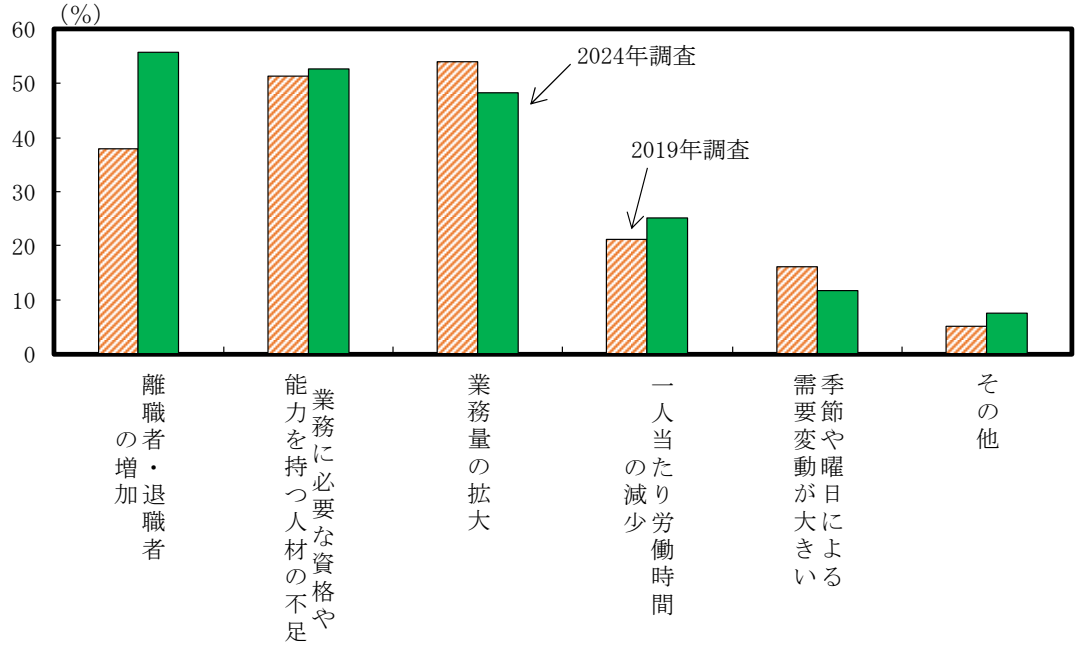

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）、「多様化する働き手に関する企業の意識調査」（2019）により作成。
２．複数の選択肢から、該当するものを全て選択する形式。

第２－１－４図　転職の動向

若年層を中心に転職希望が高く、正社員間の転職が増えている

（１）転職等希望者数の推移と年齢別・男女別転職等希望割合

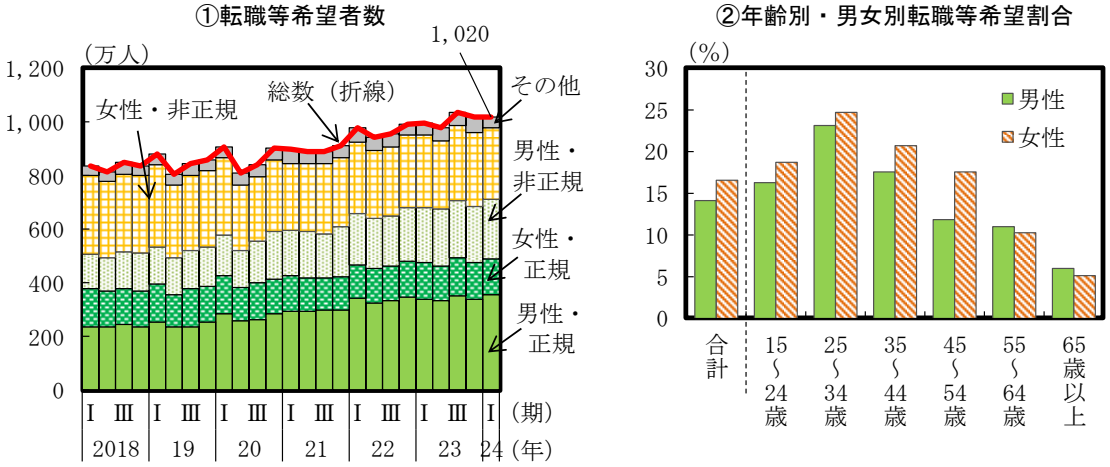

（２）男女別・雇用形態別転職者数

①男性

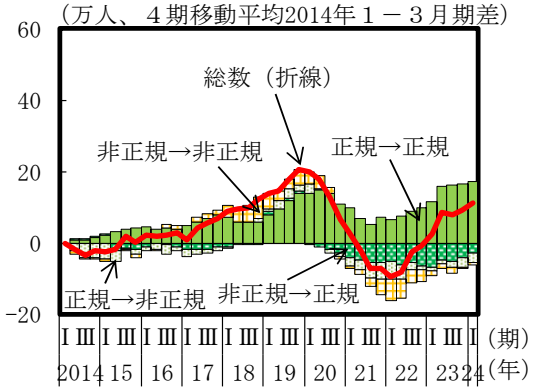

②女性

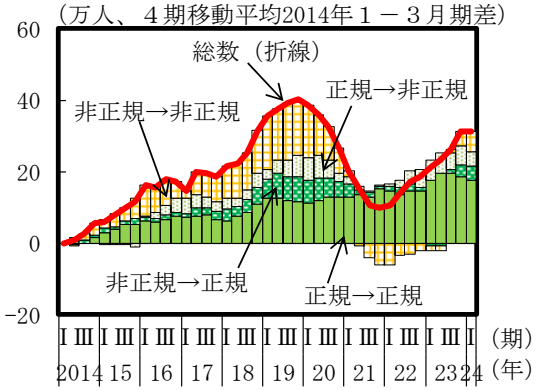

（備考）１．総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成。
２．（１）①の「その他」は、役員、自営業主及び家族従業員。②は2024年１－３月期の値。

また、採用活動との兼ね合いで、人手不足が解消されない背景についての回答をみると（第２－１－５図）、「採用活動をしても応募が少ない」という企業の割合が７割程度と最も多い点は変わりがないが、「応募はあるが、より良い条件の他社へ流れる」や「採用しても短期間で退職してしまう」と回答した企業の割合が４割程度となるなど、コロナ禍前と比べて大幅に拡大していることが特徴的である。転職市場の活性化等も背景に、企業の人材獲得競争が厳しさを増している様子がうかがえる。

第２－１－５図　人手不足が解消されない主な要因

人材獲得競争が激化する中、近年は、他社との競合や短期間での退職などの要因が拡大

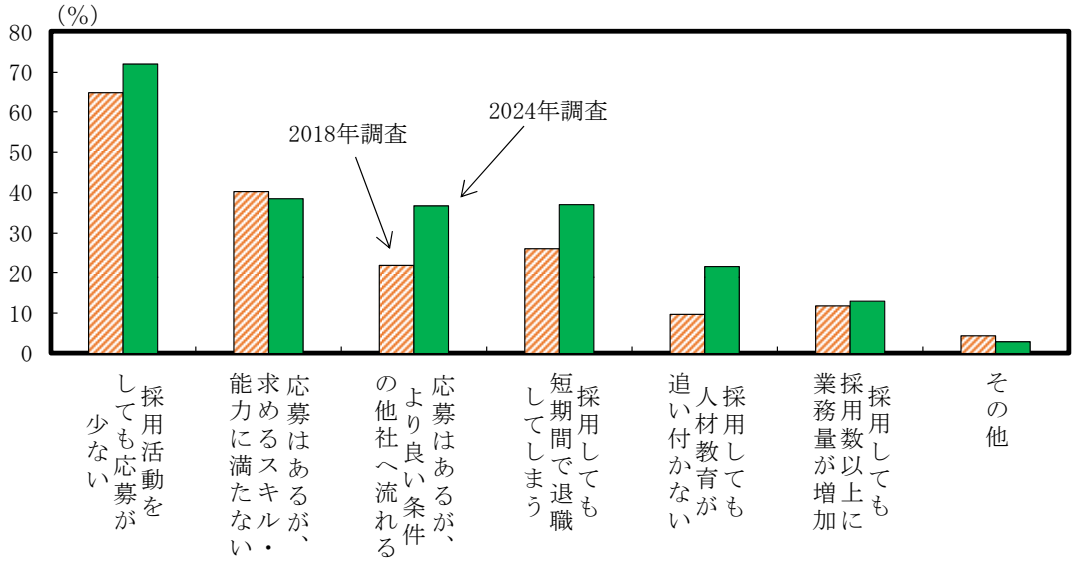

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）、「働き方・教育訓練等に関する企業の意識調査」（2018）により作成。
２．複数の選択肢から、該当するものを全て選択する形式。

（人手が不足していると回答する企業は労働生産性が低い）

それでは、人手不足感の拡大は企業活動にどのような悪影響をもたらしているだろうか。アンケート調査の結果から、企業が人手不足による悪影響として挙げている要素をみると、回答企業割合が高く、かつ、この５年間でより多くの企業が指摘するようになっている事項としては、「労働時間の増加」や「採用コストの増加」といった、コスト面に関する点が挙げられる（第２－１－６図）。また、回答割合に変化はないものの、「人繰りや労務管理の煩雑化」を挙げる企業は５割程度と多く、これらを併せて考えると、企業は、人手不足の弊害として、企業経営上のコスト増や効率性の低下など、生産性に及ぼす悪影響を意識しているとみられる。

第２－１－６図　人手不足による悪影響

労働時間や採用コストの増加など、コスト面の悪影響を挙げる企業の割合が増加

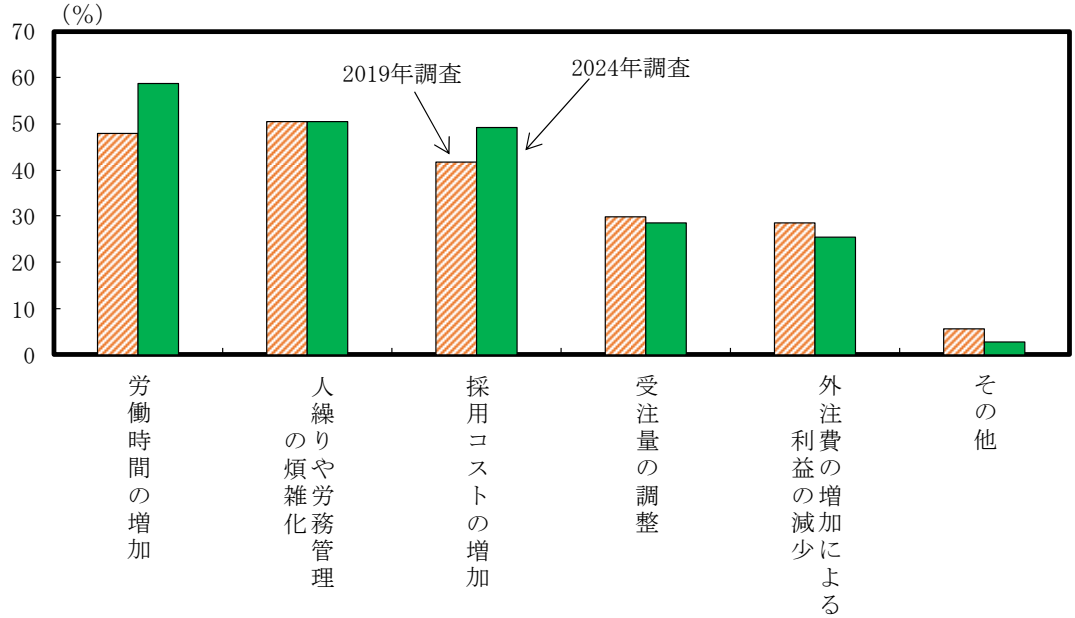

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）、「多様化する働き手に関する企業の意識調査」（2019）により作成。
２．複数の選択肢から、該当するものを全て選択する形式。

そこで、企業単位で、人手不足感が労働生産性にどのような影響を与えているかを確認するため、アンケート調査と企業の財務データをマッチングし、人材の過不足感と労働生産性の関係を推計した。具体的には、労働生産性[3]を被説明変数とし、業種や企業規模をコントロールした上で、人材の過不足感（ダミー変数）を説明変数とした回帰式を推計した[4]。

結果をみると、第２－１－７図のように、人手が「適正」とする企業と比べると、人手が

[3] ここでは、労働生産性を、労働投入量に対する付加価値の比率、すなわち時間当たりの労働生産性として定義している。

[4] 推計方法の詳細は、付注２－２を参照。

「やや不足」や「不足」としているとする企業は、労働生産性が有意に低いという結果が確認され、「不足」企業は「適正」企業に比べて３割程度低くなっている[5]。

また、資本装備率[6]を被説明変数とし、人手の過不足感との関係を推計すると、「不足」企業では、「適正」企業と比べて、資本装備率が有意に低く、不足する人手に対して、十分な量の設備投資を行えておらず、このことが、結果として、「不足」企業の労働生産性を低めている可能性もある。

第２－１－７図　人手不足感ごとの労働生産性及び資本装備率の水準

人手不足感のある企業は、人員が適正とする企業より生産性等が低い

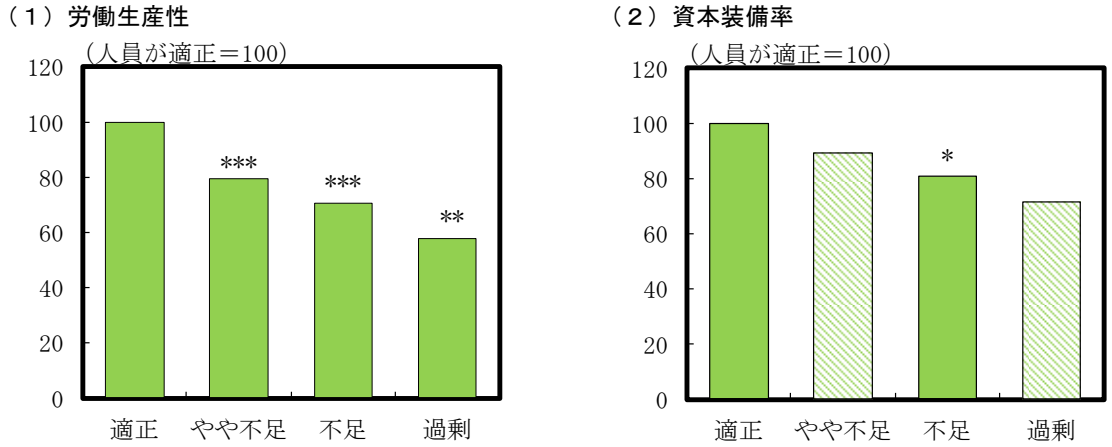

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）により作成。
２．被説明変数をそれぞれ時間当たり労働生産性、資本装備率の自然対数とし、説明変数を業種、従業員規模、非正社員比率、人手不足感として最小二乗法により回帰分析した推計結果により作成。
３．資本装備率の分子は有形固定資産＋ソフトウェア。
４．労働生産性が負値、又は労働生産性、資本装備率が上位１％以上のサンプルを除いている。
５．***は有意水準１％、**は有意水準５％、*は有意水準10％で適正との差があった箇所、斜線部分は有意水準10％で適正との差がなかった箇所を示している。

２　人手不足に対する企業の対応と課題

（人手不足への対応策として、従業員の待遇改善を行う企業の割合が急増）

以上でみてきたように、企業の人手不足感は、非製造業を中心に幅広い業種で高まっており、それが労働生産性にも影響を与えている。では、こうした中で、企業部門は、人手不足への対応としてどのような対策をとっているのであろうか。アンケート調査における企業の人手不足への対応策についての回答結果をみると、おおむね以下の点が特徴的である（第２－１－８図（１））。

第一に、５年前と現在とで比較して、回答企業の割合が最も大きく増加しているのは「従

[5] この点は、５年前の状況を確認した内閣府（2019）とも整合的である。

[6] 資本装備率は、労働投入量に対する有形固定資産とソフトウェアの比率。推計方法の詳細は、付注２－２を参照。

業員の待遇改善」である。５年前には４割超であったものが、現時点では約７割と最も高い回答割合を有する項目へと躍り出ている[7]。他にも「従業員の育成」、「定年延長・定年後の再雇用制度の拡充」などの項目でも回答割合が増加していることと併せて考えれば、転職市場が拡大する中での人手不足感の高まりという状況下において、企業が既存雇用の流出を防ぐための対応をより積極的に行っている様子がうかがえる。

第二に、５年前に最も高い回答割合であった「新卒・中途採用数の増員」は、期間を経た変化はほとんどみられないが、現在も６割程度と高い回答割合となっている。「新卒・中途採用条件の緩和」や「一度退職した社員の再雇用」[8]といった項目の割合も増加していることと併せて考えれば、人手が不足する中で、新たな人材の確保が企業にとって重要なイシューであり続けていることが分かる。

第三に、上記のような既存又は新規の人材確保策と比べれば回答割合が相対的に低いものの、「省力化投資」を挙げる企業の割合も増加している。例えば、クラウド等も活用したバックオフィス業務の効率化はもとより、小売やサービスなどの店舗におけるキャッシュレス決済端末やセルフレジの導入など、日常生活の身近な面でもこうした企業の取組を垣間見ることができるであろう[9]。

さらに、企業規模別・業種別の状況を確認すると（第２－１－８図（２））、最も高い回答割合を有する項目が、大中堅企業では「新卒・中途採用の増員」であるのに対し、中小企業では「従業員の待遇改善」であるという点が挙げられる。採用活動面で相対的に競争力がある大中堅企業では、新規の人材獲得に最も力を入れることができるのに対し、中小企業では既存の従業員の引き留めを最優先の課題としている様子がうかがえる。また、「省力化投資」に取り組む企業の割合は、企業規模を問わず製造業において相対的に高いが、５年前からの変化幅という点では、中小企業の非製造業が大きく増加している。日銀短観の雇用人員判断ＤＩでみたとおり、中小企業の非製造業では人手不足感が特に深刻であり、そうした状況に対して省力化投資を進めている様子がうかがえる。

---

[7] 厚生労働省「労働経済動向調査」においても、人手不足への対応として、近年、従業員の待遇改善に取り組む事業所の割合が大きく増加する姿が示されており、アンケート調査の結果はこれと整合的であると言える。

[8] 再雇用を含む高齢者雇用への企業の対応の詳細は、第３章第３節で述べる。

[9] アンケート調査の結果を詳細業種別にみても、人手不足対応策として省力化投資に取り組む企業の割合は、小売業では 2019 年調査に 18%だったものが 2024 年調査に 24%（変化幅プラス６%ポイント）、宿泊・飲食サービス業では 2019 年調査に 12%だったものが 2024 年調査に 33%（変化幅プラス 21%ポイント）と、いずれも５年前に比べて増加していることが確認できる。

第２－１－８図　人手不足への対応策

人手不足への対応策として、従業員の待遇改善を行う企業の割合が特に増加

（１）全規模・全産業ベースの対応状況

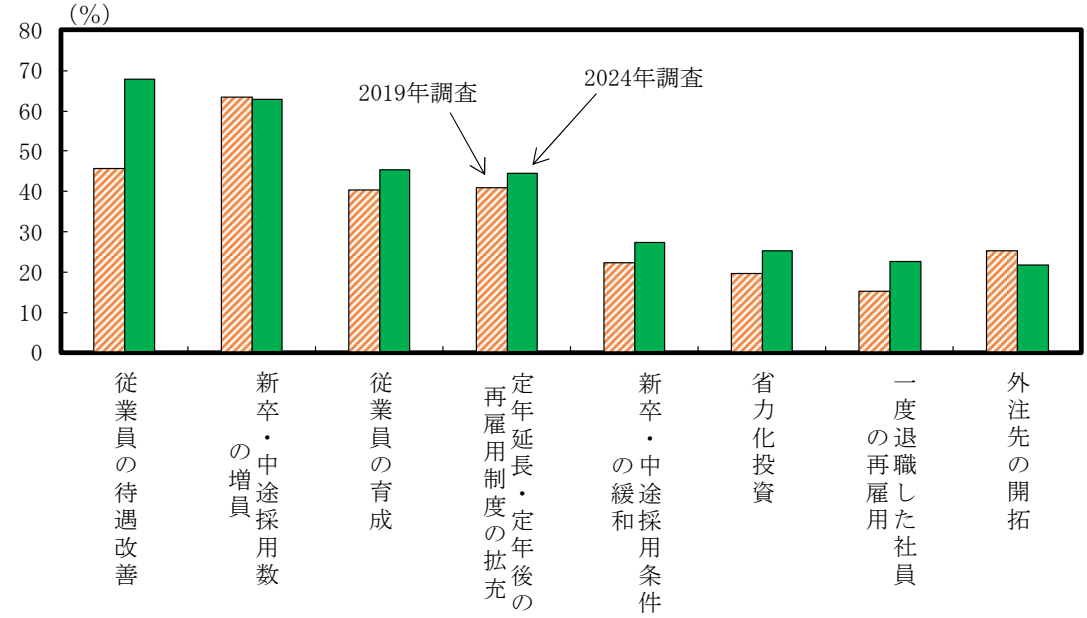

（２）企業規模別・業種別の対応状況

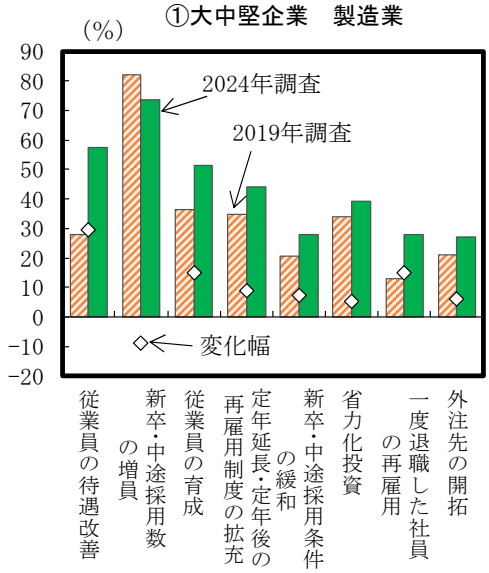

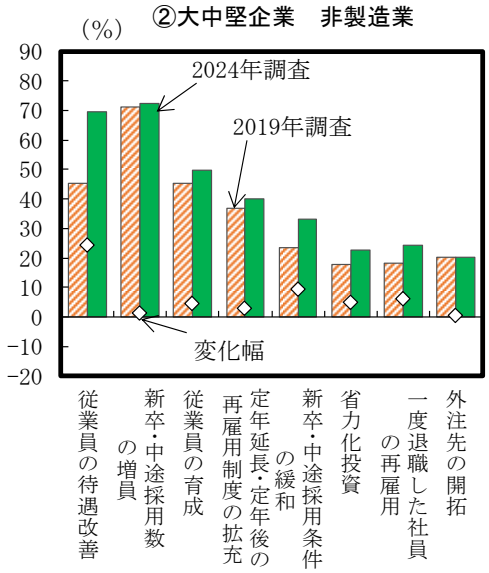

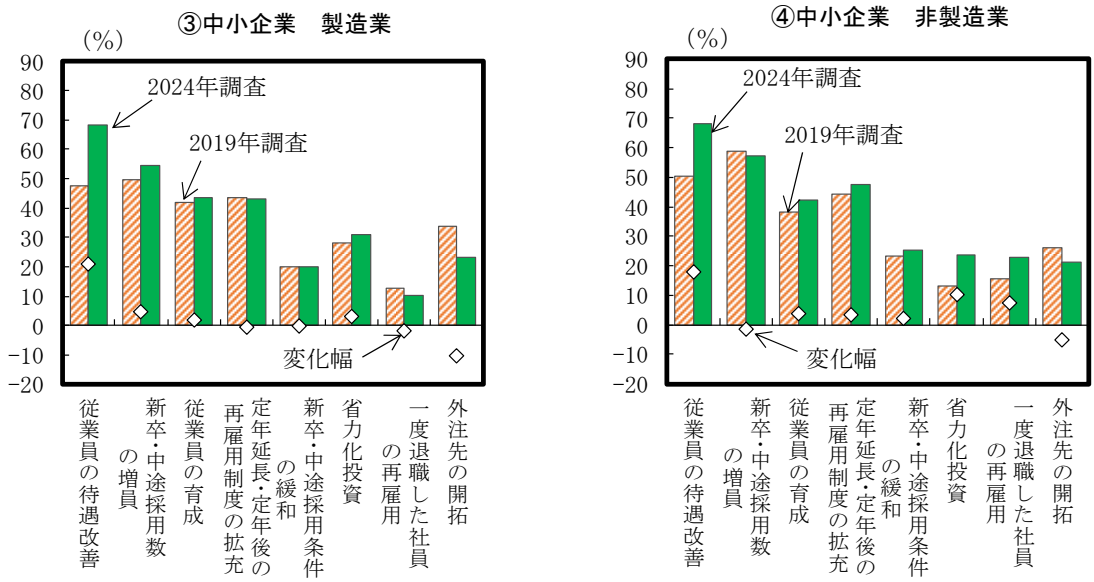

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）及び「多様化する働き手に関する企業の意識調査」（2019）により作成。
２．複数の選択肢から、該当するものを全て選択する形式。

（人材の確保や引き留めのために賃上げを行う企業の割合は着実に増加）

このように、企業の人手不足への対応策としては、「従業員の待遇改善」など既存雇用の流出防止、「新卒・中途採用数の増員」など採用強化による新規人材の獲得、「省力化投資」といった取組が挙げられているが、以下では、５年前から直近への変化が相対的に大きい「従業員の待遇改善」と「省力化投資」に焦点を当て、人手不足に対する企業の対応をより詳細に確認していく。

まず、従業員の待遇改善に関して、厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を基に、30 年ぶりの賃上げ水準となった 2023 年の賃金改定において、企業が最も重視した要素（単一回答）をみてみよう（第２－１－９図（１））。これによると、企業が賃金改定において最も重視した要素は、「企業の業績」に次いで、「労働力の確保・定着」や「雇用の維持」が大きい。また、５年前の 2019 年からの変化をみると、「企業の業績」を選択する企業割合はマイナス 14%ポイントと大きく低下し、逆に、「物価の動向」（プラス 7.7%ポイント）とともに、「労働力の確保・定着」（プラス 6.2%ポイント）、「雇用の維持」（プラス 5.1%）が大きく伸びており、企業の賃金設定行動が大きく変化していることが分かる。

このうち、「労働力の確保・定着」は、新規の労働者を確保し定着させるための賃上げを、「雇用の維持」は、既存労働者の流出を防ぐための賃上げをそれぞれ意味している。これらの項目を賃上げに際し最も重視した要素として選択した企業の割合を時系列でみると（第２－１－９図（２））、2010 年代半ば以降、人手不足感が高まる中でいずれも緩やかに上昇し、直近の 2023 年では「労働力の確保・定着」は既往最高値を記録したバブル期に迫る水準まで上昇し、「雇用の維持」は調査項目となった 2002 年以降で最高値となっている。「雇用の維

持」がバブル期には調査対象項目として存在しなかったこと、また、本調査項目は単一回答であることなどを踏まえれば、広い意味で人材の確保・引き留めのために賃上げをする企業の割合は、実質的にはバブル期を超えているとも考えられる[10]。

第２－１－９図　賃金改定において企業が最も重視した要素

人材の確保・定着のため、賃金を引き上げる流れは強まっている

（１）企業が賃金改定において最も重視した要素

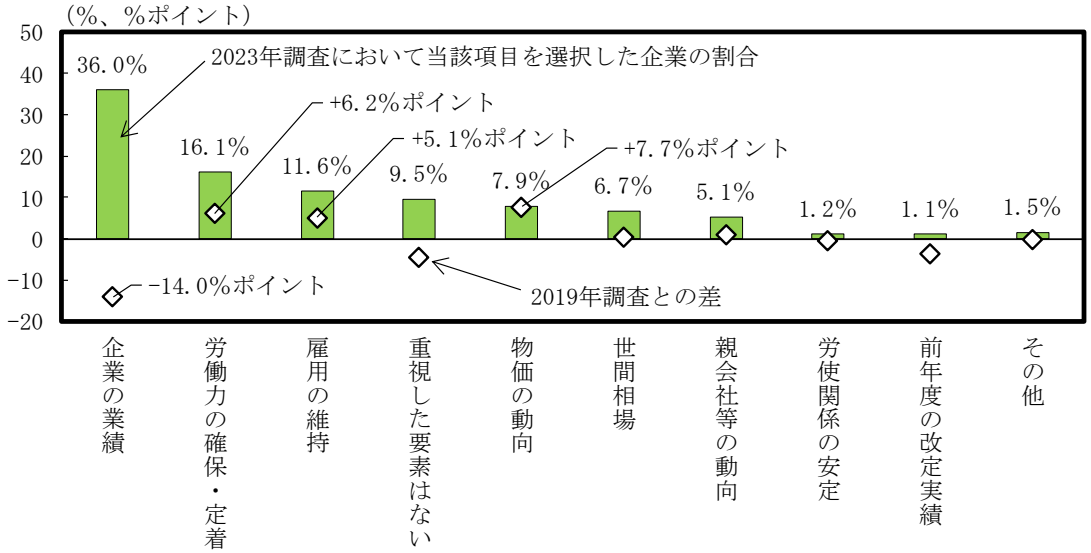

（２）人材の確保・定着のために賃金を引き上げた企業の割合

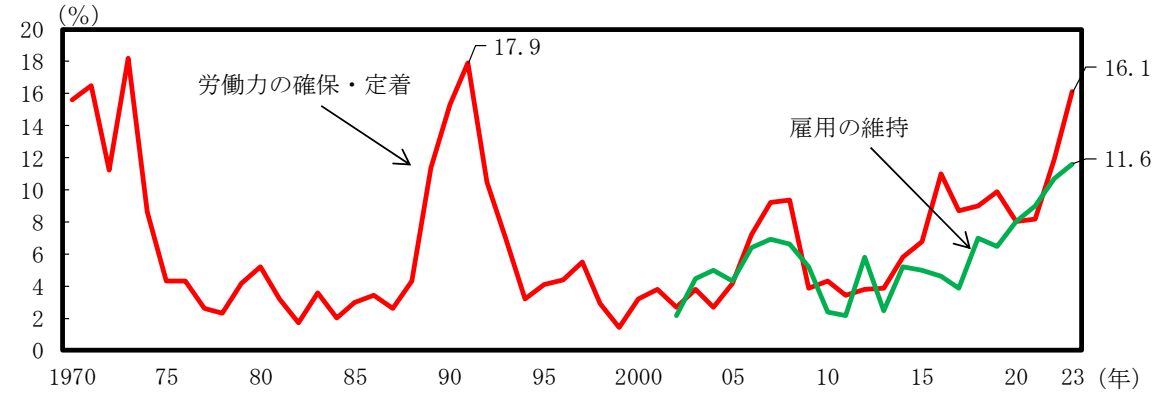

（備考）厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」により作成。「労働力の確保・定着」は、新規労働者を確保し、定着してもらうため、賃金改定を行ったことを指し、「雇用の維持」は、既存労働者の流出を防止する観点から賃金改定を行ったことを指す。

[10] 回答の選択肢は、2002 年に「雇用の維持」が加わったほか、2009 年に「前年度の改定実績」など複数が加わったが、選択肢が削減されたことはない。このため、単一回答調査であることも踏まえると、「雇用の維持」と「労働力の確保・定着」を合算した回答割合として評価することは、過小評価の可能性はあっても、過大評価となる可能性はないと言える。

（デフレ以降、フルタイム労働者は労働需給引き締まりと賃金上昇率の関係が希薄化）

このように、近年は、人手不足感が拡大する中で労働需給が引き締まり、人材の確保・定着のために賃金を引き上げる企業の割合が増加してきた。今後も、人口減少による労働供給の下押しが続くと見込まれる中、そうした流れは継続していくものと考えられる。では、労働需給の引き締まりが、実際の賃金上昇率を押し上げる程度は経年的に変化しているであろうか。この点を確認するため、ここでは、労働需給と賃金上昇率の関係を示す賃金版フィリップスカーブの動向を確認する。具体的には、横軸に有効求人倍率（各月の平均とのかい離でプラスを需要超過、マイナスを供給超過と規定）を、縦軸に時給ベースの所定内給与（以下「所定内時給」という。）の前年同月比をとり、両者の関係性について、①我が国がデフレに陥る前の 1983 年～2000 年、②デフレ下にあった期間が大宗を占める 2001 年～2012 年、③2013 年以降現在に至るまで、の三つの期間に分けて確認する。結果をみると、以下の点を特徴として挙げることができる（第２－１－10 図（１））。

第一に、就業形態計でみると、有効求人倍率と所定内時給の間のプラスの関係、すなわち労働需給のひっ迫が賃金上昇率を押し上げるという関係は、期間を問わず成り立っている。

ただし、第二に、期間を通じた変化に着目すると、我が国がデフレ状況に陥る以前の 1983 年～2000 年と比べ、デフレ下にあった期間が大宗を占める 2001 年～2012 年や、それ以降の 2013 年以降では、賃金版フィリップスカーブが下方シフトするとともに、傾きがフラット化している[11]。下方シフトについては、我が国経済がデフレ状況に陥り、そうした状況が長引く中で、企業部門が収益確保のためにコストカットを行い、賃金上昇を抑制してきた結果であると考えられる。一方、フラット化については、物価も賃金も動かない状態となり、名目賃金上昇率をマイナスに切り下げることが難しいという「名目賃金の下方硬直性」が存在する中で、①景気後退期に賃金を引き下げることができず、賃金水準を十分に調整することができなかった企業が、景気が回復する局面では、過去の賃金水準の調整不足が解消されるまで、逆に賃金の引上げを抑制する、②長期的な雇用安定を優先する下、将来の賃金引下げリスクを回避しようとする結果、景気拡大局面においても、企業が賃金引上げを抑制する、という二つのメカニズムを通じて、名目賃金が十分に上昇しなくなる「上方硬直性」が生まれていたとの指摘がある[12]。まさに、デフレ状況下における特有の現象が生じたと言えよう。

次に、時系列データ上、1994 年以降のデータに限られるという制約はあるものの、賃金版フィリップスカーブを一般労働者（フルタイム労働者）とパートタイム労働者に分けて確認しよう（第２－１－10 図（２）（３））。

結果をみると、まず、パートタイム労働者、フルタイム労働者ともに、デフレ状況に陥っ

---

[11] 賃金版フィリップスカーブの傾きと切片の ｔ 値、Ｐ値を確認すると、就業形態計では、全ての期間において傾きは正に有意であった一方で、切片は 2001 年以降、95%水準では統計的に有意ではなくなっている（付表２－１参照）。

[12] 平田・丸山・嶺山（2020）

て以降の 2001 年～2012 年にはフィリップスカーブのフラット化が進んだ一方、2013 年以降は、労働需給と所定内時給との間にプラスの関係が成立している[13]。

次に、2013 年以降のフィリップスカーブを、デフレに陥る以前の 1994 年～2000 年と比べると、パートタイム労働者では上方シフトがみられるのに対し、フルタイム労働者では下方シフトに加え、傾きのフラット化が顕著であり、労働需給のひっ迫が賃金上昇率を押し上げる力は弱まっている。パートタイム労働者については、主に外部労働市場で賃金が決まることから、一般に、労働需給がひっ迫する局面では賃金上昇率の関係がより明確であると考えられる。加えて、近年においては、継続的な最低賃金の引上げがパート労働者の時給上昇率の底上げにつながり、フィリップスカーブを上方にシフトさせているとみられる。一方、主に内部労働市場が中心のフルタイム労働者については、雇用の維持が優先される中で、デフレ下を経た企業がコスト抑制の手段として賃金上昇を抑制してきたことのほか、上記の名目賃金の上方硬直性の影響を色濃く受けていると考えられる。

しかしながら、こうした状況は、春闘の賃上げ率が 2023 年には 30 年ぶり、さらに 2024 年には 33 年ぶりの水準となるなど、四半世紀以上ぶりに物価と賃金がともに動き出したことによって、今後は変化していくことが期待される。すなわち、我が国がデフレに陥る以前のように、物価と賃金がともに上昇することがノルムとして定着していけば、賃金版フィリップスカーブの上方シフトとともに、名目賃金の下方硬直性とこれに起因する上方硬直性の影響が薄れ、労働需給の引き締まりと賃金上昇率の関係が回復していくことが期待される。こうした点からは、この度の賃上げを一過性のものとすることなく、賃金と物価の好循環を確実に実現させていくことが重要であろう。

[13] パートタイム労働者とフルタイム労働者のそれぞれについて、賃金版フィリップスカーブの傾きと切片のｔ値、Ｐ値を確認すると、パートタイム労働者については、切片は常に正で有意となっていた一方で、傾きは 2012 年までは統計的に有意な関係が確認されなかったが、2013 年以降は傾きも正に有意となっている。一方、フルタイム労働者については、切片は 2001 年以降、統計的に有意な関係が確認できなくなった一方で、傾きは 2013 年以降、再び正に有意な関係が確認されるようになった（付表２－１参照）。

第２－１－10図　賃金版フィリップスカーブ

一般労働者は、デフレ期以降、フィリップスカーブがフラット化し、下方シフト

（１）就業形態計

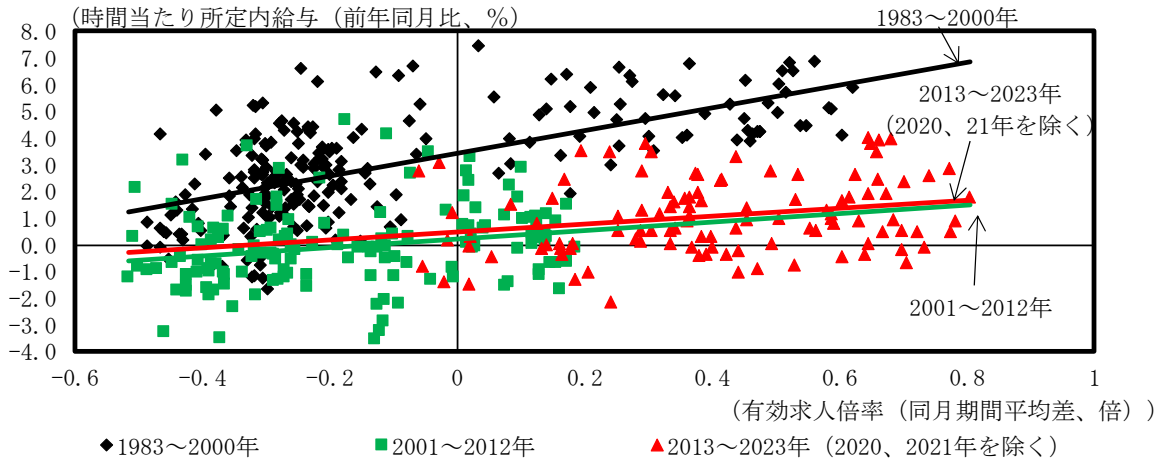

（２）パートタイム労働者

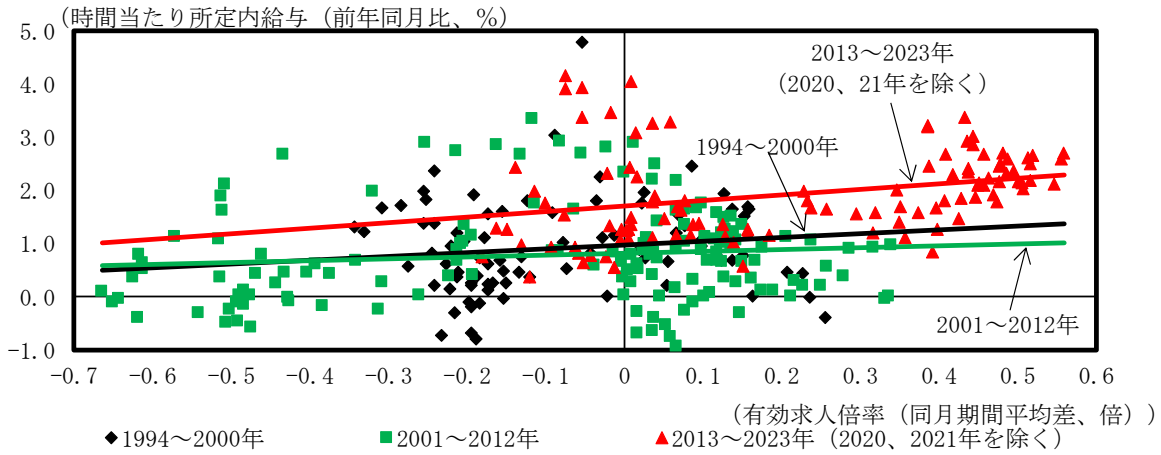

（３）一般労働者（フルタイム労働者）

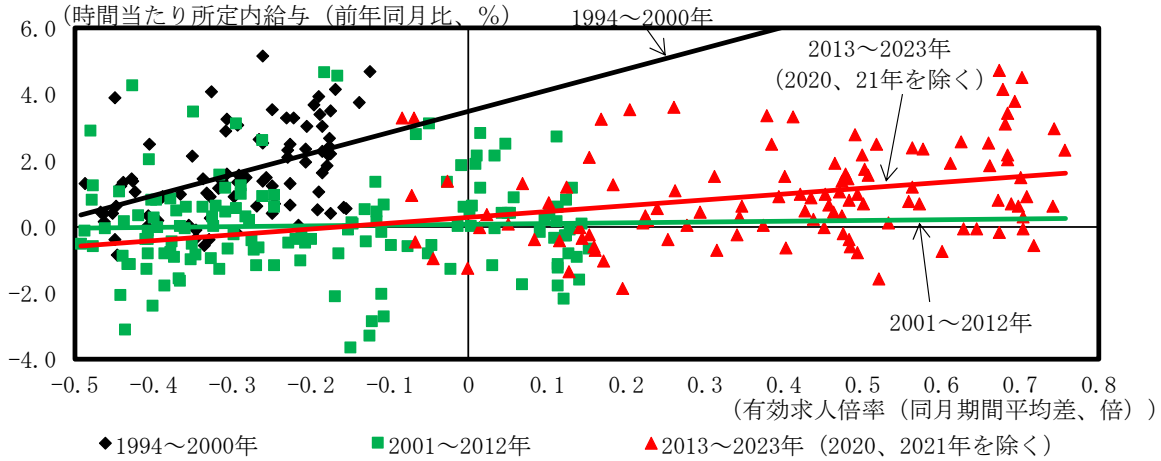

（備考）１．厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「職業安定業務統計」により作成。（１）の時間当たり所定内給与は常用雇用者数30人以上の事業所、（２）、（３）の時間当たり所定内給与は常用雇用者数５人以上の事業所を対象としている。

２．2020年、2021年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、時間当たり所定内給与の変動が大きくなっているため、除外している。

（高年齢化が進む中、女性の留保賃金は上昇し、労働力人口は伸びにくくなる状況も）

次に、賃金引上げに関連して、これまで生産年齢人口が減少する中にあっても、労働力人口や就業者数の増加を主にけん引してきた女性について、いわゆる「ルイスの転換点」論に係る検討を行う。ルイスの転換点とは、発展途上国において、工業化の過程で、当初は農村部から都市部への低賃金の余剰労働力が供給されるが、工業化の進展に伴い農村から都市部への流入が減少し、賃金が上がり始める転換点を指す。我が国においては、2010 年代前半以降これまで労働参加が拡大してきた女性や高齢者は、労働供給の賃金弾力性が高く（賃金の上昇に対して、労働供給がより大きく増加する）、こうした労働参加の拡大により、経済全体の賃金上昇率が抑制される影響があったが、女性等の労働供給が限界を迎えれば、賃金上昇圧力がかかるようになるという仮説として、ルイスの転換論の考え方が応用されている。

ここでは、古川（2023）を参考に、女性に焦点を当て、パート労働者の留保賃金を試算する。留保賃金とは、現在労働市場に参加していない人が、その水準以上の賃金であれば就労する（それ未満であれば、就労せず非労働力のままでいる）ような賃金水準を指す。留保賃金の試算に当たっては、リクルートワークス研究所の「全国就業実態パネル調査」の調査票情報を独自に集計し、年齢等の個人の属性が留保賃金に与える影響を推計する。ここでは、古川と同様の考え方により、前期に就労していなかった者が、当期にパートとして就労しているか非就労を継続しているかという情報や、市場の賃金水準を踏まえ、最尤法により、年齢階級や、就業希望はあるが就業していない理由、本人の不労所得（配偶者の収入や不動産賃貸収入等）といった属性ごとに、留保賃金に与える影響を推計した[14]。

主な結果としては、第２－１－11 図のとおりであり、第一に、年齢が高いほど留保賃金が高いこと、第二に、配偶者の収入や不動産賃貸収入等を含む、本人にとっての不労所得が高い（500 万円以上）場合には留保賃金が高くなることが確認される。

こうした結果と、非労働力の女性における年齢等の属性別の人口を組み合わせて、留保賃金の動向を試算し確認すると、女性の留保賃金は長期的に一貫して上昇傾向にあることが示される（第２－１－12 図）。また、労働参加の拡大に伴い、女性を中心に非労働力人口が減少する中で、近年の女性の非労働力人口における年齢階級別のシェアの変化をみると、人口構造の変化もあって、25 歳～44 歳の層はシェアが低下しているのに対し、45～64 歳の中高年層はシェアが拡大している（第２－１－13 図）。年齢が高いほど女性の留保賃金の水準が高いことと合わせて考えると、女性の留保賃金の上昇は主に年齢構成の変化、つまり高年齢化が大きな要因と言える。留保賃金の上昇は、それ以上の水準の賃金が提示されないと就労を選択しない賃金の水準が上昇していることを意味することから、現状、我が国においては、男女間の賃金格差が大きいが、女性の賃金が十分に上昇していかなければ、人数ベースでみた女性の労働参加が頭打ちになる可能性が高いと考えられる。換言すれば、人手不足感が一

[14] 推計方法の詳細は、付注２－３参照。

層高まる中にあって、企業においては、人材確保の観点からも、女性雇用者が多い分野の募集賃金を重点的に引き上げることが必要となる。こうした外圧効果による賃金引上げは、企業内の既に働いている雇用者の賃金を押し上げる内圧効果を通じて、男女間賃金格差の是正にも寄与することが期待される。また、非労働力人口から雇用者への参入という観点だけでなく、企業は、今働いている雇用者の維持の観点からも賃金を引き上げる必要性が高まると考えられる。

第２－１－11図　女性の留保賃金の推計

女性の留保賃金は、高年齢層ほど高い

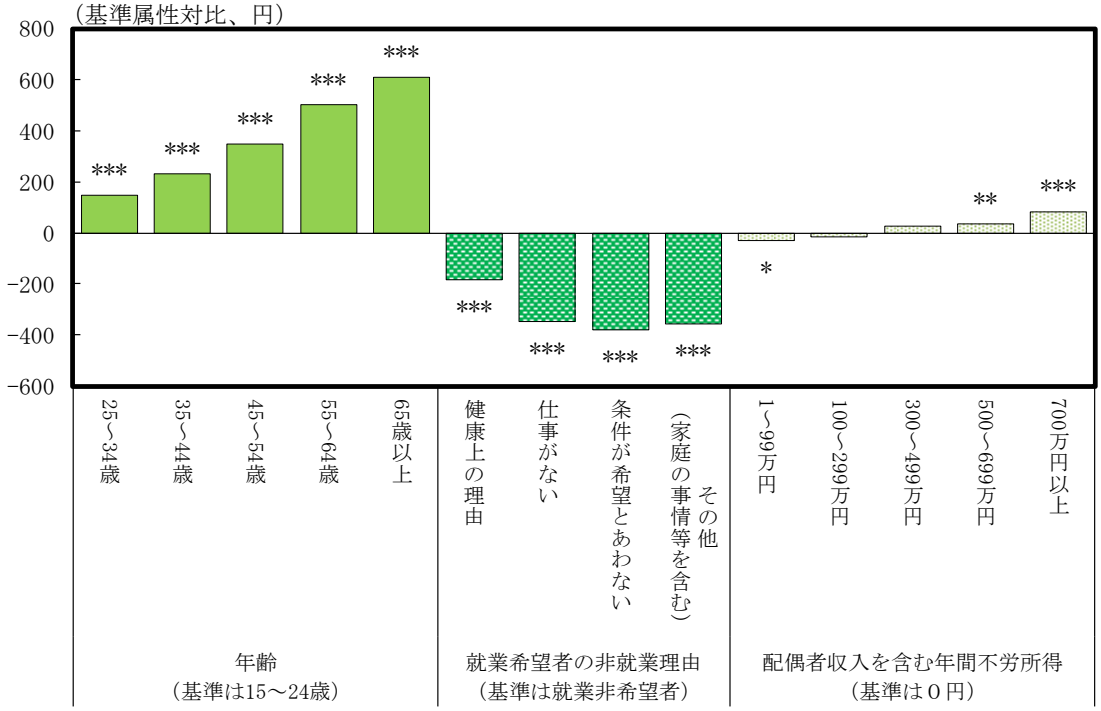

（備考）１．リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」により作成。
２．推計結果は、各属性の非就業者の留保賃金（実質ベース）が、基準属性対比で何円高いかを表している。***は１％水準、**は５％水準、*は10％水準で有意であることを示す。推計の詳細については、付注２－３を参照。

第２－１－12図　女性の留保賃金の動向

女性の留保賃金は、2012年以降、一貫して上昇傾向

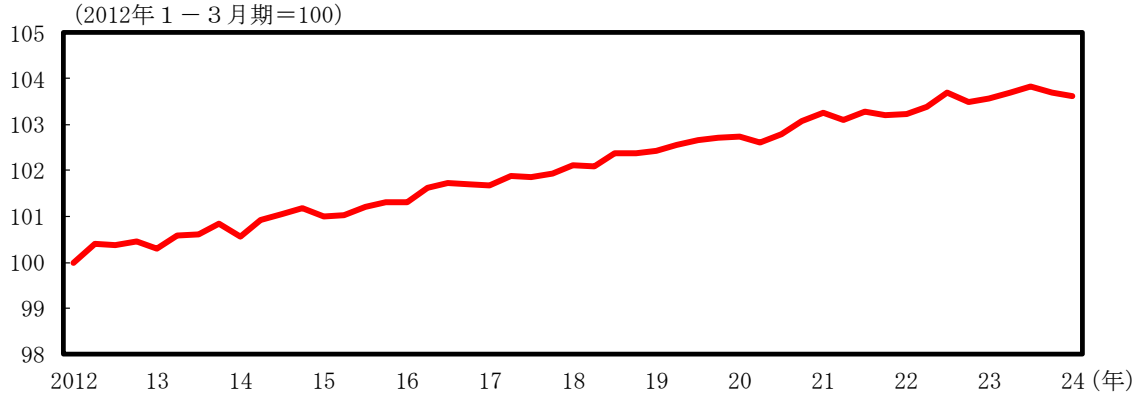

（備考）１．リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」、総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成。
２．推計された年齢階級別・非就業理由別の留保賃金に、それぞれの属性に対応する非労働力人口で重み付けをした加重平均。留保賃金の推計については、付注２－３を参照。

第２－１－13図　女性の非労働力人口の年齢階級別シェアの推移

25～44歳の比較的若年層のシェアが低下する一方、45～64歳の中高年層のシェアが拡大

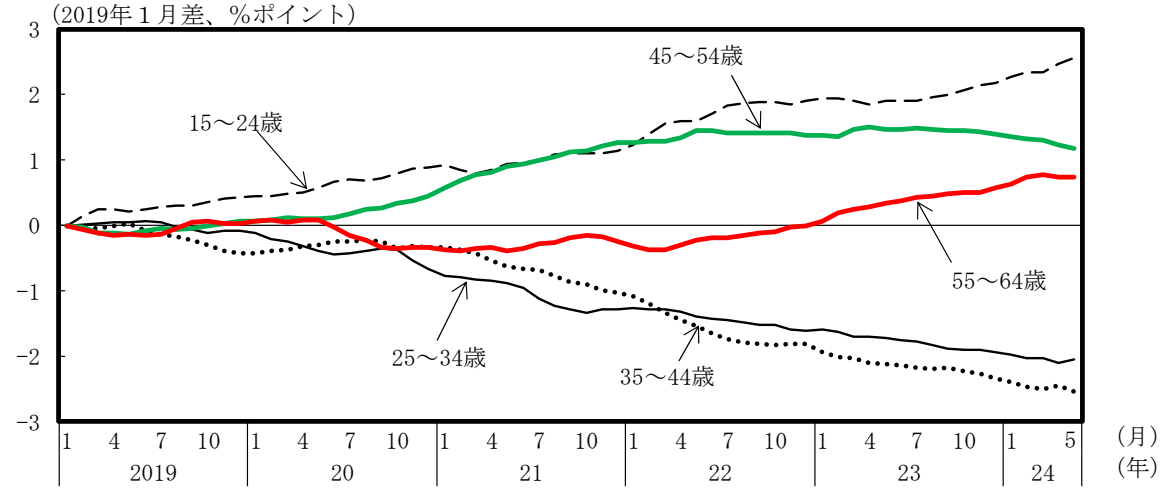

（備考）１．総務省「労働力調査（基本集計）」により作成。
２．後方12か月移動平均値。

（人手不足に直面する企業では、そうでない企業に比べ、設備投資スタンスが積極的）

ここまで、企業が人手不足への対応策として強化している取組のうち「従業員の待遇改善」についてみてきたが、以下では、同じくアンケート調査において、５年前と比べて取り組む企業の割合が増加している「省力化投資」について詳細を確認する。まず、人手不足の深刻化による労働需給のひっ迫と省力化投資との関係について確認していこう。

はじめに、企業が人手不足に直面しているかどうかによって、設備投資へのスタンスに違いがあるかを確認する。ここでは、日銀短観のオーダーメード集計値により、人手不足感が

傾向的に拡大してきた2013年度から2022年度までの期間における、各年３月調査時点での企業の雇用人員判断（「過剰」、「適正」、「不足」）別に、同調査時点における設備投資の当年度実績見込みの伸び率を整理した（第２－１－14図）。ここでは、人手不足感のある企業が、業種別にみて、省力化の観点で、有形固定資産[15]かソフトウェアのいずれの投資に注力しているかを確認するため、投資形態を二つに分けて分析している。結果をみると、以下の点が確認される。

第一に、人手不足に直面している企業（雇用人員判断が「不足」である企業）では、そうでない企業（雇用人員判断が「適正」又は「過剰」である企業）に比べて、有形固定資産投資、ソフトウェア投資のいずれについても、2013年度から2022年度の平均でみた設備投資の伸び率が高く、設備投資へのスタンスが積極的であると言える。特に、企業間の人手不足感の違いによる投資スタンスの違いは、ソフトウェア投資において顕著である。

第二に、業種別にみると、製造業では、ソフトウェア投資のみならず、有形固定資産投資についても、雇用人員判断の状況によって設備投資の伸び率に明確な差が確認できる。一方、非製造業では、ソフトウェア投資には明確な差がみられるが、有形固定資産投資では、雇用人員判断が「適正」と「不足」との間での大きな差は確認できない。この点からは、製造業では、人手不足に直面する企業が、生産の自動化などに資する機械設備も含めた省力化投資に積極的に取り組んでいるのに対し、非製造業では省力化投資の中心がソフトウェアである可能性が示唆される。

第三に、企業規模別にみると、第二の点と同じ構図が、大企業と中小企業との間で確認できる。すなわち、大企業では有形固定資産投資とソフトウェア投資のいずれも、雇用人員判断別に明確な差が確認できるのに対し、中小企業ではソフトウェアでのみ差がみられる。大企業に比べて資本集約度が低い中小企業では、ソフトウェアの導入が省力化投資の中心である可能性が示唆される。

これらの点について、池田・近松・八木（2023）では、日銀短観の個票データを用い、人手不足の状況が一時的であるか長期化しているかによって、企業の設備投資スタンスの違いを分析している[16]。これによると、有形固定資産投資とソフトウェア投資のいずれについても、直面する人手不足が一時的であれば企業は設備投資を直ちに積極化させることはなく、人手不足感が強まって長期化（慢性化）してくると非線形に投資を増やすとの結果が示されている。

---

[15] 日銀短観における「設備投資額（含む土地投資額）」。機械投資、建設投資のほか、土地投資を含む。

[16] 雇用人員判断を「不足」と回答した回数が、過去８四半期中で１～２期であれば「一時的」、３～４期であれば「やや長期化」、５～８期であれば「長期化」とし、業況感や生産設備の過不足感、資金繰りの過不足感といった要因はコントロールした上で、これら人手不足の状況別のダミーに対する設備投資の感応度を推計している。

第２－１－14図　雇用人員判断別の設備投資

人手不足に直面する企業では、そうでない企業に比べ、ソフトウェアを中心に設備投資スタンスが積極的

（１）全規模・全産業ベース

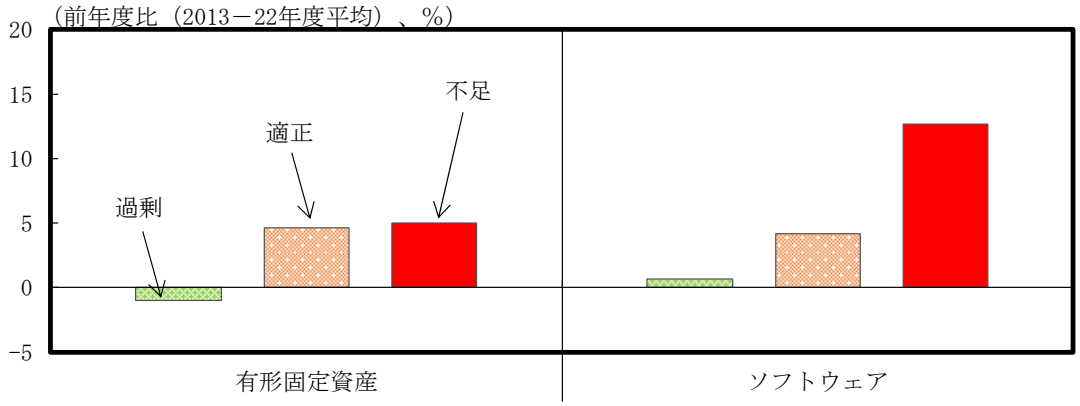

（２）業種別

①製造業

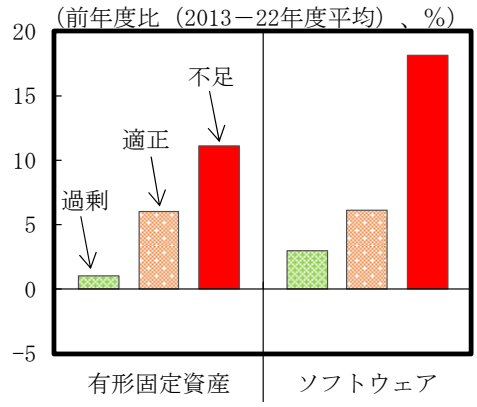

②非製造業

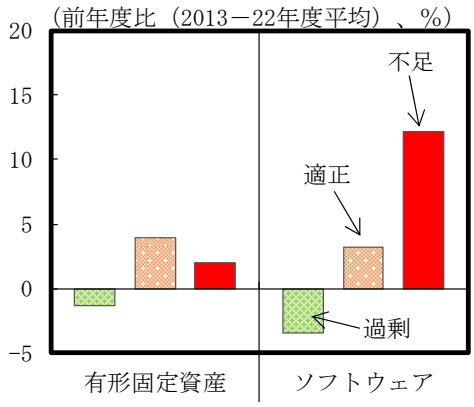

（３）企業規模別

①大企業

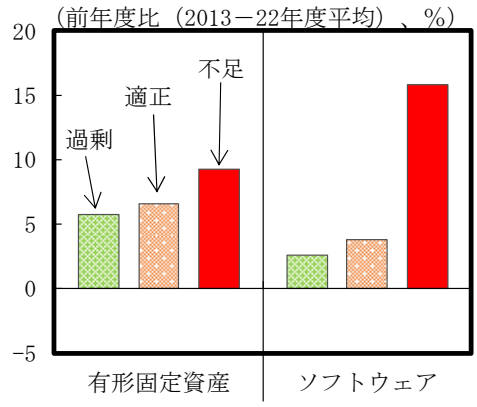

②中小企業

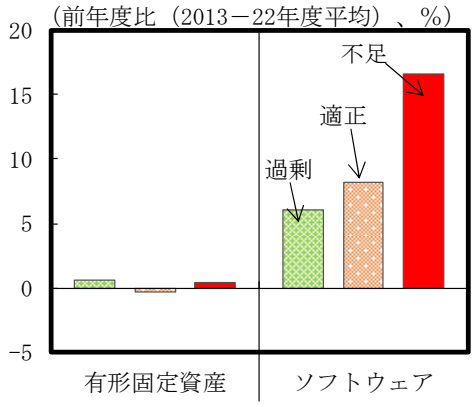

（備考）１．日本銀行「全国企業短期経済観測調査」オーダーメード集計により作成。
２．各年３月調査時点における雇用人員判断別に、有形固定資産投資（含む土地投資）及びソフトウェア投資の当年度実績見込みを集計したもの。

（５年前と比べ、企業の省力化投資は、ソフトウェアやシステムの導入を中心に増加）

次に、アンケート調査からも省力化投資の状況を確認すべく、企業における５年前と比べた省力化投資の度合い（増加、変化なし、減少等）を、企業規模別・業種別にみてみよう（第２－１－15 図（１））。結果をみると、以下の点が特徴として挙げられる。

第一に、５年前に比べて省力化投資を増加させた企業の割合は、いずれの企業規模、業種でも５割程度以上となっており、人手不足が深刻化する中で、企業が省力化投資により積極的に取り組むようになっている様子がうかがえる。第二に、省力化投資を増加させた企業の割合は、企業規模別には大中堅企業が、業種別には製造業が相対的に多くなっている。これらは、いずれも日銀短観のオーダーメード集計の結果とも整合的な結果である。

続いて、企業はどのような内容の省力化投資を増加させているのかを、業種別に確認しよう（第２－１－15 図（２））。結果をみると、第一に、製造業、非製造業のいずれにおいても、７割超の企業が「ＷＥＢ・ＩＴ関連のソフトやシステムの導入」を増加させており、ソフトウェア投資が省力化投資の重要なツールとなっていることが確認できる。第二に、製造業では、「生産の自動化」を増加させる企業が４割以上となっている一方、非製造業では１割に満たない。これらの点は、日銀短観のオーダーメード集計において、人手不足企業とそうでない企業とでは特にソフトウェア投資に大きな差がみられたこと、また、製造業では人手不足企業が有形固定資産投資も積極化させているのに対し、非製造業ではそうした状況が確認できなかったことと、それぞれ整合的な結果であると言える。

そのほか、ＡＩや機械学習を含むＲＰＡ（Robotic Process Automation）についても、製造業、非製造業ともに相応の割合の企業で投資を増加させていることが確認できる。一方、肉体労働をサポートするロボットの導入や接客等のロボット・自動化などは、非製造業において省力化投資の事例として取り上げられることが多い一方で、本アンケート調査の結果としては、投資を増加させている企業の割合が相対的に限定的となっている。

第２－１－15図　５年前と比較した企業の省力化投資の状況

５年前と比べ、企業の省力化投資は、ソフトウェアやシステムの導入を中心に増加

（１）業種別、企業規模別にみた省力化投資全体の状況（５年前との比較）

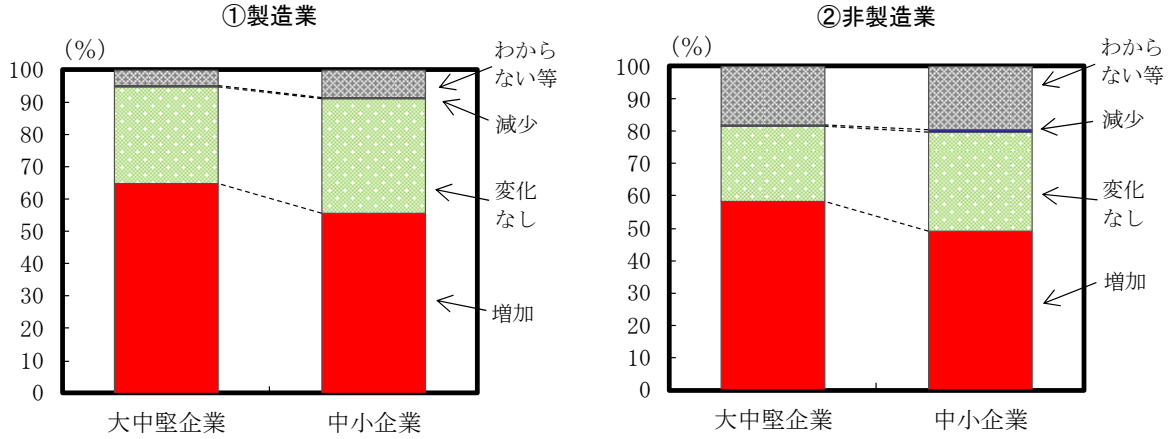

（２）業種別にみた投資性質別の省力化投資の状況（５年前との比較）

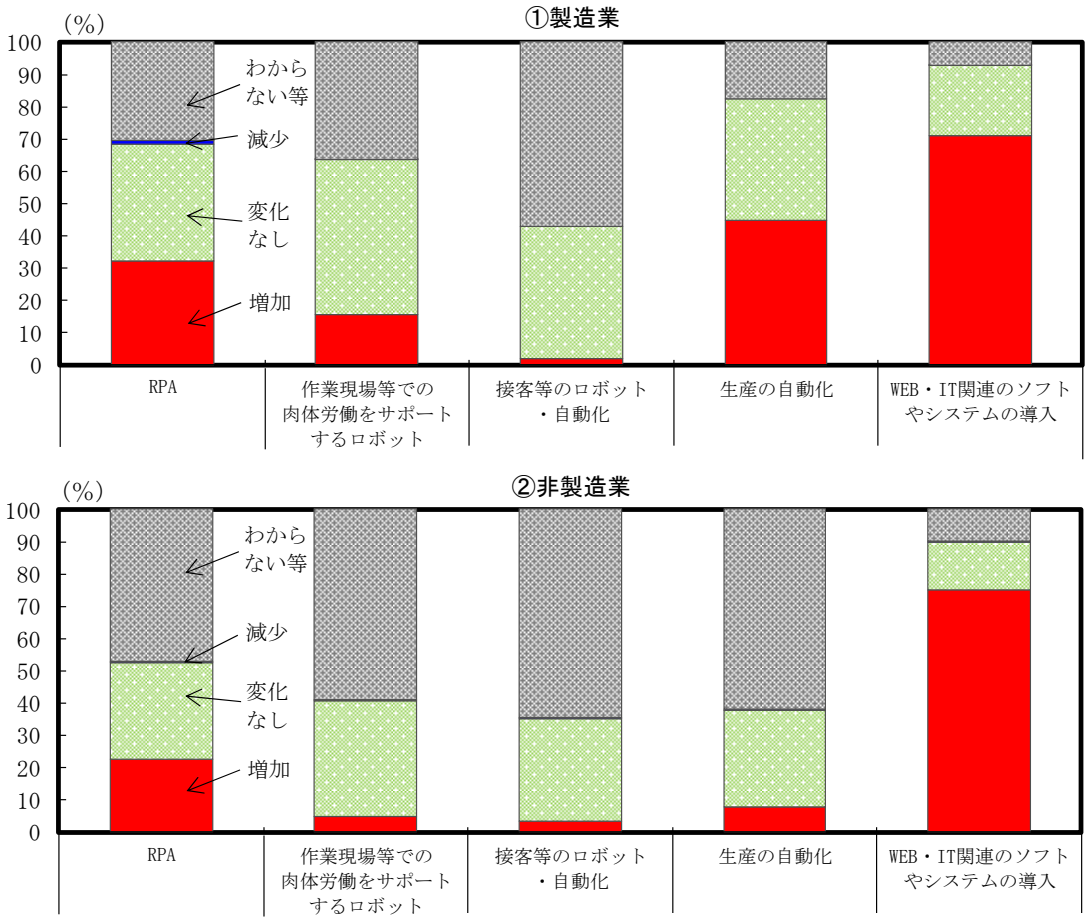

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）により作成。
２．複数の選択肢（①非常に増加、②増加、③変化なし、④減少、⑤非常に減少、⑥わからない、⑦該当なし）から単一回答。図中の「増加」、「減少」、「わからない等」は、それぞれ①と②、④と⑤、⑥と⑦の合計。

（省力化投資へのハードルとして、コスト面や人材面を課題に挙げる企業が多い）

ここまで、人手不足による需給のひっ迫は企業の省力化投資を促すこと、また、企業の省力化投資の取組は、大中堅企業と中小企業、製造業と非製造業のいずれにおいても、５年前と比べればかなりの程度進んできたと評価できることを確認した。一方で、業種や規模、省力化投資の具体的な内容によっては、企業の取組には一定の差があることも確認できた。そこで、さらにアンケート調査から、企業が認識している省力化投資のメリットと障壁について確認しよう。

まず、企業が省力化投資のメリットと考えている要素をみると（第２－１－16 図（1））、製造業・非製造業を問わず、「業務の効率化」を挙げる企業が８割以上と最も多い。また、「人件費の削減」も、製造業で５割程度、非製造業で４割程度と相応の企業がメリットとして認識している。すなわち、企業の省力化投資のメリットは、限られた資源を効率的に活用すること、また、より少ない人手で付加価値を生み出すことであり、すなわち生産性の向上効果

が期待されているとみられる。また、製造業と非製造業を比べると、業務の効率化を除いて、いずれの要素も、メリットとして挙げる企業の割合が製造業で多くなっている。このように、製造業で相対的に省力化投資に積極的であることは、様々な点で省力化投資のメリットを認識していることが影響している可能性もあり、非製造業を含めて、省力化投資のメリットを広く共有することの重要性を示唆している。なお、省力化投資と人件費の関係については、労働分配率の分析の文脈で後述する。

一方、省力化投資の導入に際して障壁として意識されている要素をみると（第２－１－16図（２））、導入費用やランニングコストなどコスト面を課題に挙げる企業が多いことが分かる。また、こうしたコスト面の障壁に加え、従業員の教育訓練の必要性や、新たな専門人材投入の必要性も課題として指摘されている。このように、省力化投資に当たっては、単に投資を実行するだけでなく、新たな技術やツールを有効に利活用していくための人材確保も課題として認識されており、この点からは、リ・スキリングの促進により、省力化のための新たな技術を使いこなせる人材の育成を図り、労働移動を促していくことも重要な課題と言えよう。

第２－１－16図　省力化投資のメリットと障壁

省力化投資へのハードルとして、コスト面や人材面を課題に挙げる企業が多い

（１）省力化投資によるメリット

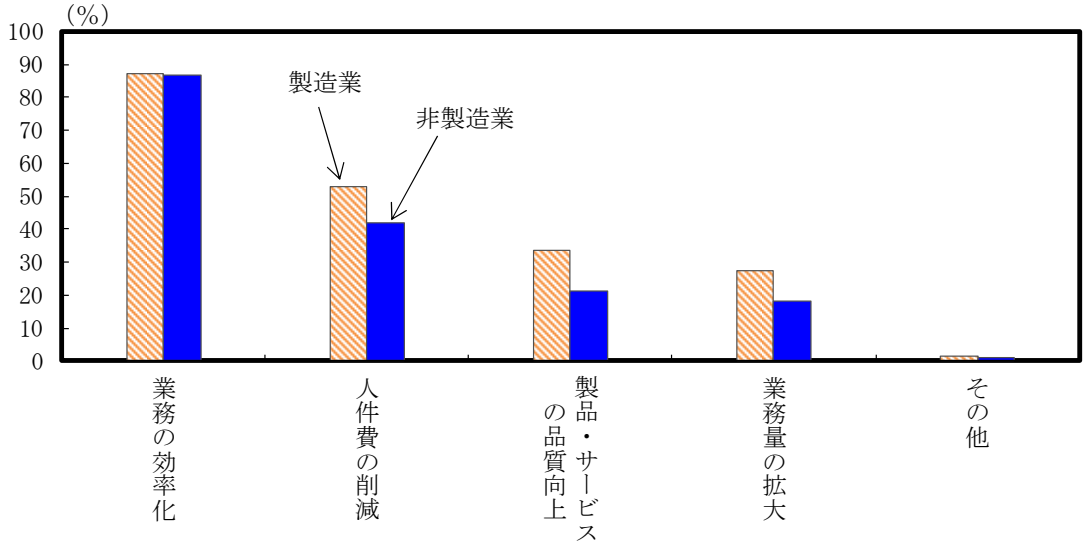

（２）省力化ツール導入の障壁

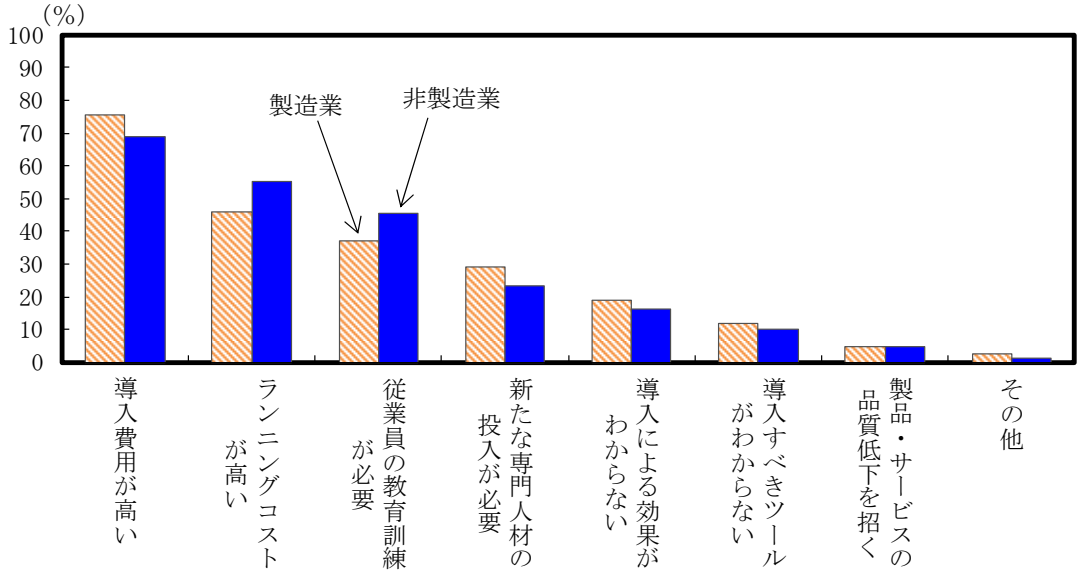

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）により作成。
２．複数の選択肢から、該当するものを全て選択する形式。

３　省力化投資の効果と課題

（産業単位では、製造業は投資と生産性の関係がみられるが、非製造業では明確でない）

ここでは、企業が期待している効率性の改善や人件費の抑制といった省力化投資の効果について、複数の角度から分析する。まずは、省力化投資と労働生産性の関係を確認するべく、マクロ統計である国民経済計算のデータから、製造業・非製造業別に、産業別の時間（マンアワー）当たり実質労働生産性と、同じく時間（マンアワー）当たりの機械設備やソフトウェアの実質固定資産ストック、すなわち資本装備率との関係を確認する。

第２－１－17 図（１）のとおり、製造業においては、機械設備装備率、ソフトウェア装備率ともに、労働生産性とは正の相関関係がみられるが、機械設備の方がソフトウェアに比べ、労働生産性への影響が強いことが示唆される。また、非製造業においても、機械設備装備率、ソフトウェア装備率ともに労働生産性とは正の相関関係が示唆されるが、その傾きは製造業に比べて緩やかであり、投資と生産性の関係が弱い形となっている（第２－１－17 図（２））[17]。

[17] この点に関し、非製造業について、業種別の時系列データを用いて、労働生産性を被説明変数とし、資本装備率（機械設備、ソフトウェア）を説明変数とする固定効果モデルを推計すると、いずれの設備についても、労働生産性に対する影響は有意とはならなかった。これは、産業別のマクロデータに基づく推計であり、同じ業種内であっても、規模を含め企業間の異質性が大きく、産業単位では生産性押上げ効果を検出できていない可能性がある。

第２－１－17図　機械設備装備率・ソフトウェア装備率と労働生産性の関係

資本装備率と労働生産性との間には、製造業において正の関係がみられる

（１）製造業

①機械設備装備率

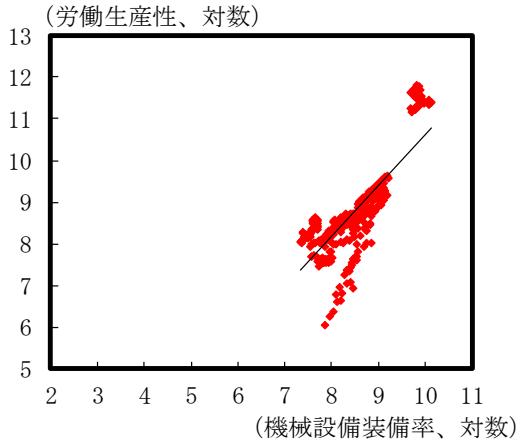

②ソフトウェア装備率

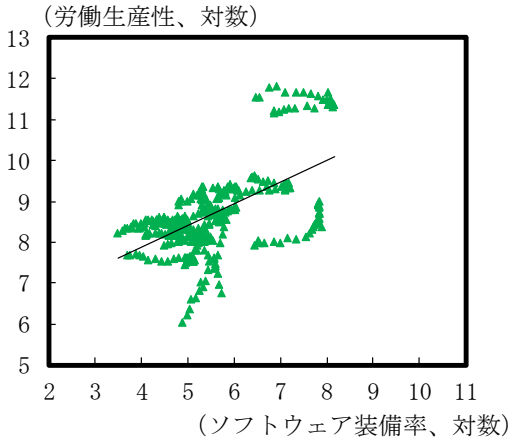

（２）非製造業

①機械設備装備率

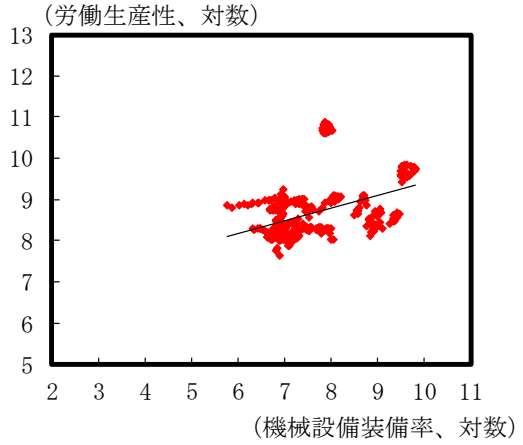

②ソフトウェア装備率

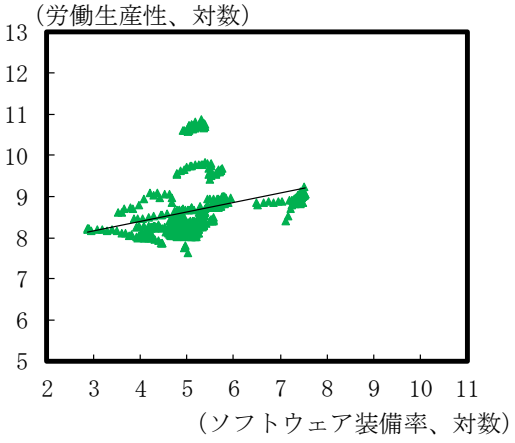

（備考）１．内閣府「国民経済計算年次推計」により作成。労働生産性と機械設備装備率、ソフトウェア装備率は、それぞれ実質マンアワー（雇用者数×労働時間）当たり。期間は1994年から2022年。

２．製造業の内訳は、①食料品製造業、②繊維製品製造業、③パルプ・紙・紙加工品製造業、④化学製品製造業、⑤石油・石炭製品製造業、⑥窯業・土石製品製造業、⑦一次金属製造業、⑧金属製品製造業、⑨はん用・生産用・業務用機械製造業、⑩電子部品・デバイス製造業、⑪電気機械製造業、⑫情報・通信機器製造業、⑬輸送用機械製造業、⑭その他の製造業。

３．非製造業の内訳は、①農林水産業、②鉱業、③電気・ガス・水道・廃棄物処理業、④建設業、⑤卸売・小売業、⑥運輸・郵便業、⑦宿泊・飲食サービス業、⑧情報通信業、⑨金融・保険業、⑩不動産業、⑪専門・科学技術、業務支援サービス業、⑫公務、⑬教育、⑭保健衛生・社会事業、⑮その他のサービス業。

（しかし、企業単位でみると、省力化投資は、生産性の向上に寄与している可能性）

そこで次に、アンケート調査の結果を用いて、人手不足への対応策として省力化投資を実施している企業とそうでない企業との間で、労働生産性に差があるのかを確認する[18]。労働生産性については、前掲第２－１－７図と同じ定義として、企業財務データとマッチングして企業単位で作成し、業種や企業規模をコントロールした上で、傾向スコアを用いた逆確率重み付け法による平均処置効果を推計すると、省力化投資を行っている企業では、そうでない企業に比べ、時間当たりの労働生産性が 10%程度高いという結果が得られた（第２－１－18 図（１））。

また、同様の手法で、省力化投資を５年前から増加させたことによる労働生産性への効果を推計すると、省力化投資を増加させた企業は、そうでない企業に比べ、10%以上、労働生産性が高いという結果となっている（第２－１－18 図（２））。さらに、省力化投資の内訳ごとに、労働生産性への影響をみると、接客等のロボット・自動化や、ＲＰＡへの投資の強化は、労働生産性を相対的に大きく押し上げる効果があることが確認される。接客等のロボット・自動化への投資は、飲食・宿泊サービスで強化している企業割合が高く、人手不足の中にあって、自動化を通じて、省力化を図ることにより、生産の効率化につなげているとみられる。ＲＰＡの投資を増加させている企業は、輸送用機械、鉄鋼・非鉄金属など製造業や、金融・保険業などで多く、生産管理や人事管理、事務処理等の面などで効率化を進めている様子がうかがわれる。また、幅広い業種でみられるＷＥＢ・ＩＴへの投資の強化も労働生産性を押し上げる一定の効果があることが確認できる。以上のように、企業別に確認すると、人手不足が顕著な非製造業等で導入が進む接客等のロボット・自動化やＲＰＡ、ＷＥＢ・ＩＴなどへの投資を積極化させている企業では、労働生産性への正の効果が顕在化していると言える。

[18] 推計方法の詳細は、付注２－４を参照。

第２－１－18図　省力化投資と労働生産性

省力化投資を実施、増加した企業は、そうでない企業より生産性が高い

（１）人手不足への対応策として省力化投資を実施したことによる平均処置効果

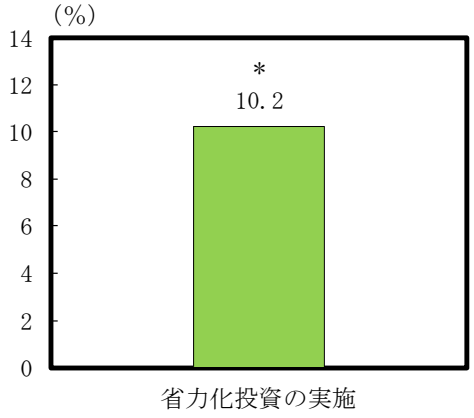

（２）５年前と比較して省力化投資を増加させたことによる平均処置効果

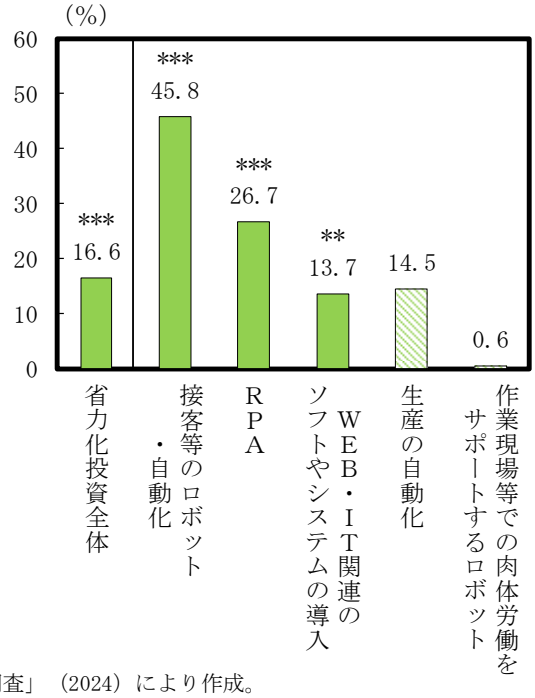

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）により作成。
２．業種、従業員規模、非正社員比率を説明変数とするプロビットモデルにより（１）人手不足への対応策として省力化投資を行う、又は（２）省力化投資を５年前対比で増加させる企業の傾向スコアを算出し、逆確率重み付け法により、時間当たり労働生産性に対する平均処置効果（ＡＴＥ）を推定した。推計結果については、付注２－４を参照。
３．***は有意水準１％、**は有意水準５％、*は有意水準10%で差があった箇所、斜線部分は有意水準 10%で差がなかった箇所を示している。

（我が国の労働分配率は長期的に低下し、主要先進国と同水準に）

最後に、企業において省力化投資の主要なメリットの一つとして認識されている人件費の抑制について、労働分配率との関係で確認する。労働分配率とは、生産活動の結果として新たに生み出された付加価値が、どれだけ労働者に報酬（賃金や福利厚生費などの人件費）として分配されているかをみる指標である。省力化投資の結果として、より少ない人手で生産活動を行うことが可能となった場合、企業が生み出す付加価値が一定であるならば、労働分配率は低下することになる。ここでは、機械設備やソフトウェア投資の増加が労働分配率に及ぼす影響を検証する。

具体の議論に入る前に、まず、我が国の労働分配率の長期的推移を確認しよう。主要先進国と比較する観点で、国際比較可能な国民経済計算ベース[19]の労働分配率をみると（第２－１

[19] 国民経済計算ベースで労働分配率を導出する場合、①雇用者報酬／ＧＤＰ、②雇用者報酬／国民所得（要素所得）があるが、いずれの場合も、分母には自営業主や家族従業員の貢献分が含まれる一方、分子には含まれないという概念上のずれがある。我が国の場合は、自営業主数等が長期的に減少傾向にあることか

－19 図)、第一に、いずれの主要先進国でも、労働分配率は長期的には低下傾向にあること、第二に、我が国の労働分配率の長期的な低下度合いは相対的に大きいことが確認できる。我が国の労働分配率は、1980 年代前半には他の先進国に比べ５％ポイントから 10％ポイント程度高い水準にあったが、その後、徐々に水準が低下し、2015 年以降の平均では他の主要先進国とおおむね同程度の水準となっている。

第２－１－19図　労働分配率の国際比較

我が国の労働分配率は、長期的には緩やかな低下傾向で推移し、近年は主要先進国と同程度の水準

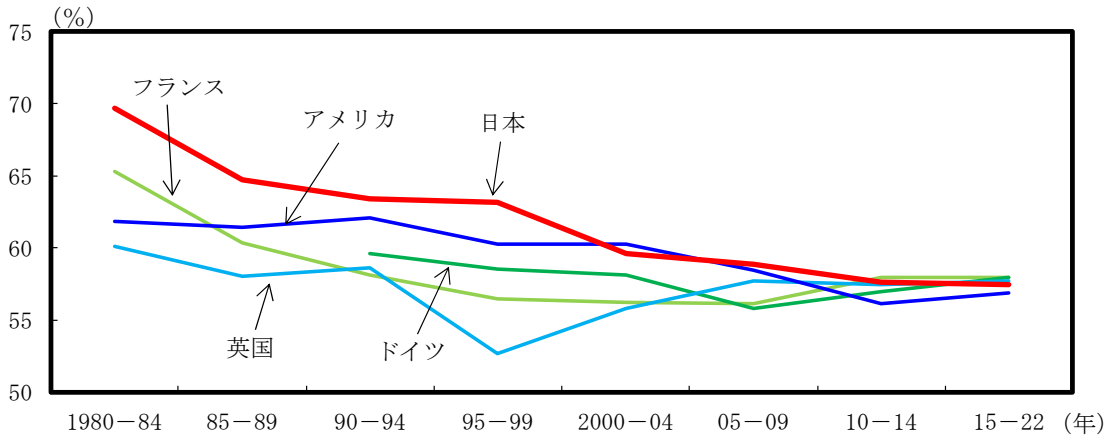

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、ＢＥＡ "National Income and Product Accounts"、OECD. Statにより作成。
２．ここでは、労働分配率＝（雇用者報酬／雇用者数）／（ＧＤＰ／就業者数）として計算。

次に、企業規模別・産業別の労働分配率を「四半期別法人企業統計」[20]からみると（第２－１－20 図)、中小企業においては、製造業・非製造業のいずれも労働分配率が高く、均してみればおおむね横ばいで推移している一方、大中堅企業、特に非製造業では、景気変動による上昇・下落を伴いながらも、1990 年代後半以降、トレンドとしては低下しており、これが、経済全体の労働分配率の低下傾向を規定している。労働分配率の分子（人件費)、分母（付加価値）の動きを規模別・業種別に確認すると、大中堅の非製造業では、付加価値が顕著に増加する中で、人件費の増加が緩やかなものにとどまり、結果として、労働分配率の低下が相対的に大きくなっていることが分かる。

ら、①や②を用いると、労働分配率の変化を過大に計算することになる（労働分配率が実態よりも上昇している計算となる)。このため、ここでは、労働者一人当たりの付加価値は雇用者でも自営業主でも変わらないという仮定の下、③（雇用者報酬／雇用者数）／（ＧＤＰ／就業者数）により、労働分配率の国際比較を行っている。

[20] ここでは、人件費／（人件費＋営業利益）として計算した。なお、「法人企業統計」ベースと国民経済計算ベースでは、①国民経済計算には、政府部門など非市場生産者や医療法人・社会福祉法人等が含まれるほか、不動産業に持家の帰属家賃分が含まれる、②四半期別法人企業統計ベースは資本金 1,000 万円未満企業分が含まれないほか、純粋持株会社の利益に含まれる子会社からの配当分が国民経済計算ベースでは付加価値（ＧＤＰ）には含まれない、といったカバレッジ上の違いがあることに留意が必要。

第２－１－20図　企業規模別・業種別の労働分配率

長期的にみると、労働分配率は中小企業で横ばいの一方、大中堅企業で低下傾向

（１）企業規模別・業種別の労働分配率

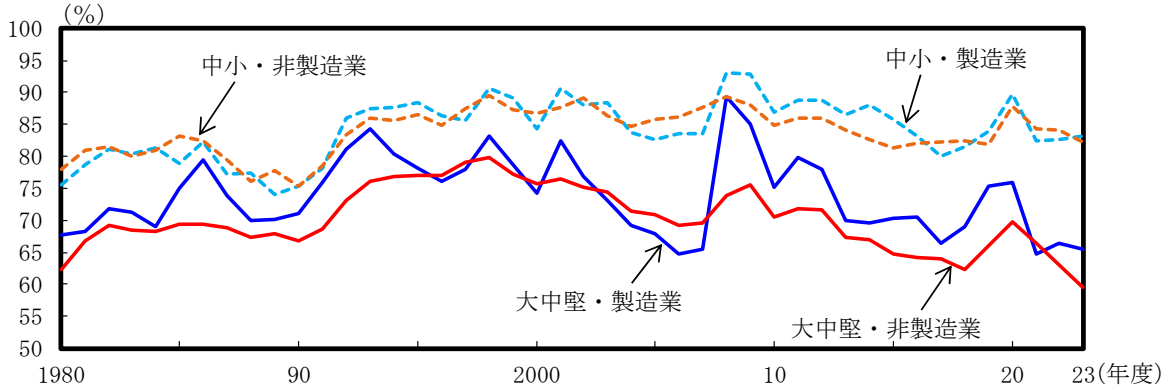

（２）企業規模別・業種別の人件費と付加価値額

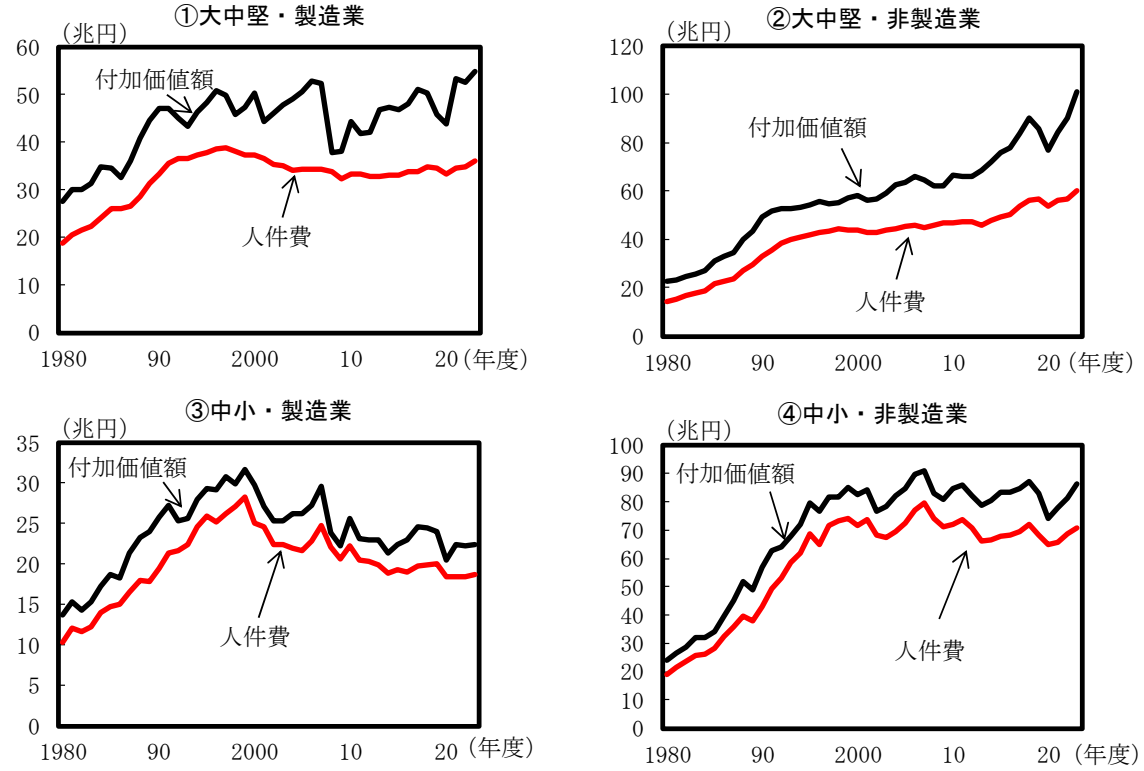

（備考）１．財務省「法人企業統計調査季報」により作成。

２．労働分配率＝人件費／付加価値額×100として計算。人件費は、従業員給与、従業員賞与、役員給与、役員賞与福利厚生費の合計。付加価値額は、営業純益（営業利益－支払利息等）、人件費、支払利息等の合計。

（近年、機械設備投資はより労働代替的に、ソフトウェア投資は労働中立的に変化）

では、企業ごとに労働分配率はどのような要因によって変動するのであろうか。ここでは、「経済産業省企業活動基本調査」[21]の調査票情報を独自集計したデータ等を用いて、労働分配率に影響を与える要因について分析を行った[22]。具体的には、労働分配率を被説明変数とし、①資本との代替・補完関係を示す指標として資本財価格（機械設備又はコンピュータ・ソフトウェア）、②グローバル化の指標として売上高に対する輸出の比率（輸出比率）及び費用総額に対する輸入の比率（輸入比率）、③従業者に占めるパートタイム労働者の比率（パート労働者比率）等を説明変数とする固定効果モデルを推計した[23]。推計期間は、2001 年度から 2021 年度の 20 年程度とし、期間を前半・後半の２つに区分して推計を行った。

結果をみると（第２－１－21 図）、まず、パート労働者比率については、後半期間の方がやや影響は小さくなっているが、推計期間を通じて、係数が統計的に有意にマイナスとなっている。すなわち、パート労働者比率の上昇は、労働分配率の低下と一定の関係があることが確認される。また、グローバル化関連指標である輸出入比率については、どの資本財価格を用いるかでやや結果が異なる。輸入比率については、係数が推計期間を通じておおむね有意にマイナスとなり、後半期間の方がその影響が大きくなっている一方、輸出比率の係数については、前半期間がプラス、後半期間がマイナスとなっている。このように、総じてみて、企業活動のグローバル化の進展は、近年にかけて、より労働分配率を押し下げる方向に働いている。

次に、資本と労働の代替・補完関係を示す指標として、資本財価格の係数を確認すると、資本財の種類によって結果が大きく異なることが分かる。まず機械設備については、前半期間は係数が統計的に有意にプラス（逆符号で表しているので、資本財価格の低下と労働分配率の上昇が有意に関係）であるのに対し、後半期間は有意にマイナス（資本財価格の低下と労働分配率の低下が有意に関係）となっている。この結果は、機械設備と労働との関係が、かつては補完的であったが、近年では代替的になっていることを示唆している。近年では、製造業を中心に、かつてよりもオートメーション化やロボット化が進んだことで、より労働力を必要としない生産体制へと変化している可能性がある[24]。

一方、ソフトウェアについては、資本財価格の係数が、前半期間では統計的に有意にマイナスであるのに対し、後半期間では統計的に有意とはなっていない（符号はプラス）。ソフトウェアについては、かつては労働と代替的であったものが、近年は、少なくとも代替的では

---

[21] 同調査は、従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の企業を対象としており、中小企業も含むが、中堅企業以上をより代表していると考えられる。

[22] 定式化に当たっては、内閣府（2018）、田中・菊地・上野（2018）も参考にした。

[23] このほか、推計に当たっては、別途推計した全要素生産性、経済全体の需給ギャップをコントロールしている。推計方法の詳細は、付注２－５を参照。

[24] 実際、製造業と非製造業に分け、後半期間で同様の推計を行うと、非製造業では機械設備投資財価格の係数は統計的に有意でない一方、製造業では全産業と同様の代替関係が検出されている。

なくなっているという変化が生じている可能性がある。この点については、情報化が急速に進んだ1990年代後半から2000年代にかけては、経理・人事給与・販売・物流管理など幅広い業務で一部の労働が代替されたが、近年では、ソフトウェア等の知的財産が高度化する中で、ＩＴ・プログラミング、システム・エンジニアリングなど、これらを扱える専門分野の人材が必要になっているという意味で、労働と補完的な方向に変化が生まれつつある可能性がある[25]。

このように、省力化を含む設備投資と労働分配率の関係は、投資の種類や時代に応じて変化しており、必ずしも一意に決まるものとは言えないが、本分析からは、機械設備投資は、近年、より労働と代替的になっており、これらの投資促進は、主に製造業企業の人手不足感の緩和に資する側面があると言える。一方、ソフトウェア投資については、少なくとも近年については、必ずしも労働を代替するものではなく、アンケート調査でも確認されたように、企業にとって、これらを使いこなせる人材の確保の重要性と、無形資産投資として、より高い付加価値を生み出す投資手段としての重要性が増しつつあることが示唆される。

第２－１－21図　資本コストの変化等が労働分配率に与える影響

近年、機械設備投資はより労働代替的に、ソフトウェア投資は労働中立的に変化

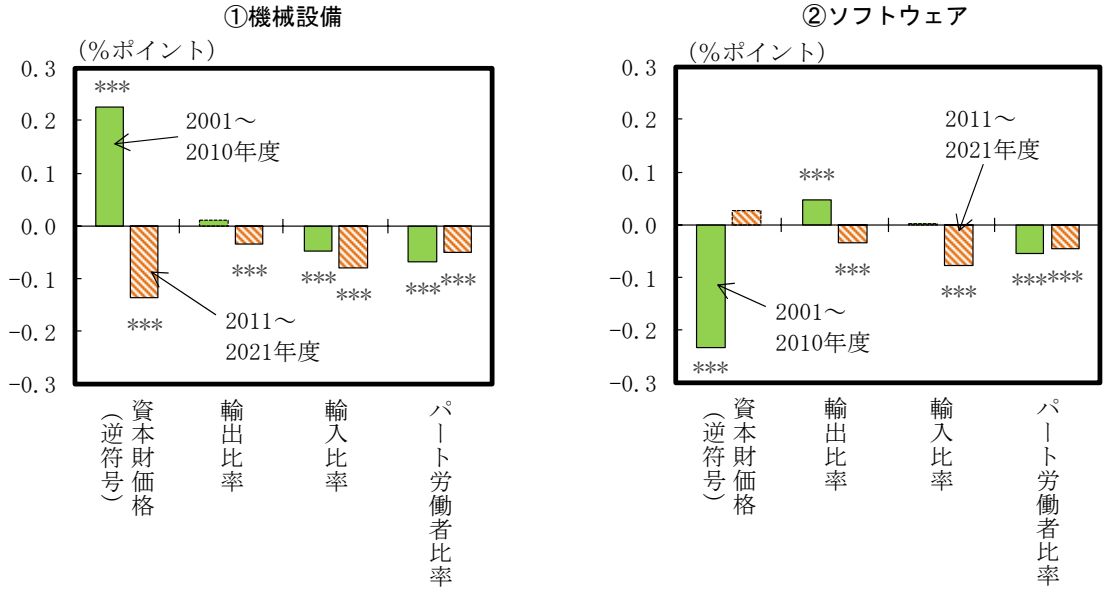

（備考）１．経済産業省「経済産業省企業活動基本調査」の調査票情報を独自集計したデータ、内閣府「国民経済計算」により作成。
２．***は１％水準で有意であることを示す。
３．資本財価格については、資本財価格が低下した場合の労働分配率への低下寄与を図示するために、推計結果で得られている符号を逆符号にしてプロットしている。
４．推計の詳細は、付注２－５を参照。

[25] ソフトウェア投資財価格は、製造業、非製造業とも全期間の推計では、労働分配率に対して有意なマイナス（労働代替的）であるが、期間後半の推計では、ともに統計的で有意でないという点で共通している。

第２節　労働移動に係る現状と課題

前節でみたとおり、コロナ禍を経て企業の人手不足感が再び急速に高まり、労働需給がひっ迫する一方、少子高齢化と人口減少が進む我が国においては、労働供給の面で一定の制約を受けざるを得ず、経済の成長力が抑制される要因となる。こうした中にあって、労働市場における資源配分の効率性を高めること、すなわちセクター間の労働移動を円滑化することは重要な課題である。物価と賃金が動き出した経済においては、賃金がシグナルとなって、価格メカニズムが機能し、希少な労働力が、より生産性の高い部門やニーズが高い部門に移動することが期待される。この下で、経済全体の効率性が高まり、少子高齢化と人口減少にあっても、我が国の成長力を維持・向上させることにつながると考えられる。本節では、こうした労働移動、特に労働市場のミスマッチと産業間の労働移動に焦点を当て、これらの現状と課題について考察していく。

１　労働市場のミスマッチに係る現状と課題

人手不足感が拡大する中、希少で限られた労働力を効率的に就業に結び付けること、すなわち、労働移動によって効率的な資源配分を実現することが重要であり、そのためには、円滑な労働移動を実現するようなマッチング・メカニズムが機能する必要がある。こうした問題意識の下、以下では、労働市場におけるミスマッチの動向と課題について詳細に分析していく。

（ＵＶ曲線からみたミスマッチは 1990 年代以降大きく悪化した後、幾分改善）

まず、労働需給のミスマッチを示す基本的なデータとして、企業側の人手不足の度合い（欠員率）と失業率の関係を示すＵＶ曲線について、過去 30 年超の長期的な動向を確認する。一般に、欠員率と失業率は負の関係にあり、欠員率の上昇と失業率の低下は人手不足の拡大を、欠員率の低下と失業率の上昇は需要不足による失業を意味する。他方、失業中の労働者が企業側の求人に対して就職を申し込んでも、職種、業種、経験や技能等の違いから、企業側のニーズと労働者側のニーズが合わないこと（ミスマッチ要因）、また転職や職探しのプロセスには一定の時間を要すること（摩擦的要因）等から、欠員と失業とが同時に生じる。ＵＶ曲線と 45 度線との交点は、労働市場の需給が一致した状態であるため、そのときの失業率は、労働市場のミスマッチや摩擦的な要因によるものと解釈される。二つの異なる期間において、ＵＶ曲線における欠員率と失業率の組合せが右上方にシフトしているときは、より大きい欠員率と失業率が併存していることから、ミスマッチ等の要因による失業が増加していることを示す。

1990 年代以降の我が国のＵＶ曲線をみると（第２－２－１図）、45 度線上に位置した 1990

年代初頭と 2010 年代半ばの二時点を比べると、ＵＶ曲線が右上にシフトしており、この間、長期的にミスマッチ失業や摩擦的失業が拡大していたことが分かる。その後、2010 年代後半の労働市場の需給改善、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 2020 年の急速な需給悪化、コロナ禍の影響が和らぐ中での需給改善を経て、ＵＶ曲線は幾分左下にシフトしている。ミスマッチ失業や摩擦的失業は、1990 年代初頭と比べれば高い状態にあるが、現時点においては、2010 年代半ばより改善していることが分かる[26]。

第２－２－１図　欠員率と失業率の関係（ＵＶ曲線）

ＵＶ曲線からみたミスマッチは、1990年代以降大きく悪化したが、2010年代半ば以降に幾分改善

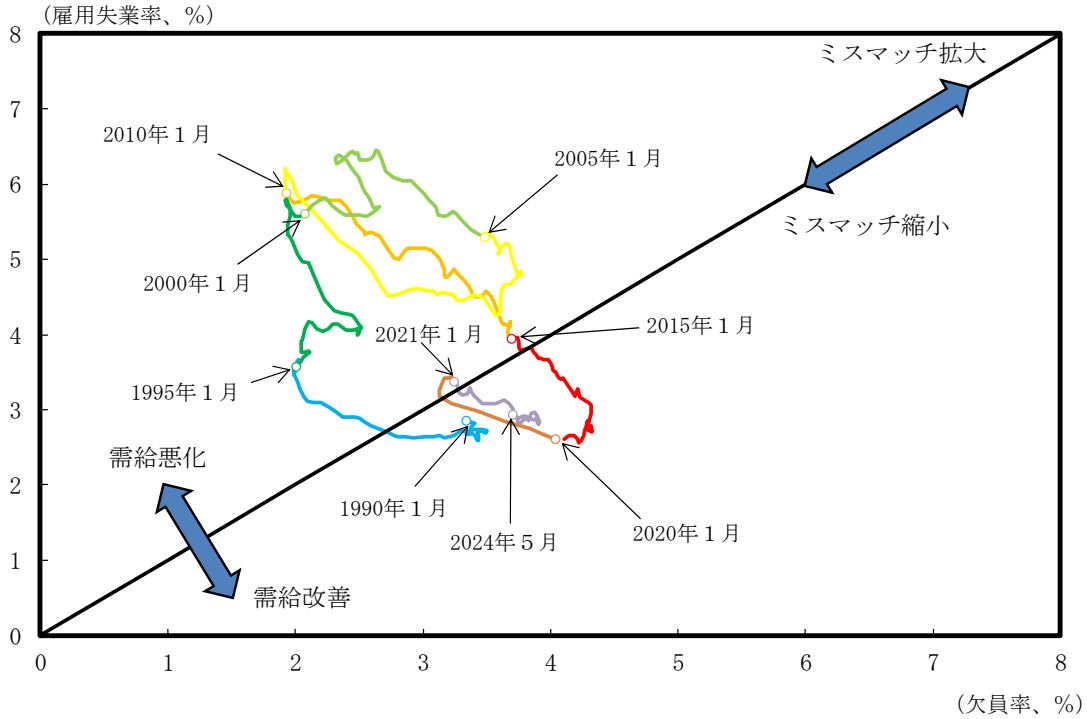

（備考）１．総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。
２．欠員率＝（有効求人数－就職件数）／（有効求人数－就職件数＋非農林雇用者数）
３．雇用失業率＝完全失業者数／（非農林雇用者数＋完全失業者数）
４．内閣府による季節調整値の３か月移動平均。

（我が国では、失業のリスクは低い一方、失業した場合に長期化しやすい構造）

次に、我が国における失業を通じた労働移動の度合いについて、諸外国との比較により確認してみよう。

失業を経た労働移動は、就業者のうち失業する者の平均的な割合（失業確率）と、失業者のうち就業する者の平均的な割合（就業確率）によって、その程度を推察することができる

[26] なお、ここでのＵＶ曲線は公共職業安定所（ハローワーク）におけるデータを基にしているが、ハローワークについては、第１章第１節で述べたとおり、新規入職経路の割合が長期的に低下し、直近では 15%程度まで低下している点に留意が必要である。

（第２－２－２図（１））。2013 年から 2022 年までの 10 年間の平均値でみると、我が国では、失業確率、就業確率ともに、ＯＥＣＤ諸国の中では相対的に低い状況にある。失業確率が低いことは我が国の失業率を低くする要因となる一方で、就業確率が低いことは平均的な失業期間を長くする要因となる。ＯＥＣＤ諸国における失業確率と平均失業期間との関係をみると、我が国の失業期間は相対的に長くなっている[27]。

また、失業率と、失業者のうち一年以上失業している長期失業者の割合を、主要先進諸国と比較すると、我が国の失業率はこれらの国の中で最も低い水準にある一方、長期失業者の割合はドイツに次いで高い（第２－２－２図（２））。

以上を踏まえると、我が国では、諸外国に比して、失業するリスクは低いものの、一度失業した場合にはその状態が長期化しやすい構造にあると言える。

第２－２－２図　失業を通じた労働移動の国際比較

我が国では、失業するリスクは低いものの、失業した場合にはその状態が長期化しやすい構造

（１）失業確率と、就業確率及び平均失業期間の国際比較

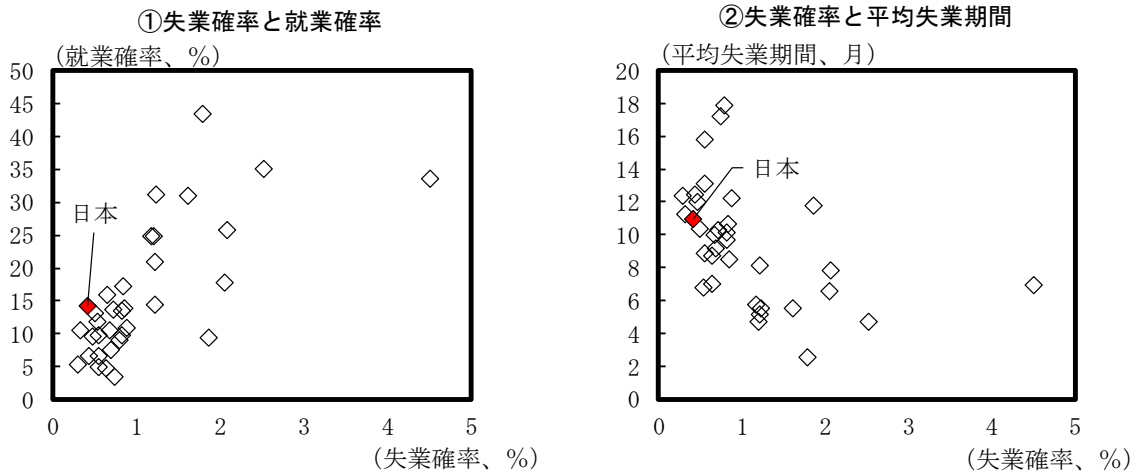

（２）失業率と長期失業者の割合の国際比較

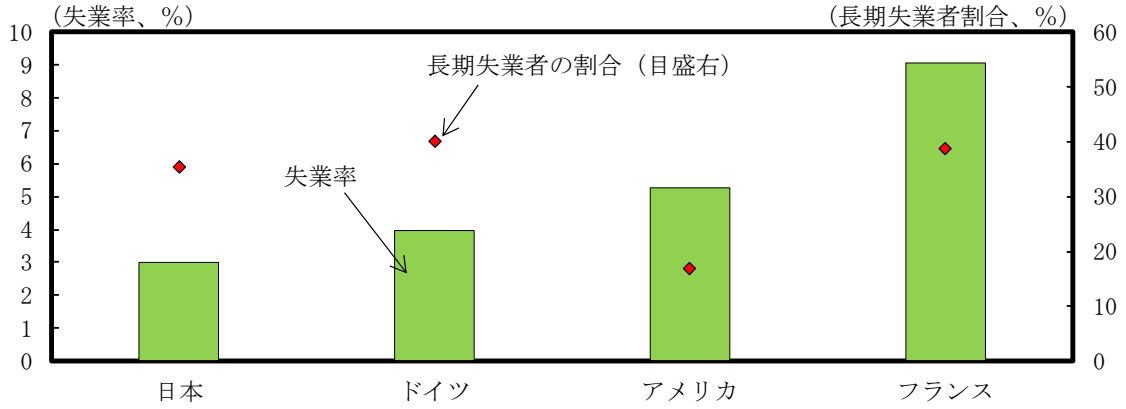

[27] 2022 年の平均失業期間は、ＯＥＣＤ平均では 8.5 か月であるのに対し、日本では 11.0 か月である。

（備考）１．OECD.Statにより作成。（１）の失業確率及び就業確率、（２）の失業率及び長期失業者割合は2013－22年の平均値。
２．（１）の失業確率は、失業期間１か月未満の失業者数÷就業者数。就業確率は、（失業期間１か月未満の失業者数－失業者数の変化の月平均）÷失業者数。なお、失業確率、就業確率は直接、就業からの失業確率、失業からの就業確率を計算したものではない点に留意が必要である。
３．（１）の平均失業期間は、2022年の失業期間について、「～１か月」を0.5か月、「１か月～３か月」を1.5か月、「３か月～６か月」を4.5か月、「６か月～12か月」を９か月、「12か月～」を24か月として、それぞれの失業者数で加重平均した値。
４．（２）の長期失業者の割合は、失業者に占める一年以上失業者の割合。

（我が国の労働市場におけるマッチングの効率性は、諸外国に比べて低い）

このように、我が国では、コロナ禍を経て、企業側の人手不足が拡大（欠員率が上昇）し、それに伴い失業率もコロナ禍以前の水準に近づくなど労働需給が改善している一方で、諸外国と比べると、就業確率が相対的に低く、就業を希望しながらも失業状態が一年以上続く長期失業者の割合が相対的に高いなど、労働市場における資源配分の効率性に課題があることが示される。

ここで、我が国の労働市場におけるマッチングのしやすさ（効率性）について、一定の仮定の下、マッチング関数を推計することにより、諸外国と比較してみよう（第２－２－３図）。具体的には、新規雇用者数、失業者数、求人数を用いてマッチング関数を推計し、その結果を基に、失業者に対する新規雇用者の割合をマッチング効率性として、日本、アメリカ、ドイツの３か国の動向を比較した[28]。

結果をみると、第一に、いずれの国でも、失業者数に対する求人数の割合が上昇すると、マッチング効率性が上昇する傾向にある点は変わらない。

第二に、マッチング効率性の水準を比較すると、アメリカが最も高く、次いでドイツ、日本の順となっている。失業者と同数の求人がある場合（横軸が 1.0 の位置にあるとき）、アメリカでは１か月の間に失業者の８割程度が新規雇用に結びついているのに対し、日本は３割強に過ぎず、失業状態を経た新たな就業への労働移動の円滑度に差がある様子がうかがえる。

第三に、推計期間を前後半の 2015 年以前と 2016 年以降で分けてみても、各国のマッチング効率性はほとんど変化しておらず、日本は恒常的に低い水準に位置している。

[28] 推計方法の詳細は、付注２－６を参照。

第２－２－３図　労働市場におけるマッチングの効率性

我が国の労働市場におけるマッチング効率性は、諸外国に比べて低い

（１）マッチングの効率性の国際比較

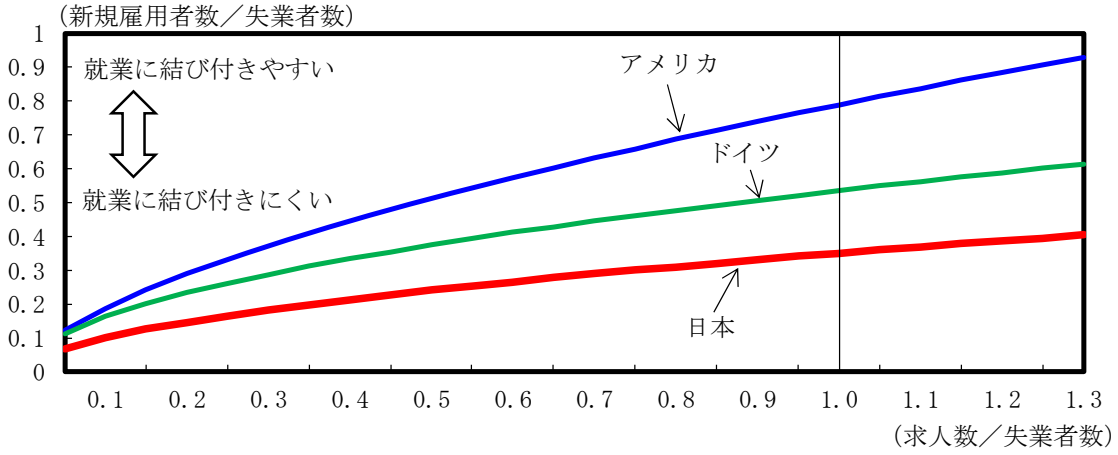

（２）失業者と同数の求人数が存在した場合に、１か月の間に失業者が雇用に結びつく割合

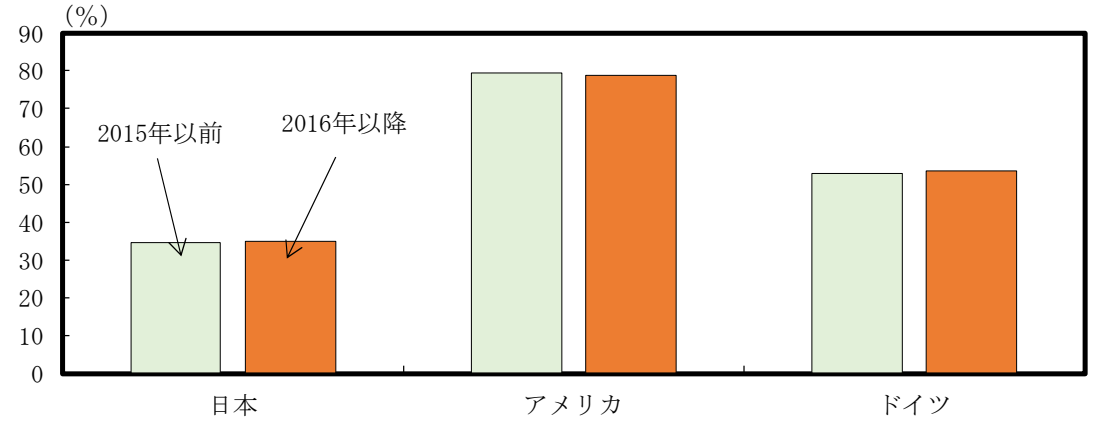

（備考）１．総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」、OECD.Stat、Eurostat、ＢＬＳ"Job Openings and Labor Turnover Survey"により作成。

２．新規雇用者数を失業者数で除した値を、求人数（欠員数）を失業者数で除した値で説明する下記のマッチングモデルをＯＬＳ推計することで算出。

$\ln(H_t/U_{t-1}) = \ln(\alpha_t) + \beta \ln(V_{t-1}/U_{t-1}) + \gamma_{2016} + \varepsilon_t$

H_t：t期の新規雇用者数、U_t：t期の失業者数、V_t：t期の求人数、α_t：t期の効率性

γ_{2016}：2016年以降に１をとるダミー変数、ε_t：誤差項（$\sim N(0,\sigma^2)$）

推計期間は、日本及びアメリカは2008年１－３月期～2023年10－12月期、ドイツは2008年１－３月期～2023年７－９月期。

３．（２）は（１）において求人数と失業者数が一致しているとき（求人数／失業者数＝１）の値。

（ミスマッチ率は 2010 年代半ばまで低下傾向であったが、近年は上昇）

こうした我が国の労働市場における需給のマッチング効率性は、職種別や地域別にみたときにどのような特徴があるだろうか。先行研究では、我が国労働市場における需給ミスマッ

チの主な発生要因は都市部における職種間ミスマッチであることが指摘されている[29]。ここでは、川田（2019）の分析手法を参考に、厚生労働省「職業安定業務統計」の詳細なデータを用いて、2012 年度から 2022 年度までの 10 年程度における我が国労働市場における需給ミスマッチ率を推計した[30]。以下、推計結果を基に我が国の労働市場のマッチングの現状と課題を考察していく。なお、ハローワークについては、新規入職経路の割合が２割を切るなど長期的に重要性が低下しているが、民間職業紹介等について同様の分析を行うデータに制約があるため、ここではハローワークのデータに特化している。このため、推計結果やそこから得られる含意の解釈については一定の留意は必要である。

まず、我が国労働市場におけるミスマッチ率の推移をみると（第２－２－４図（１））、2012 年度から 2016 年度にかけては緩やかに低下しており、川田（2019）とも整合的な結果が示された。他方で、2017 年度からは緩やかな上昇に転じ、その後、2020 年度には大きく水準を切り上げていることが分かる。2022 年度には若干低下しているものの、ミスマッチ率は 11％を上回る高い水準にある。これは、新規雇用の 11％以上が労働市場のミスマッチによって失われていることを示唆しており、ミスマッチ解消による効率的な資源配分の重要性を物語っている。

ここで、ミスマッチ率を、①職種間での求人と求職に差異があることで生じている「職種間要因」と、②都道府県をまたいだ労働の移動や求人と求職の調整が困難なことで生じている「都道府県間要因」とに分解してみよう。結果をみると（第２－２－４図（２））、職種間要因については、推計期間を通じて緩やかな低下傾向にある一方で、都道府県間要因が 2010 年代後半に僅かに上昇傾向で推移した後、コロナ禍の 2020 年度に大幅に上昇している。かつてはミスマッチの大部分が職種間要因によってもたらされていた[31]が、近年は両者の関係が逆転し、都道府県間要因がミスマッチ拡大の主要因となっている。

---

[29] 川田（2019）は、公共職業安定所（ハローワーク）のデータを用い、2012 年から 2016 年までの我が国労働市場における需給ミスマッチの度合いを職種間要因と地域間要因とに分けて推計し、ミスマッチの主な発生要因は都市部における職種間ミスマッチであることを指摘している。

[30] 推計方法の詳細は、付注２－７を参照。なお、分析対象期間を 2012 年度以降としているのは、川田（2019）も述べているとおり、2012 年以前と以後とでは職業分類が改定されており、データの正確な接続が困難であるためである。また、雇用形態については、川田（2019）と同様、フルタイム労働者（一般労働者）とパートタイム労働者を合算した値を用いている点に留意。

[31] 2016 年度までのデータで、主に職種間要因がミスマッチをもたらしていたという川田（2019）の結果とも整合的である。

第２－２－４図　我が国労働市場における需給ミスマッチ率の動向

労働市場のミスマッチは、2010年代半ばまで低下傾向であったが、その後は上昇

（１）ミスマッチ率の推移

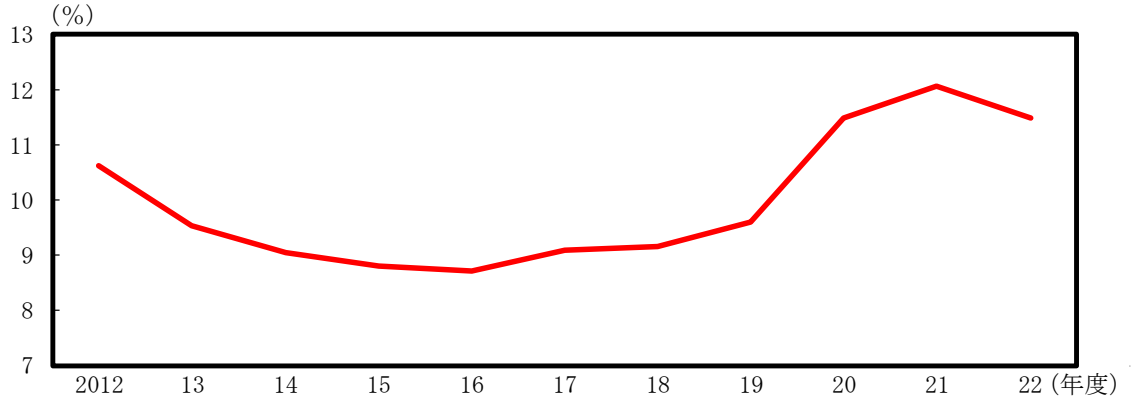

（２）要因別のミスマッチ率（職種間要因、都道府県間要因）

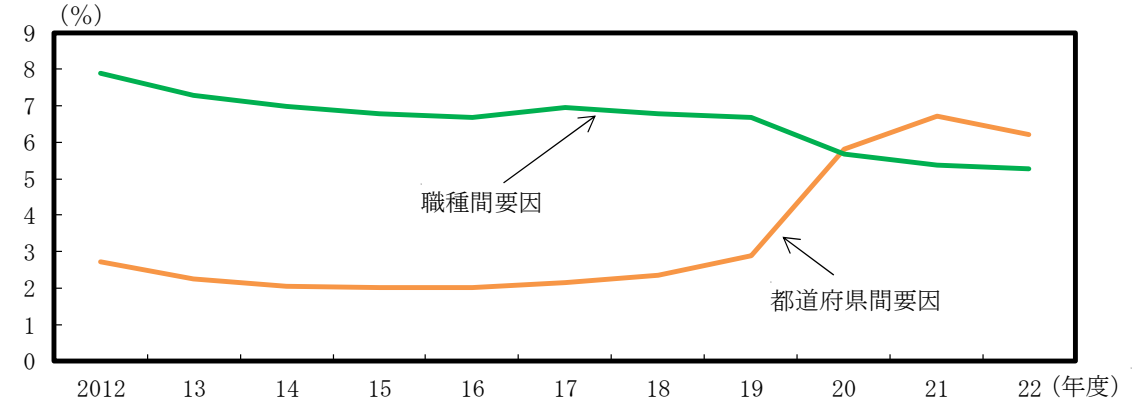

（備考）１．厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）：雇用関係指標（年度）」により作成。
２．求職者の雇用機会が最大となるよう職種間・都道府県間での求職者の再配分が行われた場合と、実現した雇用の差を、ミスマッチとしている。
３．職種間要因とは、求職者は都道府県間で移動しないと仮定したときのミスマッチであり、都道府県間要因とは、求職者は希望職種を変えないとしたときのミスマッチである。

（都道府県間ミスマッチは、コロナ禍の影響により、幅広い職種で拡大）

このような2020年度以降の都道府県間ミスマッチの急速な拡大は、言うまでもなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものであると考えられる。すなわち、コロナ禍では感染拡大防止の観点から人流抑制・行動制限が行われ、人々もまた感染予防のために移動や活動を制限したことで、職業安定所における都道府県をまたぐ求職者の再配分を行うことが困難となったことが背景にあるとみられる。都道府県間のミスマッチ率を職種別にみると、2020年度には幅広い分野でミスマッチ率が上昇しており、コロナ禍による影響の大きさがうかがえる（第２－２－５図）。

他方で、コロナ禍という特殊要因によって上昇したミスマッチは、その影響が和らぐにつれて徐々に元の水準へと戻る方向で動くことが想定される。実際、販売の職業やサービスの

職業については、2021 年度から 2022 年度にかけて、僅かではあるがミスマッチ率が低下している。2023 年５月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類感染症となったこと等を契機として、経済社会活動は急速に正常化へと向かったことなどを踏まえれば、2023 年度以降については、都道府県間ミスマッチ率は更に低下へと向かうものと期待される。ただし、コロナ禍前後で、労働者の都道府県間移動に何らかの行動変容が生じた場合には、都道府県間ミスマッチ率が十分に低下しない可能性もあり、十分な注視が必要である。

第２－２－５図　職種別にみた都道府県間ミスマッチ率

都道府県間ミスマッチ率は、コロナ禍の影響により、幅広い分野で大きく上昇

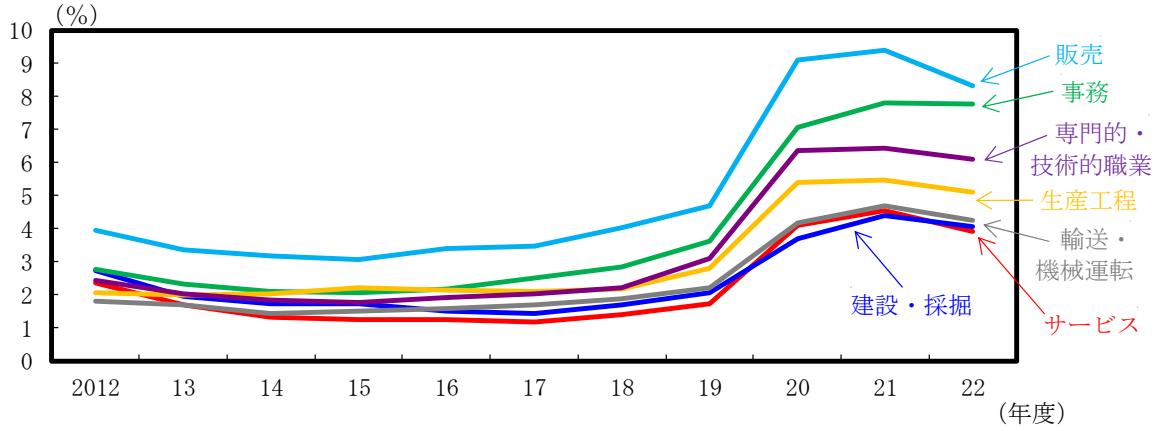

（備考）１．厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）：雇用関係指標（年度）」により作成。
２．求職者の雇用機会が最大となるよう都道府県間での求職者の再配分が行われた場合と実現した雇用の差を、都道府県間ミスマッチとしている。

（職種間ミスマッチは、全国的に低下しているものの、大都市圏で高い水準）

次に、推計期間を通じて、全体としては低下傾向が続いている職種間ミスマッチについて、都道府県別の動向を確認しよう。都道府県別の職種間ミスマッチ率を、直近５年間における変化とともにみてみると、以下のような特徴がある（第２－２－６図）。

第一に、東京都を除いた道府県においては、程度の差はあれども、いずれも 2017 年度から 2022 年度にかけて職種間ミスマッチ率が低下している。マクロでみた職種間ミスマッチの低下は、特定の地域によりもたらされたのではなく、各地域それぞれの中でのミスマッチ低下が積み重なったことによるものであると言える。

第二に、職種間ミスマッチ率の水準は、大都市圏において高い。抜きん出て高いのは東京圏であるが、大阪圏、名古屋圏のほか、北海道、宮城県、岡山県、広島県、熊本県など、政令市が所在する地域の大宗で全国平均を上回った水準であり、職種間ミスマッチの程度には人口規模が影響している可能性が示唆される。

第２－２－６図　都道府県別にみた職種間ミスマッチ率

職種間ミスマッチは、過去に比べて低下してはいるが、大都市圏ほど高い水準

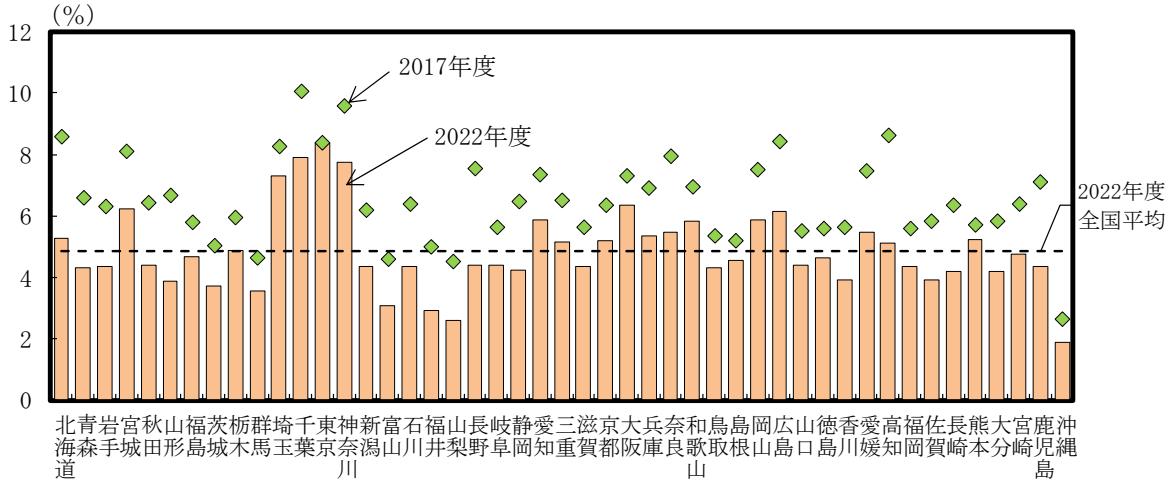

（備考）１．厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）：雇用関係指標（年度）」により作成。
２．求職者の雇用機会が最大となるよう職種間での求職者の再配分が行われた場合と、実現した雇用の差を、ミスマッチとしている。

（都市部を中心に事務や販売職は供給過剰、その他職種は広く供給過少）

職種間ミスマッチは、過剰供給となっている職種から、過少供給となっている職種への労働移動を促すこと、あるいは、過少供給となっている職種において労働と代替的な資本を導入することによって緩和・解消が可能である。では、各都道府県において、いかなる職種において労働力の過剰供給や過少供給が生じているのか。以下では、この点を確認するため、各都道府県別の職種別ミスマッチの動向をみていこう。

第２－２－７図は、各都道府県における職種別の就職件数と、効率的なマッチングが実現した場合の就職件数のかい離度を示したものである。ここで、効率的なマッチングとは、各都道府県内における求職者の職種間配分を最適化することであり、かい離度がプラスとなるときは、当該職種の求職者供給が当該地域内で過剰であることを示し、マイナスとなるときは供給が不足していることを示す。結果からは、以下のような特徴がみてとれる。

第一に、事務的職業や販売の職業については、全国的にみて供給が過剰となっている。中でも、大都市圏やその他政令市所在道府県など、都市部の供給過剰度合いが深刻であり、かつ直近５年間で過剰度合いが増していると考えられる。マクロでみたミスマッチを改善するためには、都市部におけるこれらの職種の供給過剰の状況を改善させることが重要である。

第二に、介護等を含むサービスや、建設・採掘、生産工程、輸送・機械運転の職業については、東京圏など一部を除き、全国的に供給が過少となっている。また、これらの地域では、不足の度合いが、2017 年度から 2022 年度にかけてほとんど変化しておらず、過少供給が構造的な課題であることもうかがえる。事務や販売など供給過剰の職種から、これら供給不足の職種への労働移動の促進や、人手不足対応としての省力化・省人化投資の促進などが重要であることが示される。

第２－２－７図　都道府県別の職種別ミスマッチ率（効率的マッチングとのかい離度）
都市部を中心に事務や販売職は供給過剰、その他の職種は広く供給過少の構造

①事務的職業

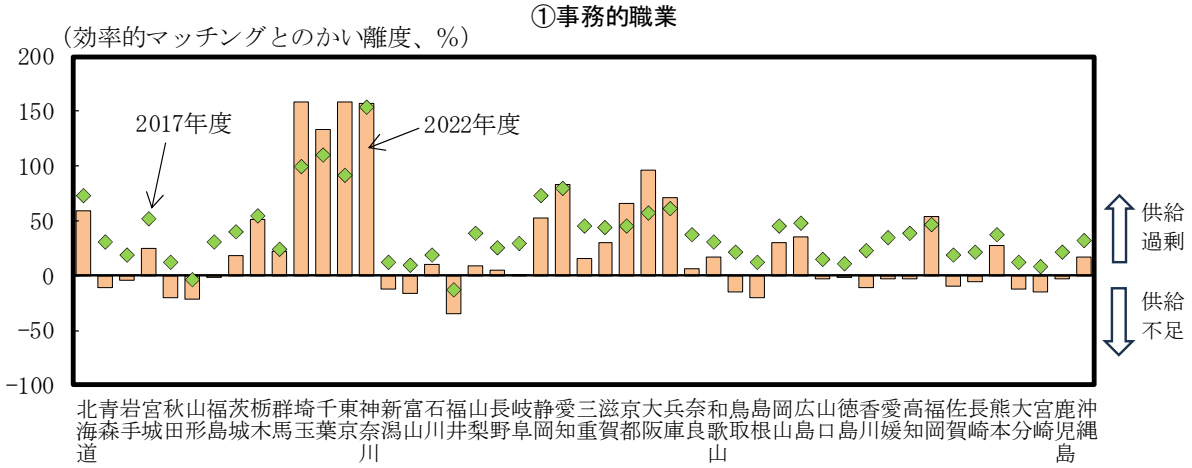

②販売の職業

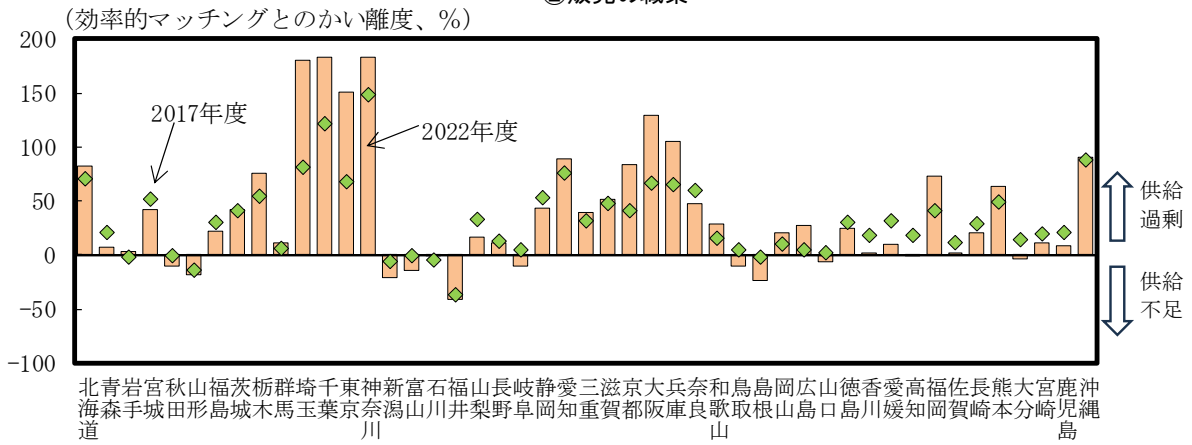

③サービスの職業

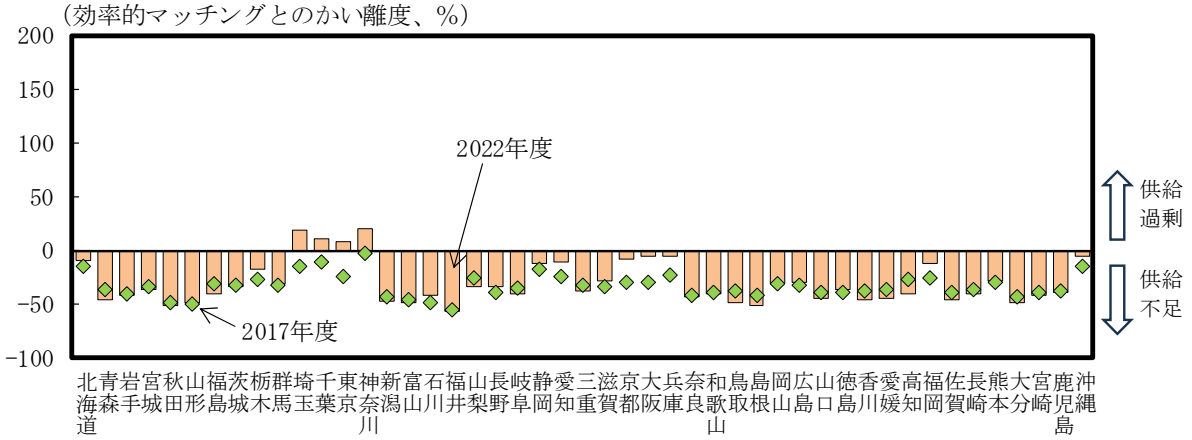

④建設・採掘の職業

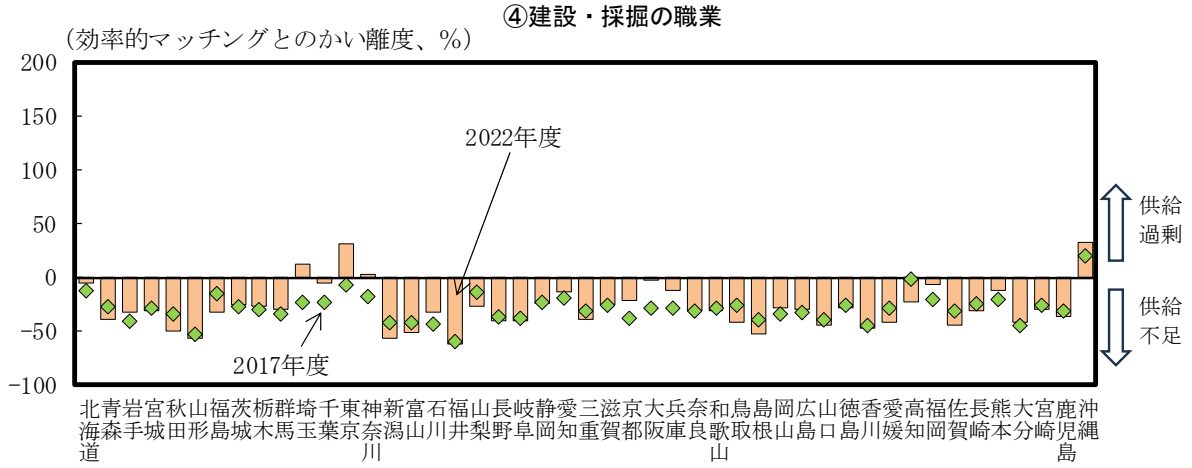

⑤生産工程の職業

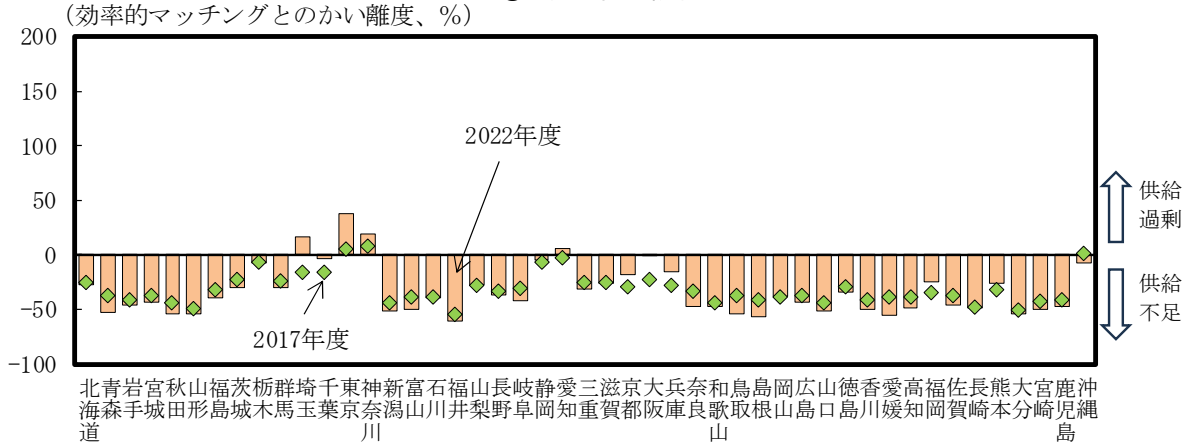

⑥輸送・機械運転の職業

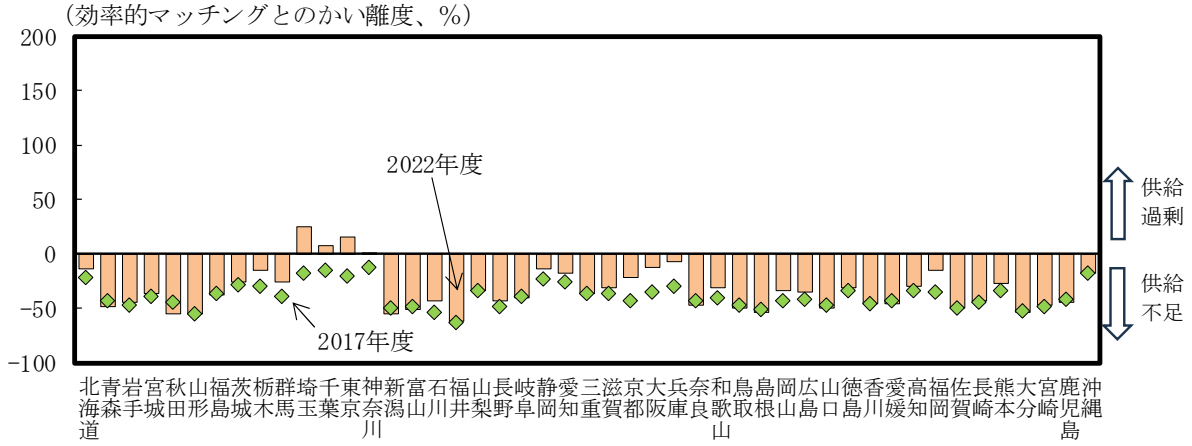

（備考）１．厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）：雇用関係指標（年度）」により作成。
２．求職者の雇用機会が最大となるよう職種間・都道府県間での求職者の再配分が行われた場合の雇用水準と、実際に実現した雇用水準の比を、効率的マッチングとのかい離度としている。

（これまでの労働移動は同一職種内が大宗であり、職種をまたぐ移動には課題）

では、職種間の労働移動の実態はどうなっているであろうか。ここでは、職種間の労働移動の実態を把握するため、「労働移動性向」の動向を確認してみよう。労働移動性向とは、ある職種（以下「職種Ａ」という。）から別の職種（以下「職種Ｂ」という。）への移動確率と、移動者全体からみた職種Ｂへの移動確率の比をとることで、職種Ａから職種Ｂにどの程度移動しやすいかを示す指標であり、その値が１を超えているときには当該職種間の労働移動が相対的に行われやすいことを示す。第２－２－８図は、５年おきの統計である総務省「就業構造基本調査」を基に、2012 年、2017 年、2022 年それぞれの調査時点において、直近１年間で現職に就いた者を対象に、前職の職種別の労働移動性向を示したものである。これによると、以下の点が特徴として挙げられる。

第一に、いずれの職種においても、前職が現職と同一の職種である場合の労働移動性向が最も高く、労働移動の大宗は同一職種内における移動であることが分かる。輸送・機械運転や建設・採掘など、専門的な技能や資格が求められる職種では、同一職種内の労働移動性向の水準が特に高い。

第二に、各職種別の労働移動性向の水準は、時系列で比較してもほとんど変化がみられない。変化している点を挙げるとするならば、事務と専門的・技術的職業における同一職種内の労働移動性向は、2012 年から 2022 年にかけて若干低下しているが、その他の職種からの労働移動性向が高まってはおらず、逆に、販売、サービス職業、生産工程、輸送・機械運転、建設・採掘などでは、2012 年から 2022 年にかけて同一職種内の労働移動性向が上昇している。すなわち、これまでのところ、前職から現職にかけて職種が変化する労働移動は限定的であることが分かる。

第三に、職種別にみると、サービスから販売や、運搬・清掃・包装等と生産工程、輸送・機械運転、建設・採掘の間などでは、労働移動性向が１を上回っており、同一職種内の労働移動を大きく下回るものの、これら職種間の労働移動は相対的に行われやすいことが分かる。これは、職務内容や求められる技能などに相対的に親和性・類似性があることが背景にあるものと考えられる。

このように、これまでの労働移動は同一職種内が大宗であり、職種をまたぐ移動には課題がある。先述した労働需給のミスマッチとの関係でみると、事務や販売など供給が過剰である職種から、他の供給が過少である職種への移動は、販売からサービスへの移動を除いて、相対的に行われにくい。また、建設・採掘、生産工程、輸送・機械運転などの供給が過少である技術的職種では、それら職種間での移動は相対的に行われやすい一方、供給過剰職種からの移動は行われにくいというのがこれまでの実態である。

第２－２－８図　職業別の労働移動性向

これまでの労働移動は同一職種内が大宗であり、職種をまたぐ移動には課題

①事務従事者への移動

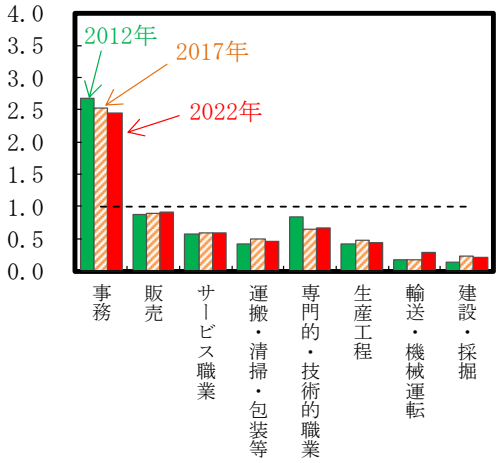

②販売従事者への移動

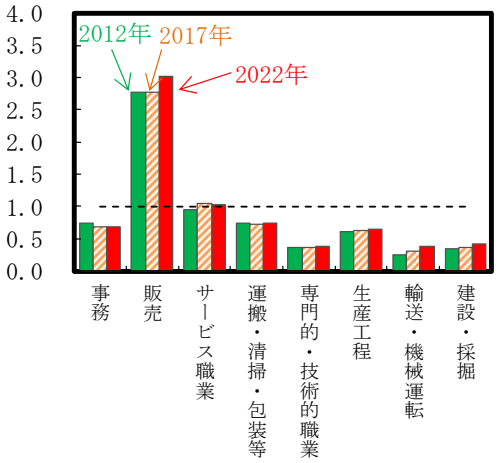

③サービス職業従事者への移動

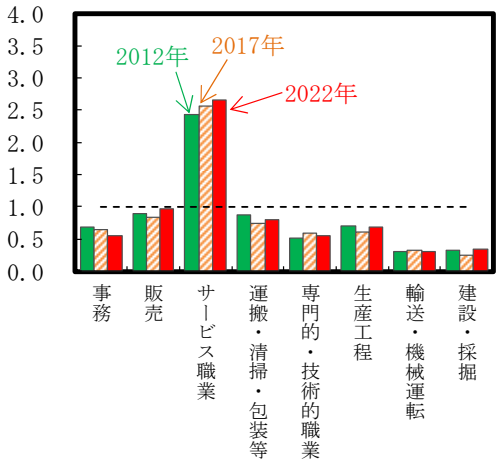

④運搬・清掃・包装等従事者への移動

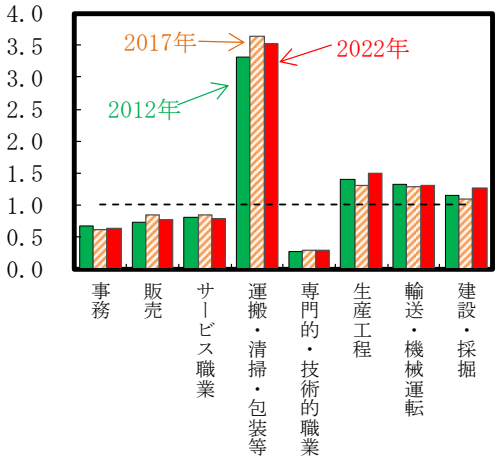

⑤専門的・技術的職業従事者への移動

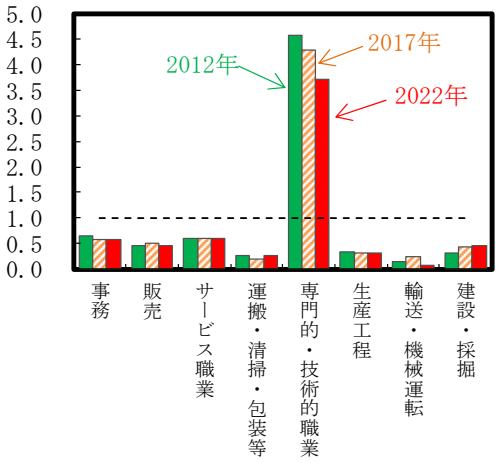

⑥生産工程従事者への移動

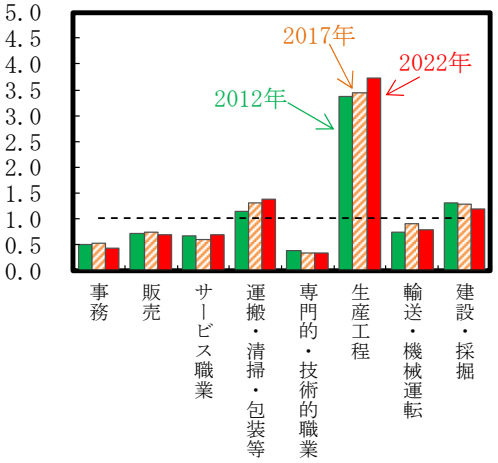

⑦輸送・機械運転従事者への移動

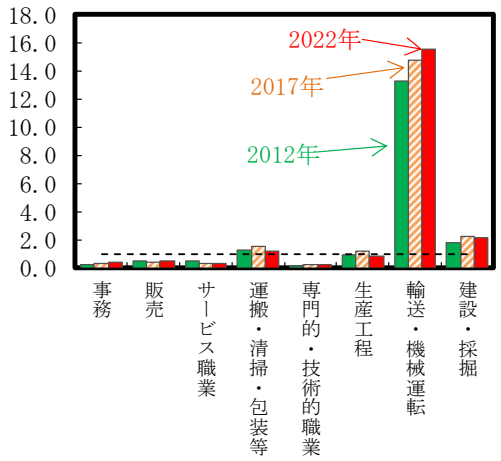

⑧建設・採掘従事者への移動

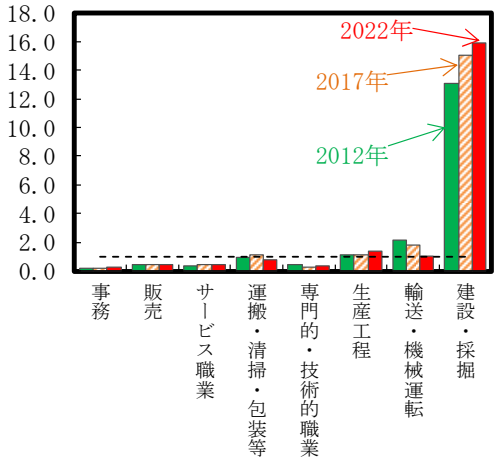

（備考）１．総務省「就業構造基本調査」により作成。
２．「労働移動性向」は、以下のとおり算出。
職業Ａから職業Ｂへの労働移動性向＝（職業ＡからＢへの転職者数／職業Ａからの転職者数）／（職業Ｂへの転職者数／総転職者数）
３．労働移動性向の計算に用いた労働移動は、各年の調査期日（各調査年の10月１日午前０時）の直近１年間（2012年調査では2011年10月以降、2017年調査では2016年10月以降、2022年調査では2021年10月以降）において、現職に就いたものを対象としている。

（ミスマッチ改善には、リ・スキリングや省人化投資の促進などの取組が重要）

以上の分析でみたとおり、我が国の職種間ミスマッチは、全体としては緩やかな低下傾向であるものの、地域別には大都市圏で深刻な状況にあり、職種別には事務的職業や販売職業が全国的に供給過剰である一方、その他の職種では供給が過少となるなどの構造的な課題がある。また、こうしたミスマッチが顕在化している一方で、これまでの労働移動の実態は、同一職種内での移動が大宗であり、職種をまたいだ移動は限定的である。これらの分析結果は、少子高齢化が進展する中、限られた労働供給を効率的に就業に結び付ける上で重要な政策的な含意をもっている。

第一に、過剰供給となっている職種から、過少供給となっている職種へと、職種をまたいだ労働移動を円滑化することが重要である。この点、職業訓練や教育訓練などに関する各種給付制度を通じたリ・スキリングによる能力向上支援は、最も重要な取組の一つであろう。また、ジョブディスクリプション（職務内容記述書）によって、求められる職務の内容や必要となるスキルを明示化すること[32]などを含め、ジョブ型人事の導入を進めることは、求職者の予見可能性を高め、職種をまたいだ労働移動に向けたリ・スキリングへのインセンティブとなる効果も考えられる。ミスマッチの改善という観点からも、三位一体の労働市場改革を

[32] 内閣府（2023）において、雇用者のうち職務内容述書を受け取った、また書類は受け取っていないが口頭で説明を受けたなど、採用に際して職務内容について何らかの説明を受けた者の割合が、諸外国では８割以上であるのに対し、我が国では４割未満にとどまっていることが示されているように、職務内容等の明確化は我が国雇用慣行における重要な課題の一つである。

進めていくことが重要である。

また、これに関連して、全国的に供給が過剰となっている事務的職種などでは、今後、デジタルやＡＩに関するさらなる技術の発展、それら技術の社会実装の進展につれて労働が代替され、将来的に労働需要が低下する可能性が考えられる。本章第１節でも用いたアンケート調査においては、自動化やＡＩによる業務の代替状況及び将来意向について、定型的な書類作成、労務管理、スケジュール等調整、会計・財務・税務といった事務的性格の強い業務を、将来的に代替したいと回答する企業の割合が高い結果が示されている（第２－２－９図）。これらが顕在化した場合、現時点で既に深刻となっている事務的職種の供給過剰が、一層深刻化することとなる。このため、他職種への労働移動とそのためのリ・スキリングの重要性は、事務的職業従事者において相対的に高いと言える[33]。

また、リ・スキリングに際しては、労働需要側のニーズ、すなわち企業側がどのような人材を求めているか、という点が重要である。この点、企業が正社員に今後求める能力について、アンケート調査における 2019 年と 2024 年の結果を比較してみると（第２－２－10 図）、「コミュニケーション能力・説得力」や「協調性・周囲との協働力」などを挙げる企業が増えるなど、コロナ禍を経て対人コミュニケーションの重要性が高まっているほか、「ＩＴを使いこなす能力」を挙げる企業の割合が相対的に大きく上昇している。企業において、デジタル化の進展とともに、新技術を実装するための人材へのニーズが増している様子がうかがえる結果であり、ＩＴやデジタルなどの分野は、リ・スキリングにおける重点分野と考えられる。

第二に、サービス、建設・採掘、生産工程、輸送・機械運転など、東京圏を除き全国的に労働供給が過少となっている職種の雇用者を必要とする産業においては、他の産業と比べ、人材の維持・確保のために賃金水準を引き上げる重要性が相対的に高いと言える。これに加えて、こうした分野においては、より少ない人手であっても高い付加価値を生み出す、すなわち生産性を引き上げることができるような省力化・省人化投資の実行が重要である。これにより、資本による労働力の代替と生産性向上の実現が期待される。このように、賃金を通じた市場メカニズムが機能する下では、賃金を十分に引き上げることができない、あるいは政府の支援があっても生産性向上に取り組むことが難しいという企業も出てくることが考えられる。そうした中で、企業の新陳代謝や事業・業界の再編が促されることとなれば、人材獲得を巡る過度な競争が緩和され、かつ業界全体としての生産性の向上につながることも考えられる。なお、こうした省力化投資が活発になれば、企業側では、導入した設備やソフトウェアを使いこなすことのできる人材への需要が高まることも考えられ、この点は、第一の点で述べたリ・スキリングとも密接に関係している。

[33] 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024a）においては、ＩＭＦによる英国等の国際的な分析に基づき、事務補助員については多くの雇用がＡＩに代替される可能性があることが示されている。

第三に、ミスマッチ改善の観点からも、東京一極集中の是正を含めた地方創生の取組が重要である。大都市圏では職種間ミスマッチが深刻な水準にあり、特に東京圏では、他の地域で不足となっている職種であっても供給が過剰であるなど、過度な人口の集中の結果として、ミスマッチが深刻になっている。三大都市圏の人口が総人口に占める割合は約53%であり[34]、これらの地域におけるミスマッチの改善は、経済全体のミスマッチの改善に大きく貢献する。この点、デジタル化を推進することで、全国どこでも誰もが地理的な制約なく働くことができる環境が整備され、大都市圏への人口集中の是正と地方における人口増加を実現することができれば、結果として、労働市場における大都市圏の過剰供給と地方における過少供給の改善に寄与することが期待される。

第２－２－９図　自動化やＡＩによる業務の代替状況及び将来意向

企業における事務的な業務内容に対する代替意向は、相対的に高い

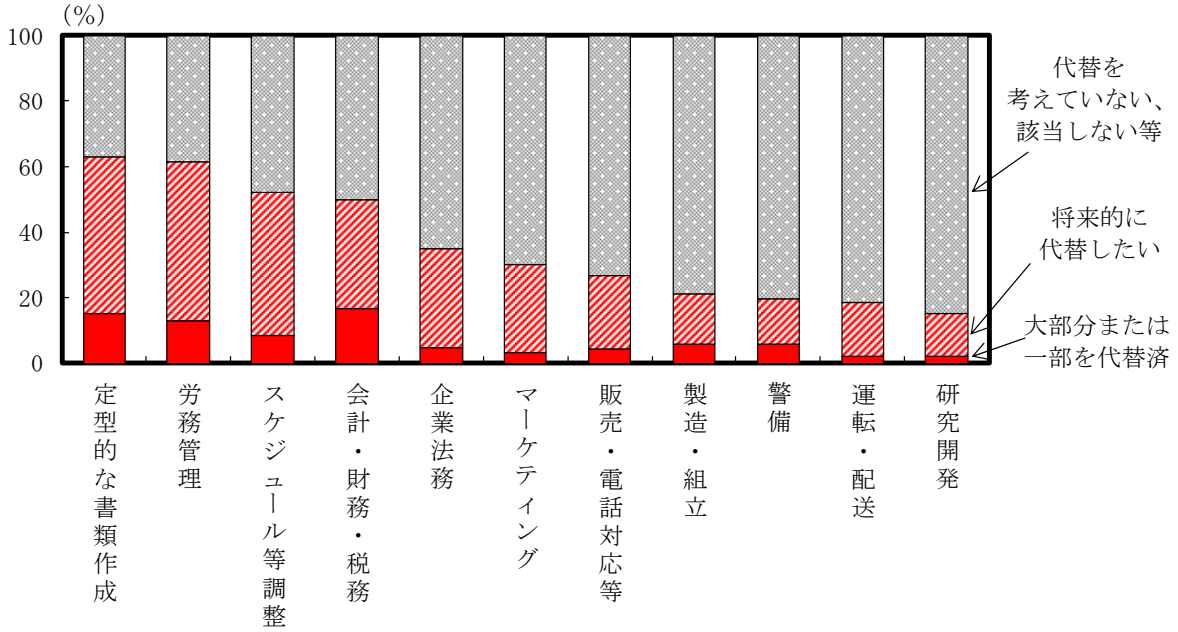

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）により作成。
２．それぞれの業務について、①大部分代替している、②一部代替している、③将来的に代替したい、④代替を考えていない、⑤わからない、⑥該当なし、の選択肢から単一回答。
３．図中の「大部分または一部を代替済」は①と②の回答した企業の合計。「代替を考えていない、該当しない等」は④、⑤、⑥と回答した企業の合計。

[34] ここでの三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の合計。これら大都市圏が総人口に占める割合は、東京圏で29.7%、名古屋圏で9.0%、大阪圏で14.4%（総務省「人口推計（2023年10月1日現在）」）。

第２－２－10図　企業側からみた正社員に今後求められる能力
コロナ禍を経て、対人コミュニケーション関係の能力のほか、ＩＴを使いこなす能力へのニーズが増加

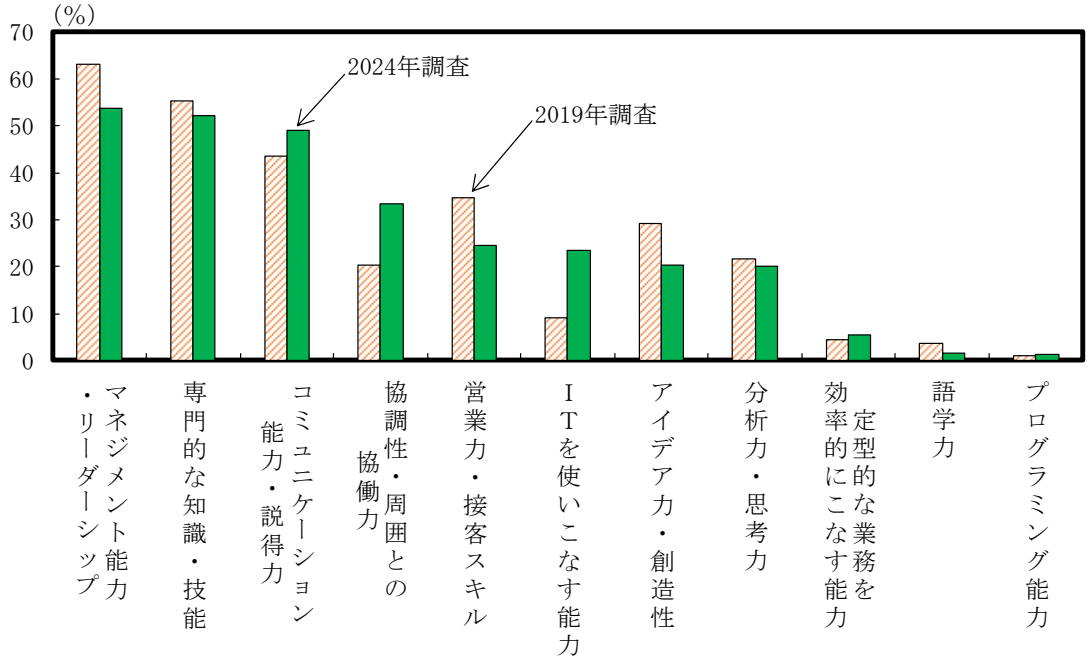

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）、「多様化する働き手に関する企業の意識調査」（2019）により作成。
２．複数の選択肢から、該当するものを最大３つまで選択する形式。

２　産業間の労働移動の現状と課題

ここまで、限られた労働力を効率的に配分するという観点から、労働市場におけるミスマッチに焦点を当てた分析を行ってきたが、本項では、産業間の労働移動、特に成長分野への労働移動の現状と課題、また、労働移動がマクロ的な生産性に与える影響について考察していく。

（我が国の労働移動は 2000 年代を通じて長期的には低下傾向で推移）

まず、我が国における産業間の労働移動の現状を確認しよう。ここでは、生産性に関するデータベースであるＥＵ－ＫＬＥＭＳを利用して「リリエン指標」を計測することにより、我が国における就業構造の変化を確認する。「リリエン指標」とは、各産業における労働者数の増減率と、マクロ的な労働者数の増減率のかい離を集計したものであり、その値が大きいほど産業間における労働移動が活発であることを示す指標である。

計測結果をみると、以下のような特徴がある（第２－２－11 図）。第一に、我が国のリリエン指標は、2000 年代を通じて、低下傾向で推移している。リリエン指標が高めの水準であったのは、主に計測対象期間初期の 2001 年から 2005 年の間であったことが示される。この期間においては、我が国経済は、バブル崩壊を経て、1990 年代以降、企業部門が抱えていた雇

用・設備・債務の３つの過剰を解消していく過程にあり、結果として、労働を含め産業間の資源配分の効率化が進んだと考えられる[35]。一方、その後の期間においては緩やかな低下傾向にあり、計測対象期間終期の 2016 年から 2019 年[36]の平均値は、2001 年から 2005 年までの平均値の半分程度まで縮小している。

第二に、各産業における労働者数の変動率を、経済全体（全産業平均）の労働者数の変動率と対比させ、全体を上回る場合はプラス、全体を下回る場合はマイナスとし、産業ごとの労働者数でウェイト付けすることにより、リリエン指標に対する産業別の寄与を近似する。これによると、過去 20 年間を通じて、プラス寄与とマイナス寄与を示す業種の構造に大きな変化がみられず、労働変動が全産業平均に比べて一貫して高かったのは、医療・福祉、専門・科学技術、業務支援サービスなど、後述するように生産性が相対的に低い部門であることが分かる。逆に、相対的に生産性が高い分野である製造業では、過去一貫して労働変動が全産業平均を下回っていることが確認される。

このように、我が国の産業間の労働移動の活発度合いは、長期的には低下傾向で推移している。また、労働移動のダイナミズムは、高齢化が進行し、経済におけるサービス部門の拡大が進む中で、医療・福祉をはじめとする労働集約的で相対的に生産性の低い部門を中心としたものであったが、これらの部門も含めて、産業間の労働移動は、2000 年代を通じて緩やかに低下していることが分かる。

第２－２－11図　リリエン指標の動向

我が国の産業間労働移動は、2000年代を通じ、長期的には低下傾向で推移

（１）我が国のリリエン指標

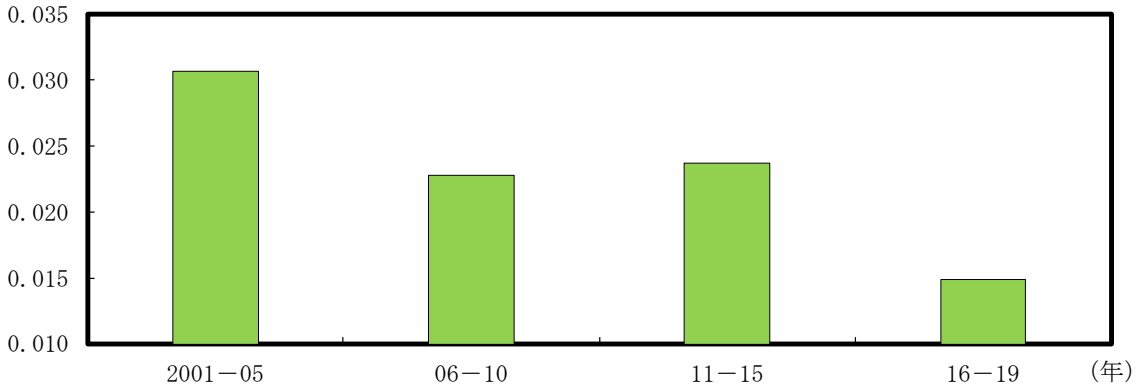

[35] 内閣府（2005）

[36] ＥＵ－ＫＬＥＭＳでは 2020 年までのデータが取得できるが、コロナ禍による急激な雇用変動の影響を除いてみるため、2019 年までを計測対象期間としている。

（２）リリエン指標の業種別寄与度

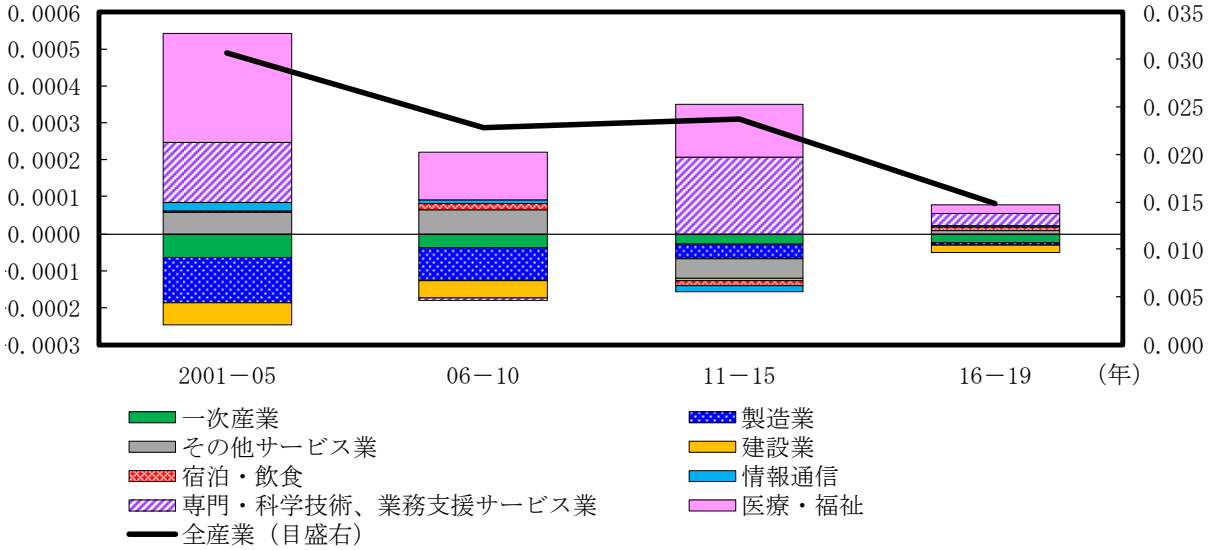

（備考）１．ＥＵ　ＫＬＥＭＳにより作成。
２．リリエン指標とは、各産業の労働者数の変動と経済全体の労働者数の変動とのかい離を集計したものであり、値が大きいほど、産業間の労働移動が活発であることを示す。算出方法は以下のとおり。

リリエン指標：$[\sum_{i=1}^{N} W_i(\frac{\Delta L_i}{L_i} - \frac{\Delta L_a}{L_a})^2]^{1/2}$

（W_i：産業iの就業者数のウエイト、L_i：産業iの就業者数、L_a：就業者数全体）

３．各期間（2001－05年、2006－10年、2011－15年、2016－19年）における平均値。
４．（２）の業種別寄与度は、リリエン指標のうち、備考２で示した算式中の［　］で括られた部分の業種別の内数を示したもの。ただし、 就業者数の増加率が全産業平均を下回る産業にはマイナス符号を付している。

（マクロの生産性上昇には、産業間の労働移動よりも、産業内の生産性上昇が影響）

次に、産業間の労働移動と労働生産性との関係を確認するため、上記と同様、ＥＵ－ＫＬＥＭＳを利用し、労働生産性の変化率とその要因を分析する。ここでは、マクロの労働生産性を時間当たりの実質ＧＤＰとし、労働生産性上昇率を実質ＧＤＰ成長率と労働投入量（マンアワー）上昇率の差と定義している。その動きは、①業種ごとの労働生産性の上昇率（以下「純生産性要因」という。）、②業種ごとの名目付加価値のシェアの変化による影響（以下「ボーモル効果」という。）、③業種ごとの労働投入量のシェアの変化による影響（以下「デニソン効果」という。）の３つの要因に分解できる。このうち、「ボーモル効果」は、生産性の上昇率が相対的に高い業種の名目付加価値シェアが上昇すること（あるいは、生産性の上昇率が相対的に低い業種の名目付加価値シェアが低下すること）により、マクロの生産性が押し上げられる効果である。経済におけるサービス化の進展、すなわち労働集約的で労働生産性上昇率が相対的に低いとされる業種が多いサービス分野のシェアが拡大する場合、それによってマクロの生産性上昇率が鈍化するメカニズムを説明する概念である。また、「デニソン効果」は、生産性の水準が相対的に低い業種から高い業種へと労働が移動することにより、マクロの生産性が押し上げられる効果である。

ここでは、ＥＵ－ＫＬＥＭＳで取得できる 2020 年までのデータのうち、コロナ禍の影響を

強く受けた2020年を除いた2019年までのデータを用いて、我が国の労働生産性の上昇率とその要因分解を行った（第２－２－12図）[37]。まず、労働生産性上昇率は、2000年代から2010年代にかけて、僅かに低下している。

次に、要因別にみると、労働生産性上昇率に最も大きく寄与しているのは、業種ごとの生産性上昇率である「純生産性要因」であり、「ボーモル効果」や「デニソン効果」がもたらす影響は相対的に小さいことが分かる。また、「純生産性要因」のプラス寄与幅は、2000年代と2010年代とを比べてもおおむね変化がなく、我が国の労働生産性上昇率を支えてきたと言える。

「ボーモル効果」については、期間を通じてマイナスとなっているが、寄与幅は小さい。すなわち、生産性上昇率の低い業種の名目シェアが上昇してマクロの生産性を鈍化させるという状況は、過去20年間を通じて、さほどみられていない。

「デニソン効果」については、「純生産性要因」と比べてその幅は小さいものの、プラスの寄与となっており、産業間の労働移動が労働生産性の押上げに一定程度寄与していたことが分かる。一方で、2000年代から2010年代にかけてはプラス寄与幅が小さくなっている。前述のリリエン指標の低下が示すように、産業間労働移動の度合いが低下してきたことにより、それがマクロの生産性に与える影響が弱まってきたものと考えられる。

第２－２－12図　労働生産性上昇率の要因分解

マクロの生産性上昇には、産業間の労働移動よりも、産業内の生産性上昇が影響

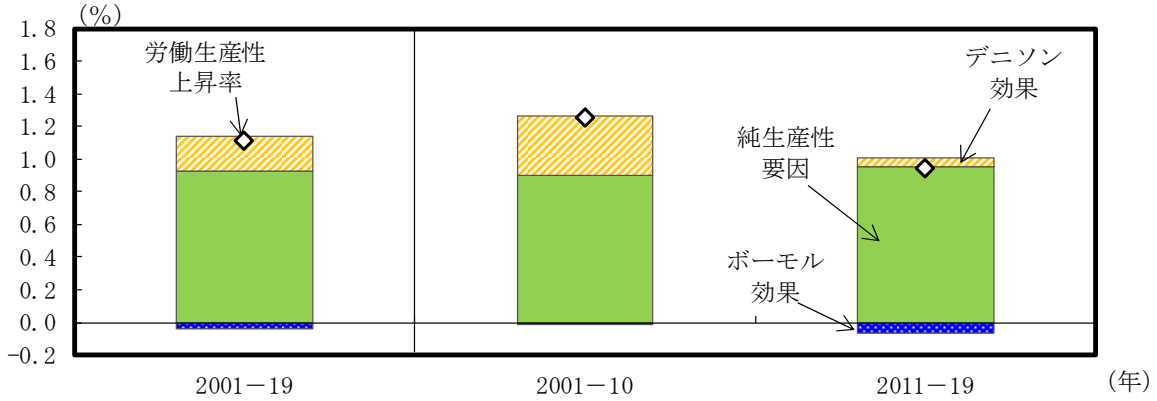

（備考）１．ＥＵ　ＫＬＥＭＳにより作成。
２．各要因の概要は以下のとおり。要因分解の詳細は、付注２－８を参照。
「純生産性要因」：各産業内での労働生産性の変化による効果
「ボーモル効果」：一国内での各産業の付加価値のシェアの変化による効果
「デニソン効果」：各産業間での労働投入量のシェアの変化による効果

[37] 推計方法の詳細は、付注２－８を参照。

（デニソン効果の寄与は、生産性の低い業種でプラス・マイナスともに大きい）

次に、我が国の労働生産性上昇率の変化について、上記の３つの要因ごとに、業種別の状況をみていく（第２－２－13 図）。

第一に、マクロの労働生産性上昇率に最も大きな影響を及ぼしている「純生産性要因」について、2001 年から 2019 年までの平均値では、コンピュータ・電子機器等のプラス寄与が突出しているほか、卸売・小売、専門・科学技術、業務支援サービス、金融・保険などで高い寄与となっている。一方で、期間を 2001 年から 2010 年、2011 年から 2019 年で分けてみると、これらの業種における「純生産性要因」は、金融・保険を除いては、プラス寄与が大幅に縮小しており、生産性の上昇が 2010 年代に鈍化したことが分かる。

第二に、「ボーモル効果」については、プラスの業種とマイナスの業種がそれぞれであるが、中でもコンピュータ・電子機器等のマイナス寄与が大きくなっている。これは、相対価格がＩＣＴ化の進展やグローバル化等を背景に下落した一方で、需要がそれほどには伸びず、結果として名目付加価値のシェアが低下したことによるものと考えられる。また、2000 年代にはプラス寄与幅が大きかった輸送用機械、建設、金融・保険、専門・科学技術、業務支援サービスなどでは、2010 年代にはマイナス寄与ないしプラス寄与が大幅に縮小している。

第三に、「デニソン効果」については、農林水産、繊維製品、建設、卸売・小売、宿泊・飲食サービスなどで相対的に大きいプラス寄与となっている。これら業種については、いずれも労働生産性が全産業平均と比べて低い業種であるため、労働投入の減少がマクロの生産性を押し上げている。逆に、「デニソン効果」のマイナス寄与が突出しているのは、保健衛生・社会事業である。少子高齢化が進展する中、介護サービスなど相対的に生産性が低い分野で労働投入が増加していることが、マクロの生産性上昇率にマイナスの効果を与えていることが確認できる。そのほか、生産性が相対的に高い化学や機械関連の製造業部門では、「デニソン効果」の寄与がほとんどみられない。また、2000 年代にはプラス寄与が大きかった農林水産、繊維製品、建設、卸売・小売、情報通信などでは、いずれも 2010 年代にプラス寄与幅が大きく低下している。

第２－２－13図　労働生産性上昇率の寄与分解（業種別）

デニソン効果の寄与は、高生産性業種では大きくなく、低生産性業種でプラス・マイナスいずれも大きい

（１）労働生産性上昇率における各業種の寄与（2001－19年平均）

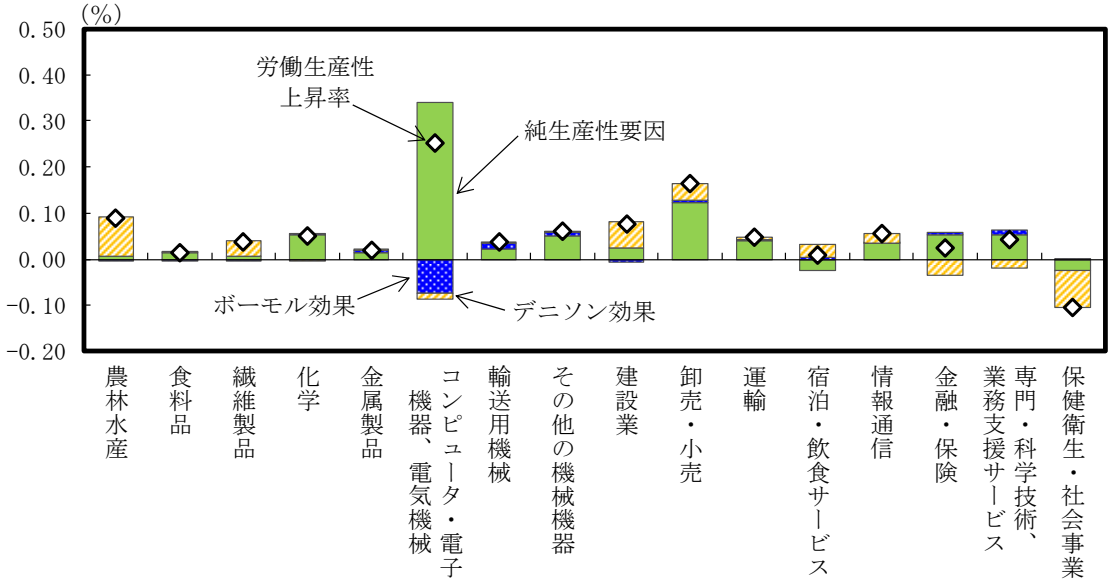

（２）要因別の業種別寄与度（2001－10年平均、2011－19年平均）

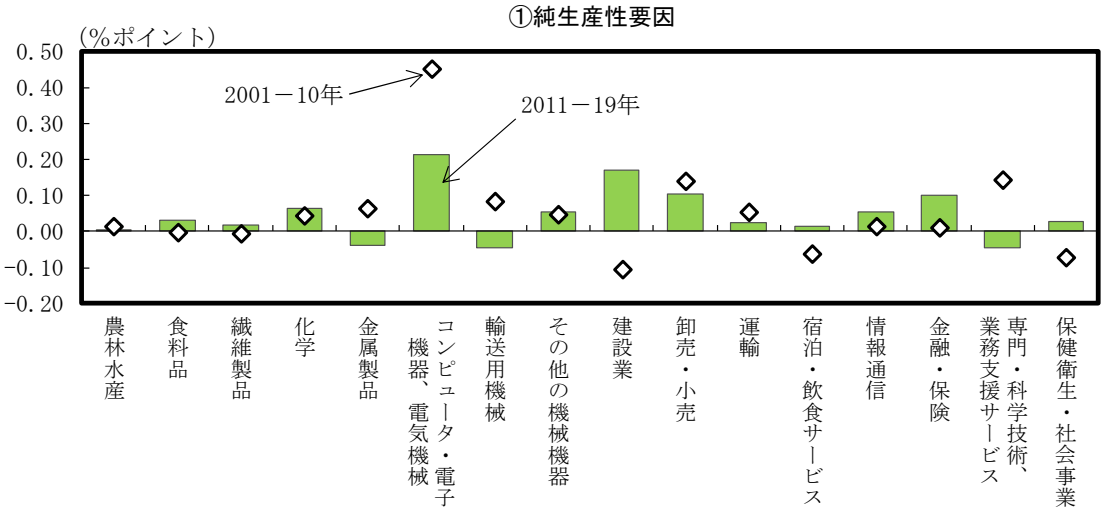

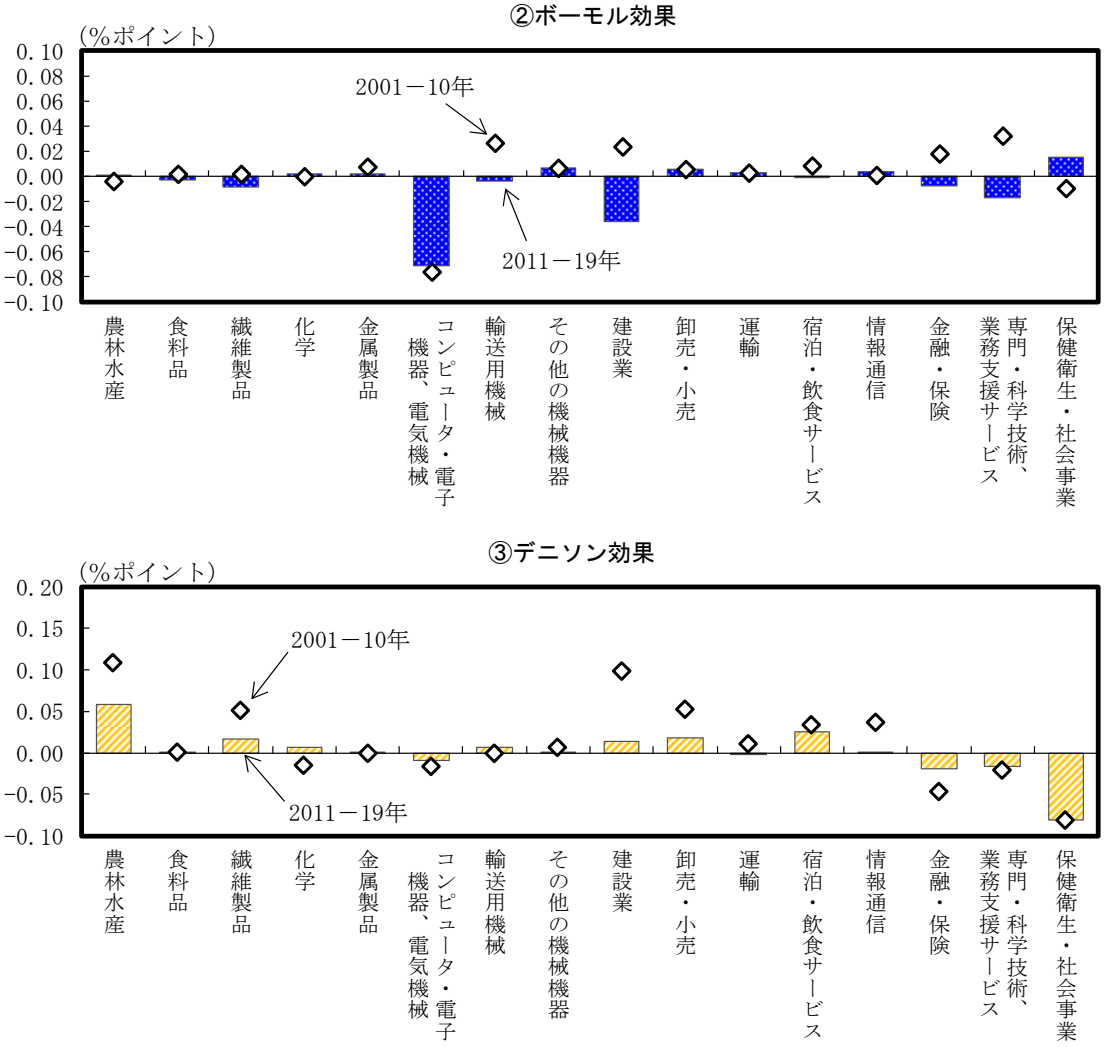

（備考）ＥＵ　ＫＬＥＭＳにより作成。

（我が国製造業では、大宗の業種で労働節約的な生産性改善が進んできた）

以上の分析を踏まえると、我が国の産業間労働移動がマクロの生産性を押し上げる効果は一定程度確認できるものの、その程度は 2010 年代に低下したこと、また、業種別にみると、その効果は低生産性部門から高生産性部門への労働移動によってもたらされているわけではなく、低生産性部門間における雇用の増減のバランスによってもたらされたことが確認できる。

ここで、我が国において、低生産性部門から高生産性部門への労働移動は生じているかという観点から、「デニソン効果」に関連して、各業種における労働生産性の水準、生産性の伸び率と労働投入量の変化率との関係性を、より詳細に確認してみよう。第２－２－14 図（２）は、縦軸を労働生産性の伸び率、横軸を労働投入量の変化率として、各業種の計数をプロットしたものであり、生産性の水準が産業計の平均より高ければ赤色、低ければ青色のマーカ

ーで色分けしている。

まず、製造業についてみると、およそ全ての業種において、2001 年から 2019 年までの累積でみて、労働生産性上昇率がプラス、労働投入量の変化率がマイナスとなっている。すなわち、製造業においては、過去 20 年間で、労働節約的な生産性の改善が進んできたことを示す結果となっている。「デニソン効果」との関係では、化学や機械関連などの高生産性部門における労働投入の減少は、「デニソン効果」にマイナスとなる一方、繊維製品など生産性が相対的に低い業種の労働投入の減少は「デニソン効果」にプラスとなる。これら業種の労働投入減少については、グローバル化の進展と新興国の台頭による価格競争の激化といった構造変化も影響してきたものと考えられる。

次に、非製造業についてみると、業種によって状況がかなり異なっていることが分かる。労働投入量の変化がプラスである業種をみると、生産性の水準が相対的に低い業種では、医療や介護を含む保健衛生・社会事業や、広告や物品賃貸などの対事業所サービスを含む専門・科学技術・業務支援サービスがあり、これら業種は「デニソン効果」もマイナス寄与となっている。また、保健衛生・社会事業については、生産性の水準が低いことに加え、生産性の上昇率もマイナスとなっている。逆に、相対的に生産性の高い産業である情報通信業の労働投入の増加は、「デニソン効果」にプラスとなる。情報通信業は、生産性の上昇率もプラスであり、高生産性部門かつ成長分野でもあることが確認される。

労働投入の変化がマイナスである業種は、農林水産業、建設業、宿泊・飲食サービス、卸売・小売、運輸業など、相対的に低生産性業種が多く位置しているが、これらの業種の多くは、少子高齢化による担い手不足などを背景に労働投入が減少しているものと考えられる。また、金融・保険業は、生産性の水準が高く、かつ伸び率もプラスである一方で、労働投入が減少しているが、これは、製造業の多くと同様に、労働節約的な形での生産性の改善が進んでいる結果であると考えられる。

第２－２－14図　労働投入と労働生産性との関係

我が国製造業では、大宗の業種で労働節約的な生産性の改善が進んできた

（１）業種別の労働生産性の水準

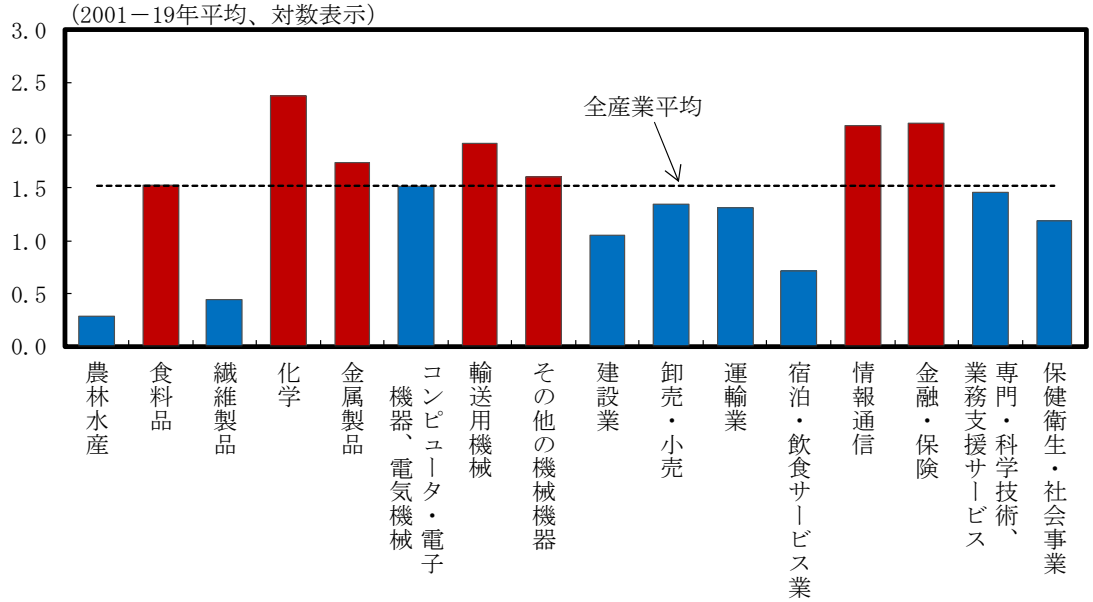

（２）業種別の労働生産性上昇率と労働投入量変化率との関係

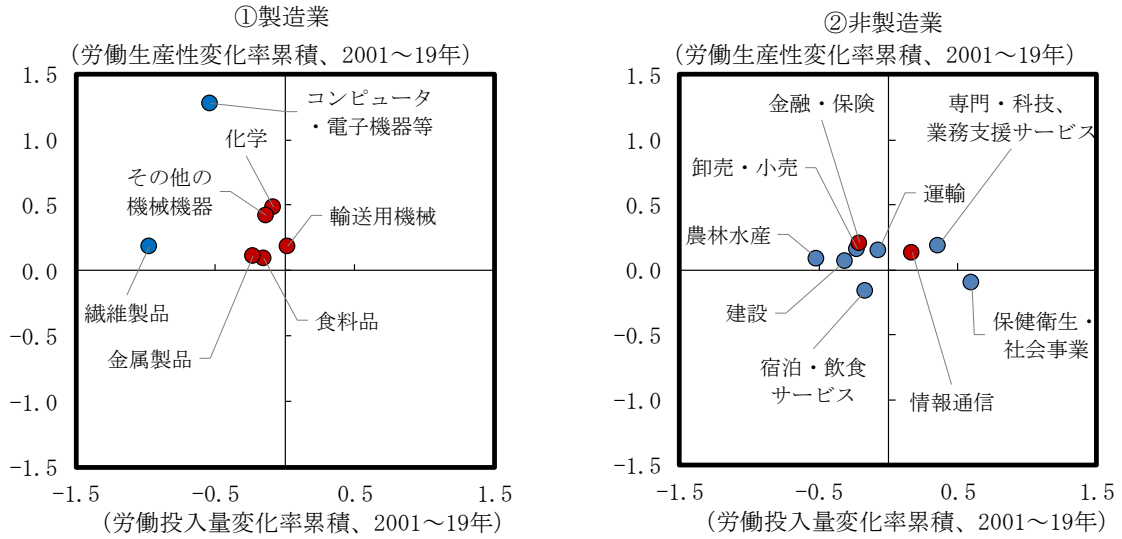

（備考）１．ＥＵ　ＫＬＥＭＳにより作成。
２．（１）、（２）いずれも、労働生産性が産業計の平均値よりも高い業種を赤色、低い業種を青色で示している。

（医療・介護等を中心に、投資促進等による産業内の生産性向上が重要）

以上を概観すると、過去 20 年という長期の動きとしては、第一に、生産性の水準が産業計の平均を大きく上回り、かつ伸び率がプラスである成長分野については、情報通信を除き、労働投入を増加させている業種は存在せず、この間、労働節約的な形で成長を実現させてきたと言える。人手不足に対して労働節約的に対応したという側面もあると考えられるが、一方で、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024b）で指摘したような、四半世紀にわた

る企業のコストカットの行動の結果でもあると考えられる。

第二に、生産性が相対的に低い分野であり、労働投入を減少させてきた業種の中で、労働投入の減少度合いが大きいのは、製造業では繊維製品等の素材系業種、非製造業では農林漁業や建設業等の担い手不足が深刻な業種であり、経済のグローバル化や国内人口構造の変化による影響を受けているものと考えられる。

第三に、生産性の水準が低く、かつ伸び率もマイナスでありながら、労働投入を増加させてきたのは保健衛生・社会事業であり、マクロの生産性上昇という観点ではマイナスの影響を与えている。一方で、これらは、医療や介護など社会的なエッセンシャルワークの部門であり、市場原理には馴染まず、必要な人材を確保することが重要な分野であると考えられ、省力化投資の取組なども含む部門内の生産性の改善がより重要と言える。

（コロナ禍を挟む近年も、高生産性部門への労働移動の活発化はみられない）

以上の分析では、成長分野への労働移動について、2001 年から 2019 年までの長期の動向に焦点を当ててきたが、以下では、別のアプローチから、より直近の動向を確認したい。

「デニソン効果」がマクロの生産性に対してプラスに寄与するためには、生産性の水準の高い業種への労働移動が必要であるが、ここでは、生産性の相対的水準が相対賃金に反映されていると考え、厚生労働省「毎月勤労統計調査」を用い、より詳細な業種別に、コロナ禍以前の 2018 年から、直近の 2023 年までの常用雇用の増減と、産業計の平均に対する相対賃金との関係をみていく。第２－２－15 図は、横軸を相対賃金、縦軸を常用雇用伸び率として、各業種の計数をプロットしたものである。相対的に高賃金の業種で雇用が増加し、相対的に低賃金の業種で雇用が減少する傾向がある場合、すなわち、図中の第一象限と第三象限に業種が集積し、業種の分布に右肩上がりの傾向がみられる場合には、低賃金（低生産性）部門から高賃金（高生産性）部門への労働移動が進んでいるものと解釈できる。

まず、製造業については、産業計に対する相対賃金が多くの業種で 1.0 を上回るなど賃金の水準が高い一方で、常用雇用の増減をみると、全体的には雇用が減少している業種が多い。具体的には、情報通信機械、輸送用機械、業務用機械、はん用機械、電気機械など機械関連業種の多くや、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、ゴム製品など相対的に高賃金な業種で雇用が減少している。一方で、半導体等の電子部品・デバイス、半導体製造装置や建設・鉱山機械などの生産用機械など、近年の特徴的な成長分野では雇用が増加していることも確認できる。

次に、非製造業では、相対賃金と雇用増減のいずれにおいても、製造業と比べて業種間のばらつきが大きい。相対賃金が 1.0 を上回る高賃金の業種では、ソフトウェア業や情報処理・提供サービス業などが含まれる情報通信や、士業や経営コンサル業が含まれる学術研究、専門技術サービスで雇用の増加率が大きいほか、不動産・物品賃貸、医療業でも雇用が増加している。一方で、金融・保険、卸売、鉱業・採石等では雇用が減少しており、相対的に高賃

金な業種の中でも状況にはばらつきがみられる。また、非製造業では、相対賃金が 1.0 を下回る低賃金業種において、生活関連サービス・娯楽を除き、全ての業種で雇用が増加している点が特徴的である。中でも、社会保険・社会福祉・介護、学校教育以外の教育・学習支援等の雇用増加率が高い。また、宿泊・飲食サービスのほか、職業紹介や労働者派遣業を中心にその他サービス、飲食料品を中心に小売業も雇用を増加させている。

このように、情報通信や学術研究等、電子部品・デバイスや生産用機械など一部の成長分野で雇用の増加がみられる一方で、製造業では相対的に高賃金であるものの雇用が減少する業種も相応に多く存在する。さらに、非製造業では、介護等に代表されるように相対的に低賃金の部門で、社会的な需要の増加に対応する形で雇用が大きく増加するケースや、逆に、相対的に高賃金の部門で雇用が減少するケースが散見される。このように、全体としてみた場合、コロナ禍前から直近までは、業種間の賃金格差を埋めるような方向での労働移動、つまり業種間における低生産性部門から高生産性部門への労働移動が活発になっているとは必ずしも言い難い面がある。

第２－２－15図　産業別の相対賃金と常用雇用の変化率（2018年→23年）
コロナ禍を挟む近年も、高生産性部門への労働移動が活発になっているとは言い難い

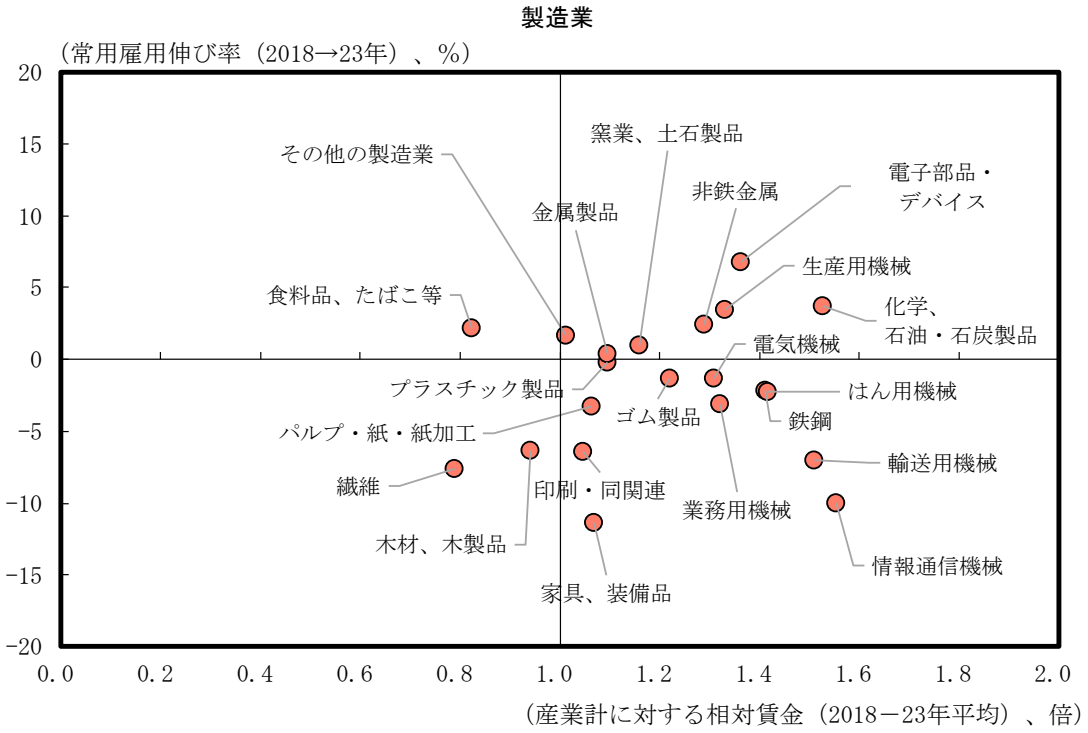

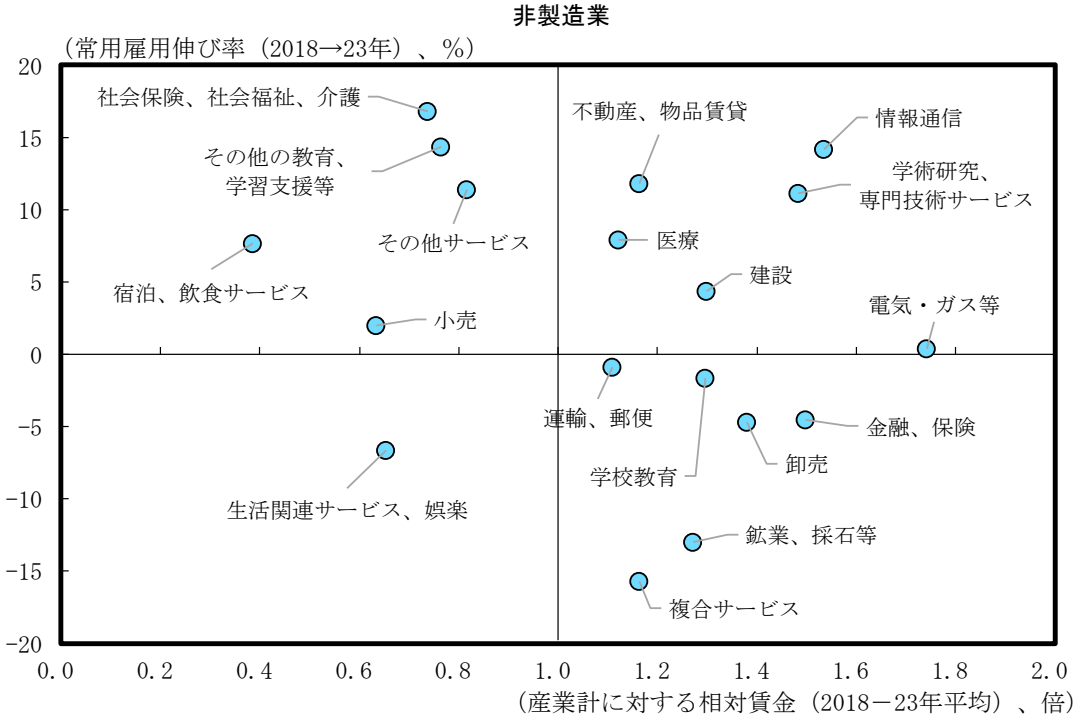

（備考）厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。常用雇用伸び率は、2018年から2023年までの伸び率。
相対賃金は、2018年から2023年までの現金給与総額の平均額について、産業計に対する比をとったもの。

（労働移動活発化、人への投資拡大、生産性向上の流れが循環的に生じることが重要）

以上の分析結果を踏まえ、我が国における産業間労働移動の現状と課題を整理しよう。

第一に、我が国の産業間労働移動の度合いは、長期的にみれば低下傾向で推移してきた。また、コロナ禍以前から直近までの動向をみても、これまでのところ、全体的には労働移動が活発になっているとは言い難い。一方で、転職を希望する就業者数はコロナ禍を経て増加傾向にあり、2023 年半ば以降は 1,000 万人を上回るなど、転職への機運が高まっている様子もうかがえる（前掲第２－１－４図）。この点、産業間の労働移動を活発化させるためには、こうした機運の高まりを逃すことなく、働く個人への直接支援の拡充などを含めたリ・スキリングによる能力向上支援が重要である。特に、デジタル関係など、企業の労働需要も高く、今後成長が期待できる分野への重点的な取組が重要と考えられる。

第二に、成長分野への労働移動によるマクロの労働生産性引上げ効果（デニソン効果）は、これまでのところ、相対的に大きくない。業種別の動向を、2000 年代以降の長期間でみると、製造業や金融・保険などの相対的に高生産性部門では雇用を減少させつつ生産性を向上させるなど労働節約的な生産性改善が進展しており、逆に、医療・介護などの相対的に低生産性部門が雇用を増加させてきた。こうした動きはいずれも「デニソン効果」を押し下げる方向に働くものである。生産性の押上げに最も重要な経路は、各産業における生産性の上昇（純生産性要因）であることも踏まえると、労働移動の活発化がマクロの生産性を向上させるためのメカニズムとして機能するためには、

① 賃金という価格シグナルにより転職の増加など労働移動が活発になることを通じて、外部労働市場が拡大する。
② 企業間の人材獲得が一層競争的となる中で、企業側は人材獲得のために賃上げや人への投資に一層取り組む必要性が生じる。
③ その原資を獲得するためにも、企業は業務改革や設備投資に積極的に取り組むことで生産性を改善させる必要性が高まる。
④ このように効率化し、新技術・設備が導入された職場において能力を発揮できる人材への需要が更に高まり、これが労働者側のリ・スキリングの重要性を高める。

という形で、労働移動の活発化、賃上げ・人への投資の拡大、生産性の向上が連続的に生じていくことが必要である。その意味で、労働移動は必ずしも産業間である必要はなく、また、低生産性部門から高生産性部門へと限ったものではない。重要なことは、成長産業への労働移動だけではなく、同産業内の企業間も含めた労働移動の活発化が、上記のようなメカニズムを通じて、各産業や各企業における生産性の向上につながることであると考えられる。

第３節　我が国における外国人労働者の現状と課題

我が国で働く外国人労働者数は増加傾向で推移し、2023 年 10 月末時点で、我が国の外国人労働者数は約 205 万人[38]と過去最高を更新し、全雇用者の約 3.4%を占めるまでにプレゼンスが高まっている。現在、製造業・非製造業ともに企業の人手不足感が歴史的に高い状態にあり、少子高齢化に伴う労働力人口の下押し圧力が続く中にあっては、今後も労働市場における外国人労働者の重要性は高まりこそすれ、低下することはないと見込まれる。他方で、一般論として、外国人労働者数の増加が、経済全体の賃金水準の低下等につながるのではないかとの懸念の声もある。本節では、我が国における外国人労働者の雇用動向や外国人労働者受入れに関する制度を概観した後、外国人労働者と日本人労働者の賃金差、その背景にある要因について分析を行い、政策的な課題を展望する。

１　外国人労働者の雇用動向と受入れ制度の変遷

ここでは、まず、我が国における外国人労働者数増加の推移とその内訳を確認した後、現在、外国人労働者がどういった産業・地域において雇用されているのかを明らかにする。また、外国人労働者数が増加する中における、政府の外国人労働者受入れ制度整備の変遷について概観する。

（外国人労働者数は一貫して増加傾向にある）

まず、外国人労働者数の推移について確認すると、基本的には一貫して増加傾向で推移しており、特に 2010 年代半ば以降はその伸びが顕著になっている（第２－３－１図）。ただし、2011～2012 年、2020～2021 年の外国人労働者数はほぼ横ばいとなっており、2011 年３月の東日本大震災や 2020 年以降の新型コロナウイルス感染拡大が影響していた。

[38] 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」より。特別永住者と在留資格「外交」、「公用」の者は除く。ただし、神林・橋本（2017）では、同調査には、同一人物の複数事業所での登録（兼業サンプル）が含まれている点が指摘されており、留意が必要。

第２－３－１図　外国人労働者数の推移

外国人労働者数は増加傾向で推移し、2010年代半ば以降の伸びが顕著

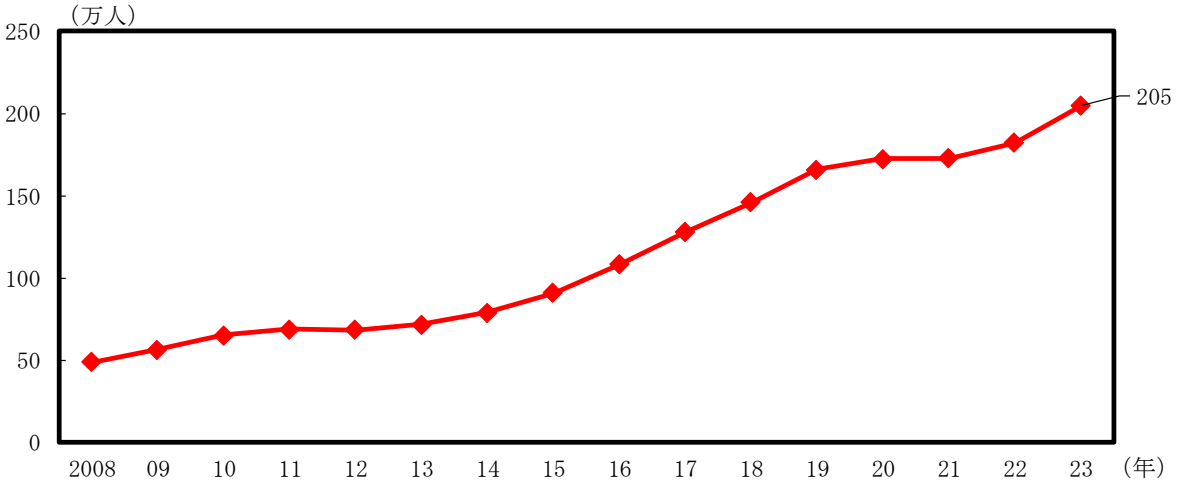

（備考）１．厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」により作成。各年10月末時点。
２．2008年以降、全ての事業者に外国人労働者の雇入れ又は離職の際の届出を義務付けている。なお、2006年まで「外国人雇用状況報告」が実施されていたが、一部の事業所を対象とした任意調査であるため、2008年以降とは比較できない。

現在、我が国で就労している外国人労働者の国籍をみると、多い順から、ベトナム、中国、フィリピン、ネパール、ブラジルとなっており、全体の半数近くを東南アジア国籍の労働者が占めている（第２－３－２図（１））。また、在留資格別には、「専門的・技術的分野の在留資格（特定技能以外）[39]」が最も多く、次いで、「技能実習」、「永住者」、「留学」、「身分に基づく在留（永住者以外）[40]」となっている（第２－３－２図（２））。

[39]「専門的・技術的分野の在留資格（特定技能以外）」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職１号・２号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」の在留資格が含まれる。

[40] 永住者を除く身分に基づく在留には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。また、これとは別に、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第 71 号）において定められる「特別永住者」も我が国で就労しているが、本稿の分析対象とはしていない。

第２－３－２図　国籍別・在留資格別外国人労働者割合

国籍別では東南アジア国籍が多く、在留資格別では専門的・技術的分野、技能実習が多い

（１）国籍別

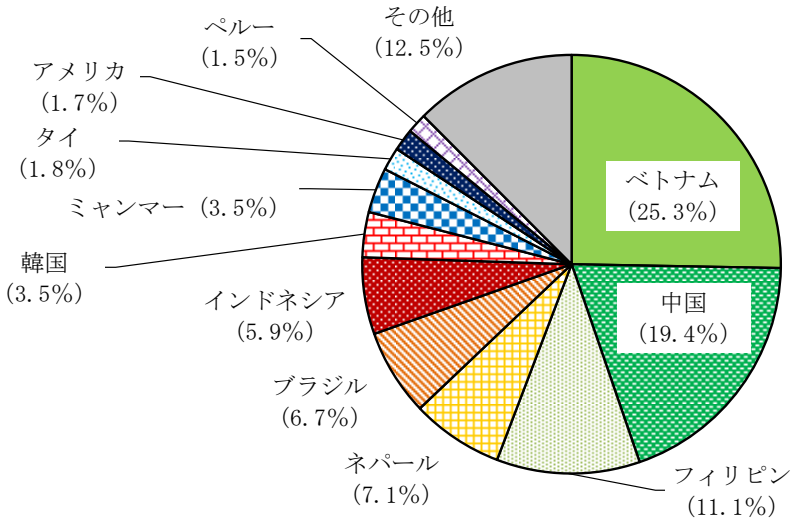

（２）在留資格別

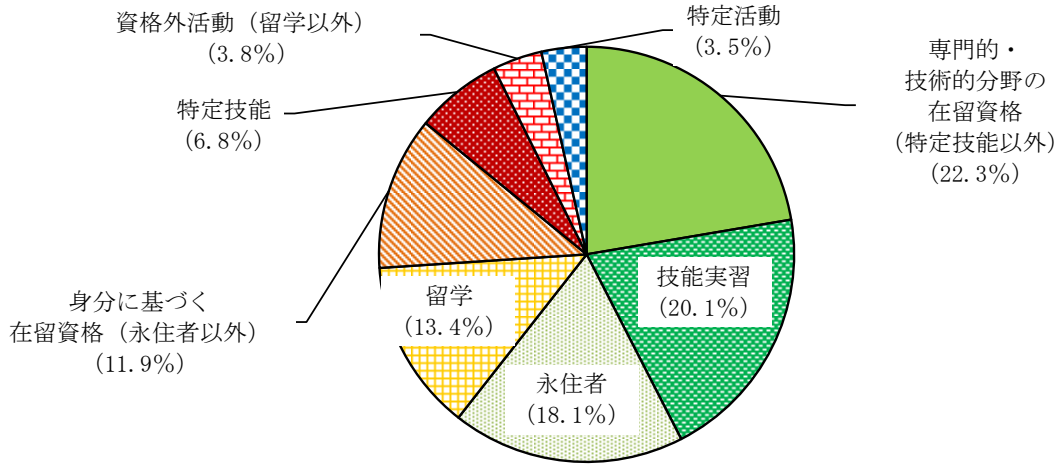

（備考）１．厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」により作成。特別永住者と在留資格「外交」、「公用」の者は除く。
２．（２）について、「専門的・技術的分野の在留資格（特定技能以外）」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職１号・２号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」が含まれており、「特定活動」には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。永住者以外の「身分に基づく在留資格」には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

外国人労働者数の伸びが顕著になった 2010 年代半ば以降、どのような外国人労働者が増加しているかについてみると、国籍別では、ベトナムやフィリピンといった東南アジアからの労働者が全体の伸びの半数弱を占めており（第２－３－３図（１））、在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格（特定技能以外）」の労働者の伸びが最も高く、次いで、「技能実習」、「永住者」という順になっている（第２－３－３図（２））。

第２－３－３図　国籍別・在留資格別外国人労働者数の推移

東南アジア出身の労働者や専門的・技術的分野の在留資格の労働者の伸びが高い

（１）国籍別

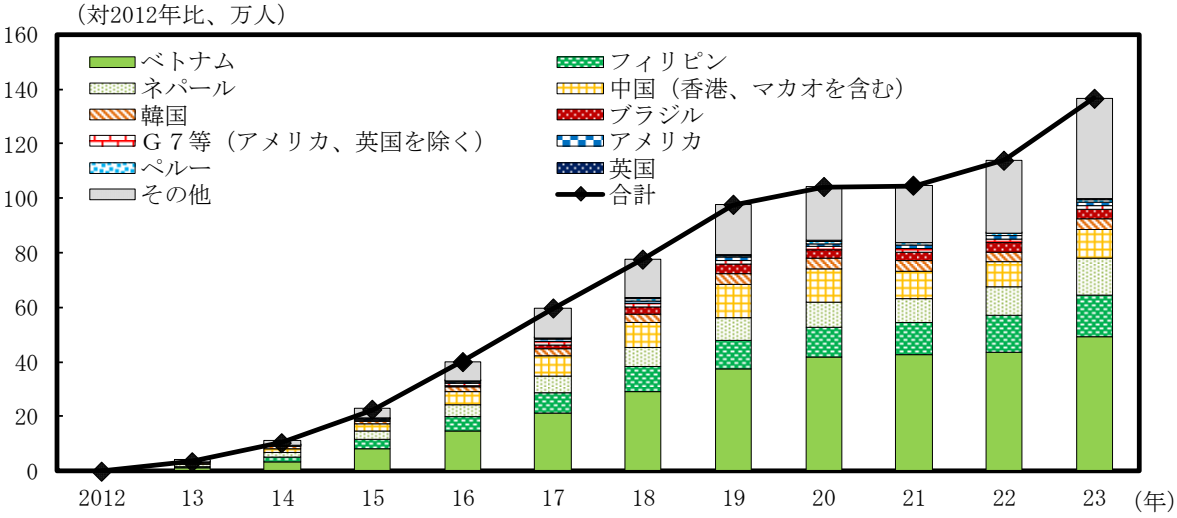

（２）在留資格別

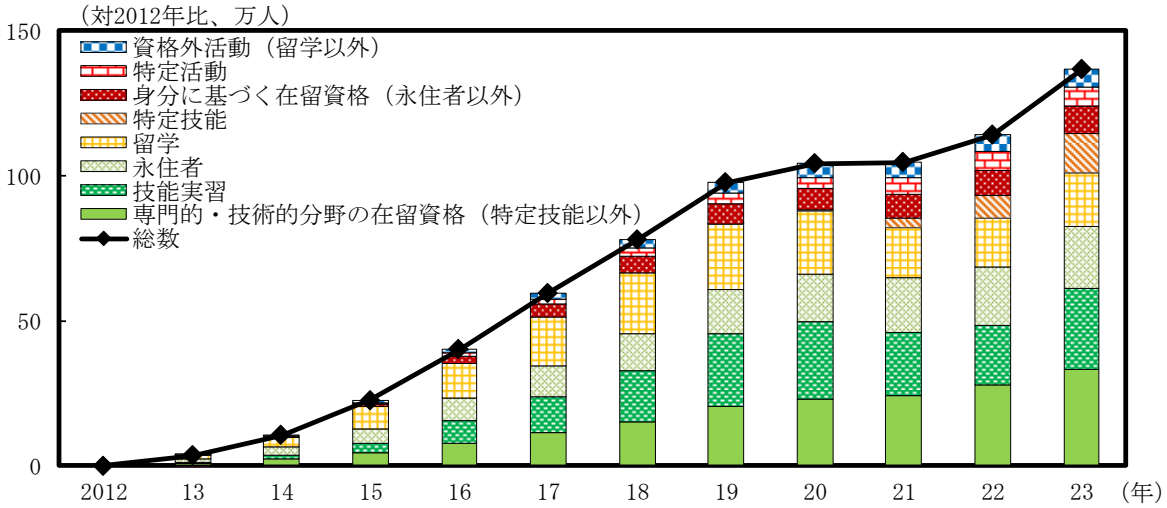

（備考）１．厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」により作成。特別永住者と在留資格「外交」、「公用」の者は除く。
２．（１）について、Ｇ７等（アメリカ、英国を除く）には、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアが含まれる。
３．（２）について、「専門的・技術的分野の在留資格（特定技能以外）」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職１号・２号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」が含まれており、「特定活動」には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。永住者以外の「身分に基づく在留資格」には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

（外国人労働者の就労する産業や地域には偏りがある）

次に、どういった産業・地域において、外国人労働者が就労しているかを確認する。

まず、産業別では、製造業の方が、非製造業に比べて外国人労働者割合が高く、特に食料品製造業や繊維工業、輸送用機械器具製造業などで高くなっている（第２－３－４図）。ただ

し、非製造業の中でも、飲食業と宿泊業については、製造業全体の水準よりも外国人労働者が高くなっている。

第２－３－４図　産業別外国人労働者割合

製造業において、外国人労働者割合が高い傾向があるが、飲食・宿泊業の外国人労働者割合も高い

（１）製造業

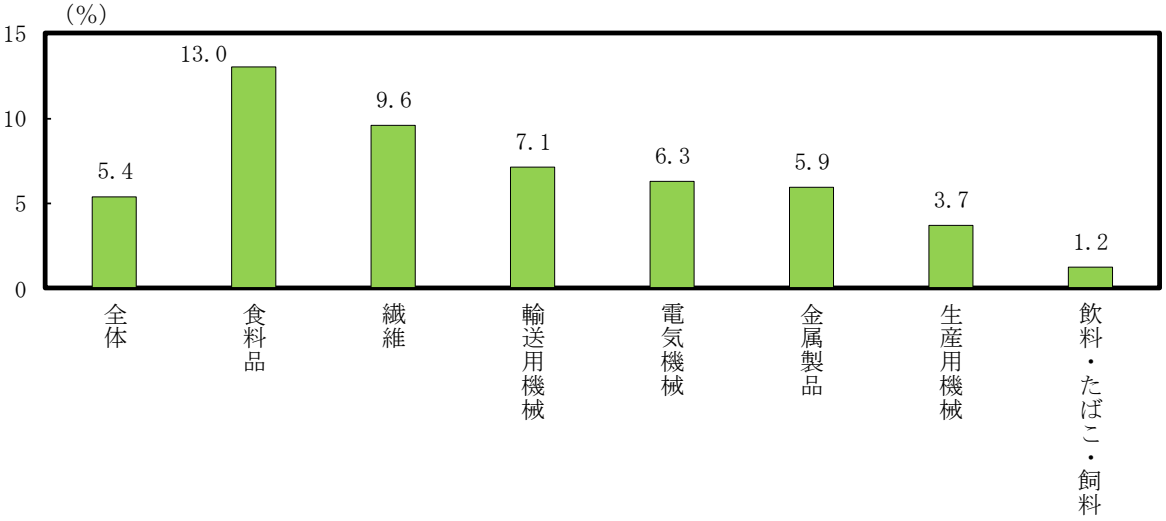

（２）非製造業

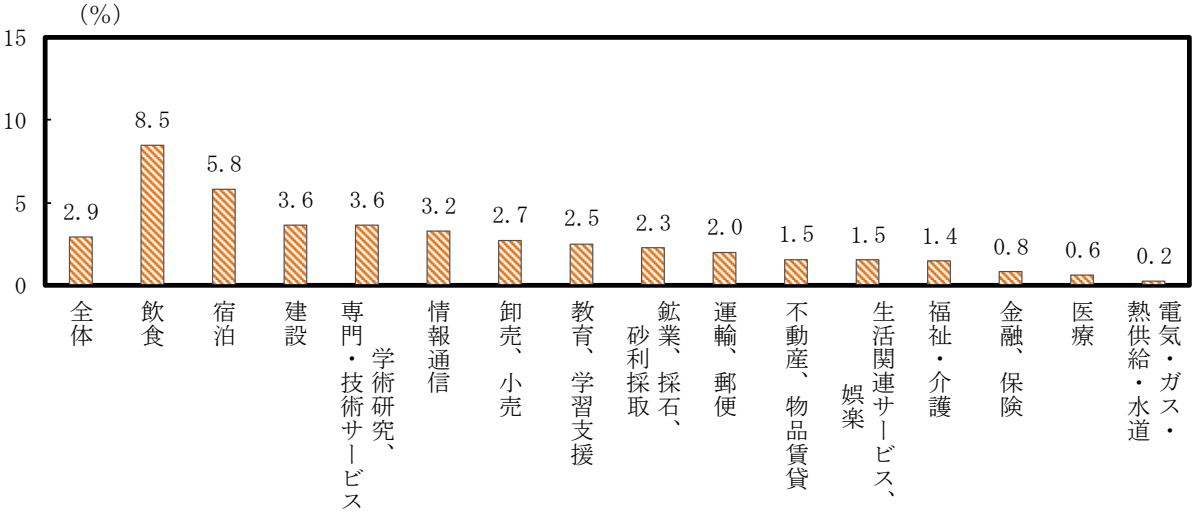

（備考）厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」、総務省「労働力調査（基本集計）」により作成。日本人・外国人を含めた全雇用者数に占める外国人労働者数の割合。非製造業は、農林水産業を除く。

次に、都道府県別に外国人労働者割合をみると、東京都の高さが際立つが、北関東（茨城、栃木、群馬）や東海地方（愛知、静岡、岐阜、三重）も他地域と比較して、幾分高い水準にあり、これら３つの地域で外国人労働者全体の半数以上を占めている（第２－３－５図）。また、北関東や東海地方では、製造業で働く外国人労働者が全体のおよそ４～５割を占めている一方で、東京都や大阪府といった人口の多い地域では、製造業の割合は低く、代わりに卸売・小売や教育、飲食・宿泊、情報通信といった産業の割合が高くなっており、多様な産業

で外国人労働者が雇用されていることが分かる。

このように、我が国の外国人労働者が就労している産業・地域を確認すると、産業別では、日本人労働者と比べると、一部製造業や飲食・宿泊サービス業に従事する外国人労働者が多く、地域別では、東京都だけでなく、北関東や東海地方で就労する外国人労働者が多いなど、偏りがあることが分かる。

第２－３－５図　都道府県別・産業別外国人労働者割合
東京都だけではなく、北関東や東海地方においても外国人労働者割合が高い

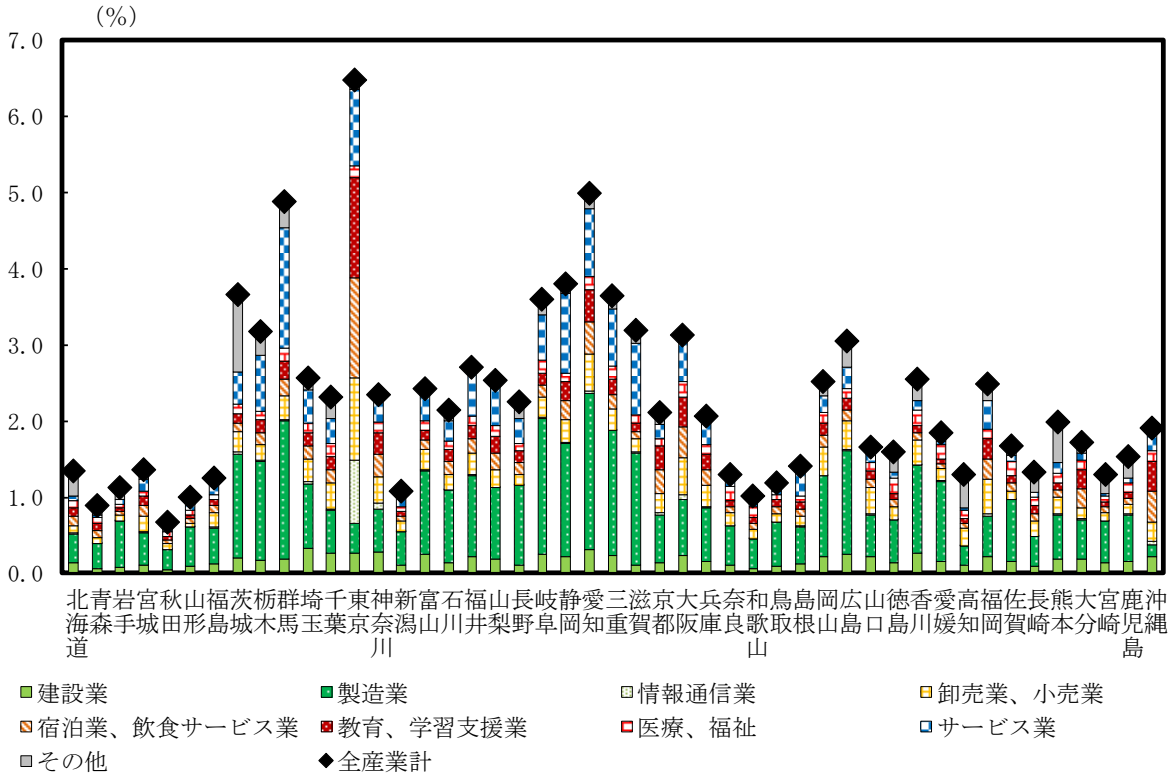

（備考）厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」、総務省「労働力調査（基本集計）」により作成。日本人・外国人を合わせた全雇用者数に占める外国人労働者数の割合。

（外国人労働者受入れ制度は徐々に拡大されてきた）

少子高齢化や企業の人手不足を背景に、我が国で働く外国人労働者が増加する中、政府は、外国人労働者受入れに関する制度改正を行ってきた。ここでは、我が国の外国人労働者受入れに関する制度の変遷を概観する（第２－３－６図）。

1980 年代後半から 1990 年代前半にかけて、経済社会の国際化が進む中、バブル下における企業の人手不足感の高まりや円高の進行、近隣アジア諸国との経済格差の広がりによる国境を超えた労働移動のメリットの拡大などを背景に、外国人労働者が増加していた（内閣府政策統括官（経済財政分析担当）(2019)）。こうした中、政府は、1989 年に出入国管理及び難

民認定法[41]（以下「入管法」という。）を改正し、「人文知識・国際業務」や「定住者」といった在留資格を創設することにより、専門的な技術や技能を持つ外国人労働者や日系ブラジル人・日系ペルー人といった日系人等を対象とした制度の整備を行った。また、1993 年には、研修により、一定水準以上の技能を習得した外国人が、研修終了後、より実践的に技能習得が可能となる技能実習制度が開始された。

その後、日本の経済成長等に貢献することが期待される高度な能力や資質を持つ外国人の受入れを推進するため、2012 年には「高度人材ポイント制[42]」の運用が開始され、2014 年の入管法改正では、新たに在留資格「高度専門職[43]」が導入された。また、2014 年の入管法改正では、同時に、在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への変更や在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化など、専門的な技術や技能を持つ外国人労働者の受入れ体制の整備も行われた。

さらに、労働需給がひっ迫化する中、中小・小規模事業者を中心に、深刻な人手不足が生じていたことから、2018 年の入管法改正によって、新たに「特定技能[44]」の在留資格が創設された。この制度改正により、技能実習２号を良好に修了した者については、原則として、技能実習の職種・作業にかかわらず日本語試験が免除され、さらに、従事しようとする業務と技能実習２号の職種・作業に関連性が認められる場合には技能試験も免除された上で、在留資格を「特定技能１号」へと切り替えることができるようになり、より長期の在留が可能となった。

このように、外国人労働者受入れに関する制度は、時々の経済情勢等に合わせて改正されてきた。直近でも、技能実習制度について、その制度目的と運用実態のかい離や対象となる

---

[41] 昭和 26 年政令第 309 号。

[42] 学歴や職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が 70 点に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置を与えることにより、高度外国人材の受入れ促進を図ることを目的とした制度。2023 年４月からは、特別高度人材制度（J-Skip）が導入され、学歴と職歴、年収が一定水準以上であれば、「高度専門職」の在留資格を得ることができるほか、「特別高度人材」として、より拡充された優遇措置を受けることができるようになった。

[43] 高度ポイント制におけるポイントが 70 点以上であれば、「高度専門職１号」の在留資格を得ることができ、永住許可要件の緩和や配偶者の就労、親の帯同などに関して優遇措置を受けることができる。また、「高度専門職１号」の在留資格を有し、我が国に３年以上在留してその活動を行っていたことや素行が善良であることなどの要件を満たせば、「高度専門職２号」の在留資格を得ることができ、在留期間が無期限となるなど、更なる優遇措置を受けることができる。

[44] 「特定技能１号」は、①介護、②ビルクリーニング、③工業製品製造業、④建設、⑤造船・舶用工業、⑥自動車整備、⑦航空、⑧宿泊、⑨自動車運送業、⑩鉄道、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食料品製造業、⑭外食業、⑮林業、⑯木材産業の 16 分野で、一定の技能と日本語能力を有する外国人労働者に付与され、在留期間の上限は通算５年で、家族の帯同は基本的には認められていない。熟練した技能が必要な「特定技能２号」は、特定技能１号で認められている分野のうち、①ビルクリーニング、②工業製品製造業、③建設、④造船・舶用工業、⑤自動車整備、⑥航空、⑦宿泊、⑧農業、⑨漁業、⑩飲食料品製造業、⑪外食業の 11 分野において認められており、通算で在留できる期間に上限はなく、要件を満たせば、家族の帯同も認められている。

職種等が特定技能制度における特定産業分野と必ずしも一致していないなどの問題[45]が指摘されていることから、技能実習制度に代えて、新たに「育成就労制度」を創設することを盛り込んだ入管法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律[46]（以下「技能実習法」という。）の改正法案が国会に提出され、本年６月 14 日に成立したところである。

第２－３－６図　外国人労働者受入れ制度に関する主な動き

外国人労働者数が増加する中、外国人労働者受入れに関する制度は、幾度も改正されてきた

1989年	入管法改正 ・専門的な技術や技能を持つ外国人労働者の在留資格である「法律・会計事務」「医療」「研究」「教育」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」を創設 ・日系人等を対象とする在留資格である「定住者」を創設
1993年	技能実習制度開始
1995年	技能実習の在留期間延長（１年→２年、在留資格「研修」の期間と合わせて在留期間は３年）
2006年	入管法改正 ・外国人研究者及び外国人情報処理技術者を在留資格「特定活動」によって受け入れる規定を整備
2009年	入管法改正 ・研修制度と技能実習制度を分離し、最初の１年間は技能実習１号、その後の２年間は技能実習２号として計３年在留可能となる
2012年	高度人材ポイント制運用開始
2014年	入管法改正 ・高度人材のための在留資格である「高度専門職」を創設 ・事業の経営・管理活動を行う外国人を広く迎え入れることができるよう、従来の「投資・経営」の在留資格を「経営・管理」に改め、外国資本との結びつきの要件を撤廃 ・専門的・技術的分野における外国人受入れのニーズに柔軟に対応するため、「技術」と「人文知識・国際業務」の在留資格を「技術・人文知識・国際業務」へと一本化
2016年	技能実習法成立 ・技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け、違反に対する罰則を規定 ・技能実習生を保護・支援するため、外国人技能実習機構を設立 ・技能実習３号として追加で２年間、計５年間在留可能となる
2018年	入管法改正 ・一定の技能と日本語能力を有する外国人を対象とした在留資格「特定技能１号」「特定技能２号」を創設 ・「出入国在留管理庁」を設置
2024年	入管法・技能実習法改正 ・「技能実習制度」に代わる「育成就労制度」を創設

（備考）各種政府資料により作成。

２　外国人労働者の賃金水準の実態

前項では、現在までの我が国の外国人労働者雇用の動向と外国人労働者受入れ制度の変遷について確認した。ここでは、我が国で雇用されている外国人労働者の属性について整理した上で、日本人労働者と外国人労働者の賃金水準を比較し、両者の間に賃金格差は確認され

[45] このほか、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（2023）では、人材育成等の観点から原則として転籍できないことや監理団体による監理・支援が十分でない場合があることなどが人権侵害や法違反の背景・原因となっている旨指摘されている。

[46] 平成 28 年法律第 89 号。

るのか、その要因はどういったものが考えられるのかについて考察する。

（外国人労働者は年齢が低く、勤続年数が短いなど、日本人と属性が大きく異なる）

増加を続ける外国人労働者の賃金水準と日本人労働者の賃金水準の比較を行うに先立って、外国人労働者の年齢や勤続年数、学歴といった基本属性について確認する。

まず、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を用い、年齢の分布を確認すると、日本人労働者は、40 代後半から 50 代前半が多くを占めている一方で、外国人労働者は 20 代に山があり、若年層に偏っていることが分かる（第２－３－７図）。在留資格別にみると、専門知識や技能を持つと考えられる比較的高技能な外国人労働者[47]や特定技能・技能実習の資格で働く外国人労働者の分布は、外国人労働者全体の分布と同様、若年層に大きく偏っている一方で、永住者や定住者など、身分に基づく在留資格で働く外国人労働者は、30～50 代が多くを占めている。特に、永住者については、永住権取得に必要な資格を得ることに相応の時間がかかることもあって、40～50 代が多く、若年層が少なくなっている。

第２－３－７図　外国人労働者の年齢分布

外国人労働者は若年層が多く、特に就労資格で働く外国人労働者の若さは顕著

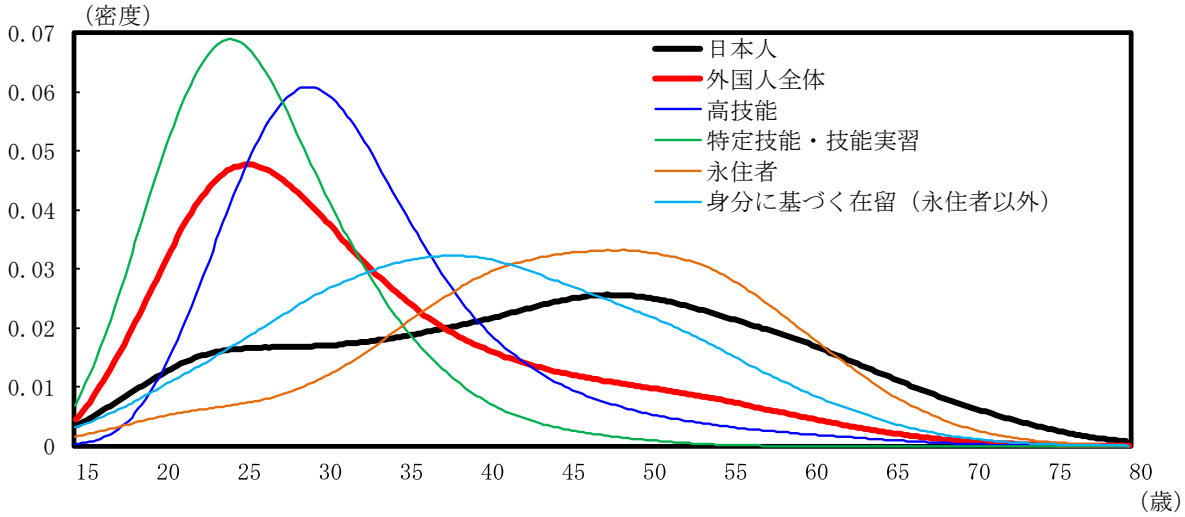

（備考）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。個票データを用いてカーネル密度推定を行い、分布を推定。永住者を除く身分に基づく在留は、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」からなる。

次に、勤続年数の分布をみると、先に確認したように、外国人労働者の方が、年齢が低いこともあり、勤続年数の短い労働者が顕著に多くなっている（第２－３－８図）。在留資格別では、特定技能・技能実習、高技能外国人、永住者などの身分に基づく在留資格の順に勤続年数が長くなっており、年齢が高くなるとともに、勤続年数も長くなる傾向が見て取れる。

[47] 本稿では、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」の在留資格を持つ外国人労働者を高技能外国人労働者としている。

第２－３－８図　外国人労働者の勤続年数分布

外国人労働者は、勤続年数が短い労働者が多い

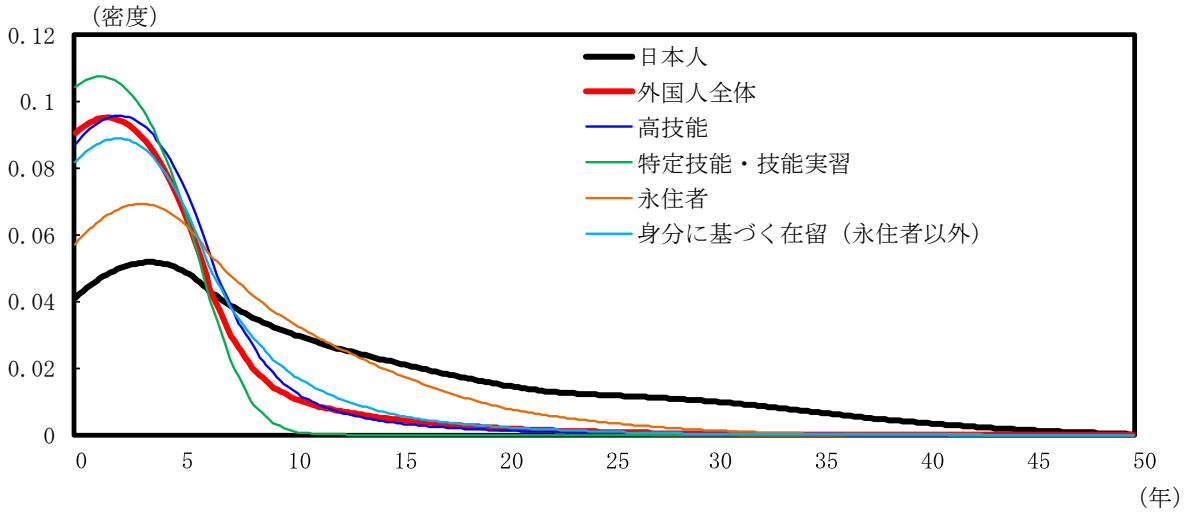

（備考）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。個票データを用いてカーネル密度推定を行い、分布を推定。永住者を除く身分に基づく在留は、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」からなる。

最後に、学歴について確認すると、日本人と外国人労働者全体を比較した場合には、顕著な差はみられない（第２－３－９図）。ただし、外国人労働者の中でも、在留資格別にみると、大きな差があり、高技能外国人は７割超が大学又は大学院を卒業している一方で、特定技能・技能実習は高校以下の学歴が約８割となっている。一方、身分に基づく在留資格については、日本人と学歴構成に顕著な差はみられない。

第２－３－９図　外国人労働者の学歴

在留資格別にみると、外国人労働者の学歴構成には大きな差がある

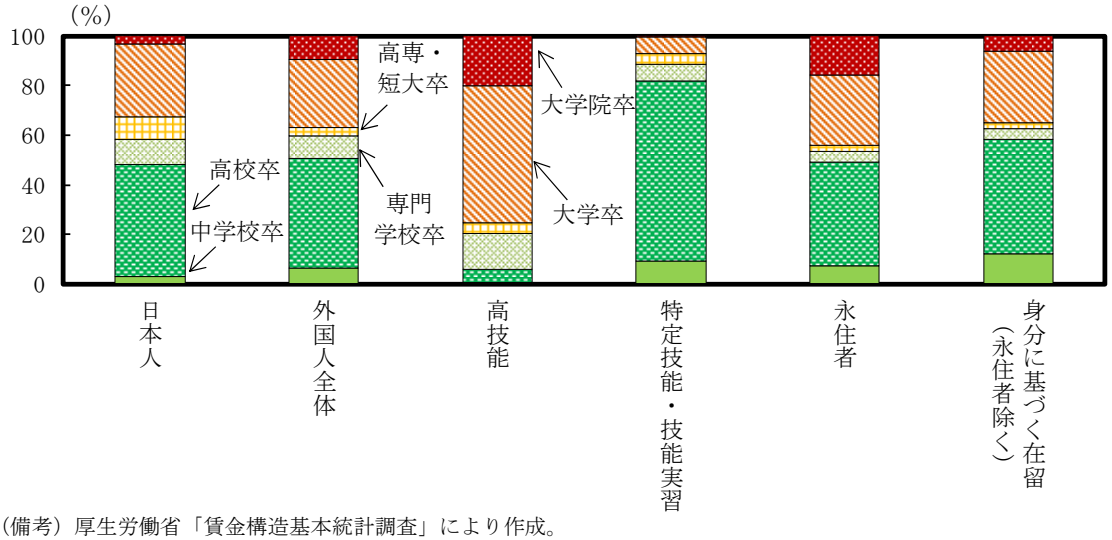

（備考）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。

このように、日本人労働者と外国人労働者との間には、年齢や勤続年数に大きな差が存在しており、外国人労働者の方が若く、勤続年数が短い労働者が多いことが確認された。また、

外国人労働者の間でも、在留資格別にみると差がみられ、高技能外国人や特定技能・技能実習は、年齢が若く、勤続年数が短い傾向が顕著であること、学歴については、高技能外国人と特定技能・技能実習の間に大きな差があることが分かる。

（日本人労働者と外国人労働者の賃金水準には、属性をコントロールしても差がある）

次に、日本人労働者と外国人労働者の賃金水準の分布を比較すると、時給換算で 1,000 円台前半で働く労働者が最頻値となっていることには変わりはないものの、外国人労働者の方が分布の山が高くなっており、日本人労働者と外国人労働者の賃金分布には差がみられる（第２－３－10 図）。また、在留資格別にみると、特定技能・技能実習の在留資格を持つ外国人労働者は時給換算 1,000 円台前半で働いている割合が非常に高い一方で、高技能外国人労働者や身分に基づく在留資格を持つ外国人労働者については、分布が右方向にスライドしており、日本人と比べ、より高い賃金を得ている労働者も一定数存在しているなど、外国人労働者の中でも大きな差異があることが分かる。

第２－３－10図　外国人労働者の賃金（時給換算）の分布

日本人労働者と外国人労働者の賃金の分布には差がみられる

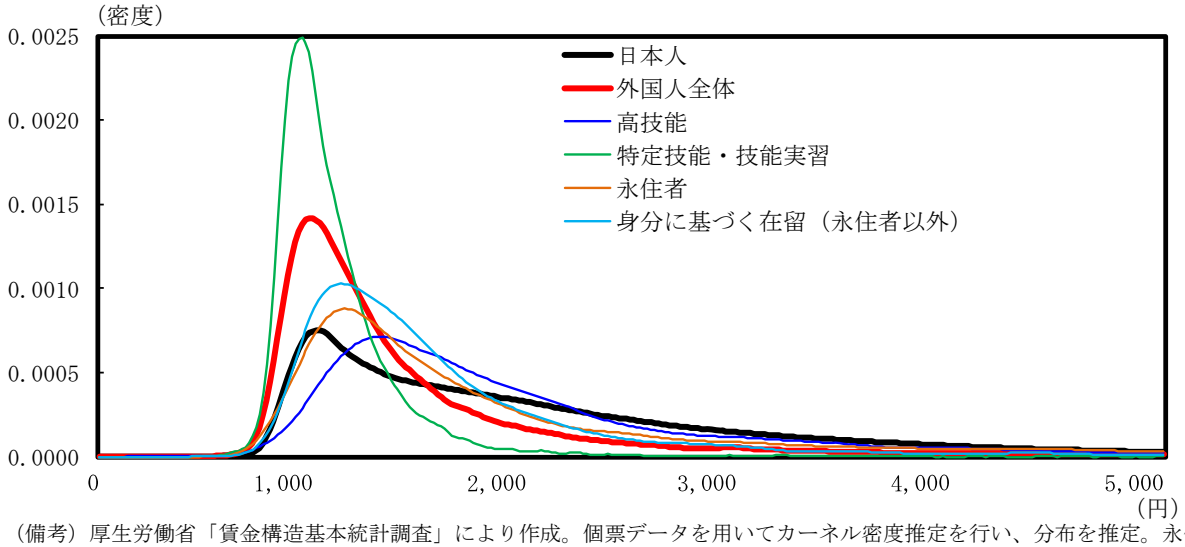

（備考）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。個票データを用いてカーネル密度推定を行い、分布を推定。永住者を除く身分に基づく在留は、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」からなる。

このように、日本人労働者と外国人労働者との間には一定程度の賃金水準の差が存在しており、その差は外国人労働者の間においてもみられる。ただし、先に確認したように、外国人労働者が就労している産業や地域には、偏りがあることに加え、日本人労働者と外国人労働者、また、各在留資格の間には、年齢や勤続年数、学歴などの個人属性に差があるため、両者の賃金水準を比較するためには、こうした企業属性と個人属性をコントロールする必要がある。

このため、是川（2023）を参考に、個人属性（学歴、年齢、勤続年数、同職種の経験年数、

性別、就業形態）と事業所属性の差異をコントロールした上で、日本人労働者と外国人労働者の賃金を比較した（第２－３－11 図（１））。この結果によると、各種属性の差異をコントロールしなかった場合、日本人労働者と外国人労働者との間の賃金差は 28.3%であるが、差異をコントロールした場合、その差は 7.1%となる。この結果から、日本人労働者と外国人労働者との間にある賃金差のうち、約４分の３は、労働者個人の属性や勤め先の事業所の属性によって説明される一方で、それらでは説明されない部分が約４分の１残ることも明らかになった。

しかし、先に確認したとおり、外国人労働者間においても、在留資格ごとに年齢や学歴などに差がみられ、賃金水準も異なっている。そのため、外国人労働者を高技能外国人と特定技能、技能実習、永住者、その他身分に基づく在留の５つに分けて、日本人労働者との賃金差を確認した[48]。これによると、高技能外国人と特定技能、技能実習は、日本人と比べて賃金が低くなっている一方で、永住者やその他の身分に基づく在留資格の賃金は日本人の賃金と差がないことが確認された（第２－３－11 図（２））。

こうした日本人労働者と外国人労働者との間の賃金差が、どのような職種で顕著にみられるのかを把握するため、サンプルサイズが大きく、比較的安定した結果が得られていると考えられる、専門的・技術的職業従事者と事務従事者、生産工程従事者について取り上げると、職種間においても、日本人労働者と外国人労働者との賃金差の関係には、違いがあることが分かった（第２－３－11 図（３））[49]。具体的には、特定技能の中では、生産工程従事者において、日本人労働者よりも 15%程度賃金が低いことが確認されたほか、技能実習の中では、今回取り上げたいずれの職種においても日本人労働者より 20%弱から 30%強ほど賃金が低くなっていることが分かる。また、高技能外国人についても、職種ごとに差はあるものの、日本人労働者よりも賃金が低いことが確認された。また、全サンプルを対象とした分析では日本人労働者と賃金差が確認されなかった永住者については、専門的・技術的職業従事者や事務従事者では日本人労働者よりも賃金が高い一方で、生産工程従事者では日本人労働者よりも賃金が低くなっており、永住者の中でも差があることが分かった。

[48] これら５つの分類に含まれる在留外国人は、2023 年６月時点で、特別永住者を除く外国人在留者全体の 77%を占めている。

[49]詳細については、付注２－９を参照。

第２－３－11図　日本人労働者と外国人労働者の賃金水準比較

日本人労働者と外国人労働者の賃金水準には差がみられるが、その程度は在留資格によって異なる

（１）日本人労働者と外国人労働者の賃金水準比較

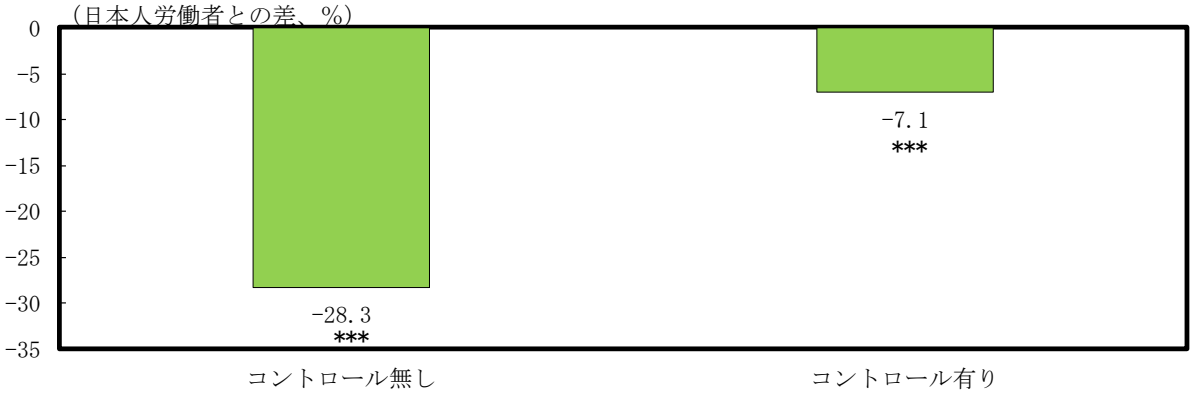

（２）在留資格別賃金水準比較

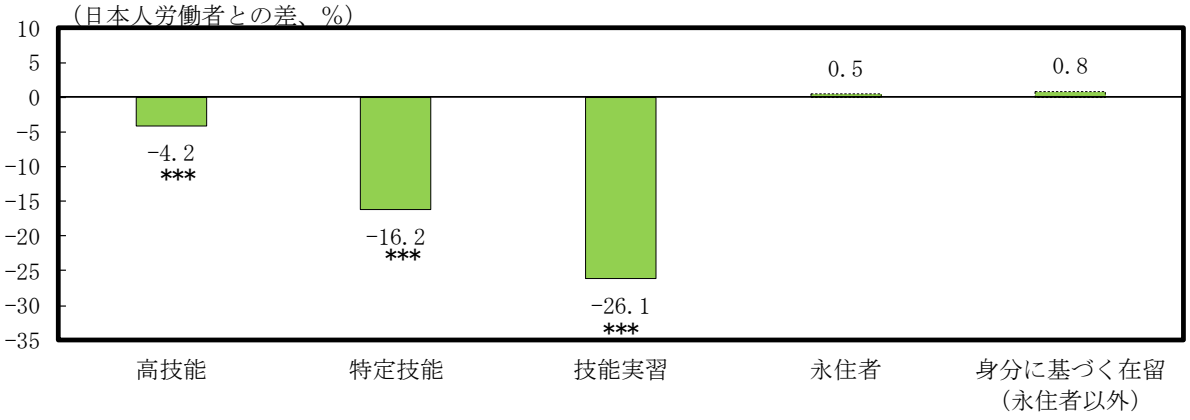

（３）職種・在留資格別賃金水準比較

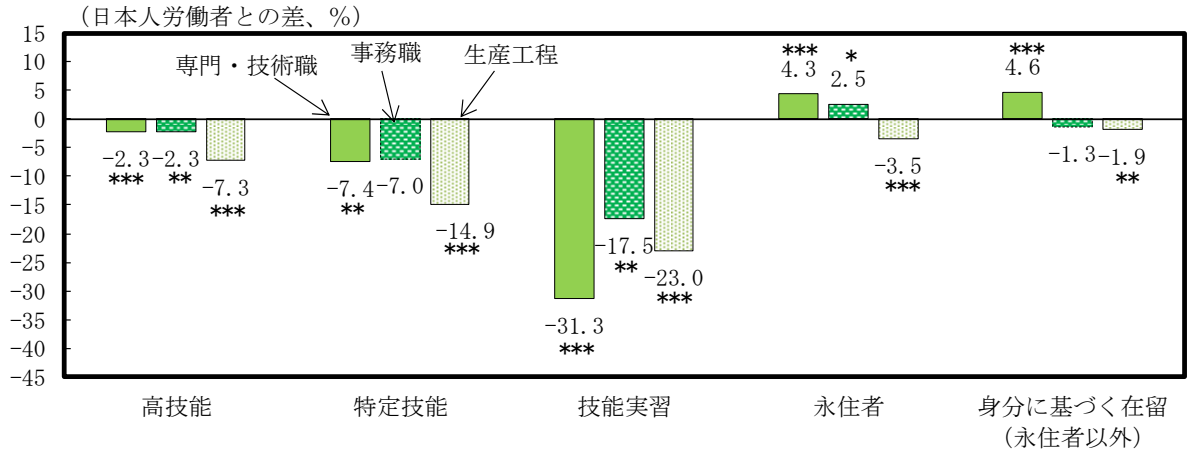

（備考）１．厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。***は有意水準１％、**は同５％、*は同10％で統計的に有意であることを示している。推定期間は2020年～2023年。

２．（１）のコントロール有、（２）、（３）は、マルチレベル分析によって、事業所ごとの異質性に加え、学歴や年齢、勤続年数、同職種の経験年数、性別、就業形態といった個人属性をコントロールしている。推定の詳細は付注２－９を参照。

（技能実習や特定技能の賃金には、転籍制限やスキルの移転制約が影響している可能性）

こうした分析の結果を踏まえ、在留資格別に、外国人労働者と日本人労働者との間に有意な賃金差がみられる背景について考察したい。

まず、高技能外国人について、その賃金が平均的にみて日本人よりも低くなる背景としては、高技能外国人のうち、日本在留歴の長い労働者は、永住資格を取得し、永住者のカテゴリーに移行している可能性が高いことが挙げられる。

就労資格を得て働いている外国人労働者のうち、在留期間など[50]の条件を満たす者は、永住権の取得が可能となる。就労資格で働く場合、日本で就くことができる職業は、就労資格において定められている範囲のものに限られるが、永住権を取得すれば、こうした制限は無くなるため、日本に長く在留し、条件を満たしている労働者にとっては、永住権を取得するメリットは大きい。そのため、今回の分析において、高技能外国人と分類している外国人労働者は、日本での在留歴が比較的短く、日本での就労経験や日本の企業文化への適応、日本語能力など、今回の分析では、データの制約上、コントロールしきれていない面で賃金に差が生じている可能性がある。

次に、特定技能や技能実習においては、多くの職種において、日本人労働者とは15%程度以上の賃金差があることが確認されたが、これには、橋本（2022）と是川（2023）において指摘されているように、技能実習における転籍制限や、特定技能におけるスキルの移転制約が影響している可能性がある[51]。

技能実習制度においては、技能実習２号から技能実習３号へ移行する場合を除き、原則として転籍が認められていない。橋本（2022）では、こうした制限により、労働者を自社にとどめておくため、高い賃金を支払うというメカニズムが働かず、独自の固定的な相場が形成されると指摘している。ただし、是川（2023）では、技能実習生を雇用する際、雇用主は、入国後講習に要する費用や送出機関に支払う費用など、様々な費用が必要となり、賃金の11～25%に相当するコストが上乗せされることから、技能実習生は、いわゆる「安い労働力」には当たらないとされており、その点には留意が必要である。

また、技能実習と違い、転籍制限が無いにもかかわらず、特定技能においても日本人労働者との賃金差が確認される理由について、是川（2023）では、技能実習２号及び３号を修了

---

[50] 原則として引き続き 10 年以上日本に在留しており、この期間のうち、就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能１号」を除く）又は居住資格を持って、引き続き５年以上在留していることや素行が善良であることなど。なお、高度専門職の資格で在留している外国人は、在留歴に係る永住許可要件の緩和を受けることができ、日本で高度外国人材としての活動を３年間以上（高度外国人材の中でも特に高度と認められる者については１年以上）継続していれば、永住許可の対象となる。

[51] その他の要因としては、日本人労働者と特定技能・技能実習労働者との間における留保賃金の差が、賃金差に影響している可能性がある。例えば、Lundborg（2013）では、受け入れ国よりも賃金水準が低い国からの移民は、留保賃金の低さから、短期的には自国の賃金水準を引き下げ得ることが指摘されており、Nanos and Schluter（2014）では、ドイツのデータを基に、外国人労働者の留保賃金が、ドイツ人労働者の留保賃金よりも低く、企業から提示される賃金水準も低いことが指摘されている。

後、職場を変更せずに特定技能１号に移行した労働者に関しては、日本人との賃金格差は確認されなかったものの、職場を変更して特定技能１号に移行した労働者に関しては、知識やスキルが評価されないという「スキルの移転制約」に直面し、日本人よりも賃金水準が低下する可能性が指摘されている。実際、労働政策研究・研修機構（2023）では、自社での経験の長さなどを理由に、自社で技能実習を修了した特定技能労働者の賃金を、他社で技能実習を修了した特定技能労働者の賃金よりも高く設定している企業もあることをヒアリング調査によって明らかにしている。今回の分析に用いたサンプルでは、特定技能１号労働者の一定程度が他社からの転籍とみられ、日本人労働者と特定技能労働者の賃金差の背景には、こうしたスキルの移転制約も一因となっている可能性がある[52]。

（永住者の中でも、就労資格を得た者は、人的資本が蓄積されている可能性）

最後に、永住者の結果について考察する。永住者の中でも、職種によって賃金に差が生まれる背景には、一括りに永住者と言ってもその特徴は多種多様であることが挙げられる。

職種別に外国人就業者の国籍を確認すると、専門的･技術的職業従事者や事務従事者では、中国や韓国、アメリカといった国が上位を占めている一方で、生産工程従事者はベトナムやブラジル、フィリピンといった国が多くを占めている（第２－３－12 図）。この中でも韓国やベトナムは特別永住者や特定技能・技能実習の資格で在留している者が多いため、永住者については、専門的・技術的職業従事者や事務従事者は中国やアメリカ国籍、生産工程従事者はブラジルやフィリピン国籍を持った労働者が多いことが推測される[53]。

---

[52] 今回の分析に用いたサンプルにおける特定技能１号の在留資格を持つ者は 1,967 人だが、そのうちの 1,060 人が勤続年数２年未満であり、技能実習２号及び３号の修了に必要な２年に満たない。これらの労働者は、①技能実習を修了後、他社に転籍した労働者、②元々、特定技能労働者として就労しており、他社に転籍した労働者、③新たに技能試験や日本語能力試験に合格した労働者に分けられる。②については、出入国在留管理庁（2023）では、特定技能外国人における離職者の割合は 16.1%であり、そのうち特定技能で転職した割合は 30.3%とされており、③については、労働政策研究・研修機構（2023）によると、2019 年から 2022 年における、試験ルート（技能水準や日本語能力を試験等で確認した労働者）で受け入れられた特定技能１号労働者は、全体の７～26%にとどまっている。そのため、今回の分析における特定技能労働者サンプルの一定程度は、①の「技能実習修了後、他社に転籍した者」であると考えられる。

[53] 出入国在留管理庁「在留外国人統計」によると、2023 年６月末時点で、韓国国籍を持つ在留者のうち、特別永住者の割合は、全体の 62.4%、永住者の割合は 18.3%となっており、ベトナム国籍を持つ在留者については、特定技能・技能実習が全体の 54.4%、永住者が 4.5%となっている。なお、中国、アメリカ、ブラジル、フィリピン国籍を持つ者に占める永住者割合は、それぞれ 41.2%、31.5%、54.5%、44.7%となっている。

第２－３－12図　職種別に見た外国人労働者の国籍構成

職種ごとに外国人労働者の国籍構成は異なる

専門的・技術的職業従事者		事務従事者		生産工程従事者	
中国	31.7%	中国	41.1%	ベトナム	30.6%
韓国・朝鮮	16.1%	韓国・朝鮮	27.3%	ブラジル	16.9%
アメリカ	10.9%	ブラジル	4.8%	中国	16.4%
ベトナム	6.4%	ベトナム	4.7%	フィリピン	15.0%
フィリピン	5.0%	フィリピン	4.0%	インドネシア	4.0%
イギリス	3.7%	アメリカ	3.1%	韓国・朝鮮	3.9%
ブラジル	2.7%	ネパール	1.4%	ペルー	3.0%
インド	2.5%	インド	1.0%	タイ	2.5%
タイ	1.3%	タイ	1.0%	ネパール	1.1%
インドネシア	1.2%	イギリス	0.9%	インド	0.2%
ネパール	0.9%	インドネシア	0.9%	アメリカ	0.2%
ペルー	0.4%	ペルー	0.8%	イギリス	0.0%
その他	17.2%	その他	9.2%	その他	6.1%

（備考）総務省「国勢調査」により作成。

その上で、外国人在留者が永住者の在留資格を取得するまでのルートについて考えると、その経路は多岐にわたるが、大きく分けると、①前述したように、「技術・人文知識・国際業務」などの就労資格を得た外国人が日本で永住許可を満たす年数就労し、永住権を得たケースと、②定住者などの身分に基づく在留資格を持つ外国人が永住権を得たケース、の２つが考えられる。永住者を除く在留資格全体に占める就労資格（特定技能・技能実習以外）の割合をみると、中国とアメリカについては30～40%となっている一方で、ブラジルとフィリピンではその割合は10%を切っており、代わりに身分に基づく在留資格の割合が非常に高くなっている（第２－３－13図）。こうしたことから、永住者の中でも、専門的・技術的職業従事者や事務従事者については、①のルートで、生産工程従事者については、②のルートで永住権を取得した外国人労働者が多い可能性がある。

第２－３－13図　国籍別・在留資格割合

国籍ごとに在留資格の構成は異なる

（１）中国国籍

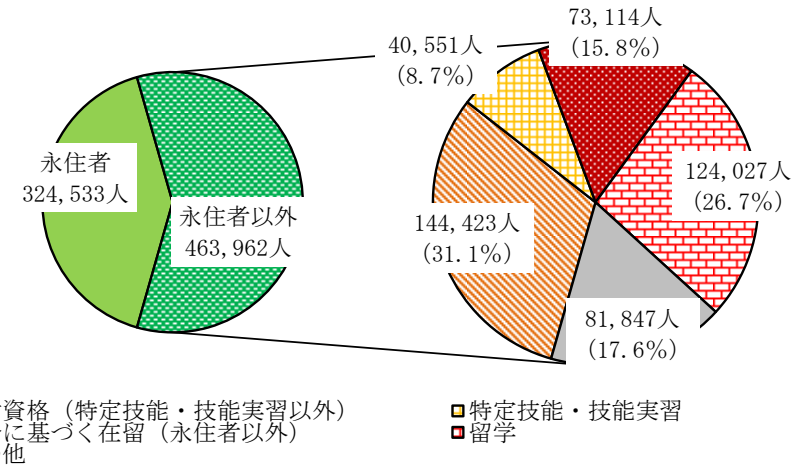

（２）アメリカ国籍

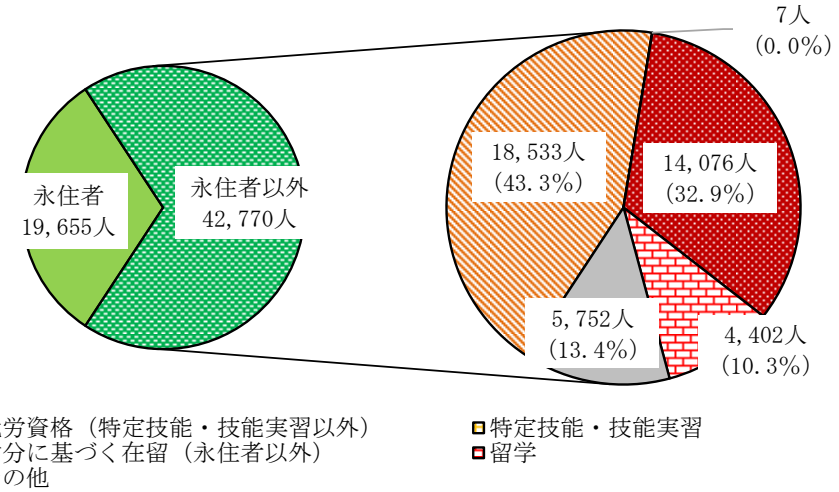

（３）ブラジル国籍

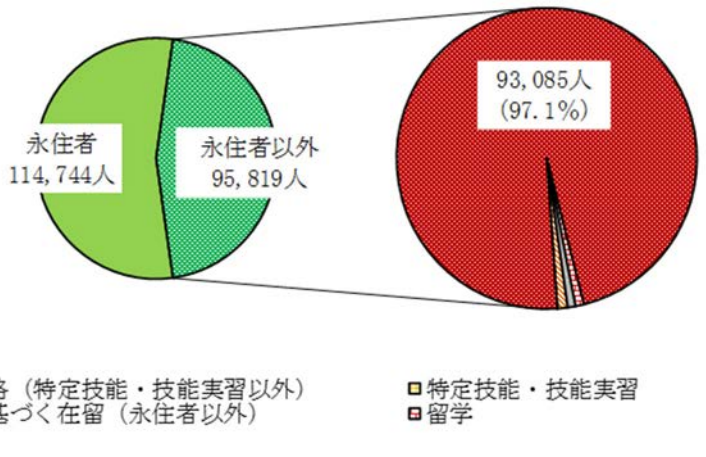

（４）フィリピン国籍

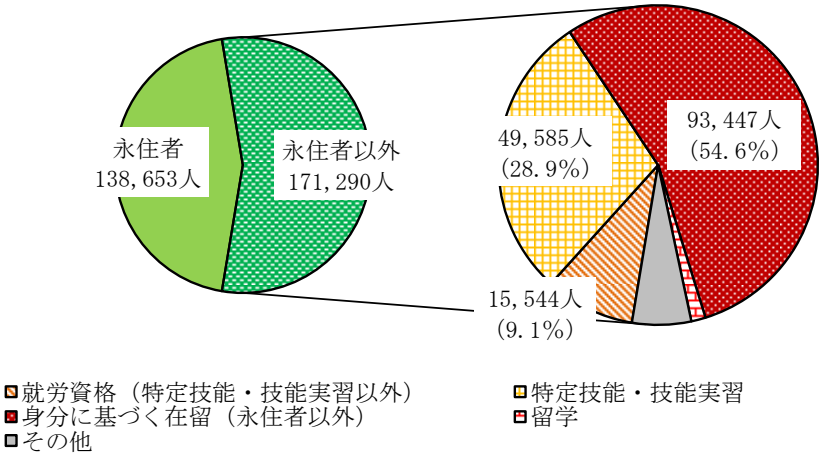

（備考）出入国在留管理庁「在留外国人統計」により作成。括弧内の数字は永住者を除く全体に占める割合。

ここで、①のルートで永住権を取得した外国人と②のルートで永住権を取得した外国人を比べると、前者の方が、就労資格取得の際に相応のスキルや能力を有していることを求められる上に、永住権を取得の条件を満たす年数、日本で滞在・就労していることから、後者に比べて、日本の労働市場でより高く評価される人的資本が蓄積されており、高い賃金を得ている可能性がある。例えば、学歴を比較すると、専門的・技術的職業従事者については、日本人労働者の大学卒・大学院卒業者の割合は約 50%なのに対し、永住者の大学卒・大学院卒業者の割合は 90%を超えており、日本人労働者と比べても高い人的資本を備えていることが示唆される。一方、生産工程従事者については、日本人労働者の中学卒業者割合が約４%に対して、永住者の中学卒業者割合は約 13%となっており、日本人労働者以上の知識・技能を備えているとは必ずしも言えない可能性がある（第２－３－14 図)。

第２－３－14図　日本人と永住者の学歴構成比較

専門的・技術的職業に従事する永住者の学歴は高い

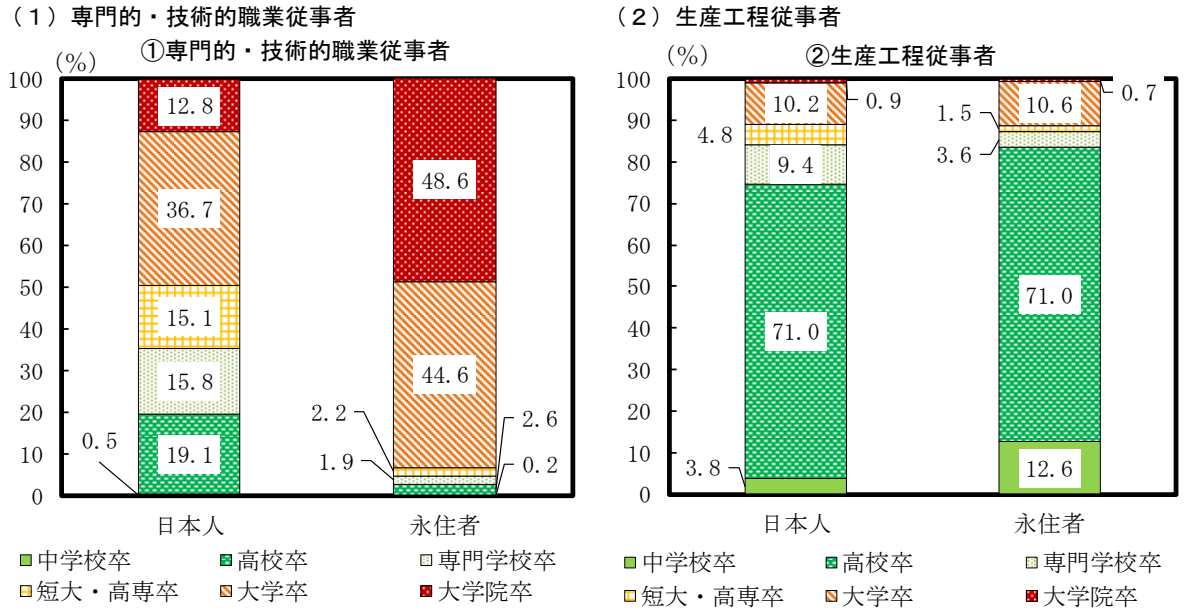

（備考）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。

（高スキルの外国人労働者の定着支援が重要）

ここまでの分析からは、①日本人労働者と外国人労働者の間には、単純な比較では28%程度の賃金格差があるものの、その４分の３は、事業所の業種や規模、本人の年齢や勤続年数、学歴など属性の違いで説明されること、②一方で、４分の１の７%程度の賃金格差は、個人や事業所の属性を統計上可能な範囲でコントロールしても説明できないことや、③さらに、こうして残された賃金格差の背景は、外国人労働者の在留資格や職種により異なること等がわかった。例えば、特定技能外国人については、職場を変更した場合、知識やスキルが評価されない「スキルの移転制約」が賃金水準に影響している可能性や、高技能外国人の中には、日本での在留歴が比較的短く、日本語能力や企業文化への適応等の面で相対的に低い賃金水準に置かれている場合がある可能性が示唆された。

歴史的な人手不足感の高まりに直面する我が国において、これを緩和する観点から、国際的な人材獲得競争の中で、引き続き外国人を惹きつけ、労働力として活躍してもらうことを可能とするためには、合理性のない賃金格差を生み出すような制度や慣習を見直していくことが必要である。また、専門的・技術的職業に従事する永住者のように、高いスキルや技能を持っている労働者を受け入れたうえで、そうした労働者により長く、我が国で働いてもらうことが重要である。例えば、万城目（2024）では、日本語能力が高い労働者ほど、仕事への満足度が高いという関係性を示した上で、受け入れた外国人労働者の仕事と生活の満足感を高めるためには、日本語学習や日本語教育をいかに効果的に行うかが重要と指摘されており、外国人労働者の定着を図るためには、日本企業の海外人材獲得を支援するとともに、言

語の面での障壁を下げるよう、各種手続の多言語化や「やさしい日本語[54]」の活用を推進し、日常生活における支障を取り除くことで、高スキルを持つ労働者を我が国に呼び込み、定着させることが重要と言える。また、佐藤（2022）では、2019 年に「技術・人文知識・国際業務」の就労資格を取得した外国人の 32%、「医療」の就労資格を取得した外国人の 47%が、国内の学校での留学から在留資格を切り替えた者であると指摘されているとおり、留学生は高技能外国人の重要な供給源となっている。そのため、国内大学への留学促進や、留学生の日本での就職支援など、海外学生の呼び込み、定着支援といった取組も重要であろう。

最後に、外国人労働者の受入れに当たっては、単なる労働力としてではなく、日本社会、地域社会を構成する一員として受け入れ、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現していくことが重要である。日本人と外国人の共生社会の実現のためには、外国人に対し、責任ある社会の構成員としての行動を促すことに加え、子どもに対する教育や、母子保健をはじめとする生命に関わる医療サービスなど、誰しもが享受すべきものに、全ての外国人が、適切な負担の下にアクセスできるような環境整備が求められよう。特に、外国人労働者の増加に伴い、外国にルーツを持つ子どもは増えていくことが想定される。学校教育の場などにおいて、一人一人の日本語能力を的確に把握しつつ、きめ細やかな指導・支援を行うことにより、外国人児童生徒等が必要な学力を身に着け、自信や誇りを持って自己実現を図ることができるよう、引き続き支援していく必要があろう[55]。

---

[54] 難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語を指す。詳細は、出入国在留管理庁・文化庁「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を参照されたい。

[55] 外国人児童生徒等への支援を含め、外国人材の受入れ・共生に関する政府の具体的な取組については、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和６年度一部変更）」（2024 年６月 21 日　外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）や、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和６年度改訂）」（2024 年６月 21 日　外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を参照されたい。

第３章

ストックの力で豊かさを感じられる
経済社会へ

第３章　ストックの力で豊かさを感じられる経済社会へ

本章においては、我が国がこれまで蓄積してきた豊富な「ストック」に着目し、フローの経済活動において有効に活かされているのか―例えば、資産が効果的に活用され新たな所得を生んでいるのか、あるいは、既存の資産が市場で価値が適切に評価され、円滑に流通しているのかなど―、そうでない場合、どのような課題があるのかを考察していく。

「国民経済計算」から、我が国における一国の総資産をみると、1994 年末の約 8,600 兆円から、2022 年末には約１京 2,650 兆円と約 1.5 倍に増加し、同じ基準で遡れる 1994 年末以降で過去最高となっている。その内訳は、住宅や設備、社会資本等からなる資本ストック等が約 2,260 兆円、土地等が約 1,320 兆円、現金・預金や債券、貸出、株式・投資信託等からなる金融資産が約 9,070 兆円となっている。これに対して、一国の負債は約 8,650 兆円であり、総資産から負債を控除した正味資産（国富）は約 4,000 兆円[1]と、やはり 1994 年末以降で過去最高となっている。

部門別にみた場合、この国富の７割に当たる約 2,850 兆円を有しているのが家計部門[2]である。家計部門の資産・負債構造をみると、総資産は約 3,240 兆円に対し、負債は約 380 兆円であり、家計の正味資産はほぼ総資産で説明される。その総資産の内訳は、約 1,160 兆円が住宅・土地資産[3]、約 2,030 兆円が金融資産となり、これらの資産で家計の総資産の大宗が占められている。このように、家計部門を全体としてみると、統計上、豊富な住宅関連資産及び金融資産が蓄積されている。

本章では、主に、こうした家計部門の保有するストックについて、第１節では金融資産、第２節では住宅資産に焦点を絞って分析を行い、ストックを活かして豊かさを感じられる経済の実現に向けた課題を整理する。加えて、第３節では、家計の人的ストックという観点から、今や就業者の２割超を占める高齢者について、その高い就業意欲を後押しし、高齢労働者が培ってきた経験や知識といった無形のストックを社会で有効に活用していくための課題を検討する。

---

[1] 金融資産と負債については、その多くが、国内における部門間の債権債務関係（例えば、家計の国内銀行への預金資産は、金融機関の預金負債）があるため、正味資産（国富）を構成するのは、日本の居住者が海外に対して保有している純資産分（対外純資産：2022 年末で約 422 兆円）となる。この対外純資産に、資本ストックや土地等の非金融資産額を加えたものが正味資産となる。

[2] 家計部門には個人企業を含む。

[3] うち住宅資産は約 410 兆円。なお、一国計の住宅資産は約 470 兆円であり、９割弱は家計部門が保有している（残りは、非金融法人企業部門の保有する民営や公営の賃貸住宅からなる）。

第１節　家計の金融資産投資構造の現状と課題

家計の金融資産は、欧米諸国と比べると、相対的にリターンの低い現預金に偏在しており、極めて低い金利環境が続いてきた中にあって、金融資産から得られる財産所得の低迷をもたらし、それが高齢期に向けた資産形成の停滞にもつながってきた。また、家計金融資産が現預金に偏在していることは、家計から企業へのリスクマネーの供給が限定的ということでもあり、企業の成長に向けた投資の制約要因にもなり、その結果、企業価値の向上を通じた配当やキャピタルゲインの形での家計所得や資産の向上という循環も機能し難い面があった。一方、ＮＩＳＡの抜本的拡充・恒久化も機に、こうした家計の金融資産への投資行動にも変化の兆しがみられている。本節では、ストックの力を活用した豊かな経済の実現という観点から、家計部門の保有する金融資産について、年齢別・資産構成別の特徴を確認するとともに、「貯蓄から投資」への流れをより推し進めていくための課題について整理する。

１　我が国家計における金融資産保有状況の特徴

ここでは、我が国家計における金融資産の保有状況を、マクロ統計等から確認しつつ、その特徴についてアメリカとの比較を行う。その上で、年齢別の金融資産保有状況を確認し、高齢期に金融資産が偏在している状況やその背景・課題について整理する。

（家計部門の金融資産は、流動性選好が高まる中で、現金・預金を中心に増加）

まず、マクロ統計である日本銀行「資金循環統計」により、我が国家計部門（個人企業を含む）の金融資産残高の長期的な動向をみると（第３－１－１図（１））、2000 年代前半の 1,400 兆円程度から、2007 年半ばにかけて 1,600 兆円台半ばまで緩やかに増加した後、世界金融危機等の影響によって若干水準を切り下げ、2012 年半ばまでは 1,500 兆円台で推移していた。その後、2013 年以降は再び緩やかな増加トレンドで推移し、2024 年３月末時点では約 2,200 兆円まで拡大している。この間、負債残高については、2012 年まで減少傾向にあった後、2013 年以降は、本章第２節でみるように住宅ローン残高を中心に増加に転じているが、2024 年３月末時点で約 390 兆円にとどまる。その結果、家計の純金融資産（金融資産・負債差額）は 1,800 兆円強まで拡大している。

こうした家計金融資産の動向を資産種類別にみると（第３－１－１図（２））、過去 20 年程度の間、現金・預金が一貫して増加傾向である点が特徴として際立っている。第１章第１節でもみたように、2020 年には、コロナ禍における特別定額給付金の支

給等により可処分所得が増加する一方で、外出自粛等によって消費が抑制され、その結果、現金・預金がそれまでのトレンドを上回って増加したが、コロナ禍後においてもその取崩しは全体として緩慢である。2000 年３月末時点との対比で金融資産の伸び率と資産種類別の寄与度をみると（第３－１－１図（３））、2024 年３月末までに金融資産全体は約 57%増加しているが、うち現金・預金の寄与度は約 27%と、金融資産全体の増加の５割弱を占めている。さらに、現金・預金の内訳をみると（第３－１－１図（４））、かつては最も多く保有されていた定期性預金が減少する一方で、流動性預金が顕著に増加しており、また、現金も緩やかながら増加傾向で推移している。過去四半世紀にわたり、極めて低い金利水準が続いたこともあり、家計の流動性選好が高まってきた様子がうかがえる。現金・預金以外の資産については、株式等が金融資本市場における値動きを反映して変動しつつも、2010 年代半ば以降は増加傾向で推移しているほか、保険・年金等や投資信託も緩やかながら増加傾向となっている。特に、株式等については、2000 年３月対比でみた金融資産全体の伸び率に対する寄与度が、2023 年から 2024 年にかけて大きく高まっており、34 年ぶりに既往最高値を更新するなど大きく上昇した株価が、家計の金融資産残高に与えた影響の大きさを物語っている。

第３－１－１図　我が国家計部門の金融資産残高

我が国家計部門の金融資産は、家計の流動性選好が高まる中、現金・預金を中心として増加

（１）家計の金融資産・負債残高

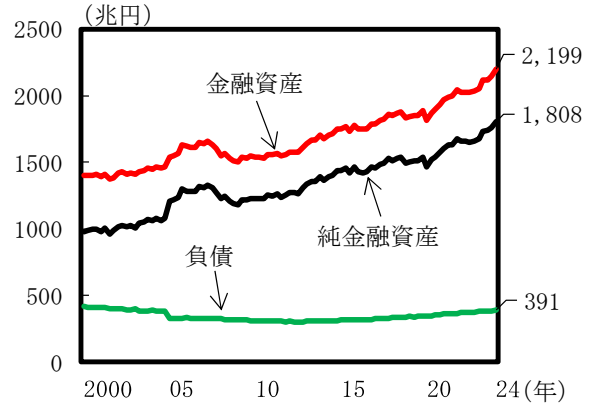

（２）金融資産別の残高

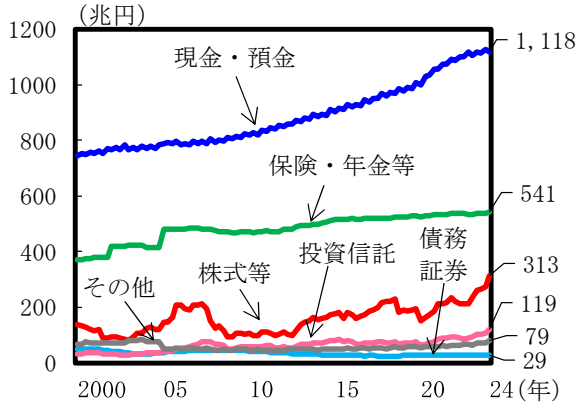

（３）2000年３月末対比の伸び率と寄与度

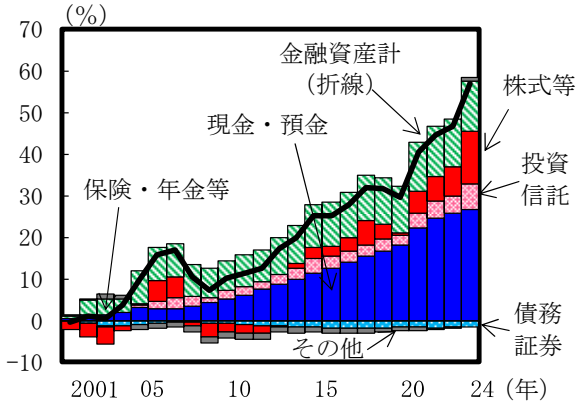

（４）現金・預金の内訳

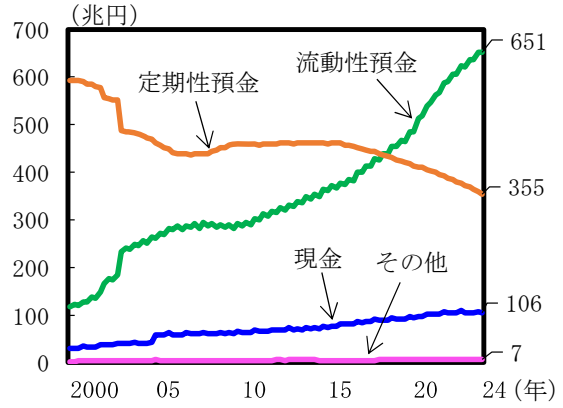

（備考）１．日本銀行「資金循環統計」により作成。
２．（２）（３）の「株式等」は、上場株式、非上場株式、その他の持分の合計。「保険・年金等」は、非生命保険準備金、生命保険受給権、年金保険受給権、年金受給権、定型保証支払引当金の合計。

（アメリカの家計では、株式等のリスク性資産を中心に、幅広い資産が増加）

次に、国際比較の観点から、アメリカにおける家計部門の金融資産の動向を確認してみよう。金融資産全体が長期的に増加傾向で推移しているのは日本と同様であるが、2000 年代初頭には 30 兆ドル台半ばであったものが、2024 年３月末時点では 122 兆ドルを超えており、約 3.5 倍と、この間の日本の家計部門における金融資産の約 1.6 倍をはるかに上回るペースで増加している（第３－１－２図（１））。この間、負債も緩やかな増加傾向で推移しているが、2024 年３月末時点で 20 兆ドル強にとどまっており、その結果、純金融資産は 102 兆ドル程度まで拡大している。

金融資産について資産種類別に内訳をみると、株式等、保険・年金等、投資信託、現金・預金と幅広い資産で増加している（第３－１－２図（２））。2000 年３月末対比で金融資産の伸び率と資産別の寄与度をみると、2024 年３月末時点で金融資産は 246%増加しているが、そのうち株式等の寄与が 103%と４割強を占め、次いで保険・年金等が 62%、現金・預金が 31%、投資信託が 33%となっている（第３－１－２図（３））。現金・預金も相応に増加しているものの、全体の伸びをけん引しているのが株式等をはじめとするリスク性の資産である点が特徴的である。なお、現金・預金については、日本と同様、アメリカでもコロナ禍で伸びが高まったが、2021 年半ば以降は超過貯蓄の取崩しが進んだことで、既におおむねコロナ禍前の増加トレンドに回帰している点が日本とは異なる。

第３－１－２図　アメリカの家計部門の金融資産残高

アメリカの家計部門の金融資産は、株式等のリスク性資産を中心としつつ、幅広い資産で増加傾向

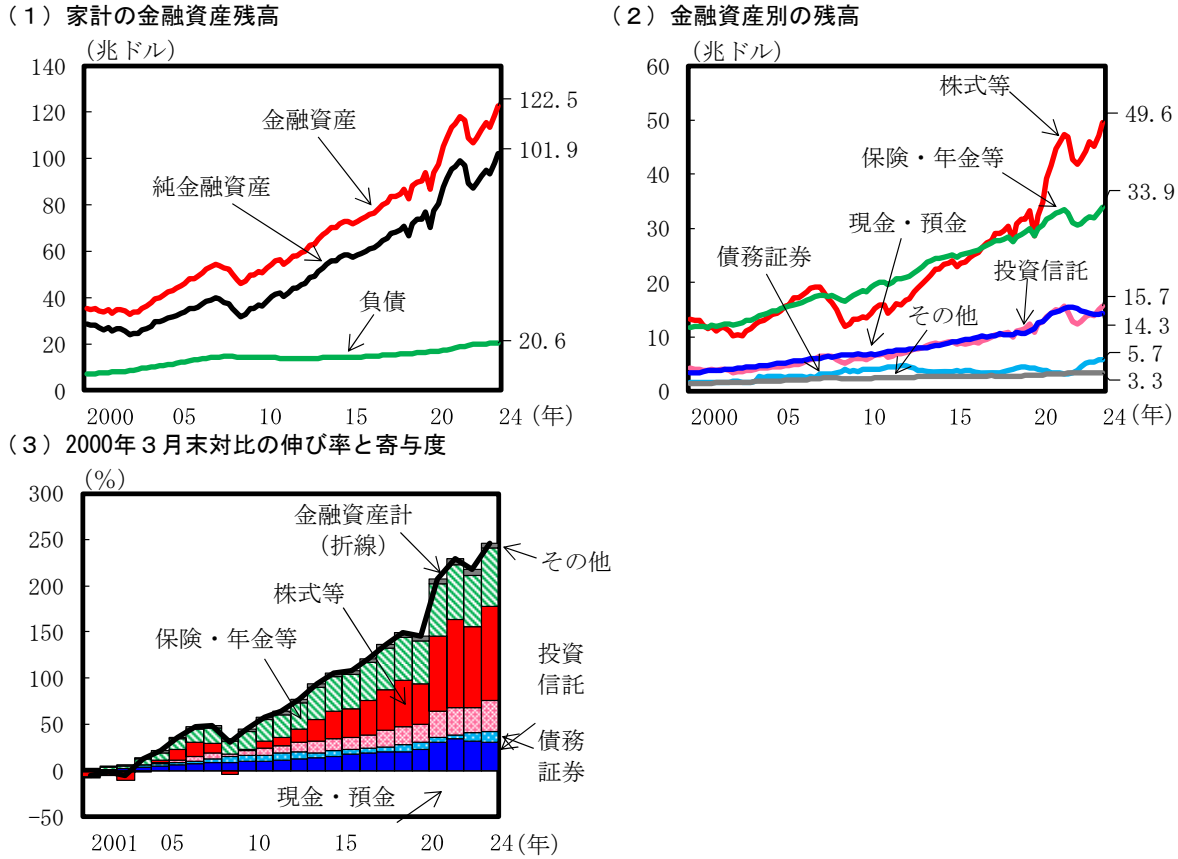

（備考）１．ＦＲＢ "Financial Accounts of the United States"により作成。
２．日本銀行「資金循環の日米欧比較」における取引項目に基づき分類。

（日本の家計における金融資産の運用は、アメリカに比べリスク回避的）

ここで、日本とアメリカの家計における金融資産の資産別構成比を確認すると、違いは一層明らかである（第３－１－３図）。日本では、現金・預金の割合が５割を上回っており、株式等や投資信託などリスク性資産の占める割合は、株価上昇を受けた2024 年３月末時点でも２割程度と限定的である。一方のアメリカでは、日本とは逆に、株式等と投資信託の合計で５割程度、現金・預金が１割程度となっている。なお、保険・年金については、日本とアメリカともに３割程度と大きな差異はみられない。また、こうした家計金融資産の構成について、1980 年以降の時系列の推移をみると[4]、例えば、日本ではバブル期の 1990 年に株式等のシェアが２割を超えていたなど、時期によっては株価の変動を受けて割合がやや変動するものの、日本では現金・預金が半分程度を占め、アメリカではリスク性資産が 35%～50%程度を占めるという構

[4] 日本においては、2005 年以降は、2008ＳＮＡに対応した資金循環統計、2000 年以前は、1993ＳＮＡに対応した資金循環統計の計数となっており、一部の項目に概念・定義の変更があるため、厳密に接続していない点には留意が必要である。

造には、過去 40 年超の長期にわたって、大きな変化がみられない。

第３－１－３図　日米の家計における資産別の金融資産構成比

日本の家計における金融資産の運用は、アメリカに比べリスク回避的

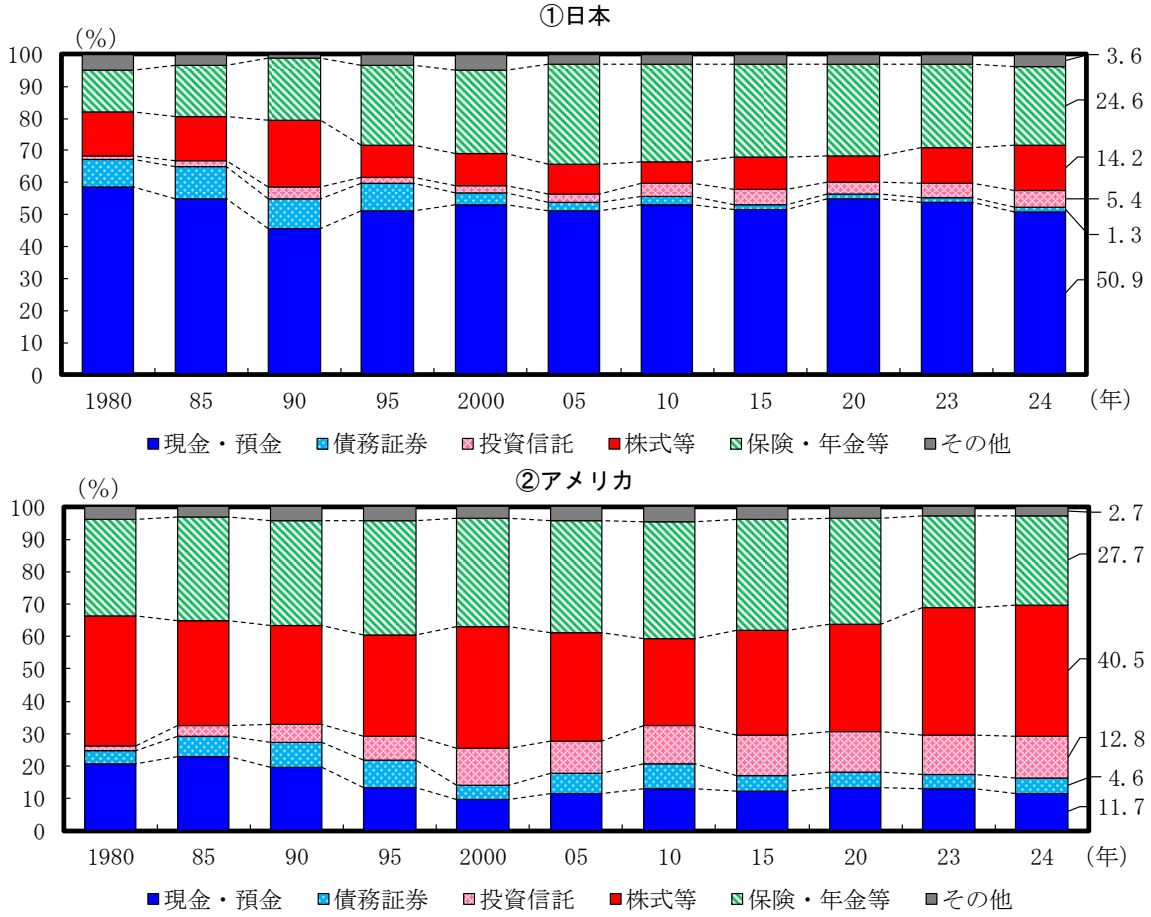

（備考）１．日本銀行「資金循環統計」、ＦＲＢ "Financial Accounts of the United States"により作成。各年の３月末時点（１－３月期）における家計金融資産の構成比を示したもの。
２．「株式等」は、上場株式、非上場株式、その他の持分の合計。「保険・年金等」は、非生命保険準備金、生命保険受給権、年金保険受給権、年金受給権、定型保証支払引当金の合計。
３．アメリカについては、日本銀行「資金循環の日米欧比較」における取引項目に基づき分類。
４．日本について、2000年以前は1993ＳＮＡによる統計であり、2005年以降の2008ＳＮＡによる統計とは定義・範囲が異なる項目がある。

次に、年齢階級別にみると、日本とアメリカの家計の資産構成にどのような特徴と違いがみられるであろうか。この点を確認するため、日本については、５年に一度行われる総務省「全国家計構造調査」の 2019 年調査の結果を、アメリカについては、ＦＲＢの“Distributional Financial Accounts”における 2023 年のデータを用いて、家計金融資産の保有状況を年齢階級別にみていこう[5]。ここで、年齢階級について

[5] 日本とアメリカで比較するデータの時点が異なるものの、資金循環でみた家計全体の金融資産の構成比に時系列でみた変化が大きくはみられないことを踏まえれば、データの時点の違いが構造的な面で影響しているとは考えにくい。

は、アメリカのデータ区分に基づき、40 歳未満、40－54 歳、55－69 歳、70 歳以上の 15 歳階級別としている。

まず、世帯主の年齢階級別に金融資産の保有割合をみると（第３－１－４図（１））、日本とアメリカのいずれにおいても、現役世代の大宗を占める 40 歳未満及び 40－54 歳の割合は３割弱にとどまり、逆に、55 歳以上のより高年齢の層が金融資産全体の７割以上を保有している。なお、70 歳以上の層が保有する資産の割合は、日本では４割近くであるのに対し、アメリカは３割程度であり、日本の方が、高齢化率の高さも反映して、高齢層がより多くの金融資産を保有する姿となっている。

次に、各年齢階級別に金融資産の種類別構成をみると（第３－１－４図（２））、日本では、いずれの年齢階級においても預金の割合が６割から７割と顕著に高くなっており、株式、投資信託、債券といった有価証券が占める割合は１割強にとどまる。一方、アメリカでは、預金は１割から２割程度であり、株式を中心に有価証券が３割から５割程度と大きな割合を占めている。また、アメリカでは年金の割合も相応に高いが[6]、これは個人年金制度であるＩＲＡ（Individual Retirement Account）や 401(k)プランなどの確定拠出型企業年金制度を通じて保有する資産である。金融庁（2023）によると、401(k)プランの運用資産に占めるミューチュアル・ファンド[7]の割合は８割超となっており、これらの資産も株式や投資信託と同様にリスク性資産としての性格が強い。

このように、いずれの年齢階級においても、日本の家計では金融資産の大宗を預金が占め、アメリカではリスク性資産が大宗を占めるという構造が確認できる。すなわち、日本の家計は、アメリカに比べて、年齢を問わず全体的にリスク回避的な金融資産の運用を行っていると言える。

[6] 日本の民間年金については、「全国家計構造調査」の調査票において、財形貯蓄や個人年金信託、個人年金保険など年金制度が組み込まれた貯蓄は、預金、投資信託、保険など各項目に含めることとされている。

[7] 個人投資家が好きなタイミングで購入・売却できるオープンエンド型の投資信託のこと。

第３－１－４図　日米の年齢階級別の資産保有状況

家計金融資産は、いずれの年齢階級でも、日本では預金が、アメリカではリスク性資産が大宗

（１）世帯主の年齢階級別の資産保有割合

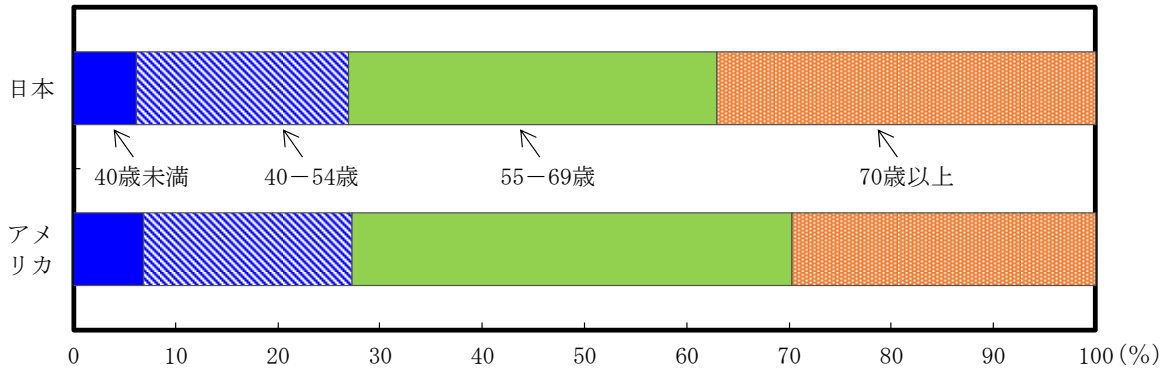

（２）各年齢階級における資産構成比

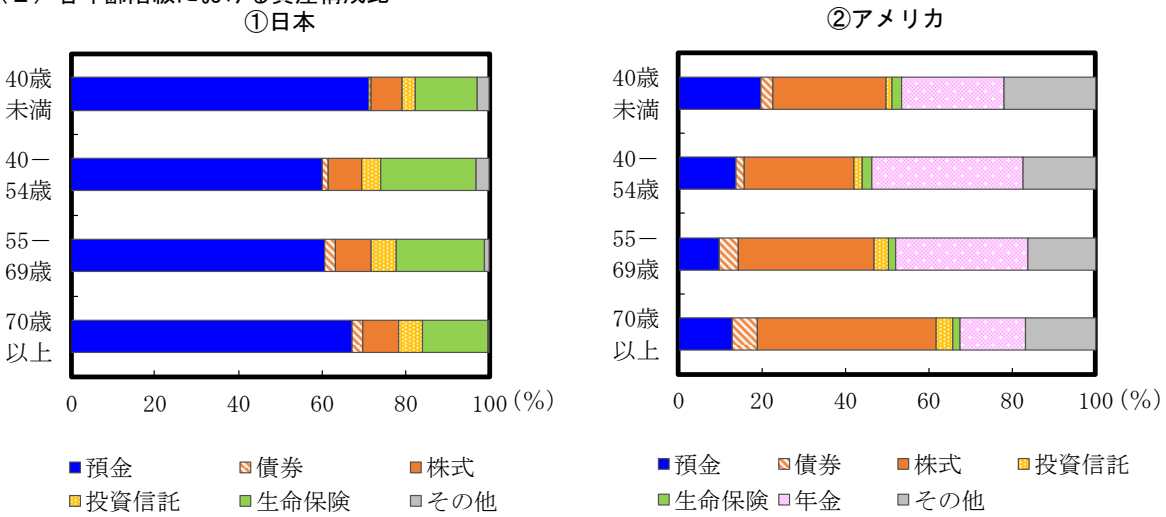

（備考）１．総務省「全国家計構造調査」、ＦＲＢ "Distributional Financial Accounts"により作成。
２．（２）の日本の「投資信託」には、貸付信託・金銭信託を含む。

（蓄積された金融資産が、老後の経済活動に使われる程度は限定的）

次に、日本の家計の年齢階級別の金融資産保有状況について、より詳細に確認しておく。ここでは、「全国家計構造調査」の調査票情報を独自に集計したデータを用いて、世帯主年齢で５歳階級別にみていく。

世帯当たりの金融資産額の平均値を年齢別にみると（第３－１－５図（１））、第一に、60－64 歳までは右肩上がりに増加している。家計は、所得のうち一定程度を資産形成に充てるため、労働所得がある現役世代の間は資産蓄積が進む姿が示されている。55－59 歳と 60－64 歳の間でやや大きめに増加しているのは、退職一時金による影響と考えられる。第二に、資産保有額のピークは 60－64 歳であるが、その後については、年齢が高まっても、資産額は大きくは減少しない。60－64 歳の平均保有資産は 1,800 万円強、85 歳以上では 1,500 万円強であり、その間の資産低下は１割台半ば程度にとどまっている。年齢階級別の金融資産保有額のプロファイルを、平均値ではな

く中央値で評価した場合には、資産保有額の水準が全体的に低下するものの、60－64歳までは年齢が上がるごとに資産が増加し、以降は年齢が上がっても資産の取崩しがほとんど進まないという点は、平均値でみた場合と共通である[8]。

ここで、生まれ年（コーホート）別に、金融資産の保有額の年齢別プロファイルも確認しておこう。ここでは、総務省「全国家計構造調査」及びその前身である「全国消費実態調査」について、1984 年調査から 2019 年調査まで、過去８回分のデータを集計した[9]。結果をみると（第３－１－５図（２））、第一に、出生年が後になるほど、若い年齢のうちから資産形成を行っている。この背景には、戦後以降の経済成長を経て所得水準が高まったことで若いうちから貯蓄を行うことが可能となったことや、核家族化の進展等も背景に、老後への備えを自ら行うという意識が強くなってきたことなどが考えられる。一方で、資産保有額については、各折線の終点である直近の 2019 年調査時点を除けば[10]、50 代以降、出生コーホート別に大きな違いはみられず、一定の額に向けて資産形成が行われている様子がうかがえる。

次に、資産種類別の内訳をみると（第３－１－５図（３））、60－64 歳から 85 歳以上までの間で大きく減少しているのは生命保険のみであり、これは保険契約の満期の到来による保険金の解約等によるものであると考えられる。一方、金融資産の大宗を占める預金については、年齢が高まっても残高にはほとんど変動がなく、取り崩している様子がみられない。株式・投資信託・債券などの有価証券については、70 代まで増加が続いているが、預金と同様、その後は年齢が高まっても減少しない。

[8] なお、「全国家計構造調査」の調査票情報から最頻値を集計すると、いずれの年齢階級においても 100 万円未満となっている。

[9] 例えば、2019 年調査時点で年齢階級 55－59 歳に属していた者は 1960－64 年生まれであるが、これらの者は 1984 年調査では同調査の 24 歳以下、1989 年調査では 25－29 歳、1994 年調査では 30－34 歳というように、５年おきの調査回で５歳階級での年齢階級が一つ上がっていく。これを過去８調査回分の全てで捉えることのできるコーホート別にみている。

[10] 2019 年調査である「全国家計構造調査」は、2014 年調査までの「全国消費実態調査」を全面的に見直して行われたものであり、年収・貯蓄等調査票の標本規模が大幅に拡大されている。このため、2014 年調査から 2019 年調査にかけては、各コーホート別に、資産の水準が連続していない可能性が高い。

第３－１－５図　日本の年齢階層別の資産の保有状況（５歳階級別）

家計金融資産は、60－64歳までは年齢とともに増加するが、その後は大きくは減らない

（１）年齢階級別の世帯当たり金融資産額（2019年）

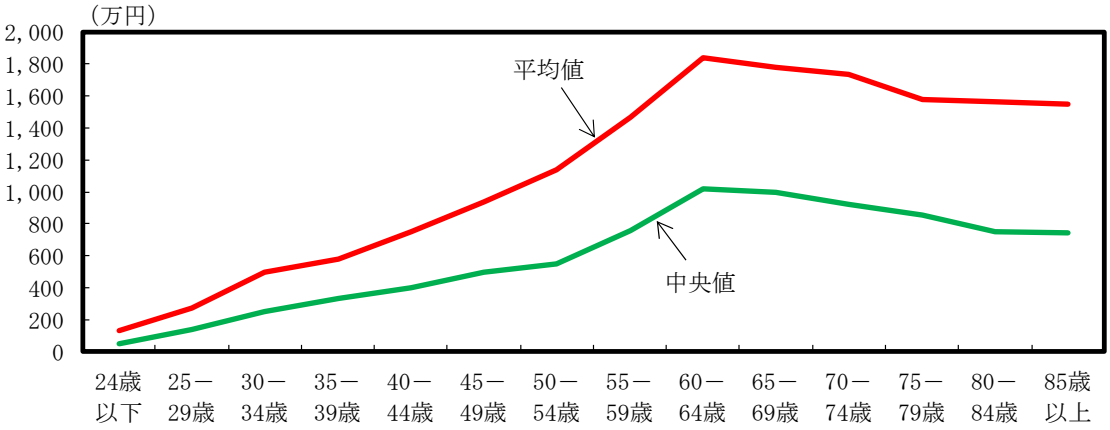

（２）コーホート別にみた世帯当たり金融資産額（平均値）

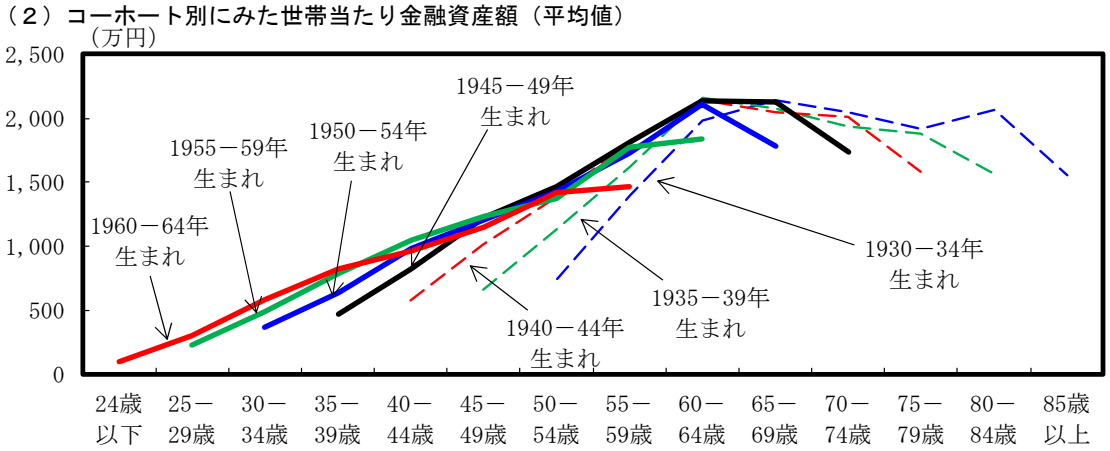

（３）資産種類別にみた年齢階級別の世帯当たり金融資産額（平均値、2019年）

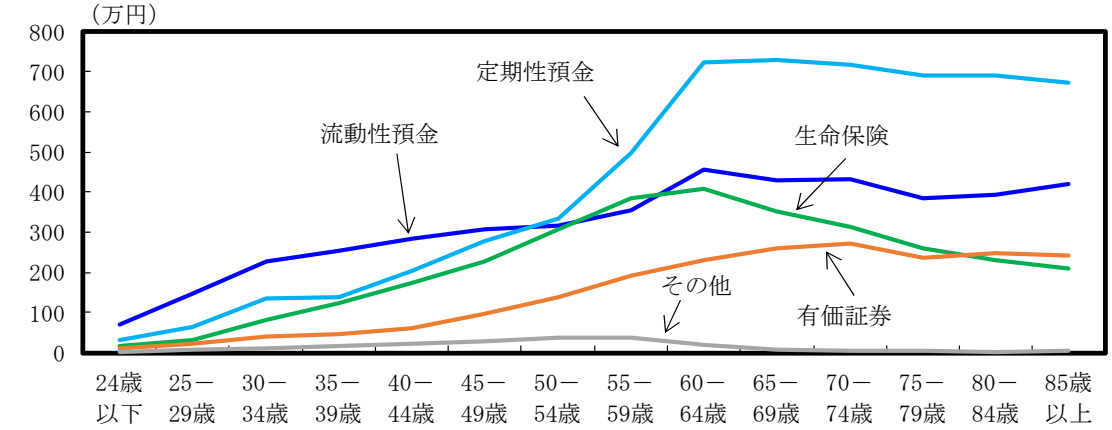

（備考）１．総務省「全国家計構造調査」、「全国消費実態調査」の調査票情報を独自集計して作成。いずれも総世帯。

２．（２）は、1984年調査から2019年調査までの８調査回分のデータを用いて作成。各コーホートについて、折線の始点が1984年調査、終点が2019年調査における年齢階級と保有資産額を示している。

（長生きリスクや遺産への備えが、高齢者の金融資産が取り崩されない背景）

以上の点は、高齢者は公的年金や勤労等によって得られるフローの所得の範囲でほとんどの消費活動を賄っており、老後の生活のために蓄積した資産を切り崩す程度は非常に限定的であることを示唆している。純粋なライフサイクル仮説上は、蓄積した貯蓄は、高齢期に取り崩されると考えられるが、実際には、上記のように高齢者が金融資産を保有し続けている点については、複数の背景があると考えられる。

第一は、高齢者において、今後の自らの生活への不安があるという点である。金融広報中央委員会によると、金融資産を保有している 60 歳以上の高齢者が、金融資産を保有する目的として「病気や災害への備え」を挙げる割合は長期的に低下傾向にある一方、「老後の生活資金」を挙げる割合は 77％と最も大きく、過去と比べても大きな変化がない[11]（第３－１－６図（１））。また、老後の生活を「心配である」と回答する者の割合は、60 代や 70 代であっても約７割と高く、その理由としては、金融資産や年金・保険が十分でないからという理由が多い（付図３－１）。この間、マクロの家計の金融資産残高は高齢世帯を中心に増加しているとみられる一方で、こうした老後への不安から金融資産を保有しておきたいという背景の一つには、長寿化が進み、男性の約４分の１、女性の約２分の１が 90 歳以上まで生きるようになっているという状況において、長生きリスクがより強く意識されていることがあると考えられる（第３－１－６図（２））。

第二は、遺産動機である。上記の金融広報中央委員会の 2023 年調査においては、60 歳以上の高齢者が金融資産の保有目的として「遺産として子孫に残す」を挙げる割合は 12％程度ではあるが、過去に比べるとその割合は高まる傾向にある。高齢者の遺産に関する考え方をみると（第３－１－６図（３））、「財産を使い切りたい」と回答する割合が 34％と最も高い[12]一方、子ども等に財産を残す意向がある者の中では、老後の世話をしてくれるか等に関わらず財産を残したいという「利他的動機」（31％）の方が、老後の世話等をしてくれることを条件に財産を残したいという「戦略的動機」（15％）を上回っている。濱秋・堀（2019）では、金融資産の保有目的で遺産動機が増加している背景として、子どもの将来の暮らしが自分よりも悪くなることを予想している場合に、貯蓄率が高まる傾向が示されており、日本経済が長期にわたり低成長を続けてきたため、将来に対する悲観的な見方が広がった可能性が指摘されている。

---

[11] 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」の時系列データについては、調査方法の変更の影響や、サンプルサイズの拡大の影響があることに留意する必要がある。特に、2020 年以前は最も高い年齢層について「70 歳以上」と対象としていたのに対し、2021 年以降は「70 代」が対象となっていることから、一部の項目で断層的な動きがある点に留意が必要である。

[12] 60 代、70 代の高齢者の金融資産の保有目的をみると（第３－１－６図（１））、2023 年時点で、旅行やレジャーの資金、耐久消費財購入の資金と回答している割合が、それぞれ 23％、14％であり、消費支出への意欲自体は相応に存在することが示されている。日本の高齢世帯の消費の特徴や、アメリカとの比較については、コラム３－１を参照。

関連して、相続税の申告からみた被相続人（財産を残す側、故人）の年齢構成を確認すると、高齢化の進展に伴い、80 歳以上の割合が 1989 年の４割弱から 2019 年には７割超と大きく高まっている（第３－１－６図（４））。80 歳以上の被相続人の相続人は、配偶者の場合は近い年齢、子の年齢は 50 歳以上が多いと想定され、より年齢の高い高齢者から 50 歳以上の高年齢の層に遺産の多くが引き継がれている形となる。実際、2022 年の相続人の年齢構成をみると、相続人の８割が 50 歳以上となっており、結果として、若年層への資産移転が進まず、高年齢の層に金融資産が偏る姿となっている。

第３－１－６図　高齢者の金融資産保有目的、遺産動機、被相続人の年齢構成等
長生きリスクへの懸念や高齢者間の資産移転が高齢者層に金融資産が偏在する背景

（１）高齢世帯の金融資産保有目的（金融資産を保有する世帯）

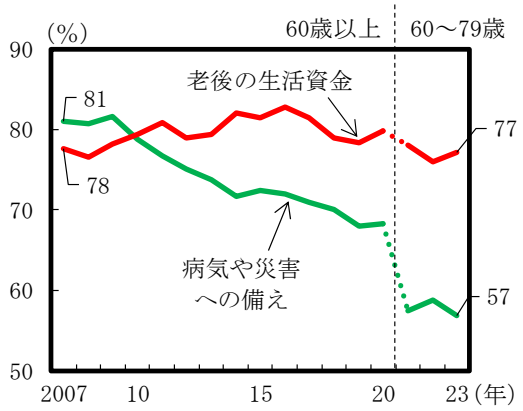

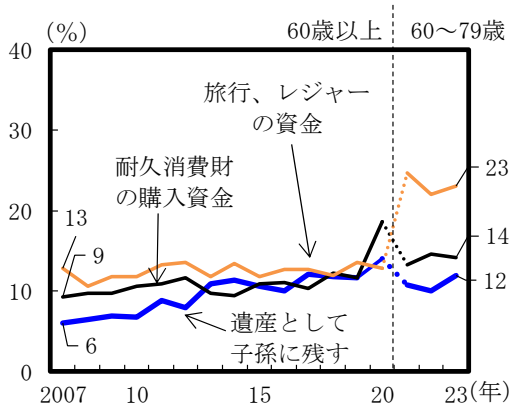

（２）年齢別死亡数の分布

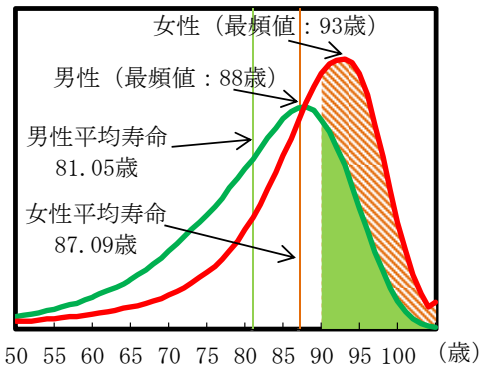

（３）高齢者の遺産についての考え方（2023年）

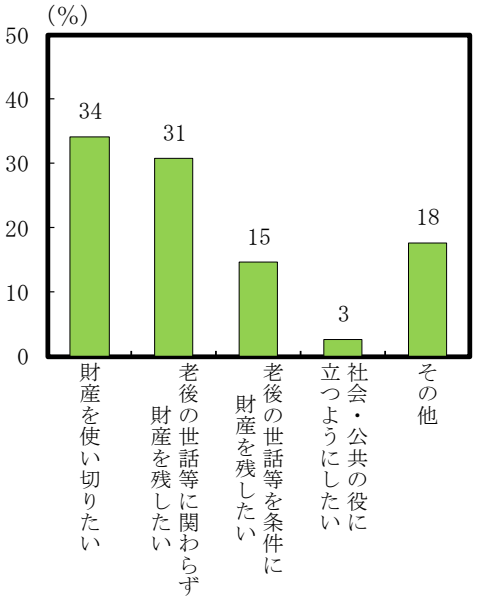

（４）資産の被相続人、相続人の年齢構成

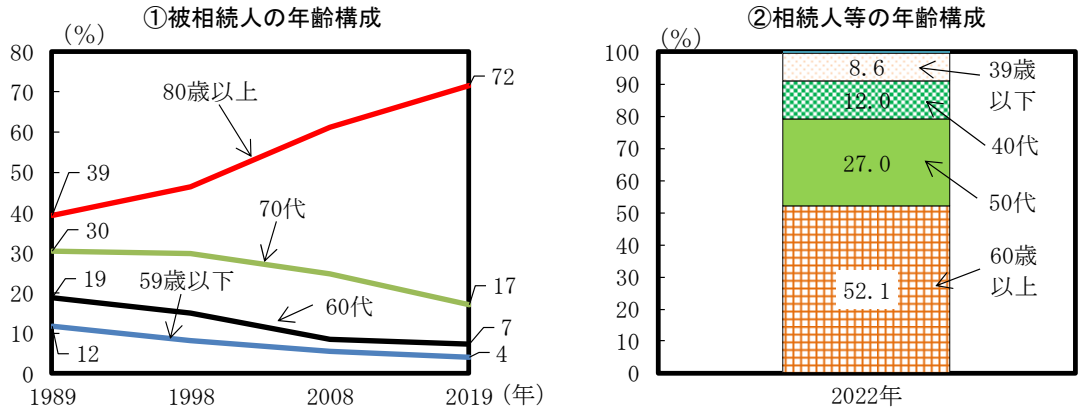

（備考）１．金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」、厚生労働省「令和４年簡易生命表」、政府税制調査会資料により作成。

２．（１）「家計の金融行動に関する世論調査」の時系列は、2020年調査、2021年調査で調査方法の変更等があることに留意。また、2020年以前は70歳以上を調査しているが、2021年以降は70代の調査となっている。

３．（３）遺産に関する考え方のうち、「財産を使い切りたい」は、「こどもはいるが、自分たちの人生を楽しみたいので、財産を使い切りたい」と「財産を残すこどもがいないうえ、自分たちの人生を楽しみたいので、財産を使い切りたい」の合計。「老後の世話等を条件に財産を残したい」は、「老後の世話をしてくれるならば、こどもに財産を残してやりたい」と「家業を継いでくれるならば、こどもに財産を残してやりたい」の合計。「老後の世話等に関わらず財産を残したい」は、「老後の世話をしてくれるか、家業を継ぐか等に関わらずこどもに財産を残してやりたい」の値。

このように、高齢者が金融資産を取り崩さない要因は様々であると考えられるが、上述のとおり、高齢者の３分の１は「財産を使い切りたい」と考えていることなども踏まえると、高齢期に金融資産を取り崩さないという行動は、長寿化によって長生きリスクが強く意識されることによる部分が大きいと考えられる。このため、仮に存命中に消費支出として使い切らずに資産が残る場合には（偶発的遺産）、高齢者家計部門の有する豊かなストックが自身の消費活動に有効に活用されていないという点で、資源配分に非効率性が生じていることになる。また、何らかの遺産動機がある場合でも、子どもの暮らしが悪くなるとの予見に基づくケースでは、各家計にとっては合理的な行動ではあるものの、本来消費性向が高い高齢者の消費活動が抑制されているという面があると言える。また、こうした経済への悲観的な見方に基づかない純粋に利他的な遺産動機である場合にも、上記のとおり、資産移転は広義の高齢者間にとどまっているケースが多く、教育など子育てへの支出ニーズが高い若年世代への移転が進まないという課題がある。

このように、老後の生活に向けて蓄積された金融資産が、高齢期においても取り崩されず、資産形成を行った個人の経済活動等に有効に活用されていないという状況に対しては、以下の点が重要であると考えられる。第一には、経済成長に対する期待を引き上げ、経済を成長型の新たなステージへと移行させることである。子どもの将来の暮らしに関する悲観的な見方が、遺産動機による金融資産保有の背景にあるならば、成長期待が引き上げられ、賃金と物価の好循環の下で所得の増加が見込まれる経済に

移行することができれば、そうした動機による資産保有は緩和されるであろう。第二には、資産の再分配機能の確保を図りつつ、例えば、現行の子育て世代への教育資金の一括贈与に係る非課税措置など的を絞った形で、高齢者から若年世代への資産移転の後押しを図るとともに、高齢者が税負担を意識して資産の移転のタイミングを考える必要がなく、子や孫のニーズに応じて移転が可能になるような税制の整備を不断に進めていくことが重要と考えられる[13]。第三に、長生きリスクに対応して、公的年金制度の持続可能性を確保することである。また、第四に、流動性預金を中心とした安全資産に偏在している我が国家計部門の金融資産について、ポートフォリオの適切な多様化を通じた「貯蓄から投資」の流れを進め、若年期からの長期的に収益性の高い資産形成を促すことが重要である。

コラム３－１　年齢別の消費の特徴とアメリカとの比較

本コラムでは、人口構造の変化、とりわけ高齢世帯の増加が個人消費にもたらす含意を考えてみたい。コラム３－１－１図にあるように、「家計調査」等から推計した総消費支出に占める世帯主年齢別のシェアをみると、60 歳以上の高齢世帯は 20 年前の 2003 年には３割強であったものが、2023 年には４割強に拡大している。こうした世帯構成の高齢化は、個人消費にどのような影響を与えるのであろうか。まず、Deaton（1997）、内閣府（2005）及び吉田・宇佐美・中拂・森脇（2016）を参考に、「全国家計構造調査」等を基に、世帯主の年齢階級別の実質等価消費支出（名目消費支出を物価指数で実質化した上、世帯人員の平方根で除したもの）について、世帯主の年齢階級（年齢効果）、世帯主の生まれ年（世代効果）及び調査時点（時代効果）別の分解を行う。

[13] 令和５年度税制改正においては、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築する観点から、相続時精算課税制度の使い勝手向上として、暦年課税と同水準の基礎控除が導入されるとともに、暦年課税における相続前贈与の加算期間を３年から７年へ延長する等の措置が講じられた。

コラム３－１－１図　消費全体に占める世帯主年代別のシェア

消費の約４割は60歳以上の年齢層によるもの

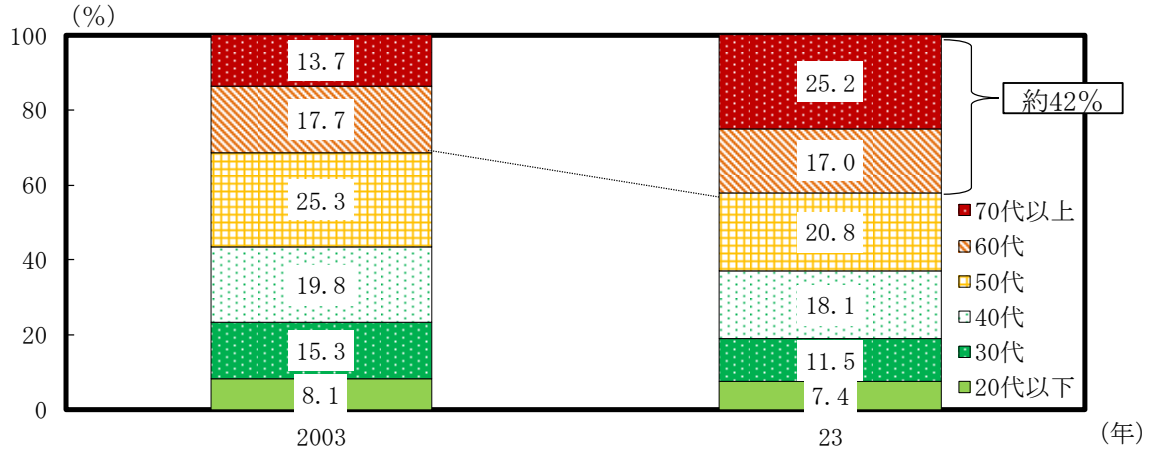

（備考）１．総務省「家計調査」、「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）令和６（2024）年推計」により作成。

２．家計調査の数値は総世帯。家計調査の世帯主年齢階級別の１世帯当たりの消費支出額と、国勢調査等から得た世帯主年齢階級別の世帯数を用いて計算したもの。なお、ここでの世帯には、病院や社会施設における入院・入所者を含まない。

まず、世代効果については、1945～49 年生まれのいわゆる団塊の世代（現時点で 70 代後半）が含まれる世代をピークに、少なくとも 1960 年代後半生まれ世代（現時点で、50 代後半）頃までは、消費水準がやや逓減する傾向にあるが、影響は限定的であり、より若い世代では、団塊の世代と比較した世代効果の統計的な有意性は確認されない（コラム３－１－２図）。また、時代効果については、近年であるほど消費水準が低くなっているが、調査年が消費税率引上げの年に相当することから、この影響[14]を受けている可能性がある。こうした世代効果、時代効果をコントロールした年齢効果をみると、50 代前半をピークした逆Ｕ字型のパターンがみられる。年齢効果だけを考えれば、高齢者比率の増加は、消費支出を抑制する方向に働くと言える。

[14] 特に、2019 年は調査時期が同年 10 月及び 11 月の２か月間であり、2019 年 10 月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響を受けている可能性が高い。

コラム３－１－２図　消費の年齢効果・世代効果・時代効果の分析

世代や時代をコントロールしても、年齢別の等価消費支出は逆Ｕ字型

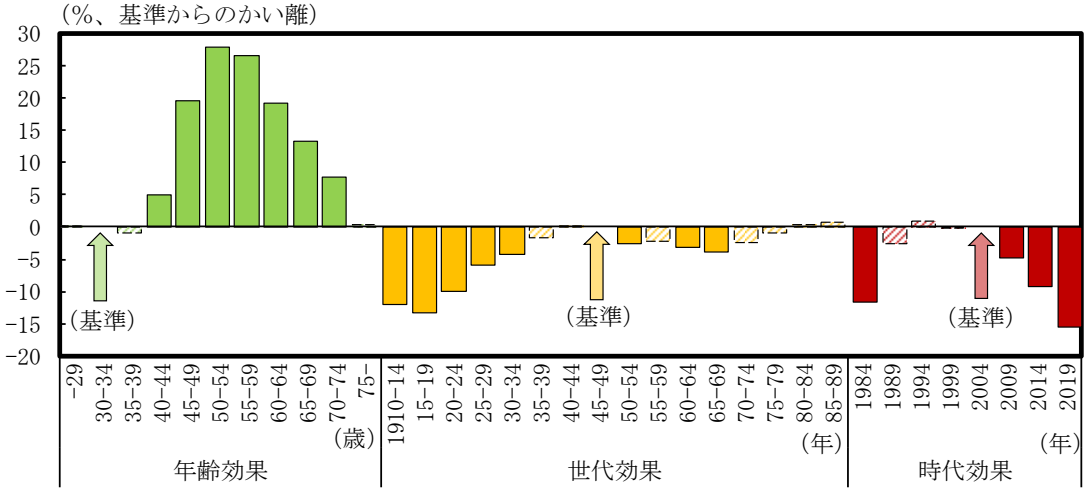

（備考）１．総務省「全国家計構造調査」、「全国消費実態調査」により作成。総世帯。
２．破線囲み・網掛けは10%水準で統計的に有意とならなかったものを示す。
３．推計の詳細は付注３－１を参照。

次に、世帯主年齢階級別の実質等価消費を分野別にみると、教育については、過去に比べて支出のピークの山が 40 代から 50 代に移り、また仕送り金を含めピークが全体的に下方シフトしており、晩婚化・晩産化と少子化傾向の影響を受けていることが分かる（コラム３－１－３図）。他方、食料（外食除く）については、1980 年代と比べると 65 歳未満の年齢層では全体として下方シフトしているのに対して、65 歳以上の高齢層については、1989 年以降、実質等価消費に大きな変化はみられない。一方、外食については、高年齢であるほど実質等価消費が減少するという構造や各年齢別の支出水準に目立った変化はみられない。少なくとも、若年層を含む 65 歳未満の層で外食への代替が進んでいるわけではないと言える。一般に、高年齢化に伴い、摂取カロリーは減少すると考えられるが、長寿化が進み、健康な高齢者も増加する中で、食料品の質を落とさず支出を維持している一方で、若年層では、相対的に食料品にお金をかけないようになっている可能性がある。

コラム３－１－３図　年齢階級別の実質等価消費

教育等の支出のピークは高年齢化、高齢者の食料支出に大きな変化はみられない

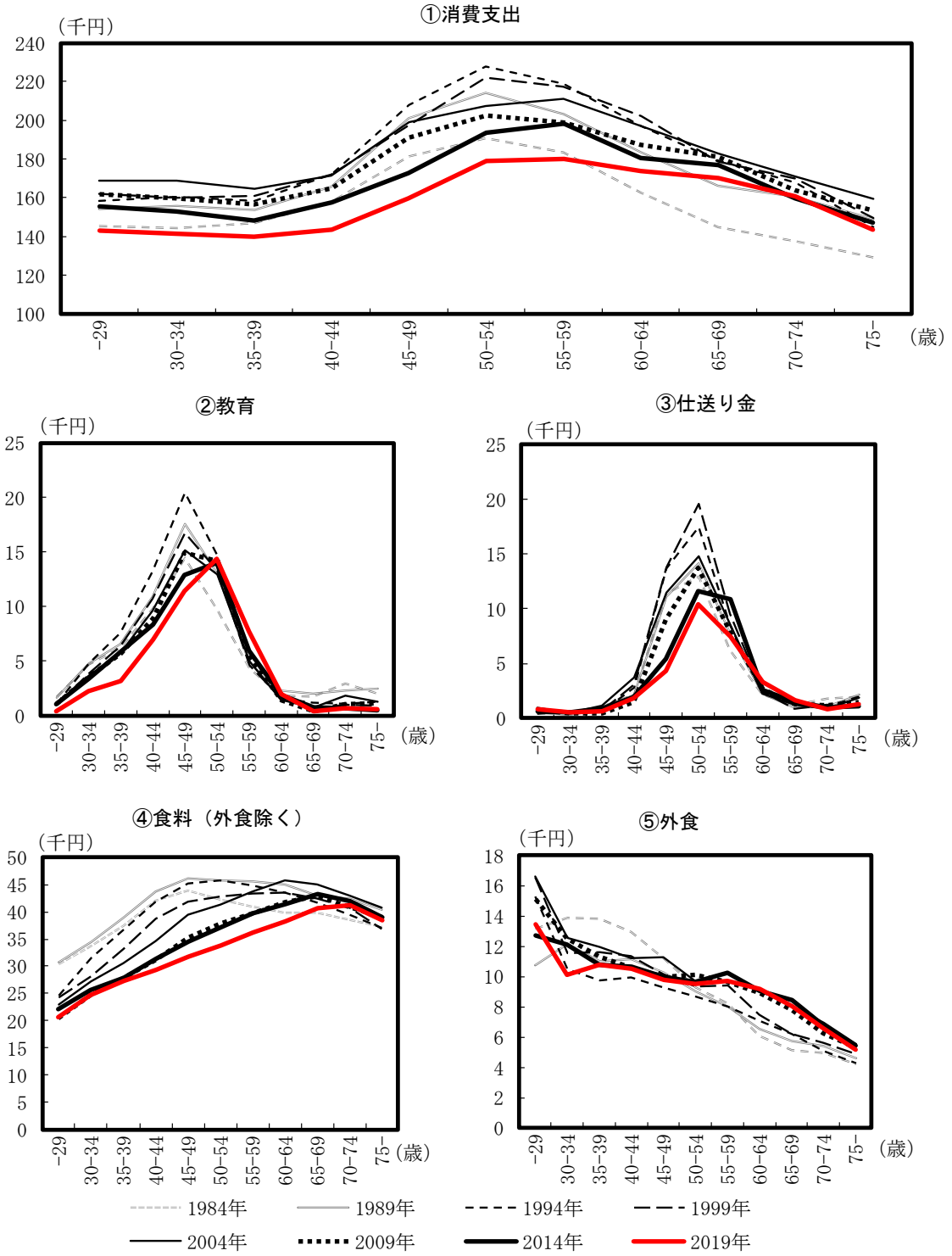

（備考）１．総務省「全国家計構造調査」、「全国消費実態調査」により作成。総世帯。

２．2004～14年の値は、2019年調査の集計方法による遡及集計値。1984・89年の値は、二人以上の世帯の値と、調査票を用いて集計した単身世帯の値を世帯数分布を用いて統合した。

３．消費支出・仕送り金の実質化には、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

最後に、こうした世帯主年齢階級別の消費動向について、アメリカとの比較も行ってみたい（コラム３－１－４図）。ここでは、同じ 2019 年について、できる限り消費項目の分類を合わせた上で、比較可能な 10 歳刻みの各年齢層の等価消費支出の全体平均からかい離という観点から二国間の消費の特徴を確認する。まず、消費支出全体については、アメリカの方が年齢ごとの消費の変動が大きい傾向があるが、55～64 歳がピークであるという点について両国に大きな違いはみられない。次に、飲食料品（外食を除く）は、日本は上述のとおり、高齢層である 65～74 歳が支出のピークで、75 歳以上における減少も限定的であるのに対し、アメリカでは 55～64 歳をピークに高年齢化するほど消費支出が明確に減少しており、健康寿命がアメリカに比べて男性で２歳以上、女性で５歳近く高いなど、相対的に健康的である日本の高齢者は、食料品への支出を落としていないことがこうした比較からも確認される。教育については、日本では 45～54 歳を中心に、支出が大きく増加する一方、アメリカではその程度は小さく、大学教育費を親が負担するのか、子どもが自身で賄うのかという両国における慣習の違いを表している。逆に、娯楽や宿泊といった選択的な消費支出については、アメリカでは、45～54 歳や 55～64 歳といった中高年に達する中で消費支出が増加するのに対し、日本では、35～44 歳や 45～54 歳といった年齢層の消費は抑制され、65～74 歳にかけて増加する姿となっている。日本の中年層においては教育費の負担から選択的な分野に支出を回していない可能性が示唆される。

コラム３－１－４図　日本とアメリカの項目別等価消費の比較

アメリカと比べて、日本は高齢者において飲食料品を平均より多く支出

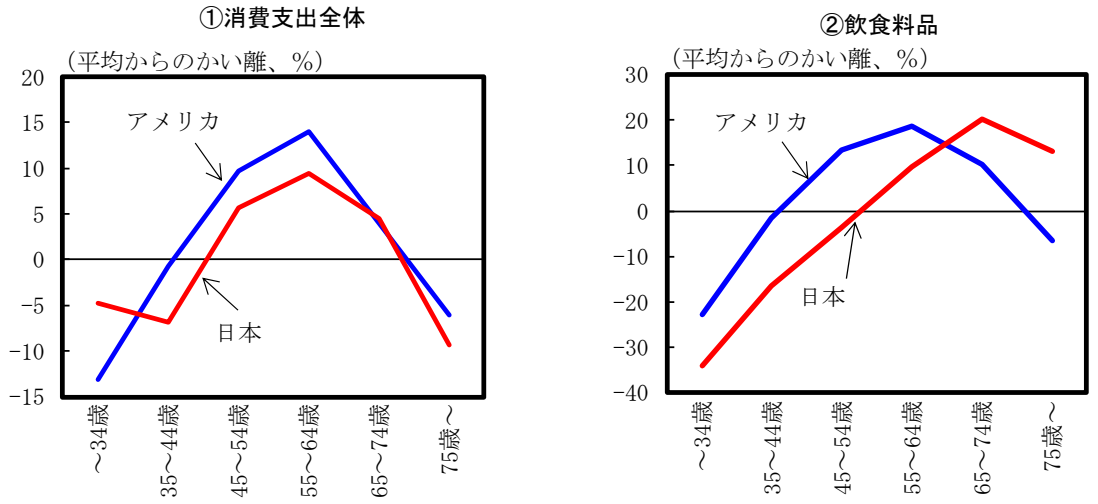

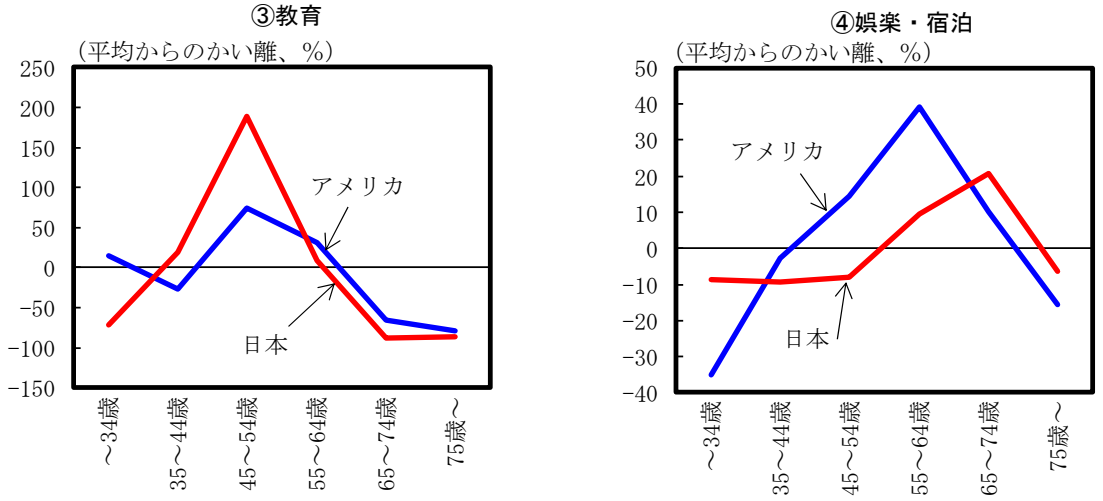

（備考）１．総務省「全国家計構造調査」、アメリカ労働省「Consumer Expenditure Surveys」により作成。総世帯。2019年。
２．②～④は、アメリカの支出項目の定義に合わせて日本の項目を調整した。また、①の日本の値は、アメリカの詳細支出項目の定義に合わせて日本の項目を調整した上で、消費支出合計として足し合わせたもの。

２　「貯蓄から投資」の流れの現状と課題

以降では、「貯蓄から投資」の流れを進めていくという観点から、家計の金融資産のうち、株や投資信託等の有価証券の保有状況について、より詳細に確認していく。特に、近年のＮＩＳＡ制度の拡充等により、若い年齢層を中心として金融資産への投資行動に変化の芽が表れつつあることを確認する。

（これまでのところは、年齢が上がるごとにリスク性資産の保有が高まる傾向）

まず、有価証券の保有額を年収階級別に改めて確認すると、70 代前半でピークとなるまでは、年齢が上がるごとに増加する傾向にある。これを金融資産に占める有価証券の保有率でみると（第３－１－７図（１））、40 代前半までは８％台でおおむね横ばいであるが、その後は年齢が上がるにつれて上昇し、70 代前半に 16％弱となって以降はほとんど変化しない。また、有価証券の保有額をコーホート別にみても、年齢が上がるにつれて有価証券の保有額が増加するという傾向は変わらない（第３－１－７図（２））。なお、コーホート別に、1945－49 年生まれが 40－44 歳の時点、1940－44 歳生まれが 45－49 歳の時点、1935－39 年生まれが 50－54 歳の時点、1930－34 年生まれが 55－59 歳の時点で、それぞれ有価証券保有額に山ができているが、これは「全国消費実態調査」の 1989 年調査の結果であり、バブル期における株価の上昇が保有資産額を押し上げたことによるものと考えられる。

このように、2019 年までの状況では、株や投資信託等のリスク性資産は、年齢階級

が上がるほど保有額と保有率が高まっており、30 代や 40 代など相対的に若年層の保有は限定的である。先述したとおり、年齢階級が上がるほど金融資産全体の保有額が増えることも踏まえると、金融資産を多く保有する世帯ほどリスク性資産に資金を振り向けることができているということも示唆している。

第３－１－７図　年齢階級別にみた有価証券の保有状況

金融資産に占める株や投資信託など有価証券の割合は、年齢が上がるほど増加

（１）年齢階級別にみた家計金融資産に占める有価証券の割合（2019年）

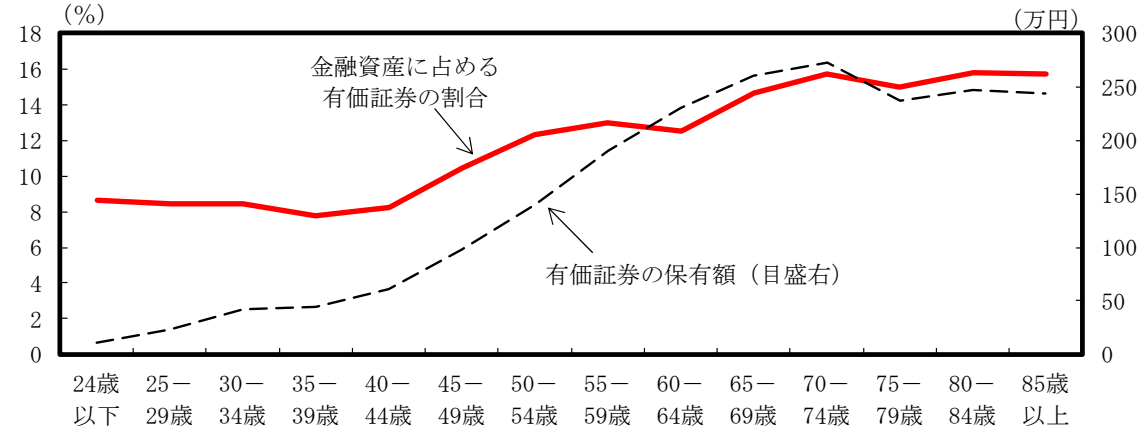

（２）コーホート別にみた年齢階級別の有価証券保有額

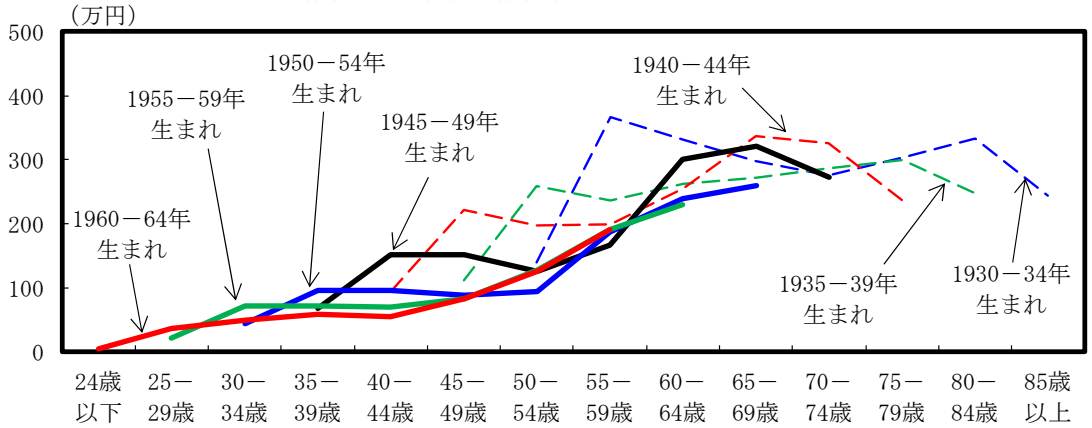

（備考）１．総務省「全国家計構造調査」、「全国消費実態調査」の調査票情報を独自集計して作成。総世帯の平均値。
２．（１）の有価証券の保有額は、第３－１－５図（３）の再掲。
３．（２）は、1984年調査から2019年調査までの８調査回分のデータを用いて作成。各出生コーホートについて、折線の始点が1984年調査、終点が2019年調査における年齢階級と保有資産額を示している。

（近年は、若年層を含めた現役世代において、資産運用の機運が高まり）

一方で、近年は、若いうちから少額で長期間にわたり資産運用を行うための環境整備が行われている。ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）は、家計の安定的な資産形成の支援と成長資金の供給を目的としており、ＮＩＳＡ口座で投資した購入分については、その配当や分配金、譲渡益が非課税となる仕組みであり、2014 年に導入された。その後、2018 年１月のつみたてＮＩＳＡの開始や、抜本的拡充・恒久化による 2024 年１月からの新制度（新ＮＩＳＡ）開始など、若年期からの資産形成を後押しする制度の

整備が行われている。特に、新ＮＩＳＡでは、非課税保有期間の無期限化や制度の恒久化などにより、個人による長期的な資産形成が行いやすくなったほか、年間投資枠の拡大や非課税保有限度額が新設されるなど、より多くの資金をＮＩＳＡで運用できるようになった（第３－１－８図）。

ここで、ＮＩＳＡ口座数の動向を年代別にみると（第３－１－９図（１））、近年は、20 代以下から 50 代までの年代で堅調に増加がみられる。年代別の保有割合をみると（第３－１－９図（２））、2019 年までは 60 代以上の割合が５割を上回っていた一方で、近年は 30 代以下及び 40 代から 50 代までの割合が拡大傾向にあり、直近の 2024 年３月末時点では両者で７割弱を占めるまでになっている。このように、現役世代の資産運用の機運は、ＮＩＳＡを契機として高まっている様子がうかがえる。

第３－１－８図　ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の新旧概要

2024年１月より、非課税期間が無期限となり、限度額も大幅に拡充

	2023年までのＮＩＳＡ		2024年からの新ＮＩＳＡ	
	つみたてＮＩＳＡ	一般ＮＩＳＡ	つみたて投資枠	成長投資枠
投資可能期間	2023年末で終了 （投資済の非課税期間は2024年以降継続）		2024年１月から 制度恒久化	
非課税期間	最大20年	最大５年	無期限	
年間投資上限額	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税限度額	800万円	600万円	1,800万円 （うち成長投資枠 1,200万円）	
対象商品	一定の要件を備えた 投資信託等	上場株式・ 投資信託等	一定の要件を備えた 投資信託等	上場株式・ 投資信託等※
投資方法	積立	一括・積立	積立	一括・積立
両制度の併用	不可		可能	
対象年齢	18歳以上	18歳以上	18歳以上	

（※）①整理・監理銘柄、②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外。

（備考）金融庁資料、各種金融機関資料等により作成。

第３－１－９図　ＮＩＳＡ口座数の推移

近年は、新ＮＩＳＡの開始等も背景に、若年層を含む現役世代で堅調に増加

（１）各年３月末時点でのＮＩＳＡ口座数

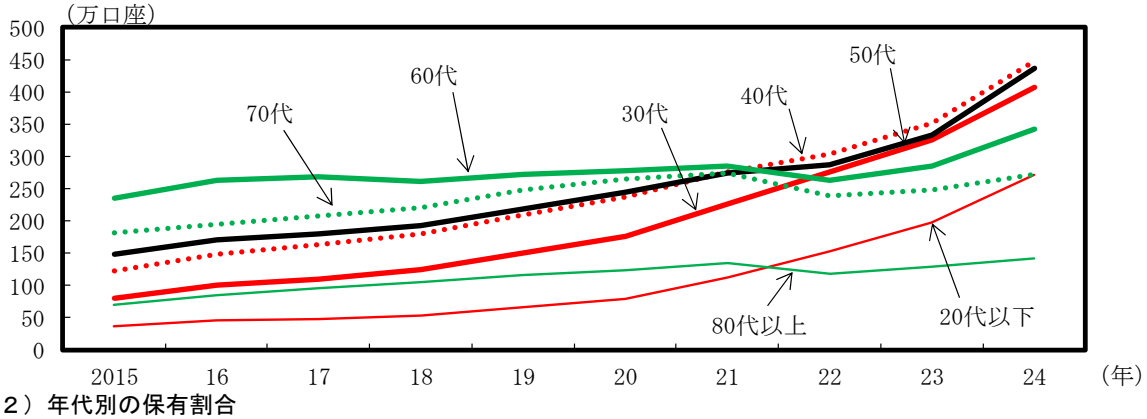

（２）年代別の保有割合

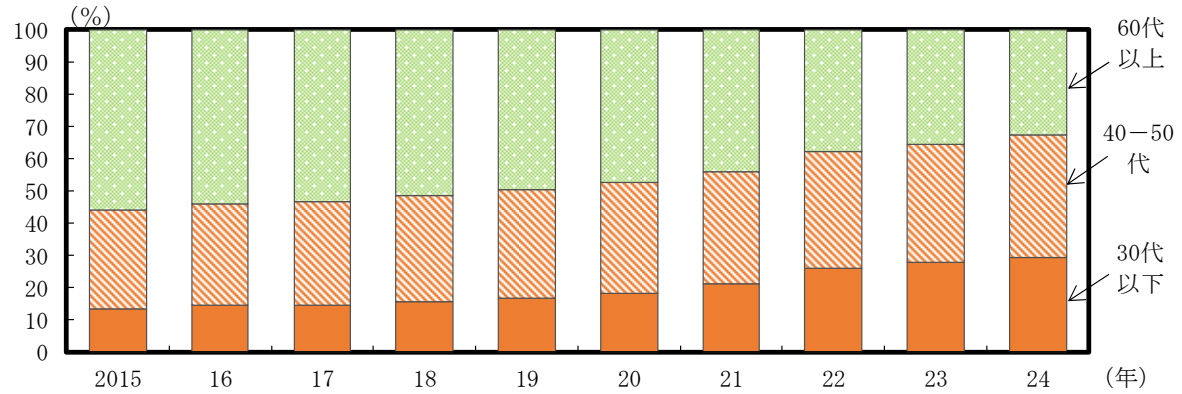

（備考）１．金融庁「ＮＩＳＡ口座の利用状況に関する調査結果」により作成。各年３月末時点の値。
２．（２）において、年代別の割合を算出する際には、各年代の合計値を分母としている。

こうした点は、年齢階層別の金融資産投資に対する姿勢の変化からも確認できる。具体的には、金融広報中央委員会の調査から、年齢階層別に、前年に比べて「現金や流動性の高い預貯金から、長期運用型やリスク資産に振り向けた」割合を、株価上昇がみられたという点で共通している 2013 年と 2023 年で比較すると、年齢を問わずこの割合が高まる中で、年齢層が若いほど、資産をよりリスク性商品に振り向けていることが分かる（第３－１－10 図（１））。同様に、金融資産の選択基準（収益性、安全性、流動性等）の動向を確認すると、やはり、全体として、この 10 年間で、「収益性」を選択基準とする割合が、若い年齢層ほど高まっている様子がうかがえる（第３－１－10 図（２））。

このように、これまではリスク性資産の保有は 30 代や 40 代など相対的に若年層において限定的であったが、近年は、そうした状況に変化の兆しがみえており、経済全体として「貯蓄から投資へ」の機運が高まっていると言える。制度による環境整備に加えて、今回の物価上昇局面を機に、物価上昇下では現金・預金の価値が目減りするという認識が広がり、物価上昇への耐性が相対的に強い資産への投資の機運が高まっ

ていることも背景にあるものと考えられる。

第３－１－10図　年齢階級別にみたリスク性資産への資産振り向け度と収益性の重視度

10年前と比べ、年齢層が若いほど、資産をリスク性商品に振り向ける割合や、収益性を重視する割合が上昇

（１）前年と比べて、資産を現金や流動性預金から、長期運用型やリスク性資産に振り向けた世帯の割合

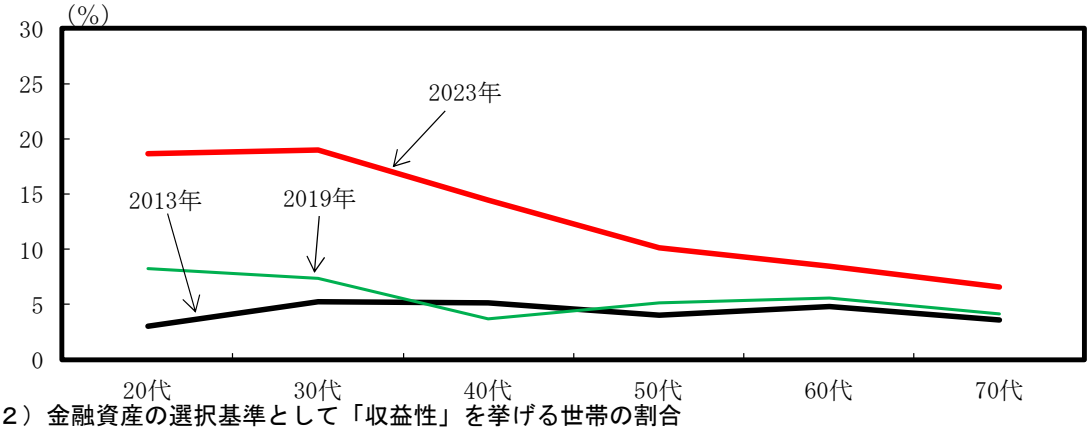

（２）金融資産の選択基準として「収益性」を挙げる世帯の割合

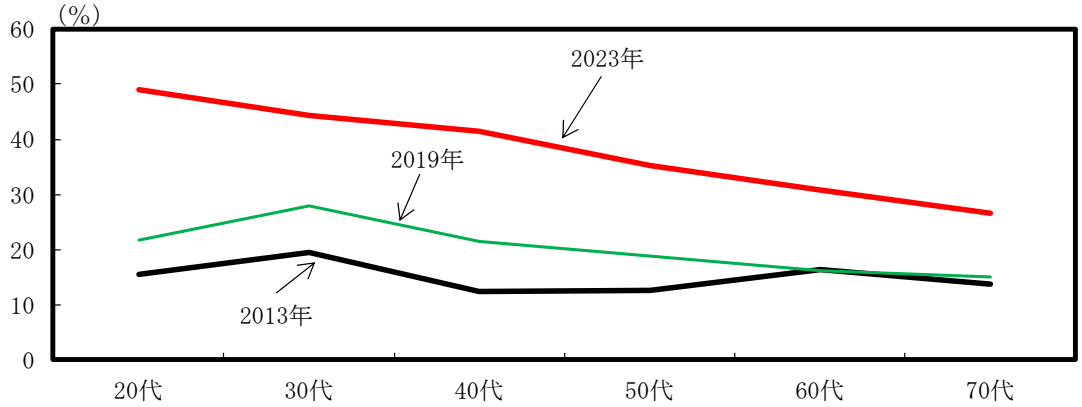

（備考）１．金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」により作成。二人以上世帯。
２．（１）は、金融資産構成の前年比較において「現金や流動性の高い預貯金から、長期運用型やリスク資産に振り向けた」と回答した世帯の割合。
３．（２）は、金融資産の選択基準において「収益性」と回答した世帯の割合。

（「貯蓄から投資」の流れをさら進めていくためにも、家計の所得向上が鍵）

次に、リスク資産の保有状況と年収との関係について確認する。「全国家計構造調査」等により、金融資産に占める有価証券の比率を年収階級別にみると（第３－１－11 図）、年収が高まるごとに、有価証券比率は一貫して上昇している。過去５回分の調査結果を比較すると、1999 年や 2004 年調査と比べ、以降の調査回で有価証券保有割合が若干高まっているが、年収階級ごとの傾きにはほとんど変化がみられない。世帯年収 1,200 万円を超えたあたりから傾きがやや強くなっていることも踏まえると、所得が高い世帯ほど有価証券の保有に積極的である様子がうかがえる。

第３－１－11図　年収階級別にみた有価証券比率

年収が高い世帯ほど、リスク性資産の保有に積極的

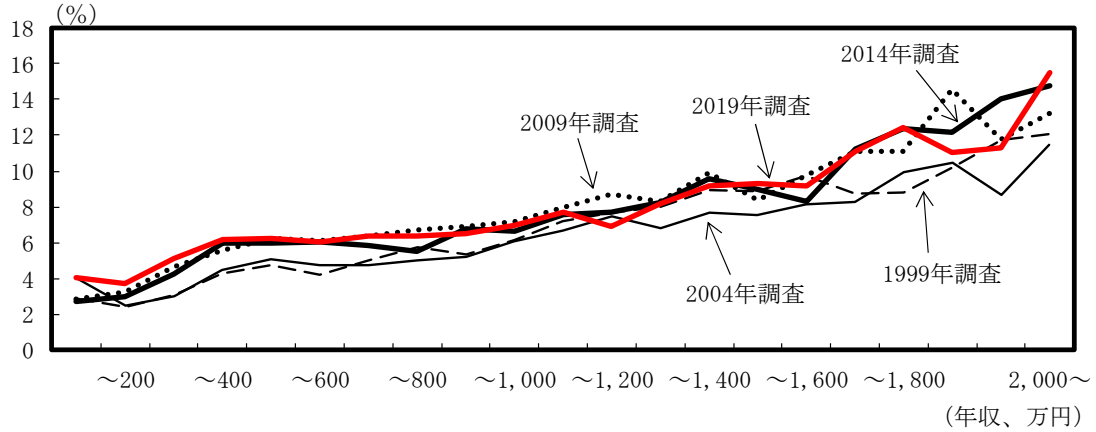

（備考）総務省「全国家計構造調査」、「全国消費実態調査」の調査票情報を独自集計して作成。総世帯の平均値。

こうした状況は、年収別にみた金融資産投資に対する姿勢の違いからも、おおむね同様のことが確認される。上述の金融広報中央委員会の調査によると、2023 年時点において、前年から「現金や流動性の高い預貯金から、長期運用型やリスク資産に振り向けた」とする割合、また金融資産の選択基準としても「収益性」を挙げる割合は、年収が高い層ほど多くなっている（第３－１－12 図）。10 年前の 2013 年と比較した場合では、年収を問わず、金融資産をリスク資産に振り向けた割合は増加しているが、その程度はより高年収層において大きい傾向にある。同様に、金融資産の選択基準として収益性を挙げている人の割合も、高年収層ほど 2013 年から 2023 年にかけての増加幅が大きい傾向となっている。なお、「全国家計構造調査」と同じ 2019 年については、年収別のリスク資産選好（特に、リスク資産等に振り向けたという割合）が 2013 年と大きく異なっていないことを踏まえると、コロナ禍を経て、相対的に高収入層において、よりリスク資産にポートフォリオを配分するようになっていると言える。

第３－１－12図　年収階級別にみたリスク性資産への資産振り向け度と収益性の重視度

年収が高い層で、リスク性資産への選好や金融資産選択における収益性の重視度が高まる傾向

（１）前年と比べて、資産を現金や流動性預金から、長期運用型やリスク性資産に振り向けた世帯の割合

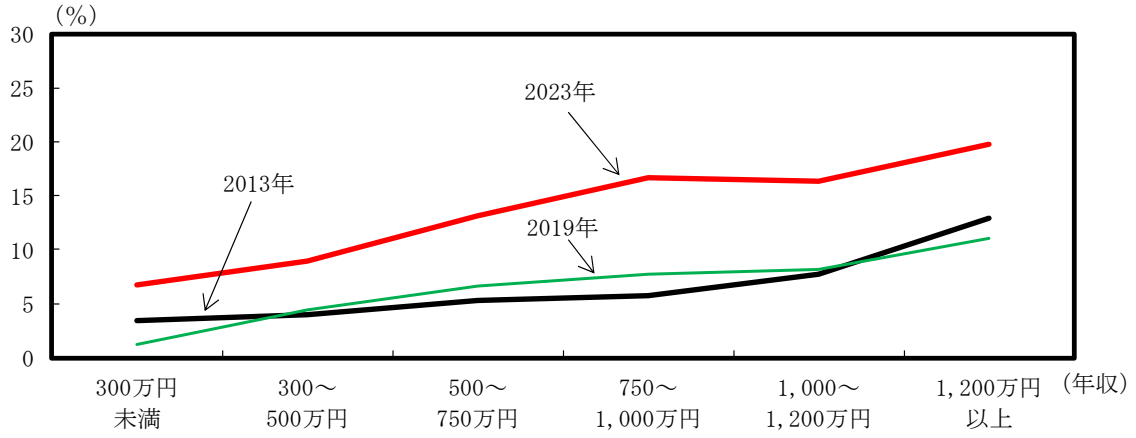

（２）金融資産の選択基準として「収益性」を挙げる世帯の割合

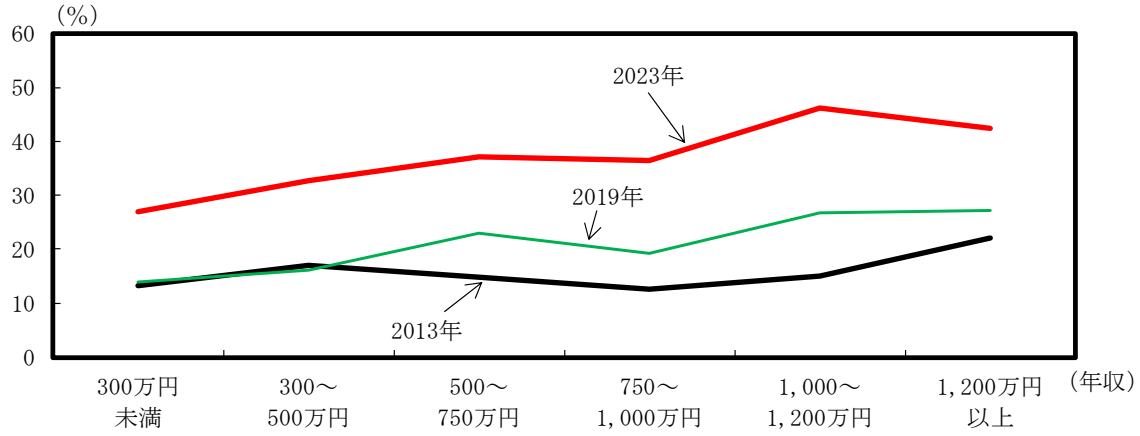

（備考）１．金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」により作成。二人以上世帯。
２．（１）は、金融資産構成の前年比較において「現金や流動性の高い預貯金から、長期運用型やリスク資産に振り向けた」と回答した世帯の割合。
３．（２）は、金融資産の選択基準において「収益性」と回答した世帯の割合。

ここで、金融庁「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査」(2021)[15]によると（第３－１－13 図)、リスク性の金融商品を購入したことがない投資未経験者のうち、資産運用を行わない理由に「余裕資金がないから」を挙げる割合は６割弱と、最大の要因となっている。また、投資経験者のうち、資産運用を始めたきっかけとして「余裕資金が生まれたこと」を挙げる割合は 35%程度と、こちらも最大の要因となっている。すなわち、リスク性資産の運用を行う上では、資金的な余裕があることが最も重要視されている。この点、「貯蓄から投資へ」の流れを確かなものとするためにも、構造的な賃上げの実現など、家計の可処分所得を向上させる取組が重要であろう。

[15] 全国の 20 歳以上の個人に対するインターネット調査。有効回答数は 9,829 人、うち投資経験者（リスク性の金融商品を購入したことがある者）が 6,184 人、投資未経験者が 3,645 人。

また、同調査において、投資未経験者は「資産運用に関する知識がないから」や「購入・保有することに不安を感じるから」といった項目も資産運用を行わない理由として多く挙げている。この点からは、金融リテラシーの向上が重要であるほか、新ＮＩＳＡをはじめとした各種制度に関する普及活動や相談体制の強化といった取組が引き続き重要であることも示唆される。

第３－１－13図　資産運用を行わない理由、始めたきっかけ

資金面や知識面での課題によって資産運用を行わない者が多い

（１）資産運用を行わない理由

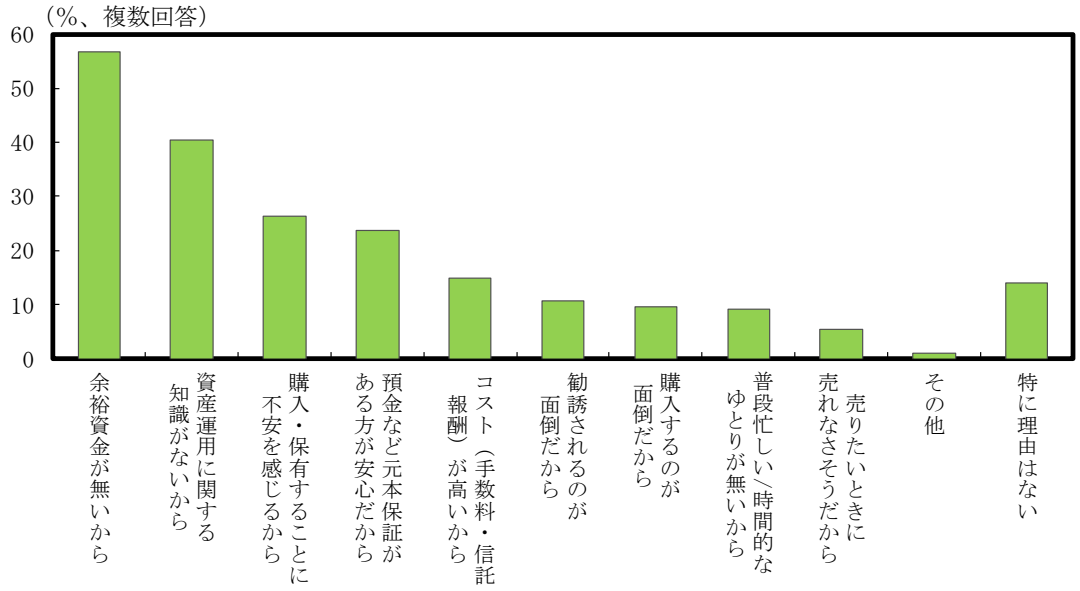

（２）資産運用を始めたきっかけ

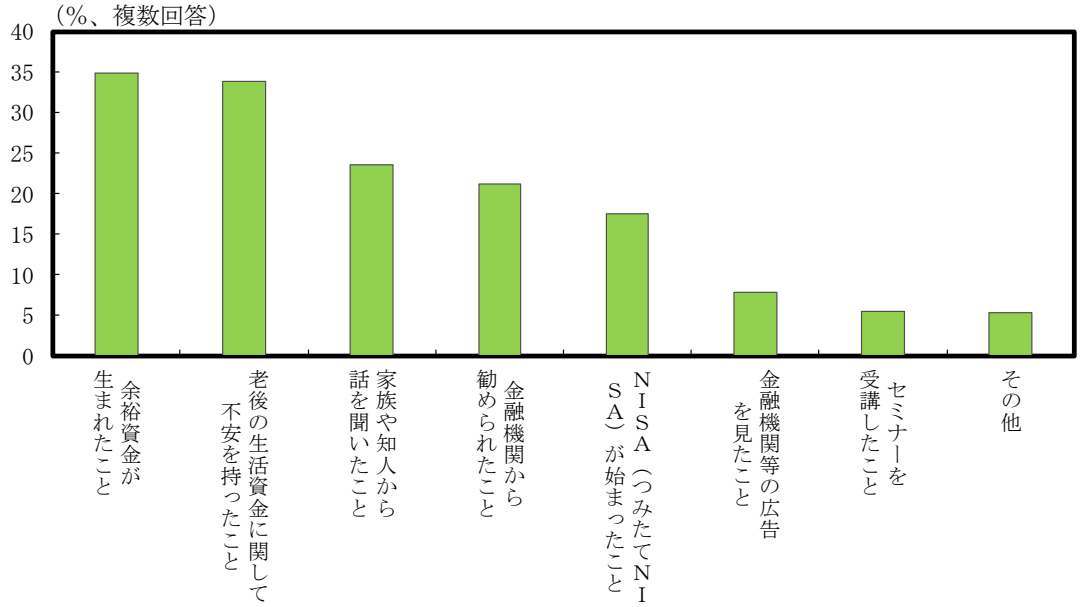

（備考）１．金融庁「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」（2021）により作成。
２．（１）は投資未経験者への質問、（２）は投資経験者への質問に対する回答。複数の選択肢から、該当するものを選択する形式。

第２節　住宅ストックの展望と課題

我が国の住宅戸数（ストック）は、1960 年代後半に世帯数を上回り、両者のかい離が拡大していく中、フローの新設着工戸数は減少傾向にある。その背景には、バブル崩壊後の長期的な不動産価格の低迷、住宅購入志向が相対的に低い単身世帯の増加、既存[16]住宅の取引の増加、さらに、近年では建築費の高騰など、様々な要因が指摘されている。人口動態的要因をはじめ、こうした要因の多くは構造的なものと言える。今後、更なる人口減少が見込まれ、世帯構成の変化が続いていくことが予見される中で、住宅市場を展望するに当たっては、持家を中心とした新規の住宅着工は、減少傾向で推移していくことが見込まれる。一方、既存住宅市場は、諸外国と比べて依然として低水準ではあるものの、近年増加傾向にあり、新築に比べて、子育て世代を中心に、より入手しやすい住宅の供給や、これを通じた生活の質やゆとりの向上に資するものである。本節では、中長期的な住宅需要の構造の変化を分析するとともに、既存住宅を巡る環境の変化や、流通市場を活性化するための課題について検討する。

１　我が国の住宅需要の構造の変化

（住宅の長寿命化もあり、人口当たりの新設住宅着工戸数は減少）

はじめに、人口動態と住宅戸数との関係について概観し、持家比率の長期的な変化やその背景及び今後の長期的な見通しについて検討する。冒頭に述べたように、我が国の住宅ストックは、1960 年代後半に世帯数を上回り、両者のかい離が拡大している（第３－２－１図）。この間の新設住宅着工戸数の動向をみると、持家（分譲住宅を合わせた広義の持家）を中心に、1970 年代前半の年間約 190 万戸をピークとして減少傾向で推移し、2023 年には年間約 82 万戸と、ピーク時の４割強にまで減少している（第３－２－２図）。

[16] 既存住宅とは、「新築住宅以外の住宅」であり、いわゆる中古住宅。

第３－２－１図　住宅ストック戸数の推移

住宅ストックは1960年代後半以降、世帯数を上回って推移

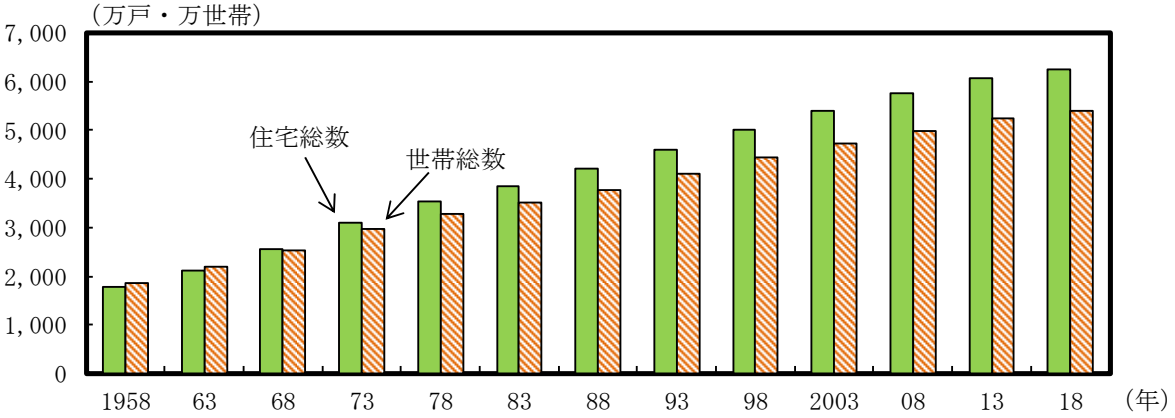

（備考）１．総務省「住宅・土地統計調査」により作成。
２．1968年以前は、沖縄県を除く。

第３－２－２図　新設住宅着工戸数の推移

新設住宅着工戸数は、持家を中心に長期的に減少し、ピーク時の４割強に

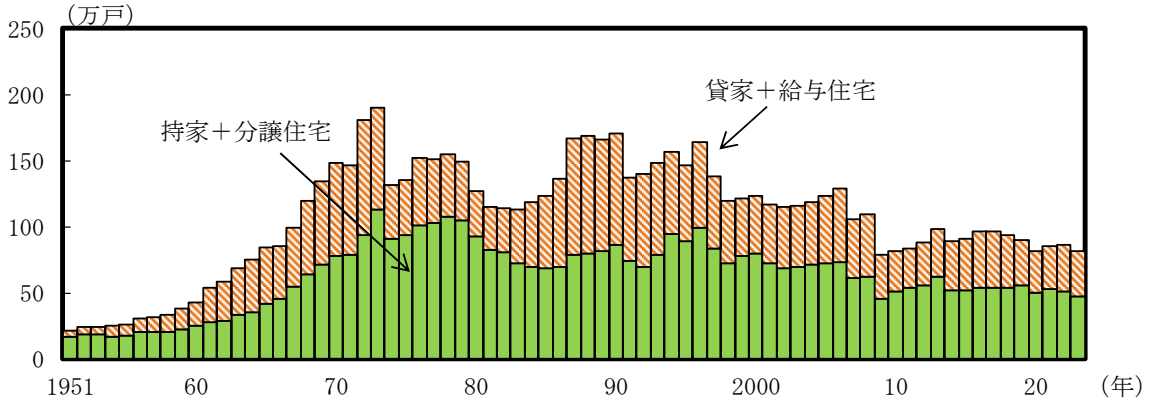

（備考）国土交通省「住宅着工統計」により作成。

この間の我が国の世帯数は単身世帯等を中心に増加が続いている一方、人口は国勢調査によると 2010 年をピークに緩やかな減少傾向で推移しており（第３－２－３図（１）（２））、こうした中で、人口千人当たり及び千世帯当たりの新設住宅着工戸数をみると、いずれも長期的には減少傾向で推移している（第３－２－４図（１））。比較対象の一例として、アメリカの千人当たりの新設住宅着工戸数をみると、日本に比べて半分程度と低い水準であるほか、2000 年代後半の世界金融危機に伴う新設住宅着工の減少など景気変動に伴う増減もみられるが、長期的には一定の水準に回帰する傾向がみられる。老朽化した住宅が一定の期間で除却・建て替えられる状況において、人口当たり又は世帯当たりの新設住宅着工戸数は、一定の水準に回帰すると想定されるが、我が国の人口当たり及び世帯当たりの新設住宅着工戸数は、アメリカよりも大幅な減少傾向で推移しており、これには住宅の長寿命化が進んでいることも背景の一

つにあるとみられる。実際、除却住宅の平均築後年数をみると、2000 年代前半以降、長期的には、いずれの形態でも伸長していることが分かる（第３－２－４図（２））。

第３－２－３図　人口、世帯数の推移

人口は減少に転じる一方、世帯数は単身世帯を中心に増加

（１）人口、世帯数の推移　　**（２）世帯割合の推移**

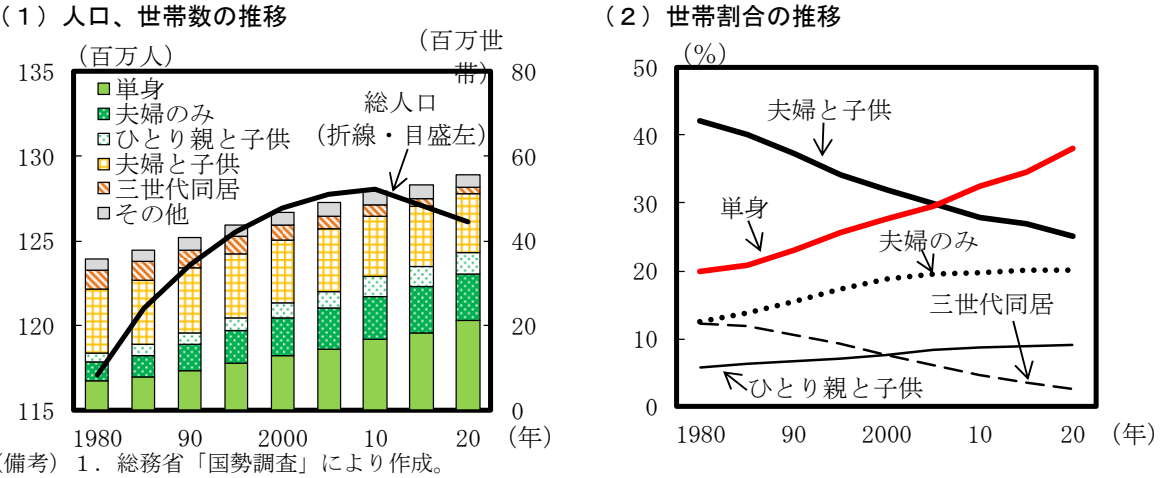

（備考）１．総務省「国勢調査」により作成。
２．「子供」とは、親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」に該当する続き柄の世帯員であり、その年齢に関して原則定めはない。また、「三世代同居」とは、世帯構成員に夫婦、親、子供が含まれている親族のみの世帯。
３．世帯数及び世帯割合については、世帯の家族類型が不詳の世帯を除いて算出している。

第３－２－４図　新設住宅着工と住宅除却

除却までの年数の伸びもあり住宅着工戸数は低下傾向も、人口・世帯当たりではアメリカの倍程度

（１）人口及び世帯当たりの住宅着工戸数　　**（２）除却住宅の平均築後年数**

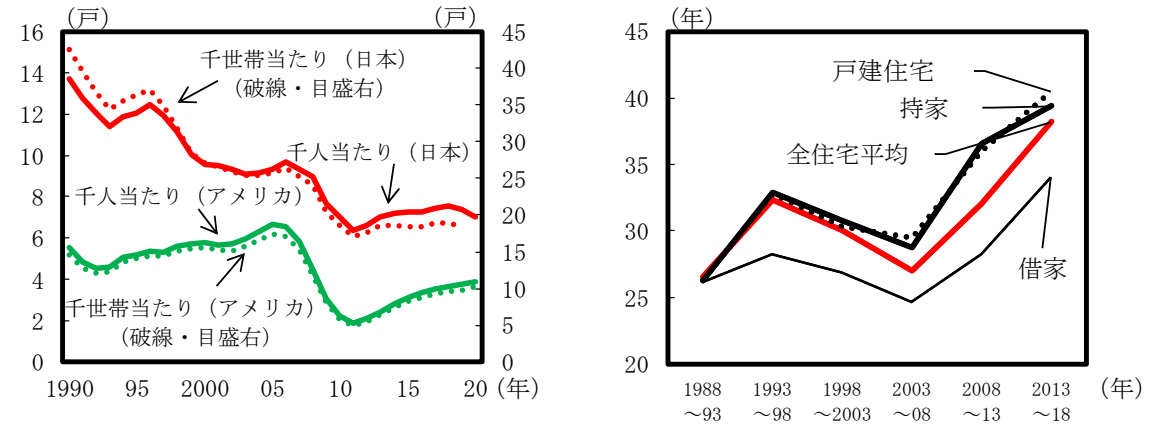

（備考）１．総務省「人口推計」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、国土交通省「住宅着工統計」、国土交通省資料「既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び消費者保護の充実に関する小委員会」、United States Census Bureau「New Residential Construction」、United Nations「Population Division」により作成。
２．（１）は、後方３年移動平均。また、日本の千世帯当たりは、2019年まで算出。

（単身世帯の増加を背景に、各年齢層の持家率が低下している）

次に、新設住宅着工戸数の長期的な減少幅が大きい持家について、世帯構成の変化との関係を確認する。我が国の世帯数の長期的な増加は、主に単身世帯等の増加によるものである一方、持家住宅への志向が強いと考えられる夫婦と子供世帯や三世代同居世帯は長期的に減少しており（前掲第３－２－３図（２））、世帯構成の変化が持家住宅の需要に影響していると考えられる。総務省「住宅・土地統計調査」により、総世帯における世帯主の年齢別持家率の変遷をみると、1990 年代のバブル崩壊以降の過去 25 年間（1993 年～2018 年）で、30 代、40 代の持家率は、それぞれ 7.1％ポイント、9.5％ポイント低下している（第３－２－５図（１））。また、世帯構成別にみると、二人以上世帯[17]では、30 代は横ばい傾向、40 代は横ばいから緩やかな低下傾向となっており、総世帯でみられるほどの低下傾向はみられない（第３－２－５図（２））。単身世帯では、30 代、40 代ともに、2003 年以降、持家率は低い水準でやや低下傾向にある（第３－２－５図（３））。

総世帯における世帯主の年齢別持家率の変化について、二人以上世帯の持家率の変化要因、単身世帯の持家率の変化要因、世帯構成の変化要因の３つの要因に分解すると、世帯構成の変化要因、具体的には、持家率の水準が低い単身世帯の割合の増加が 50 代以下の各年齢層の持家率の低下に大きく寄与していることが分かる（第３－２－６図）。なお、60 代では、二人以上世帯の持家率の上昇が、同年代全体の持家率の上昇に寄与している。もっとも、各年代を総じてみれば、単身世帯を含む世帯構成別の持家率の変化要因は、全体の持家率の変動には大きな影響を与えているわけではない。住宅購入を計画している家計における住宅取得動機は、40 代までの年齢層では結婚、出産、子育て、50 代以上では老後の安心など、ライフステージの変化を背景としている[18]が、近年は婚姻率の低下により婚姻数の減少が加速している。ライフステージの変化に伴う住宅取得の意欲は潜在的には高いものの、婚姻数の減少に伴う単身世帯割合の増加が、持家率の低下に大きく寄与していると言える。

[17] 親族で住む二人以上世帯のほか非親族を含む二人以上世帯も含む。

[18] 住宅金融支援機構「住宅ローン利用者の実態調査（住宅ローン利用予定者調査（2023 年 10 月調査））」による。

第３－２－５図　世帯構成別の持家率

総世帯の持家率は30代から50代で緩やかな低下傾向

（１）総世帯

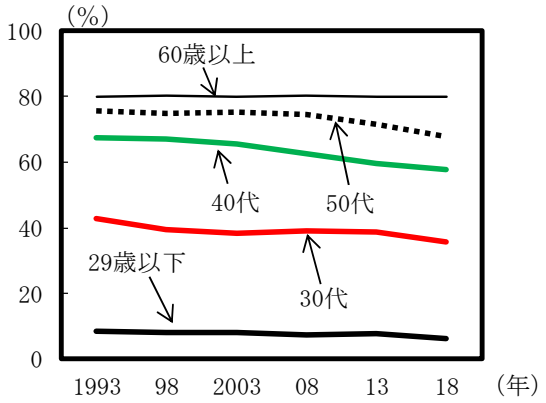

（２）二人以上世帯

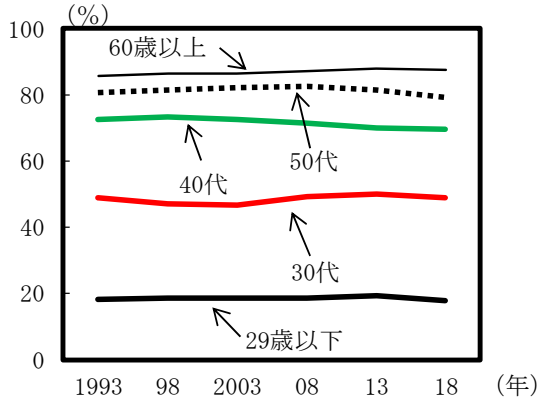

（３）単身世帯

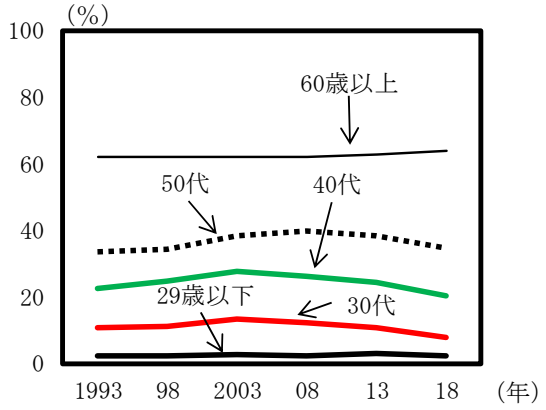

（備考）１．総務省「住宅・土地統計調査」により作成。
２．主世帯の世帯数を用いて算出（主世帯とは、同居世帯及び住宅以外の建物に居住している世帯を除いた世帯。）。

第３－２－６図　持家率の変化の要因分解

30代から50代の持家率の低下は世帯構成の変化要因が大きく寄与

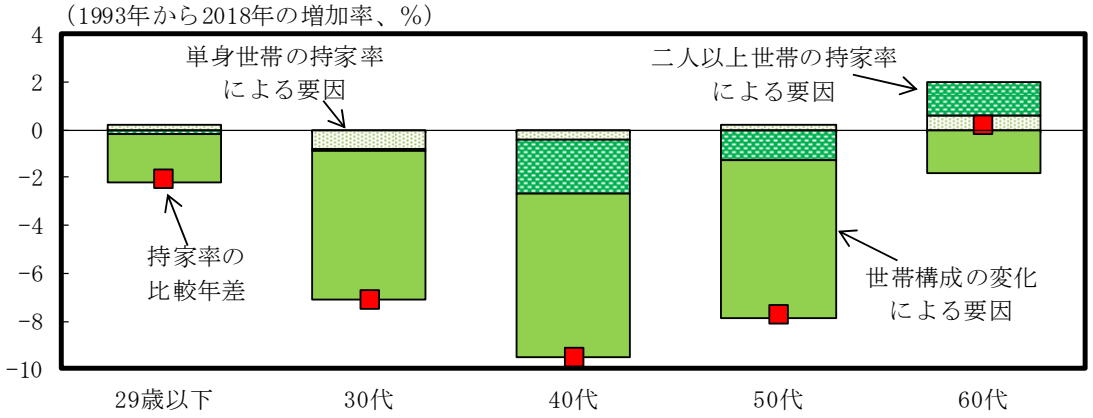

（備考）１．総務省「住宅・土地統計調査」により作成。
２．主世帯の世帯数を用いて算出。
３．要因分解の計算式は以下のとおり。

$$\Delta\pi = (\Delta S \times (R_\alpha + R_\beta)/2) + (\Delta T \times (2 - R_\alpha - R_\beta)/2) + (\Delta R \times (S_\alpha + S_\beta - T_\alpha - T_\beta)/2)$$

ここで、π：持家率、S：単身世帯の持家率、T：二人以上世帯の持家率、R：単身世帯の割合であり、添え字はそれぞれα：1993年、β：2018年を表す。

（今後の世帯構成の変化は、持家住宅ストックの余剰を拡大させる可能性）

新設住宅着工戸数は減少している一方で、前掲第３－２－４図（２）でみたとおり、新築から除却までの年数の増加を通じた住宅の長寿命化が進んできたこともあり、住宅ストック戸数は、持家を含めて緩やかな増加を続けてきた（前掲第３－２－１図）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）令和６（2024）年推計」による単独世帯数と２人以上の世帯員からなる世帯数を基に、現在の世帯構成別の持家率が変わらないという前提で、今後の持家率の推移を試算する[19]と、単身世帯の増加という世帯構成の変化により、持家率の低下とそれに伴う持家住宅需要の減少が見込まれる（第３－２－７図）。これに対し、既存の持家の住宅ストックと新規着工フローから考えると、低水準とは言え毎年の新設着工戸数が積み上がる中で、新築から除却までの年数の伸長傾向が平均除却率を低下させていくと考えられることから、持家の住宅ストック戸数はほぼ横ばい又はやや増加傾向で推移することが考えられる。持家のニーズ・購入意欲が相対的に高いと考えられる二人以上世帯が減少していくことで、需要が供給を下回るという意味において、持家ストックの余剰が更に拡大していくものと考えられ、今後は、既存の持家の住宅ストックを市場でいかに円滑に流通させていくかが重要となる。

第３－２－７図　世帯構成の変化による持家率と持家戸数の動向
単身世帯の増加を背景に持家率は緩やかに低下し、持家戸数も減少へ

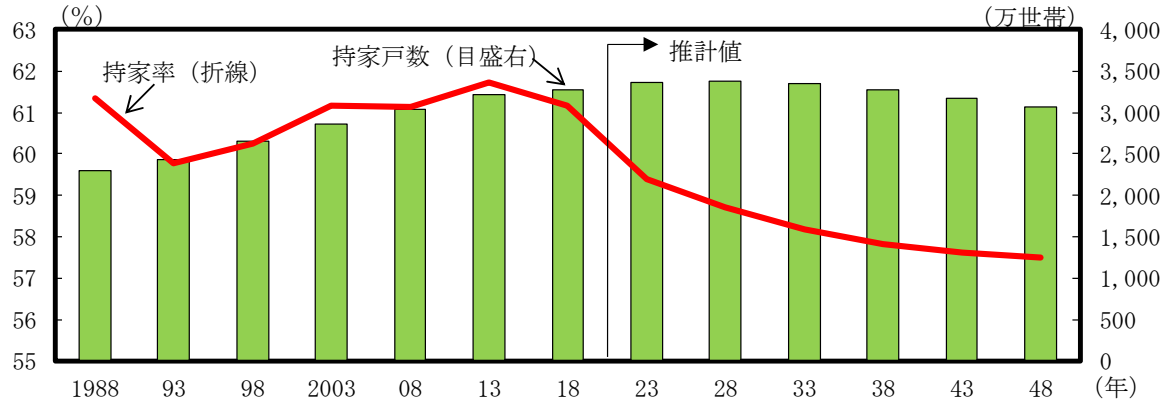

（備考）１．総務省「住宅・土地統計調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）令和6（2024）年推計」により作成。
２．2018年以前は、主世帯の世帯数を用いて算出。

[19] 前掲第３－２－６図で確認したように、過去 25 年間の持家率の変化をみると、世帯構成別の持家率は総世帯の持家率の変化に大きな影響を与えていなかったことから、試算に用いた持家率は現状から横ばいを前提とした。

（近年の住宅価格上昇の中で、取得住宅の郊外化、中古化が進む）

以上は、2018 年までの「住宅・土地統計調査」を基に議論したが、より直近の状況を確認するために、総務省「家計調査」の二人以上世帯について、持家率の推移を世帯主の年齢階級別にみると、子育て世代に当たる 40 代以下、特に 30 代で、緩やかに上昇している（第３－２－８図）。この間の低金利環境の中で、住宅ローンを組み、住宅を取得する二人以上世帯の割合が増加したことが背景にある。次に、建築費の上昇等を背景に不動産価格の上昇がみられる中で、家計がどのように住宅購入費用を確保してきたのかを確認する。

第３－２－８図　近年の二人以上世帯における世帯主の年齢別住宅取得の状況

近年、40代以下の二人以上世帯の持家率は上昇傾向

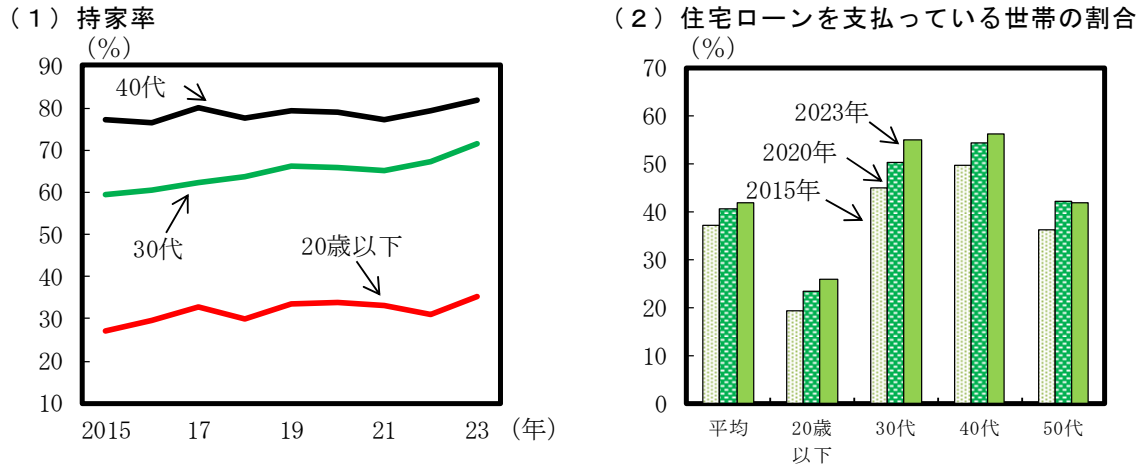

（備考）１．総務省「家計調査」により作成。
２．（２）は、二人以上の世帯のうち勤労者世帯。平均には60歳以上の世帯も含まれる。

まず、住宅全体の不動産価格指数（全国）の推移をみると、2012 年以降、コロナ禍前の 2019 年まで緩やかに上昇した後、コロナ禍を経て、近年、建築コストの上昇もあり、上昇のペースが加速し、過去 10 年間で 35%程度上昇している（第３－２－９図）。これに対して、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する最長 35 年の全期間固定金利の住宅ローンである「フラット 35」の利用者[20]に関する集計データ（「フラット 35 利用者調査」）より、住宅取得の動向を確認すると、融資種別１㎡当たりの住宅ローン取得額の平均値は、過去 10 年間で、30.6 万円／㎡から 38.3 万円／㎡と 25%程度上昇している（第３－２－10 図）が、不動産価格指数の伸び率に比べると小幅にとどまっている。

[20] フラット 35 利用者の代表性については、コラム３－２を参照。

第３－２－９図　不動産価格・建築費の推移

不動産価格や建築費は上昇傾向

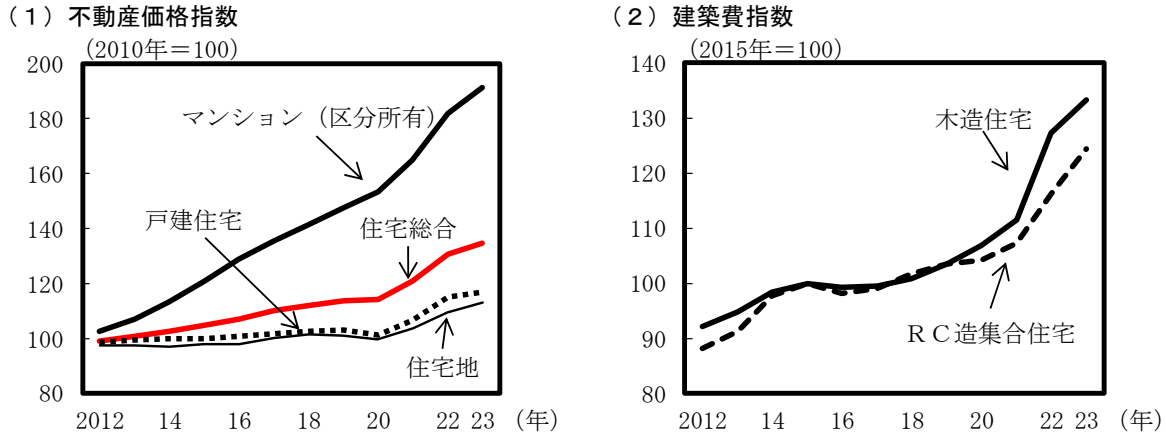

（備考）１．国土交通省「不動産価格指数（住宅）」、（一財）建設物価調査会「建築費指数」により作成。
２．（１）は、全国の季節調整値であり、１月から12月の平均。
３．（２）は、東京の純工事費。

第３－２－10図　１㎡当たりの住宅ローン取得額

不動産価格指数の伸びに比べ、単位面積当たりの取得額の伸びは小さい

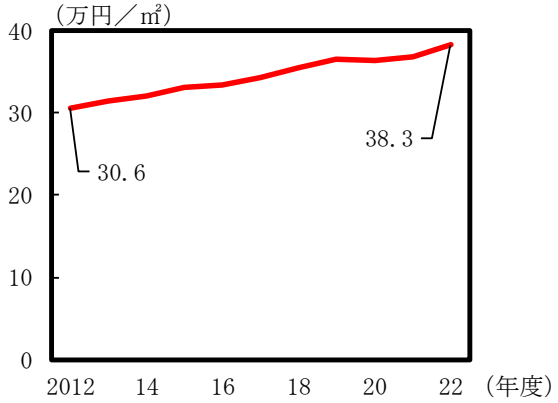

（備考）１．住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」により作成。
２．融資種別全体。所要資金額を住宅面積で除して算出。

次に、住宅取得場所という観点で、三大都市圏の中心部からの距離別でみた住宅取得状況をみると、ここ 10 年間で、各都市圏中心部（20 ㎞以内）での住宅取得割合が低下していることが分かる（第３－２－11 図（１））。こうした取得住宅の郊外化は、東京圏で最も顕著であるが、名古屋圏、大阪圏でも同様の傾向がみられることが分かる。内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024）では、子育て世帯が、東京都から他の首都圏へ流出していることが示されているが、他の都市圏でも中心部から郊外に住居を構える傾向が強まっている可能性が示唆される。また、１人当たり居住面積をみると、住宅取得の郊外化に伴い、平均値・中央値とも緩やかに増加している。もっとも、住宅取得割合の分布をみると最頻値は 10 年前と比べて変化していない（第３－２－11 図（２））。１人当たり居住面積が 50 ㎡程度や 75 ㎡以上の比較的広い住宅を取得できる層の割合の増加が１人当たり居住面積の平均値や中央値の押上げに

寄与しており、標準的な世帯の１人当たり居住面積は、大きくは変化していないとみられる。

こうした取得住宅の郊外化とともに、フラット 35 の申請件数に占める中古住宅の割合は年々増加傾向にあり、新築に比べて安価な中古住宅の購入が増えていることが分かる（第３－２－11 図（３））。中古住宅市場の広がりについては、次項で詳述する。

第３－２－11図　取得住宅の特徴の変化

過去10年程度で、住宅取得の郊外化が進展

（１）中心部からの距離別住宅取得割合

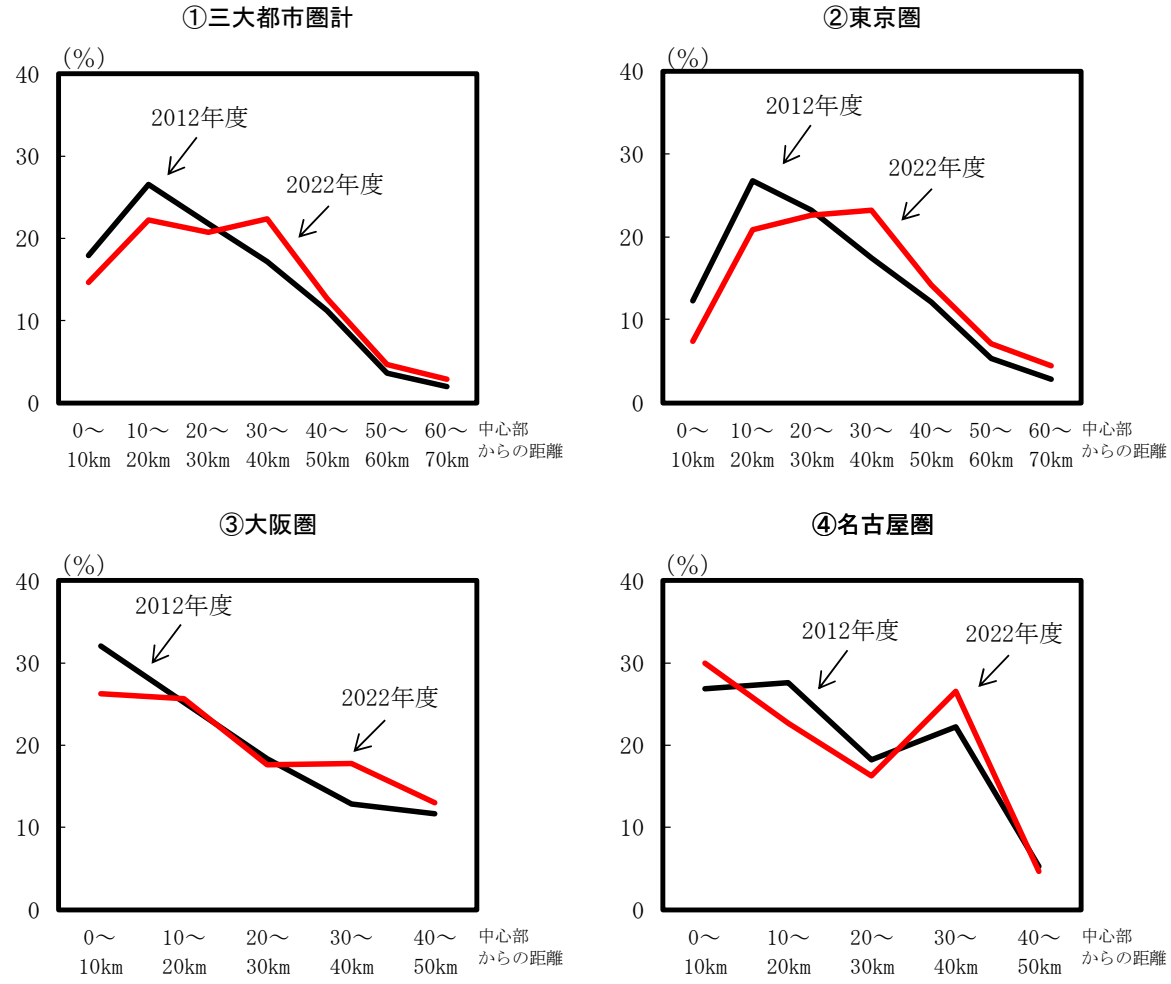

（２）１人当たり居住面積

①平均値、中央値の推移

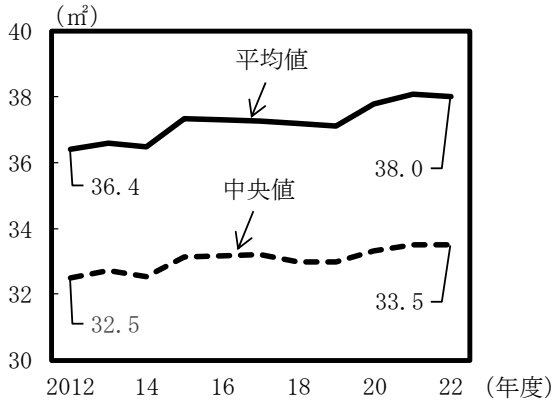

②１人当たり居住面積別住宅取得割合の分布

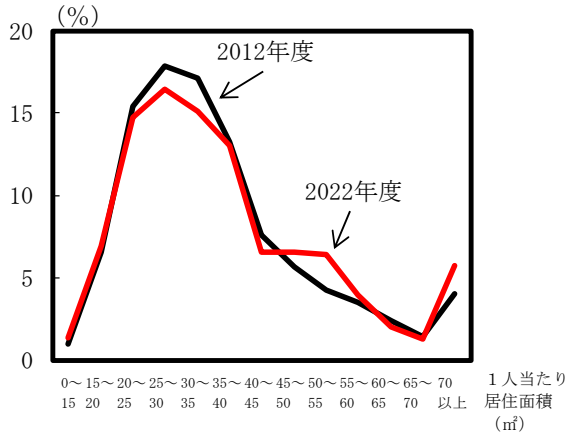

（３）フラット35申請件数に占める中古住宅の割合

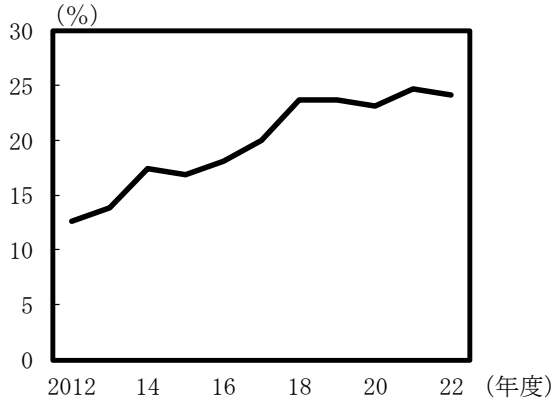

（備考）１．住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」により作成。
２．（１）において、東京圏は旧東京都庁を中心とする70km圏内。大阪圏は大阪市役所を中心に50km圏内。名古屋圏は名古屋市役所を中心に50km圏内。

さらに、50 代以下の二人以上世帯[21]における収入の動向をみると、世帯主本人の収入の増加はさほどみられないものの、世帯の収入としては、共働きの進展を背景に 10 年前と比べて 18%程度上昇している（第３－２－12 図（１））。一方、「フラット 35 利用者調査」を集計した 2012 年～22 年についてみると、１か月当たりの返済額の中央値は 10.3 万円から 11.2 万円の９％程度の増加にとどまっており（第３－２－12 図（２））、返済額の増加は世帯収入の増加の範囲内となっている。こうした中で、償還期間の平均値は、32 年から 32.6 年とほぼ横ばいとなっている（第３－２－12 図（３））。この間、30 年債などの超長期金利は低下しており、簡易的に試算すると、総返済額は８％程度減少していたことが分かる（第３－２－13 図）。

以上をまとめると、過去 10 年間、不動産価格が上昇する中にあっても、家計は収入対比の借入倍率を引き上げてリスクを取るのではなく、郊外や中古の物件といった比較的安価な住宅取得を行うことで、住宅の購入費を抑えていたと考えられる。

[21] 本章第３節でみるように、60 代世帯については、高齢者就労の促進の中で、有業率が高まっていることにより、可処分所得の大幅な増加がみられる。

加えて、低金利環境の下でローン返済額の増加が、家計の収入増加の範囲内に抑制されてきたことも、この間の住宅取得の増加と持家率の上昇に関係していることが分かる。今後は、金利のある世界を見据え、子育て世代等の住宅ニーズを満たすためには、継続的に所得が向上する経済を実現することが最重要であるが、これに加えて、中古住宅の流通市場をより活性化させ、各世帯の選好に応じて、より取得しやすい持家や貸家として、既存の住宅ストックを有効に活用していくことが課題と考えられる。

第３－２－12図　１か月当たりの収入と住宅ローン返済額

１か月当たりの平均返済額は１か月当たりの平均的な収入増加の範囲内

（１）収入の動向（世帯主60歳未満）

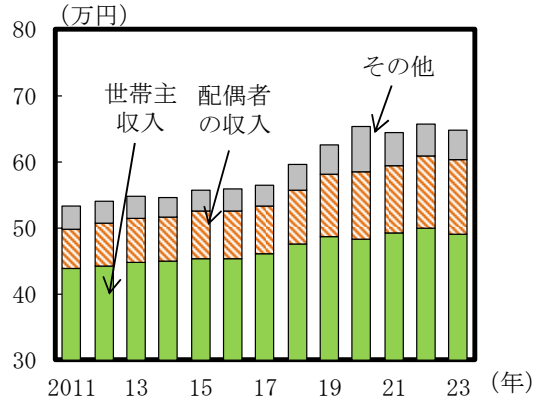

（２）１か月当たりの返済額

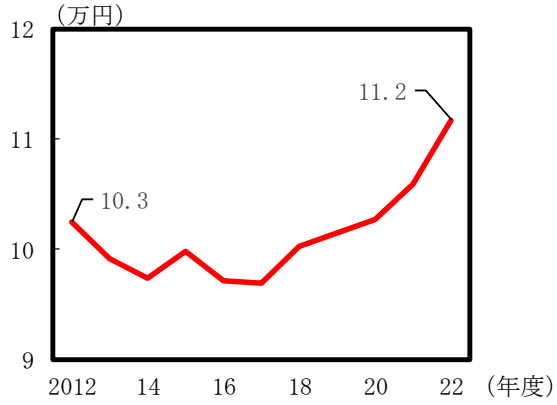

（３）償還期間の平均値

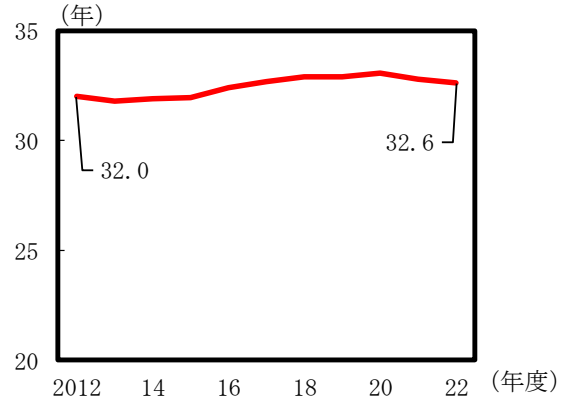

（備考）１．総務省「家計調査」、住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」により作成。
２．（１）は、二人以上の世帯のうち勤労者世帯の実収入。2017年以前は、世帯主の年齢階級による加重平均。

第３－２－13図　住宅ローン金利と住宅ローン支払額

2022年までは金利低下を背景を総返済額は低下傾向で推移

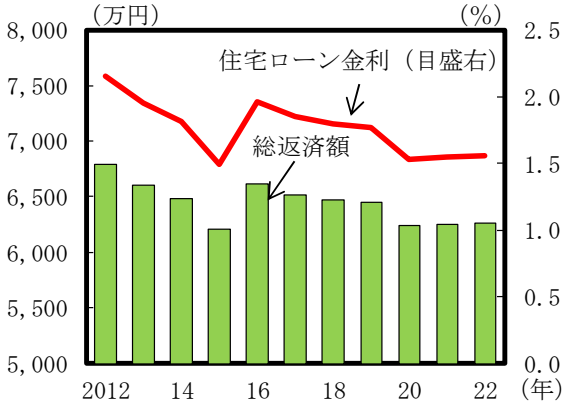

（備考）１．住宅金融支援機構「新機構団信付の【フラット35】等の借入金利水準」により作成。
２．住宅ローン金利は、各年１月における、融資率９割超、借入期間21年以上35年以下の最低金利。2017年以前は旧制度（新機構団信なし）のため、0.29%引き上げて接続。
３．総返済額は、元金5,000万円、借入期間30年の条件の下で、元利均等方式により推計。

２　既存住宅流通市場の拡大に向けて

前項での議論を踏まえ、ここでは、ストックを活かして豊かな経済を実現する観点から重要性を増している既存住宅について、流通市場の規模に係る現状と変化、購入者の属性別にみた取得状況を確認するとともに、既存住宅の流通を抑制する一因となっている住宅の経年的な減価パターンにおける近年の変化を分析する。その上で、既存住宅流通市場をより活性化させるための課題として、リフォームの促進や既存住宅取引における透明性の向上といった課題について考察する。

（既存住宅の取得は、国際的にみると限定的だが、広がりもみられつつある）

はじめに、既存住宅の取得状況について、詳細を確認する。前提として、既存住宅の流通状況の把握は、新築住宅に比べて難しい面があることに留意する必要がある。つまり、新築住宅の場合、分譲マンションの一部でみられる賃貸目的の購入などを除けば、着工戸数をみることで、近似的に持家目的の取得戸数を把握することが可能である一方、既存住宅の持家目的の取得戸数の把握は統計上の制約がある。これは、既存住宅の流通では、売買件数を把握したとしても購入住宅をリフォームの上で売却するという投資目的での購入と居住目的での購入の区別が難しいことが背景にある。

まず、「住宅・土地統計調査」をみると、住宅取得（建て替えを含む）に占める中古住宅の割合は、長期的には上昇傾向で推移しており、把握可能な直近の 2018 年時点で 14%台となっている（第３－２－14（１））。一方、アメリカ、英国、フランスといった主要先進国ではこの割合は７割を超えており、単純に比較すると我が国の中古住宅流通量は国際的にみて極めて低い水準にとどまっている（第３－２－14 図（２））。このように、中古住宅の取得状況の国際比較では、我が国について「住宅・土地統計調査」を用いて比べられることが多いが、当該調査は５年に１回の頻度であることに

加え、住宅ストックの状況を調べる統計調査であることから、現在居住している家の取得方法をベースに中古住宅の取得割合を示すものであり、過去５年間のそれぞれの年に住宅を取得した世帯のサンプルサイズは限られているため、調査対象年の中古住宅流通量のデータとしては一定の幅を持ってみる必要がある[22]。

第３－２－14図　中古住宅流通量

各国と比べると中古住宅の流通は少ない

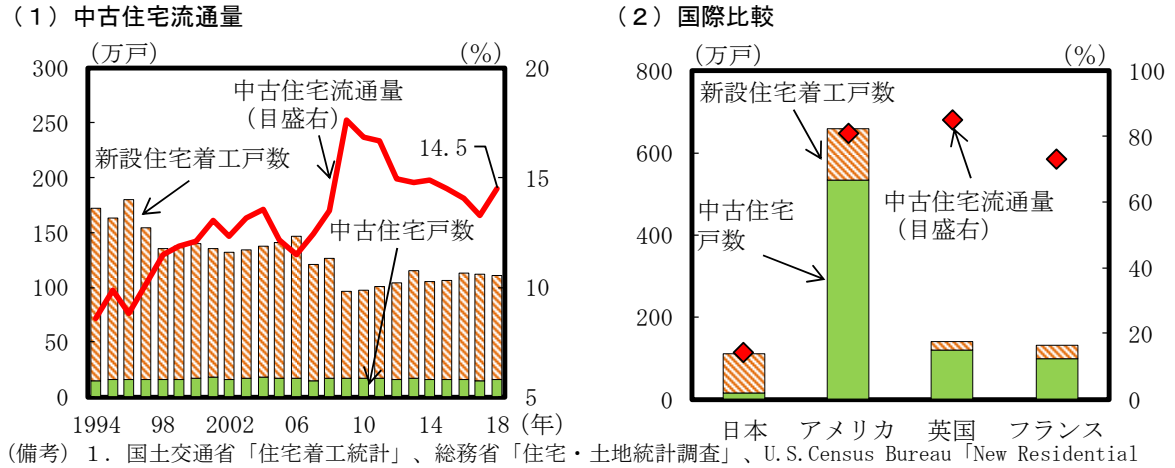

（備考）１．国土交通省「住宅着工統計」、総務省「住宅・土地統計調査」、U.S.Census Bureau「New Residential Construction」、National Association of REALTORS「Existing-Home Sales」、Office for National Statistics「House building, UK: permanent dwellings started and completed」、GOV.UK「Monthly property transactions completed in the UK with value of £40,000 or above」、Données et études statistiques「Construction de logements」、Inspection générale de l'environnement et du développement durable「House Prices in France : Property Price Index, French Real Estate Market Trends in the Long Run」により作成。
２．中古住宅流通量＝中古住宅戸数／（中古住宅戸数＋新設住宅着工戸数）
３．（２）は、2018年の結果であり、英国の中古住宅戸数は、取引額４万ポンド以上の物件の取引戸数。

こうした留意点を踏まえつつ、同統計から、過去５年以内に建築・入居した持家の取得形態について、長期的な変化をみると、幅広い年齢層で、新築住宅の購入割合が低下している一方、依然として水準は低めではあるものの、中古住宅の購入割合が幅広い年齢層で高まっていることが分かる（第３－２－15 図）。このように購入割合が増加している中古住宅について、前掲コラム３－１と同様の考え方で、年齢効果、生まれ年（世代）効果、時代効果に分解する（第３－２－16 図）。まず、年齢効果について、中古住宅取得割合は、20 代前半で高く、20 代後半から 50 代前半にかけて低下するが、50 代後半以降のより高年齢層で再び増加するというＵ字型となっていることが分かる。中古住宅は、年収が高くない若年層や、取得住居の居住見込み年数が短くなる高年齢層に選好されていることが示唆される。また、世代効果についてみると、若い世代の方が、高齢の世代よりも中古住宅取得割合が高く、若い世代においては中

[22] このほか、貸家も含んだ割合であることにも留意が必要である。

古住宅取得の抵抗感が小さくなりつつあることを示していると考えられる。また、中古住宅を戸建と共同住宅（マンション）に分けると、年齢効果や世代効果の傾向に大きな違いはみられないが、時代効果については、中古共同住宅は近年の方が高い一方、中古戸建は近年の方がやや低くなっている。一般に、戸建に比べて、マンションは流動性が高く、中古住宅としての需要が高まってきている可能性を示している。

第３－２－15図　過去５年以内に建築・入居した持家の取得形態別、年齢別購入割合の推移
中古住宅の購入が若年層や高年齢層で増加

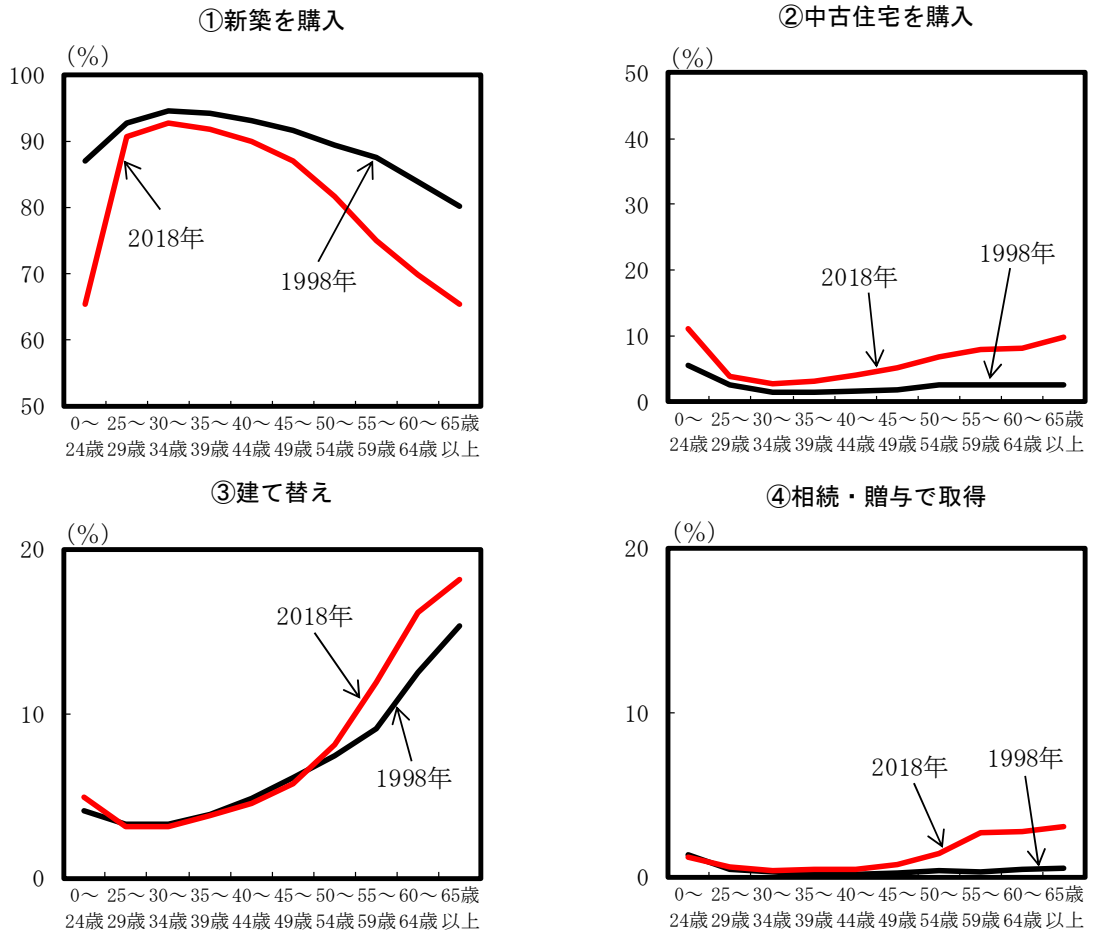

（備考）１．総務省「住宅・土地統計調査」により作成。年齢は、家計を主に支えるものの年齢。
２．持家の購入割合は、取得形態別に、過去５年以内に建築された持家数を総数で除して算出。
３．①は、都市再生機構、公社から購入した新築住宅を含む。

第３－２－16図　過去５年以内に取得した中古住宅割合に関するコーホート分析

年齢効果は若い世代や高年齢層で高い傾向があり、中古住宅取得の抵抗感が小さくなっている可能性

①中古住宅計

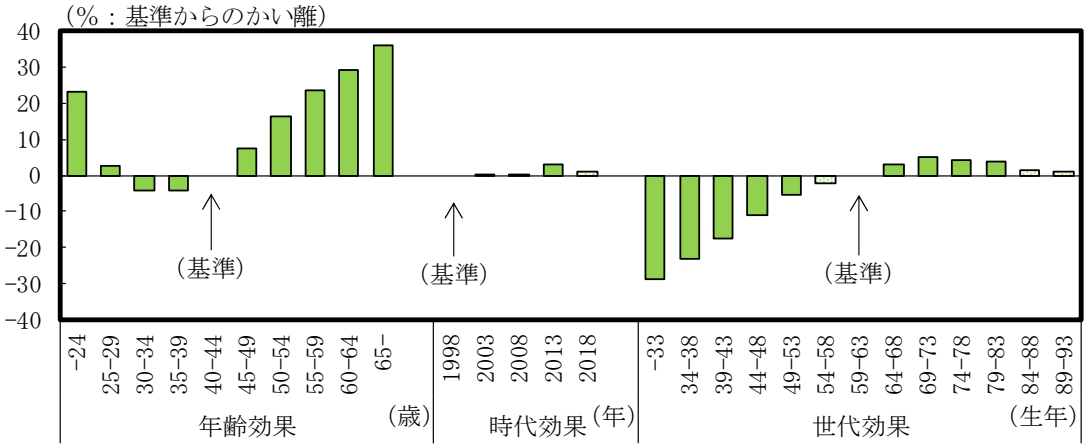

②中古（一戸建・長屋建）

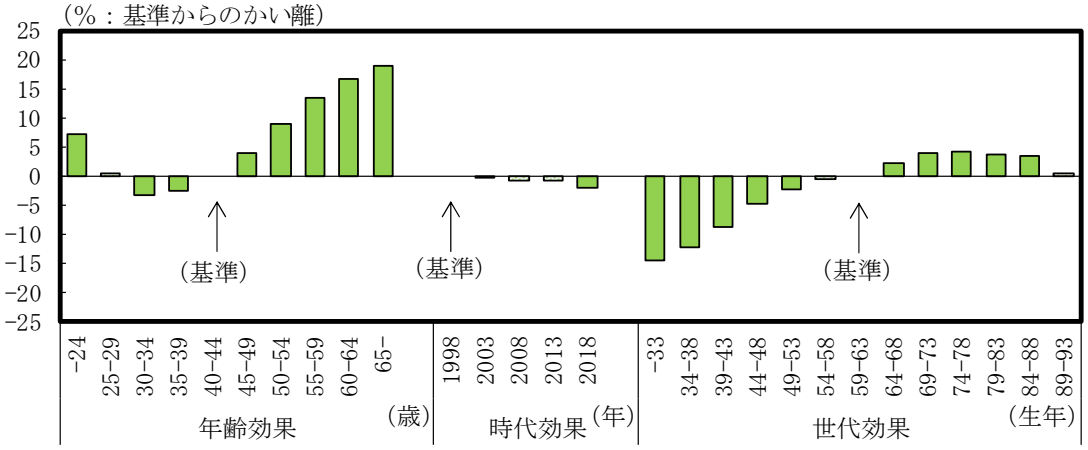

③中古（共同住宅・その他）

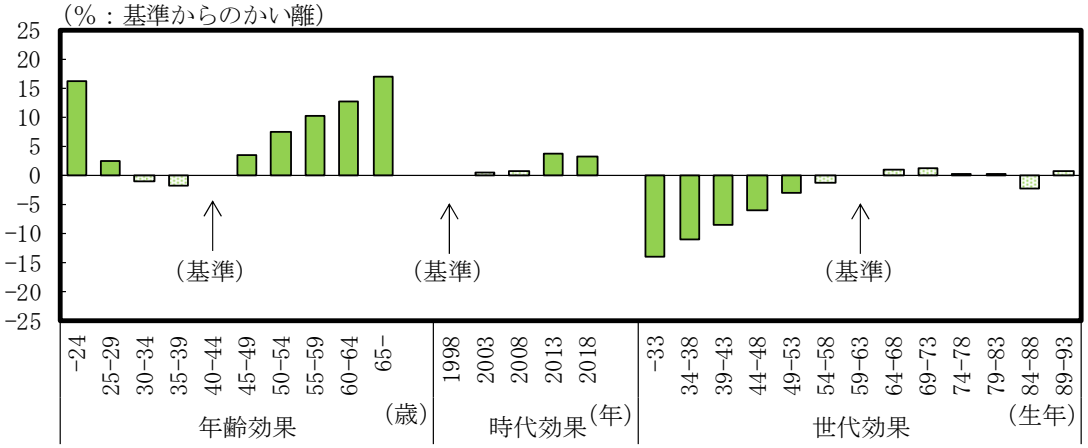

（備考）１．総務省「住宅・土地統計調査」により作成。

２．推計方法は、家計を主に支える者の年齢階級別の結果について、年齢、時代、世代のダミー変数を設定し、最小二乗法により推計。年齢効果は40－44歳を基準として表示し、時代効果は1998年を、年代効果は59－63年生まれの世代を基準として表示。詳細は付注３－２を参照。

３．中古住宅割合は、過去５年以内に建築された持家数（中古を除く）と過去５年以内に持家として取得した中古住宅数の和に対する、過去５年以内に持家として取得した中古住宅数の割合。

４．グラフの色が薄い項目は、統計的に有意ではないことを示す。

（既存住宅取得割合は、直近で３割近くまで上昇している可能性）

次に、「住宅・土地統計調査」以外の情報から、既存住宅取得割合を推計できないか試みたい。まず、直近の既存住宅の流通状況として、不動産の所有権移転登記などを用いることで、既存住宅の流通状況を推計した資料[23]によれば、既存住宅流通比率（新設着工戸数と既存住宅流通推計量に占める既存住宅流通推計量の割合）が上昇傾向にある点は、「住宅・土地統計調査」とおおむね同様であるものの、直近 2022 年時点では、既存住宅の流通比率は 42.3%と高い数字となっている。もっとも、当該推計では法人取引や通常の住宅取得目的とは考えにくい単年度に複数回の所有権移転なども含まれており、最終需要者の既存住宅の取得状況に比べると高めの値になる傾向があるものと考えられる。このように、既存の統計や調査では、既存住宅の取得状況に係る実態についての把握が難しく、その他の各種民間機関の調査においても、サンプルサイズが多くても 1,000 程度に限られ、抽出対象の偏りもあるという制約がある。

そこで、サンプルサイズが比較的多く確保され、新規に着工された持家（持家、分譲戸建、共同分譲の合計）を取得した者の約 10%が利用している「フラット 35」の利用者[24]について、居住目的の中古住宅の取得状況を確認する（第３－２－17 図）。「フラット 35 利用者調査」より、１年間の新築注文住宅、新築分譲戸建、新築マンションの住宅ローン申請数と、貸家を除く新設住宅着工戸数（持家、新築分譲戸建、新築マンション）の比率を用いて、中古戸建、中古マンションの住宅ローン申請数に乗じることで、中古住宅の取得状況を試算すると、10 年前の中古住宅取得割合は、15%程度にとどまっていたのに対し、直近の 10 年間で、幅はあるものの、その割合が 30%弱程度まで上昇しているとみられる。これは、年率換算で 20 万戸程度に相当する。このように、新設住宅着工戸数は減少傾向で推移している中で、「住宅・土地統計調査」と比べると、中古住宅の取得戸数は、実態として、より明確な形で増加傾向となっている可能性が示唆される。

[23] 一般社団法人不動産流通経営協会「既存住宅流通量の地域別推計について　令和６年２月」より。

[24] 2022 年の持家（注文戸建、分譲戸建、分譲マンションの合計）の新設着工戸数 50.6 万戸に対して、フラット 35 の利用者は 3.9 万人であり、約１割弱に相当する。

第３－２－17図　中古住宅取得状況の推計

推計された中古住宅の取得割合は増加傾向で推移

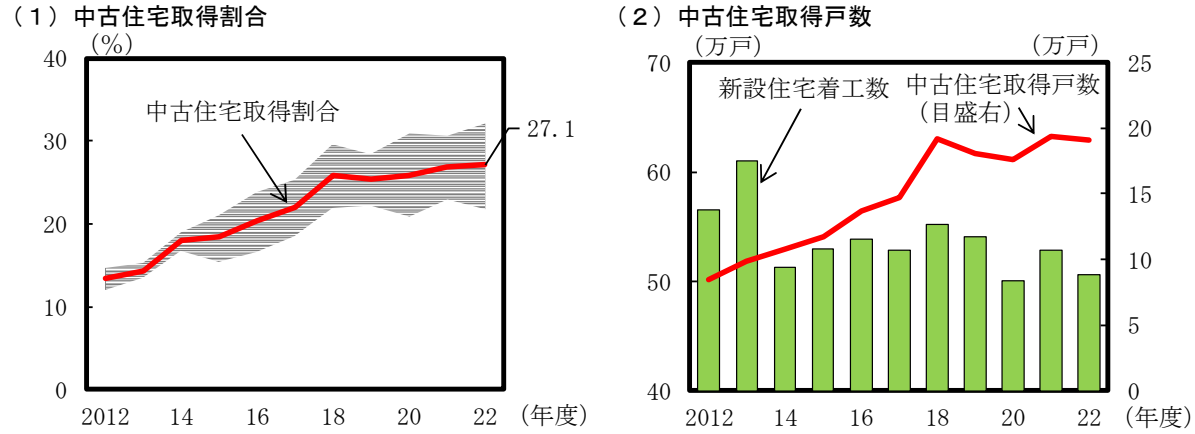

（備考）１．国土交通省「住宅着工統計」、住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」により作成。
２．（２）の新設住宅着工戸数は、持家及び分譲住宅の合計。
３．（２）の中古住宅取得戸数は、フラット35の中古件数×復元倍率により推計。ただし、復元倍率は新設住宅着工数（持家、分譲戸建、共同分譲）とフラット35の新築件数（注文住宅、建売住宅、マンション）の比であり、中古住宅取得戸数は、推計値を以下の方法で複数作成したものの平均。
①　フラット35の中古件数計（中古戸建＋中古マンション）×持家／注文
②　中古件数計×分譲戸建／建売
③　中古件数計×共同分譲／マンション
④　中古件数計×（持家＋分譲戸建）／（注文＋建売）
⑤　中古件数計×（持家＋共同分譲）／（注文＋マンション）
⑥　中古件数計×（分譲戸建＋共同分譲）／（建売＋マンション）
⑦　中古件数計×（持家＋共同戸建＋共同分譲）／（注文＋建売＋マンション）
⑧　中古戸建×持家／注文住宅　＋　中古マンション×共同分譲／マンション
⑨　中古戸建×分譲戸建／建売　＋　中古マンション×共同分譲／マンション
⑩　中古戸建×（持家＋分譲戸建）／（注文＋建売）　＋　中古マンション×共同分譲／マンション
４．（１）の中古住宅取得割合は、（２）で推計した中古住宅取得戸数と新設住宅着工戸数（持家及び分譲）の合計に対する、中古住宅取得戸数の割合。グレー部分が上記①～⑩の推計値の範囲を示したもの、赤色折れ線は推計割合の平均値。ただし、最大値と最小値は除く。

（中古住宅の取得は近年中間層で増加がみられる）

一定の幅をもってみる必要はあるものの、中古住宅の取得戸数が、全体の３割近くを占めるまでに拡大している中で、どのような需要層が中古住宅を購入しているのかを確認したい。具体的には、上述の「フラット 35 利用者調査」より、住宅購入者の年収[25]層ごとに、住宅ローンを組んだ対象住宅の種別（新築注文住宅、新築建売住宅、新築マンションなど）の住宅取得割合をみると、中古住宅（中古戸建＋中古マンション）の購入割合は、低年収層と高年収層で高く、Ｕ字型に近い形状となっている（第３－２－18 図（１））。年収が相対的に低い層において、新築に比べて安価な中古住宅への選好が強いという点は、直感的にも相応な結果と考えられる一方、年収の高い層においても、中古住宅の購入割合が相対的に高い結果となっている。こうした背景の一つには、高年収層においては、住宅を資産形成の一環として位置づけている可能性

[25] フラット 35 の申請者の年収であり、世帯年収ではない。

がある。つまり、新築住宅に付随するプレミアム（以下「新築プレミアム」[26]という。）が小さい状況であれば、住まいとして不要になった際に売却が容易な（流動性の高い）マンション等の形で、中古住宅の購入が志向されている可能性がある。新築プレミアムの動向に関しては、後に詳述する。

次に、こうした年収層別にみた中古住宅の取得割合が、過去 10 年間でどのように変化したのかを確認する。過去、新築住宅の購入の割合が高かった年収 300 万円から年収 600 万円及び年収 600 万円から年収 1,000 万円の層では、中古住宅の購入割合が 10 年前の２倍程度まで上昇しているなど、これまで中古住宅の購入に相対的に積極的ではなかった年収層での中古住宅の購入が比較的大きく増加していることが分かる（第３－２－18 図（２））。こうした結果、もともと住宅の購入シェアが大きい層における中古住宅購入の増加が全体の中古住宅取得割合の向上につながっていると言える。

[26] 新築プレミアムとは、新築物件のみに発生する特有の価値（例えば、新品であること、間取りや内装等を自由に選べること等）を指し、新築物件と新築直後の中古物件との価格差を意味する。

第３－２－18図　年収層別・住宅種別、住宅取得割合の変化

住宅購入のボリュームゾーンの層で中古住宅の購入が拡大

（１）フラット35利用者における年収層別・住宅種別、住宅取得割合（2012年、2022年）

①2012年（推計総住宅取得戸数：65.0万戸）

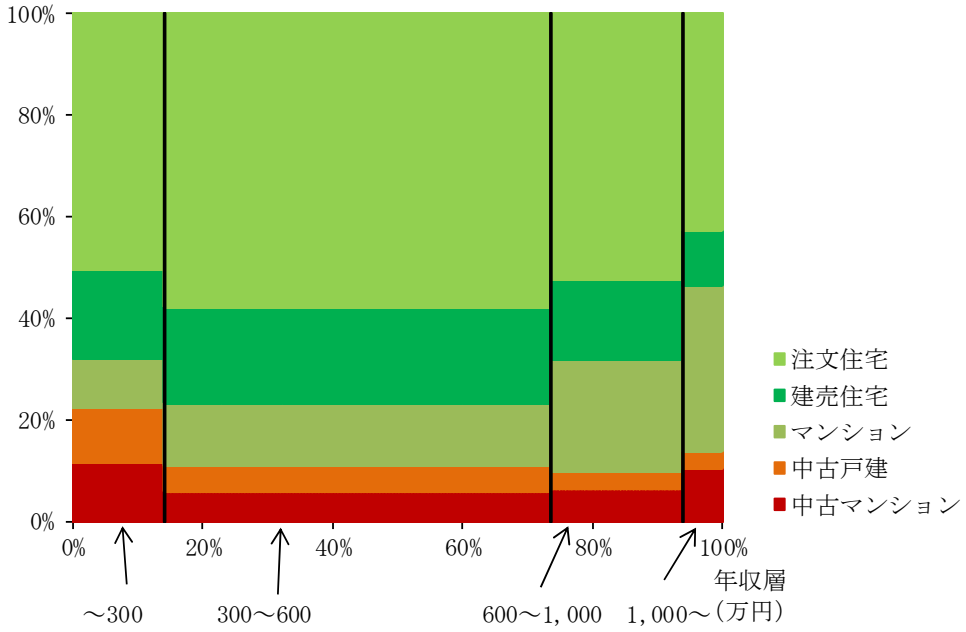

②2022年（推計総住宅取得戸数：69.8万戸）

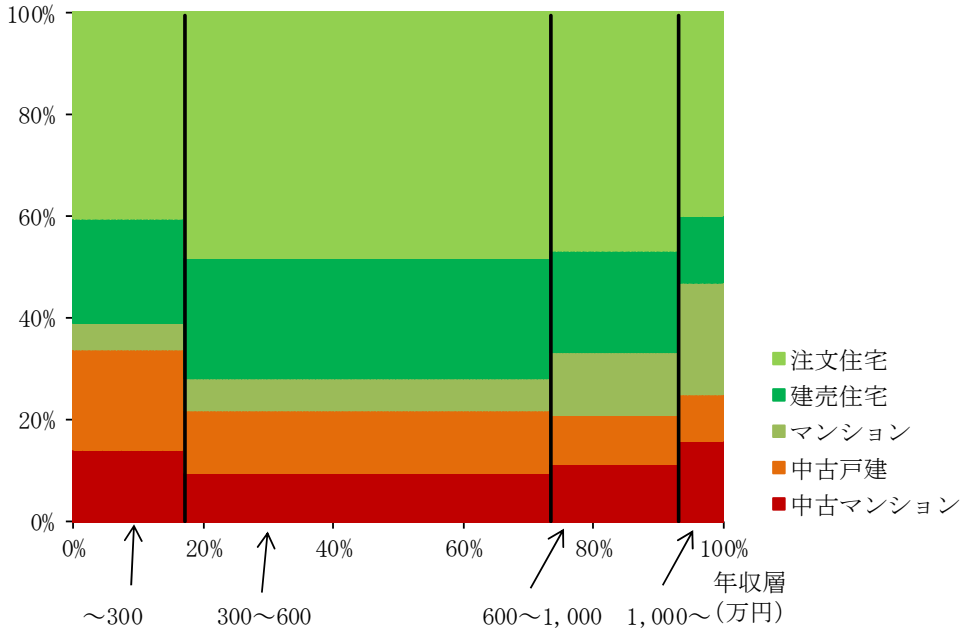

（２）フラット35利用者における年収層別・住宅種別、住宅取得割合（各年の総数に占める割合）

① 2012年 （%）

	年収層（万円）				
	～300	300～600	600～1,000	1,000～	計
注文住宅	7.1	34.2	10.6	2.6	54.6
建売住宅	2.5	11.3	3.2	0.7	17.6
マンション	1.4	7.3	4.5	2.0	15.1
中古戸建	1.5	3.1	0.7	0.2	5.5
中古マンション	1.6	3.5	1.3	0.6	7.1
計	14.1	59.5	20.2	6.2	100.0

② 2022年 （%）

	年収層（万円）				
	～300	300～600	600～1,000	1,000～	計
注文住宅	6.9	26.9	9.2	2.7	45.7
建売住宅	3.5	13.4	3.9	0.9	21.8
マンション	0.8	3.6	2.5	1.5	8.4
中古戸建	3.4	6.9	1.9	0.6	12.8
中古マンション	2.4	5.5	2.3	1.1	11.3
計	17.1	56.4	19.7	6.8	100.0

（備考）１．国土交通省「住宅着工統計」、住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」により作成。
２．年収層はフラット35利用者本人の年収。
３．推計総住宅取得戸数は、新設住宅着工数（持家及び分譲）と推計中古住宅取得戸数の合計。

（直近では、建築費が上昇する中、既存住宅の販売量は更に増加傾向に）

以上では、2022 年までの状況を確認したが、昨今の物価上昇局面においては、円安による輸入価格の上昇もあいまった資材価格の高止まりや人件費の上昇もあり、住宅建築費は上昇・高止まり傾向を続けており、第１章でも述べたとおり、新設住宅着工戸数が弱含む要因となっている。こうした中で、2022 年以降の新設住宅着工戸数と既存住宅販売量を比較すると、持家と分譲戸建を合わせた戸建住宅については、新設着工の弱含みが続いている一方で、既存住宅販売量は増加傾向にある。また、共同分譲（マンション等）についても、新設着工戸数は変動が大きい中で、横ばいから弱含みで推移する一方、中古マンションの販売量は緩やかな増加傾向にある（第３－２－19 図）。建築費の動向は、資材価格や為替動向にも左右されるが、建設業従事率の長期的な低下傾向[27]や、2024 年４月以降の「建設業・ドライバー・医師等の時間外労働の上限規制」適用に向けた働き方改革などもあり、人件費を通じた建築費の上昇圧力は今後も継続する可能性がある。こうした点を踏まえれば、今後も、相対的に安価な

[27] 吉岡（2024）

既存住宅への需要は強まっていく可能性が高いと言えるであろう。

第３－２－19図　既存住宅販売量と新設住宅着工の推移

建築費の上昇の中で、既存住宅販売量は戸建・マンションともに増加傾向

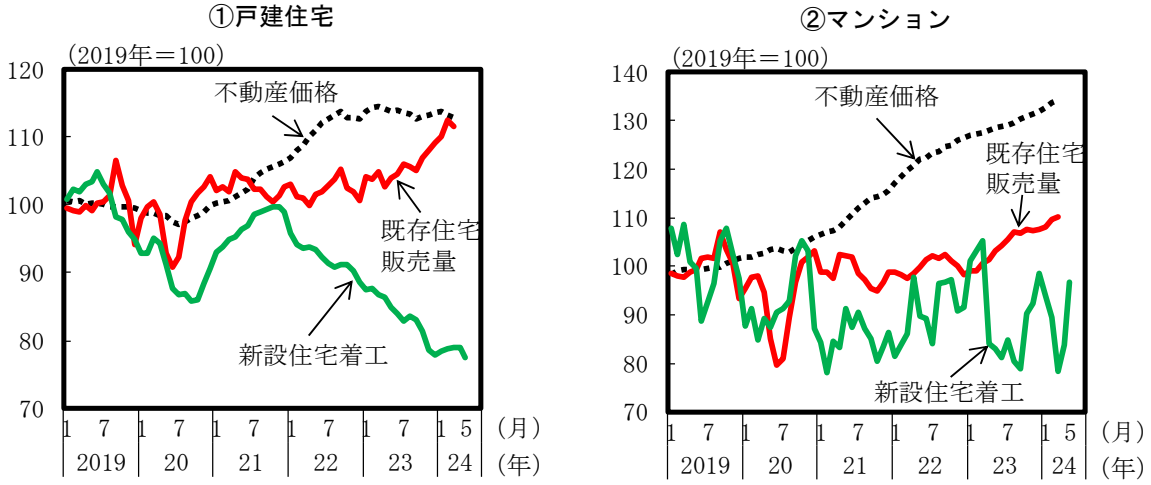

（備考）１．国土交通省「不動産価格指数」、「既存住宅販売量指数」、「住宅着工統計」により作成。
季節調整値。３ＭＡ。
２．新設住宅着工について、①は持家と分譲戸建の合計、②は共同分譲。

（我が国の中古マンションの減価スピードは、以前よりも低下）

このように既存住宅の取引が増加する中で、既存住宅の市場価値に変化は起きているだろうか。ここでは、築年数に応じた既存住宅の減価パターンやその変化について、既存住宅購入価格データを基に考察したい。中古不動産取引価格の分析では、国土交通省の不動産情報ライブラリに掲載されている取引価格・成約価格を基に分析を行うことが一般的であり、例えば、国土交通省が公表している不動産価格指数では、不動産価格で重要な指標となる最寄り駅からの距離、築年数、取引主体の属性などの個別物件の品質をヘドニック法によって調整している[28]。こうしたヘドニック法により、2010 年時点で、中古マンションの市場価格の経年的変化を推計した資料[29]によると、新築から１年経過した段階で 10%程度減価した後は、定率で価値が減価していくことが示されている。

これに対し、ここでは、フラット 35 を利用して購入された中古マンションのデータを用いて、直近時点において、中古住宅がどのようなパターンで減価しているのかを確認する。フラット 35 のデータは個票データではないため、不動産情報ライブラリに掲載されたデータと異なり、築年数や地域といった主要項目以外の品質調整は困難であるが、一方で、業者間取引や投資目的の物件が含まれないほか、住宅金融支援

[28] 国土交通省不動産・建設経済局（2020）
[29] 国土交通省（2011）

機構が定める技術基準に適合していることが申請許可の要件となっているため、一般的な最終需要者向け、かつ一定の居住性能が確保された物件に限られたデータとなっているという特徴がある。今回の分析では、最終需要者向けの分析である点も踏まえ、取引価格に大きな影響を与えている立地要件と取引年数のみを調整し、「フラット 35 利用者調査」を用いて議論する。中古住宅の価値は、理論的には土地部分と建物部分の価値から構成される。一方、土地部分の価値は、地価の変動を除いて考えれば、減価償却のように経年で変化しない一方で、建物部分の価値は経年的に減少する。このため、一定の築年数までは、築年数が経過するごとに価値が減少していくが、建物部分の価値がほぼないとみなされる段階で、中古住宅の取引価格は下げ止まることになる。実際、「フラット 35 利用者調査」より、中古マンションの築年数ごとの平米単価をみると、東京圏、大阪圏、名古屋圏といった地域を問わず、こうした傾向が確認できる（第３－２－20 図）。

第３－２－20図　中古マンションの築年数別平米単価

中古マンション価格は一定の築年数経過に下げ止まる

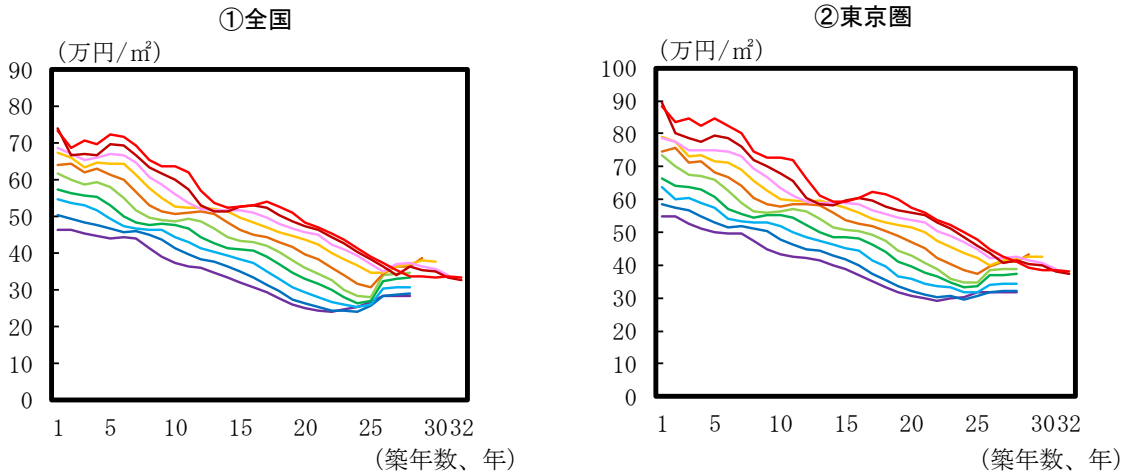

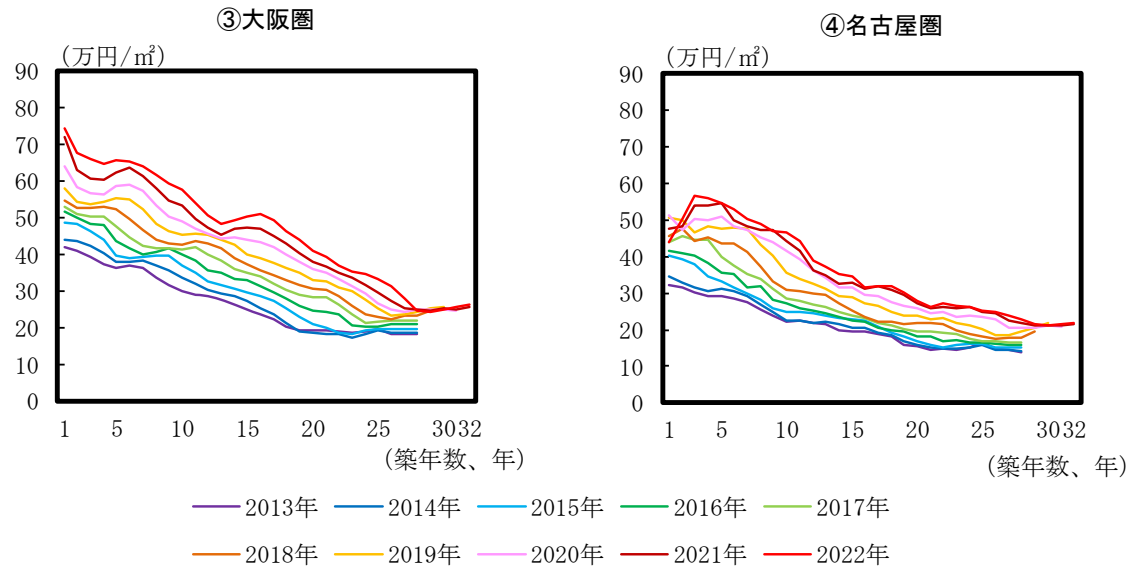

（備考）１．住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」により作成。築年数は３年中心移動平均、調査年は３年後方移動平均。築年数については、調査年ごとに公表されている最古の築年数が異なる（2011年～17年は築27年以上まで、2018年は築28年以上まで、2019年は築29年以上まで、2020年は築30年以上まで、2021年は築31年以上まで、2022年は築32年以上まで）。

２．東京圏は、旧東京都庁を中心とする70km圏内。大阪圏は、大阪市役所を中心に50km圏内。名古屋圏は、名古屋市役所を中心に50km圏内。2022年調査における中古マンション全体に占める割合は、東京圏60.5%、大阪圏20.5%、名古屋圏5.6%。

次に、こうしたデータを基に、一定の仮定（詳細は付注３－３）の下で、土地部分と建物部分を区分しつつ、中古マンションの築年数を経た値動きのパターンを推計する。第３－２－21 図をみると、中古マンションの価格は、築年数を経ると低下しているが、いずれの築年数でみても、年々価格が上昇していることが分かる。また、中古取引価格の低下が止まる築年数、つまり、中古住宅価格において土地部分の価値のみ算定されるようになる築年数は年々伸びており、10 年前の 2013 年時点と比べると、2022 年時点では 10 年近く伸長しており、１年当たりの減価スピードは 10 年前は年率約５％であったが、直近では年率約 3.5%まで低下している。こうした傾向は大阪圏の中古マンションでも同様にみられている（第３－２－22 図）。このように、建物部分の価値が高くなる中で、築年数を経た物件もより高く評価されるようになっている可能性がある。また、土地部分の評価は建物部分に比べて、上昇幅は小さいほか、築浅から築 20 年程度までの幅広い築年数で価格上昇がみられていることから、近年の中古マンションの価格上昇は建築コストの上昇に伴う建物部分の価値上昇や新築物件の供給減少の寄与などが大きいと考えられる。

第３－２－21図　東京圏におけるマンションの減価パターンと新築プレミアム

中古マンションの減価スピードは、以前よりも低下。新築プレミアムも薄れている可能性

（１）中古マンションの減価パターンと推定地価

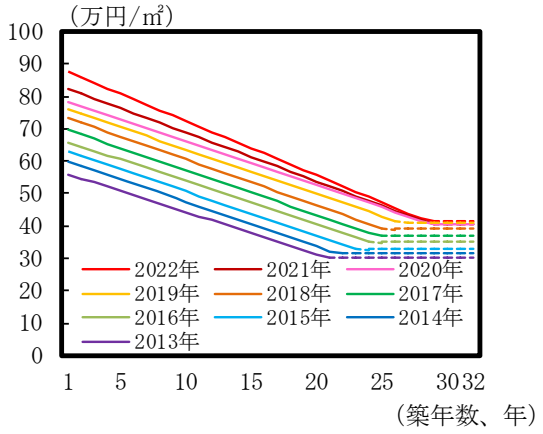

（２）推計地価分を除いた新築マンションの㎡単価と中古マンションの減価パターン

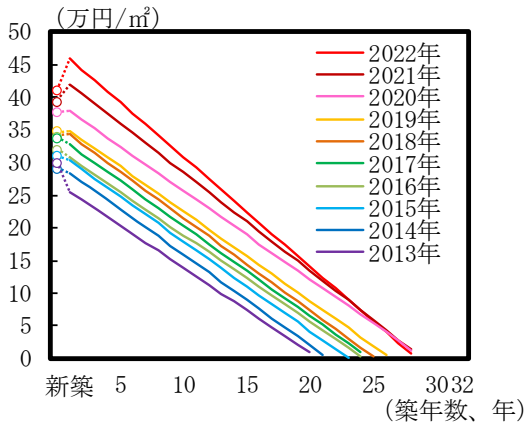

（３）実際の新築㎡単価と、中古マンションの減価パターンから推定する新築㎡単価の比較

①　実際の新築㎡単価と推定された新築㎡単価の差分

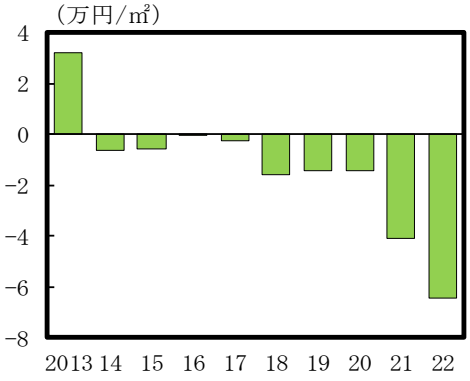

新築プレミアムあり

新築プレミアムなし

②　①の実際の新築㎡単価に対する比率

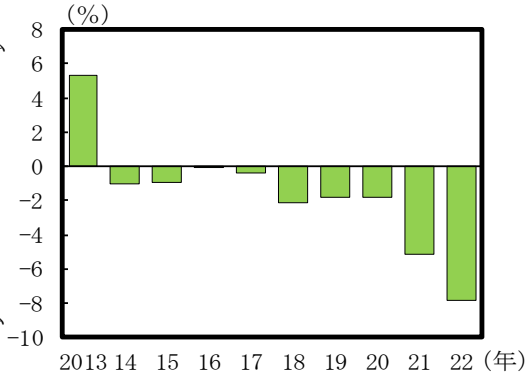

（備考）１．住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」、国土交通省「地価公示」により作成。旧東京都庁を中心とする70km圏内の東京圏。

２．（１）の破線は推定地価を、実線は減価パターンを示す。減価パターン及び推定地価の詳細は付注３－３を参照。

３．（２）の実線は、（１）中の実線で示される減価パターンで求められる㎡単価から（１）中の破線で示される推定地価分を除いたもの。丸マーカーは、新築マンションの㎡単価（３調査年移動平均）であり、実線部分と同様に推定地価分を除いている。

４．（３）は、（２）で丸マーカーで示される新築マンションの㎡単価と、（２）中の実線で示されるパターンの切片（減価パターンより推定される新築㎡単価）の比較。

第３－２－22図　大阪圏におけるマンションの減価パターンと新築プレミアム
大阪圏でも新築プレミアムは年々縮小し、足下ではなくなっている可能性

（１）中古マンションの減価パターンと推定地価

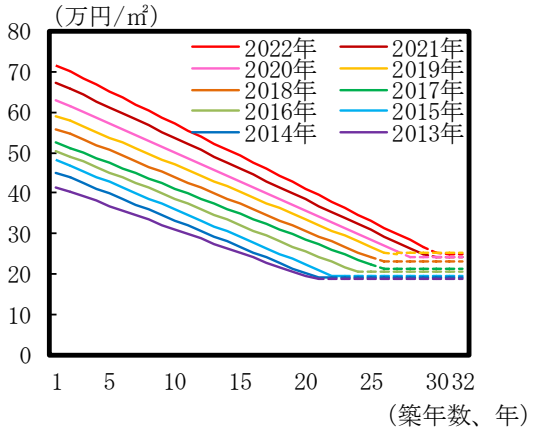

（２）推計地価分を除いた新築マンションの㎡単価と中古マンションの減価パターン

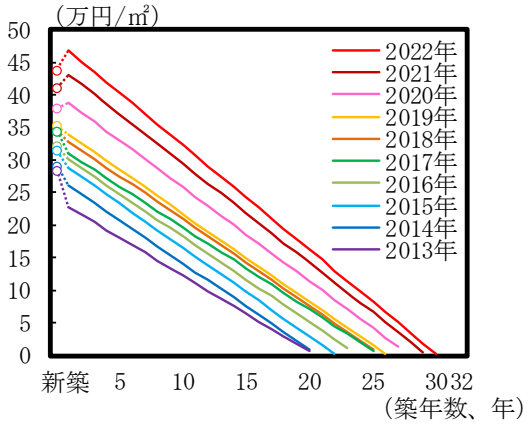

（３）実際の新築㎡単価と、中古マンションの減価パターンから推定する新築㎡単価の比較

①　実際の新築㎡単価と推定された新築㎡単価の差分

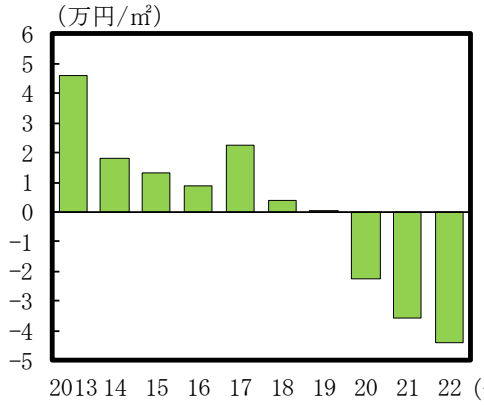

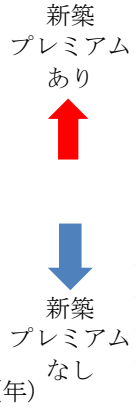

②　①の実際の新築㎡単価に対する割合

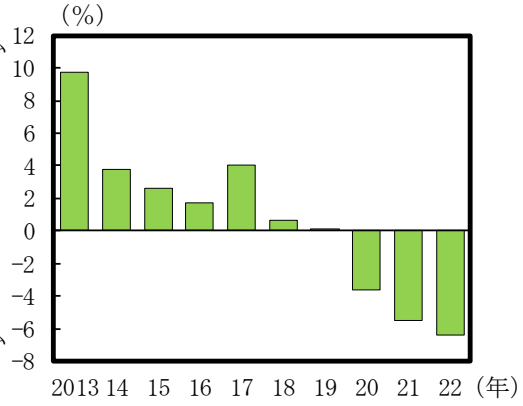

（備考）１．住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」、国土交通省「地価公示」により作成。大阪市役所を中心とする50km圏内の大阪圏。
２．（１）の実線は減価パターンを、破線は推定地価を示す。推定地価及び減価パターンの詳細は付注３－３を参照。
３．（２）の実線は、（１）中の実線で示される減価パターンで求められる㎡単価から（１）中の破線で示される推定地価分を除いたもの。丸マーカーは、新築マンションの㎡単価（３調査年移動平均）であり、実線部分と同様に推定地価分を除いている。
４．（３）は、（２）で丸マーカーで示される新築マンションの㎡単価と、（２）中の実線で示されるパターンの切片（減価パターンより推定される新築㎡単価）の比較。

（マンションの新築プレミアムはなくなりつつある）

次に、上述の分析結果に、新築マンションの価格を組み合わせることで新築プレミアムがどの程度存在するかを確認したい。前掲第３－２－21 図（３）をみると、東京圏では 2013 年までは、新築プレミアムが相応に存在したことが分かる。具体的には、2013 年時点では、新築価格と新築直後の中古価格との間には５％程度のかい離があった。しかし、こうした傾向は、2014 年以降からはみられなくなり、近年では、中古築浅の取引価格よりも、新築マンション価格の方が安いという逆転現象もみられる[30]など、中古取引が活発になる中で、市場価格における新築と中古の区別はなくなりつつある可能性がある。こうした傾向は東京圏特有のものではなく、大阪圏でもみられる。大阪圏では 2019 年まで新築プレミアムがみられていたが、近年では新築プレミアムはみられなくなっていることが分かる（第３－２－22 図（３））。国土交通省の「土地問題に関する国民の意識調査」をみると、住宅取得に当たり、所有したいと思う住宅について新築、既存住宅の希望を聞くと 10 年前に比べて、新築・既存住宅のどちらでもよいという回答や、既存住宅がよいという回答が増加している（第３－２－23 図（１））。年齢別にみると、30 代以上では新築住宅がよいとする割合は半分を下回っている（第３－２－23 図（２））。このように、新築住宅に対するこだわりが低下していることが分かる。

第３－２－23図　所有したいと思う住宅種別の割合

新築住宅に対するこだわりは低下している

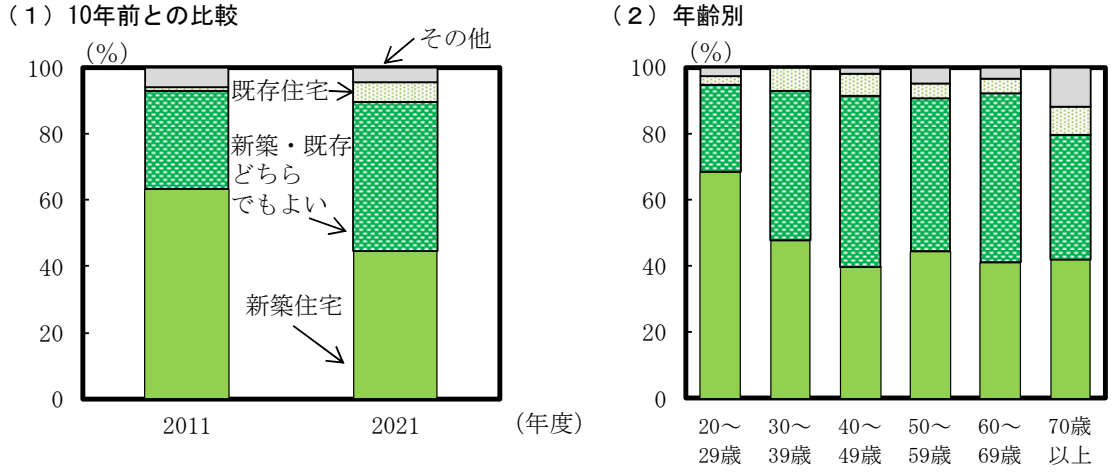

（備考）１．国土交通省「土地問題に関する国民の意識調査」（令和３年度）により作成。
２．住宅の所有について「土地・建物を両方とも所有したい」又は「建物を所有していれば、土地は借地でも構わない」と回答した者による回答。
３．その他は、「分からない」及び「無回答」を含む。

[30] マンションの新築販売は完成の数年前から行われることもあり、新築プレミアムがほとんど存在しない、かつ不動産価格の上昇局面では引き渡し時に販売価格を上回る中古価格となる。

（個別性の強い戸建住宅では、マンション対比で新築プレミアムが依然存在）

次に、中古の戸建住宅についても、築年数を経た際の値動きを確認する（第３－２－24 図）。全国でみると、中古マンションと同様に築年数を経ると減価しているが、いずれの築年数でみても、年々価格が上昇していることが分かる。さらに、中古取引価格の低下が止まる築年数、つまり、中古住宅価格において土地部分の価値のみ算定されるようになる築年数も年々伸びていることが分かる。

戸建住宅の建物残存価値割合を不動産鑑定実務データより推計した資料[31] によると、新築から１年経過した段階で 20%程度減価した後は、減価率が逓減しながら価値が減少していくことが示されている。「フラット 35 利用者調査」はばらつきが大きく減価率の逓減の抽出は難しいことから、中古マンションと同様の手法[32]で減価状況を確認する（第３－２－25 図、第３－２－26 図）。

前掲第３－２－23 図で確認したように、新築住宅へのこだわりが低下する中で、戸建住宅の新築プレミアムについても、低下傾向で推移している。ただし、マンションと比べると、依然として新築プレミアムは相応に存在していることが分かる。新築注文住宅、新築分譲戸建、新築マンション（分譲集合住宅）を購入したそれぞれの層が比較・検討した物件種別をみると、新築注文住宅や新築分譲戸建を購入した層が中古戸建を検討する割合は、新築マンションを購入した層が中古マンションを検討した割合に比べて低い（第３－２－27 図）。新築戸建の中でも特に注文住宅では施主の様々な希望が実現可能であることから、個別性が高く、汎用性が低くなっているため、新築分譲マンションに比べると戸建の新築プレミアムが大きく計測されていると考えられる。中古戸建住宅についても流通市場の厚みが増せば、新築プレミアムは徐々に小さくなると考えられる。住宅ストック活用という観点から、戸建住宅流通を活発にしていくことは引き続き課題であり、中古住宅の購入時における大規模な模様替えなどリフォームの促進を通じて、中古住宅であっても購入者の様々な希望が実現できる環境を整備することなどが重要であると考えられる。

[31] 国土交通省（2013）
[32] 価格が定率で低下していくと仮定した。

第３－２－24図　中古戸建の築年数別平米単価

全国的に築年数を経た戸建物件も評価されるようになっている

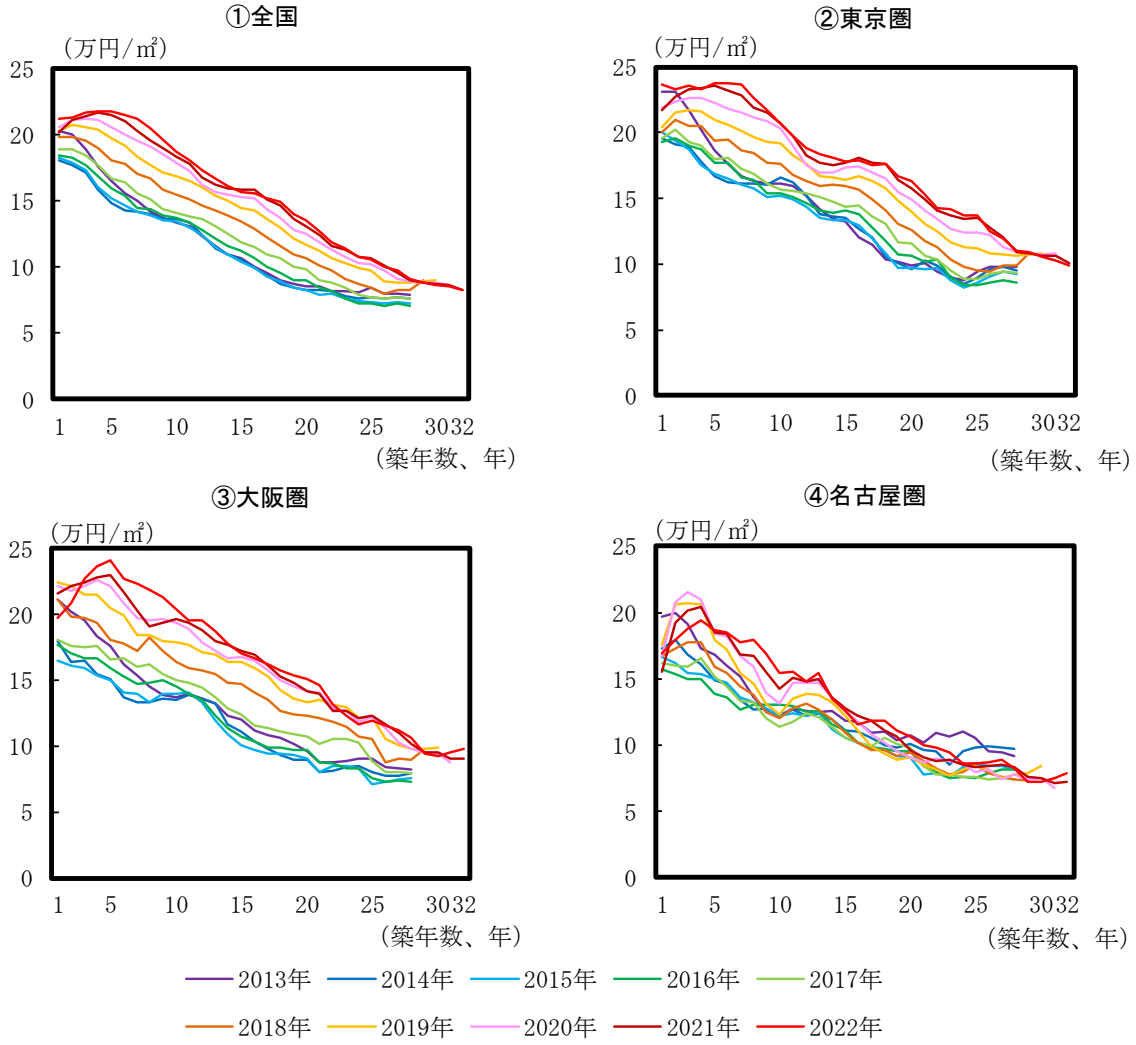

（備考）１．住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」により作成。築年数は３年中心移動平均、調査年は３年後方移動平均。築年数については、調査年ごとに公表されている最古の築年数が異なる（2011年～17年は築27年以上まで、2018年は築28年以上まで、2019年は築29年以上まで、2020年は築30年以上まで、2021年は築31年以上まで、2022年は築32年以上まで）。

２．東京圏は、旧東京都庁を中心とする70km圏内。大阪圏は、大阪市役所を中心に50km圏内。名古屋圏は、名古屋市役所を中心に50km圏内。2022年調査における中古戸建全体に占める割合はそれぞれ、東京圏40.1%、大阪圏16.8%、名古屋圏7.2%。

３．図中の㎡単価は、住宅部分の単価であり、土地部分は含まない。

第３－２－25図　東京圏における戸建住宅の減価パターンと新築プレミアム

戸建住宅では、新築プレミアムは低下傾向にあるものの残存

（１）中古戸建の減価パターンと推定地価

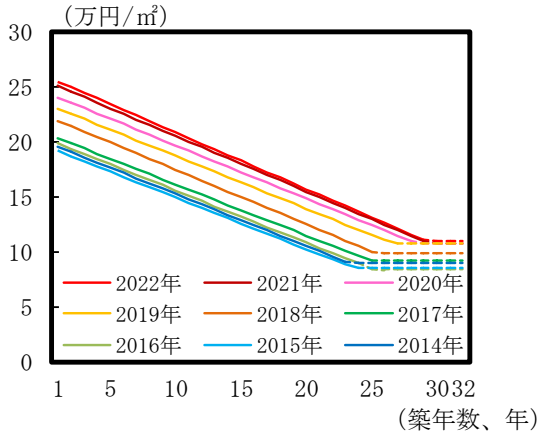

（２）推計地価分を除いた新築戸建の㎡単価と中古戸建の減価パターン

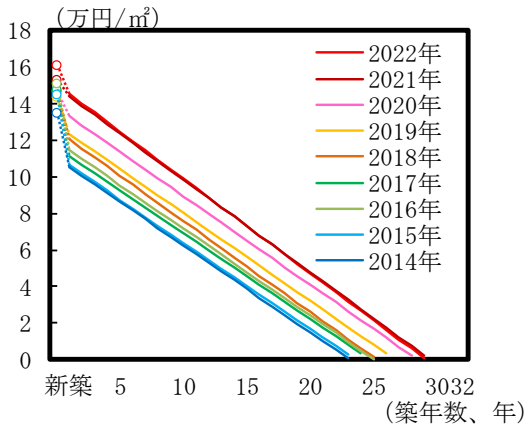

（３）実際の新築㎡単価と、中古戸建の減価パターンから推定する新築㎡単価の比較

①　実際の新築㎡単価と推定された新築㎡単価の差分

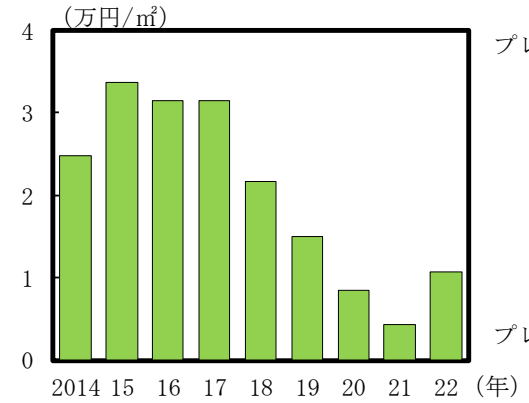

新築プレミアムあり

新築プレミアムなし

②　①の実際の新築㎡単価に対する比率

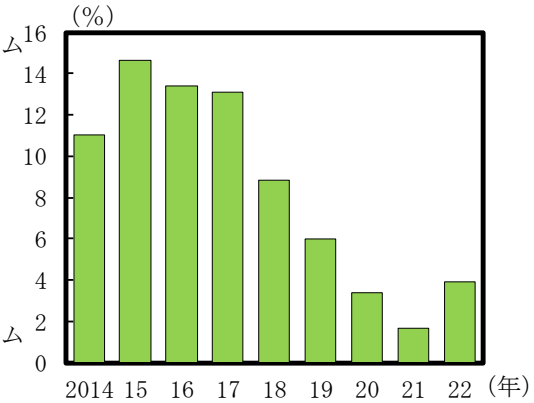

（備考）１．住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」により作成。

２．新築の値は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を含む首都圏の値。中古住宅の値は、旧東京都庁を中心とする70km圏内の東京圏。

３．（１）の実線は減価パターンを、破線は推定地価を示す。推定地価及び減価パターンの詳細は付注３－３を参照。

４．（２）の実線は、（１）中の実線で示される減価トレンドで求められる㎡単価から（１）中の破線で示される推定地価分を除いたもの。丸マーカーは、新築戸建の㎡単価（３調査年移動平均）であり、実線部分と同様に推定地価分を除いている。

５．（３）は、（２）で丸マーカーで示される新築戸建の㎡単価と、（２）中の実線で示されるパターンの切片（減価パターンより推定される新築㎡単価）の比較。

第３－２－26図　大阪圏における戸建住宅の減価パターンと新築プレミアム

東京圏と同様、近年低下傾向にあるが残存

（１）中古戸建の減価パターンと推定地価

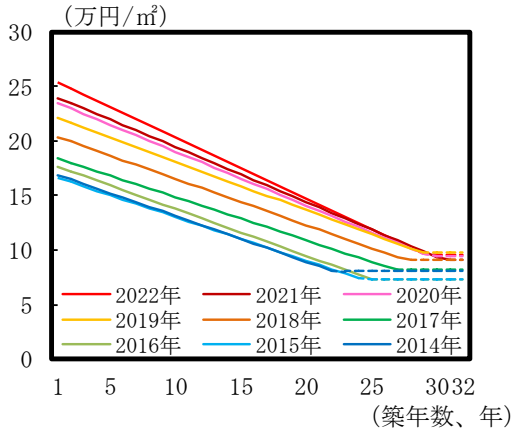

（２）推計地価分を除いた新築戸建の㎡単価と中古戸建の減価パターン

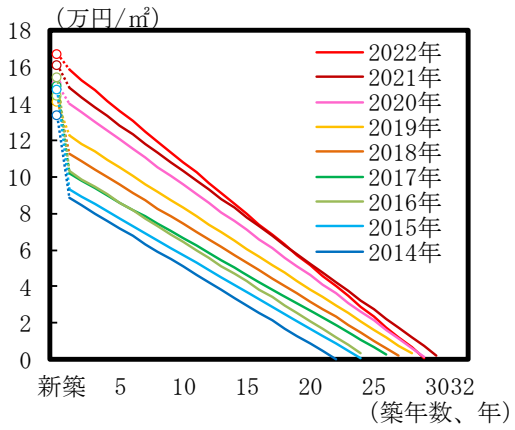

（３）実際の新築㎡単価と、中古戸建の減価パターンから推定する新築㎡単価の比較

①　実際の新築㎡単価と推定された新築㎡単価の差分

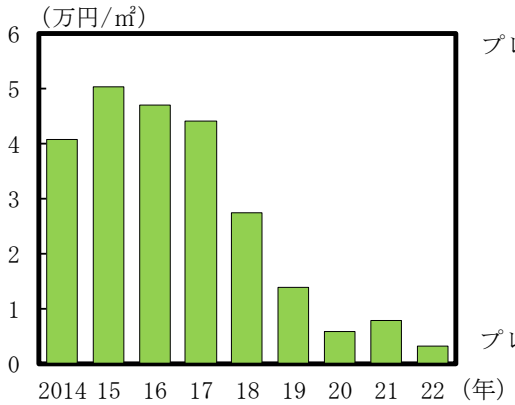

新築プレミアムあり

新築プレミアムなし

②　①の実際の新築㎡単価に対する比率

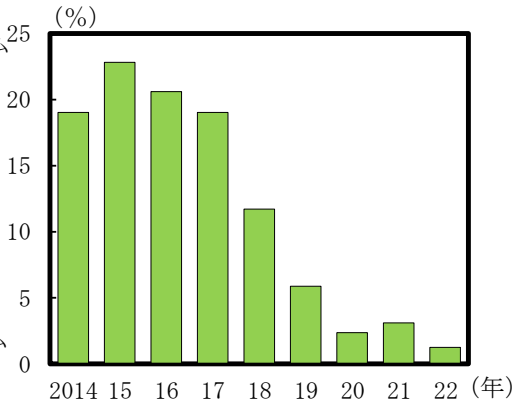

（備考）１．住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」により作成。

２．新築の値は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県を含む近畿圏の値。中古住宅の値は、大阪市役所を中心とする50㎞圏内の大阪圏。

３．（１）の実線は減価トレンドを、破線は推定地価を示す。推定地価及び減価パターンの詳細は付注３－３を参照。

４．（２）の実線は、（１）中の実線で示される減価パターンで求められる㎡単価から（１）中の破線で示される推定地価分を除いたもの。丸マーカーは、新築戸建の㎡単価（３調査年移動平均）であり、実線部分と同様に推定地価分を除いている。

５．（３）は、（２）で丸マーカーで示される新築戸建の㎡単価と、（２）中の実線で示されるパターンの切片（減価パターンより推定される新築㎡単価）の比較。

第３－２－27図　新築住宅購入者の購入物件種別、比較・検討した物件の割合
新築の注文住宅や分譲戸建の購入層の中古検討割合は、新築マンションの購入層に比べて低い

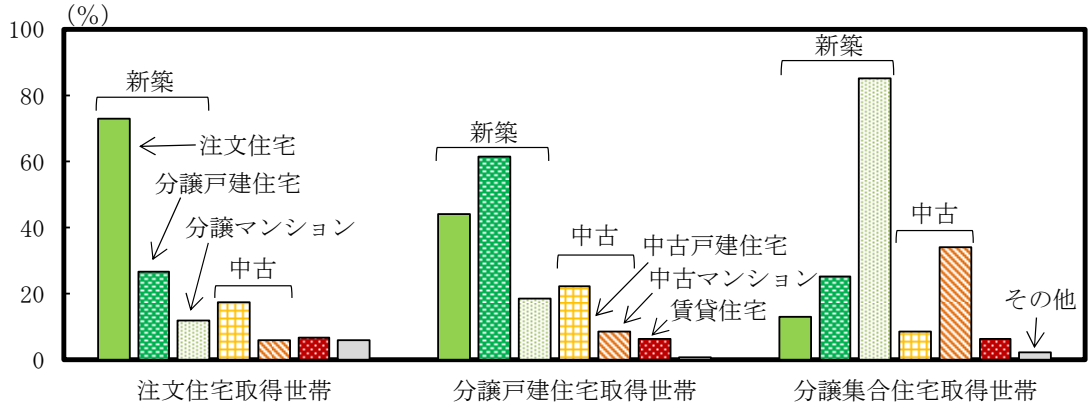

（備考）１．国土交通省「住宅市場動向調査」（令和４年度）により作成。
２．複数回答。賃貸住宅は、社宅、公的住宅等を含む。

コラム３－２　フラット 35 の利用者の代表性について

本論ではフラット 35 の利用者の住宅ローン申込みに係る調査を用いて、中古住宅の流通状況や新築住宅における新築プレミアムの推計などを行ってきたが、フラット 35 は長期固定金利ローンであることから、変動金利を利用する利用者と比べて、属性に偏りがあるのではないかという議論もあり得る。具体的には、変動金利商品については、金利上昇によって返済負担が上昇したとしても対応可能な高年収層や資産に余裕がある人に対して販売される傾向が強いという指摘がある。

ここでは、フラット 35 の利用者の特徴に偏りがないかを確認するため、住宅ローン利用者全般に対して実施したアンケート調査による年収層の分布とその中でのフラット 35 の利用者の年収層の分布を比較する（コラム３－２－１図）。これによると、両者でおおむね傾向は似通っており、フラット 35 の利用者は、住宅ローン利用者の動向をみる上で、一定程度の代表性があると考えて差し支えないと思われる。もっとも、フラット 35 の利用者の方が、年収の低い層の割合は住宅ローン利用者全体に比べてやや多く、各データの解釈に当たっては、一定の幅をもってみる必要はある。

コラム３－２－１図　住宅ローン利用者の世帯年収分布
フラット35利用者の年収層は住宅ローン利用者全般の傾向とおおむね整合的

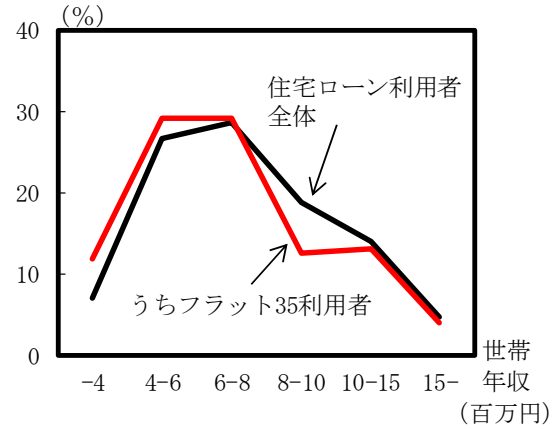

（備考）１．住宅金融支援機構「住宅ローン利用者調査」により作成。
２．2021年から2023年の計６回調査の平均。

また、本論でも述べたように、新設住宅着工戸数（貸家などを除く持家、分譲戸建、分譲マンションの合計）に占めるフラット 35 の利用者の占有率をみると、10%程度を占めており、十分なサンプルサイズを確保していると考えられる（コラム３－２－２図）。また、住宅ローンの申請書類などから作成したというデータの性質上、記入者の誤記載なく、回答率は 100%に近いということも本データのメリットと考えられる。

コラム３－２－２図　住宅着工数に対するフラット35利用者の割合
新規に住宅を着工したうちの10%程度がフラット35を利用

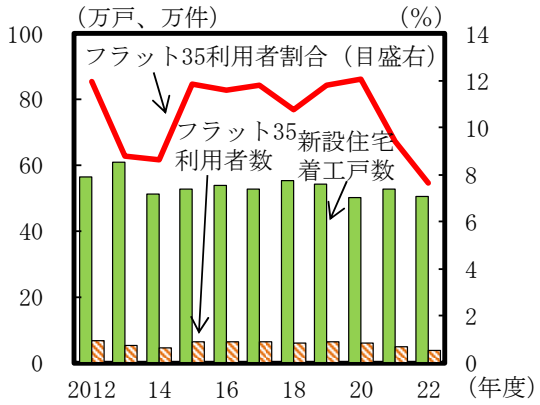

（備考）１．国土交通省「住宅着工統計」、住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」により作成。
２．新設住宅着工戸数は、持家及び分譲住宅の合計であり、フラット35利用者数は、注文住宅、建売住宅、マンションの合計。

（既存住宅流通には、情報の非対称性の緩和と住宅の長寿命化が重要）

ここまでは、我が国においても、既存住宅流通市場の厚みが増しつつあることが確認できたが、前掲第３－２－17 図において、高めに見積もっても既存住宅取得比率は３割程度と、主要先進国の水準（７割以上）を下回っている点は変わらない。不動産のほか自動車などの高額な中古商品は、一般的な消費財に比べて、商品の個別性が高く、質に対する市場の評価が確立されづらく、また、取引の機会が少ないため消費

者が知見を得にくいことから、販売業者と消費者の間で情報の非対称性が発生しやすい。このような場合、消費者は、意図せず粗悪な商品を購入してしまう可能性を回避するため、中古商品の購入を避けるようになる。結果として、良質な商品を提供する販売者が市場から撤退し、中古商品の取引が停滞するという逆選択問題が引き起こされる[33]。既存住宅流通市場における課題については、一般的に、こうした売主と買主の間における既存住宅の質に関する情報の非対称性の存在や、既存住宅の性能などが明らかでないことにより、木造戸建を中心に既存住宅における価値が早期にゼロと評価される慣行の存在が指摘されている(国土交通省(2020))。こうした課題に対して、売主・買主への支援としては、建物状況調査（インスペクション）制度の実施・普及、住宅の質の向上としては、長期優良住宅の認定制度の普及や住宅の長寿命化につながるリフォームへの支援、さらに、仲介の円滑化・適正化として、既存住宅価格査定マニュアルの整備や全国版空き家・空き地バンクの構築などが進められている。以下では、これらの課題について整理しつつ、仲介の円滑化・適正化に関して、不動産取引市場の透明性の課題について詳述する。

このうち、インスペクション制度については、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 56 号）により、不動産業者が、専門家によるインスペクションの活用を促すことで、売主・買主が安心して取引ができる市場環境が整備されている。さらに、売主・買主における認知度が低いという課題に対して、制度の利用を促進すべく関連省令、告示等を改正し、2024 年４月より施行されている。

具体的には、共同住宅に係る重要事項説明の対象となる建物状況調査結果の期間が、調査の実施から２年を経過していないものとするほか、標準媒介契約約款を改正し、インスペクションを実施する者のあっせんを「無」とする場合における理由の記載欄を設けるなど、制度の利用促進に向けた取組が進められている。こうした取組の効果を確認しつつ、必要に応じて制度の見直しを図り、インスペクションの利用を広げていくことが重要と言える。

また、空き家等の既存住宅の有効活用の観点から、2024 年７月１日より、物件価格が 800 万円以下の低廉な空き家等について、当該媒介に要する費用を勘案して、原則による上限を超えて宅地建物取引業者が報酬を受領できるように措置を講じるなど、空き家等の流通促進に向けた取組が進められている。前掲第３－２－18 図で確認したように幅広い年収層で既存住宅の購入が拡大する中で、価格の低い物件の流通促進施策も重要である。

---

[33] Akerlof（1970）では、買い手と売り手との間に情報の非対称性（売り手が商品の品質についてより多くの情報を持っている）がある商品の取引市場では、買い手との間に情報格差があることから、品質が低い商品でも売り手は比較的高値で販売できるため、次第に市場に出回る商品の平均的な品質が低下し、買い手が低品質の商品を購入することとなることを懸念し、取引市場そのものが縮小してしまう可能性を逆選択問題として指摘している。

（住宅の質的向上に資するリフォーム規模は、アメリカの半分以下）

次に、長寿命化に資する住宅リフォームの動向について確認する。まず、増築・改築（統計上、新設着工に含まれる）と住宅設備の維持修繕などを合わせたリフォームの市場規模については、2000 年代後半以降、おおむね増加傾向で推移し、2022 年時点で過去最高の水準まで高まっている（第３－２－28 図（１））。一方、統計の変更・改善の理由から、遡及可能期間に限界はあるものの、受注額を直接把握する統計として「建築物リフォーム・リニューアル調査」を用いて、住宅リフォーム分の受注額をみると、2019 年度～20 年度に減少した後、2021 年度以降は増加傾向にあり、2023 年度には約４兆円規模となっている（第３－２－28 図（２））。ここで、新設着工に含まれる増築・改築を除き、さらに、住宅の長寿命化など質の向上に資する「改装・改修」分を取り出すと、同様に増加傾向にあり、2023 年度は約３兆円規模となっている。これは、一国全体の住宅投資に対する割合をみると、出来高ベースか受注ベースかという時期のずれがある点に留意する必要はあるが、約 15％に相当し、ＧＤＰに対する比率としては 0.6％程度となる（第３－２―28 図（３））。これを、ＧＤＰの詳細な内訳が公表されているアメリカと比較すると、アメリカでは質的改善という意味でのリフォームに相当する「Improvements」は住宅投資の約 32％、ＧＤＰ比では約 1.2％と、日本の２倍以上の規模となっている（第３－２－28 図（３））。

このように、我が国において、リフォームにより既存住宅の質を向上させ、流通市場の活性化につなげる余地は十分に残されていると考えられる。リフォーム促進に当たっての課題として、国土交通省「住宅市場動向調査」から、リフォームを実施した者に対して「リフォーム時に困った経験」に対する回答（複数回答）を確認すると、「特にない」が 67％程度と、大きな制約はないとみられるが、「見積もりが適切かどうかわからなかった」や「費用が当初の見積もりよりオーバーした」との回答が１割前後ずつあるなど、費用面での不安や不確実性も散見される（第３－２－29 図（１））。また、別の調査より、リフォーム検討者について、不安に感じていることを尋ねた結果[34]（複数回答）をみると、「費用がかかる」や「見積もりの相場や適正価格がわからない」といった費用面の不安が３割から４割あるほか、「施工が適正に行われるか」も３割程度となっている（第３－２－29 図（２））。こうしたリフォーム促進の制約となっている要因を踏まえながら、住宅リフォーム事業者団体登録制度の認知拡大など、リフォームに向けた心理的ハードルを低くしていくことが重要である。

[34] 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会「2023 年度住宅リフォームに関する消費者（検討者・実施者）実態調査」による。

第３－２－28図　リフォームの市場規模

リフォーム市場規模は過去最高の水準まで高まっている。

（１）リフォーム市場規模

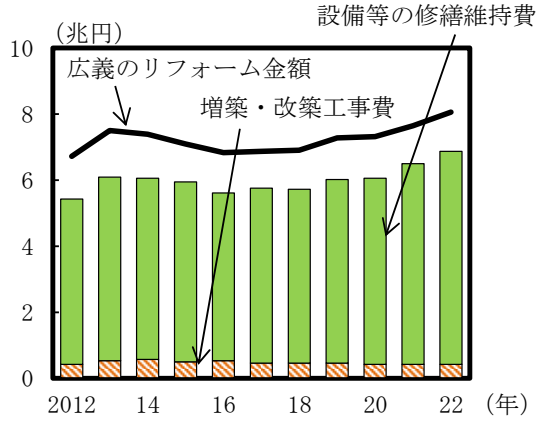

（２）リフォーム・リニューアル受注高の推移

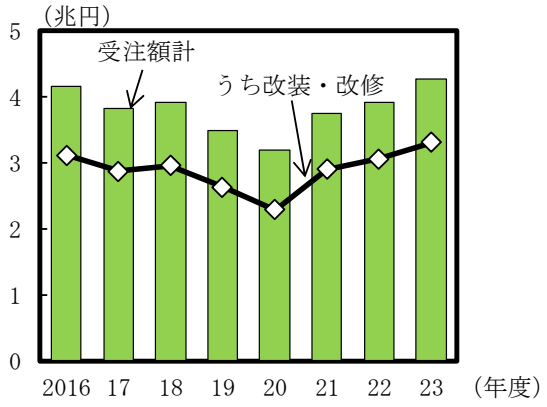

（３）日米の住宅リフォーム規模の比較

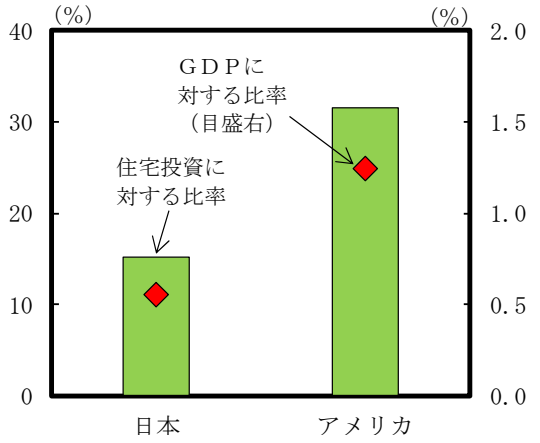

（備考）１．（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター「住宅リフォームの市場規模」、国土交通省「建築物リフォーム・リニューアル調査」、内閣府「国民経済計算」、Bureau of Economic Analysis「Gross Domestic Product」により作成。

２．（１）において、「広義のリフォーム市場金額」とは、住宅着工統計上「新設住宅」に計上される増築・改築工事と、エアコンや家具等のリフォームに関連する耐久消費財、インテリア商品等の購入費を含めた金額。

３．（３）は2023年度であり、日本の住宅投資は民間住宅。

第３－２－29図　リフォーム促進に当たっての課題

リフォームの検討に当たり、費用面の不安が多くみられる

（１）リフォーム時に困った経験（実施者）

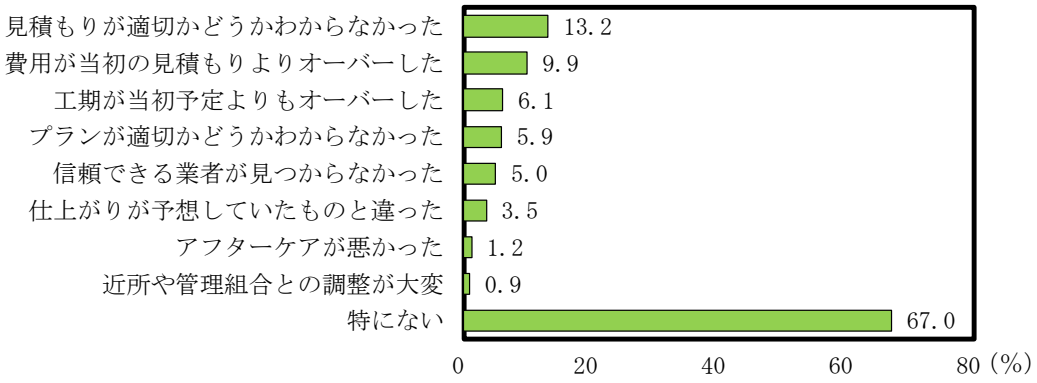

（２）リフォーム実施に当たり不安に感じていること（検討者）

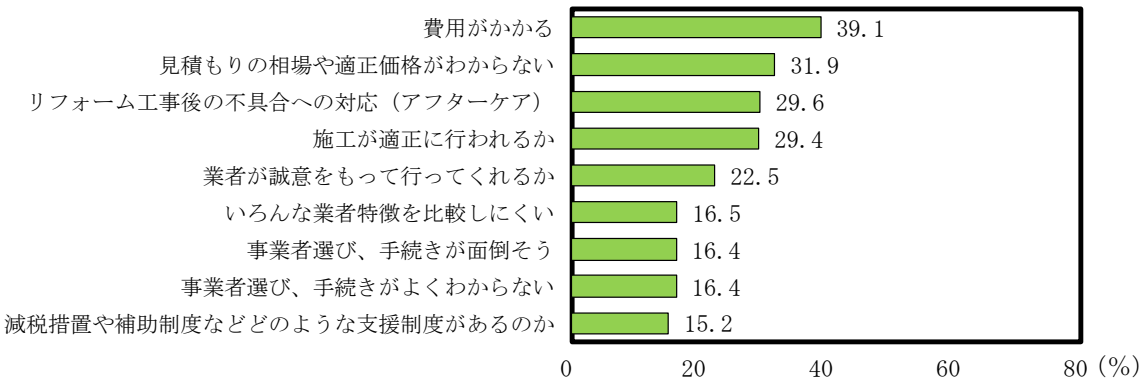

（備考）１．国土交通省「住宅市場動向調査」（令和４年度）、（一社）住宅リフォーム推進協議会「住宅リフォームに関する消費者（検討者・実施者）実態調査」（2023年度）により作成。
２．複数回答。回答率の高い上位９項目を抜粋。

（既存住宅の流通が近年活発化しつつあるものの、日本の取引透明性は低位）

こうした点に加え、既存住宅流通市場の課題として、以下では、不動産取引の透明性という観点に焦点を当てる。アメリカの総合不動産サービス会社であるジョーンズ・ラング・ラサール（ＪＬＬ）のグローバルな「不動産透明度」調査によると、直近調査における日本の順位は 12 位となっている。調査国（94 の国と地域）の中では相対的に上位に位置するものの、Ｇ７諸国の中では、イタリアを除いて最も低い水準にあり、世界の都市別不動産投資額の順位[35]で東京が５位に入るなど世界での我が国の不動産市場規模を考えると高い順位とは言えない（第３－２－30 図）。日本について、各項目のＧ７諸国内での相対的な順位をみると、規制と法制度、パフォーマンス測定などは中位である一方で、市場ファンダメンタルズと並び、取引プロセスについては、Ｇ７諸国中最下位となっている。こうした背景について、各国の仲介制度と比較しながら確認したい。

[35] ジョーンズ・ラング・ラサール（2024）

第３－２－30図　不動産市場における透明度の国際比較

日本の順位はＧ７諸国の中では低い

（１）不動産市場における透明度の推移

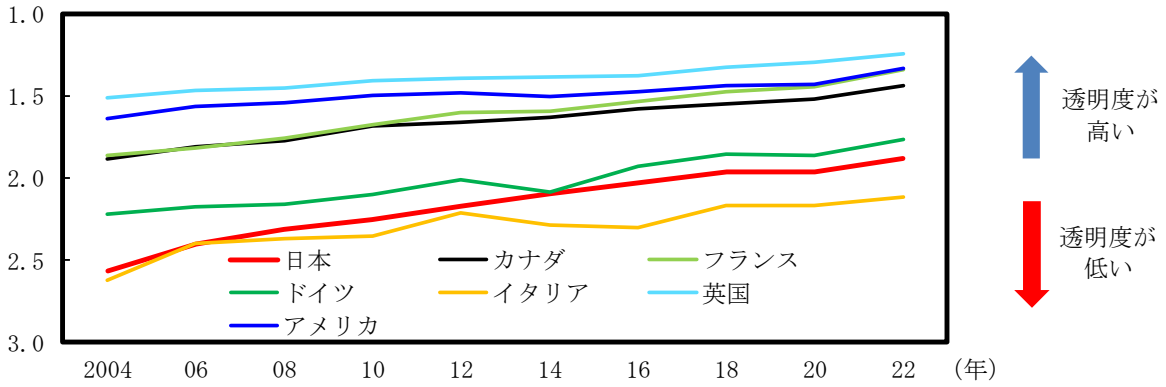

（２）内訳項目別にみたＧ７諸国内の順位（2022年調査）

	パフォーマンス測定	市場ファンダメンタルズ	上場法人のガバナンス	規制と法制度	取引プロセス	サステナビリティ
1位	英国	アメリカ	アメリカ	英国	英国	アメリカ
2位	アメリカ	フランス	英国	フランス	フランス	フランス
3位	フランス	英国	カナダ	カナダ	カナダ	英国
4位	カナダ	カナダ	フランス	アメリカ	ドイツ	カナダ
5位	日本	ドイツ	ドイツ	日本	イタリア	日本
6位	ドイツ	イタリア	日本	ドイツ	アメリカ	ドイツ
7位	イタリア	日本	イタリア	イタリア	日本	イタリア

（備考）１．ジョーンズ・ラング・ラサール「グローバル不動産透明度インデックス」により作成。

２．グローバル不動産透明度インデックスは、商業用不動産を含めた世界の不動産市場に関する情報を収集し、以下の観点から各市場の透明度を数値化したもの。１から５の範囲で採点され、スコアが１の国が最も透明度が高く、スコアが５の国が最も透明度が低いことを表す。

①「パフォーマンス測定」
現物不動産インデックス、上場不動産証券インデックス、非上場不動産ファンドインデックス、不動産鑑定評価

②「市場ファンダメンタルズ」
市場ファンダメンタルズのデータ（オフィス、リテール、物流、ホテル、住宅、オルタナティブ）

③「上場法人のガバナンス」
財務情報開示、会計基準、コーポレート・ガバナンス

④「規制と法制度」
不動産税、土地利用計画、建築規制、契約の強制力、不動産登記、受益所有権、土地収用、不動産ローン規制

⑤「取引プロセス」
売買時の情報、入札プロセス、不動産業者の職業規範、反マネーロンダリング規制、テナントサービス

⑥「サステナビリティ」
不動産の環境性能規制、ビルのエネルギー消費量の報告、ビルのエネルギー消費量のベンチマークと効率性基準、二酸化炭素排出量の報告と基準、グリーンリース条項、環境不動産の財務パフォーマンス健康及びウェルネス認証、建築物のレジリエンス基準、気候変動リスク報告

３．（２）の「上場法人のガバナンス」のアメリカ・英国、「取引プロセス」の英国・フランスは、それぞれ同順位。

（不動産取引の透明性向上に向けては様々な選択肢がある）

各国の不動産仲介制度は、各国の法体系や地理的な条件などにも依存するため一概に比較することは難しいが、ここでは、不動産取引の透明性が高いとされているアメ

リカと、国土が狭い中でも高い持家率と比較的広い住居面積となっており、政府の統制が厳しいシンガポール[36]の制度を比較する（第３－２－31 図）。これによると、両国において、互いに対照的な手法で不動産取引の透明性を確保していることが分かる。

まず、シンガポールにおいては、「インフラ・不動産開発を小国ゆえの脆弱性を克服し国家の競争力を強化するための戦略的手段と位置づけている」（小林（2016））という指摘がみられるように、不動産取引の透明性を担保するため、法律や制度として義務付けている。狭い国土の中で、不動産の効率的な活用は重要な課題となっており、国民向けには住宅開発庁が安価に住宅供給をしており、持家率は９割程度と高い水準にある。一方、国民の２軒目の住宅購入には 20％の税率が課されるほか、外国人の住宅購入には 60％の税率が課される[37]など、不動産市場に対するコントロールを厳しく実施している。こうした中で、既存住宅の取引においては「両手仲介」が禁止されているなど、取引の透明性担保のために厳しい規制を行っている。

ここで、不動産取引の両手仲介とは、同一の不動産業者が売主と買主の仲介をすることである。一般的に、取引を効率化・迅速化できる一方、高く売りたい売主と、安く買いたい買主の双方を同一の業者が担当するため利益相反が発生する可能性があるほか、売主、買主双方から手数料を得たいインセンティブから売却依頼を受けた物件を他の不動産業者に取り扱わせないようにする、いわゆる「囲い込み」が発生する可能性があるという点が指摘されている。

他方、アメリカの場合は、シンガポールと異なり、連邦政府による公的規制はないが、代わりに、州によっては州法による規制があるほか、業界団体が、自主的なルール整備により、両手仲介に何らかの制約を課し、取引の透明性の確保を図っている。

次に、我が国の状況についてみると、不動産業界のコンプライアンスに関する問題は減少傾向であるものの、引き続き相応の件数が毎年発生している（付図３－２）。不動産の既存住宅の購入が幅広い年収層でも活発化しつつある中で、消費者保護の観点からも、より透明性が確保される取引制度の構築や業界団体によるコンプライアンス遵守の徹底を進めることは、既存住宅流通市場を成長させていく上で重要な課題の一つであると言える。

既存住宅取引に係る我が国の制度をみると、宅地建物取引業法により、仲介手数料の水準などについて一定の制限がある一方で、両手仲介に関する規制は存在しない。両手仲介は、売主と買主の間で中立的な立場から行われるのであれば、円滑な取引に資するものであり、必ずしも否定されるものではない。しかしながら、いわゆる「囲い込み」は、売主に不利益をもたらすとともに、不動産の流動性を低下させるおそれ

[36] 藤井（2008）によると、2004 年の少し古いデータになるが、持家率は 93％、全世帯の 72％が４ルーム（90～100 ㎡程度）以上の住居に居住している。

[37] 日本貿易振興機構（2023）

があることから、取引の透明性を高めるための取組が講じられている。具体的には、不動産流通標準情報システム（レインズ）において、不動産関連市場の活性化に向けたデータの整備・連携が進められており、売主、自ら仲介を依頼した物件に購入の申込みが来ているかなどの取引状況を確認できるようにするなど、ステータス管理機能の拡充を図っている。

不動産取引に係る透明性の向上のための取組を含め、既存住宅の流通促進に向けた各種の施策を着実かつ総合的に進めることにより、子育て世代をはじめ多くの人々にとって、より低廉で購入しやすい住宅の供給が促され、生活の質の向上にも寄与するものと言える。少子高齢化と人口減少が当面進む中にあっては、住宅の一層の過剰供給につながり得る新築信仰から脱却し、これまで我が国に蓄積されてきた既存住宅というストックを有効活用することにより、ゆとりある暮らしと豊かさを感じられる経済社会の実現につなげていくという視点が一層重要となると考えられる。

第３－２－31図　不動産仲介制度の国際比較

	日本	アメリカ	シンガポール
根拠法	宅地建物取引業法	州法、全米リアルター協会の倫理規範	不動産仲介業者法
不動産仲介業務に従事する者	宅地建物取引業者（国もしくは都道府県から免許を受けた者）	ブローカー（各州で免許を受けた者）＊２	セールスパーソン（試験に合格し、政府に登録された者）＊４
仲介手数料	依頼者の一方につき、200万円以下は5.5%、200万円超～400万円以下は4.4%、400万円超は3.3%。	おおむね６％程度（州により異なる）売主のみ負担し、売主側の仲介業者と買主側の仲介業者で分配	規制はないがおおむね１％程度に収れん
両手仲介に関する規制	規制なし	州法による規制や、業界団体による自主規制あり＊３	両手仲介はなく片手仲介のみ
不動産データベースの状況	宅地建物取引事業者が登録・閲覧可能＊１ 一部物件（一般媒介契約）は登録義務なし	一部の者が閲覧可能全ての物件に登録義務あり	業者向け・一般消費者向けデータベースあり＊５

＊１　国土交通大臣が指定する４つの流通機構（東日本不動産流通機構、中部圏不動産流通機構、近畿圏不動産流通機構、西日本不動産流通機構）が管理している。

＊２　アメリカで最大の不動産業者界団体である全米リアルター協会への入会を認められた者は、「Realtor」と称することができる。

＊３　州法による規制は、①あらゆる種類の両手仲介が許容される代わりに、両手仲介を行う際には売り手と買い手の双方に開示することを求める州、②同一支店、同一企業内の両手仲介は許容される代わりに、同一人物による両手仲介は禁止されるという指定両手仲介を許容する州、③両手仲介を禁ずる代わりに、売り手と買い手のいずれの立場にも立たない取引仲介を許容する州がある。また、全米リアルター協会の倫理規範には、売主・買主の二社を同時に代理することは、二者に対して告知に基づく合意でもって完全に情報開示した後に初めて可能になる、などの規定がある。

＊４　日本では宅地建物取引主任者でない営業担当者が取引過程の相当部分に関与するのに対し、シンガポールでは不動産仲介業者が行うべき業務のすべてを１人のセールスパーソンが担当。なお、重要事項説明を行うのは弁護士となっている。

＊５　住宅の取引情報（住宅面積・価格・築年数・契約日・買主）は新聞に掲載されており、実態面においても取引の透明性が担保されている。

（備考）宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）、「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」（昭和45年建設省告示第1552号）、白川・大越（2016）、国土交通省「海外建設・不動産市場データベース」、周藤（2013）により作成。

第３節　高齢者就業の現状と課題～知識と経験のストック活用に向けて～

少子高齢化が急速に進展する中、総人口に占める 60 歳以上の高齢層のシェアは 1980 年には 13%程度であったものが、2022 年には 35%超に上昇している。この間、長寿化も進み、死亡年齢最頻値は、男性は 1980 年の 80 歳から 88 歳、女性は 84 歳から 93 歳に上昇しており、いわゆる健康寿命も伸長している。こうした中で、我が国の高齢層の労働参加率は、主要先進国と比べても抜きん出て高く、高齢者の就労を後押しする政策の効果もあって、過去 10 年の間に大きく上昇している。こうした高齢者の高い就業意欲は、女性の積極的な労働参加とあいまって、生産年齢人口が減少する中にあっても、我が国の就業者数を増加させ、我が国経済の活力の維持に寄与してきた。また、労働市場における高齢者の参加の意義は、単に就業者数や労働時間数といった投入量にのみ帰するものではなく、それまでのキャリアの中で蓄積してきた経験や技能、知識といった無形のストックを活かし、継承し、社会に還元していくことでもある。高齢者の活躍が広がることにより、より若い年齢層の労働者が仕事以外の子育てやリ・スキリング等に時間を投じられるといったメリットにもつながる。今後、長期的には、高齢者の中でも高齢化が進んでいくことにより、現状では相対的に労働参加率が低く、労働時間の短い年齢層の人口が増加し、労働供給への下押し圧力は徐々に増すことが見込まれる中で、社会全体として、高齢者の就労意欲を阻害せず、これを後押しする取組が不可欠である。本節では、これまでの高齢者の就労・雇用の広がりを振り返るとともに、労働の供給・需要の両面から、意欲のある高齢者の就労・雇用の一層の促進に向けた課題を整理する。

１　高齢者の雇用確保の取組と高齢者就業の動向

（高齢者の雇用確保のための措置は徐々に拡大してきた）

ここではまず、我が国において、高齢者雇用確保のための制度が歴史的にどのように整備されてきたのかを振り返る（第３－３－１図）[38]。企業の定年制度については、1940 年代後半に多くの企業が導入し、高度経済成長期までに 55 歳が定着していたとされる。一方、1954 年の厚生年金保険法改正によって年金支給開始年齢が段階的に引き上げられ、1974 年には男性の支給開始年齢が 60 歳となる中で、1971 年施行の中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法により、定年延長を促進する旨の規定が設けられた。こうした下で、企業においては、徐々に 60 歳への定年の引上げが行われていった。1986 年には、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法を全面的

[38] 2004 年の高年齢者雇用安定法の改正（2006 年施行）までの経緯は、森戸（2014）等を参考とした。

に改正する形で、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」という。）が制定され、60 歳までの定年が初めて努力義務化された。1994 年には同法が改正（1998 年施行）され、60 歳を下回る定年の設定が禁止され、60 歳以上の定年の設定が完全義務化された[39]。

一方、65 歳までの継続雇用については、1990 年の高年齢者雇用安定法の改正において、初めて努力義務規定が新設された。2000 年の高年齢者雇用安定法の改正では、定年の引上げと定年後の継続雇用制度の導入又は改善等の雇用確保措置を講ずることが努力義務として加わった。この時点までは 65 歳までの継続雇用は依然努力義務であったが、2006 年施行の同法改正により、定年そのものの廃止を含めた 65 歳までの高年齢者雇用確保措置が法的義務となった。もっとも、この段階では希望者全員を対象とすることについて、継続雇用制度の対象者を限定できる基準を設けることが認められていた。

この対象者を限定できる仕組みについては、2012 年の高年齢者雇用安定法の改正（2013 年施行）により廃止され、65 歳までの継続雇用が完全義務化されることとなった。さらに、2020 年には、少子高齢化が急速に進展し、人口が減少していく中で、経済社会の活力を維持するため、高年齢者雇用安定法の改正（2021 年施行）が再度行われ、新たに 70 歳までの就業機会の確保が努力義務として導入されることとなった。

[39] 1994 年の年金制度改正によって厚生年金の定額部分の支給開始年齢が 2001 年度から 2012 年度にかけて 60 歳から 65 歳に段階的に引き上げられていくことが決定され、これに併せ、高年齢者雇用安定法も改正され、60 歳定年が完全義務化されることとなった。

第３－３－１図　高齢者雇用制度の変遷

60歳以上の雇用確保制度は段階的に整備されてきた

施行年	主な改正内容	60歳定年	60歳以上65歳未満の高年齢者雇用確保措置*１		65歳以上70歳未満の高年齢者就業確保措置*２	
			継続雇用制度導入	定年年齢引上げ	継続雇用制度導入	定年年齢引上げ
1971年	「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」制定	－	－	－	－	－
1986年	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に名称変更 60歳定年の設定	○	－	－	－	－
1990年	定年到達者が希望する場合の定年後再雇用制度の導入	○	○	－	－	－
1998年	60歳定年の設定（60歳を下回る定年の設定を禁止）	◎	○	－	－	－
2000年	定年の引上げ等による高年齢者雇用確保措置の導入	◎	○	○	－	－
2006年	定年の引上げ等による高年齢者雇用確保措置の導入	◎	◎*３	◎	－	－
2013年	希望者全員の65歳までの高年齢者雇用確保措置の導入 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止	◎	◎*４	◎	－	－
2021年	65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置の導入	◎	◎	◎	○	○

○：努力義務化　◎：法的義務化　－：記述無し

（*１）高年齢者雇用確保措置は、「①65歳までの定年引上げ・②定年制の廃止・③65歳までの継続雇用制度の導入」のいずれかを講ずることを指す。2013年施行の際、③における継続雇用先の範囲は、元の事業主と特殊関係事業主に拡大。特殊関係事業主は「a.元の事業主の子法人等 b.元の事業主の親法人等 c.元の事業主の親法人等の子法人等 d.元の事業主の関連法人等 e.元の事業主の親法人等の関連法人等」を指す。

（*２）高年齢者就業確保措置は、「①70歳までの定年引上げ ・②定年制の廃止 ・③70歳までの継続雇用制度・ ④70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入・ ⑤70 歳まで継続的に後述の事業(a,b)に従事できる制度の導入」のいずれかを講ずることを指す。⑤における事業は、「a.事業主が自ら実施する社会貢献事業 b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業」を指す。④～⑤のみを講ずる場合は、措置導入には過半数労働者組合等の同意が必要。③～⑤では事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることが可能（過半数労働組合等からの同意を得ることを推奨）。③については、自社や特殊関係事業主に加え、特殊関係事業主以外の他社で継続雇用する制度も可能。

（*３）2006年の施行では、高年齢者雇用確保措置のうち、継続雇用制度については、労使協定により対象となる高年齢者に係る一定の基準を設け、その基準に基づく制度を導入した場合であっても措置を講じたものとみなされる。また努力したにもかかわらず労使協定が整わない場合、就業規則等に当該基準を設けることで措置を講じたものとする経過措置が設けられている。この経過措置は、大企業は2009年3月31日、中小企業(常時雇用する労働者の数が300人以下の企業)は2011年3月31日に終了。

（*４）2013年の施行では、対象者を限定する基準を設けている継続雇用制度を導入している場合、老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、その基準を引き続き利用できる12年間の経過措置が設けられている。なお受給開始年齢は、2013年から2025年までに65歳にむけて段階的に引き上げられている。

（備考）厚生労働省、各種報道資料により作成。

（65 歳までの高齢者雇用はほとんどの企業で実施されるようになっている）

こうした高齢者雇用確保に係る制度の整備に対し、企業がどのような形で 60 歳以上の雇用を行うようになっていたか確認したい。2006 年より、経過措置は設けられたものの、高齢者の雇用確保措置が法的義務になったこともあり、65 歳までの雇用確保措置を講じる企業は、2008 年までに 95％を超えるまでに増加していった。さらに、2013 年には完全義務化され、ほぼ全ての企業で 65 歳までの雇用確保措置が行われるようになった（第３－３－２図（１））。

雇用確保措置を実施する企業のうち、定年制の廃止、定年の引上げや、希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入する企業は、10 年前の 2013 年時点では、７割弱にとどまっていたが、直近の 2023 年では９割弱まで増加している。また、雇用確保措置を実施している企業のうち、定年制を廃止又は定年を 65 歳以上に設定している企

業は、10 年前の 2013 年には 17%にとどまっていたが、直近 2023 年では 29%まで増加している（第３－３－２図（２））。60 歳以上の雇用者について、人手不足感が強まる中で、正規雇用職員と同等の責務を担ってほしいというニーズの高まりを反映した動きとみられる。こうした企業における高齢者雇用確保の取組の詳細や、企業が高齢労働者に期待する資質、企業業績への影響については、内閣府が実施したアンケート調査に基づき、後段で議論する。

第３－３－２図　継続雇用と定年延長導入企業の動向

企業による高齢者の雇用確保の動きは年々広がってきた

（１）雇用確保措置の実施割合

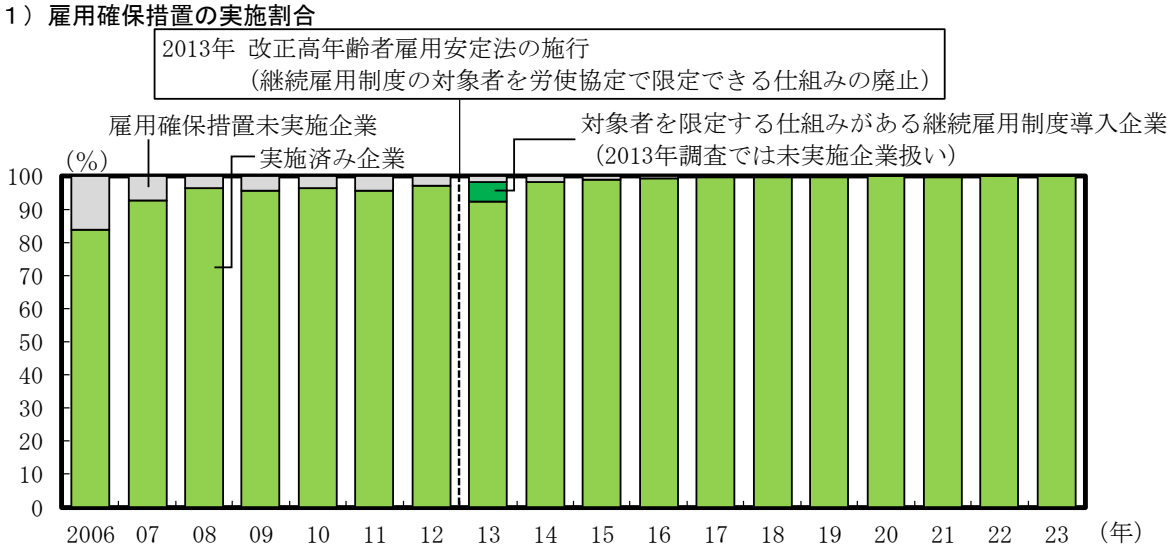

（２）雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

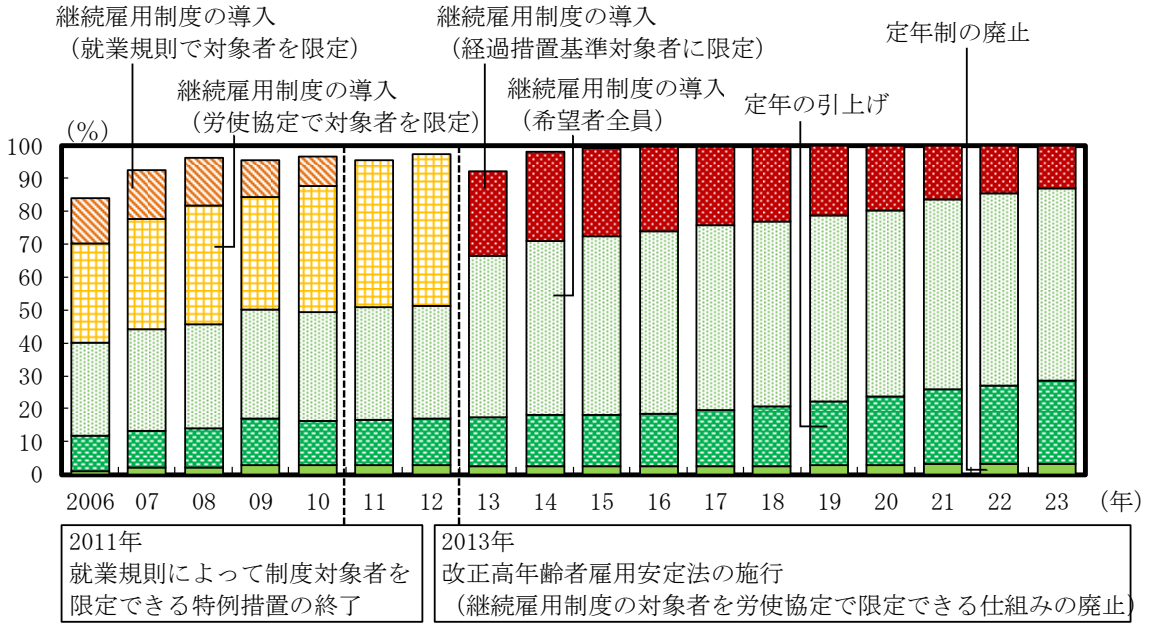

（備考）１．厚生労働省「高年齢者雇用状況等報告」により作成。
２．2008年までは51人以上規模企業の回答割合を、2009年以降は31人以上規模企業の回答割合を使用。
３．（１）の2013年の値のみ、「雇用確保措置未実施企業」から「平成25年「高年齢者の雇用状況」集計結果」掲載の「雇用確保措置が未実施である企業のうち、制度改正により廃止された労使協定による継続雇用制度の対象者を限定する基準がある 65 歳までの継続雇用制度を導入している企業」の割合（公表値）を「対象者を限定する仕組みがある継続雇用制度導入企業」として切り出している。
４．（２）は（１）の「「実施済み企業」を措置内容別に分解している。具体的には「高年齢者雇用状況等報告」の「雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳」及び「継続雇用制度の内訳」の結果を（１）の「実施済み企業」の割合で乗算することで算出。

（高齢就業者数の拡大は 60 代から 70 代がけん引する形に変化）

次に、高齢層を中心に過去 40 年超の就業率（人口に占める就業者の割合）の推移を確認する。上述のとおり、2013 年に 65 歳までの雇用確保が義務化されたこともあり、60 代の就業率は、それまでは長期的に横ばい傾向で推移していたが、2010 年代半ば以降、上昇傾向に転じた（第３－３－３図（１））。また、70 以上の就業率については 2000 年代初めまで緩やかに低下してきた後、横ばいで推移し、2010 年代後半からやや上昇に転じている。一方、就業者数をみると、1947 年～1949 年生まれのいわゆる「団塊の世代」が、2017 年以降順次 70 代に移行する中で、60 代の就業者数は、2018 年をピークに頭打ちとなっている（第３－３－３図（２））。男女別に、過去 20 年程度の就業者数の変化を就業率要因と人口要因に分けてみると、60 代の男性では、就業率上昇による就業者数の押上げ寄与は続いているものの、人口減少要因による下押し効果が上回り、就業者数の水準は切り下がっている（第３－３－３図（３））。一方、女性については、人口変動の減少要因を就業率向上の効果が相殺し、60 代の就業者数は横ばいから緩やかな増加傾向で推移している。これに対し、70 歳以上については、上述の団塊の世代に係る人口変動要因に加え、近年における就業率の緩やかな上昇があいまって、男女ともに、2017 年以降、就業者数の増加ペースは高まってきた（第３－３－３図（４））。

また、生まれ年（コーホート）別に、60 歳以上の各年齢階級の男女別の労働参加率をみると、特に 60 歳～64 歳を中心に 60 代については、2013 年～2018 年にかけての労働参加率の上昇ペースが高まっていた。例えば、男性の場合、同じ 60 代前半でも、1949 年～1953 年生まれ以前の世代が 60～64 歳だった際（2013 年）以前の労働参加率よりも、1954 年～1958 年生まれ以降の世代が 60～64 歳だった際（2018 年）以降の労働参加率の方が不連続に高まっている。同様のことは女性 60 代前半についても当てはまり、2013 年の 65 歳までの雇用確保の義務化が、これら年齢層の就業率の上昇に大きく影響していることが確認される（第３－３－３図（５））。

第３－３－３図　高齢就業者と就業率の推移

高齢就業者数の拡大は60代から70代がけん引する形に変化

（１）高齢者の就業率の推移

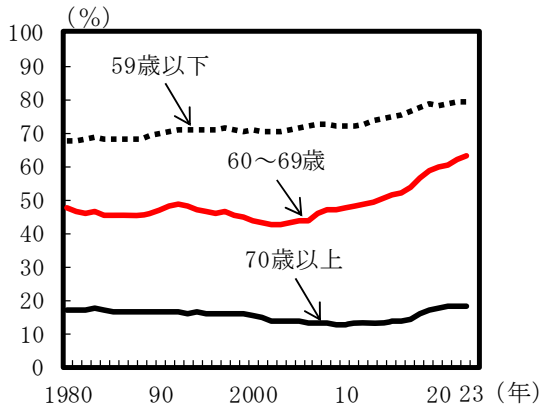

（２）高齢就業者数の推移

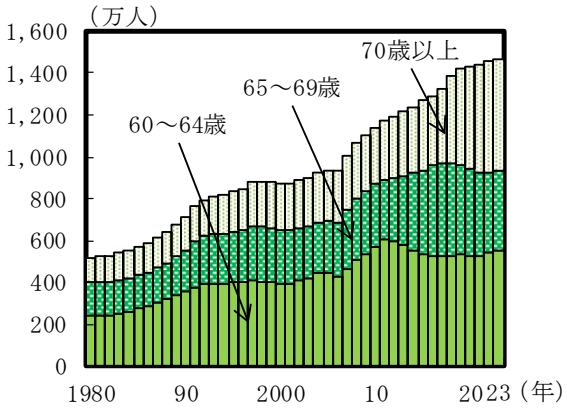

（３）60代就業者数の要因分析

①男性

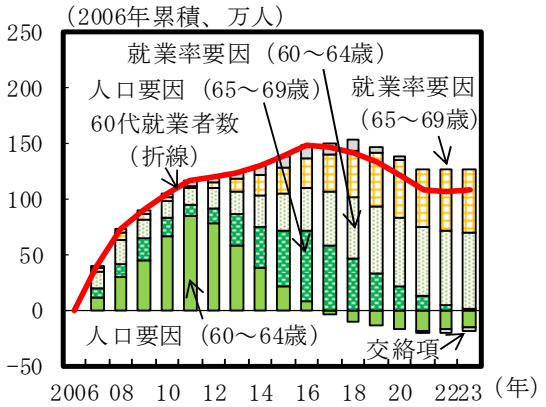

②女性

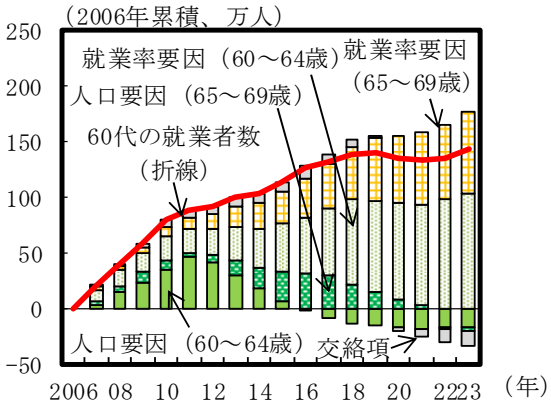

（４）70代就業者数の要因分析

①男性

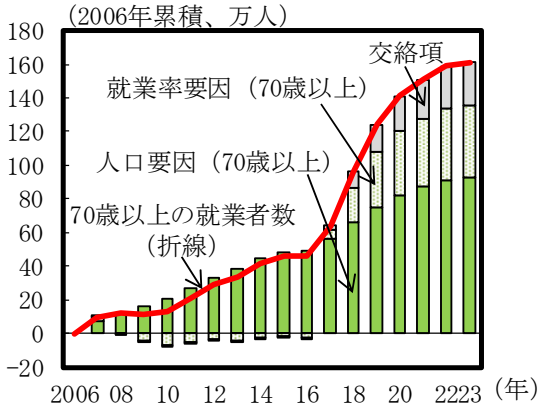

②女性

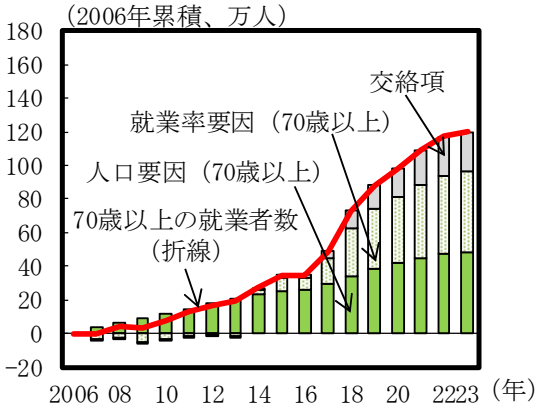

（５）コーホート別労働参加率

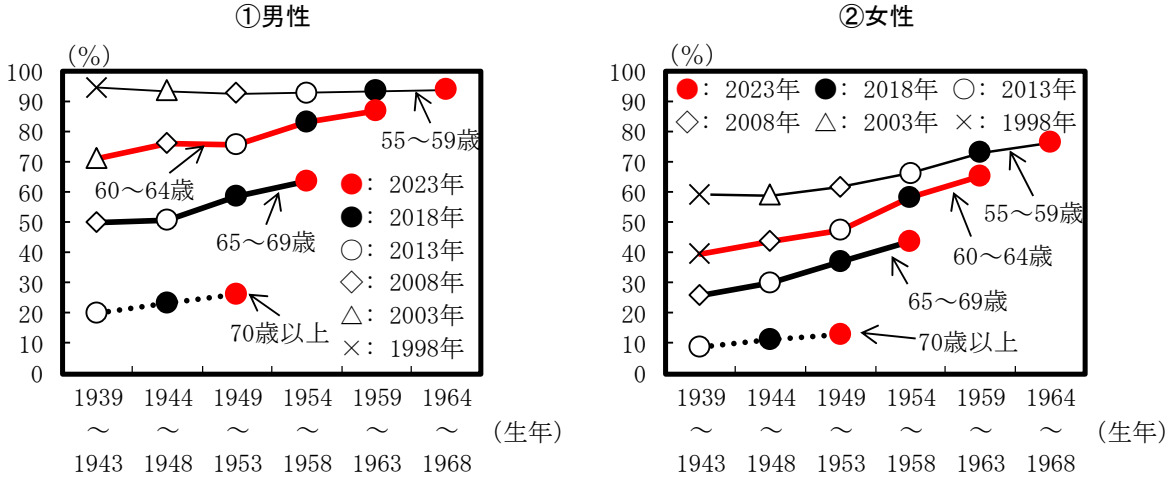

（備考）総務省「労働力調査（基本集計）」により作成。

２　家計（供給面）からみた高齢者就業に係る現状と展望、課題

ここでは、これまで増加を続けてきた高齢者の就業者数について、今後の持続可能性を考えるべく、家計側、つまり労働供給の観点からみた現状と課題を考察する。具体的には、国際的にみた我が国の高齢者の労働参加率の動向を確認するとともに、高齢者の高い就業意欲とその背景等について整理する。次に、将来推計人口等を踏まえた中長期的な高齢就業者数の展望を示すとともに、今後長期的に強まっていく高齢就業者の労働投入の下押し圧力に対し、意欲のある高齢者の就業を後押しする観点からの政策的な課題を示すこととする。

（我が国の高齢者の労働参加率は男女ともに高く、過去からの伸びも大きい）

まず、高齢者の労働参加率について、先進諸国との比較を行う。第３－３－４図（１）のとおり、我が国の 65 歳～74 歳の労働参加率は、直近で比較可能な 2022 年時点で、男性は 51.8%、女性は 33.1%、75 歳以上については、男性は 16.9%、女性は 7.3%と、いずれも韓国に次ぎ、欧米主要国より高い（第３－３－４図（２））。10 年前の 2013 年時点でも、我が国の高齢者は、既に高い労働参加率であったことに加え、この 10 年程度における上昇幅も相対的に大きい。また、ＯＥＣＤのデータベースより、公的年金を満額受給できる年齢と実際に引退する年齢を比較すると、欧米の主要先進諸国では就業しておらず、かつ就業の意思のない状態となる平均実効引退年齢が年金支給開始年齢よりも早いのに対し、日本は、韓国とともに、平均引退年齢が支給開始年齢を上回る数少ない国であることが分かる（第３－３－５図）。

こうした我が国の高齢者の労働参加率の背景には、就業意欲の高さがあるが、さらに、その要因には、経済的な側面のほか、健康や生きがい、高齢期における収入源の

偏りといった複合的な背景があると考えられる。まず、高齢者の就業意欲と就業率の関係をみると、男女ともに、年齢別にみた両者の連動性は高く、就業意欲の高さが、労働参加率や就業率の高さにつながっているとみられる（第３－３－６図（１））。ただし、男性については、就業意欲と就業率の水準差は小さい一方、女性については、就労意欲と実際の就業率の連動性はみられるものの、就業意欲がある者の割合が就業率を 10～30％ポイント程度上回り、かい離がみられる[40]。介護や家事のため就業できないといった事情を持つ者は、60 代の男性で１割以下なのに対し女性で３～４割程度と高いことから、介護や家事負担の高齢男女間の偏りが、女性の就業率を就業意欲対比で低めていることが示唆される（第３－３－６図（２））。

第３－３－４図　主要国の高齢者の労働参加率

日本の高齢者の労働参加率は国際的に高く、近年の伸び幅も大きい

（１）65～74歳の労働参加率

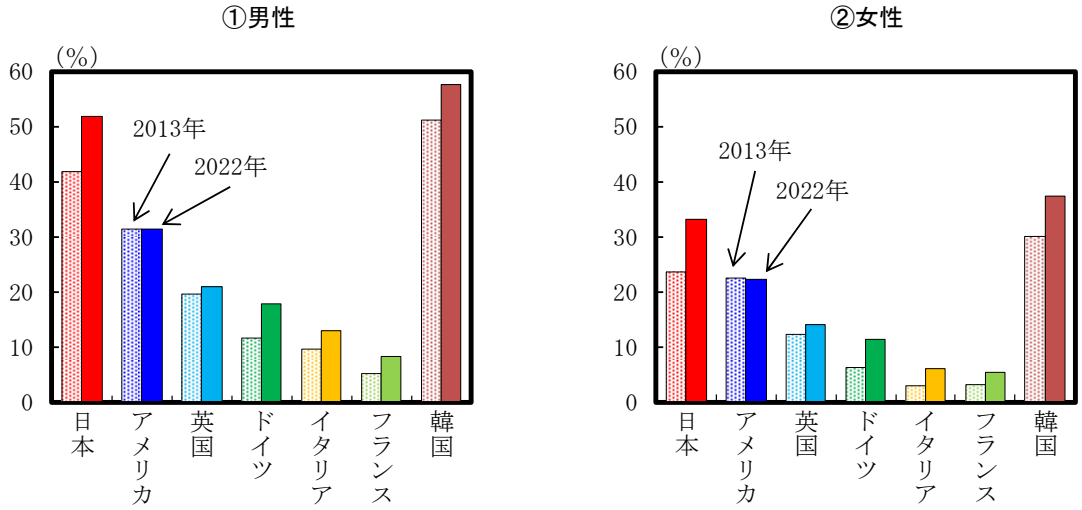

[40] 就業意欲がある者の割合が労働力調査に比べて高いが、労働力調査の場合、現在就業意欲があるかどうか聞いているのに対して、内閣府調査では「あなたは、何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいですか。又は、仕事をしたかったですか」という設問で、広い意味での就業意欲を聞いているため、高めの結果となっている可能性がある。

（２）75歳以上の労働参加率

①男性

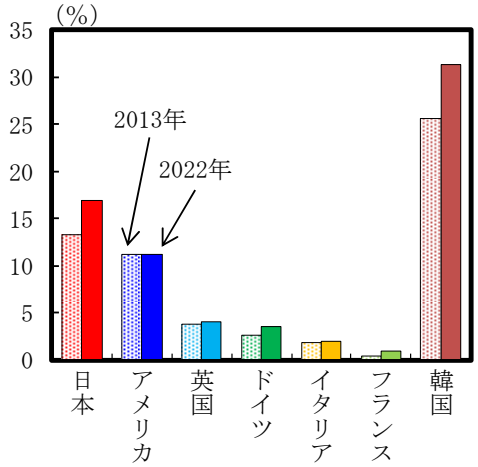

②女性

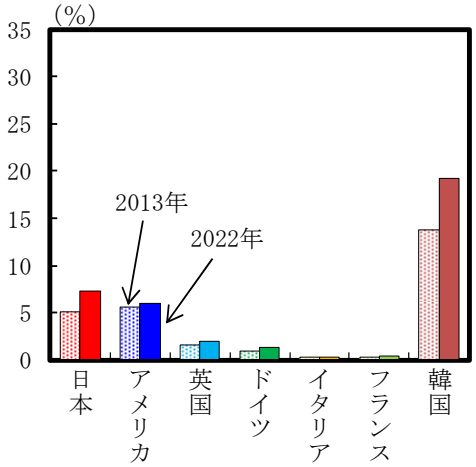

（備考）１．OECD Data Explorerにより作成。
２．（１）の労働参加率は、65歳から74歳までの労働力人口／65歳から74歳までの総人口で算出。（２）の労働参加率は、75歳以上労働力人口／75歳以上の総人口で算出。

第３－３－５図　平均実効引退年齢と年金受給開始年齢の国際比較

我が国の引退年齢が高く、また欧米諸国と異なり年金受給開始年齢よりも高い

（１）男性

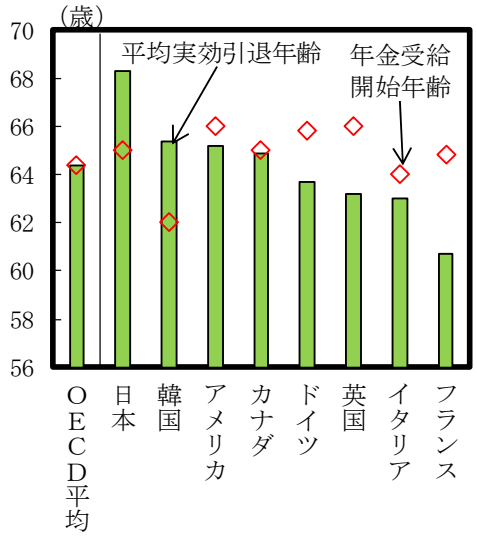

（２）女性

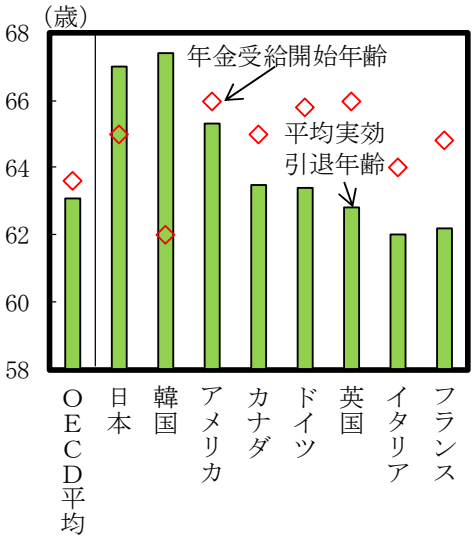

（備考）１．ＯＥＣＤ“Pensions at a Glance 2023”、OECD.Statにより作成。
２．「平均実効引退年齢」は40歳以上の労働者が５年間（2017～22年）に非労働力化した平均年齢。「年金受給開始年齢」は22歳で就労を開始し2022年に退職する人が、減額なく年金を受給開始する年齢を示す。

第３－３－６図　高齢者の就業率・就業意欲・健康状況の動向

就業意欲に照らして、高齢者の就業拡大余地は依然として残されている

（１）就業意欲と就業率

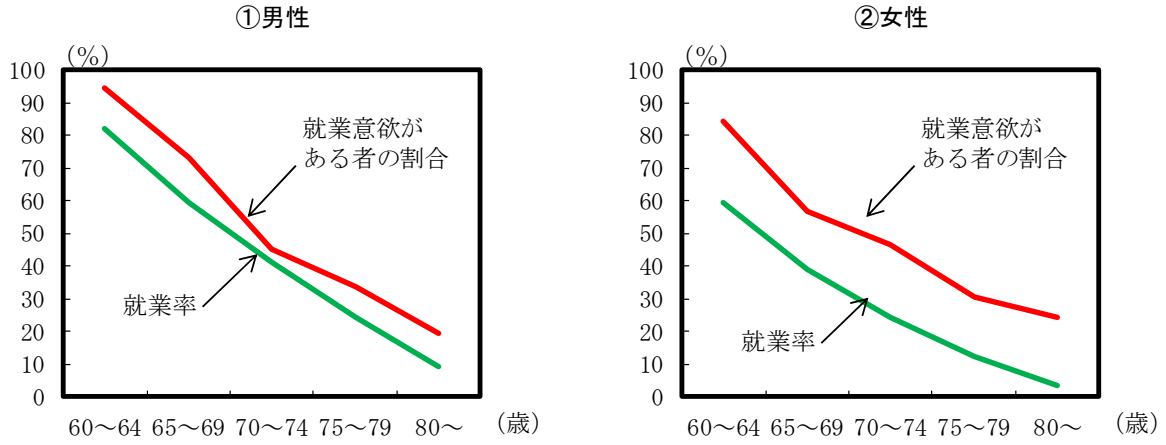

（２）介護や家事のために就業していない者の割合

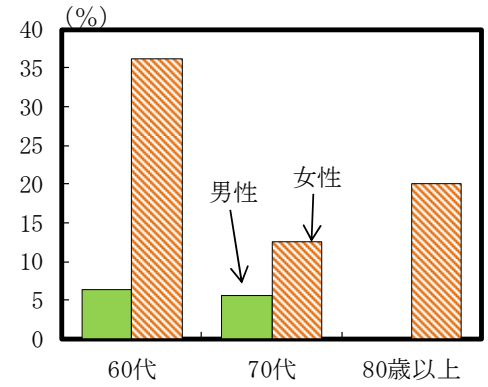

（備考）１．総務省「労働力調査（基本集計）」、内閣府「高齢者の経済生活に関する調査（令和元年度）」により作成。

２．（１）はそれぞれ2019年度時点の割合。就業意欲がある者の割合は、「何歳まで収入を伴う仕事をしたいか」という質問に対し、「自身より高い年齢階級まで」、又は「働けるうちはいつまでも」と回答した者の割合（不明・無回答を除く）。回答数は、男性：854、女性：901。

３．（２）は、収入のある仕事につきたいと考えているにもかかわらず現在仕事をしていない理由（複数回答可）として、「家族の介護や家事のため」を選択した者の割合。回答数は、男性：69、女性：65。

（65 歳を超えて働く意向を持っている割合は男女ともに増加）

次に、人々が、将来何歳まで働く意向をもっているのかについて、近年の変化をみるために、内閣府の「生活設計と年金に関する世論調査（令和５年 11 月調査）」と「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査（平成 30 年 11 月調査）」の結果を比較する。これによると、65 歳を超えて働くことを考えている人は、５年前に比べ、男性で＋2.3％ポイント、女性で＋8.5％ポイント、それぞれ増加している（第３－３－７図）。このように、高齢期における就業意欲は着実に高まっていると言える。

第３－３－７図　男女別雇用希望年齢の変化

５年前と比べても、より高年齢まで働くことを展望する人の割合が男女ともに増加

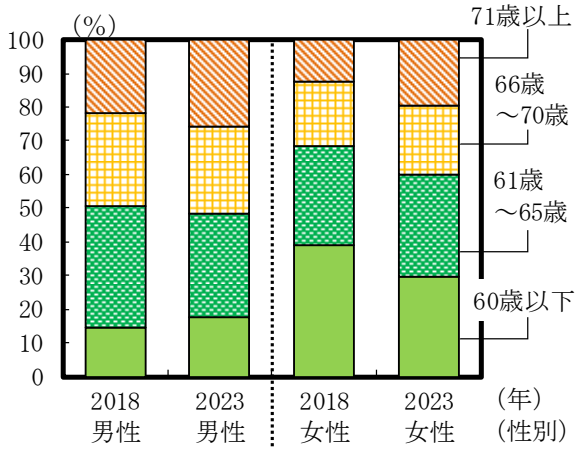

（備考）１．内閣府「生活設計と年金に関する世論調査（令和５年11月調査）」、「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査（平成30年11月調査）」により作成。

２．令和５年調査では「あなたは、何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいと考えますか。既に退職し、今後働く予定のない方は、何歳頃に収入を伴う仕事を退職しましたか。（○は１つ）」、平成30年調査では「あなたは、何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいと考えますか。既に退職し、今後働く予定のない方は、何歳頃に収入を伴う仕事を退職しましたか。」という設問の結果を、後述の年齢区分で整理し、「これまで働いておらず、これから働く予定もない」、「考えたことがない（令和５年調査のみ）」、「無回答（令和５年調査のみ）」、「その他（平成30年調査のみ）」、「わからない（平成30年調査のみ）」を除いて百分率に再計算して作成。「60歳以下」は、令和５年調査では「50歳以下」、「51歳～60歳」を、平成30年調査では「30歳以下」、「31歳～40歳」、「41歳～50歳」、「51歳～60歳」を合計したもの。「61歳～65歳」、「66歳～70歳」は各調査の同年齢区分の値をそのまま使用。「71歳以上」は、令和５年調査では「71歳～75歳」、「76歳～80歳」、「81歳以上」を、平成30年調査では「71歳～75歳」、「76歳～80歳」「81歳～85歳」、「86歳～90歳」、「91歳以上」を合計したもの。

一方、高齢者の就業理由について尋ねた調査（(独）労働政策研究・研修機構（以下「ＪＩＬＰＴ」という。）(2020)）によると、60 代のみが対象ではあるが、複数回答の就業理由としては、「経済上の理由」が最も多い 76%、続いて「いきがい、社会参加のため」が 33%、「時間に余裕があるから」が 23%となっている（第３－３－８図（１））。「経済上の理由」と回答している者のうち８割超は、生活水準を向上させるためではなく、自分と家族の生活を維持するために働いているとされている。このように、60 代の少なくとも６割程度は、家計の生活維持という経済上の理由から高齢期の就労を選択しているとみられる。こうした状況は、内閣府（2021）の国際比較でも確認される。具体的には、就労継続を希望する理由は「収入がほしいから」が約半数と、アメリカ、ドイツと比較すると高い（第３－３－８図（２））。これは、必ずしも、生活維持という理由だけではなく、生活水準の向上という理由も含まれることには留意は必要であるが、上述のＪＩＬＰＴの調査結果に鑑みると、より生活維持という色彩が強いとみられる。

一方で、いきがいや健康維持などの理由を背景に、高齢期の就業意欲が高くなっている点も見逃してはならない。上述のとおり、ＪＩＬＰＴの調査では、60 代の３分の

１が、いきがいや社会参加を就業理由に挙げている。国際比較でも、日本は、就業継続の希望理由として、「働くのは体に良いから、老化を防ぐから」がアメリカと同程度になっているほか、回答割合は低いものの、「仕事を通じて友人や仲間を得ることができるから」という社会とのつながりという観点での就業継続希望も他国対比では高くなっている。

第３－３－８図　高齢者の就業理由

経済的な理由が最も高い一方、社会とのつながりのためという理由も一定数ある

（１）60代の就業理由

①働いた理由

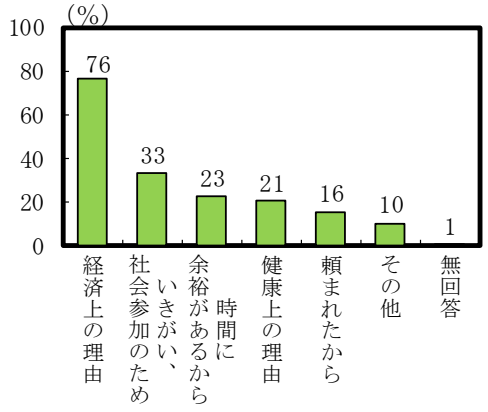

②経済上の理由の具体的な内容

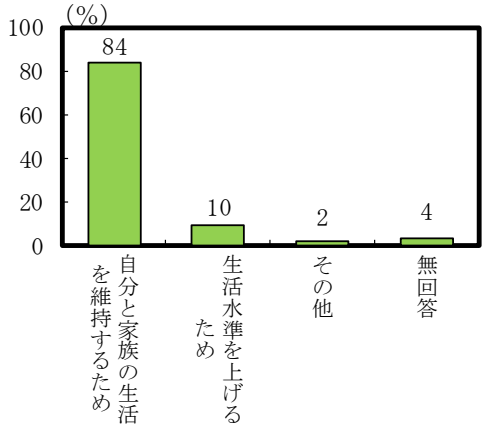

（２）就労継続を希望する理由の国際比較

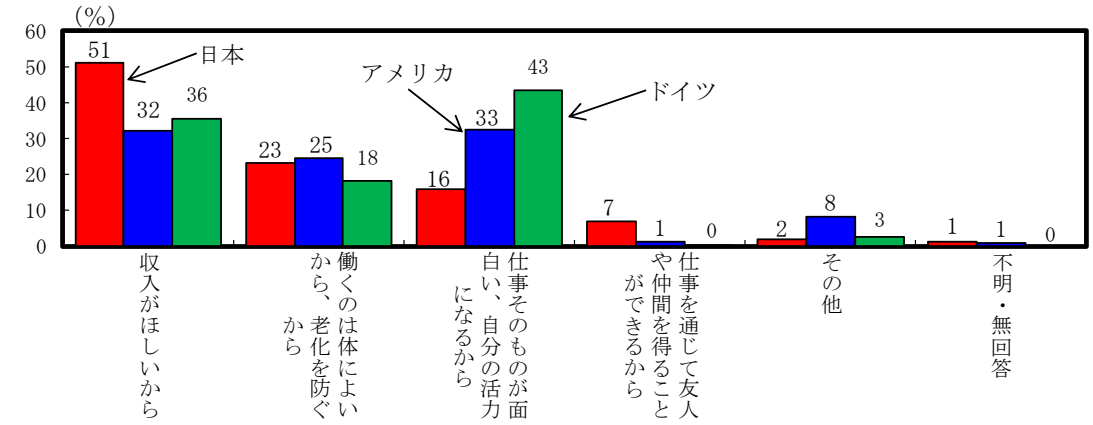

（備考）１．独立行政法人労働政策研究・研修機構「60代の雇用・生活調査」、内閣府「令和２年度第９回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」により作成。
２．（１）①は、複数回答可能な質問を基に作成しているため、各回答の割合を合計しても100%にはならない。

（我が国の健康寿命は国際的にみて長いが、平均余命との差の縮小が課題）

関連して、健康上の観点では、厚生労働省「国民生活基礎調査」から得られる日常生活の機能制限状況や健康状態をみると、高齢者のうち 65～79 歳では、男女ともに、健康な人は８～９割程度となっている（第３－３－９図（１））。就業率は、男性・女

性ともに、これらを大きく下回っており、健康な人口対比でみれば、就業率は依然として上昇余地があるとみられる。また、世界保健機関（ＷＨＯ）のデータによれば、国際的に、我が国は 60 歳時点の平均余命だけでなく、健康寿命[41]についても、男女ともに主要先進国中で最も高い（第３－３－９図（２））。一方、平均余命と健康寿命の差には、諸外国と比べ大きな違いはなく、過去からの大きな変化もない。高齢者の就業継続を通じた社会参加は、豊かさ（well-being）の向上にも寄与し得るものであり[42]、人生 100 年時代という高齢化社会にあっては、健康寿命を延伸させる取組により、働く意欲のある高齢者が健康面の不安なく働ける期間を長くしていくことが重要と言える。

第３－３－９図　高齢者の就業率・健康状況の動向

健康状態に照らしても、高齢者の就業拡大の余地はある

（１）就業率と健康な者の割合

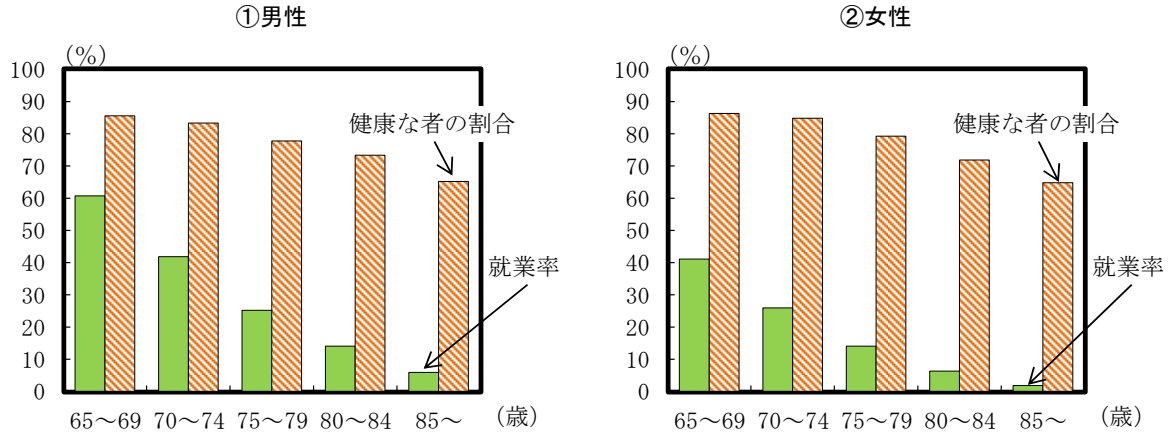

[41] ＷＨＯにおける健康寿命の定義は、健康状態で生活することが期待される平均期間を表す指標で、算出対象となる集団の各個人について、不健康な状態をレベルによって重みづけし、完全な健康（full health）に相当する期間の平均値を採用している。

[42] 仕事と健康について分析した既存研究（Burdorf et al.（2023））によれば、労働市場からの引退は、低賃金の職種や仕事の満足度が低い労働者の健康には良い効果をもたらす一方、学歴が高く、仕事への満足度が高い労働者にとっては、引退の健康への影響は不明瞭であるか、悪影響を及ぼし得るとしている。

（２）主要国の60歳時点の平均余命と健康寿命

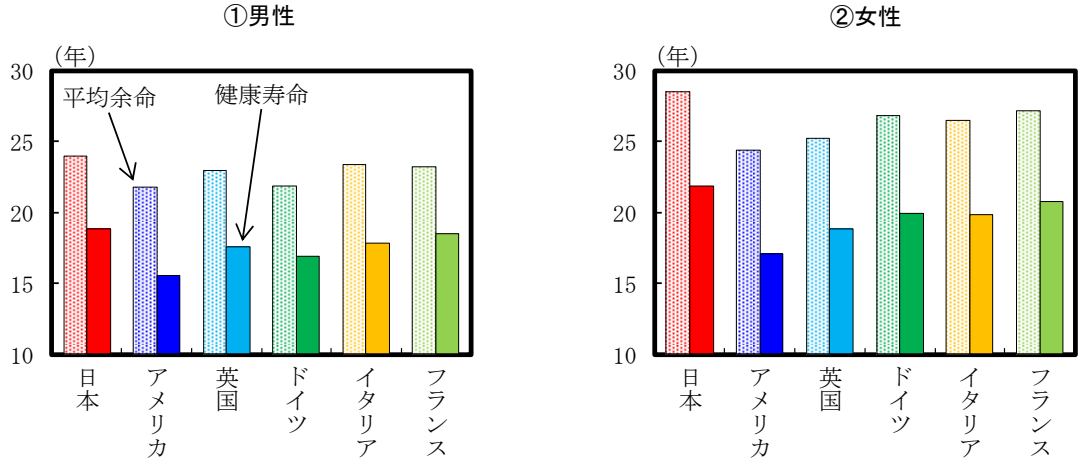

（備考）１．総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「令和４年国民生活基礎調査」、ＷＨＯにより作成。
２．（１）はそれぞれ2022年時点の割合。健康な者の割合は、自身の健康状態について「よい」、「まあよい」又は「ふつう」と回答した者の割合（不詳を除く）。
３．（２）はそれぞれ2019年時点の値。

（金融資産からの財産所得の弱さが、高齢期の就労につながっている可能性も）

高齢期における収入源という観点から、高齢者の就業意欲を確認すると、先述の国際比較においては、公的年金を収入源とする割合は、日本はドイツとアメリカの中間にある一方、金融資産からの所得（私的年金、利子・配当等の財産収入）はアメリカ、ドイツよりも低く、仕事による収入を主な収入源とする割合は高い（第３－３－10図（１））。我が国の個人金融資産は、米欧に比べて、現金・預金に偏っていることに加え、長年の金融緩和を背景とした低金利による利息収入が少ないことが背景にあるとみられる。また、本章第１節でも確認したように、世帯主年齢別にみると、いずれの年齢層も預貯金のシェアは高いが、高齢層においては、若年層とともに、預貯金のシェアがより高い傾向がある（第３－３－10図（２））。こうした金融資産所得の収入源としての弱さの反面として、日本の高齢者は、公的年金に加え相対的に仕事による所得を主な収入源としているともみられる。

ただし、先述の世論調査の結果（前掲第３－３－７図）をみると、男性では60歳以下までしか働くことを考えていない人の割合が、５年前よりも3.2%ポイント増加しているという特徴がある。こうした背景の一つには、コロナ禍を経て、株価など資産価格が上昇する下で、ＦＩＲＥ（Financial Independence, Retire Early）と呼ばれる、資産運用から得られる所得を基に、労働市場から早期退職を目指す動きが広がっている可能性も考えられる。実際、同世論調査において、老後に向けた公的年金以外の資産形成の準備に関する質問への回答をみると、投資信託を含む「証券投資」を挙げる回答が５年前と比べて増加している（第３－３－10図（３））。アメリカでは、家計の資産所得の増加が、コロナ禍後、55歳以上の就業者数の伸びが停滞し、労働需

給ひっ迫の一因となっているとされるが、日本においても、株価上昇を背景とした金融資産の拡大が、これら年齢層の就業者の早期引退につながり、高齢者の労働供給を抑制する要因となる可能性には留意が必要である。

第３－３－10図　老後の収入と資産形成

我が国は老後の収入減として金融所得の割合は小さいが、近年変化もみられる

（１）老後の収入源の国際比較

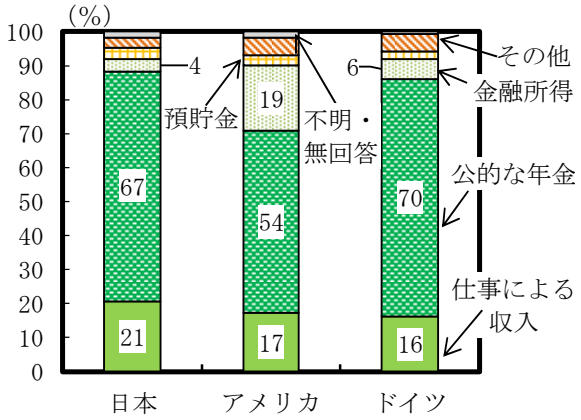

（２）世帯主の年齢階級別金融資産残高

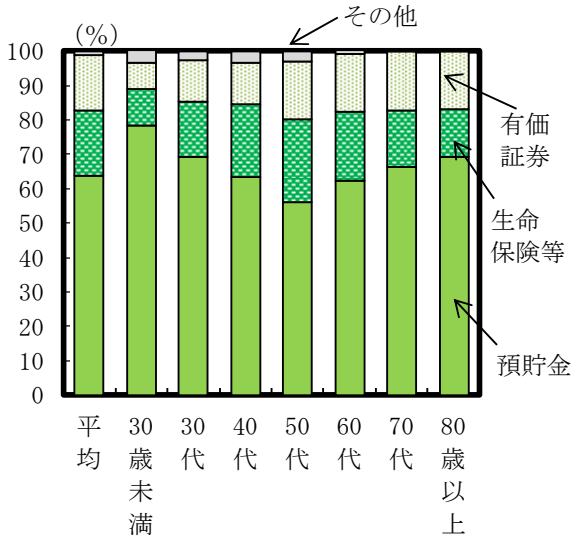

（３）公的年金以外の老後に向けた資産

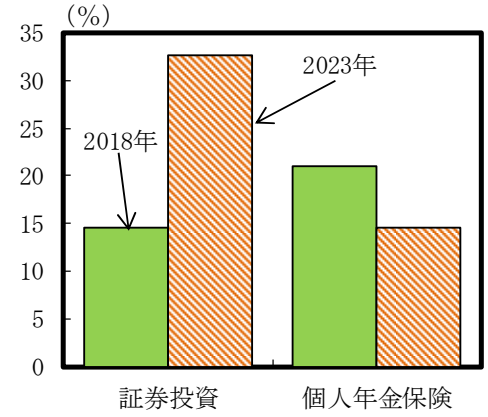

（備考）１．内閣府「令和２年度第９回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」、「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査（平成30年11月調査）」、総務省「全国家計構造調査」により作成。

２．（１）の一部の項目は、出典となる統計の回答項目の割合を後述のとおりに合算している。「金融所得」は「私的な年金（企業年金、個人年金など）」、「財産からの収入（利子、配当金、家賃、地代など）」を、「その他」は「子供などからの援助」、「生活保護」、「その他」を合算している。

３．（２）は総世帯。１世帯当たりの平均金融資産残高に占める種類別の割合を示したもの。

４．（３）は、令和５年調査では「あなたは、老後に向け、公的年金以外の資産をどのように準備したいと考えますか。または、準備をしてきましたか。（○はいくつでも）」、平成30年調査では「あなたは、老後に向け、公的年金以外の資産をどのように準備したいと考えますか、または、準備をしてきましたか。この中からいくつでもあげてください。」という設問より作成。「証券投資」は、令和５年調査の「ＮＩＳＡと呼ばれる少額投資非課税制度」、「ＮＩＳＡ以外の株式や債券、投資信託などの証券投資」を合計した割合と、平成30年調査の「証券投資（株式や債券、投資信託など）」を比較。「個人年金保険」は、各調査の「民間保険会社などが販売する個人年金」を比較。

（高齢者就業の拡大により、60 代の所得は増加し消費も拡大している）

次に、高齢者就業の拡大と所得・消費の関係についてみる。「家計調査」の二人以上世帯（勤労者世帯及び無職世帯を含む。）について、年齢階層別の一世帯当たりの可処分所得の推移をみると、59 歳以下の世帯は、2010 年以降はおおむね横ばいであるのに対し、60 代の世帯については、2010 年代以降顕著に増加している。これは、年金支給開始年齢の引上げにより年金所得は減少している一方で、この間に高齢者の働きやすい環境整備が進められたことによる有業率の上昇により、勤め先収入等が増加していることが背景にある（第３－３－11 図）。次に、平均消費性向をみると、コロナ禍前は、59 歳以下の世帯は緩やかな低下傾向、70 代はおおむね横ばいからやや上昇傾向であったのに対して、60 代は 2010 年代前半以降、顕著な低下傾向で推移していたことが分かる。これは、60 代の消費支出が減少したというよりも、可処分所得の向上による影響である。二人以上世帯に単身世帯を加えた総世帯について、よりサンプルサイズの大きい構造統計である「全国家計構造調査」等から、2014 年と 2019 年の二時点間の世帯主年齢階級別の可処分所得と消費支出の関係をみると、60 代以上の年齢層では、総世帯でみても、可処分所得の増加幅が他の年齢層よりも顕著であることが確認できる。これに対し、消費支出は、他の年齢層では 2014 年から 2019 年にかけて減少[43]しているのに対し、60 代以上では横ばいとなっている（第３－３－12 図（１）、（２））。高齢者の雇用確保の取組は、可処分所得の押上げを通じて消費の下支えにつながるものであり、引き続き、働く意欲のある高齢者が就業できる環境を整備することの重要性を示している。

第３－３－11図　世帯主の年齢階級別にみた所得と消費

高年齢者雇用確保措置により、60代の可処分所得の伸びが大きかった

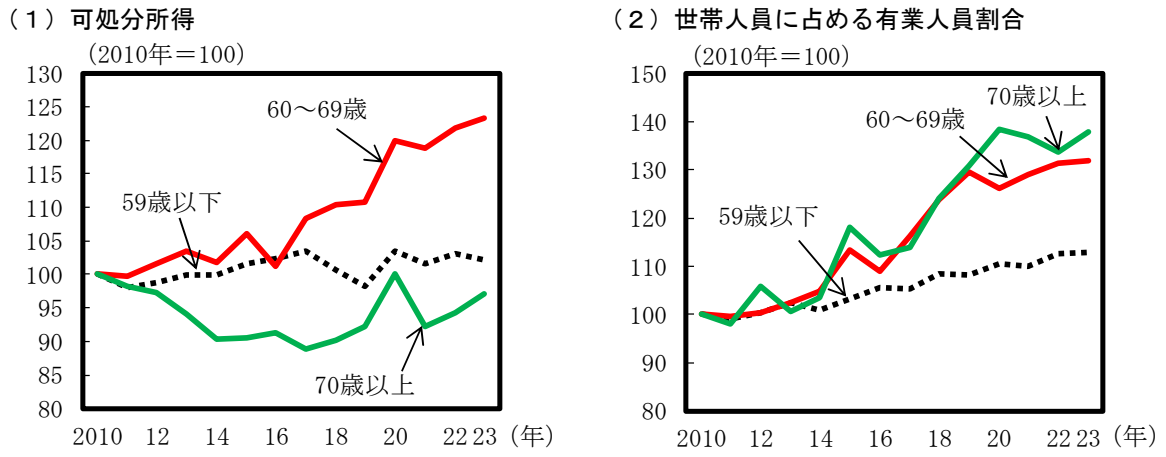

[43] 2019 年の全国家計構造調査は 10、11 月に実施されたことから、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響を受けている可能性がある点には留意が必要。

（３）平均消費性向

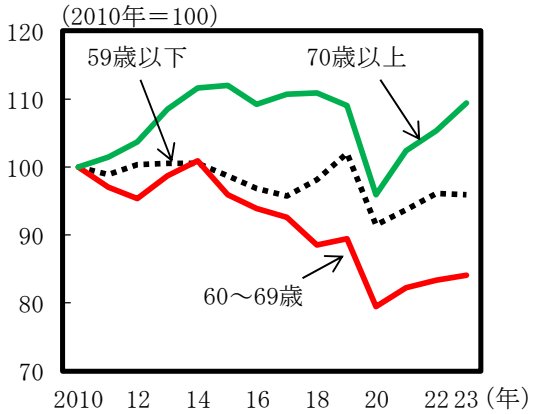

（４）消費支出

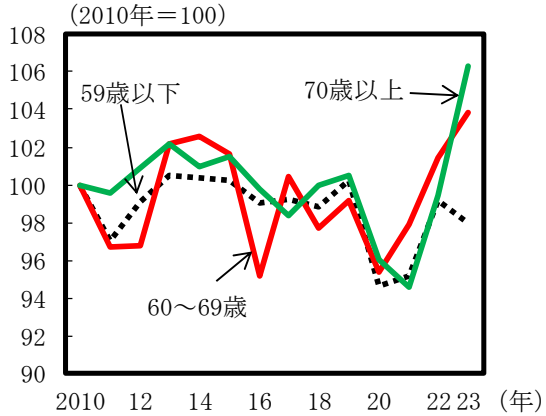

（備考）１．総務省「家計調査」により作成。二人以上の世帯のうち、世帯主が勤労者の世帯及び無職世帯。
２．2018年以前の数字は家計簿（調査票）変更による断層を補正。なお、年齢階級別の変動調整値は公表されていないため、勤労世帯平均又は無職世帯平均の調整計数を各区分に準用している。

第３－３－12図　世帯主の年齢階級別にみた可処分所得と消費支出

2014年から2019年にかけて、高齢者は所得の伸びが大きく、より若い年齢層と異なり消費水準も維持

（１）可処分所得カーブ

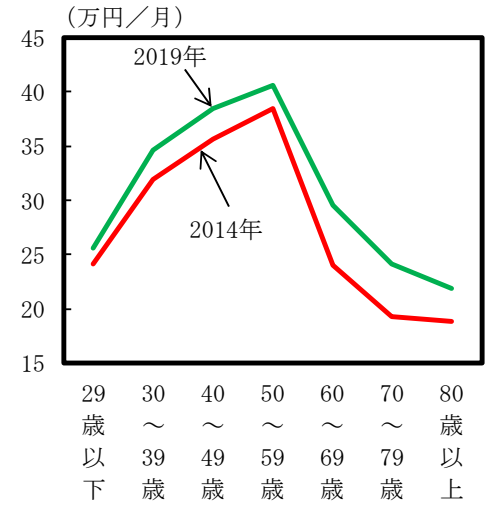

（２）消費支出カーブ

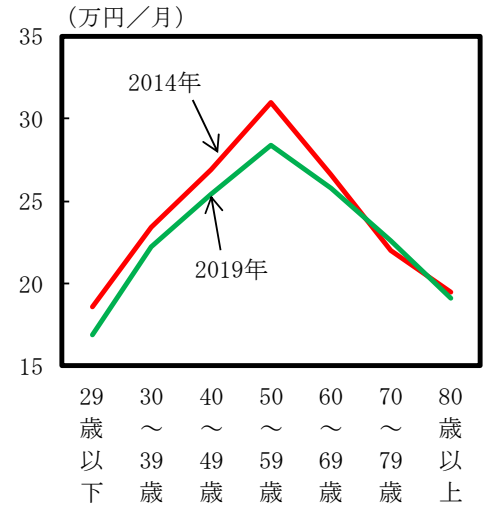

（備考）１．総務省「全国家計構造調査」、「全国消費実態調査」により作成。総世帯。
２．2014年の値は、2019年調査の集計方法による遡及集計値。
３．（１）は、世帯主が勤労者の世帯と無職の世帯の合計。

（高齢就業者数は当面拡大が続くが、2035 年頃にピークを迎える可能性も）

次に、これまで労働参加率の拡大を通じて増加傾向にあった 60 歳以上の就業者数について、一定の仮定に基づく今後の中長期的な推移を見通してみたい。具体的には、「将来推計人口」の死亡中位、高位、低位のケースごとに（出生はいずれも中位）、①現在の年齢階級別の就業率の水準がこのまま続く場合、②健康寿命の伸長等により、

就業率が過去４年程度のトレンドで今後も上昇していく場合[44]、の６ケースを試算した（第３－３－13 図）。これによると、年齢別の就業率が一定の場合は、1971 年～1974 年生まれのいわゆる「団塊ジュニア世代」が 2035 年頃にかけて 60 代に移行する中で、当面 10 年程度は就業者数の増加が見込まれるものの、2030 年代後半をピークに就業者数が減少に転じると見込まれる。また、就業率の上昇トレンドが継続していく場合であっても、人口減少による就業者数の下押し圧力が中長期的に高まり、2035 年頃以降は伸びの鈍化が見込まれる。さらに、高齢の就業者はより高年齢であるほど、就業時間が短い傾向があり、マンアワーでみた高齢就業者の労働投入、さらには潜在成長率への減少圧力が高まることに留意が必要である。

第３－３－13図　高齢就業者数の将来推計

団塊ジュニア世代の高年齢化もあって、高齢就業者数は2035年頃までは増加の見込み

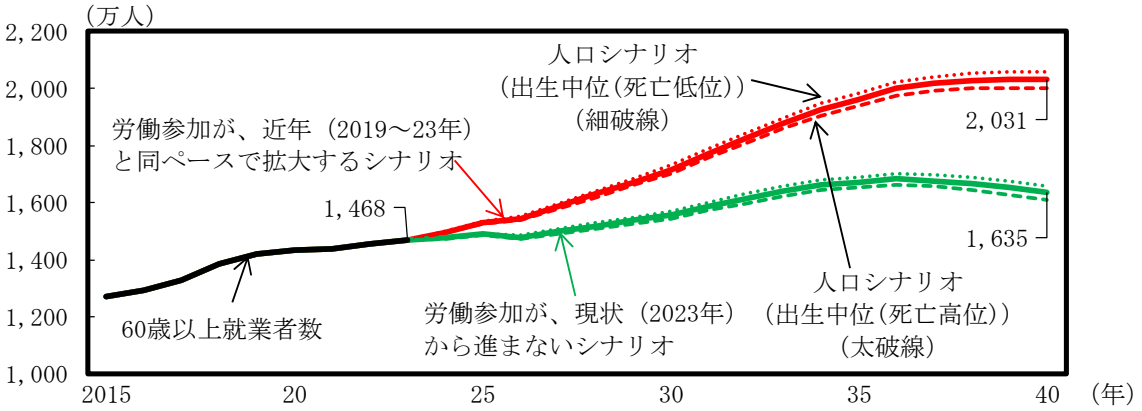

（備考）１．総務省「労働力調査（基本集計）」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」により作成。

２．2024年以降の予測部分については、実線は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」における「出生中位(死亡中位)」の推計結果に基づく試算値。破線はそれぞれ、「出生中位(死亡低位)」又は「出生中位(死亡高位)」の推計結果に基づく試算値。

３．労働参加の仮定については、総務省「労働力調査（基本集計）」より得られる年齢階級別・性別の就業率について、①2019年～23年における平均変化率で2024年以降も変化するケースと、②2023年の値が以後継続するケースを仮定し、それぞれのシナリオにおける推計結果を示している。前者の進展シナリオに基づいた場合の年齢階級別・性別の就業率については、以下参考表のとおりであるが、特に60代の女性の労働参加が比較的大きく進展することを仮定している点など含め、本試算は一定の仮定に基づき実施したものであることから、結果については幅を持ってみる必要がある。

（参考）労働参加進展シナリオに基づいた場合の就業率						
	男性			女性		
	60～64歳	65～69歳	70歳以上	60～64歳	65～69歳	70歳以上
2023年	84.6%	61.7%	25.9%	63.8%	43.1%	13.0%
2040年	93.8%	71.8%	30.9%	86.5%	60.2%	18.2%

[44] 高齢者の就業率は、2013 年以降高まったが、2019 年頃を境に上昇ペースが一服しているため、これ以降のトレンドを用いた。

（60 歳以上における就業調整実施者は計 120 万人、女性の５分の１以上が実施）

こうした中で、労働投入の観点からみて、高齢者就業をできるだけ維持するためには、健康寿命の延伸のための取組に加え、意欲のある高齢者が就業時間を増やしたいという希望をできるかぎり阻害しない制度や仕組みを整えることが重要である。月収総額が基準額を超えた分の年金支給額が減額される在職老齢年金制度や、社会保険料がかからないようにするため、年収を抑えるよう労働時間を調整するいわゆる「年収の壁」が高齢者の就業拡大の阻害になっている可能性がある。「就業構造基本調査」によれば、非正規雇用労働者のうち、「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との質問に「している」と回答した者、すなわち就業調整を行っている者は、第３－３－14 図のとおり、2022 年時点で、60 歳以上の男性で 34.9 万人（５年前の 2017 年は 41.1 万人）、女性で 84.9 万人（2017 年は 71.0 万人）となっており、就業調整を実施した者の割合（就業調整実施率）は、男性で 11.0％（2017 年は 13.9％）、女性で 23.7％（2017 年は 23.3％）となっている。このように、男性では減少しているが、60 歳以上の就業調整実施者は依然として計 120 万人存在し、特に女性非正規雇用労働者の５分の１以上が就業調整を行っており、これらの高齢労働者の就業意欲が制度的な要因で阻害されている可能性を示している。

第３－３－14図　高齢者の就業調整の実施動向

就業調整を行っている高齢者は男女合わせて120万人存在

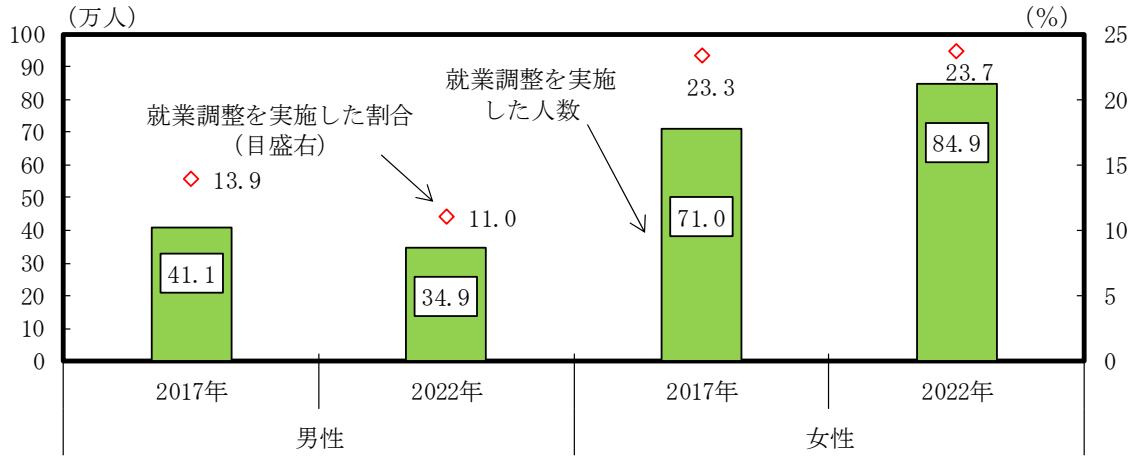

（備考）１．総務省「就業構造基本調査」により作成。
２．60歳以上の非正規労働者が対象。

（高齢期でも年収の壁を超えて働くことで、生涯可処分所得は増加）

年齢別・年収階級別に就業調整実施率をみると、有配偶の女性非正規雇用労働者では、60 歳以上の年齢層のいずれにおいても、年収 50 万円～149 万円のグループで、実施率が相対的に高く、５年前よりも上昇しており、いわゆる「年収の壁」が労働時

間を抑制する誘因の一つになっていることが示唆される（第３－３－15 図）。ここで、内閣府が作成した生涯可処分所得の試算モデル（コラム３－３参照）から、同年齢の夫がフルタイムの正社員として働いている有配偶の女性で、子供を二人出産し、一旦退職した後、第二子が６歳になる 38 歳時点で、年収 100 万円のパート労働に就く者について、60 歳～64 歳の間に、年収の壁を超えて年収 150 万円や 200 万円でパート労働者として働く場合と、年収の壁の範囲内の年収 100 万円で働き続ける場合の生涯可処分所得を試算する。これによると、60 歳～64 歳で年収の壁を超えて働いた場合は、そうでない場合に比べて、夫の配偶者控除等の受益額は減少するものの、給与所得や公的年金所得から得られる可処分所得の増加が上回り、総額で 460 万円～640 万円程度、生涯可処分所得が増加することが分かる（第３－３－16 図）。こうした生涯可処分所得面でのメリットを踏まえつつ、高齢女性の労働意欲を後押しするような被用者年金制度の見直しを進めていくことが重要である。

第３－３－15図　有配偶女性非正規労働者の就業調整実施割合

高齢女性の有配偶非正規労働者の就業調整実施率は年収の壁付近で高い

（１）年齢年収別の実施割合

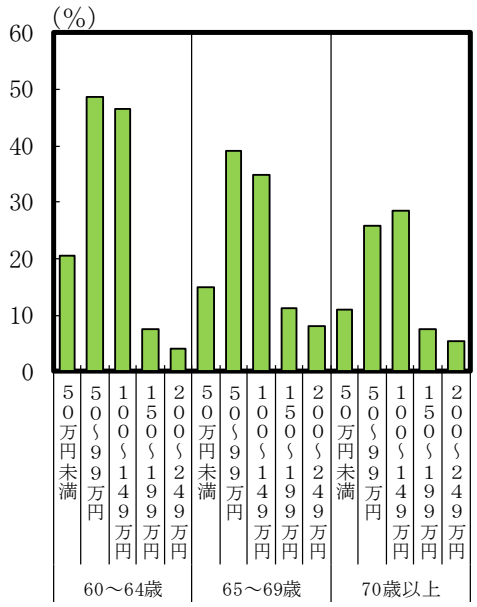

（２）年齢年収別の５年前からの変化幅

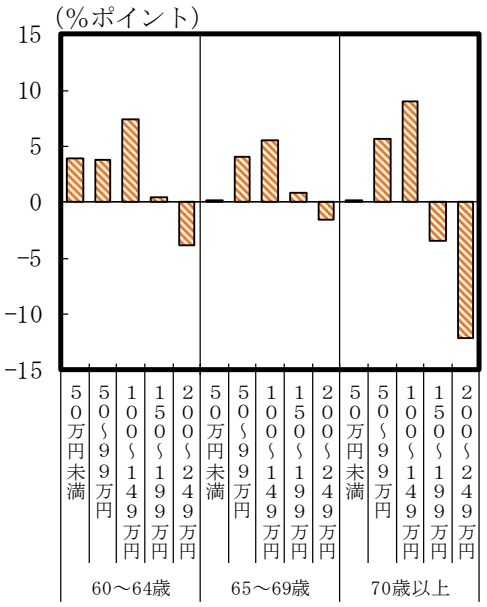

（備考）１．総務省「就業構造基本調査」により作成。
２．（１）は2022年調査における割合。（２）は2022年調査における割合の2017年調査における割合に対する変化幅。

第３－３－16図　60歳以降に女性が「年収の壁」を超えて働いた場合の可処分所得の増加
夫の配偶者手当や配偶者手当の受給減を考慮しても、世帯の可処分所得は大きく増加

パート復職後65歳まで年収100万円の場合と、60～64歳時に「年収の壁」を超えた際の生涯可処分所得の比較

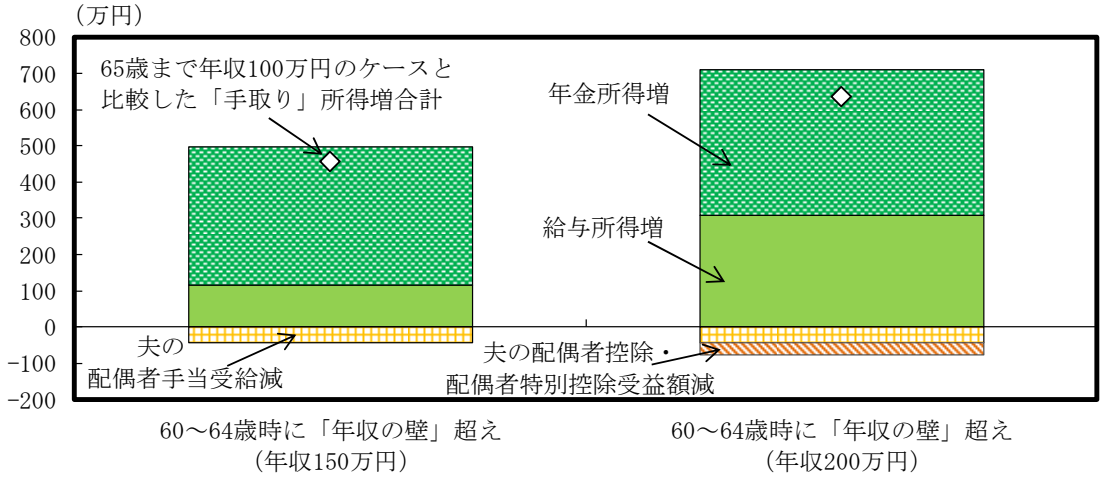

（備考）１．内閣府「女性の出産後の働き方による世帯の生涯可処分所得の変化（試算）」より、コラム３－３における妻が38歳から64歳まで「年収の壁」内で年収100万円として働くケースと、新たに試算した38歳から59歳まで年収100万円で働き、60歳以降に「年収の壁」を超えて年収150万円・200万円で働くケースの家計の「手取り」所得（税・社会保険料考慮）を比較した。
２．年収150万円の場合、配偶者控除と同額の配偶者特別控除が夫の所得にかかるため、配偶者控除・配偶者特別控除による受益減はない。厚生労働省「令和２年就労条件総合調査」（家族手当などの労働者平均支給額1.76万円（令和元年11月分））及び人事院「令和５年職種別民間給与実態調査」（配偶者手当実施割合56.2%）から、妻の年収が100万円の場合、夫に月額9,891円の配偶者手当の支給（税・社会保険料控除前）

（高齢男性雇用者の就労意欲を阻害しない制度の構築や社会的気運の醸成も重要）

一方、高齢男性について、年齢別・年収階級別に就業調整実施率をみると、年収 50 万円～149 万円のグループで実施率が高いという点は、女性と共通であるが、５年前に比べると低下している場合が多い（第３－３－17 図）。就業調整実施率の低下は、他の年収でも同様にみられるが、例えば 65～69 歳の年収 300 万円～499 万円のグループ等では、僅かではあるが、就業調整実施率が５年前から上昇している。こうした就業調整の背景には、健康面も含め様々な理由があると考えられる。ここで、「就業構造基本調査」の調査対象は、主に非正規雇用労働者の就業調整の状況を調査しており、比較的年収の低い労働者が中心になっていることに留意する必要がある。他方、正規労働者も含まれる「生活設計と年金に関する世論調査」によれば、60 代の男性の 41.4%、70 歳以上の男性の 22.1%が厚生年金を受け取る年齢になったときの働き方として、「年金額が減らないよう時間を調整し会社等で働く」と答えており、高齢労働者の中には、在職老齢年金制度（賃金（月給に加え賞与を勘案し算出）や厚生年金を合計した月収総額が 50 万円（2022 年度時点では 47 万円[45]）の基準額を超える場合に、厚生年金の全部又は一部を支給停止する仕組み）を背景に就業調整を行っている者がいる可能性

[45] 在職老齢年金制度の支給停止調整額は、毎年度４月に前暦年の消費者物価上昇率（総合）の前年比伸び率を踏まえてスライドされる仕組みとなっている。

を示している。厚生労働省年金局資料によると、賃金と年金の合計である月収総額階級別の在職老齢年金受給権者数の分布には、基準額である 47 万円（当時）が含まれる等級の手前で僅かながら山もみられる（第３－３－18 図）。

ここで、大学卒の男性を想定し、前述の生涯可処分所得の試算モデルにより、65 歳の定年まで平均的な給与収入で勤務していた正規雇用労働者の男性が、65～74 歳の期間に、①月収総額が基準値を超えないよう[46]就業調整を行いながら勤務した場合、②現行の在職老齢年金制度の下で、同じ年齢層の平均的な給与収入で勤務を続けた場合、③在職老齢年金制度がなかった場合で、②と同様の給与収入で勤務を続けた場合について、10 年間の手取り所得の合計値を比較する（第３－３－19 図）。まず、②と③を比べると、年金の減額分だけ手取り所得が減少し、10 年間の累計で 450 万円程度の差が生まれるが、①と②の比較の場合でも、年金の減額はあっても、賃金収入の増加が上回り、10 年間の合計で、就業調整しない②の方が、就業調整を行う①を 430 万円程度上回る[47]。こうした所得面でのインセンティブがある中で、就業調整が行われているとすると、その背景には、年金の減額という広義の限界税率が不連続に高まることによる心理的な抵抗感など労働供給側の要因が考えられるほか、企業側から高齢労働者に対して、年金が減額される基準に達しないよう年収を抑えることを勧奨するなど労働需要側の要因も可能性として考えられる。2020 年の高年齢者雇用安定法の改正（2021 年施行）により、70 歳までの就業機会の確保が努力義務となり、65 歳以上でもフルタイムで働く労働者が増える環境の中で、高齢者の就労インセンティブを高めていく制度の在り方の検討や、高齢者の就労意欲を後押しする社会的気運の醸成が重要であると言える。

[46] この場合、給与年収 487 万円程度となる。

[47] ここでの試算には織り込んでいないが、69 歳まで厚生年金保険料を負担する際の給与水準の違いを反映した、「報酬比例部分」による年金受給額の差も、①と②の差が拡大する要因となる。

第３－３－17図　高齢男性の就業調整の実施状況（2017年と2022年）

60代後半の高齢男性の非正規労働者では相対的に高い年収層で就業調整実施率が上昇

（１）年齢年収別の実施割合

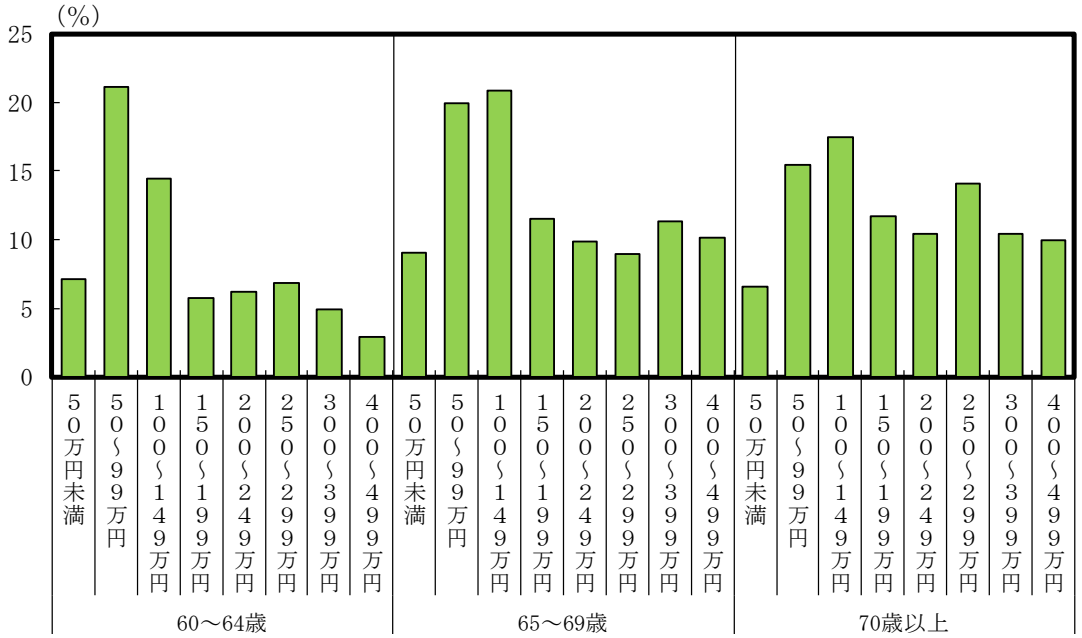

（２）年齢年収別の５年前からの変化幅

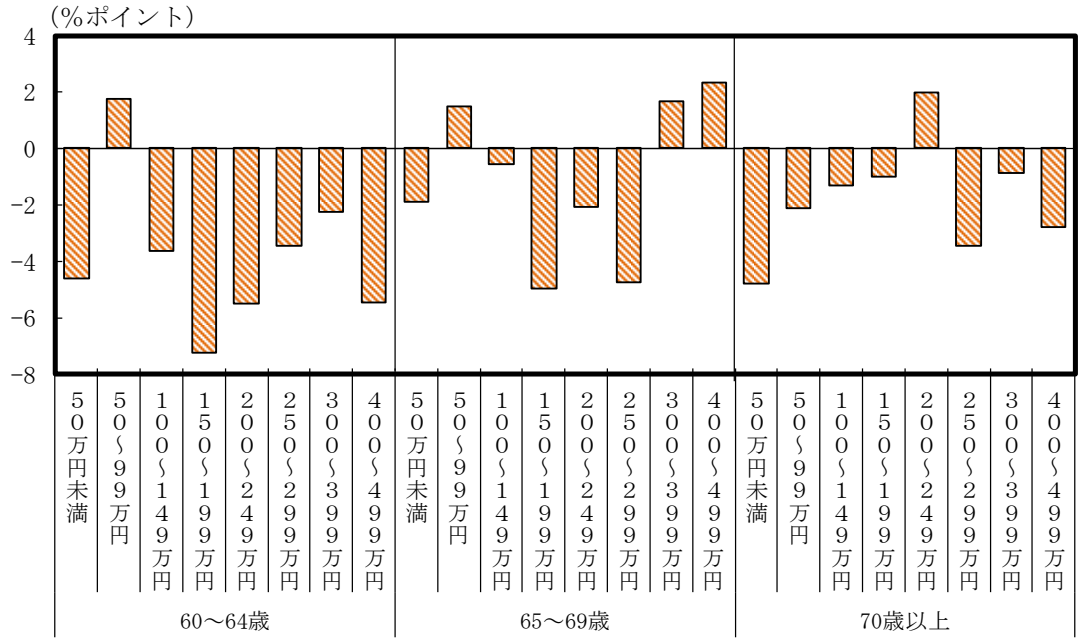

（備考）総務省「就業構造基本調査」により作成。

第３－３－18図　在職老齢年金制度と就業調整

在職老齢年金の支給停止が始まる基準額以下の収入に抑える就業調整が示唆

65歳以上の在職している年金受給権者の「賃金＋厚生年金」の月額（2021年度末）

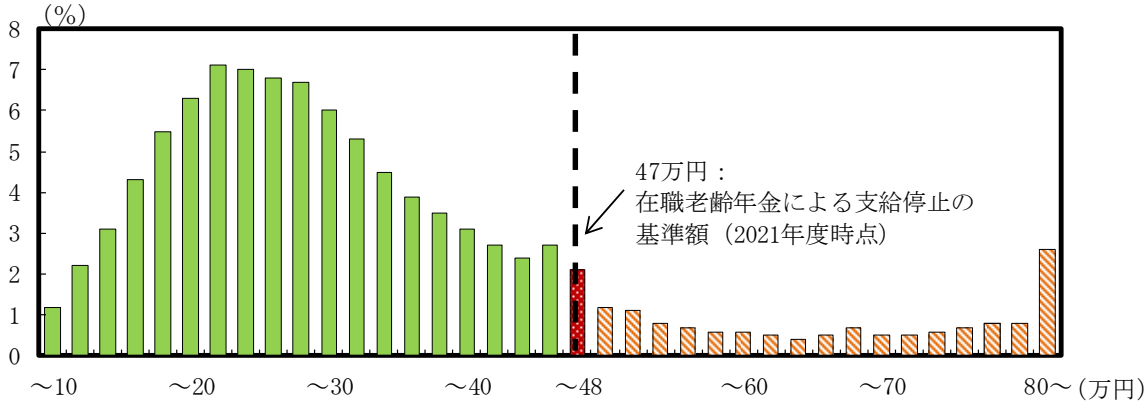

（備考）１．厚生労働省「高齢期における年金制度」第８回社会保障年金部会　資料２（2023年10月24日）より作成。「賃金＋厚生年金」の額について、「10万円未満」から「80万円以上」の階級について、２万円刻みで割合を表示している。

２．図中の「賃金＋厚生年金」の月額は2021年度末のデータ。2021年度当時の在職老齢年金制度の基準額は47万円（2024年度の基準額は50万円）。基準額が47万円のため、図中の「～48万円」の階級は、在職老齢年金による支給停止の対象とならない受給権者と対象となる受給権者の双方を含む。

第３－３－19図　在職老齢年金制度と高齢期の可処分所得

就業調整を行うことにより高齢期の可処分所得は減少。高齢者の就労意欲を後押しする取組が重要

可処分所得（65～74歳時の合計）

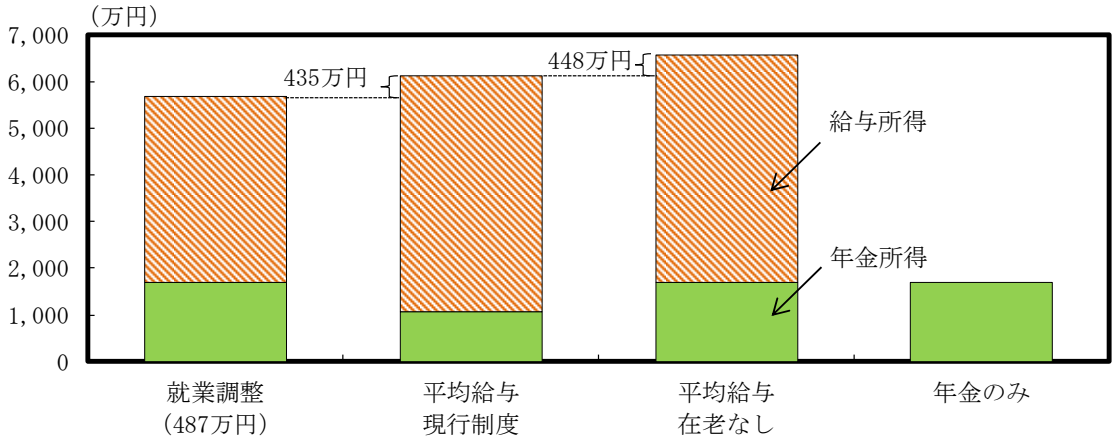

（備考）１．厚生労働省「令和５年賃金構造基本統計調査」、「国民健康保険事業年報　令和３年度」、「令和６年度介護納付金の算定について（報告）」、国税庁「タックスアンサー」、総務省「地方税制度」、日本年金機構「厚生年金保険料額表」、「在職老齢年金の計算方法」により作成。給与所得は一般労働者、正社員・正職員計、産業計、男性・大学卒のものを使用。年金額は令和６年度水準の男性の平均的な収入による年金額より、基礎年金が月額68,000円、厚生年金が月額94,483円とした。

２．可処分所得の内訳の算出に当たっては、「年金のみ」のケースの65～74歳の期間における可処分所得から在職老齢年金による厚生年金の支給停止額を差し引いたものを「年金所得」とし、各ケースの合計の可処分所得から「年金所得」を差し引いたものを「給与所得」としている。可処分所得は、税・社会保険料控除後の概念。65歳以降も勤務を続けた場合、69歳までは厚生年金保険料を支払い、70歳以降は厚生年金保険料の支払いがないと想定している。在職定時改定による在職中の年金所得増は試算に反映していない。

３．在職老齢年金による支給停止額は、厚生年金額を月額94,483円と想定し、令和６年度の支給停止調整額が月50万円である事を踏まえ、給与が約486.7万円以上の際に、1,133,796−（1,133,796 ＋ 給与 − 6,000,000）÷2　が支給停止になるとして計算している。

コラム３－３　働き方による生涯可処分所得の変化に関する試算について

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）は、令和６年４月に設置され、同年６月５日に中間取りまとめを公表した「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」において、女性が出産後に働き方を変えていくことによって世帯の生涯の可処分所得がどの程度変化するかについて、定量的に分かりやすく示す観点から、一定の仮定に基づく試算を行い、公表した（なお、本論における、女性の高齢期における就労時間の増加による生涯可処分所得への影響や、男性が高齢期において在職老齢年金の支給停止を踏まえて行う就業調整の影響等については、本試算のモデルを応用したものである）。

具体的には、試算の前提として、夫婦と子供２人の世帯について、出産後の妻の働き方に関して、大きく、①出産後も就労継続する場合、②出産後一旦退職し、一定期間後に再就職する場合、③出産後に退職し、再就職しない場合の３つのパターンに分けた。さらに、①については妻がフルタイムの正社員として勤務する場合とフルタイムの非正規社員として勤務する場合、②についてはフルタイムの正社員として再就職する場合、パートタイム労働者として、年収の壁の範囲内（年収 100 万円）で働く場合と年収の壁を超えて働く場合（年収 150 万円）にケース分けし、合計６つのケースについて、世帯の生涯可処分所得、つまり夫婦合計の「手取り」所得を試算した。出生年齢（第一子 29 歳、第二子 32 歳）、死亡年齢（男性 88 歳、女性 93 歳）といった前提は、各種公的統計における最頻値を採用するとともに、第二子が６歳時点（妻が 38 歳時点）で再就職するという点については、「令和４年就業構造基本調査」において、末子の年齢が６～８歳の際に妻の雇用率が大きく上昇することを踏まえ設定した。

生涯可処分所得（手取り所得）の計算に当たっては、各種公的統計や制度の詳細を踏まえ、就労期間中の賃金、退職後の年金収入に加え、退職金や児童手当等も収入として考慮し、こうした収入から税（所得税・住民税等）や社会保険料の負担分を控除している。税・社会保障制度については現行の制度を前提とした。なお、世帯所得についての試算であることから、女性の働き方に関連して、夫の課税所得算定時の配偶者控除・配偶者特別控除や、企業から支給される配偶者手当が変わることによって、夫の手取り所得が変化する点についても考慮した。

試算の主な結果は、コラム３－３図のとおりであり、例えば、妻が出産後も正社員として就労継続する場合は、世帯の生涯可処分所得は約 4.9 億円となり、出産後に退職し、再就職しない場合に比べ、約 1.7 億円多い結果となった。また、出産後離職した女性が、第２子が６歳のときにパートタイムとして再就職する場合で、「年収の壁」を超えて働くか、「年収の壁」を超えないよう就業調整を行うかの違いを

みると、「年収の壁」を超えて年収 150 万円で働いた場合、税・社会保険料の支払を考慮しても、妻の手取りの給与所得は、年収 100 万円に抑えた場合よりも増加することに加え、妻の年金所得については、「年収の壁」を超えて厚生年金の被保険者となることで、就業調整をした場合と比べ、大きく増加する結果となる。一方、年収の壁を超えて働くと、夫の配偶者手当等による受益額は減少するものの、夫婦合わせた可処分所得としては、年収の壁の範囲内で働く場合と比べ、年収 150 万円の場合は約 1,200 万円増える結果となった。

こうした試算は一定の仮定を置いて行ったものであり、結果については幅を持ってみる必要があるが、女性がそれぞれの希望に応じて出産後も働き続けることを選択できること、また、「年収の壁」を意識することなく働くことができることにより、世帯の生涯の可処分所得が大きく増加する可能性を示している。

コラム３－３図　女性の出産後の働き方による世帯の生涯可処分所得の変化（試算）
「年収の壁」を超えて就労することにより、世帯としての生涯可処分所得は大きく増加

（１）女性の出産後の働き方別　世帯の「手取り」所得（税・社会保険料考慮）

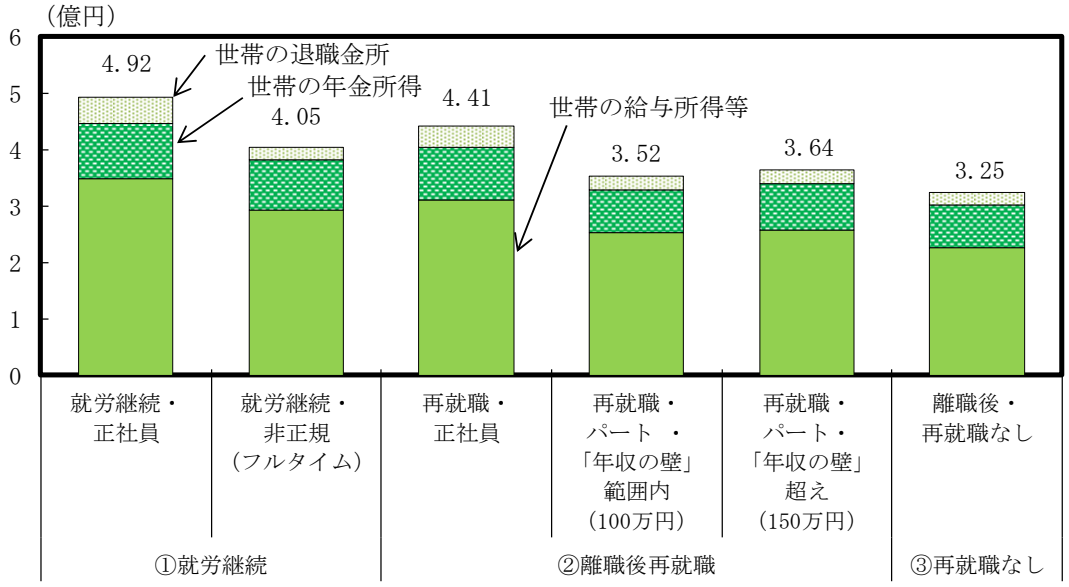

（２）「年収の壁」を超えて働いた場合の生涯「手取り」所得増（年収100万円との比較）

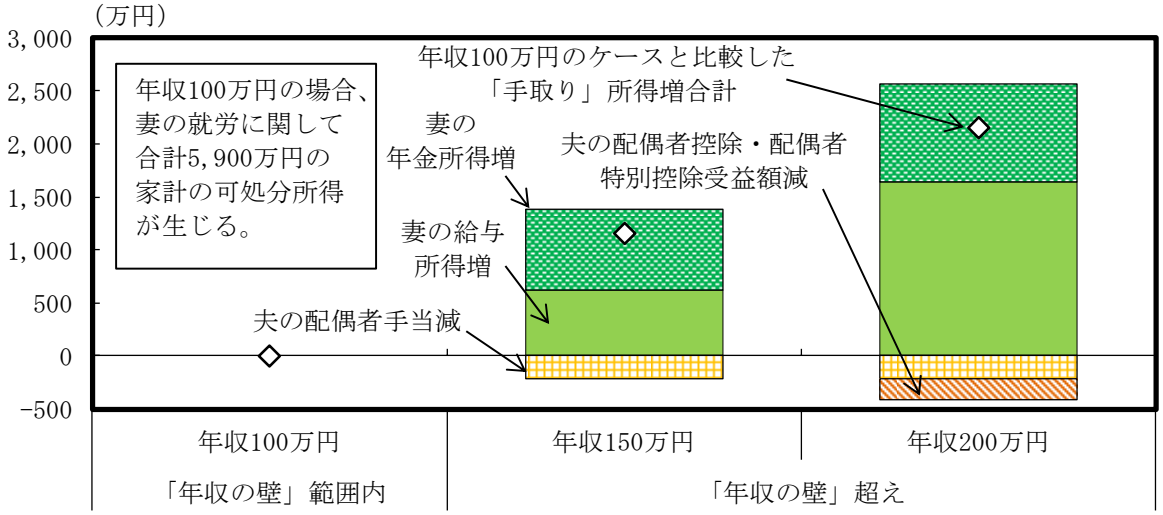

（３）女性の出産後の働き方別　世帯の「手取り」所得（税・社会保険料考慮）の推移

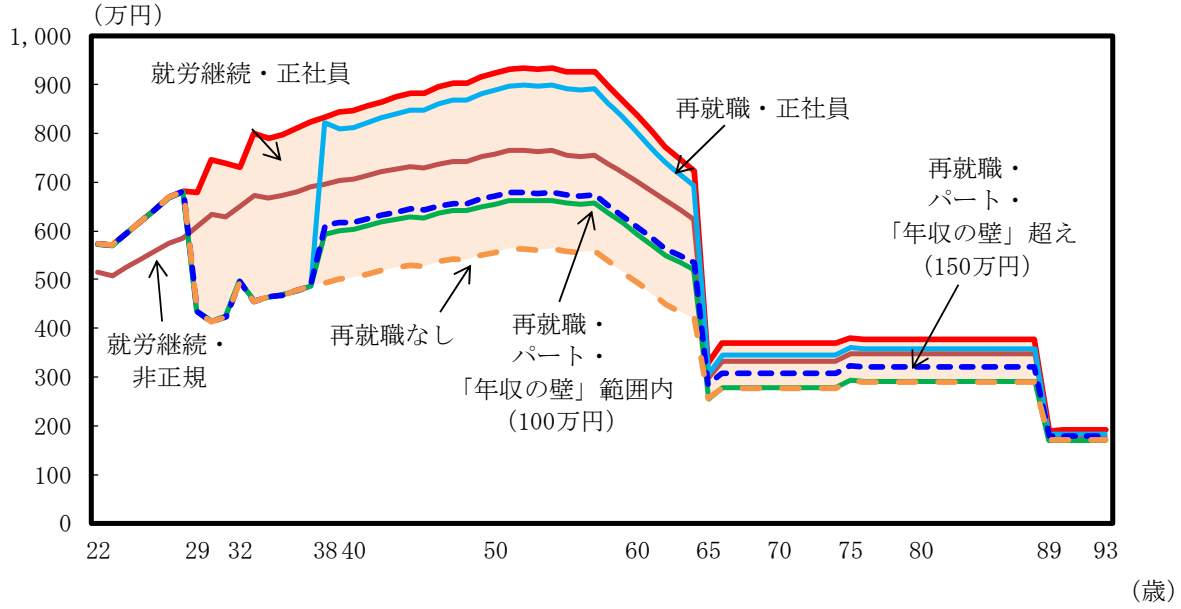

（備考）１．厚生労働省「令和５年賃金構造基本統計調査」、「公的年金シミュレーター」、「育児休業制度　特設サイト」、「国民健康保険事業年報　令和３年度」、「後期高齢者医療の保険料について」、「令和２年就労条件総合調査」、「令和６年度　介護納付金の算定について（報告）」、中央労働委員会「令和５年賃金事情等総合調査」、国税庁「タックスアンサー」、総務省「地方税制度」、日本年金機構「厚生年金保険料表」、「被保険者・被扶養者関係（資格取得・喪失等）」、全国健康保険協会「第109回全国健康保険協会運営委員会　参考資料１」、人事院「令和５年職種別民間給与実態調査」により作成。
２．試算の前提は内閣府「女性の出産後の働き方による生涯可処分所得の変化（試算）」による。夫婦は同年齢（2024年に22歳）とし、夫（男性）は、22歳でフルタイムの正社員として就労開始し、65歳で退職。厚生労働省「令和４年簡易生命表」における死亡年齢の最頻値を踏まえ、男性は88歳、女性は93歳まで生きると仮定し、国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」の完結出生子ども数（夫婦一組あたりの平均出生子ども数）1.90人及び厚生労働省「令和４年人口動態統計」の嫡出子の母の年齢の最頻値より、妻は29歳で第１子、32歳で第２子を出生と仮定。①就労継続の場合、出産後１年育休を取得し65歳まで就労を継続、②離職後再就職の場合、29歳で退職し38歳時に復職、③再就職なしの場合、29歳で退職後再就職はしない、と想定。
３．（１）について、世帯の給与所得等は22歳～64歳までの世帯の可処分所得の合計であり、給与所得の他に出産育児一時金、育児休業給付金、児童手当が含まれる。
４．（２）は妻がパートとして再就職した際に、38歳から65歳まで年収100万円・年収150万円・年収200万円で働いた際の世帯の所得を比較した。妻が再就職時年収150万円の場合、配偶者控除と同額の配偶者特別控除が夫の所得にかかるため、配偶者控除・配偶者特別控除による受益減はない。厚生労働省「令和２年就労条件総合調査」（家族手当などの労働者平均支給額1.76万円（令和元年11月分））及び人事院「令和５年職種別民間給与実態調査」（配偶者手当実施割合56.2%）から、妻の年収が100万円の場合、夫に月額9,891円の配偶者手当の支給（税・社会保険料控除前）があると想定。
５．（３）のグラフからは退職金を除いている。

３　企業（需要面）からみた高齢者雇用に係る取組と課題

本項では、2013 年（施行）に 65 歳までの高齢者の雇用確保が完全義務化され、さらに、2021 年（施行）に 70 歳までの就業機会の確保が努力義務化されるなど、高齢者雇用の確保のための法制度が整備されてきた中で、労働需要側である企業部門における取組状況と課題について整理する。具体的には、高齢者の雇用確保は、個々の企業にとっては、生産性や人件費、労務管理等の観点で課題もある中で、企業部門がこれまでどのような対応を行ってきているのか、また、企業が高齢労働者に求めている資質はどこにあり、どのような変化をたどっているのか、さらに、高齢者雇用は企業業績にどのような影響を与えているのか等について整理・分析し、今後の課題を検討する。

（70 歳までの就業機会の確保に向けた努力義務へ対応する企業は着実に増加）

ここでは、内閣府が企業を対象に実施したアンケート調査[48]（以下「アンケート調査」という。）に基づき、企業における高齢者雇用の取組やその特徴について、直近の状況と、コロナ禍前に当たる５年前（2019 年）からの変化についてみてみたい。

まず、アンケート調査の対象企業のうち、定年が 60 歳である企業の割合は、2019 年から５年間で、2.3%ポイント低下した一方、定年が 61 歳以上の企業の割合が 3.6%

[48] 詳細は付注２－１参照。

ポイント増加している（第３－３－20 図（１））。結果として、定年が 61 歳以上の企業は全体の３割程度となっている。また、定年後に勤務可能な年齢の上限をみると、65 歳までとなっている企業の割合がここ５年間で 10%ポイント低下し、66 歳以上まで働ける企業の割合が同程度増加するなど、65 歳を超える年齢での就業機会の確保に取り組んでいる企業が全体の半数程度まで増加していることが分かる（第３－３－20 図（２））。このうち、71 歳以上まで働ける企業の割合も増加し、２割程度となっており、就業機会の確保の努力義務を超えて、高齢労働者の活躍の場を設けている企業が少なくないことも注目される。

第３－３－20図　70歳までの就業機会確保の努力義務化への対応

ここ５年間で、定年引上げ、勤務可能な年齢上限の引上げなど高齢者の就業確保措置が進展

（１）定年の年齢

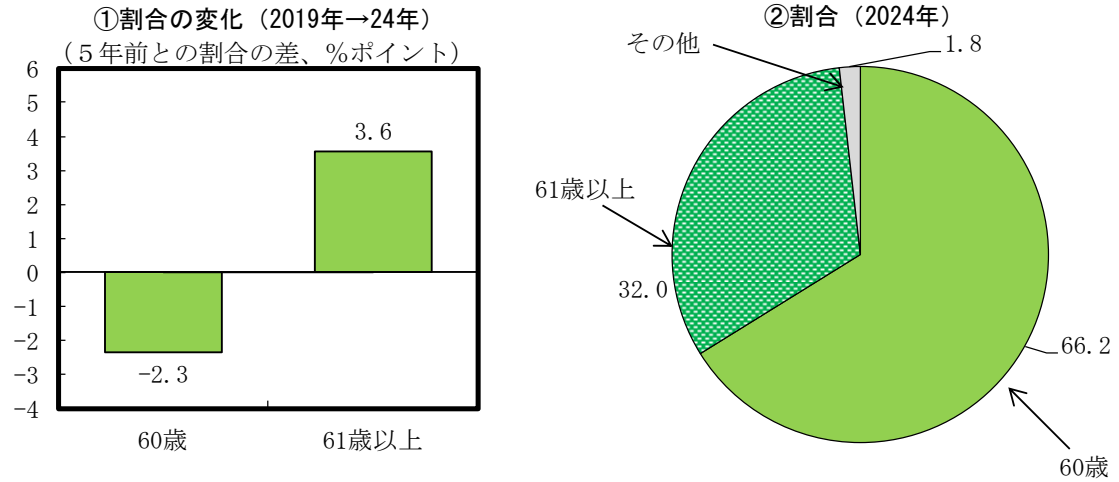

（２）定年後に勤務可能な年齢の上限

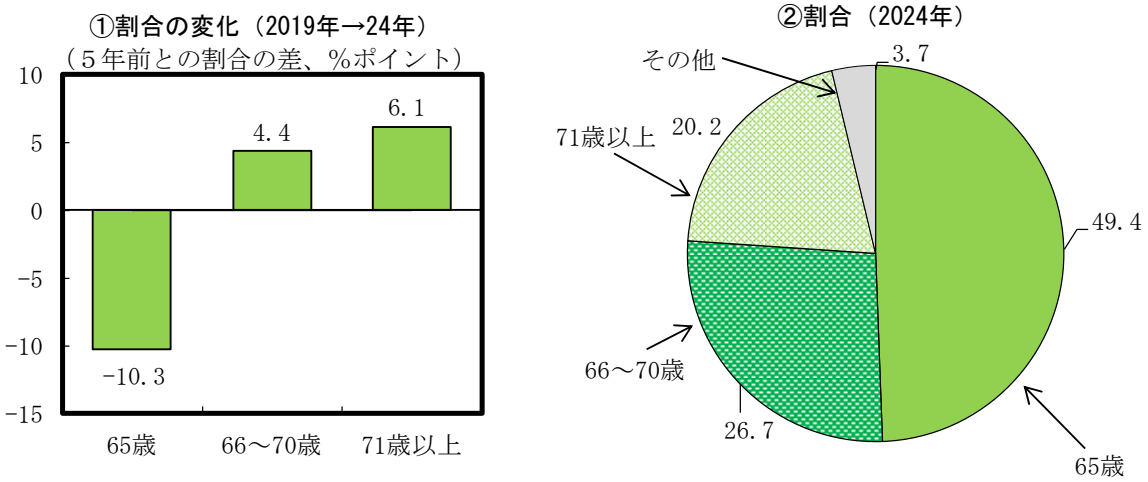

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）、「多様化する働き手に関する企業の意識調査」（2019）により作成。
２．（１）②のその他は「定年はない」又は「わからない・不明」と回答した企業の割合。（２）②のその他は、「定年後の継続雇用はしない」又は「わからない・不明」と回答した企業の割合。

（定年後の賃金低下幅は、年齢別の人員構成にばらつきがある業種で縮小傾向）

次に、アンケート調査から、高齢者の定年前後の賃金水準について確認する。従前は、65 歳までの雇用確保措置が浸透してきた一方で、企業側の負担も鑑みて、継続雇用に際して、職務・職責の変化に応じて、定年前から賃金水準が一定程度低下することが広くみられる。こうした中、定年前の収入の６割を目途とする判例[49]の影響などもあり、定年後の賃金水準を定年前の６割未満としている企業は全体の１割未満となっている（第３－３－21 図（１））。また、この５年間の動向をみると、定年前収入の７割程度以下の賃金とする企業の割合が約 15%ポイント減少する一方で、逆に、８割程度からほぼ同程度とする企業の割合が約 15%ポイント増加している。

以下では、このように定年前後での賃金低下幅が縮小している背景を確認する。まず、業種ごとに、この５年間で再雇用の際の賃金引下げ幅を縮小した企業の割合と、日銀短観の雇用人員判断ＤＩ（ここでは不足超をプラス表示）を比べると、両者に一定の正の相関がみられ、人手不足感の高い企業ほど、高齢層を貴重な労働の担い手と考え、引留めやモチベーション引上げのために、定年前からの賃金の引下げ幅を縮小させている可能性が示唆される（第３－３－21 図（２））。

次に、業種ごとに、雇用者の年齢別構成のばらつき[50]がどの程度拡大したかと、定年後における賃金引下げ幅を縮小した企業の割合を比較すると、両者に正の相関がみられ、この５年間で雇用者の年齢構成の分散が高まった企業では、定年後の賃金引下げ幅の縮小に取り組んでいる可能性がある（第３－３－21 図（３））。アンケート調査によれば、再雇用後の賃金低下幅を縮小させている企業においては、再雇用しても良いと思える高齢者の資質として、「他の職員の教育・指導ができる」や「適切なマネジメントが出来る」といったマネジメントに係る能力を求める割合が、平均の回答率よりも高いことが確認される（第３－３－21 図（４））。一つの可能性として、現在 40 代や 50 代の就職氷河期世代の採用を抑制してきた企業では、管理や若年層を指導する人材が不足しており、こうした企業においては、指導やマネジメント面での役割を期待して高齢の再雇用者の待遇改善により努めていることがあり得る。

人事院「平成 29 年度民間企業の勤務条件制度等調査」によれば、調査時点において、いわゆる役職定年を採用している企業は企業規模計で 16%程度であった一方、従業員数が 500 名以上の企業では約 30%が採用していたが、導入していない企業の

---

[49] 名古屋地判令和２年 10 月 28 日裁判所ＨＰ参照（平成 28(ワ)4165）。なお、令和５年７月 20 日最一小判令（令和４(受)1293）で各基本給の性質やこれを支給することとされた目的を十分に踏まえることなく、また、労使交渉に関する事情を適切に考慮していないこと（案件の事由を十分に検討せずに６割と基準を設定）を理由に審理を二審高裁に差し戻し審理中（令和６年６月時点）。

[50] 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の業種別の雇用者の年齢構成のばらつきの変化をとり、アンケート調査における業種別の定年時の賃金引下げ幅縮小企業割合と対応させている。

10.8%が過去に役職定年を廃止したほか、役職定年採用企業の 4.3%が廃止を検討しているとされていた。このように、企業においては、徐々に役職定年を取り止め、高齢の職員に対してマネジメントなどの役割を求めつつあるものとみられる。また、高齢期における賃金変化が少ないことは、高齢者の労働意欲の向上にも資するものであり（内閣府（2019））、労働供給側の就労意欲の後押しという意味でも、近年の企業の取組の変化は重要である。

第３－３－21図　再雇用による賃金低下幅とその背景

人手不足感が高く、年齢構成のばらつきが拡大した業種では、再雇用時の賃金低下幅を縮小

（１）定年後の高齢雇用者の賃金水準

①割合（2024年）

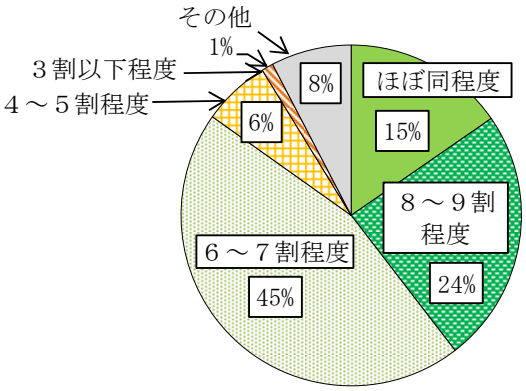

②割合の変化（2019年→24年）

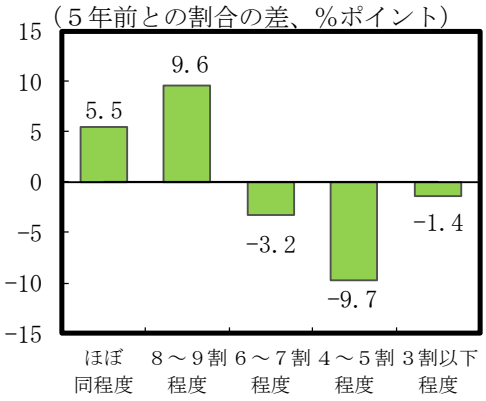

（２）業種別の賃金変化と人手不足感

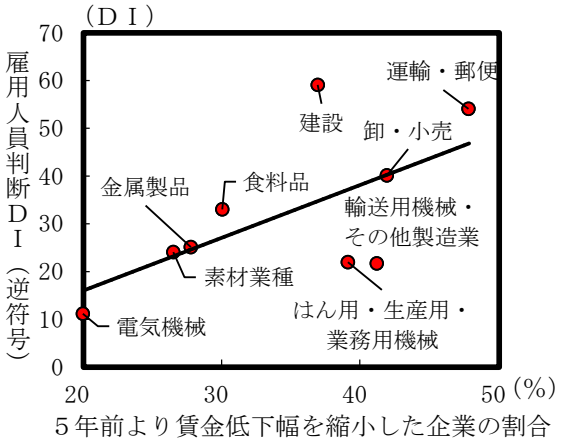

（３）業種別の賃金変化と年齢構成の分散の変化

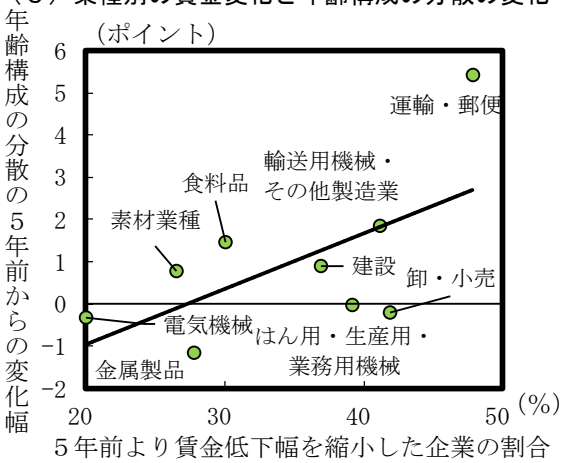

（４）再雇用後の賃金低下幅の変化ごとのマネジメント力のある人材を求める割合の変化

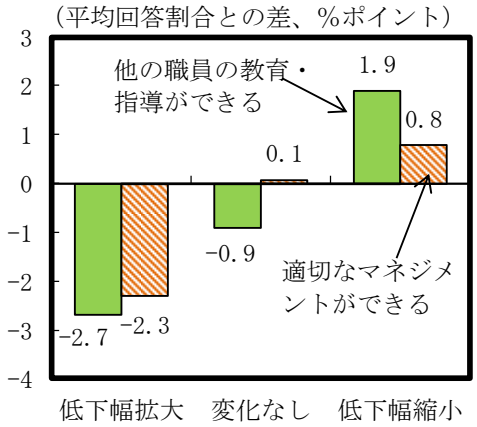

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）、「多様化する働き手に関する企業の意識調査」（2019）、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。
２．（２）～（４）は５年前と比べて定年年齢に変化がなかった企業を対象としている。
３．（２）の雇用人員判断ＤＩは2024年３月調査。
４．（３）の年齢構成の分散は、業種別に20～64歳の労働者を対象に、20～24歳、25～29歳、30～34歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳、60～64歳の９つの区分に分けて求めた。具体的には、｛（20～24歳労働者割合）−1/9｝^2＋｛（25～29歳労働者割合）−1/9｝^2＋｛（30～34歳労働者割合）−1/9｝^2＋｛（35～39歳労働者割合）−1/9｝^2＋｛（40～44歳労働者割合）−1/9｝^2＋｛（45～49歳労働者割合）−1/9｝^2＋｛（50～54歳労働者割合）−1/9｝^2＋｛（55～59歳労働者割合）−1/9｝^2＋｛（60～64歳労働者割合）−1/9｝^2により求めた。

（高齢者には、他の職員への教育・指導の資質が求められるようになっている）

次に、回答企業全体において、高齢者の再雇用の際に求めている資質をみると、全体としては、「健康上支障がない」、「高い専門的な技術力を保有している」、「働く意思・意欲が高い」、「他の職員の教育・指導ができる」といった回答割合が高いことが分かる（第３－３－22 図（１））。５年前からの変化をみると、「他の職員の教育・指導ができる」の回答割合の伸びが大きく、次いで「健康上支障がない」や「適切なマネジメントができる」が伸びている。高齢者に対し、「他の職員の教育・指導ができる」という資質を求める企業が増えているという点については、前掲第３－３－21 図（２）（３）において、人手不足感や雇用者の年齢構成のばらつきと再雇用時の賃金低下幅の縮小に相関がみられたように、一部には、若年層を指導できる年齢層の職員が不足していることが影響している可能性があるほか、高齢労働者がそれまでのキャリアの中で蓄積してきた技能や知識など無形のストックをより若い世代に効率的に継承することが、企業経営にとって重要な課題と認識されつつあることも背景にあると考えられる。その他、定年の延長や継続雇用の年齢が上昇している中、高齢労働者の健康に対する配慮の必要性が高まっている面もあると言える。

さらに、再雇用の際に求める資質について、大企業と中小企業を比較すると、大企業では、中小企業に比べて、「高い専門的な技術を保有している」や「他の職員の教育・指導ができる」の回答割合が高い。大企業では、一般的に分業体制が進んでいると考えられることから、高齢の労働者がそのキャリアの中で培ってきた専門性や指導力をより重視しているとみられる。一方、中小企業は、大企業に比べ、「健康上支障がない」を挙げる割合が高い（第３－３－22 図（２））。また、「働く意思・意欲が高

い」という意欲面については、企業規模を問わず50%程度の企業が挙げている。この５年間の変化をみると、企業の規模を問わず、「他の職員の教育・指導ができる」という指導的な資質へのニーズが最も高まっていることが分かる。ただし、企業規模別に差がみられるものとして加えて、大企業においては、中小企業と比べて、過去５年の間に、高齢者に求める資質としてマネジメント能力をより重視するようになっているほか、中小企業では、「(再雇用時における）賃金の引下げに合意する」の割合が大きく低下しているという違いがある。人手不足感が強まる中で、大企業では高齢者のマネジメント能力を更に重視するようになっている一方、中小企業では、再雇用時の処遇を改善して、経験値の高い高齢者の引留めを重視するようになっている可能性を示している。

こうした再雇用の際に求められる資質については、業種ごとにばらつきもみられる。特に業種ごとのばらつきの大きい項目に絞ってみると、「高い専門的な技術力を保有している」を多く求める業種は、一般に、熟練の技術を持つ者が含まれる加工型製造業や建設業となっている（第３－３－22図（３））。一方で、「働く意思・意欲が高い」、「健康上支障がない」といった項目は運輸・郵便業、サービス業、小売業などの一般的に労働集約的で人手不足感が相対的に高い業種を中心に高い。後述するように、相対的に労働時間が長いこれらの業種では、心身の健康といった労働者として基本的な資質がより求められているとみられる。

第３－３－22図　再雇用に求められる資質

高齢者に他の職員への指導力等を資質として求める企業が増加

（１）再雇用に求められる資質

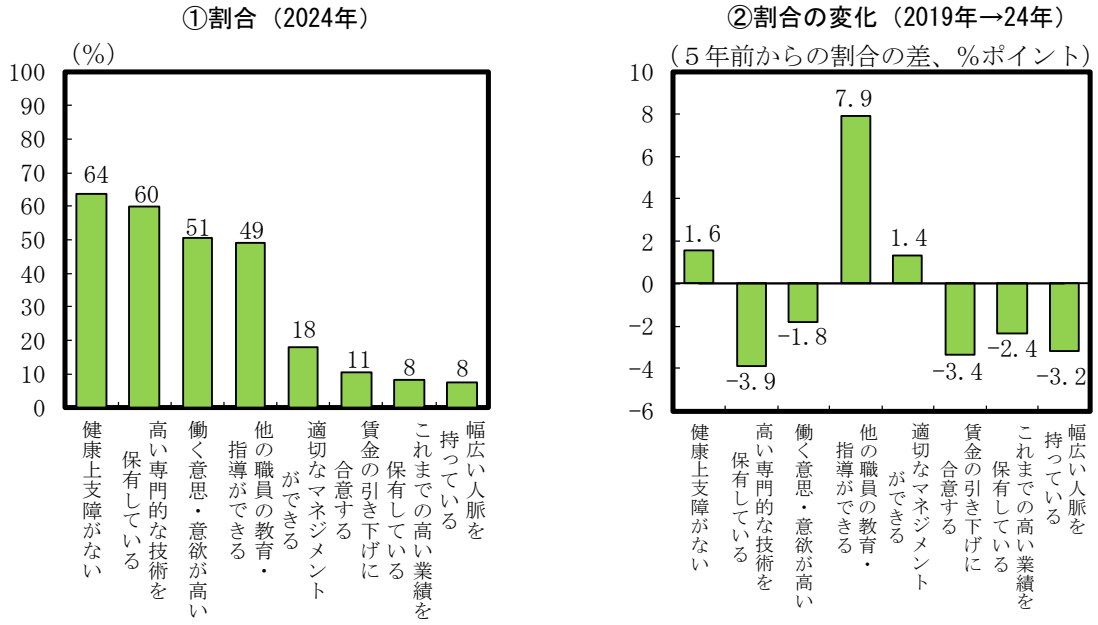

（２）企業規模別の回答割合

①割合（2024年）

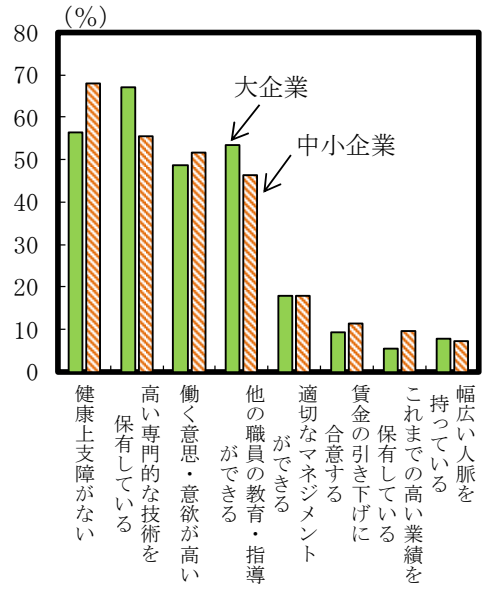

②割合の変化（2019年→24年）

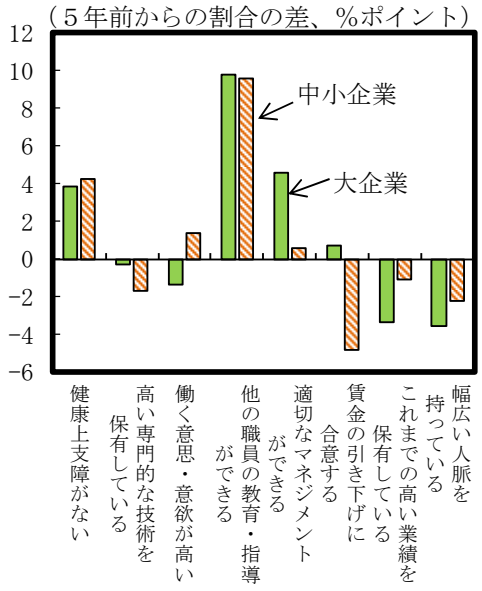

（３）業種ごとの回答率の偏りが大きい項目の業種別の平均回答率からのかい離幅

①「高い専門的な技術を保有している」

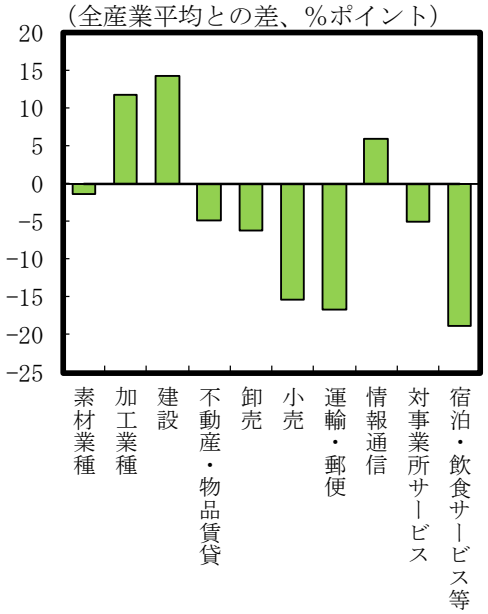

②「健康上支障がない」

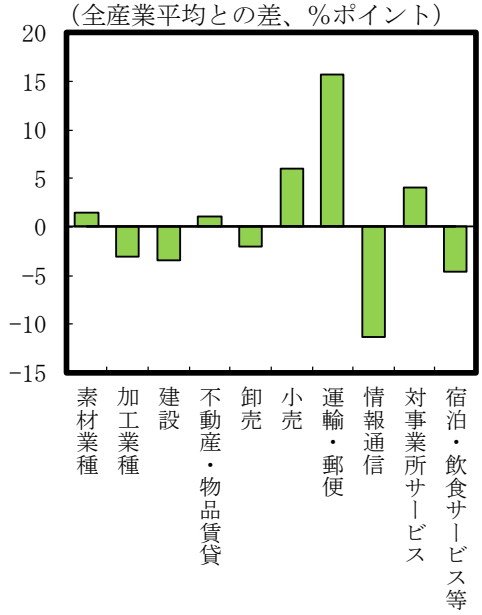

③「働く意思・意欲が高い」
（全産業平均との差、％ポイント）

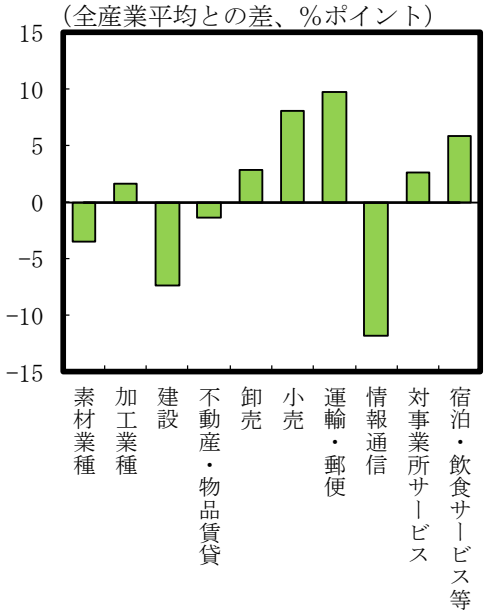

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）、「多様化する働き手に関する企業の意識調査」（2019）により作成。
２．（２）の企業規模は資本金１億円未満の企業を「中小企業」とし、それ以外を「大企業」としている。
３．（３）「宿泊・飲食サービス等」には対個人サービスを含む。

（再雇用の課題は業種ごとに違いがみられ、異なる対策が求められる）

次に、高齢者の再雇用に際して、企業が課題として考えている事項についてみると、「健康上の配慮」を挙げる企業が最も多く、「生産性の低下」等が続くが、これらの項目については、業種ごとに回答割合のばらつきがみられる（第３－３－23 図（１）、（２））。以下、こうしたばらつきの背景を確認していく。まず、「健康上の配慮」については、比較可能な業種に制約があるものの、業種別にみて、再雇用の課題として挙げる企業の回答割合と、「毎月勤労統計調査」における一般労働者の労働時間との間に正の関係がみられる（第３－３－23 図（３））。高齢者の更なる高齢化や人口減少が進んでいく中で、若年層のみならず、高齢層においても、人材獲得競争が厳しさを増していくことが考えられ、現在、相対的に労働時間が長い業種においては、省力化投資の促進や業務分担の見直し等を通じて、労働時間の適切な縮減を図っていく必要があることが示唆される。

次に、「生産性の低下」や、これに関連して「人件費の増加」を課題として挙げる企業の特徴を確認する。日銀短観の業種別の雇用人員判断ＤＩと、「生産性の低下」、「人件費の増加」を課題に挙げる企業の業種別回答割合の関係をみると、一定の負の相関がある（第３－３－23 図（４））。人手不足感が相対的に深刻な宿泊・飲食サービスや建設、運輸といった業種では、高齢者雇用の課題として、人件費の増加や生産性の低下を挙げる企業の割合が低く、こうした理由で高齢者の雇用を回避しない傾向があるとみられる。一方で、人手不足感が相対的に低い製造業や情報通信といった業種では、逆に、「人件費の増加」や「生産性の低下」を課題に挙げる企業割合が高く、

経営効率の観点から、若年層の雇用をより優先し、高齢者の雇用へのハードルが高い傾向があることが示唆される。

第３－３－23図　再雇用の課題

再雇用の課題として「健康上の配慮」や「生産性の低下」を挙げる企業が多い

（１）再雇用の課題

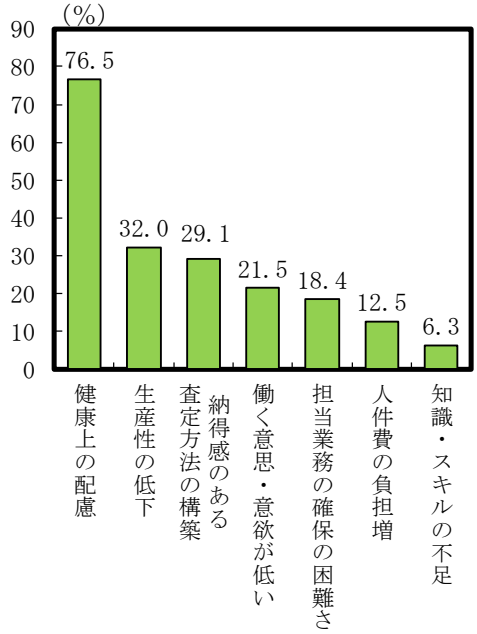

（２）業種別の回答割合

①「健康上の配慮」と回答した割合

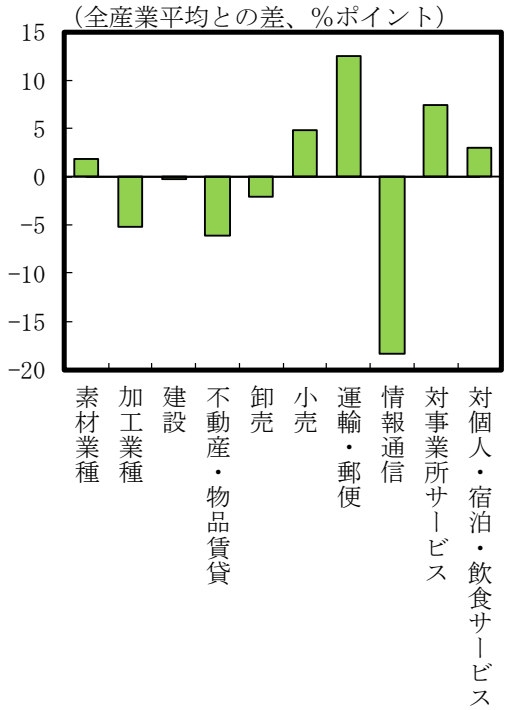

②「生産性の低下」と回答した割合

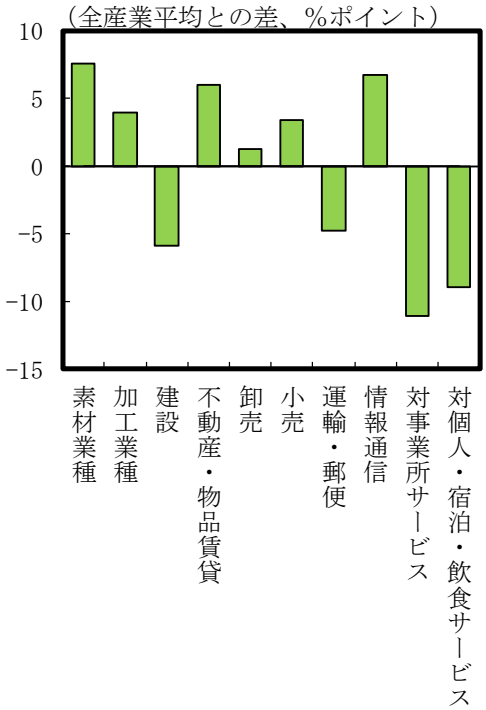

（３）業種別の総労働時間と「健康上の配慮」と回答した割合

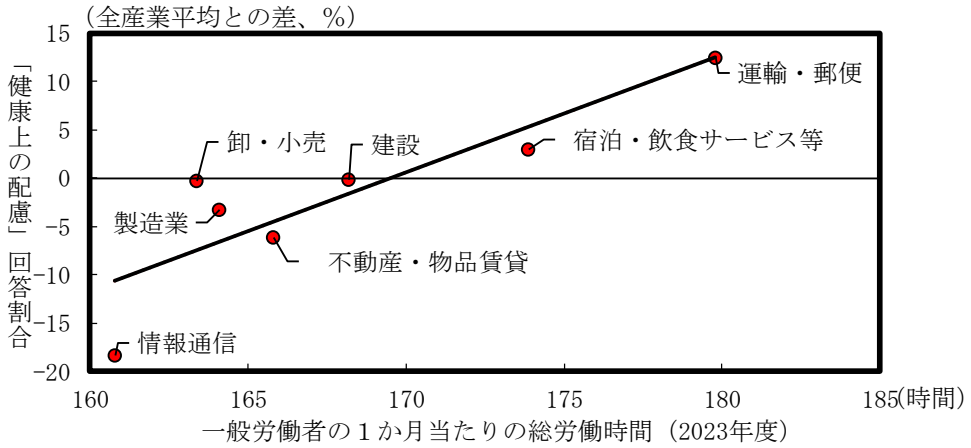

（４）業種別の人手不足感と項目別回答割合

①人手不足感と「人件費の増加」と回答した割合

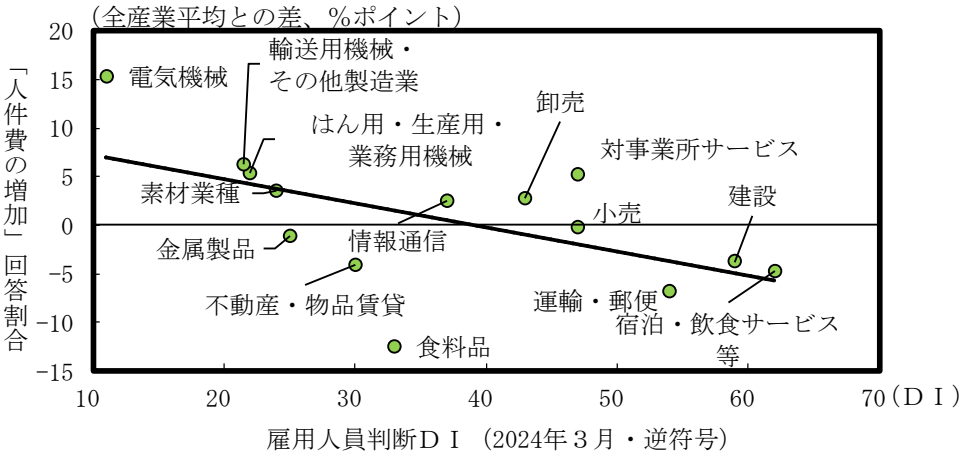

②人手不足感と「生産性の低下」と回答した割合

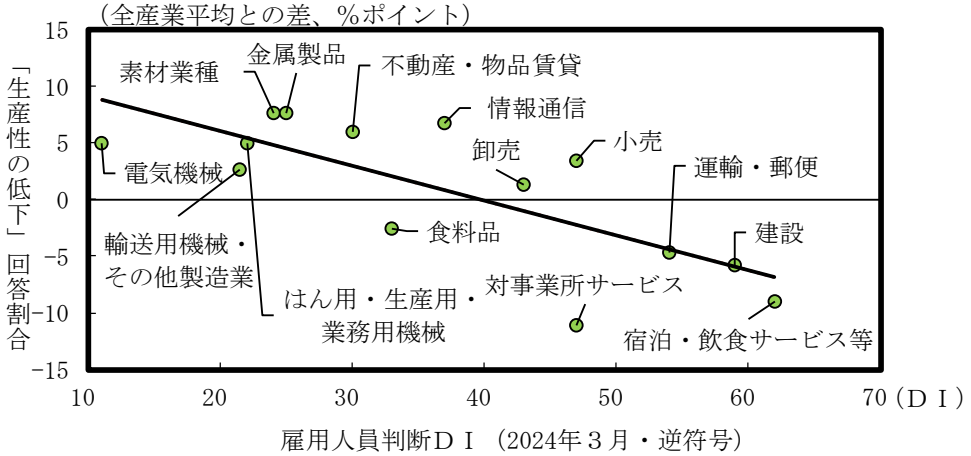

（備考）内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）、「多様化する働き手に関する企業の意識調査」（2019）、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

（定年延長企業では、人件費率の上昇がみられる一方、収益率には影響せず）

最後に、高齢者雇用の課題として一部の企業が挙げている生産性の低下や人件費の増加が、現実に企業のパフォーマンスとして顕在化しているのかを確認する。ここでは、アンケート調査と企業財務データをマッチングし、各企業の収益率（売上高営業利益率）や人件費率（売上高に対する人件費の比率）の５年前からの変化を被説明変数として、企業規模や業種などをコントロールした上で、過去５年以内に定年を引き上げた企業とそうでない企業の違いを確認した。

結果をみると、第３－３－24 図のとおり、人件費率については、定年を引き上げた企業の方が、引き上げていない企業に比べて、上昇幅が１％ポイントほど高く、統計的に有意な差があることが確認される。一方、収益率については、定年を引き上げた企業と、引き上げていない企業との間に、統計的に有意な差はなく、定年引上げの有無が収益率という面での業績に影響を与えているわけではないことが分かる。これらを合わせると、定年を引き上げた企業では、高齢者の追加的な雇用により人件費率は相対的に高まったものの、生産性の改善など企業努力により、収益への悪影響を抑えている可能性があると考えられる。

企業にとって、定年延長や再雇用制度の導入といった高齢者雇用の増加は、一方ではコスト増加要因となり得るが、少子高齢化と人口減少が進展する下で、所要の人員を現役世代だけで確保することは、より困難になると考えられる。省力化投資をはじめ生産性の改善等を通じて、収益性を確保しつつ、豊かな知識と経験、技能を持った高齢者の活躍を促すことは、企業活動の持続可能性の観点で一層重要になると考えられる。冒頭でも述べたように、高齢者の労働市場における活躍促進は、単に労働の投入量を確保するという観点にとどまらず、高齢者が培ってきた無形のストックを活かし、次世代に継承していくという質の面でも重要な課題であり、今後も少子高齢化が進行する中にあっては、高齢者の高い就業意欲を社会全体として後押しする取組がますます求められると考えられる。

第３－３－24図　定年引上げを実施した企業の人件費率と営業利益率の変化

定年引上げは人件費の上昇につながるが、利益率への影響はみられない

（定年引上げによる影響、％ポイント）

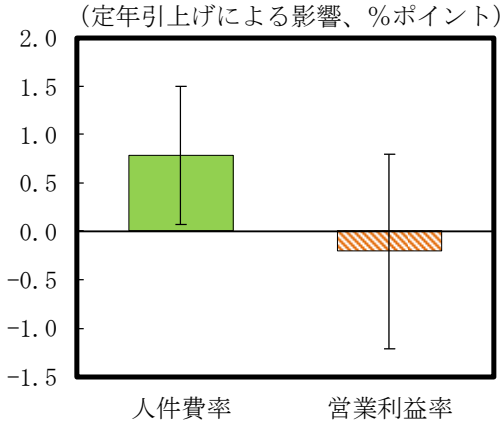

説明変数＼被説明変数	人件費率（５年前からの変化幅）	(標準誤差)
定年引上げ	0.785**	(0.367)

説明変数＼被説明変数	営業利益率（５年前からの変化幅）	(標準誤差)
定年引上げ	-0.204	(0.514)

（備考）１．内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）、「多様化する働き手に関する企業の意識調査」（2019）により作成。
２．図中の誤差範囲は95％信頼区間を表している。**は５％水準で有意であることを示す。推計の詳細については、付注３－４を参照。

おわりに

我が国経済においては、33 年ぶりとなる春季労使交渉における高い賃上げ率、100 兆円を超える企業の設備投資など、前向きな動きが随所にみられる一方で、名目賃金が物価上昇に追いつかず、経済の過半を占める個人消費が力強さを欠く状態が続いている。日本経済は今、２％程度の安定的な物価上昇の下で、名目賃金・所得の上昇がこれを上回るという、主要先進国では通常にみられ、デフレ以前の我が国でも観察された経済状況をつくりだすことができるか、そして、持続的な賃上げと活発な投資がけん引する民需主導の成長型経済に移行できるか、その分岐点にある。

こうした問題認識の下、本報告においては、我が国実体経済の状況を詳細にレビューしつつ、「デフレに後戻りしない経済構造の構築に向けた動きは着実に進んでいるか」、「人手不足がもたらす成長制約に対し、省力化投資の促進や円滑な労働移動の実現など経済の対応力は備わっているのか」、「これまで我が国が蓄積してきた金融資産や住宅資産といったストックは有効に活用されているか、これらをいかに経済の豊かさにつなげることができるか」という視点から議論を展開した。

本報告全体を通じて何が明らかになったのか、主要な論点と、それに対するメッセージを整理すれば、以下のとおりである。

●経済の下押しリスクには注意が必要であるが、デフレ脱却への歩みは着実に進んでいる。

我が国経済の緩やかな回復基調を支えているのは、好調さが継続している企業部門である。その背景の一つには、輸出関連企業やインバウンド関連業種における円安の影響もある。一方で、円安は、輸入物価の上昇を通じて国内物価を押し上げ、コストプッシュ型の物価上昇につながるリスクを内包するものであり、これは、賃金上昇が物価上昇に追いついていない中で、消費者の購買力をさらに損ないかねない恐れがある。また、価格転嫁を行えなければ、原材料コストの上昇を通じて、中小企業等の収益悪化につながる。本報告では、円安がもたらす影響についてデータを用いて検証し、①円安は、過去と比べると、現地通貨建ての輸出価格の低下にはつながっておらず、輸出数量を増加させる要因とはなっていないこと、②企業の価格転嫁行動が変容する中で、円安による川下の国内物価へのパススルーは過去よりも高まっており、円安による国内物価の押上げ要因がより強まっていることを示している。

一方、デフレ脱却に向けた前向きな動きは着実にみられる。デフレ脱却の定義は、物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないことである。過去、四半世紀にわたり、政府及び日本銀行は、デフレとの闘いを続けてきたが、デフレに後戻りしないという状況をつくりだすまでには至らなかった。しかし、今回はこれまでとは異なる。従来の政策努力に加え、２年前に生じた外的要因による輸入物価の急上昇を、強力な価格転

嫁政策と賃上げ促進を通じて国内物価の持続的な上昇につなげ、この結果、現在、２％台の安定的な物価上昇が 2023 年秋以来８か月間続いている。この間、企業行動も変容し、物価と賃金がともに上昇することがノルムとなりつつある。我が国のデフレ脱却に向けた歩みは着実に進んでいる。この流れを確実なものとすべく、再びデフレに後戻りしない経済構造を構築していくことが極めて重要である。

本年の春季労使交渉の賃上げ率は 33 年ぶりの高水準となる中で、より多くの企業において、より高い賃上げ率が実現するなど賃上げの広がりがみられる。企業の価格転嫁行動は、仕入価格の転嫁に関しては、規模・業種の別を問わず、我が国がデフレ状況に陥る前の積極的な姿に戻りつつある。労務費の転嫁という観点では、人件費比率が相対的に高いサービス部門において、長らく続いてきた物価も賃金も動かないという状態から脱し、両者が共に上昇するというフェーズに確実に移行しつつある。人件費がより高いサービス分野において、物価上昇率の高まりが徐々にみられており、物価上昇の広がりという観点でも、デフレ状況に入る以前の状態に着実に近づいている。こうした中で、予想物価上昇率も、主体間でのばらつきや偏りはあるものの、いずれも過去よりも高い水準に安定化する動きがみられる。一方、中小企業においては、サービス部門を中心に、依然として、労務費の価格への転嫁が難しい状況が続いており、労務費を転嫁しやすい環境を整備するために、サプライチェーン全体での適正な価格設定と価格転嫁を定着させることが引き続きの課題である。さらに、物価と賃金がともに上昇するということがノルムとして定着していく中にあっては、例えば、公共サービス料金の設定にあたり、人件費の転嫁を適切に反映するなど、各種の制度も物価・賃金が上昇することを前提としたものに変化していくことが重要である。

●省力化投資、リ・スキリング等を通じた円滑な労働移動が人手不足対応の鍵に。

企業の人手不足感がバブル期以来の歴史的な水準に高まり、若年層に限らず中年層にも広がる中で、企業部門は、賃金設定について、かつての業績連動という考え方から、雇用者の待遇改善による人手の確保・定着という考え方に大きく舵を切っている。加えて、ソフトウェアを中心とした省力化投資も着実に増加しつつある。企業単位の詳細な分析によれば、省力化投資を実施している、あるいは過去よりも増加させている企業は、そうでない企業よりも労働生産性が有意に高く、省力化投資は、企業が人手不足経済を生き抜くための有効なツールであることが示されている。一方、省力化投資のハードルとしては、コスト面のほか、新たな技術を取り扱うことのできる人材面の課題が強く意識されている。中小企業への支援を通じた省力化投資の後押しも重要であるが、これにとどまらず、リ・スキリングの促進を通じて、こうしたニーズの高い分野への人材の供給に取り組む必要がある。

また、労働力という資源の希少化がますます進む中にあっては、限られたリソースの効率的な資源配分を通じて、経済全体の生産性上昇につなげることが極めて重要である。その鍵は、円滑な労働移動を可能とするマッチングメカニズムであるが、我が国の労働市場のマッ

チング効率性（マッチングのしやすさ）は、主要先進国と比べて低い状況にある。職種間のミスマッチは低下傾向にあるものの、大都市圏を中心に事務や販売職は労働供給が過剰である一方、多くの地域において建設や運輸、介護サービスといった分野で労働供給が不足しているという状態が構造的に続いており、職種をまたいだ労働移動も限定的である。産業間の労働移動も活発ではなく、低生産性部門から高生産性部門に労働が移動することにより、経済全体の生産性が向上するという効果は、これまでのところ十分に発現しているとは言えない。デジタル化・ＡＩ技術の発展の中で、供給過剰な事務職等では、将来、労働需要が一層減少することが見込まれる。一方、デジタル技術等と補完的な、新技術を実装する人材へのニーズが増していく可能性があることも踏まえると、労働移動を通じた資源配分の効率性の観点からも、こうした人材を育成するためのリ・スキリングが非常に重要である。また、供給が不足している職種の従事者に依存する産業では、人手の確保もさることながら、業務改革と省力化投資等を通じて、少ない人手で高い付加価値を生み出せる生産性の改善が必要である。

一般に、技術革新は労働需要の変化をもたらし、労働市場構造を変容させる。今般のＡＩ技術の発展は、ホワイトカラーの労働需要の激変をもたらす点で、経済史のなかでも特異な存在でもある。この技術革新の大波のなかで我が国が新たな経済ステージへと飛躍するためには、動き始めた賃金を梃子にして、新技術を実装した人材の育成と労働移動の活発化を進めていくことが重要と考えられる。

●高齢者の高い就業意欲の後押しや、外国人労働者の定着に向けた支援が必要である。

これまで外国人労働者の受入れ制度が徐々に拡充され、現在、外国人労働者は、過去最高の 200 万人超、全雇用者の 3.4%にまで達し、我が国の労働市場において欠かせない存在となっている。一方、国際的な人材獲得競争が激しくなる中で、日本がいかに競争力のある環境を提示できるかが、外国人労働者を我が国に惹きつけ、定着につなげるための重要な鍵となる。外国人労働者の受入れ増加は、国内の賃金押下げ圧力につながるのではないかという声もあるが、日本人労働者との間にみられる賃金差の４分の３は、年齢や勤続年数、事業所等の特性の違いによるものであり、これらをコントロールすると賃金格差は４分の１まで縮小することが示されている。他方、合理的に説明できない賃金差が残っているとすれば、こうした賃金差を生むような慣習の改善が求められるとともに、労働者本人への日本語教育や子どもの教育を含む日常生活面のサポート、留学生の卒業後の日本での就職支援を通じて、その定着に向けた取組の推進が引き続き重要である。

高齢就業者については、2013 年以降の継続雇用確保策の強化もあって、就業者数の増加を支えてきた。我が国の高齢者は、国際的にみても健康で、より長く働きたいという意欲も強い。例えば「年収の壁」を超えて働くことによる生涯可処分所得の増加というメリットを広く周知するとともに、各種制度について就業意欲をより後押しする方向へと見直していく

ことが急務である。また、企業側では、これまで定年の引上げや定年後の高齢者の賃金低下幅の縮小を通じて、高齢雇用者確保の取組を強化してきた。こうした企業では、高齢者に対し他の従業員への指導力を期待する傾向が高く、高齢者が培ってきた知識や経験という無形のストックの継承を通じて、企業活動の持続可能性につなげることの重要性を示していると言える。高齢者雇用の課題は、労働時間の長い業種では健康面、人手不足感が相対的に低い業種では生産性の低下が指摘されるが、本報告の分析によれば、人件費の増加圧力はあるとはいえ、省力化投資等を通じた生産性の改善等で、収益への影響をカバーすることが十分可能である。高齢労働者の無形のストックを有効に活かすためにも、高齢者の働きやすい環境の構築に向け、労働時間の適切な水準への抑制や省力化投資の促進など生産性向上に取り組むことが重要と言える。

●金融資産や中古住宅への投資行動には変化がみられ、これを更に進める取組が重要。

こうした高齢者の知識や経験という無形のストックに加え、我が国の家計部門がこれまで蓄積してきた豊富な金融資産と住宅資産も、経済と暮らしを豊かにする潜在的な力を持っている。しかし、金融資産、住宅ストックのいずれについても、これまでは必ずしも有効活用されてきたとは言い難い。金融資産については、我が国では、デフレ状態が長く続き、物価が動かなかったがゆえに、収益性は低くとも強い安全性がある現預金に偏在してきた。こうした現預金への選好により、リスク資産の長期保有が限定的であり続ける中、家計の老後に向けた資産運用は停滞し、その結果、企業の成長投資のためのリスクマネーの供給も限定的であった。住宅については、新設住宅着工戸数のフローは、住宅の除却年数の延伸もあって、ピーク時の半分弱まで減少したとは言え、引き続き住宅ストック数として世帯数を超えて増加傾向が続いている。今後も人口減少や単身世帯の増加という流れが続くことが見込まれる中で、新たな住宅の建設から、今ある住宅ストックの有効活用へと転換する必要性が指摘されてきた。しかし、これまでのところ、我が国においては、一般に住宅の寿命が短く、いわゆる新築信仰もあって、中古住宅の流通市場の発展が遅れてきた。

しかしながら、こうした金融資産や住宅資産への投資行動には変化の芽がみられる。金融資産については、これまで高齢層に偏在していたＮＩＳＡ口座数が、若年層を含む現役世代で着実に増加しており、物価が動き出した中、近年のＮＩＳＡ制度の拡充も後押しもあって、若年層を中心に、金融資産の運用スタンスはかつてよりも収益性を重視する方向に変化している。さらに、「貯蓄から投資」への流れを確実なものとするためには、金融リテラシーの向上とともに、構造的な賃上げなど家計の所得を向上させる取組が肝要である。

また、住宅についても、近年の建築費の上昇・高止まりもあって、より幅広い層で中古住宅の取得率が高まるとともに、汎用性の高いマンションにおいては、新築であるがゆえのプレミアムは消失しつつある。一方、個別性の高い戸建住宅においては、依然、新築のプレミアムは残存しており、購入者の中古住宅への志向も高いとは言えない。中古住宅市場の更な

る活性化に向け、その阻害要因となっている情報の非対称性の低減、リフォーム促進を通じた長寿命化とともに、不動産流通市場の透明化などに総合的に取り組むことが重要である。こうした取組を通じ、新築信仰から脱し、我が国蓄積されてきた住宅ストックを有効活用することにより、より多くの国民がゆとりをもった暮らしを営み、真に豊かさを感じられる経済社会の実現につなげていくことが重要である。

昨年夏の年次経済財政報告「動き始めた物価と賃金」では、我々は、過去四半世紀ほとんど動かず据え置かれてきた我が国の物価と賃金が動きだしたことを確認した。今年、我々は、企業行動が更に変容し、物価も賃金も上昇するノルムのもとで、物価と賃金が好循環に向かっていることを検証した。

人手不足経済の克服や、豊かなストックの活用など、我が国が直面する構造的な課題を乗り越えるための鍵は、価格である。賃金と物価が動き、価格メカニズムが機能してはじめて、市場経済はその資源配分機能を十全に発揮して発展することができる。物価も動く、賃金も動く、そうした通常の市場経済に戻ること、それこそが我が国を新たな経済ステージに移行させる。政府もまた、それを前提とした政策立案、経済政策運営を行う必要がある。

付図・付表

付図１－１　形態別の国内旅行者数

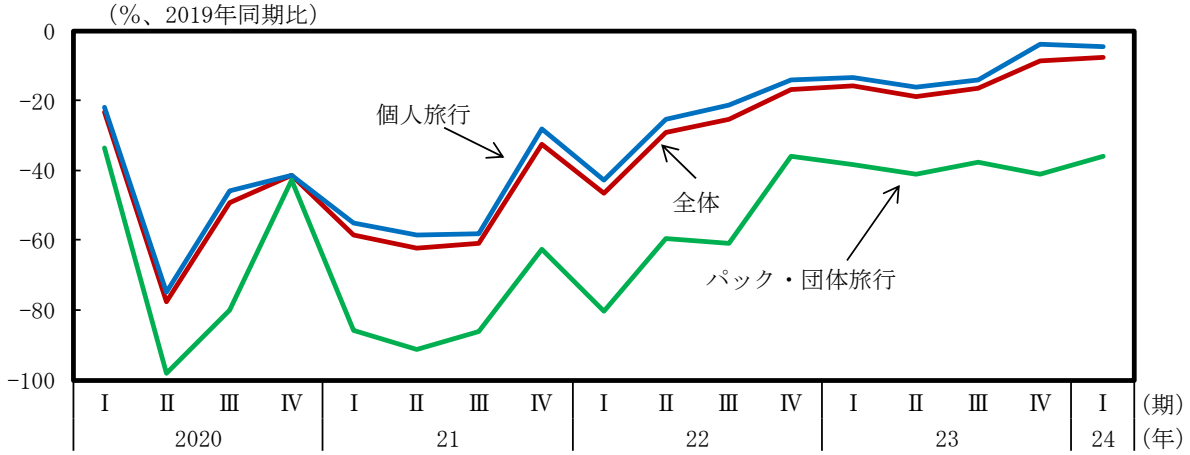

（備考）観光庁「旅行・観光消費動向調査」により作成。2024年１－３月期は速報値。

付図１－２　個人預金の残高別の現預金残高とトレンド

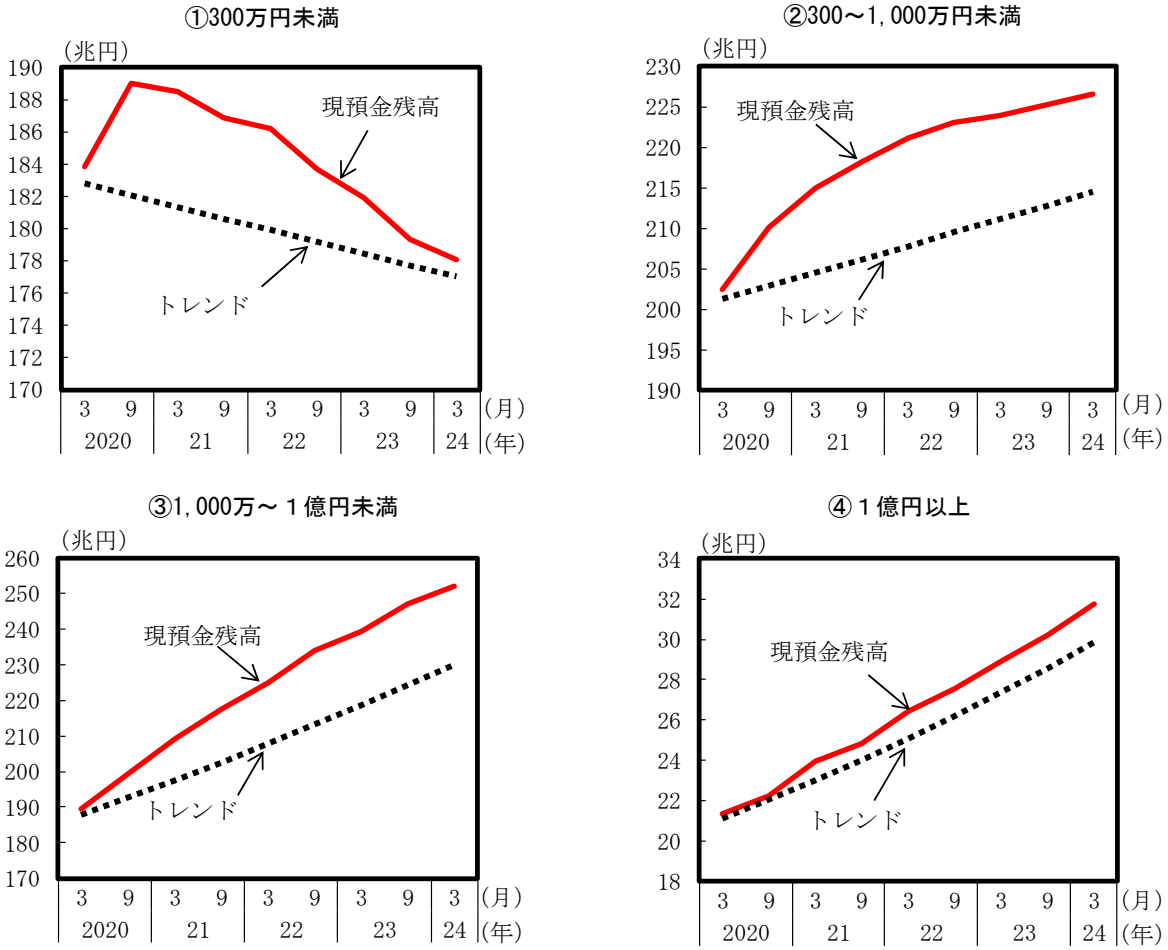

（備考）１．日本銀行「資金循環統計」により作成。日本銀行と取引のある国内銀行（ゆうちょ銀行を除く）及び信用金庫における個人預金の残高。
２．トレンドは、2015年３月～19年９月のもの。

付図１－３　転職求人倍率・年収階級別求人構成の変化

（１）転職求人倍率

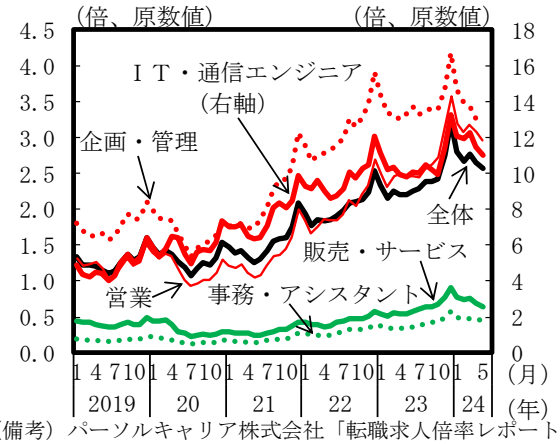

（２）年収階級別求人件数構成比の変化

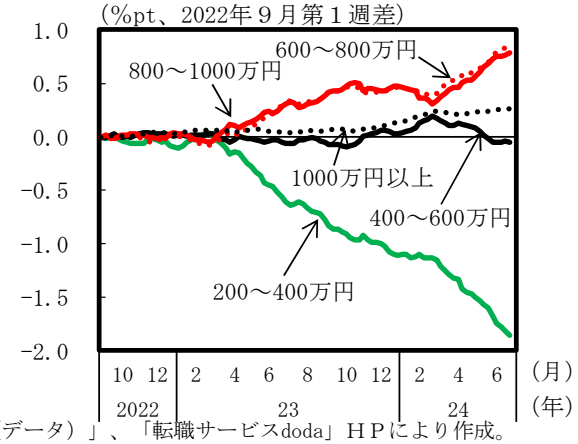

（備考）パーソルキャリア株式会社「転職求人倍率レポート（データ）」、「転職サービスdoda」ＨＰにより作成。

付図１－４　業種別の経常利益の水準

（１）業種別の経常利益

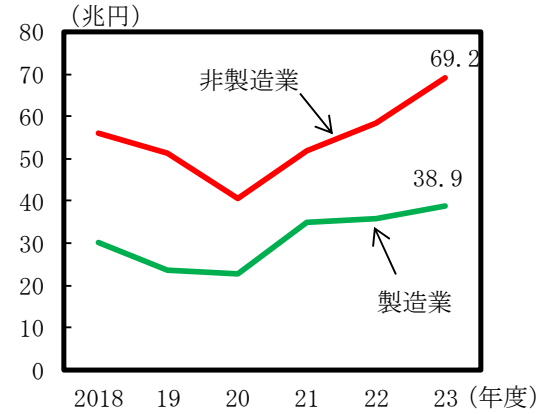

（２）コロナ禍前（2018年度）比の経常利益

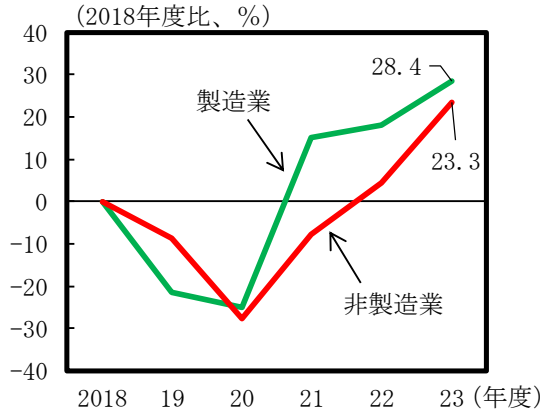

（備考）財務省「法人企業統計季報」により作成。

付図１－５　中小企業の景況感

（１）中小企業景況調査

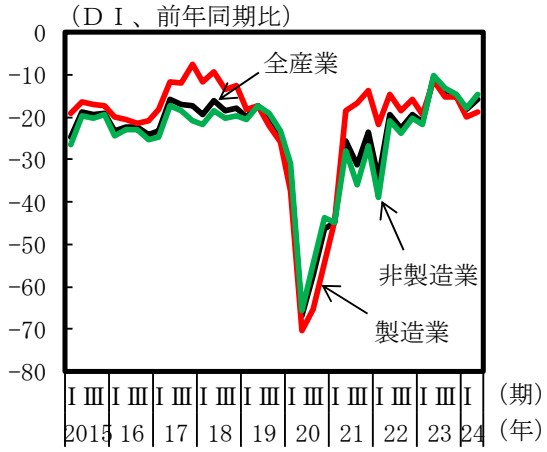

（２）商工会議所ＬＯＢＯ調査

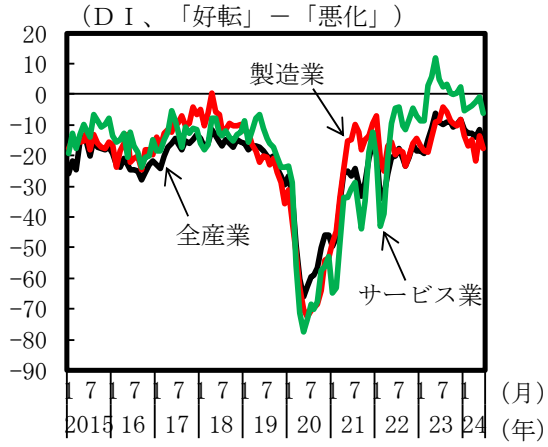

（３）ＴＤＢ景気動向調査

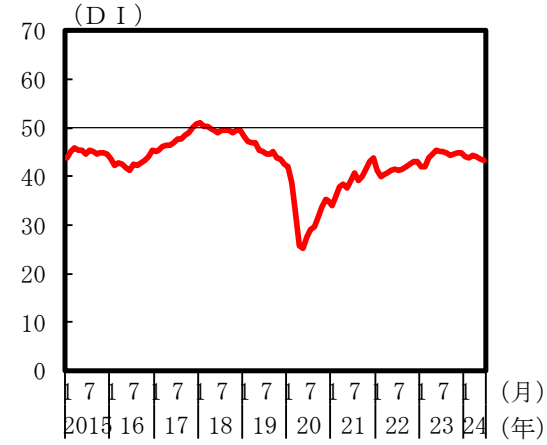

（備考）独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」、日本商工会議所「商工会議所ＬＯＢＯ調査」、帝国データバンク「ＴＤＢ景気動向調査」により作成。

付図１－６　住宅ローンの金利タイプ別割合の推移

（１）新規貸出額

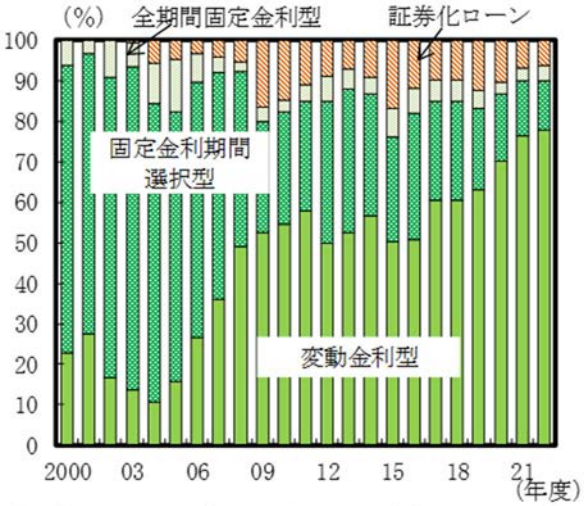

（２）貸出残高

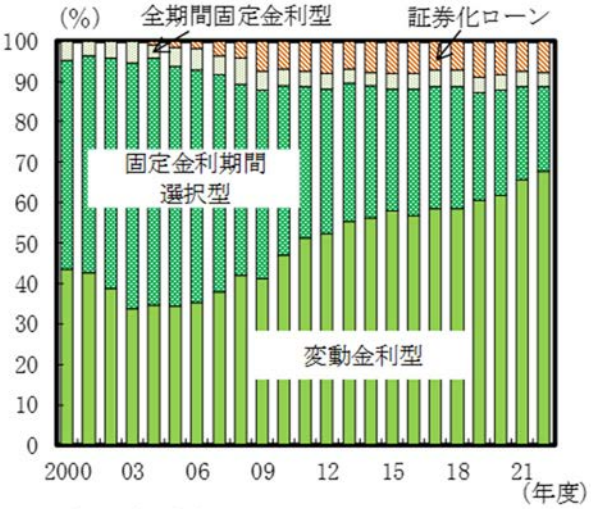

（備考）国土交通省「民間住宅ローンの実態に関する調査」により作成。年度末時点。

付図１－７　主要国の最低賃金制度

	日本	アメリカ	英国	フランス	ドイツ	韓国
設定区分	地域別	全国一律（連邦最低賃金）と地域別（州・市・郡最低賃金）の併用	全国一律（年齢別）	全国一律	全国一律	全国一律
改定頻度	定期的 （年に１回、例年10月）	不定期 （州別最低賃金は州によって異なる）	定期的 （年に１回、例年４月）	定期的 （年に１回、例年１月） 物価スライドと併用	不定期 （最低賃金委員会による勧告、政治主導による改定がある）	定期的 （年に１回、例年１月）
水準決定に際し考慮すべき事項	・地域における①労働者の生計費、②賃金、③賃金支払能力を考慮する。 ・労働者の生計費を考慮する際は、生活保護基準を下回らないようにする。	州別最低賃金の引上げに際して、例えばカリフォルニア州では「経済状況が最低賃金の引上げを支えることができるかどうか」を確認すること、とされている。	・英国経済全体及びその競争力に与える影響等 ・雇用や経済に大きな影響を与えることなく、低賃金労働者を支援する水準	・労働者の購買力の維持 ・国の経済動向との整合性	・労働者にとって必要な最低限度の保護 ・公正かつ機能的な競争を可能とすること ・雇用を危険にさらさないこと	①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③労働生産性、④所得分布等を考慮
水準の決定方法	厚生労働大臣・都道府県労働局長が、公労使三者構成の最低賃金審議会（中央・地方）に諮問し、地域別最低賃金を決定する。 ※2030年代半ばまでに、最低賃金の全国加重平均が時給1,500円となることを目指すと政府が表明。	（連邦最低賃金） 定められた明確な決定基準はない。 （地域別最低賃金） ①消費者物価指数等の物価指標をもとに自動的に改定、②数年後の目標額を決め、毎年段階的に引き上げる、③連邦最低賃金の改定時などに必要に応じて見直す、等の方法がとられている。	2025年４月から適用される最低賃金を名目賃金中央値の３分の２の水準とすることとしている。	・直近の改定時から所得階層別の第Ⅰ五分位の消費者物価上昇率（タバコを除く）が２％を超えた場合、当該消費者物価指数公表の翌月１日に最低賃金は物価上昇分だけ自動的に引上げ（物価スライド制）。 ・最低賃金上昇率が年間実質賃金上昇率の1/2を下回る場合、上回るように設定される。 ・政府は政治的判断によって上記算定メカニズムを超えて最低賃金を引き上げることができる。	最低賃金委員会は、最低賃金の決定に際し、労働協約上の動向に従うものとする。 ※物価については、団体協約賃金との連動などを通じて物価上昇が反映される。	労働者代表・使用者代表・公益代表から構成される最低賃金委員会の審議・議決を経た上で決定される。 ※物価については、最低賃金委員会における議論の中で、労働者代表が提示する最低賃金修正案の根拠として、物価上昇率見通しが使用されている。

（備考）内閣府 政策課題分析シリーズ24　「主要国における最低賃金制度の特徴と課題」、英国低賃金委員会ＨＰにより作成。

付表２－１　賃金版フィリップスカーブのt値、P値

（１）就業形態計

		係数	標準誤差	t値	P値
1983～2000年	切片	3.447	0.111	30.967	0.000
	傾き	4.264	0.352	12.117	0.000
2001～2012年	切片	0.233	0.166	1.398	0.164
	傾き	1.585	0.629	2.521	0.013
2013～2023年（2020、2021年を除く）	切片	0.466	0.271	1.721	0.088
	傾き	1.480	0.588	2.516	0.013

（２）パートタイム労働者

		係数	標準誤差	t値	P値
1994～2000年	切片	0.966	0.118	8.205	0.000
	傾き	0.726	0.667	1.087	0.280
2001～2012年	切片	0.811	0.078	10.439	0.000
	傾き	0.346	0.271	1.279	0.203
2013～2023年（2020、2021年を除く）	切片	1.701	0.105	16.187	0.000
	傾き	1.050	0.336	3.126	0.002

（３）一般労働者（フルタイム労働者）

		係数	標準誤差	t値	P値
1994～2000年	切片	3.491	0.415	8.409	0.000
	傾き	6.389	1.349	4.737	0.000
2001～2012年	切片	0.069	0.173	0.399	0.690
	傾き	0.250	0.640	0.390	0.697
2013～2023年（2020、2021年を除く）	切片	0.278	0.265	1.048	0.297
	傾き	1.773	0.571	3.104	0.002

（備考）１．厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「職業安定業務統計」により作成。被説明変数を時間当たり所定内給与の前年同月比、説明変数を有効求人倍率の期間同月平均差としたＯＬＳ推定の結果を示している。

２．（１）の時間当たり所定内給与は常用雇用者数30人以上の事業所、（２）、（３）の時間当たり所定内給与は常用雇用者数５人以上の事業所を対象としている。

３．2020年、2021年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、時間当たり所定内給与の変動が大きくなっているため、除外している。

付図３－１　老後の生活についての考え方、老後の生活を心配する理由

（１）老後の生活についての考え方

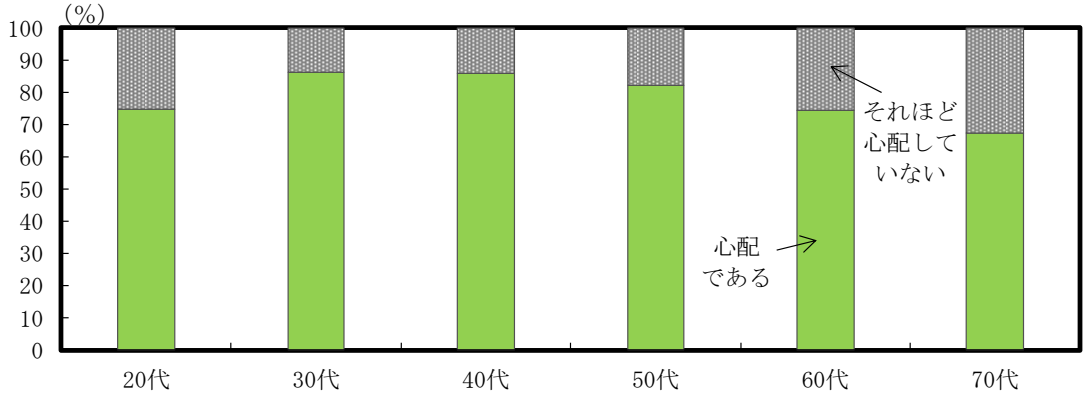

（２）老後の生活を心配する理由（60代、70代）

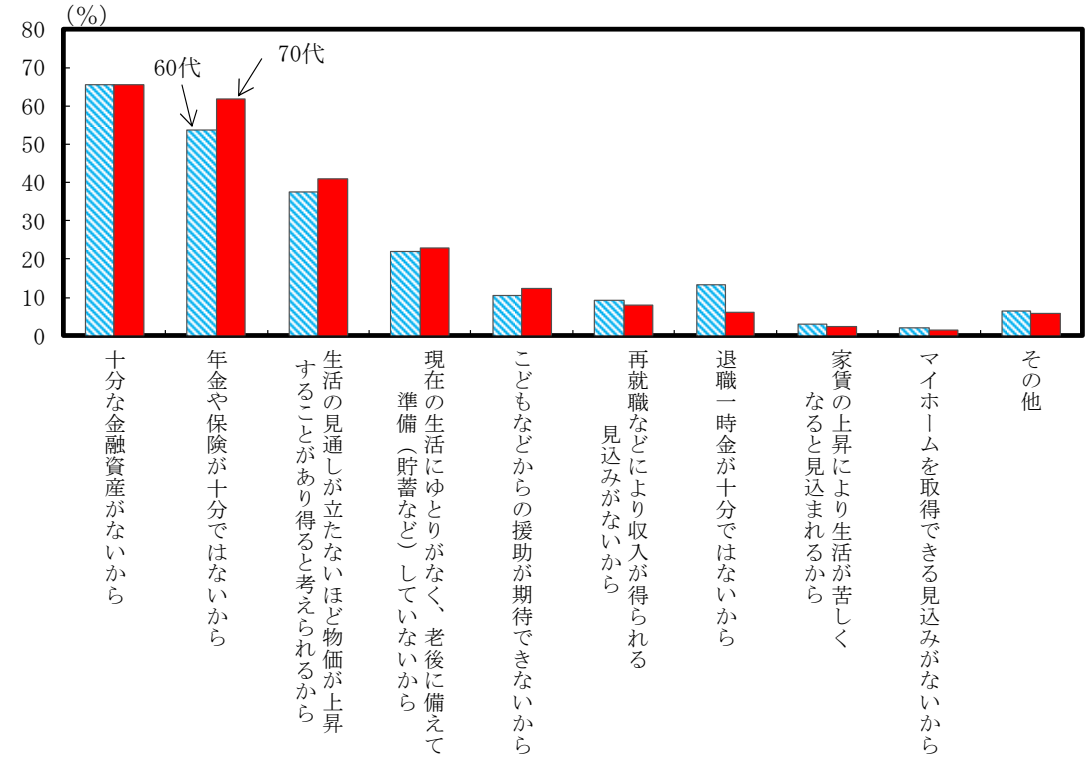

（備考）１．金融広報中央委員会「令和５年（2023年）家計の金融行動に関する世論調査」により作成。二人以上世帯。
２．（２）は老後を心配している世帯に対する質問への回答割合。複数回答。

付図３－２　監督処分件数等の推移

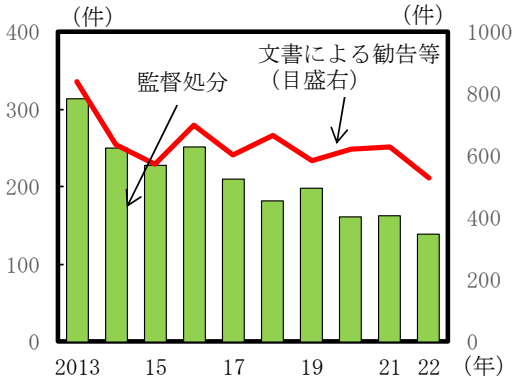

（備考）１．国土交通省「宅地建物取引業法　施行状況調査」により作成。
２．監督処分は、「免許取消」「業務停止」「指示」の合計。また、勧告等は宅建業法第71条の規定に基づく指導のうち、文書により行った勧告及び指導の件数。

付注

付注１－１　消費関数の推計について

１．概要

マクロの消費関数について、実質民間最終消費支出を被説明変数、実質可処分所得及び実質家計純金融資産残高、高齢化率等を説明変数とする以下の回帰式を推定した。推計期間は、2002 年１－３月期から新型コロナウイルス感染症が拡大する前の 2019 年 10－12 月期までとしている。ただし、消費関数の推計結果は前提となるデータや推計の方法によって大きく異なるため、結果については相当の幅をもって解釈する必要がある。

２．データ

内閣府「国民経済計算」、日本銀行「資金循環統計」、総務省「人口推計」

３．推計方法

（１）推計式

$$\ln(C_t) = \underset{(17.0)}{0.88}\ \ln(DY_t) + \underset{(2.9)}{0.11}\ \ln(FA_{t-1}) - \underset{(-7.5)}{1.80}\ \ln(OLD_t) + \underset{(7.8)}{0.33}\,(\ln(DY_t) \times \ln(OLD_t))$$

$$- \underset{(-10.2)}{0.02}\ Dum2008 - \underset{(-5.9)}{0.02}\ Dum2011 + \underset{(17.6)}{0.04}\ Dum2014 - \underset{(-14.7)}{0.04}\ Dum2019$$

※パラメータ下段の()内は t 値を示している。ダービン・ワトソン比が 1.16 と正の系列相関が疑われるため、ニューイ・ウエストのＨＡＣ分散共分散行列を用いた。パラメータは、すべての説明変数について１％水準で有意となった。

決定係数R^2：0.91
ＤＷ比　　：1.16

（２）変数の定義と使用データ等

変数名	定義
C_t	t 期における実質民間最終消費支出（季節調整値）
DY_t	実質可処分所得（季節調整値）
FA_t	実質家計純金融資産残高 ※実質化に当たっては、内閣府「国民経済計算」の家計最終消費支出（帰属家賃除く）でデフレート
OLD_t	全人口に占める 65 歳以上人口の割合
$Dum2008$	リーマンショックによる消費への影響があった 2008 年 10－12 月期～2009 年１－３月期に１をとるダミー変数
$Dum2011$	東日本大震災による消費への影響があった 2011 年１－３月期～同年４－６月期に１をとるダミー変数

$Dum2014$	消費税増税による消費への影響があった 2014 年１－３月期に１をとるダミー変数
$Dum2019$	消費税増税による消費への影響があった 2019 年 10－12 月期に１をとるダミー変数

（３）推計期間

2002 年１－３月期～2019 年 10－12 月期

付注１－２　家計の資産効果の推計

１．概要

家計消費における資産効果について、宮崎（2021）を参考に、総務省「家計調査」のデータを用いて推計した。

２．データ

総務省「家計調査」、「消費者物価指数」

３．推計方法

総務省「家計調査」における、都道府県庁所在地別、二人以上世帯の暦年データを使用し、県庁所在地ダミー及び年ダミーを考慮したＯＬＳ推定により推計した。

本分析では、資産面が調査されるようになった 2002 年から直近の 2023 年までのデータを利用している。推計期間は、アベノミクスによって株価が上昇した 2013 年以降と、それ以前の二つの期間（「2003～12 年」及び「2013～23 年」）に分けた上で推計を行った。

（１） 変数の定義

本分析で使用した変数は表のとおりである。なお、消費支出、株式・投資信託の持ち高及び年間収入は、消費者物価指数における「持家の帰属家賃を除く総合」で実質化している。なお、家計消費支出から年間収入までの各変数はt年における、県庁所在地iでの平均値。

変数	定義
$C_{i,t}$	家計消費支出（実質、年換算）
$C_{i,t}^{f}$	基礎的支出（実質、年換算）
$C_{i,t}^{s}$	選択的支出（実質、年換算）
$W_{i,t}$	株式・投資信託の持ち高（実質）
$I_{i,t}$	年間収入（実質）
α_i	県庁所在地ダミー
λ_t	年ダミー
$u_{i,t}$	誤差項

（２） 記述統計量

① 2002－12 年

変数	観測数	平均値（円）	標準偏差（円）	最小値（円）	最大値（円）
$C_{i,t}$	517	3, 800, 502	343, 889	2, 701, 836	4, 983, 162
$C_{i,t}^{f}$	517	2, 006, 678	133, 862	1, 593, 236	2, 438, 191
$C_{i,t}^{s}$	517	1, 172, 122	169, 841	716, 525	1, 788, 152
$W_{i,t}$	517	1, 496, 172	887, 438	159, 236	5, 884, 861
$I_{i,t}$	517	6, 743, 008	684, 434	4, 516, 472	8, 825, 397

② 2012－23 年

変数	観測数	平均値（円）	標準偏差（円）	最小値（円）	最大値（円）
$C_{i,t}$	564	3, 492, 137	305, 605	2, 515, 081	4, 268, 914
$C_{i,t}^{f}$	564	1, 924, 366	121, 282	1, 557, 363	2, 260, 800
$C_{i,t}^{s}$	564	1, 127, 949	170, 414	679, 020	1, 595, 550
$W_{i,t}$	564	1, 744, 044	988, 946	181, 430	6, 056, 475
$I_{i,t}$	564	6, 209, 181	633, 855	4, 460, 000	8, 204, 614

（3） 推計式

推計式は下記のとおりである。なお、各変数については前年比（%）に変換されていることから、式中のβ_1は消費の資産弾性値に、β_2は所得弾性値にそれぞれ該当する。

$$\frac{\Delta C_{i,t}}{C_{i,t-1}} = \beta_0 + \beta_1 * \frac{\Delta W_{i,t}}{W_{i,t-1}} + \beta_2 * \frac{\Delta I_{i,t}}{I_{i,t-1}} + \alpha_i + \lambda_t + u_{i,t}$$

（4） 推計結果

推計期間 被説明変数	2003－12 年 消費支出	2013－23 年 消費支出
株式・投資信託の持ち高	0. 0105***	0. 0162***
	(2. 621)	(3. 767)
年間収入	0. 362***	0. 350***
	(9. 079)	(9. 072)
定数項	−1. 010	0. 234
	(−0. 976)	(0. 211)
観測数	470	517
決定係数	0. 283	0. 242
県庁所在地ダミー	あり	あり
年ダミー	あり	あり

※１）括弧内は、ｔ値。

※２）「***」は１％水準で有意であることを示す。

４．支出内容別の推計

追加的な分析として、消費支出を選択的支出（贅沢品的なもの）と基礎的支出（必需品的なもの）で分類し、それぞれの支出分類における資産効果を同様に推計した。

（1） 支出分類

家計調査では、各支出項目の支出弾力性（消費支出総額が１％変化した場合に、各支出項目が何%変化するかを示す指標）が 1.00 未満であれば基礎的支出、1.00 以上である場合には選択的支出という区分がされている。本分析ではこれに従い、以下表のとおり家計調査における各支出項目を分類した[1]。なお、各支出項目については、対応する消費者物価指数により実質化した上で、その合計値を基礎的支出及び選択的支出の実質値としている。

基礎的支出		選択的支出	
うち財項目	うちサービス項目	うち財項目	うちサービス項目
食料（外食除く）	家賃地代	家事用耐久財	外食
設備材料	工事その他のサービス	一般家具	被服関連サービス
光熱・水道	家事サービス	寝具類	交通
冷暖房用器具	保健医療サービス	和服	通信
室内装備・装飾品	自動車等維持	洋服	授業料等
家事雑貨	他の諸雑費	シャツ・セーター類	補習教育
家事用消耗品		婦人用下着類	教養娯楽サービス
男子用下着類		子供用下着類	理美容サービス
医薬品		他の被服	
健康保持用摂取品[2]		履物類	
保健医療用品・器具		自動車等購入	
書籍・他の印刷物		自転車購入	
たばこ		教科書・学習参考教材	
		教養娯楽用耐久財	
		教養娯楽用品	
		理美容用品	
		身の回り用品	

[1] 分類に際しては、山内（2023）等を参考にした。

[2] 「健康保持用摂取品」の実質化に当たっては、対応する消費者物価指数のデータが 2005 年以降しか存在しないため、それ以前については、2005 年の値を横置きした。

（２） 推計結果

推計期間 被説明変数	2003－12 年 選択的支出	2013－23 年 選択的支出	2003－12 年 基礎的支出	2013－23 年 基礎的支出
株式・投資信託の持ち高	0.0211***	0.0180**	0.00494	0.0119***
	(3.193)	(1.994)	(1.262)	(3.234)
年間収入	0.529***	0.559***	0.191***	0.206***
	(7.555)	(7.984)	(5.547)	(5.701)
定数項	-0.149	2.269	-1.384	-0.461
	(-0.0898)	(1.135)	(-1.379)	(-0.490)
観測数	470	517	470	517
決定係数	0.279	0.258	0.117	0.197
県庁所在地ダミー	あり	あり	あり	あり
年ダミー	あり	あり	あり	あり

※１）括弧内は、ｔ値。

※２）「***」、「**」はそれぞれ１％、５％水準で有意であることを示す。

付注１－３　為替レート変動の輸出等への影響（ＶＡＲ）

１．概要

為替レートの変動による実質財輸出入への影響がどのように変化したかについて、推計期間を前期・後期に分けたＶＡＲモデルにより分析した。

10%の減価による輸出等の変数への影響は、塩路（2011）を参考に、各変数の為替レートショックに対するインパルス応答関数と、為替レート自身の同ショックに対するインパルス応答関数をもとに、次のように算出した。

ショックから t 期後の累積変化率（%pt）
　＝ t 期までの変数の累積インパルス応答関数
　　／ t 期までの為替レートの累積インパルス応答関数 ×10

２.データ

日本銀行「実効為替レート」、「企業物価指数」、「実質輸出入の動向」、経済産業省「鉱工業指数」、ＯＥＣＤ Data Explorer

３．推計方法

（1） 推計式

・輸出

名目実効為替レート（逆符号）、輸出物価の為替要因、輸出物価の契約通貨要因、実質輸出を内生変数、ＯＥＣＤの工業生産を外生変数（いずれも対数階差）としたＶＡＲモデルを構築した。ショックの識別は、内生変数のうち上記の順に外生的であると仮定して、コレスキー分解を行った。ラグ次数は前期、後期それぞれ、ＡＩＣにより選択された３期、１期を採用した。

・輸入

実質実効為替レート（逆符号）、実質輸入を内生変数、最終需要財の生産指数を外生変数（いずれも対数階差）としたＶＡＲモデルを構築した。ショックの識別は、内生変数のうち上記の順に外生的であると仮定して、コレスキー分解を行った。ラグ次数は前期、後期ともに、ＡＩＣにより選択された２期を採用した。

（2） 変数の定義と使用データ等

変数名	定義
名目実効為替レート、実質実効為替レート	日本銀行「実効為替レート」による。 減価の影響を推計するため、逆符号とした。

実質輸出、 実質輸入	日本銀行「実質輸出入の動向」による。
輸出物価の 為替要因	日本銀行「企業物価指数」による。 輸出物価指数（総平均）について、「為替要因」＝「円ベース」／「契約通貨ベース」とした。
輸出物価の 契約通貨要因	日本銀行「企業物価指数」による。 輸出物価指数（総平均）の契約通貨ベース。
ＯＥＣＤ 工業生産	ＯＥＣＤ Data Explorer による。 ＯＥＣＤ加盟国のＧＤＰにより加重平均された建設を除く生産指数。
最終需要財の 生産指数	経済産業省「鉱工業指数」による。

（３） 推計期間

1975 年１月～2009 年 12 月（前期）、2010 年１月～2023 年 12 月（後期）

なお、実質実効為替レート（逆符号）、実質輸出を内生変数、ＯＥＣＤの工業生産を外生変数（いずれも対数階差）としたＶＡＲモデル（ラグは前期３期、後期１期）についても推計した。為替レート変動（10%減価）の実質輸出への影響は以下のとおりであり、上記推計とほぼ同様の結果となった。

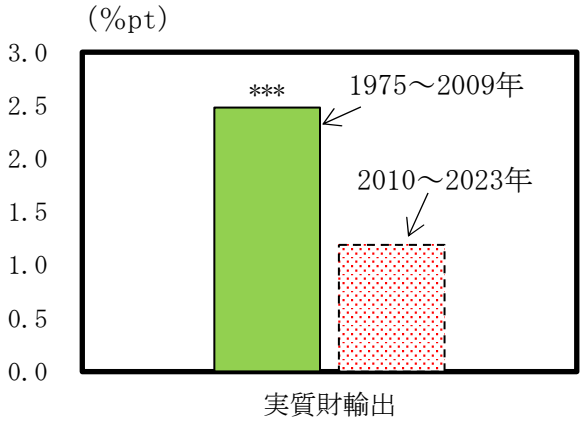

※***は１％有意水準を示す。破線表記は統計上有意でないことを示す。

付注２－１　「人手不足への対応に関する企業意識調査」の概要

１．概要

我が国において、人口減少・少子高齢化が進行する中、コロナ禍を経て、再び人手不足感が高まっており、一部業種ではバブル期に経験した過去最高水準を超えている。こうした中、限られた人材の維持・確保が課題となっており、企業においては、多様な人材募集経路を活用した人材の確保や、女性や高齢者を含め多様な人材がその能力を最大限活かして働くことができる環境整備が必要になっている。また、人材戦略だけでなく、少ない人手でより高い付加価値を生み出せる省力化投資等をより積極的に進めることが重要となっている。

こうした動向を踏まえ、2019 年に実施した「多様化する働き手に関する企業の意識調査」[3]と同じ設問を一部で取り入れることで、人手不足の現状、省力化投資の現状と課題、多様な働き手の活用、採用・人事制度の近年の変化とその背景を明らかにすることを目的としている。

２．調査実施期間

2024 年３月６日～３月 29 日

３．調査企業数

10,000 社（2019 年の調査回答先を含む）

４．回答企業数

2,013 社（回答率：20.1%）

うち上場企業　248 社、非上場企業　1,765 社

[3] 内閣府（2019）「令和元年度　年次経済財政報告」

５．業種別の回答企業数

業種	回答企業数
農業	10
林業・狩猟業	1
漁業	1
建設業	439
製造業	395
卸売・小売業・飲食店	627
金融・保険業	10
不動産業	54
運輸・通信業	230
電気・ガス・水道・熱供給業	3
サービス業	243
計	2,013

付注２－２　人手の状況と労働生産性及び資本装備率

１．概要

企業の人手の状況が労働生産性へ与える影響について、最小二乗法により推計を行った。

２．データ

内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）の個票データと、該当企業の2022年度の財務データを用いた。

３．推計方法

（４）推計式

$$\ln(LP_i) = \beta_0 + \beta_1 NR_i + \beta_2 labor_i + \beta_3 sector_i + \beta_4 size_i + \varepsilon_i$$

i は企業を表す。

（５）変数の定義と使用データ等

変数名	定義
LP_i	労働生産性、または、資本装備率 ※労働生産性＝付加価値／労働投入量 資本装備率＝（有形固定資産＋ソフトウェア）／労働投入量 付加価値＝営業収益－売上原価－販売費および一般管理費 ＋労務費＋人件費 労働投入量＝従業員数×産業別の一人当たり労働時間 （労働時間は内閣府「国民経済計算」による）
NR_i	非正社員比率
$labor_i$	人手に関するダミー変数 ※「不足」「やや不足」「過剰」の３種類（「適正」を基準）
$sector_i$	業種に関するダミー変数 ※「建設業」、「製造業」、「卸売業・小売業」の３種類（「その他」を基準）
$size_i$	従業員規模に関するダミー変数 ※「～49人」、「50～199人」の２種類（「200人～」を基準）
ε_i	誤差項

（６）サンプルサイズ

分析に必要な項目の回答があった企業。労働生産性が負値、又は労働生産性、資本装備率が上位１％の企業は除外した。

分析対象	サンプルサイズ
労働生産性	1,894
資本装備率	1,978

（4）推計結果

	労働生産性		資本装備率	
	推定量	標準誤差	推定量	標準誤差
定数項	7.428 ***	0.08579	8.099 ***	0.10328
従業員規模（～49人）ダミー	0.364 ***	0.06891	-0.239 ***	0.08474
従業員規模（50～199人）ダミー	0.135 **	0.05561	-0.12 *	0.06809
業種（建設業）ダミー	0.372 ***	0.07211	-0.095	0.08902
業種（製造業）ダミー	-0.078	0.07464	0.481 ***	0.08990
業種（卸売業・小売業）ダミー	0.762 ***	0.06555	0.354 ***	0.08046
非正社員比率	0.003 ***	0.00120	0.008 ***	0.00148
人手（不足）ダミー	-0.292 ***	0.08074	-0.189 *	0.09733
人手（やや不足）ダミー	-0.205 ***	0.07467	-0.105	0.09042
人手（過剰）ダミー	-0.421 **	0.19221	-0.282	0.23374
決定係数	0.129		0.057	

※***、**、*は、それぞれ１％、５％、10％水準で統計的に有意であることを表している。

付注２－３　留保賃金の推計について

１．概要

国内パート市場における女性の留保賃金について、古川（2023）を参考に、リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」の個票データを用いて推計する。

２．データ

リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」個票データ

３．推計方法

（１）推計方法の概要

本分析では、古川（2023）を基に、国内パート市場における女性の留保賃金を推計した。同論文では、日本のパート労働市場における留保賃金を推計するため、サーチ理論に基づくモデルを構築し、パネルデータを用いて個人の就業プロセスを分析している。

まず、個人iの時点tにおける就業状態を以下のベクトルで表現する。

$$\boldsymbol{work}_{i,t} = (work_{i,t}^{part}, work_{i,t}^{nonp})$$

ここで、各要素はパートまたはパート以外の形態で就業していることを示すダミー変数である。個人iが時点tにおいて非就業であった場合は、$\boldsymbol{work}_{i,t} = (0,0)$となる。

次に、時点$t-1$で非就業（$\boldsymbol{work}_{i,t-1} = (0,0)$）である個人$i$について、時点$t$において確率$p_{i,t}$でパート以外の形態で就職し、それ以外の場合にパート求職をするというモデルを設定し、このモデルに基づいて就業状態の遷移確率を定式化する。パート求職においては、求職者は募集賃金$w_{i,t}^{O}$が自身の留保賃金$w_{i,t}^{R}$を上回る場合に就業すると仮定する。

留保賃金 $w_{i,t}^{R}$ は個人の属性 $\boldsymbol{x}_i$ の関数として以下のように定式化される。

$$w_{i,t}^{R} = \boldsymbol{x}_i{}' \boldsymbol{\beta} + \varepsilon_{i,t}\ , \varepsilon_{i,t} \sim N(0, \sigma^2)$$

なお、本分析においては、この推計式を以下のように仮定した。各変数の定義は（２）に示すとおり。

$$log\left(w_{i,t}^{R}\right) = \beta_0 + \boldsymbol{Age}_i{}'\boldsymbol{\beta}_{age} + \boldsymbol{Reason}_i{}'\boldsymbol{\beta}_{reason} + \boldsymbol{Income}_i{}'\boldsymbol{\beta}_{income} + \varepsilon_{i,t}\ , \varepsilon_{i,t} \sim N(0, \sigma^2)$$

この設定のもと、以下の対数尤度を最大化する$\boldsymbol{\beta}$とσを推計する[4]。

$$\sum_{i,t}\left\{work_{i,t}^{part}\,log\Phi\left(\frac{w_{i,t}^{O}-\boldsymbol{x}_i{}'\boldsymbol{\beta}}{\sigma}\right)+\left(1-work_{i,t}^{part}-work_{i,t}^{nonp}\right)log\left(1-\Phi\left(\frac{w_{i,t}^{O}-\boldsymbol{x}_i{}'\boldsymbol{\beta}}{\sigma}\right)\right)\right\}$$

ここで、$\Phi(\cdot)$ は標準正規分布の累積分布関数である。

（2）変数の定義

変数名	定義
$\boldsymbol{Age}_i$	個人iの年齢階級ダミー変数ベクトル
$\boldsymbol{Reason}_i$	個人iの非就業理由ダミー変数ベクトル
$\boldsymbol{Income}_i$	個人iの年間不労所得階級ダミー変数ベクトル

（3）推計結果

推計結果は以下のとおり。水準は、定数項は 15 歳～24 歳で就業希望がなく、配偶者の収入を含む年間の不労所得が０円の者の平均的な留保賃金（円）を表す。それ以外は、基準属性対比で留保賃金が何円高いかを表している。

		水準	推計値	（標準誤差）	
	定数項	1294.2	7.17	(0.022)	***
年齢ダミー	（基準は15～24歳）				
	25～34歳	146.1	0.11	(0.014)	***
	35～44歳	229.0	0.18	(0.017)	***
	45～54歳	345.9	0.27	(0.020)	***
	55～64歳	499.6	0.39	(0.027)	***
	65歳以上	607.4	0.47	(0.034)	***
就業希望者の	（基準は就業非希望者）				
非就業理由ダミー	健康上の理由	-185.8	-0.14	(0.035)	***
	仕事がない	-347.9	-0.27	(0.026)	***
	条件が希望とあわない	-380.8	-0.29	(0.020)	***
	その他（家庭の事情等を含む）	-354.8	-0.27	(0.026)	***
配偶者収入を含む	（基準は０円）				
年間不労所得ダミー	100万円未満	-30.8	-0.02	(0.014)	*
	100～300万円未満	-16.1	-0.01	(0.013)	
	300～500万円未満	23.9	0.02	(0.012)	
	500～700万円未満	34.4	0.03	(0.013)	**
	700万円以上	84.1	0.06	(0.014)	***
	サンプルサイズ	38307			

※***、**、*は、それぞれ１％、５％、10%水準で有意であることを示す。

[4] ここでの募集賃金$w_{i,t}^{O}$は、時点tにおいてパート就業している者は同時点での時給に等しいと仮定する。引き続き非就業である者は同年齢階級のパート就業者の時給の中央値に等しいと仮定している。

付注２－４　省力化投資と労働生産性

１．概要

省力化投資の実施や、その強化が労働生産性へ与える効果を評価するために、省力化投資を実施した（又は増加させた）企業とそれ以外の企業を比較する。その際、傾向スコアを用いた逆確率重み付け法により、企業の属性の違いの影響を除いたうえで平均処置効果（ＡＴＥ、Average Treatment Effect）を求めた。

２．データ

内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（2024）の個票データと、該当企業の2022年度の財務データを用いた。

３．推計方法

プロビットモデルにより省力化投資の実施または増加に関する傾向スコアを推定し、各標本に傾向スコアの逆確率をウエイトとして乗じる。ウエイトを乗じた標本を用い、労働生産性の自然対数を被説明変数とした回帰式を加重最小二乗法で推定する。

（１）推計式

・プロビットモデルによる傾向スコアの推定（i は企業）

$$P_i = \Pr(D_i = 1 \mid NR_i, sector_i, size_i) = \phi(\beta_0 + \beta_1 NR_i + \beta_2 sector_i + \beta_3 size_i) + \varepsilon_i$$

ウエイトは、$w_i = \frac{D_i}{P_i} + \frac{1-D_i}{1-P_i}$

・加重最小二乗法によるＡＴＥの推定

$$\ln(LP_i) = \gamma_0 + \gamma_1 NR_i + \gamma_2 sector_i + \gamma_3 size_i + \varepsilon_i$$

（２）変数の定義と使用データ等

変数名	定義
D_i	省力化投資の実施の有無、または、省力化投資の変化に関するダミー変数 ※前者は、人手不足の対応策として、省力化投資を実施している＝1、実施していない＝0 ※後者は、５年前と比較して、省力化投資を増加させた＝1、変化なし、または減少させた＝0
NR_i	非正社員比率
$sector_i$	業種に関するダミー変数 ※「建設業」、「製造業」、「卸売業・小売業」の３種類（「その他」が基準）

$size_i$	従業員規模に関するダミー変数 ※「～29 人」、「500 人～」の２種類（「30～499 人」が基準）
LP_i	労働生産性 ※労働生産性＝付加価値／労働投入量 付加価値＝営業収益－売上原価－販売費および一般管理費 ＋労務費＋人件費 労働投入量＝従業員数×産業別の一人当たり労働時間 （労働時間は内閣府「国民経済計算」による）
ε_i	誤差項

（３）サンプルサイズ

分析に必要な項目の回答があった企業。労働生産性が負値の企業は除外した。

分析対象		サンプルサイズ
省力化投資の実施の有無		1,604
省力化投資の変化	省力化投資全体	1,610
	接客等のロボット・自動化	710
	ＲＰＡ	1,082
	ＷＥＢ・ＩＴ関連のソフトやシステムの導入	1,751
	生産の自動化	898
	作業現場等での肉体労働をサポートするロボット	870

（４）推計結果

・プロビットモデルによる傾向スコアの推定

	省力化投資実施の有無	省力化投資の変化					
		省力化投資全体	接客等のロボット・自動化	ＲＰＡ	ＷＥＢ・ＩＴ関連のソフトやシステムの導入	生産の自動化	作業現場等での肉体労働をサポートするロボット
定数項	-0.788 *** (0.07826)	0.186 ** (0.0743)	-1.414 *** (0.15174)	-0.285 *** (0.09036)	0.908 *** (0.08111)	-0.977 *** (0.12418)	-1.228 *** (0.133)
非正社員比率	0.001 (0.00161)	0.003 (0.00159)	0.007 *** (0.00272)	-0.001 (0.00192)	0.001 (0.00175)	-0.001 (0.00221)	0.004 * (0.00249)
業種（建設業）ダミー	0.076 (0.09732)	0.293 *** (0.09594)	-0.256 (0.20838)	-0.019 (0.11544)	0.29 *** (0.10851)	0.254 * (0.15348)	0.003 (0.16208)
業種（製造業）ダミー	0.317 *** (0.10167)	0.11 (0.09403)	-0.474 ** (0.20604)	0.086 (0.10949)	-0.209 ** (0.10201)	1.077 *** (0.12954)	0.348 ** (0.1391)
業種（卸売業・小売業）ダミー	0.008 (0.09218)	0.123 (0.08657)	-0.214 (0.17349)	0.141 (0.10592)	-0.002 (0.09455)	0.226 (0.14321)	-0.346 ** (0.16589)
従業員規模（～29人）ダミー	-0.086 (0.11761)	-0.316 *** (0.10092)	-0.182 (0.28562)	-0.57 *** (0.15631)	-0.508 *** (0.10182)	-0.476 *** (0.17146)	-0.279 (0.21419)
従業員規模（500人～）ダミー	0.202 ** (0.0891)	0.356 *** (0.09293)	0.375 ** (0.16155)	0.55 *** (0.09771)	0.292 *** (0.10562)	0.387 *** (0.1161)	0.321 ** (0.12513)

・加重最小二乗法によるＡＴＥの推定

	省力化投資実施の有無	省力化投資の変化					
		省力化投資全体	接客等のロボット・自動化	ＲＰＡ	ＷＥＢ・ＩＴ関連のソフトやシステムの導入	生産の自動化	作業現場等での肉体労働をサポートするロボット
定数項	7.131 *** (0.07456)	7.138 *** (0.07338)	7.333 *** (0.10921)	7.205 *** (0.08906)	6.976 *** (0.07942)	7.237 *** (0.09708)	7.185 *** (0.11076)
省力化投資の実施有無、変化ダミー	0.102 * (0.06009)	0.166 *** (0.05808)	0.458 *** (0.12928)	0.267 *** (0.07358)	0.137 ** (0.06447)	0.145 (0.09015)	0.006 (0.11186)
非正社員比率	0.005 *** (0.00143)	0.003 * (0.00141)	0.002 (0.0021)	0.005 *** (0.00174)	0.003 ** (0.00143)	0.008 *** (0.00171)	0.006 *** (0.00201)
業種（建設業）ダミー	0.52 *** (0.08498)	0.484 *** (0.08572)	0.466 *** (0.12289)	0.38 *** (0.10415)	0.623 *** (0.08082)	0.376 *** (0.1173)	0.466 *** (0.12592)
業種（製造業）ダミー	0.057 (0.09213)	0.026 (0.08477)	-0.051 (0.11478)	-0.136 (0.10196)	0.208 ** (0.08889)	-0.252 ** (0.11773)	-0.037 (0.13661)
業種（卸売業・小売業）ダミー	0.791 *** (0.07965)	0.892 *** (0.07844)	0.799 *** (0.11928)	0.727 *** (0.09881)	1.089 *** (0.07886)	0.68 *** (0.10635)	0.816 *** (0.11168)
従業員規模（～29人）ダミー	0.233 ** (0.1008)	0.254 *** (0.09342)	0.215 * (0.11189)	0.303 *** (0.11148)	0.291 *** (0.10543)	0.3 *** (0.10869)	0.268 ** (0.11266)
従業員規模（500人～）ダミー	-0.161 ** (0.08093)	-0.255 *** (0.08042)	-0.106 (0.11143)	-0.256 *** (0.09798)	-0.309 *** (0.07877)	-0.164 (0.11681)	-0.127 (0.11986)
決定係数	0.092	0.125	0.111	0.107	0.148	0.118	0.158

※括弧内の数字は標準誤差。***、**、*は、それぞれ１％、５％、10％水準で統計的に有意であることを表している。

付注２－５　資本コストの変化等が労働分配率に与える影響の推計について

１．概要

労働分配率の低下要因について、経済産業省「経済産業省企業活動基本調査」の個票データを用いて、資本のコスト低下による労働代替、労働集約的な生産やサービスを海外に移転させる動き、短時間労働者及び非正規労働者の増加等の要因による影響を定量的に推計した。

２．データ

経済産業省「経済産業省企業活動基本調査」の個票データ、内閣府「国民経済計算」により、パネルデータを作成。

３．推計方法

（１）推計式

被説明変数を労働分配率とし、資本財価格、企業の輸出・輸入比率（グローバル化の代理変数）、パートタイム労働者の比率等を説明変数とする以下の式を固定効果モデルにて推計した。

$$LS_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln P_{k,t} + \beta_2 \ln TFP_{i,t} + \beta_3\, export_{i,t} + \beta_4\, import_{i,t} + \beta_5\, gap_t + industry_{k,t} + u_i + \varepsilon_{i,t}$$

なお、資本財は機械・設備とコンピューターソフトウェアの２種類に分けたほか、推計期間（2001～2021 年度）を前半（2001～2010 年度）と後半（2011～2021 年度）に分けて計４本の式を推計した。

（２）変数の定義と使用データ等

変数	定義	使用データ等
$LS_{i,t}$	労働分配率	（給与総額＋福利厚生）／付加価値 ※付加価値 ＝売上高－売上原価－販管費及び一般管理費＋動産・不動産賃借料＋給与総額＋福利厚生費＋減価償却費＋租税公課
$P_{k,t}$	資本財価格	資産分類・産業別に固定資本形成額（名目）を固定資本形成額（実質）で除した値
$TFP_{i,t}$	全要素生産性	算出方法は（３）を参照。
$export_{i,t}$	輸出比率	輸出額／売上高
$import_{i,t}$	輸入比率	輸入額／コントロール可能な費用 ※コントロール可能な費用 ＝売上原価＋給与総額＋福利厚生費＋販売費及び一般管理費＋動産・不動産賃借料＋減価償却費
$parttime_{i,t}$	パートタイム労働者比率	パートタイム従業者／常時従業者数
gap_t	ＧＤＰギャップ	内閣府公表のＧＤＰギャップ

		※推計実施時に最新であった 2023 年 10-12 月期２次速報時のデータを使用。
$industry_{k,t}$	産業ダミー	サービス業を基準とし、農林水産業、鉱業等、建設業、製造業、電気・ガス業等、情報通信業のそれぞれについてダミー変数を作成。
u_i	固定効果	
$\varepsilon_{i,t}$	誤差項	

（備考）i は企業、k は産業、t は時点を表す。

（３）ＴＦＰの算出方法

・概要

森川（2007）等を参考に、経済産業省「経済産業省企業活動基本調査」の個票データを用いて各企業の全要素生産性（ＴＦＰ）を簡易的に算出。

・計算式

生産要素として資本と労働を考慮した次の生産関数を想定し、両辺を対数変換してＴＦＰを算出。

$$Y_{i,t} = A_{i,t} K_{i,t}^{\alpha} L_{i,t}^{1-\alpha}$$

$$\ln TFP_{i,t} \equiv \ln A_{i,t} = \ln Y_{i,t} - \alpha \ln K_{i,t} - (1-\alpha) \ln L_{i,t}$$

・変数の定義と使用データ等

変数	定義	使用データ等
$Y_{i,t}$	付加価値額	（営業利益＋給与総額＋租税公課＋減価償却費＋動産・不動産貸借料）／ＧＤＰデフレーター ※ＧＤＰデフレーターは、内閣府「国民経済計算」より取得。
$K_{i,t}$	資本投入量	有形固定資産を有形固定資産デフレーターで除して算出。 ※有形固定資産デフレーターは、内閣府「国民経済計算」の固定資本ストックマトリックスにより作成。
$L_{i,t}$	労働投入量	常時従業者数に産業別の一人当たり労働時間を乗じて算出。 ※産業別の一人当たり労働時間は、内閣府「国民経済計算」の労働時間数（雇用者）により作成。
$A_{i,t}$	ＴＦＰ	資本と労働の投入量だけでは測れない付加価値の押上げ要因
α	資本コストのシェア	資本コスト／（資本コスト＋労働コスト） ※資本コスト＝有形固定資産額×金利＋減価償却費＋動産・不動産貸借料 ※労働コスト＝給与総額 ※金利は、日本銀行「貸出約定平均金利」の国内銀行（ストック、総合）の値を使用。

（備考）i は企業、t は時点を表す。

（4）推計対象

期間：2001～2021 年度

企業数

①2001～2010 年度：20,250 社（機械・設備、コンピューターソフトウェア共通）

②2011～2021 年度：12,201 社（機械・設備、コンピューターソフトウェア共通）

（5）推計結果

期間	2001～2010 年度		2011～2021 年度	
資本財価格	機械・設備	コンピューターソフトウェア	機械・設備	コンピューターソフトウェア
$\ln TFP_{i,t}$	−0.120***(0.002)	−0.113***(0.002)	−0.133***(0.002)	−0.133***(0.002)
$\ln P_{k,t}$	−0.225***(0.009)	0.234***(0.020)	0.136***(0.043)	−0.028(0.020)
$export_{i,t}$	−0.010(0.011)	0.046***(0.011)	−0.034***(0.008)	−0.034***(0.008)
$import_{i,t}$	−0.047***(0.015)	0.001(0.015)	−0.079***(0.017)	−0.077(0.017)
$parttime_{i,t}$	−0.067***(0.007)	−0.053***(0.007)	−0.050***(0.009)	−0.046***(0.009)
gap_t	−0.007***(0.000)	−0.006***(0.000)	−0.007***(0.000)	−0.007***(0.000)
定数項	1.231***(0.043)	−0.881***(0.092)	−0.498**(0.195)	0.252***(0.094)
産業ダミー	Yes	Yes	Yes	Yes
観測数	60,423	60,423	48,409	48,409
決定係数	0.458	0.438	0.458	0.458

（備考）　1．括弧内はCluster robust standard error。

2．***、**、*は、それぞれ１％、５％、10%水準で有意であることを示す。

3．業種ダミーは省略。

付注２－６　各国の労働市場におけるミスマッチの推計について

１．概要

労働市場における新規雇用の動向について、求人数と失業者による Blanchard-Diamond タイプの一次同次制約を課したマッチング関数を推計した。マッチング関数は新規入職数を被説明変数、求人数と求職者数を説明変数とするコブ・ダグラス型関数を想定している。

２．データ

（１）新規雇用者数

＜日本＞

新規雇用者数についての統計は、厚生労働省「雇用動向調査」の入職者数及び、厚生労働省「一般職業紹介状況」の就職件数などがある。雇用動向調査は、我が国の入職者数全体を調査している一方、集計回数は年２回という制約がある。一方、一般職業紹介状況は毎月集計しているが、公共職業安定所による就職件数のみを集計している。このため、本推計では雇用動向調査の入職者数（年間）を基に、一般職業紹介状況の就職件数（四半期）を用いて新規雇用者数を四半期化して使用する。

＜アメリカ＞

U.S.Department of Labor“Job Openings and Labor Turnover”の採用者数を使用する。

＜ドイツ＞

EuroStat“Labor Force Survey”の３か月以内に就職した雇用者数を使用。2020 年の１－３月期～10－12 月期の値は欠損しているため、同期間のＥＵ全体の３か月以内に就職した雇用者数の前年同期比を用いて補完した後、内閣府による季節調整をかけた系列を用いている。

（２）求人数

＜日本＞

厚生労働省「一般職業紹介状況」における欠員数、及び上記入職者数を使用。

＜アメリカ、ドイツ＞

OECD.Stat の求人数を使用。

（３）失業者数

OECD.Stat の失業者数を使用。

３．推計方法

（１）推計式

$$ln\left(\frac{H_t}{U_{t-1}}\right) = ln(\alpha_t) + \beta\, ln\left(\frac{V_{t-1}}{U_{t-1}}\right) + \gamma_{2016} + \varepsilon_t$$

（２）変数の定義と使用データ等

変数名	定義
H_t	t 期の新規雇用者数
U_t	t 期の失業者数
V_t	t 期の求人数
α_t	t 期の効率性
γ_{2016}	2016 年以降に１をとるダミー変数
ε_t	誤差項

（３）推計期間

日本、アメリカ：2008 年１－３月期～2023 年 10－12 月期

ドイツ：2008 年１－３月期～2023 年７－９月期

（４）推計結果

国	観測数	決定係数	パラメーター	推定量	標準誤差
日本	63	0.97	$\ln(\alpha_t)$	−1.06	0.02
			β	0.54	0.02
			γ_{2016}	0.01	0.02
アメリカ	63	0.96	$\ln(\alpha_t)$	−0.23	0.03
			β	0.62	0.03
			γ_{2016}	−0.01	0.03
ドイツ	62	0.92	$\ln(\alpha_t)$	−0.64	0.07
			β	0.52	0.04
			γ_{2016}	0.01	0.02

付注２－７　市場の異質性を考慮した我が国の労働市場におけるミスマッチの推計について

１．概要

川田(2019)のアプローチを用いて、日本の職種別・地域別職業紹介データに基づき労働市場のマッチング関数を推計し、新規雇用が最大となるように求職者を再分配する、効率的マッチングと実際の雇用の状況の比較を行った。推計期間は 2012 年度から 2022 年度である。

２．モデル及びデータ

今回の分析では、川田（2019）に倣い、t 期の市場 s における新規雇用の数を表すマッチング関数$m_{st}(u_{st}, v_{st})$を考える。ただし、u_{st}は求職者、v_{st}は求人数を表す。ここで、毎期の新規雇用を最大にするように、求職者を各市場で再分配することを考えると、以下のように定式化される。

$$max \sum_{s} \sum_{t} m_{s,t}(u_{s,t}, v_{s,t})$$

$$subject\ to\ u_t = \sum_{st} u_{st}$$

ここで、マッチング関数が微分可能であると仮定することで、効率的なマッチングが実現するときの一階条件は、

$$\frac{\partial m(u_{st}, v_{st})}{\partial u_{st}} = \frac{\partial m(u_{s't}, v_{s't})}{\partial u_{s't}}$$

となる。つまり、求職者の限界的な増加に対する新規雇用の増加が、各市場で同数であることが必要となる。

これらの議論に基づき、今回は、公的職業紹介業務を行う職種安定紹介所のデータを用いたマッチング関数の推定を行った。具体的には、各職種(職種大分類)・地域(都道府県)別の求人数、求職者数、新規就職件数のデータを使用し、マッチング関数の関数形はコブ・ダグラス型を仮定した。関数形は以下の通りとなる。

$$m_{s,t}(u_{s,t}, v_{s,t}) = \mu_{st} v_{s,t}^{\eta} v_{s,t}^{1-\eta}$$

ただし、η及びμ_{st}はそれぞれパラメーターであり、特に後者はマッチングの効率性とする。また、マッチングの効率性は、職種、都道府県、時点の３つに分解可能であるとする。これらのパラメーターを推定し、上記の制約付き最適化問題を解くことで時点ごとの各市場における最適な求職者配分が求まる。本稿ではこのようにして得られた最適配分の下で達成される新規雇用を、効率的なマッチングにおける就職件数としている。

３．推計方法

（１）推計式

$$ln\left(\frac{H_{pjt}}{U_{pjt}}\right) = ln(\alpha_p) + ln(\alpha_j) + ln(\alpha_t) + \beta\, ln\left(\frac{V_{pjt}}{U_{pjt}}\right) + \varepsilon_{pjt}$$

（２）変数の定義と使用データ等

変数名	定義
H_{pjt}	都道府県 p、職種 j における t 期の新規入職数
U_{pjt}	都道府県 p、職種 j における t 期の求職者数
V_{pjt}	都道府県 p、職種 j における t 期の求人数
α_p	都道府県固有の効率性（固定効果）
α_j	職種固有の効率性（固定効果）
α_t	時点固有の効率性（固定効果）
ε_{pjt}	誤差項

（３）推計期間

2012 年度～2022 年度

（４）推計結果

変数	推定量	標準誤差	p 値	観測数	決定係数
$ln\left(\frac{V_{pjt}}{U_{pjt}}\right)$	0.50	0.03	0.00	5,687	0.92

付注２－８　労働生産性上昇率の寄与度分解について

１．概要

Nordhaus（2002）に基づき、業種別労働生産性上昇率を、「純生産性要因」、「ボーモル効果」、「デニソン効果」の三要因に分解した。「純生産性要因」は各産業内での労働生産性の変化による効果を、「ボーモル効果」は一国内での各産業の付加価値のシェアの変化による効果を、そして「デニソン効果」は各産業間での労働投入量のシェアの変化による効果をそれぞれ示している。

２．データ

EU KLEMS database

2000～19 年のデータ

３．推計方法

（１）変数

変数	定義
$A_{i,t}$	t年の産業iの労働生産性 （A_tは、全産業平均の労働生産性）
$S_{i,t}$	労働投入量（就業者の総労働時間） （S_tは、全産業平均の労働投入量）
$\sigma_{i,t}$	名目付加価値額シェア
$w_{i,t}$	労働投入量シェア
$V_{i,t}$	実質付加価値額
$P_{i,t}$	産業別デフレーター （P_tは、ＧＤＰデフレーター）

（２）推計式

$$g(A_t) = \sum_i g(A_{i,t})\sigma_{i,0} + \sum_i g(A_{i,t})[\sigma_{i,t} - \sigma_{i,0}] + \sum_i g(S_{i,t})[\sigma_{i,t} - w_{i,t}]$$

$$= \underbrace{\sum_i g(A_{i,t})\sigma_{i,0}}_{\text{純生産性要因}} + \underbrace{\sum_i g(A_{i,t})[\sigma_{i,t} - \sigma_{i,0}]}_{\text{ボーモル効果}} + \underbrace{\sum_i r_{i,t}\dot{w}_{i,t}}_{\text{デニソン効果}}$$

ただし、$g(A_{i,t}) = g(V_{i,t}) - g(S_{i,t})$，　$r_{i,t} = (A_{i,t}P_{i,t})/(A_tP_t)$，　$\dot{w}_{i,t} = w_{i,t}[g(S_{i,t}) - g(S_t)]$

また、$g(\,)$ は変化率（対数階差）。$t = 0$ は基準年で、2000 年としている。

付注２－９　日本人労働者と外国人労働者の賃金差の推定について

１．概要

日本人労働者と外国人労働者の賃金について、学歴や勤続年数といった個人属性、事業所レベルの異質性、職種などをコントロールした後も、両者の間に差が確認されるのか、是川（2023）を参考に、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の個票データを用いて、ミンサー型賃金関数をベースとした推定式に従い、分析を行った。

２．データ

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の 2020 年調査から 2023 年調査までの個票データを使用。在留資格に関する調査は 2019 年調査より実施されているが、2020 年調査以降、調査票が変更されており、調査項目が異なっていることから、2020 年調査以降のデータを用いることとした。また、外れ値による影響を除外するため、賃金水準が１％点を下回っているサンプルと 99%点を上回っているサンプルを取り除いている。

３．推定方法

（１）推定式

$$ln(wage_{ij}) = \beta_{0j} + \beta_{1j}sor_{ij} + \gamma_1 edu_{ij} + \gamma_2 age_{ij} + \gamma_3 age_{ij}^2 + \gamma_4 tenure_{ij} + \gamma_5 tenure_{ij}^2 + \gamma_6 experience_{ij} + \gamma_7 female_{ij} + \gamma_8 parttime_{ij} + \delta year + \varepsilon_{ij}$$

$\beta_{0j} = \rho_0 + u_{0j}$、$\beta_{1j} = \rho_1 + u_{1j}$

（２）変数と係数の定義

変数・係数名	定義
$wage_{ij}$	事業所jに属する個人iの時給換算した賃金 ※時給換算した賃金は、（決まって支給する現金給与額＋昨年１年間の賞与期末手当等特別給与額÷12）÷（所定内実労働時間数＋超過実労働時間数）によって算出
sor_{ij}	事業所jに属する個人iが外国人労働者か否かに関するダミー変数 ※「外国人労働者ダミー」、「高技能外国人ダミー」、「特定技能ダミー」、「技能実習ダミー」、「永住者ダミー」、「身分に基づく在留（永住者以外）ダミー」の６つ。それぞれのダミー変数を用いた６種類のモデルで推定を行った。
edu_{ij}	事業所jに属する個人iの学歴を表すダミー変数 ※「高校卒ダミー」、「専門学校卒ダミー」、「短大・高専卒ダミー」、「大学卒ダミー」、「大学院卒ダミー」の５つ（ベースラインは中学校卒）
age_{ij}	事業所jに属する個人iの年齢を表す変数
$tenure_{ij}$	事業所jに属する個人iの事業所jにおける勤続年数を表す変数

$experience_{ij}$	事業所jに属する個人iが現在従事している職種と同一の職種に従事した年数（他事業所等での経験も含む）を表すダミー変数 ※「１～４年」、「５～９年」、「10～14 年」、「15 年以上」の４つ（ベースラインは１年未満）
$female_{ij}$	事業所jに属する個人iが女性か否かを表すダミー変数
$parttime_{ij}$	事業所jに属する個人iが短時間労働者か否かを表すダミー変数
$year$	調査年を表すダミー変数 ※「2021 年」、「2022 年」、「2023 年」の３つ（ベースラインは 2020 年）
ρ_0	全事業所における平均の切片（固定効果）
u_{0j}	全事業所平均と事業所jとの切片の差（ランダム効果、それぞれの事業所固有の効果）
ρ_1	全事業所における平均の傾き（固定効果）
u_{1j}	全事業所平均と事業所jとの傾きの差（ランダム効果、それぞれの事業所固有の効果）
ε_{ij}	誤差項

４．分析結果

（１）記述統計量

①全職種

	平均	標準偏差	最大値	最小値
時間当たり賃金	2217.333	1225.173	7902.396	836.904
時間当たり賃金（対数）	7.575	0.496	8.975	6.730
外国人ダミー	0.008	0.091	1	0
高技能外国人ダミー	0.002	0.048	1	0
特定技能ダミー	0.0004	0.021	1	0
技能実習ダミー	0.002	0.050	1	0
永住者ダミー	0.001	0.039	1	0
身分に基づく在留（永住者以外）ダミー	0.001	0.030	1	0
中学校卒ダミー	0.030	0.171	1	0
高校卒ダミー	0.446	0.497	1	0
専門学校卒ダミー	0.105	0.306	1	0
短大・高専卒ダミー	0.092	0.289	1	0
大学卒ダミー	0.291	0.454	1	0
大学院卒ダミー	0.036	0.186	1	0
年齢	44.176	13.867	99	15
年齢の二乗	2143.790	1250.199	9801	225
勤続年数	11.837	11.099	70	0
勤続年数の二乗	263.309	409.766	4900	0
同一職種の経験年数（１年未満）ダミー	0.089	0.285	1	0
同一職種の経験年数（１～４年）ダミー	0.248	0.432	1	0
同一職種の経験年数（５～９年）ダミー	0.192	0.394	1	0
同一職種の経験年数（10～14年）ダミー	0.134	0.340	1	0
同一職種の経験年数（15年以上）ダミー	0.338	0.473	1	0
女性ダミー	0.402	0.490	1	0
短時間労働者ダミー	0.182	0.386	1	0

②専門的・技術的職業従事者

	平均	標準偏差	最大値	最小値
時間当たり賃金	2599.401	1273.331	7902.357	836.907
時間当たり賃金（対数）	7.755	0.462	8.975	6.730
外国人ダミー	0.009	0.095	1	0
高技能外国人ダミー	0.005	0.074	1	0
特定技能ダミー	0.00003	0.005	1	0
技能実習ダミー	0.0001	0.010	1	0
永住者ダミー	0.002	0.044	1	0
身分に基づく在留（永住者以外）ダミー	0.001	0.030	1	0
中学校卒ダミー	0.005	0.071	1	0
高校卒ダミー	0.189	0.392	1	0
専門学校卒ダミー	0.157	0.364	1	0
短大・高専卒ダミー	0.149	0.356	1	0
大学卒ダミー	0.369	0.483	1	0
大学院卒ダミー	0.131	0.337	1	0
年齢	41.935	13.466	99	15
年齢の二乗	1939.897	1182.512	9801	225
勤続年数	11.116	10.911	70	0
勤続年数の二乗	242.614	399.685	4900	0
同一職種の経験年数（１年未満）ダミー	0.078	0.269	1	0
同一職種の経験年数（１～４年）ダミー	0.232	0.422	1	0
同一職種の経験年数（５～９年）ダミー	0.177	0.382	1	0
同一職種の経験年数（10～14年）ダミー	0.130	0.336	1	0
同一職種の経験年数（15年以上）ダミー	0.383	0.486	1	0
女性ダミー	0.405	0.491	1	0
短時間労働者ダミー	0.162	0.368	1	0

③事務従事者

	平均	標準偏差	最大値	最小値
時間当たり賃金	2233.080	1129.161	7902.337	836.905
時間当たり賃金（対数）	7.600	0.462	8.975	6.730
外国人ダミー	0.003	0.051	1	0
高技能外国人ダミー	0.002	0.039	1	0
特定技能ダミー	0.000004	0.002	1	0
技能実習ダミー	0.00002	0.005	1	0
永住者ダミー	0.001	0.025	1	0
身分に基づく在留（永住者以外）ダミー	0.0002	0.015	1	0
中学校卒ダミー	0.007	0.082	1	0
高校卒ダミー	0.341	0.474	1	0
専門学校卒ダミー	0.084	0.278	1	0
短大・高専卒ダミー	0.130	0.336	1	0
大学卒ダミー	0.417	0.493	1	0
大学院卒ダミー	0.021	0.145	1	0
年齢	43.644	12.533	97	15
年齢の二乗	2061.900	1107.259	9409	225
勤続年数	12.625	11.486	64	0
勤続年数の二乗	291.319	434.407	4096	0
同一職種の経験年数（１年未満）ダミー	0.092	0.289	1	0
同一職種の経験年数（１～４年）ダミー	0.261	0.439	1	0
同一職種の経験年数（５～９年）ダミー	0.194	0.395	1	0
同一職種の経験年数（10～14年）ダミー	0.129	0.336	1	0
同一職種の経験年数（15年以上）ダミー	0.324	0.468	1	0
女性ダミー	0.583	0.493	1	0
短時間労働者ダミー	0.140	0.347	1	0

④生産工程従事者

	平均	標準偏差	最大値	最小値
時間当たり賃金	1982.323	906.997	7902.365	836.905
時間当たり賃金（対数）	7.500	0.422	8.975	6.730
外国人ダミー	0.024	0.153	1	0
高技能外国人ダミー	0.003	0.051	1	0
特定技能ダミー	0.002	0.044	1	0
技能実習ダミー	0.012	0.108	1	0
永住者ダミー	0.004	0.060	1	0
身分に基づく在留（永住者以外）ダミー	0.003	0.052	1	0
中学校卒ダミー	0.040	0.195	1	0
高校卒ダミー	0.708	0.455	1	0
専門学校卒ダミー	0.094	0.291	1	0
短大・高専卒ダミー	0.048	0.213	1	0
大学卒ダミー	0.102	0.303	1	0
大学院卒ダミー	0.009	0.094	1	0
年齢	42.803	13.250	89	15
年齢の二乗	2007.656	1163.597	7921	225
勤続年数	13.052	11.363	68	0
勤続年数の二乗	299.472	438.613	4624	0
同一職種の経験年数（１年未満）ダミー	0.069	0.254	1	0
同一職種の経験年数（１～４年）ダミー	0.219	0.414	1	0
同一職種の経験年数（５～９年）ダミー	0.185	0.388	1	0
同一職種の経験年数（10～14年）ダミー	0.146	0.353	1	0
同一職種の経験年数（15年以上）ダミー	0.381	0.486	1	0
女性ダミー	0.261	0.439	1	0
短時間労働者ダミー	0.090	0.286	1	0

⑤建設・採掘従事者

	平均	標準偏差	最大値	最小値
時間当たり賃金	2252.392	929.078	7857.143	837.440
時間当たり賃金（対数）	7.644	0.384	8.969	6.730
外国人ダミー	0.019	0.136	1	0
高技能外国人ダミー	0.002	0.039	1	0
特定技能ダミー	0.002	0.049	1	0
技能実習ダミー	0.013	0.111	1	0
永住者ダミー	0.000	0.022	1	0
身分に基づく在留（永住者以外）ダミー	0.001	0.023	1	0
中学校卒ダミー	0.095	0.294	1	0
高校卒ダミー	0.696	0.460	1	0
専門学校卒ダミー	0.062	0.242	1	0
短大・高専卒ダミー	0.034	0.181	1	0
大学卒ダミー	0.103	0.303	1	0
大学院卒ダミー	0.010	0.100	1	0
年齢	43.445	14.431	88	15
年齢の二乗	2095.746	1290.525	7744	225
勤続年数	13.208	11.948	61	0
勤続年数の二乗	317.209	473.556	3721	0
同一職種の経験年数（１年未満）ダミー	0.063	0.242	1	0
同一職種の経験年数（１～４年）ダミー	0.191	0.393	1	0
同一職種の経験年数（５～９年）ダミー	0.166	0.372	1	0
同一職種の経験年数（10～14年）ダミー	0.124	0.329	1	0
同一職種の経験年数（15年以上）ダミー	0.457	0.498	1	0
女性ダミー	0.026	0.158	1	0
短時間労働者ダミー	0.024	0.152	1	0

（２）推定結果

①全職種を対象とした分析

	外国人全体（コントロール無）	外国人全体（コントロール有）	高技能	特定技能	技能実習	永住者	身分に基づく在留（永住者以外）
外国人ダミー	-0.283***	-0.0706***	-	-	-	-	-
	(0.00242)	(0.00255)	-	-	-	-	-
高技能外国人ダミー	-	-	-0.0420***	-	-	-	-
	-	-	(0.00402)	-	-	-	-
特定技能ダミー	-	-	-	-0.162***	-	-	-
	-	-	-	(0.00715)	-	-	-
技能実習ダミー	-	-	-	-	-0.261***	-	-
	-	-	-	-	(0.00400)	-	-
永住者ダミー	-	-	-	-	-	0.00450	-
	-	-	-	-	-	(0.00491)	-
身分に基づく在留（永住者以外）ダミー	-	-	-	-	-	-	0.00785
	-	-	-	-	-	-	(0.00620)
高校卒ダミー	-	0.00448***	0.00444***	0.00446***	0.00459***	0.00443***	0.00444***
	-	(0.00105)	(0.00106)	(0.00106)	(0.00106)	(0.00106)	(0.00106)
専門学校卒ダミー	-	0.0459***	0.0458***	0.0458***	0.0459***	0.0458***	0.0458***
	-	(0.00121)	(0.00122)	(0.00122)	(0.00122)	(0.00122)	(0.00122)
短大・高専卒ダミー	-	0.0349***	0.0351***	0.0351***	0.0352***	0.0351***	0.0351***
	-	(0.00128)	(0.00129)	(0.00129)	(0.00129)	(0.00129)	(0.00129)
大学卒ダミー	-	0.124***	0.124***	0.124***	0.124***	0.124***	0.124***
	-	(0.00123)	(0.00124)	(0.00124)	(0.00124)	(0.00124)	(0.00124)
大学院卒ダミー	-	0.257***	0.257***	0.258***	0.258***	0.257***	0.257***
	-	(0.00293)	(0.00293)	(0.00294)	(0.00294)	(0.00294)	(0.00294)
年齢	-	0.0301***	0.0302***	0.0302***	0.0301***	0.0302***	0.0302***
	-	(0.000134)	(0.000134)	(0.000134)	(0.000134)	(0.000134)	(0.000134)
年齢の二乗	-	-0.000333***	-0.000334***	-0.000334***	-0.000333***	-0.000334***	-0.000334***
	-	(1.44e-06)	(1.44e-06)	(1.44e-06)	(1.44e-06)	(1.44e-06)	(1.44e-06)
勤続年数	-	0.0294***	0.0294***	0.0294***	0.0294***	0.0294***	0.0294***
	-	(0.000134)	(0.000134)	(0.000135)	(0.000135)	(0.000135)	(0.000135)
勤続年数の二乗	-	-0.000420***	-0.000420***	-0.000420***	-0.000420***	-0.000420***	-0.000420***
	-	(2.98e-06)	(2.98e-06)	(2.98e-06)	(2.98e-06)	(2.98e-06)	(2.98e-06)
同一職種の経験年数（１～４年）	-	0.0558***	0.0567***	0.0565***	0.0561***	0.0564***	0.0564***
	-	(0.000796)	(0.000802)	(0.000804)	(0.000801)	(0.000804)	(0.000804)
同一職種の経験年数（５～９年）	-	0.0374***	0.0377***	0.0374***	0.0372***	0.0374***	0.0374***
	-	(0.00104)	(0.00105)	(0.00105)	(0.00104)	(0.00105)	(0.00105)
同一職種の経験年数（10～14年）	-	0.0140***	0.0144***	0.0140***	0.0138***	0.0141***	0.0140***
	-	(0.00132)	(0.00133)	(0.00133)	(0.00132)	(0.00133)	(0.00133)
同一職種の経験年数（15年以上）	-	0.0354***	0.0356***	0.0353***	0.0351***	0.0354***	0.0353***
	-	(0.00160)	(0.00161)	(0.00161)	(0.00160)	(0.00161)	(0.00161)
女性ダミー	-	-0.190***	-0.190***	-0.190***	-0.190***	-0.190***	-0.190***
	-	(0.000579)	(0.000581)	(0.000581)	(0.000580)	(0.000581)	(0.000581)
パートタイム労働者ダミー	-	-0.202***	-0.202***	-0.202***	-0.202***	-0.202***	-0.202***
	-	(0.00129)	(0.00129)	(0.00129)	(0.00129)	(0.00129)	(0.00129)
定数項	7.577***	6.721***	6.720***	6.720***	6.721***	6.720***	6.720***
	(0.000237)	(0.00320)	(0.00321)	(0.00320)	(0.00320)	(0.00321)	(0.00320)
観測数	4,395,789	4,395,789	4,368,833	4,360,701	4,369,690	4,365,274	4,362,612
グループ数	-	144,270	144,260	144,231	144,234	144,243	144,238
ＩＣＣ	-	0.479	0.479	0.479	0.479	0.479	0.479

※括弧内の数字は頑健な標準誤差。***、**、*は、それぞれ１％、５％、10％水準で統計的に有意であることを表している。外国人ダミーや在留資格別ダミーの係数は、ρ_1に対応している。また、推定に当たっては、上記変数のほかに、年ダミーも説明変数に加えている。

②専門的・技術的職業従事者

	外国人全体	高技能	特定技能	技能実習	永住者	身分に基づく在留（永住者以外）
外国人ダミー	-0.0170***	-	-	-	-	-
	(0.00527)	-	-	-	-	-
高技能外国人ダミー	-	-0.0230***	-	-	-	-
	-	(0.00633)	-	-	-	-
特定技能ダミー	-	-	-0.0744**	-	-	-
	-	-	(0.0335)	-	-	-
技能実習ダミー	-	-	-	-0.313***	-	-
	-	-	-	(0.0319)	-	-
永住者ダミー	-	-	-	-	0.0431***	-
	-	-	-	-	(0.00939)	-
身分に基づく在留（永住者以外）ダミー	-	-	-	-	-	0.0461***
	-	-	-	-	-	(0.0149)
高校卒ダミー	0.0272***	0.0278***	0.0281***	0.0282***	0.0281***	0.0277***
	(0.00532)	(0.00522)	(0.00521)	(0.00520)	(0.00521)	(0.00525)
専門学校卒ダミー	0.0342***	0.0348***	0.0352***	0.0353***	0.0352***	0.0348***
	(0.00547)	(0.00538)	(0.00537)	(0.00536)	(0.00537)	(0.00541)
短大・高専卒ダミー	0.0290***	0.0296***	0.0301***	0.0302***	0.0300***	0.0297***
	(0.00549)	(0.00539)	(0.00538)	(0.00538)	(0.00538)	(0.00542)
大学卒ダミー	0.112***	0.113***	0.113***	0.113***	0.113***	0.113***
	(0.00546)	(0.00536)	(0.00535)	(0.00535)	(0.00535)	(0.00539)
大学院卒ダミー	0.203***	0.204***	0.205***	0.205***	0.204***	0.204***
	(0.00608)	(0.00598)	(0.00597)	(0.00597)	(0.00598)	(0.00601)
年齢	0.0321***	0.0321***	0.0321***	0.0321***	0.0321***	0.0321***
	(0.000377)	(0.000375)	(0.000376)	(0.000376)	(0.000376)	(0.000376)
年齢の二乗	-0.000314***	-0.000314***	-0.000315***	-0.000315***	-0.000315***	-0.000315***
	(4.00e-06)	(4.00e-06)	(4.00e-06)	(4.00e-06)	(4.00e-06)	(4.00e-06)
勤続年数	0.0226***	0.0226***	0.0226***	0.0226***	0.0226***	0.0226***
	(0.000246)	(0.000246)	(0.000246)	(0.000246)	(0.000246)	(0.000246)
勤続年数の二乗	-0.000385***	-0.000385***	-0.000385***	-0.000385***	-0.000385***	-0.000385***
	(5.87e-06)	(5.87e-06)	(5.88e-06)	(5.88e-06)	(5.87e-06)	(5.88e-06)
同一職種の経験年数（１～４年）	0.110***	0.110***	0.110***	0.110***	0.110***	0.110***
	(0.00213)	(0.00213)	(0.00214)	(0.00214)	(0.00215)	(0.00214)
同一職種の経験年数（５～９年）	0.116***	0.116***	0.116***	0.116***	0.116***	0.116***
	(0.00253)	(0.00253)	(0.00254)	(0.00254)	(0.00255)	(0.00254)
同一職種の経験年数（10～14年）	0.115***	0.115***	0.115***	0.115***	0.115***	0.115***
	(0.00300)	(0.00300)	(0.00302)	(0.00301)	(0.00302)	(0.00301)
同一職種の経験年数（15年以上）	0.155***	0.156***	0.155***	0.155***	0.155***	0.155***
	(0.00351)	(0.00350)	(0.00351)	(0.00351)	(0.00352)	(0.00352)
女性ダミー	-0.123***	-0.123***	-0.124***	-0.124***	-0.123***	-0.124***
	(0.00124)	(0.00124)	(0.00124)	(0.00124)	(0.00124)	(0.00124)
パートタイム労働者ダミー	-0.159***	-0.159***	-0.160***	-0.160***	-0.159***	-0.159***
	(0.00380)	(0.00377)	(0.00377)	(0.00377)	(0.00377)	(0.00377)
定数項	6.656***	6.657***	6.656***	6.656***	6.656***	6.656***
	(0.00958)	(0.00948)	(0.00947)	(0.00947)	(0.00948)	(0.00950)
観測数	838,274	835,247	830,669	830,726	832,309	831,411
グループ数	51,394	51,372	51,257	51,256	51,284	51,272
ＩＣＣ	0.504	0.504	0.504	0.504	0.504	0.504

※括弧内の数字は頑健な標準誤差。***、**、*は、それぞれ１％、５％、10％水準で統計的に有意であることを表している。外国人ダミーや在留資格別ダミーの係数は、ρ_1に対応している。また、推定に当たっては、上記変数のほかに、年ダミーも説明変数に加えている。

③事務従事者

	外国人全体	高技能	特定技能	技能実習	永住者	身分に基づく在留（永住者以外）
外国人ダミー	-0.0127*	-	-	-	-	-
	(0.00719)	-	-	-	-	-
高技能外国人ダミー	-	-0.0227**	-	-	-	-
	-	(0.00938)	-	-	-	-
特定技能ダミー	-	-	-0.0697	-	-	-
	-	-	(0.0590)	-	-	-
技能実習ダミー	-	-	-	-0.175**	-	-
	-	-	-	(0.0824)	-	-
永住者ダミー	-	-	-	-	0.0248*	-
	-	-	-	-	(0.0129)	-
身分に基づく在留（永住者以外）ダミー	-	-	-	-	-	0.00426
	-	-	-	-	-	(0.0200)
高校卒ダミー	0.00391	0.00399	0.00406	0.00408	0.00400	0.00407
	(0.00506)	(0.00507)	(0.00507)	(0.00507)	(0.00507)	(0.00507)
専門学校卒ダミー	0.0194***	0.0194***	0.0195***	0.0195***	0.0194***	0.0195***
	(0.00516)	(0.00518)	(0.00518)	(0.00518)	(0.00517)	(0.00517)
短大・高専卒ダミー	0.0233***	0.0235***	0.0236***	0.0236***	0.0235***	0.0236***
	(0.00516)	(0.00517)	(0.00517)	(0.00517)	(0.00517)	(0.00517)
大学卒ダミー	0.108***	0.108***	0.108***	0.108***	0.108***	0.108***
	(0.00515)	(0.00516)	(0.00516)	(0.00516)	(0.00516)	(0.00516)
大学院卒ダミー	0.167***	0.168***	0.168***	0.168***	0.168***	0.168***
	(0.00588)	(0.00589)	(0.00590)	(0.00590)	(0.00590)	(0.00590)
年齢	0.0332***	0.0332***	0.0332***	0.0332***	0.0332***	0.0332***
	(0.000296)	(0.000296)	(0.000296)	(0.000296)	(0.000296)	(0.000296)
年齢の二乗	-0.000388***	-0.000388***	-0.000388***	-0.000388***	-0.000388***	-0.000388***
	(3.33e-06)	(3.33e-06)	(3.33e-06)	(3.33e-06)	(3.33e-06)	(3.33e-06)
勤続年数	0.0338***	0.0338***	0.0338***	0.0338***	0.0338***	0.0338***
	(0.000224)	(0.000224)	(0.000224)	(0.000224)	(0.000224)	(0.000224)
勤続年数の二乗	-0.000517***	-0.000517***	-0.000517***	-0.000517***	-0.000517***	-0.000517***
	(5.25e-06)	(5.25e-06)	(5.25e-06)	(5.25e-06)	(5.25e-06)	(5.25e-06)
同一職種の経験年数（１～４年）	0.0664***	0.0665***	0.0664***	0.0664***	0.0663***	0.0664***
	(0.00155)	(0.00155)	(0.00156)	(0.00156)	(0.00156)	(0.00156)
同一職種の経験年数（５～９年）	0.0443***	0.0443***	0.0442***	0.0442***	0.0442***	0.0442***
	(0.00191)	(0.00191)	(0.00191)	(0.00191)	(0.00191)	(0.00191)
同一職種の経験年数（10～14年）	0.0167***	0.0166***	0.0164***	0.0164***	0.0164***	0.0165***
	(0.00233)	(0.00233)	(0.00233)	(0.00233)	(0.00233)	(0.00233)
同一職種の経験年数（15年以上）	0.0387***	0.0386***	0.0385***	0.0385***	0.0385***	0.0385***
	(0.00258)	(0.00258)	(0.00258)	(0.00258)	(0.00258)	(0.00258)
女性ダミー	-0.198***	-0.198***	-0.198***	-0.198***	-0.198***	-0.198***
	(0.00111)	(0.00111)	(0.00111)	(0.00111)	(0.00111)	(0.00111)
パートタイム労働者ダミー	-0.263***	-0.263***	-0.263***	-0.263***	-0.263***	-0.263***
	(0.00208)	(0.00208)	(0.00208)	(0.00208)	(0.00208)	(0.00208)
定数項	6.675***	6.675***	6.675***	6.675***	6.675***	6.675***
	(0.00795)	(0.00796)	(0.00796)	(0.00796)	(0.00796)	(0.00795)
観測数	921,798	920,832	919,415	919,433	920,005	919,606
グループ数	98,558	98,534	98,494	98,495	98,516	98,500
ＩＣＣ	0.455	0.455	0.455	0.455	0.455	0.455

※括弧内の数字は頑健な標準誤差。***、**、*は、それぞれ１％、５％、10％水準で統計的に有意であることを表している。外国人ダミーや在留資格別ダミーの係数は、ρ_1に対応している。また、推定に当たっては、上記変数のほかに、年ダミーも説明変数に加えている。

④生産工程従事者

	外国人全体	高技能	特定技能	技能実習	永住者	身分に基づく在留（永住者以外）
外国人ダミー	-0.145***	-	-	-	-	-
	(0.00345)	-	-	-	-	-
高技能外国人ダミー	-	-0.0732***	-	-	-	-
	-	(0.00672)	-	-	-	-
特定技能ダミー	-	-	-0.149***	-	-	-
	-	-	(0.00822)	-	-	-
技能実習ダミー	-	-	-	-0.230***	-	-
	-	-	-	(0.00459)	-	-
永住者ダミー	-	-	-	-	-0.0348***	-
	-	-	-	-	(0.00635)	-
身分に基づく在留（永住者以外）ダミー	-	-	-	-	-	-0.0188**
	-	-	-	-	-	(0.00756)
高校卒ダミー	0.0199***	0.0203***	0.0202***	0.0203***	0.0200***	0.0201***
	(0.00209)	(0.00216)	(0.00216)	(0.00213)	(0.00214)	(0.00215)
専門学校卒ダミー	0.0307***	0.0308***	0.0306***	0.0306***	0.0304***	0.0305***
	(0.00230)	(0.00235)	(0.00235)	(0.00233)	(0.00234)	(0.00234)
短大・高専卒ダミー	0.0405***	0.0416***	0.0415***	0.0412***	0.0413***	0.0415***
	(0.00262)	(0.00268)	(0.00268)	(0.00265)	(0.00267)	(0.00267)
大学卒ダミー	0.0777***	0.0780***	0.0778***	0.0778***	0.0776***	0.0776***
	(0.00246)	(0.00253)	(0.00253)	(0.00250)	(0.00251)	(0.00252)
大学院卒ダミー	0.179***	0.179***	0.179***	0.179***	0.179***	0.179***
	(0.00518)	(0.00519)	(0.00520)	(0.00520)	(0.00520)	(0.00520)
年齢	0.0350***	0.0352***	0.0352***	0.0350***	0.0352***	0.0352***
	(0.000266)	(0.000269)	(0.000269)	(0.000268)	(0.000269)	(0.000269)
年齢の二乗	-0.000407***	-0.000409***	-0.000409***	-0.000407***	-0.000409***	-0.000409***
	(2.95e-06)	(2.98e-06)	(2.98e-06)	(2.97e-06)	(2.98e-06)	(2.98e-06)
勤続年数	0.0228***	0.0228***	0.0228***	0.0228***	0.0227***	0.0228***
	(0.000254)	(0.000256)	(0.000256)	(0.000255)	(0.000255)	(0.000256)
勤続年数の二乗	-0.000317***	-0.000317***	-0.000317***	-0.000318***	-0.000316***	-0.000317***
	(5.27e-06)	(5.29e-06)	(5.29e-06)	(5.28e-06)	(5.29e-06)	(5.29e-06)
同一職種の経験年数（１～４年）	0.0943***	0.101***	0.100***	0.0973***	0.100***	0.100***
	(0.00178)	(0.00185)	(0.00185)	(0.00181)	(0.00185)	(0.00185)
同一職種の経験年数（５～９年）	0.0869***	0.0916***	0.0912***	0.0890***	0.0910***	0.0907***
	(0.00224)	(0.00229)	(0.00229)	(0.00226)	(0.00229)	(0.00229)
同一職種の経験年数（10～14年）	0.0717***	0.0763***	0.0759***	0.0737***	0.0757***	0.0756***
	(0.00278)	(0.00283)	(0.00283)	(0.00281)	(0.00283)	(0.00283)
同一職種の経験年数（15年以上）	0.0883***	0.0928***	0.0924***	0.0902***	0.0922***	0.0921***
	(0.00330)	(0.00335)	(0.00335)	(0.00332)	(0.00335)	(0.00335)
女性ダミー	-0.206***	-0.208***	-0.208***	-0.207***	-0.209***	-0.208***
	(0.00150)	(0.00152)	(0.00152)	(0.00151)	(0.00152)	(0.00152)
パートタイム労働者ダミー	-0.160***	-0.161***	-0.161***	-0.161***	-0.160***	-0.160***
	(0.00279)	(0.00281)	(0.00281)	(0.00281)	(0.00281)	(0.00281)
定数項	6.570***	6.561***	6.561***	6.568***	6.562***	6.562***
	(0.00640)	(0.00649)	(0.00649)	(0.00645)	(0.00649)	(0.00649)
観測数	725,649	710,052	709,570	716,816	710,782	710,174
グループ数	32,278	32,248	32,237	32,250	32,249	32,248
ＩＣＣ	0.572	0.570	0.569	0.571	0.569	0.569

※括弧内の数字は頑健な標準誤差。***、**、*は、それぞれ１％、５％、10％水準で統計的に有意であることを表している。外国人ダミーや在留資格別ダミーの係数は、ρ_1に対応している。また、推定に当たっては、上記変数のほかに、年ダミーも説明変数に加えている。

⑤建設・採掘従事者

	外国人全体	高技能	特定技能	技能実習	永住者	身分に基づく在留（永住者以外）
外国人ダミー	-0.242***	-	-	-	-	-
	(0.0102)	-	-	-	-	-
高技能外国人ダミー	-	-0.101***	-	-	-	-
	-	(0.0210)	-	-	-	-
特定技能ダミー	-	-	-0.196***	-	-	-
	-	-	(0.0189)	-	-	-
技能実習ダミー	-	-	-	-0.303***	-	-
	-	-	-	(0.0122)	-	-
永住者ダミー	-	-	-	-	-0.0385	-
	-	-	-	-	(0.0241)	-
身分に基づく在留（永住者以外）ダミー	-	-	-	-	-	-0.0463
	-	-	-	-	-	(0.0345)
高校卒ダミー	0.00804**	0.00759**	0.00763**	0.00815**	0.00752**	0.00728**
	(0.00368)	(0.00372)	(0.00371)	(0.00369)	(0.00371)	(0.00371)
専門学校卒ダミー	0.00691	0.00641	0.00645	0.00674	0.00634	0.00615
	(0.00486)	(0.00490)	(0.00490)	(0.00488)	(0.00490)	(0.00490)
短大・高専卒ダミー	0.0263***	0.0253***	0.0256***	0.0261***	0.0254***	0.0253***
	(0.00639)	(0.00643)	(0.00643)	(0.00642)	(0.00644)	(0.00644)
大学卒ダミー	0.0457***	0.0448***	0.0444***	0.0446***	0.0443***	0.0440***
	(0.00477)	(0.00480)	(0.00481)	(0.00479)	(0.00481)	(0.00481)
大学院卒ダミー	0.104***	0.103***	0.103***	0.103***	0.103***	0.103***
	(0.00993)	(0.00992)	(0.01000)	(0.00999)	(0.01000)	(0.01000)
年齢	0.0447***	0.0450***	0.0450***	0.0447***	0.0450***	0.0450***
	(0.000649)	(0.000655)	(0.000654)	(0.000652)	(0.000655)	(0.000655)
年齢の二乗	-0.000487***	-0.000490***	-0.000490***	-0.000487***	-0.000491***	-0.000490***
	(7.15e-06)	(7.20e-06)	(7.20e-06)	(7.17e-06)	(7.20e-06)	(7.20e-06)
勤続年数	0.0198***	0.0197***	0.0197***	0.0198***	0.0197***	0.0197***
	(0.000544)	(0.000545)	(0.000545)	(0.000545)	(0.000545)	(0.000545)
勤続年数の二乗	-0.000284***	-0.000282***	-0.000282***	-0.000284***	-0.000282***	-0.000282***
	(1.27e-05)	(1.27e-05)	(1.27e-05)	(1.27e-05)	(1.27e-05)	(1.27e-05)
同一職種の経験年数（１～４年）	0.132***	0.134***	0.134***	0.132***	0.134***	0.134***
	(0.00468)	(0.00478)	(0.00478)	(0.00470)	(0.00480)	(0.00479)
同一職種の経験年数（５～９年）	0.154***	0.154***	0.154***	0.153***	0.154***	0.154***
	(0.00554)	(0.00562)	(0.00562)	(0.00558)	(0.00564)	(0.00563)
同一職種の経験年数（10～14年）	0.154***	0.155***	0.155***	0.154***	0.155***	0.155***
	(0.00656)	(0.00663)	(0.00664)	(0.00659)	(0.00664)	(0.00664)
同一職種の経験年数（15年以上）	0.177***	0.177***	0.177***	0.176***	0.177***	0.177***
	(0.00744)	(0.00750)	(0.00750)	(0.00747)	(0.00751)	(0.00751)
女性ダミー	-0.184***	-0.184***	-0.184***	-0.184***	-0.184***	-0.184***
	(0.0105)	(0.0105)	(0.0105)	(0.0105)	(0.0105)	(0.0105)
パートタイム労働者ダミー	-0.107***	-0.108***	-0.107***	-0.108***	-0.108***	-0.108***
	(0.0128)	(0.0129)	(0.0129)	(0.0129)	(0.0130)	(0.0129)
定数項	6.348***	6.340***	6.341***	6.348***	6.341***	6.341***
	(0.0140)	(0.0141)	(0.0141)	(0.0140)	(0.0141)	(0.0141)
観測数	74,293	73,002	73,068	73,822	72,927	72,931
グループ数	7,054	7,029	7,036	7,049	7,027	7,027
ＩＣＣ	0.583	0.582	0.583	0.583	0.582	0.582

※括弧内の数字は頑健な標準誤差。***、**、*は、それぞれ１％、５％、10％水準で統計的に有意であることを表している。外国人ダミーや在留資格別ダミーの係数は、ρ_1に対応している。また、推定に当たっては、上記変数のほかに、年ダミーも説明変数に加えている。

付注３－１　消費の年齢効果・世代効果・時代効果の推計について

１．概要

本稿では、内閣府（2005）、吉田・宇佐美・中拂・森脇（2016）を参考に、世帯主の年齢階級別の実質等価消費支出（名目消費支出を消費者物価指数で実質化したうえ、世帯人員の平方根で除したもの）について、世帯主の年齢階級（年齢効果）、世帯主の生まれ年（世代効果）及び調査時点（時代効果）別の消費行動の特徴を推計することにより、家計属性別の消費行動の特徴を推計している。

２．データ

総務省「全国家計構造調査」、「全国消費実態調査」

３．推計方法

（１）推計式

$$\ln(\text{実質等価消費支出}) = \text{定数項} + \text{年齢ダミー} + \text{世代ダミー} + \text{時代ダミー}$$

（２）使用データ

名目消費支出：総務省「全国家計構造調査」、「全国消費実態調査」の総世帯の消費支出

※2004～14 年の値は、2019 年調査の集計方法による遡及集計値。

※1984・89 年の値は、二人以上の世帯の値と、調査票を用いて集計した単身世帯の値を、世帯数分布を用いて統合した。

世帯人員：総務省「全国家計構造調査」、「全国消費実態調査」の世帯人員

物価指数：総務省「消費者物価指数」の持家の帰属家賃を除く総合（年平均）

（３）推計期間

1984 年～2019 年

付注３－２　過去５年以内に取得した中古住宅割合に関するコーホート分析について

１．概要

本稿では、内閣府（2010）を参考に、過去５年以内に持家として取得した中古住宅割合について、家計を主に支える者の年齢階級（年齢効果）、家計を主に支える者の生まれ年（世代効果）及び調査時点（時代効果）別の特徴を推計することにより、住宅の建て方別の中古住宅割合の特徴を推計している。

２．データ

総務省「住宅・土地統計調査」

３．推計方法

（１）推計式

過去５年以内に取得した中古住宅割合 = 定数項 + 年齢ダミー + 世代ダミー + 時代ダミー

（２）使用データ及び、中古住宅割合の作成方法

過去５年以内に持家として取得した中古住宅割合：総務省「住宅・土地統計調査」

※新築の持家数：過去５年以降建築された持家数（ただし、中古住宅を除く）

中古の持家数：過去５年以降持ち家として取得した中古住宅数

とし、中古住宅割合を次式により算出。

$$\text{中古住宅割合} = \frac{\text{中古の持家数}}{\text{新築の持家数} + \text{中古の持家数}}$$

（３）推計期間

1998 年～2018 年

付注３－３　住宅価格の築年数ごとの減価パターンと新築プレミアムの推計について

１．概要

フラット 35 利用者調査を用いて、住宅価格の築年数を経た減価動向と、新築物件のみに発生する特有の価値（新築物件と新築直後の中古物件の価格差）を推定した。

なお、住宅価格の築年数を経た減価動向を把握するためには、最寄り駅からの距離、取引主体の属性、階数といった築年数以外の価格変動要因をヘドニック法により品質調整をすることが一般的であるが、中古不動産の価格決定にあたっては、一般的な不動産取引情報からでは得られない多くの価格決定要因がある。例えば、詳細なリフォームの実施歴、間取りなどである。こうした要素を完全に品質調整をすることは難しい。今回の分析では、十分なサンプルサイズが確保でき、取引価格に大きな影響を与えている立地条件と取引年数のみを調整できるフラット 35 の利用者データを用いて算出している。

２．データ

住宅金融支援機構「フラット 35 利用者調査」の地域別・築年数別㎡単価

※振れを除くため、調査年、築年数それぞれ３か年分を契約数で加重平均した値を用いている。

※㎡単価は、上記の加重平均購入価格を、加重平均住宅面積で除して求めた。

国土交通省「地価公示」

３．土地価格部分の推定について

（１）中古住宅の取引価格が下げ止まる地点の㎡単価

第３－２－20 図、第３－２－24 図のとおり、中古住宅の築年数ごとの取引価格をみると、築年数が経過するごとに減価していく中で、中古住宅の取引価格は一定の築年数で下げ止まる。この「中古住宅の取引価格が下げ止まる地点の㎡単価」の抽出については、㎡単価が前築年数対比プラスとなる地点の㎡単価を用いた。なお、この価格は、築年数を経て建物部分の価値が不動産取引上評価されなくなり、土地部分のみが不動産取引上価値があると認識されている価格とみなすことができる。

（２）中古マンションの推定地価

（１）で求めた中古住宅の取引価格が下げ止まる地点の㎡単価（「フラット 35 から算出された地価」）と、実際の地価である「地価公示」の動きから、「推定地価」を求める。具体的には、「推定地価」と「地価公示」の前年比変動率が同一であるとの前提の下、「フラット 35 から算出された地価」と「推定地価」の差の絶対値の二乗和が最小となるような「推定地価」を求めた。「フラット 35 から算出された地価」と推計された「推定地価」は下図のと

おり。なお、地価公示による土地価格は、実際の中古住宅の取引価格が下げ止まる地点の㎡単価の動きと整合的であった「全用途」の価格を用いている。

「フラット35から算出された地価」と「推定地価」の推移

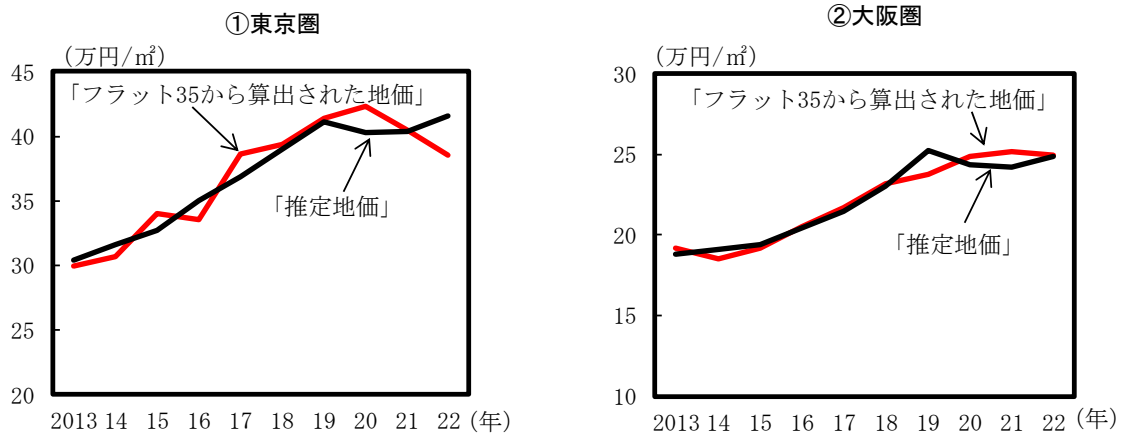

（３）中古戸建の推定地価

「フラット 35 利用者調査」における中古戸建の表示登記年別㎡単価は、建物部分のみの価格となっており、土地部分の価格は含まれない。このため、「推定地価」は、３．（１）の「実際の中古住宅の取引価格が下げ止まる地点での価格」と同値となる。

４．減価トレンドについて

築３年時点での㎡単価から（１）の「中古住宅の取引価格が下げ止まる地点の㎡単価」までの築年数ごとの㎡単価を最小二乗法で線形回帰することで求めた。

５．新築戸建の㎡単価について

新築戸建は、「注文住宅」、「土地付注文住宅」、「建売住宅」の合計と定義している。３．（３）のとおり、中古戸建の価格は建物部分のみの価格になっていることから、本稿における新築戸建の㎡単価についても建物部分のみの価格を算出し用いている。

具体的には、まず、「注文住宅」と「土地付注文住宅」は、建設費と住宅面積から㎡単価を求めた。次に、「建売住宅」[5]は、「土地付注文住宅」の土地取得単価を用いて建売住宅の土地取得費を推定し、建売住宅の所要資金額から前述の土地取得費を除いて得られた住宅費用と住宅面積から㎡単価を求めた。最後に、それぞれの㎡単価を契約数で加重平均し、新築戸建の㎡単価を求めた。

[5] 「建売住宅」は、土地費用と住宅費用別の資金額は公表されておらず、所要資金額のみが公表されている。

６．新築プレミアムの推定について

新築プレミアムとは、新築物件のみに発生する特有の価値を指し、新築物件と新築直後の中古物件との価格差を意味する。本推定においては、５．の新築住宅の㎡単価と、４．の減価トレンドから推定される新築価格の差分となる。

付注３－４　定年引上げによる企業の人件費率及び利益率への影響について

１．概要

本分析では、内閣府が実施したアンケート調査の結果と回答企業の財務データ等をマッチングすることにより、企業による定年引上げの実施の有無が人件費率及び営業利益率に与える平均因果効果（Average Treatment Effect; ＡＴＥ）の推定を行った。定年引上げの実施の有無に影響を与える可能性がある企業規模や業種などの共変量による交絡を調整するため、傾向スコアに基づく逆確率重み付け（Inverse Probability Weighting; ＩＰＷ）推定とアウトカムモデリングに基づく推定を組み合わせた二重にロバストな（Doubly Robust; ＤＲ）推定により、定年引上げによる影響を測定した。

２．データ

内閣府において 2024 年に実施した「人手不足への対応に関する企業意識調査」及び 2019 年に実施した「多様化する働き手に関する企業の意識調査」のアンケート結果と、回答企業の企業財務データ等をマッチングして分析を行った。

３．推計方法

ＤＲ推定により平均因果効果を推定した。目的変数である人件費率及び営業利益率は、企業財務データより（２）のとおり定義した。処置変数は企業による定年引上げの実施の有無（定年引上げを実施していない場合に０、実施した場合に１）である。定年引上げの実施に影響するとみられる共変量は（３）に示した。

（１） 推計式

ＤＲ推定による平均因果効果$\widehat{ATE}_{DR}$の推計式は以下のとおり。

$$\widehat{ATE}_{DR} = \frac{1}{N}\sum_{i=1}^{N}\left(\hat{\mu}_1(X_i) + \frac{T_i\left(Y_i - \hat{\mu}_1(X_i)\right)}{\hat{p}(X_i)}\right) - \frac{1}{N}\sum_{i=1}^{N}\left(\hat{\mu}_0(X_i) + \frac{(1-T_i)\left(Y_i - \hat{\mu}_0(X_i)\right)}{1-\hat{p}(X_i)}\right)$$

ここで、Nはサンプルサイズ、Y_iは企業iにおける目的変数、T_iは企業iにおける処置変数、X_iは企業iの共変量、$\hat{p}(X_i)$は傾向スコアの推定値、$\hat{\mu}_1(X_i)$は処置群における目的変数の推定値、$\hat{\mu}_0(X_i)$は対照群における目的変数の推定値を表す。

傾向スコア$\hat{p}(X_i)$は、処置変数 Tに対する共変量Xによるロジスティック回帰により推定され、以下のように表される。$\hat{\alpha}$は、ロジスティック回帰の最尤推定量である。

$$\hat{p}(X_i) = \frac{1}{1 + exp\{-\hat{\alpha}' X_i\}}$$

（2）目的変数

変数名	定義
人件費率	（人件費÷営業収益）の５年前からの変化幅
営業利益率	（営業利益÷営業収益）の５年前からの変化幅

（3）共変量

変数名	定義
人手不足感	５年前と比較して人手不足感が増していると回答した場合に１をとるダミー変数
企業規模	企業を従業員規模１～29 人、30～99 人、100～299 人、300 人以上の４区分に割り当てる質的変数
業種	製造業は０、非製造業は１をとるダミー
資本金	対象企業の資本金額（対数値）
投資	（有形固定資産＋ソフトウェアストック）の５年前からの変化率
一人当たり人件費	従業員一人当たりの人件費（対数値）
事業所数	対象企業が持つ事業所数

（4）推計結果

１．人件費率

説明変数	推定量	標準誤差	p 値
定年引上げ	0.785	0.367	0.033

２．営業利益率

説明変数	推定量	標準誤差	p 値
定年引上げ	-0.204	0.514	0.692

参考文献

第１章

第１節について

石井一正・都竹直樹・吉村卓也・岩上順子・栗山博雅・矢部将大（2024）「令和６年能登半島地震の影響試算の推計方法について」経済財政分析ディスカッション・ペーパー・シリーズ　24-1

宇南山卓・古村典洋(2014)「株価が消費に与える影響:アベノミクス期を用いた資産効果の計測」PRI Discussion Paper 14A-09　財務省財務総合政策研究所

塩路悦朗（2011）「為替レートパススルー率の推移　－時変係数ＶＡＲによる再検証－」 フィナンシャル・レビュー 平成 23 年第５号（通巻第 106 号）2011 年３月　69－88 ページ　財務省財務総合政策研究所

内閣府（2024）「令和６年能登半島地震による被害状況等について」

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024）『2023 年度日本経済レポート』

日本銀行（2024）『金融システムレポート（2024 年４月号）』

宮崎浩伸（2021）「アベノミクス下の消費における資産効果の計測」証券経済研究　第 114 号（2021.6）45-57 ページ　日本証券経済研究所

山内美佳（2023）「家計の実質消費支出の動向について」今週の指標 No.1304　内閣府（2023 年４月）

労働省（1986）『昭和 61 年　労働白書』

第２節について

新谷幸平・倉知善行・西岡慎一（2016）「わが国の公共料金の特徴　～制度面における欧米との比較を中心に～」日銀レビュー　日本銀行

総務省（2021）「第 25 回国民経済計算体系的整備部会　資料２」

高田裕（2024）「マークアップ率の国際比較と日米間の差の要因分析」経済財政分析ディスカッション・ペーパー・シリーズ　24-3

都竹直樹・岩上順子・栗山博雅（2024）「給与計算代行サービスデータの活用検討」経済財政分析ディスカッション・ペーパー・シリーズ　24-2

内閣府（2023）『令和５年度　年次経済財政報告』

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2023）『主要国における最低賃金制度の特徴と課題』政策課題分析シリーズ 24

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024a）『2023 年度日本経済レポート』

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024b）『女性の出産後の働き方による世帯の生涯可処分所得の変化（試算）』

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024c）「最低賃金引上げと企業への影響（日本の企業データを用いた検証）」政策課題分析シリーズ 25

第２章

第１節について

池田周一郎・近松京介・八木智之（2023）「人口動態の変化が中長期的な設備投資に与える影響」日銀レビュー・シリーズ No.23-J-13　日本銀行

田中吾朗・菊地康之・上野有子（2018）「近年の労働分配率低下の要因分析」経済財政分析ディスカッションペーパー　18-3

内閣府（2018）『平成 30 年度　年次経済財政報告』

内閣府（2019）『令和元年度　年次経済財政報告』

平田渉・丸山聡嵩・嶺山友秀（2020）「賃金版フィリップス曲線のフラット化と名目賃金の下方硬直性：2010 年代の経験」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ　No.20-J-3　日本銀行

古川角歩（2023）「パート労働市場における留保賃金とその含意」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ　No.23-J-7　日本銀行

森川正之（2007）「生産性が高いのはどのような企業か？　－企業特性とＴＦＰ－」RIETI Discussion Paper Series 07-J-049

第２節について

川田恵介（2019）「日本の労働市場におけるミスマッチの測定」　経済分析第 199 号（2019 年）122-151 ページ　内閣府経済社会総合研究所

内閣府（2005）『平成 17 年度　年次経済財政報告』

内閣府（2023）『令和５年度　年次経済財政報告』

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024a）『世界経済の潮流 2024 年Ⅰ　－ＡＩで変わる労働市場－』

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024b）『2023 年度日本経済レポート』

Nordhaus, W. (2002) “Alternative Methods for Measuring Productivity Growth Including Approaches When Output is Measured With Chain Indexes”

第３節について

神林龍・橋本由紀（2017）「移民・外国人労働者のインパクト」　川口大司編『日本の労働市場』　有斐閣　182 - 213 ページ

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（2023）「最終報告書」

是川夕（2021）「現代日本における外国人労働者の労働市場への統合状況　－賃金構造基本統計調査マイクロデータによる分析－」　IPSS Working Paper Series(J) 45 号

是川夕（2023）「日本における外国人労働者の賃金決定構造：日本人との賃金格差に注目した

分析」　IPSS Working Paper Series(J) 67 号
佐藤由利子（2022)「専門的・技術的分野の人材受入れと留学生」　外国人労働者の受入れのあり方と多文化共生社会の形成に関する調査研究委員会報告（2022 年１月）　21 - 27 ページ　連合総合生活開発研究所
出入国在留管理庁（2023）　「第３回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議　資料２－１」
内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2019)「企業の外国人雇用に関する分析　－取組と課題について－」　政策課題分析シリーズ 18
橋本由紀（2022)「日本の労働市場と外国人労働者　－外国人の賃金率、雇用企業の生産性」外国人労働者の受入れのあり方と多文化共生社会の形成に関する調査研究委員会報告（2022 年１月）　40 - 56 ページ　連合総合生活開発研究所
万城目正雄（2024)「アンケート調査結果からみる外国人材の生活や仕事の満足感」　かけはし　2024.4　Vol.157　８ - ９ページ　国際人材協力機構
労働政策研究・研修機構（2023)「特定技能１号外国人の受け入れ・活用に関するヒアリング調査」　ＪＩＬＰＴ資料シリーズ　No. 270
Lundborg, P. (2013)　“Wage Effects of Immigration in a Bargaining Economy”, *SULCIS Working Papers*, No 2013:1, The Stockholm University Linnaeus Center for Integration Studies (SULCIS)
Nanos, P. and C. Schluter (2014)　“The composition of wage differentials between migrants and natives”, *European Economic Review*, Vol. 65 pp. 23-44

第３章

第１節について

金融庁（2023)「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」
内閣府（2005)『平成 17 年度　年次経済財政報告』
濱秋純哉・堀雅博（2019)「高齢者の遺産動機と貯蓄行動：日本の個票データを用いた実証分析」『経済分析』第 200 号　内閣府経済社会総合研究所
吉田充・宇佐美友梨・中拂佑輔・森脇大輔（2016)「人口構造の変化が個人消費に与える影響について」経済財政分析ディスカッション・ペーパー・シリーズ　16-4
Deaton, A. (1997)　“The analysis of household surveys: A Microeconometric Approach to Development Policy” *Johns Hopkins University Press*, 1997

第２節について

一般社団法人不動産流通経営協会（2024）「既存住宅流通量の地域別推計について　令和６年２月」

国土交通省（2020）「国と地方のシステムワーキング・グループ 第23回会議資料　資料３　国土交通省説明資料（既存住宅市場の活性化について）」

国土交通省（2011）「中古住宅・リフォームトータルプラン検討会（第１回）配付資料３」

国土交通省（2013）「中古住宅の流通促進・活用に関する研究会　第２回資料３」

国土交通省　不動産・建設経済局（2020）「不動産価格指数（住宅）の作成方法」

小林正典（2016）「シンガポールにおける都市競争力強化の政策の動向と不動産取引の活性化に向けた最近の取組みについて」RETIO. 2016. 7 NO.10　一般財団法人不動産適正取引推進機構

ジョーンズ・ラング・ラサール（2024）「インベストメントマーケットサマリー　2023年第４四半期」

周藤利一（2013）「シンガポールの不動産に関する法制度と市場」　『海外の制度』　一般財団法人不動産適正取引推進機構

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2024）『2023年度日本経済レポート』

日本貿易振興機構（2023）「シンガポール税制の概要【2023年改訂版】」

藤井康幸（2008）「シンガポールの都市国家形成の評価」IBS Annual Report 研究活動報告 2007　一般財団法人計量計画研究所

吉岡大樹（2024）「建設業の労働供給について」今週の指標No.1334　内閣府（2024年２月）

Akerlof, G. (1970) “The Market for ″Lemons″: Quality Uncertainty and the Market Mechanism” *The Quarterly Journal of Economics* Vol. 84, No. 3 August, 1970

第３節について

内閣府（2019）『令和元年度　年次経済財政報告』

内閣府（2021）『令和３年版　高齢化の状況及び高齢社会対策の実施の状況に関する年次報告』

森戸英幸（2014）「高年齢者雇用安定法―2004 年改正の意味するもの」『日本労働研究雑誌 2014年１月号(No.642)』独立行政法人　労働政策研究・研修機構

労働政策研究・研修機構（2020）「60代の雇用・生活調査」ＪＩＬＰＴ調査シリーズNo.199 2020年３月

Burdorf, A., Fernandes, R., Robroek, S. (2023) “Health and inclusive labour force participation”, *The Lancet* Vol 402 October 14, 2023

長期経済統計

年度統計

国民経済計算（1/5）

	国内総生産（GDP）					国民総所得（GNI）		国民所得					
	名目		実質	名目	実質	名目国民所得		名目雇用者報酬		１人当たり	１人当たり		
	総額	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	総額	前年度比	総額	前年度比	GDP	雇用者報酬		
年度	10億円	%	%	%	%	10億円	%	10億円	%	千円	前年度比 %		
1955	9,162.9	—	—	—	—	6,973.3	—	3,548.9	—	97	—		
1956	10,281.7	12.2	6.8	12.1	6.7	7,896.2	13.2	4,082.5	15.0	107	6.8		
1957	11,791.2	14.7	8.1	14.5	8.0	8,868.1	12.3	4,573.0	12.0	122	5.8		
1958	12,623.5	7.1	6.6	7.0	6.5	9,382.9	5.8	5,039.2	10.2	129	5.4		
1959	14,810.3	17.3	11.2	17.2	11.1	11,042.1	17.7	5,761.2	14.3	150	8.9		
1960	17,776.8	20.0	12.0	19.9	11.9	13,496.7	22.2	6,702.0	16.3	178	10.0		
1961	21,496.4	20.9	11.7	20.9	11.7	16,081.9	19.2	7,988.7	19.2	214	14.4		
1962	23,796.2	10.7	7.5	10.6	7.5	17,893.3	11.3	9,425.6	18.0	234	13.6		
1963	27,952.3	17.5	10.4	17.4	10.4	21,099.3	17.9	11,027.3	17.0	272	12.9		
1964	32,397.5	15.9	9.5	15.8	9.4	24,051.4	14.0	12,961.2	17.5	312	13.7		
1965	35,984.3	11.1	6.2	11.1	6.2	26,827.0	11.5	14,980.6	15.6	343	10.6		
1966	42,307.8	17.6	11.0	17.6	11.1	31,644.8	18.0	17,208.9	14.9	400	11.1		
1967	49,497.7	17.0	11.0	17.0	11.0	37,547.7	18.7	19,964.5	16.0	463	13.1		
1968	58,558.0	18.3	12.4	18.3	12.3	43,720.9	16.4	23,157.7	16.0	541	13.3		
1969	69,337.1	18.4	12.0	18.4	12.0	52,117.8	19.2	27,488.7	18.7	633	16.4		
1970	80,247.0	15.7	8.2	15.8	8.3	61,029.7	17.1	33,293.9	21.1	722	17.0		
1971	88,347.3	10.1	5.0	10.2	5.1	65,910.5	8.0	38,896.6	16.8	781	14.0		
1972	102,827.2	16.4	9.1	16.6	9.3	77,936.9	18.2	45,702.0	17.5	898	14.1		
1973	124,385.3	21.0	5.1	20.9	5.0	95,839.6	23.0	57,402.8	25.6	1,070	22.2		
1974	147,549.8	18.6	-0.5	18.4	-0.7	112,471.6	17.4	73,752.4	28.5	1,251	28.0		
1975	162,374.5	10.0	4.0	10.2	4.1	123,990.7	10.2	83,851.8	13.7	1,361	12.7		
1976	182,550.5	12.4	3.8	12.4	3.8	140,397.2	13.2	94,328.6	12.5	1,515	10.8		
1977	202,587.1	11.0	4.5	11.0	4.6	155,703.2	10.9	104,997.8	11.3	1,666	9.9		
1978	222,311.1	9.7	5.4	9.9	5.5	171,778.5	10.3	112,800.6	7.4	1,814	6.3		
1979	240,039.4	8.0	5.1	8.0	5.1	182,206.6	6.1	122,126.2	8.3	1,942	5.9		
1980	261,683.4	9.0	2.6	8.9	2.4	203,878.7	9.5	131,850.4	8.7	2,123	5.2		
1981	278,401.8	6.4	4.1	6.3	4.1	211,615.1	3.8	142,097.7	7.8	2,246	6.4		
1982	291,415.4	4.7	3.2	4.9	3.1	220,131.4	4.0	150,232.9	5.7	2,328	3.8		
1983	305,551.5	4.9	3.9	4.9	4.1	231,290.0	5.1	157,301.3	4.7	2,417	2.3		
1984	324,347.6	6.2	4.4	6.2	4.7	243,117.2	5.1	166,017.3	5.5	2,564	4.1		
1985	345,769.1	6.6	5.4	6.7	5.6	260,559.9	7.2	173,977.0	4.8	2,731	3.7		
1986	360,009.6	4.1	2.7	4.1	4.8	267,941.5	2.8	180,189.4	3.6	2,815	2.3		
1987	381,358.0	5.9	6.0	6.2	5.9	281,099.8	4.9	187,098.9	3.8	2,965	2.2		
1988	407,507.5	6.9	6.2	6.8	6.6	302,710.1	7.7	198,486.5	6.1	3,160	3.3		
1989	434,830.0	6.7	4.0	6.9	4.2	320,802.0	6.0	213,309.1	7.5	3,378	4.3		
1990	470,877.6	8.3	5.6	8.1	4.9	346,892.9	8.1	231,261.5	8.4	3,655	4.6		
1991	496,062.6	5.3	2.5	5.3	2.9	368,931.6	6.4	248,310.9	7.4	3,818	4.1		
1992	505,824.6	2.0	0.6	2.2	0.9	366,007.2	-0.8	254,844.4	2.6	3,883	0.5		
1993	504,513.7	-0.3	-0.8	-0.3	-0.6	365,376.0	-0.2	260,704.4	2.3	3,865	0.9		
1994	511,958.8	1.5	1.6	1.5	1.7	372,976.8	1.3	262,822.6	1.8	4,015	0.2		
1995	525,299.5	2.6	3.2	2.7	3.6	380,158.1	1.9	267,095.2	1.6	4,113	0.9		
1996	538,659.6	2.5	2.9	2.9	2.8	394,024.8	3.6	272,962.4	2.2	4,205	0.9		
1997	542,508.0	0.7	-0.1	0.8	-0.1	390,943.1	-0.8	279,054.2	2.2	4,230	1.4		
1998	534,564.1	-1.5	-1.0	-1.6	-0.9	379,393.9	-3.0	273,370.2	-2.0	4,161	-1.3		
1999	530,298.6	-0.8	0.6	-0.7	0.6	378,088.5	-0.3	269,177.0	-1.5	4,121	-1.0		
2000	537,614.2	1.4	2.6	1.6	2.7	390,163.8	3.2	270,736.4	0.6	4,165	-0.3		
2001	527,410.5	-1.9	-0.7	-1.9	-0.8	376,138.7	-3.6	264,606.8	-2.3	4,081	-1.9		
2002	523,465.9	-0.7	0.9	-0.9	0.8	374,247.9	-0.5	256,723.4	-3.0	4,040	-2.5		
2003	526,219.9	0.5	1.9	0.8	2.0	381,555.6	2.0	253,616.6	-1.2	4,055	-1.4		
2004	529,637.9	0.6	1.7	0.9	1.6	388,576.1	1.8	256,437.0	1.1	4,081	0.8		
2005	534,106.2	0.8	2.2	1.3	1.6	388,116.4	-0.1	261,644.3	2.0	4,181	0.8		
2006	537,257.9	0.6	1.3	1.0	1.0	394,989.7	1.8	265,771.5	1.6	4,201	0.2		
2007	538,485.5	0.2	1.1	0.5	0.4	394,813.2	-0.0	267,280.1	0.6	4,207	-0.3		
2008	516,174.9	-4.1	-3.6	-4.7	-4.9	364,368.0	-7.7	265,523.7	-0.7	4,031	-0.7		
2009	497,364.2	-3.6	-2.4	-3.5	-1.3	352,701.1	-3.2	252,674.2	-4.8	3,885	-3.9		
2010	504,873.7	1.5	3.3	1.7	2.6	364,688.2	3.4	251,154.8	-0.6	3,943	-1.0		
2011	500,046.2	-1.0	0.5	-0.9	-0.6	357,473.5	-2.0	251,977.0	0.3	3,914	0.4		
2012	499,420.6	-0.1	0.6	-0.1	0.6	358,156.2	0.2	251,431.0	-0.2	3,915	-0.5		
2013	512,677.5	2.7	2.7	3.3	3.1	372,570.0	4.0	253,705.1	0.9	4,024	-0.2		
2014	523,422.8	2.1	-0.4	2.4	0.1	376,677.6	1.1	258,435.2	1.9	4,114	1.0		
2015	540,740.8	3.3	1.7	3.4	3.3	392,629.3	4.2	262,003.5	1.4	4,255	0.3		
2016	544,829.9	0.8	0.8	0.4	0.8	392,293.9	-0.1	268,251.3	2.4	4,290	0.9		
2017	555,712.5	2.0	1.8	2.1	1.3	400,621.5	2.1	273,710.4	2.0	4,379	0.5		
2018	556,570.5	0.2	0.2	0.4	-0.2	403,099.1	0.6	282,424.0	3.2	4,392	1.2		
2019	556,802.7	0.0	-0.8	0.1	-0.5	402,479.2	-0.2	287,994.7	2.0	4,401	0.8		
2020	538,827.3	-3.2	-3.9	-3.5	-3.2	375,998.0	-6.6	283,549.6	-1.5	4,272	-0.8		
2021	554,834.6	3.0	3.0	4.5	2.6	395,772.3	5.3	289,565.9	2.1	4,411	1.9		
2022	568,663.4	2.5	1.7	3.3	0.6	408,953.8	3.3	296,381.8	2.4	4,535	1.8		
2023	597,272.6	5.0	1.0	4.8	2.1	—	—	301,866.2	1.9	—	1.2		
2023年4-6月	146,721.8	6.0	2.2	6.1	3.2	—	—	78,601.0	2.6	—	2.1		
2023年7-9月	145,355.7	6.7	1.5	6.4	3.2	—	—	71,071.0	1.5	—	0.7		
2023年10-12月	155,839.3	4.9	1.0	3.9	1.5	—	—	87,116.6	1.3	—	0.6		
2024年1-3月	149,355.6	2.6	-0.7	2.9	0.5	—	—	65,077.6	2.1	—	1.2		

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査（基本集計）」により作成。

２．国内総生産は、総額については、1979年度（前年度比は1980年度）以前は「平成10年度国民経済計算（1990年基準・68SNA）」、1980年度から1993年度まで（前年度比は1981年度から1994年度まで）は「支出側GDP系列簡易遡及（2015年基準・08SNA）」、1994年度（前年度比は1995年度）以降は「2024年１－３月期四半期別GDP速報（２次速報値（改訂値））（2015年基準・08SNA）」による。
なお、1993年度以前の総額の数値については、異なる基準間の数値を接続するための処理を行っている。

３．国民総所得の項目は、1980年度以前は国民総生産（GNP）。

４．名目国民所得は、1979年度（前年度比は1980年度）以前は「平成10年度国民経済計算　（1990年基準・68SNA）」に、1980年度から1993年度まで（前年度比は1981年度から1994年度まで）は「平成21年度国民経済計算（2000年基準・93SNA）」によるため、時系列として接続しない。
それ以降は「2022年度国民経済計算（2015年基準・08SNA）」による。

５．名目雇用者報酬は、総額は1979年度（前年度比は1980年度）以前は「平成２年基準改定国民経済計算（68SNA）」に、1980年度から1993年度まで（前年度比は1981年度から1994年度まで）は「平成21年度国民経済計算（2000年基準・93SNA）」によるため、時系列として接続しない。
それ以降は「2024年１－３月期四半期別GDP速報（２次速報値（改訂値））（2015年基準・08SNA）」に基づく名目雇用者報酬を用いている。

６．１人当たりGDPは、1979年度以前は「長期遡及主要系列国民経済計算報告（昭和30年～平成10年）（1990年基準・68SNA）」に、1980年度から1993年度までは「平成21年度国民経済計算（2000年基準・93SNA）」に、それ以降は「2022年度国民経済計算（2015年基準・08SNA）」による。
１人当たり雇用者報酬は、名目雇用者報酬を総務省「労働力調査（基本集計）」の雇用者数で除したもの。

国民経済計算（2/5）

	民間最終消費支出（実質）		民間住宅（実質）		民間企業設備（実質）		民間在庫変動（実質）	政府最終消費支出（実質）		公的固定資本形成（実質）		財貨・サービスの輸出（実質）		財貨・サービスの輸入（実質）	
年度	前年度比	寄与度	前年度比	寄与度	前年度比	寄与度	寄与度	前年度比	寄与度	前年度比	寄与度	前年度比	寄与度	前年度比	寄与度
1955	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1956	8.2	5.4	11.1	0.4	39.1	1.9	0.7	-0.4	-0.1	1.0	0.1	14.6	0.5	34.3	-1.3
1957	8.2	5.4	7.9	0.3	21.5	1.3	0.5	-0.2	0.0	17.4	0.8	11.4	0.4	8.1	-0.4
1958	6.4	4.2	12.3	0.4	-0.4	0.0	-0.7	6.3	1.2	17.3	0.9	3.0	0.1	-7.9	0.4
1959	9.6	6.3	19.7	0.7	32.6	2.1	0.6	7.7	1.4	10.8	0.6	15.3	0.5	28.0	-1.2
1960	10.3	6.7	22.3	0.8	39.6	3.1	0.5	3.3	0.6	15.0	0.9	11.8	0.4	20.3	-1.0
1961	10.2	6.6	10.6	0.4	23.5	2.3	1.1	6.5	1.1	27.4	1.6	6.5	0.2	24.4	-1.3
1962	7.1	4.5	14.1	0.6	3.5	0.4	-1.4	7.6	1.2	23.5	1.6	15.4	0.5	-3.1	0.2
1963	9.9	6.2	26.3	1.1	12.4	1.3	0.9	7.4	1.1	11.6	0.9	9.0	0.3	26.5	-1.4
1964	9.5	6.0	20.5	1.0	14.4	1.5	-0.5	2.0	0.3	5.7	0.4	26.1	0.9	7.2	-0.4
1965	6.5	4.1	18.9	1.0	-8.4	-0.9	0.1	3.3	0.5	13.9	1.0	19.6	0.8	6.6	-0.4
1966	10.3	6.5	7.5	0.5	24.7	2.3	0.2	4.5	0.6	13.3	1.1	15.0	0.7	15.5	-0.9
1967	9.8	6.1	21.5	1.3	27.3	2.9	0.2	3.6	0.5	9.6	0.8	8.4	0.4	21.9	-1.3
1968	9.4	5.8	15.9	1.0	21.0	2.6	0.7	4.9	0.6	13.2	1.1	26.1	1.2	10.5	-0.7
1969	9.8	5.9	19.8	1.3	30.0	3.9	-0.1	3.9	0.4	9.5	0.8	19.7	1.0	17.0	-1.1
1970	6.6	3.9	9.2	0.7	11.7	1.8	1.0	5.0	0.5	15.2	1.2	17.3	1.0	22.3	-1.5
1971	5.9	3.4	5.6	0.4	-4.2	-0.7	-0.8	4.8	0.5	22.2	1.9	12.5	0.8	2.3	-0.2
1972	9.8	5.7	20.3	1.5	5.8	0.8	0.0	4.8	0.5	12.0	1.2	5.6	0.4	15.1	-1.1
1973	6.0	3.5	11.6	0.9	13.6	1.9	0.4	4.3	0.4	-7.3	-0.7	5.5	0.3	22.7	-1.8
1974	1.5	0.9	-17.3	-1.5	-8.6	-1.3	-0.6	2.6	0.3	0.1	0.0	22.8	1.5	-1.6	0.1
1975	3.5	2.1	12.3	0.9	-3.8	-0.5	-0.8	10.8	1.1	5.6	0.5	-0.1	0.0	-7.4	0.7
1976	3.4	2.0	3.3	0.2	0.6	0.1	0.4	4.0	0.4	-0.4	0.0	17.3	1.3	7.9	-0.7
1977	4.1	2.5	1.8	0.1	-0.8	-0.1	-0.2	4.2	0.4	13.5	1.2	9.6	0.8	3.3	-0.3
1978	5.9	3.5	2.3	0.2	8.5	1.0	0.1	5.4	0.6	13.0	1.2	-3.3	-0.3	10.8	-0.9
1979	5.4	3.2	0.4	0.0	10.7	1.3	0.2	3.6	0.4	-1.8	-0.2	10.6	0.9	6.1	-0.5
1980	0.7	0.4	-9.9	-0.7	7.5	1.0	0.0	3.3	0.3	-1.7	-0.2	14.4	1.2	-6.3	0.6
1981	3.2	1.6	-1.3	-0.1	3.2	0.6	-0.1	5.7	0.8	0.7	0.1	12.7	1.7	4.2	-0.6
1982	4.5	2.3	1.1	0.1	1.5	0.3	-0.4	3.9	0.6	-0.5	-0.0	-0.4	-0.1	-4.7	0.6
1983	3.2	1.7	-5.2	-0.3	4.0	0.7	0.2	4.3	0.6	0.1	0.0	8.7	1.2	1.9	-0.2
1984	3.2	1.7	-0.2	-0.0	9.5	1.6	0.0	2.4	0.3	-2.1	-0.2	13.6	1.8	8.1	-0.9
1985	4.3	2.3	3.5	0.2	7.5	1.3	0.3	1.6	0.2	3.4	0.3	2.5	0.4	-4.2	0.5
1986	3.6	1.8	8.8	0.5	6.2	1.1	-0.4	3.5	0.5	6.5	0.5	-4.1	-0.5	7.6	-0.7
1987	4.7	2.4	19.4	1.1	8.8	1.5	0.5	3.7	0.5	10.5	0.8	1.2	0.1	12.7	-0.9
1988	5.4	2.7	4.4	0.3	18.8	3.3	-0.1	3.4	0.5	0.6	0.0	8.7	0.8	19.1	-1.4
1989	4.1	2.1	-2.1	-0.1	7.7	1.5	0.2	2.6	0.3	4.6	0.3	8.7	0.8	14.9	-1.2
1990	5.0	2.5	0.3	0.0	11.5	2.3	-0.2	4.0	0.5	3.0	0.2	6.9	0.7	5.5	-0.5
1991	2.4	1.2	-8.9	-0.6	1.3	0.3	0.3	3.5	0.5	3.9	0.3	5.4	0.5	-0.5	0.0
1992	1.4	0.7	-2.7	-0.2	-7.0	-1.5	-0.6	2.9	0.4	14.8	1.1	4.0	0.4	-1.7	0.1
1993	1.6	0.8	2.0	0.1	-13.4	-2.5	-0.0	3.1	0.4	5.9	0.5	-0.0	-0.0	0.6	-0.0
1994	2.1	1.1	5.9	0.3	-0.0	-0.0	-0.1	4.3	0.6	-4.0	-0.4	5.4	0.5	9.5	-0.7
1995	2.4	1.3	-4.6	-0.3	8.4	1.3	0.4	3.4	0.5	7.2	0.6	4.1	0.4	14.6	-1.0
1996	2.4	1.3	12.0	0.7	5.9	1.0	0.0	2.1	0.3	-1.6	-0.1	6.5	0.6	9.1	-0.7
1997	-1.1	-0.6	-16.0	-1.0	2.4	0.4	0.4	1.3	0.2	-6.6	-0.6	9.0	0.9	-2.0	0.2
1998	0.3	0.2	-10.1	-0.5	-3.5	-0.6	-0.7	2.0	0.3	2.2	0.2	-3.8	-0.4	-6.6	0.6
1999	1.4	0.7	2.8	0.1	-1.6	-0.3	-0.6	3.7	0.6	-0.6	-0.1	6.1	0.6	6.6	-0.6
2000	1.4	0.8	1.0	0.0	6.1	1.0	0.7	3.6	0.6	-7.3	-0.6	9.7	1.0	10.3	-0.9
2001	1.9	1.0	-5.4	-0.3	-3.9	-0.6	-0.3	2.3	0.4	-5.3	-0.4	-7.6	-0.8	-3.2	0.3
2002	1.2	0.7	-1.3	-0.1	-3.0	-0.5	0.0	1.7	0.3	-4.8	-0.3	12.2	1.2	4.8	-0.5
2003	0.7	0.4	0.5	0.0	3.1	0.5	0.3	2.0	0.4	-7.3	-0.5	10.0	1.1	2.4	-0.2
2004	1.2	0.6	2.6	0.1	4.0	0.6	0.1	0.8	0.1	-8.1	-0.5	11.8	1.4	9.0	-0.9
2005	1.8	1.0	0.0	0.0	7.6	1.2	-0.2	0.4	0.1	-7.9	-0.4	9.4	1.2	6.0	-0.7
2006	0.6	0.3	-0.3	-0.0	2.3	0.4	0.1	0.6	0.1	-6.3	-0.3	8.7	1.2	3.6	-0.5
2007	0.7	0.4	-13.3	-0.6	-0.7	-0.1	0.2	1.6	0.3	-4.2	-0.2	9.5	1.5	2.5	-0.4
2008	-2.1	-1.2	-2.5	-0.1	-5.8	-0.9	0.0	-0.6	-0.1	-4.2	-0.2	-10.2	-1.8	-4.3	0.7
2009	0.7	0.4	-20.3	-0.8	-11.4	-1.8	-1.4	2.6	0.5	9.3	0.5	-9.0	-1.4	-10.5	1.7
2010	1.3	0.7	4.8	0.2	2.0	0.3	1.2	2.3	0.4	-7.2	-0.4	17.9	2.4	12.1	-1.5
2011	0.6	0.4	4.4	0.2	4.0	0.6	0.1	1.9	0.4	-2.2	-0.1	-1.4	-0.2	5.2	-0.7
2012	1.7	1.0	4.5	0.2	1.5	0.2	-0.3	1.3	0.3	1.1	0.1	-1.4	-0.2	3.8	-0.6
2013	2.9	1.7	8.6	0.3	5.4	0.8	-0.4	1.8	0.4	8.5	0.4	4.4	0.6	7.0	-1.2
2014	-2.6	-1.5	-8.1	-0.3	2.7	0.4	0.3	0.9	0.2	-2.3	-0.1	8.9	1.4	3.9	-0.7
2015	0.7	0.4	3.1	0.1	3.4	0.6	0.2	2.2	0.4	-1.3	-0.1	1.1	0.2	0.4	-0.1
2016	-0.3	-0.2	4.3	0.2	0.8	0.1	-0.2	0.9	0.2	0.5	0.0	3.4	0.6	-0.5	0.1
2017	1.0	0.5	-1.8	-0.1	2.8	0.4	0.3	0.3	0.1	0.6	0.0	6.3	1.0	3.8	-0.6
2018	0.1	0.0	-4.8	-0.2	1.6	0.3	0.1	1.1	0.2	0.9	0.0	2.0	0.4	3.0	-0.5
2019	-0.9	-0.5	2.6	0.1	-1.3	-0.2	-0.2	2.1	0.4	1.6	0.1	-2.3	-0.4	0.2	-0.0
2020	-4.8	-2.6	-7.5	-0.3	-5.7	-0.9	-0.2	2.7	0.5	4.8	0.3	-9.9	-1.7	-6.3	1.1
2021	1.8	0.9	0.4	0.0	3.2	0.5	0.5	3.2	0.7	-6.5	-0.4	12.4	2.0	7.2	-1.2
2022	2.7	1.5	-3.3	-0.1	4.1	0.7	0.1	1.4	0.3	-6.1	-0.3	4.9	0.9	6.9	-1.4
2023	-0.6	-0.4	0.3	0.0	0.4	0.1	-0.2	0.1	0.0	0.8	0.0	3.0	0.6	-3.2	0.8
2023年4-6月	0.2	0.1	3.1	0.1	1.4	0.2	0.2	0.4	0.1	6.4	0.3	3.6	0.8	-1.6	0.4
2023年7-9月	-0.2	-0.1	2.0	0.1	-1.2	-0.2	-0.4	0.4	0.1	3.2	0.2	2.7	0.6	-5.0	1.2
2023年10-12月	-0.6	-0.3	0.1	0.0	2.3	0.4	-0.5	-0.3	-0.1	-0.1	-0.0	4.3	1.0	-2.1	0.5
2024年1-3月	-1.9	-1.0	-3.7	-0.1	-0.7	-0.1	-0.4	-0.2	-0.0	-4.3	-0.2	1.3	0.3	-4.1	1.0

（備考）１．内閣府「国民経済計算」による。
２．各項目とも、1980年度以前は「平成10年度国民経済計算　（1990年基準・68SNA）」、1981年度から1994年度までは「支出側GDP系列簡易遡及（2015年基準・08SNA）」、1995年度以降は「2024年１－３月期四半期別GDP速報（２次速報値（改訂値））（2015年基準・08SNA）」に基づく。
３．寄与度については、1980年度以前は次式により算出した。
寄与度＝（当年度の実数－前年度の実数）／（前年度の国内総支出（GDP）の実数）×100
1981年度以降は次式により算出した。

$$\%\Delta_{i,(t-1)\to t} = 100 \cdot \frac{p_{i,t-1} q_{i,t-1}}{\sum_i p_{i,t-1} q_{i,t-1}} \cdot \left(\frac{q_{i,t}}{q_{i,t-1}} - 1 \right)$$

ただし、 $p_{i,t}$: t年度の下位項目デフレーター， $q_{i,t}$: t年度の下位項目数量指数

国民経済計算（3/5）

	国内総生産（GDP）			国民総所得（GNI）		国民所得					
	名目		実質	名目	実質	名目国民所得		名目雇用者報酬		１人当たり	１人当たり
	総額	前年比	前年比	前年比	前年比	総額	前年比	総額	前年比	GDP	雇用者報酬
暦年	10億円	%	%	%	%	10億円	%	10億円	%	千円	前年比 %
1955	8,923.6	―	―	―	―	6,772.0	―	3,456.0	―	94	―
1956	10,046.0	12.6	7.5	12.5	7.4	7,587.4	12.0	3,973.5	15.0	105	6.9
1957	11,577.1	15.2	7.8	15.1	7.7	8,790.1	15.9	4,480.9	12.8	120	5.2
1958	12,302.2	6.3	6.2	6.2	6.1	9,188.0	4.5	4,952.1	10.5	126	5.9
1959	14,063.5	14.3	9.4	14.2	9.3	10,528.7	14.6	5,590.8	12.9	143	7.5
1960	17,069.6	21.4	13.1	21.3	13.0	12,912.0	22.6	6,483.1	16.0	172	10.1
1961	20,616.6	20.8	11.9	20.7	11.8	15,572.3	20.6	7,670.2	18.3	206	13.2
1962	23,395.3	13.5	8.6	13.4	8.6	17,499.2	12.4	9,151.7	19.3	231	14.0
1963	26,775.7	14.4	8.8	14.4	8.7	20,191.9	15.4	10,672.5	16.6	262	13.1
1964	31,497.0	17.6	11.2	17.5	11.1	23,377.0	15.8	12,475.8	16.9	305	13.0
1965	35,041.8	11.3	5.7	11.3	5.7	26,065.4	11.5	14,528.2	16.5	336	11.8
1966	40,696.9	16.1	10.2	16.2	10.3	30,396.1	16.6	16,811.9	15.7	386	11.1
1967	47,691.7	17.2	11.1	17.2	11.1	36,005.3	18.5	19,320.1	14.9	448	12.0
1968	56,481.9	18.4	11.9	18.4	11.9	42,479.3	18.0	22,514.0	16.5	525	13.7
1969	66,348.5	17.5	12.0	17.5	12.0	49,938.3	17.6	26,500.7	17.7	609	15.8
1970	78,200.4	17.9	10.3	17.9	10.3	59,152.7	18.5	31,942.2	20.5	708	16.6
1971	86,043.8	10.0	4.4	10.1	4.5	64,645.1	9.3	37,867.7	18.6	764	14.9
1972	98,511.0	14.5	8.4	14.7	8.6	74,601.0	15.4	44,069.3	16.4	862	13.3
1973	119,945.6	21.8	8.0	21.8	8.1	91,823.1	23.1	55,235.8	25.3	1,035	21.6
1974	143,130.9	19.3	-1.2	19.1	-1.4	109,060.8	18.8	70,087.7	26.9	1,219	26.1
1975	158,146.6	10.5	3.1	10.6	3.2	121,025.9	11.0	81,678.2	16.5	1,330	16.2
1976	177,600.7	12.3	4.0	12.3	4.0	137,119.6	13.3	92,120.9	12.8	1,478	10.8
1977	197,910.5	11.4	4.4	11.5	4.4	151,395.2	10.4	102,896.8	11.7	1,631	10.0
1978	217,936.0	10.1	5.3	10.2	5.4	167,571.7	10.7	111,163.6	8.0	1,780	7.2
1979	236,213.3	8.4	5.5	8.5	5.6	180,707.3	7.8	120,120.3	8.1	1,915	5.9
1980	256,075.9	8.4	2.8	8.2	2.7	196,750.2	8.0	129,497.8	8.5	2,079	5.2
1981	274,615.9	7.2	4.3	7.1	4.3	209,047.2	6.3	140,219.9	8.3	2,219	6.5
1982	288,613.0	5.1	3.3	5.3	3.3	219,327.2	4.9	148,172.1	5.7	2,314	4.1
1983	301,844.1	4.6	3.6	4.7	3.7	227,666.8	3.8	155,782.0	5.1	2,390	2.4
1984	319,663.6	5.9	4.4	6.0	4.8	240,786.9	5.8	164,342.6	5.5	2,524	4.1
1985	340,395.3	6.5	5.2	6.7	5.3	256,338.4	6.5	171,887.9	4.6	2,693	3.4
1986	357,276.1	5.0	3.3	4.9	5.1	267,217.4	4.2	179,163.3	4.2	2,805	2.6
1987	373,273.0	4.5	4.6	4.7	4.9	276,729.3	3.6	185,400.9	3.5	2,901	2.3
1988	400,566.9	7.3	6.7	7.4	7.0	296,228.2	7.0	196,182.1	5.8	3,107	3.3
1989	428,994.1	7.1	4.9	7.2	5.2	316,002.5	6.7	210,203.2	7.1	3,333	3.9
1990	461,295.1	7.5	4.8	7.5	4.4	339,441.1	7.4	227,342.6	8.2	3,587	4.7
1991	491,418.9	6.5	3.5	6.5	3.6	363,375.7	7.1	245,595.0	8.0	3,787	4.4
1992	504,161.2	2.6	0.9	2.7	1.3	366,179.6	0.8	253,578.4	3.3	3,866	0.9
1993	504,497.8	0.1	-0.5	0.1	-0.3	366,975.1	0.2	259,075.4	2.2	3,877	0.5
1994	510,916.1	1.3	1.1	1.2	1.3	369,217.5	0.1	261,624.5	2.0	4,009	0.3
1995	521,613.5	2.1	2.6	2.1	2.9	377,736.2	2.3	266,002.9	1.7	4,086	1.2
1996	535,562.1	2.7	3.1	3.0	3.2	390,199.0	3.3	270,690.3	1.8	4,183	0.6
1997	543,545.4	1.5	1.0	1.6	0.8	394,664.2	1.1	278,751.3	3.0	4,239	1.7
1998	536,497.4	-1.3	-1.3	-1.4	-1.1	383,849.9	-2.7	274,572.1	-1.5	4,178	-1.1
1999	528,069.9	-1.6	-0.3	-1.6	-0.3	377,739.1	-1.6	269,252.2	-1.9	4,105	-1.3
2000	535,417.7	1.4	2.8	1.6	2.7	385,745.1	2.1	269,889.6	0.2	4,153	-0.2
2001	531,653.9	-0.7	0.4	-0.6	0.4	379,833.5	-1.5	266,603.6	-1.2	4,114	-1.5
2002	524,478.7	-1.3	0.0	-1.4	0.0	375,854.9	-1.0	257,433.1	-3.4	4,050	-2.8
2003	523,968.6	-0.1	1.5	0.1	1.5	379,296.3	0.9	255,180.0	-0.9	4,038	-0.9
2004	529,400.9	1.0	2.2	1.3	2.3	385,931.1	1.7	255,963.4	0.3	4,079	-0.1
2005	532,515.6	0.6	1.8	0.9	1.3	390,658.9	1.2	260,594.3	1.8	4,103	1.1
2006	535,170.2	0.5	1.4	0.9	0.9	392,040.4	0.4	265,191.6	1.8	4,121	0.2
2007	539,281.7	0.8	1.5	1.2	1.3	396,233.9	1.1	266,616.2	0.5	4,154	-0.5
2008	527,823.8	-2.1	-1.2	-2.5	-3.1	379,416.9	-4.2	266,805.9	0.1	4,067	-0.1
2009	494,938.4	-6.2	-5.7	-6.4	-4.3	348,968.2	-8.0	253,797.8	-4.9	3,823	-3.9
2010	505,530.6	2.1	4.1	2.3	3.5	362,501.8	3.9	251,175.0	-1.0	3,908	-1.2
2011	497,448.9	-1.6	0.0	-1.4	-1.0	356,058.0	-1.8	251,584.0	0.2	3,844	-0.1
2012	500,474.7	0.6	1.4	0.5	1.0	359,170.1	0.9	251,650.1	0.0	3,878	0.0
2013	508,700.6	1.6	2.0	2.3	2.5	369,919.6	3.0	253,333.1	0.7	3,948	-0.3
2014	518,811.0	2.0	0.3	2.3	0.3	373,996.7	1.1	257,520.7	1.7	4,038	0.8
2015	538,032.3	3.7	1.6	3.9	3.2	389,444.5	4.1	260,613.9	1.2	4,180	0.3
2016	544,364.6	1.2	0.8	0.7	1.3	393,196.6	1.0	267,401.2	2.6	4,218	1.0
2017	553,073.0	1.6	1.7	1.8	1.2	401,073.7	2.0	272,101.5	1.8	4,307	0.4
2018	556,630.1	0.6	0.6	0.8	-0.0	402,480.5	0.4	281,350.2	3.4	4,325	1.3
2019	557,910.8	0.2	-0.4	0.3	-0.2	401,407.7	-0.3	286,892.4	2.0	―	0.7
2020	539,645.9	-3.3	-4.2	-3.5	-3.5	378,900.4	-5.6	283,186.5	-1.3	―	-0.9
2021	553,150.8	2.5	2.7	3.6	2.4	393,200.1	3.8	288,745.4	2.0	―	1.8
2022	561,765.9	1.6	1.2	2.9	0.3	403,156.0	2.5	295,384.9	2.3	―	1.9
2023	593,428.2	5.6	1.8	5.3	2.4	-	-	300,497.8	1.7	―	1.2

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査（基本集計）」により作成。
２．国内総生産は、総額については、1979年（前年比は1980年）以前は「平成10年度国民経済計算（1990年基準・68SNA）」、1980年から1993年まで（前年比は1981年から1994年まで）は「支出側GDP系列簡易遡及（2015年基準・08SNA）」、1994年（前年比は1995年）以降は「2024年１−３月期四半期別GDP速報（２次速報値（改訂値））（2015年基準・08SNA）」による。なお、1993年以前の総額の数値については、異なる基準間の数値を接続するための処理を行っている。
３．国民総所得の項目は、1980年以前は国民総生産（GNP）。
４．名目国民所得は、1979年（前年比は1980年）以前は「平成10年度国民経済計算　（1990年基準・68SNA）」に、1980年から1993年まで（前年比は1981年から1994年まで）は「平成21年度国民経済計算（2000年基準・93SNA）」によるため、時系列として接続しない。それ以降は「2022年度国民経済計算（2015年基準・08SNA）」による。
５．名目雇用者報酬は、総額は1979年（前年比は1980年）以前は「平成２年基準改定国民経済計算（68SNA）」に、1980年から1993年まで（前年比は1981年から1994年まで）は「平成21年度国民経済計算（2000年基準・93SNA）」によるため、時系列として接続しない。それ以降は「2024年１−３月期四半期別GDP速報（２次速報値（改訂値））（2015年基準・08SNA）」に基づく名目雇用者報酬を用いている。
６．１人当たりGDPは、1979年以前は「長期遡及主要系列国民経済計算報告（昭和30年～平成10年）（1990年基準・68SNA）」に、1980年から1993年までは「平成21年度国民経済計算（2000年基準・93SNA）」に、それ以降は「平成30年度国民経済計算（2011年基準・08SNA）」による。
１人当たり雇用者報酬は、名目雇用者報酬を総務省「労働力調査（基本集計）」の雇用者数で除したもの。

国民経済計算（4/5）

	民間最終消費支出（実質）		民間住宅（実質）		民間企業設備（実質）		民間在庫変動（実質）	政府最終消費支出（実質）		公的固定資本形成（実質）		財貨・サービスの輸出（実質）		財貨・サービスの輸入（実質）	
暦年	前年比	寄与度	前年比	寄与度	前年比	寄与度	寄与度	前年比	寄与度	前年比	寄与度	前年比	寄与度	前年比	寄与度
1955	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1956	8.9	5.8	11.4	0.4	37.9	1.7	0.7	-0.2	0.0	-1.5	-0.1	17.4	0.5	26.9	-1.0
1957	8.1	5.4	6.8	0.2	27.5	1.6	1.2	-0.4	-0.1	10.3	0.5	11.4	0.4	22.8	-1.0
1958	6.3	4.2	14.0	0.5	-0.6	0.0	-1.3	4.6	0.9	17.7	0.9	5.2	0.2	-13.4	0.7
1959	8.4	5.5	9.9	0.4	23.1	1.5	0.5	7.5	1.4	11.8	0.7	13.0	0.5	22.8	-1.0
1960	11.0	7.3	27.9	1.0	44.4	3.2	0.5	4.4	0.8	15.0	0.8	12.8	0.5	23.1	-1.1
1961	10.4	6.7	12.8	0.5	27.8	2.6	1.2	5.4	0.9	22.8	1.3	5.3	0.2	26.4	-1.4
1962	7.5	4.8	15.6	0.6	6.2	0.7	-1.0	7.5	1.2	28.2	1.8	17.2	0.6	-1.2	0.1
1963	8.8	5.5	18.3	0.8	8.3	0.9	0.2	7.6	1.2	13.9	1.0	7.0	0.3	19.6	-1.0
1964	10.8	6.8	25.6	1.2	17.9	1.9	0.3	3.0	0.5	6.3	0.5	21.6	0.8	13.6	-0.8
1965	5.8	3.6	20.7	1.1	-5.7	-0.6	-0.4	3.1	0.4	10.0	0.7	23.8	0.9	5.6	-0.3
1966	10.0	6.3	6.0	0.4	14.5	1.4	-0.1	4.5	0.6	19.2	1.5	16.9	0.8	12.2	-0.7
1967	10.4	6.5	19.2	1.1	28.6	2.9	0.6	3.4	0.4	3.8	0.3	6.8	0.3	22.7	-1.4
1968	8.5	5.3	19.5	1.2	23.4	2.8	0.4	4.7	0.6	16.3	1.3	23.9	1.1	12.1	-0.8
1969	10.3	6.3	16.7	1.1	25.6	3.3	0.0	4.1	0.5	9.6	0.8	20.8	1.1	13.7	-0.9
1970	7.4	4.4	13.3	0.9	19.3	2.8	1.3	4.8	0.5	13.8	1.1	17.5	1.0	22.6	-1.5
1971	5.5	3.2	4.7	0.3	-2.5	-0.4	-0.8	4.9	0.5	18.6	1.5	16.0	1.0	7.0	-0.5
1972	9.0	5.3	18.0	1.3	2.3	0.3	-0.1	5.0	0.5	16.2	1.5	4.1	0.3	10.5	-0.8
1973	8.8	5.2	15.3	1.2	14.2	2.0	0.2	5.4	0.5	4.9	0.5	5.2	0.3	24.3	-1.9
1974	-0.1	0.0	-12.3	-1.0	-4.2	-0.6	0.5	-0.4	0.0	-11.8	-1.1	23.1	1.4	4.2	-0.4
1975	4.4	2.6	1.2	0.1	-6.0	-0.9	-1.6	12.6	1.2	6.4	0.6	-1.0	-0.1	-10.3	1.0
1976	2.9	1.8	8.7	0.6	-0.1	0.0	0.2	4.2	0.4	2.5	0.2	16.6	1.2	6.7	-0.6
1977	4.0	2.4	0.5	0.0	-0.5	-0.1	0.0	4.2	0.4	9.5	0.8	11.7	1.0	4.1	-0.3
1978	5.3	3.2	5.6	0.4	4.5	0.5	-0.1	5.2	0.5	14.2	1.3	-0.3	0.0	6.9	-0.6
1979	6.5	3.9	-0.9	-0.1	12.8	1.5	0.3	4.2	0.4	2.7	0.3	4.3	0.4	12.9	-1.1
1980	1.1	0.6	-9.2	-0.6	7.9	1.0	0.0	3.1	0.3	-4.8	-0.5	17.0	1.4	-7.8	0.7
1981	2.5	1.3	-1.8	-0.1	3.9	0.7	-0.1	5.4	0.8	2.7	0.3	13.4	1.7	2.4	-0.3
1982	4.7	2.4	-1.3	-0.1	1.2	0.2	0.1	4.2	0.6	-1.3	-0.1	1.5	0.2	-0.6	0.1
1983	3.4	1.8	-1.8	-0.1	2.8	0.5	-0.3	4.6	0.7	0.3	0.0	5.0	0.7	-3.2	0.4
1984	3.1	1.7	-2.1	-0.1	8.4	1.4	0.2	3.0	0.4	-1.1	-0.1	15.4	2.0	10.6	-1.2
1985	4.1	2.1	2.7	0.2	9.1	1.6	0.2	1.3	0.2	-1.1	-0.1	5.3	0.7	-2.6	0.3
1986	3.7	1.9	6.5	0.4	5.9	1.0	0.1	3.2	0.4	7.6	0.6	-5.0	-0.7	4.3	-0.4
1987	4.4	2.2	17.4	1.0	6.8	1.2	-0.2	3.6	0.5	8.7	0.7	0.1	0.0	9.4	-0.7
1988	5.1	2.6	9.2	0.6	17.0	3.0	0.4	3.8	0.5	4.0	0.3	6.8	0.7	19.0	-1.3
1989	4.9	2.5	-0.3	-0.0	11.6	2.2	0.0	2.5	0.3	3.3	0.3	9.6	0.9	17.8	-1.3
1990	4.8	2.4	-1.6	-0.1	9.3	1.9	-0.2	3.5	0.5	4.5	0.3	7.4	0.7	8.2	-0.7
1991	2.2	1.1	-6.0	-0.4	6.6	1.4	0.2	4.0	0.5	1.6	0.1	5.4	0.5	-1.1	0.1
1992	2.3	1.1	-4.8	-0.3	-7.1	-1.5	-0.4	2.7	0.4	13.7	1.0	4.6	0.4	-0.7	0.1
1993	1.1	0.5	0.2	0.0	-11.6	-2.2	-0.1	3.4	0.5	8.6	0.7	0.8	0.1	-1.2	0.1
1994	2.3	1.2	6.0	0.3	-4.6	-0.8	-0.0	3.8	0.5	-1.5	-0.1	4.4	0.4	8.3	-0.6
1995	2.5	1.3	-4.2	-0.3	7.6	1.2	0.4	3.8	0.6	0.5	0.0	4.2	0.4	13.0	-0.9
1996	2.0	1.0	10.9	0.6	6.0	1.0	0.1	2.3	0.4	5.7	0.5	4.8	0.4	11.8	-0.9
1997	0.6	0.3	-9.7	-0.6	3.6	0.6	0.1	1.6	0.2	-6.8	-0.6	11.1	1.0	0.5	-0.0
1998	-0.6	-0.3	-13.5	-0.7	-1.3	-0.2	-0.2	1.3	0.2	-4.1	-0.3	-2.4	-0.3	-6.8	0.6
1999	1.1	0.6	0.0	0.0	-4.8	-0.8	-1.0	3.5	0.6	6.0	0.5	2.0	0.2	3.7	-0.3
2000	1.5	0.8	1.3	0.1	6.0	0.9	0.6	3.9	0.6	-9.7	-0.8	13.0	1.3	9.6	-0.8
2001	2.1	1.1	-3.2	-0.2	0.2	0.0	0.1	2.4	0.4	-3.6	-0.3	-6.6	-0.7	1.2	-0.1
2002	1.3	0.7	-2.5	-0.1	-5.6	-0.9	-0.4	1.9	0.3	-4.7	-0.3	7.9	0.8	0.8	-0.1
2003	0.6	0.3	-0.5	-0.0	2.2	0.3	0.3	1.9	0.3	-6.9	-0.5	9.6	1.0	3.4	-0.3
2004	1.3	0.7	2.9	0.1	3.5	0.5	0.4	1.1	0.2	-9.0	-0.6	14.4	1.6	8.5	-0.8
2005	1.5	0.8	-0.1	-0.0	8.1	1.2	-0.2	0.8	0.1	-8.2	-0.5	7.1	0.9	5.9	-0.6
2006	0.9	0.5	0.4	0.0	2.1	0.3	-0.1	0.2	0.0	-4.9	-0.3	10.3	1.4	4.7	-0.6
2007	0.8	0.4	-9.6	-0.4	0.8	0.1	0.3	1.5	0.3	-5.3	-0.3	8.7	1.4	2.3	-0.3
2008	-1.1	-0.6	-6.2	-0.3	-2.9	-0.5	0.2	-0.1	-0.0	-5.0	-0.2	1.6	0.3	0.7	-0.1
2009	-0.9	-0.5	-17.8	-0.7	-13.0	-2.1	-1.6	2.0	0.4	6.6	0.3	-23.4	-4.0	-15.6	2.6
2010	2.3	1.3	-1.3	-0.0	-1.0	-0.1	1.0	1.9	0.4	-2.2	-0.1	24.9	3.1	11.3	-1.4
2011	-0.5	-0.3	6.9	0.2	4.0	0.6	0.2	2.2	0.4	-5.7	-0.3	-0.1	-0.0	5.7	-0.8
2012	2.0	1.2	2.3	0.1	3.1	0.5	0.0	1.7	0.3	2.0	0.1	0.1	0.0	5.5	-0.8
2013	2.6	1.5	8.2	0.3	2.7	0.4	-0.4	1.5	0.3	5.6	0.3	0.8	0.1	3.2	-0.5
2014	-0.9	-0.5	-3.1	-0.1	3.9	0.6	0.1	1.0	0.2	1.4	0.1	9.3	1.5	8.1	-1.5
2015	-0.2	-0.1	-0.4	-0.0	5.0	0.8	0.3	1.9	0.4	-4.0	-0.2	3.2	0.6	0.4	-0.1
2016	-0.4	-0.2	3.9	0.1	0.1	0.0	-0.1	1.6	0.3	2.4	0.1	1.6	0.3	-1.2	0.2
2017	1.1	0.6	0.5	0.0	2.4	0.4	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	6.6	1.1	3.3	-0.5
2018	0.2	0.1	-6.4	-0.3	2.3	0.4	0.2	1.0	0.2	0.6	0.0	3.8	0.7	3.8	-0.6
2019	-0.6	-0.3	4.1	0.2	-0.7	-0.1	-0.1	1.9	0.4	1.9	0.1	-1.5	-0.3	1.0	-0.2
2020	-4.4	-2.4	-7.7	-0.3	-5.1	-0.8	-0.5	2.4	0.5	3.6	0.2	-11.6	-2.0	-6.8	1.2
2021	0.8	0.4	-0.2	-0.0	1.6	0.3	0.4	3.4	0.7	-2.6	-0.1	11.9	1.8	5.1	-0.8
2022	2.2	1.2	-3.3	-0.1	2.8	0.5	0.3	1.7	0.4	-8.7	-0.5	5.5	1.0	7.9	-1.5
2023	0.6	0.3	1.0	0.0	2.2	0.4	-0.1	0.5	0.1	1.8	0.1	3.2	0.7	-1.3	0.3

（備考）１．内閣府「国民経済計算」による。
２．各項目とも、1980年以前は「平成10年度国民経済計算　（1990年基準・68SNA）」、1981年から1994年までは「支出側GDP系列簡易遡及（2015年基準・08SNA）」、1995年以降は「2024年１－３月期四半期別GDP速報（２次速報値（改訂値））（2015年基準・08SNA）」に基づく。
３．寄与度については、1980年以前は次式により算出した。
寄与度＝（当年の実数－前年の実数）／（前年の国内総支出（GDP）の実数）×100
1981年以降は次式により算出した。

$$\%\Delta_{i,(t-1)\to t} = 100 \cdot \frac{p_{i,t-1} q_{i,t-1}}{\sum_i p_{i,t-1} q_{i,t-1}} \cdot \left(\frac{q_{i,t}}{q_{i,t-1}} - 1 \right)$$

ただし、$p_{i,t}$ ：t年の下位項目デフレーター，$q_{i,t}$ ：ｔ年の下位項目数量指数

国民経済計算（5/5）

年末	国民総資産 10億円	国民総資産 名目GDP比率	構成比 % 実物資産（除土地等）	構成比 % 土地等	構成比 % 金融資産	国富 10億円	国富 名目GDP比率
1955	51,422.0	5.76	32.6	30.6	36.8	32,704.7	3.66
1956	60,322.2	6.00	31.8	29.8	38.4	37,103.0	3.69
1957	68,244.2	5.89	29.8	29.9	40.3	40,481.3	3.50
1958	76,193.1	6.19	27.0	30.6	42.4	43,752.0	3.56
1959	89,131.9	6.34	25.5	30.2	44.4	49,584.9	3.53
1960	107,840.0	6.32	23.7	31.7	44.6	59,819.6	3.50
1961	133,283.4	6.46	23.5	31.0	45.6	72,297.0	3.51
1962	156,357.7	6.68	22.3	31.3	46.4	83,461.1	3.57
1963	183,270.6	6.84	21.8	29.3	48.9	92,923.6	3.47
1964	213,870.8	6.79	21.5	29.1	49.4	107,292.4	3.41
1965	241,570.7	6.89	21.2	27.9	50.9	118,028.4	3.37
1966	280,648.7	6.90	21.2	27.8	51.0	137,212.2	3.37
1967	333,694.7	7.00	21.0	28.2	50.8	163,842.2	3.44
1968	394,566.2	6.99	20.7	29.4	49.9	197,671.5	3.50
1969	476,211.0	7.18	20.6	30.0	49.4	241,579.4	3.64
	499,408.6	7.53	19.6	28.6	51.7	241,682.8	3.64
1970	590,573.4	7.55	20.5	29.4	50.1	296,467.3	3.79
1971	702,445.3	8.16	20.0	29.8	50.2	352,859.8	4.10
1972	932,810.6	9.47	18.8	31.5	49.7	473,379.9	4.81
1973	1,178,254.6	9.82	20.6	32.0	47.4	624,072.1	5.20
1974	1,300,905.2	9.09	23.4	29.1	47.5	685,723.9	4.79
1975	1,438,800.4	9.10	23.1	28.1	48.7	739,585.8	4.68
1976	1,627,933.8	9.17	23.3	26.6	50.1	814,906.7	4.59
1977	1,781,916.0	9.00	23.2	26.0	50.8	883,505.2	4.46
1978	2,031,898.0	9.32	22.3	25.9	51.7	989,289.6	4.54
1979	2,335,455.9	9.89	22.7	27.0	50.3	1,166,035.8	4.94
1980	2,642,194.0	10.32	22.4	28.2	49.4	1,339,614.4	5.23
	2,864,276.8	11.19	21.2	26.1	52.7	1,363,008.4	5.32
1981	3,160,372.8	11.51	20.0	26.7	53.3	1,484,720.7	5.41
1982	3,416,324.6	11.84	19.3	26.5	54.2	1,575,452.3	5.46
1983	3,699,899.5	12.26	18.2	25.5	56.3	1,629,378.0	5.40
1984	4,006,993.9	12.54	17.5	24.4	58.1	1,699,381.1	5.32
1985	4,377,491.7	12.86	16.5	24.3	59.2	1,811,019.5	5.32
1986	5,094,260.6	14.26	14.4	26.3	59.3	2,113,913.1	5.92
1987	5,962,689.6	15.97	13.0	29.4	57.6	2,579,662.1	6.91
1988	6,716,329.3	16.77	12.2	28.9	58.9	2,836,726.9	7.08
1989	7,710,418.9	17.97	11.9	29.4	58.7	3,231,062.4	7.53
1990	7,936,547.0	17.20	12.6	31.2	56.1	3,531,467.2	7.66
1991	7,987,085.8	16.25	13.4	28.7	57.8	3,422,746.4	6.97
1992	7,804,398.3	15.48	14.3	26.6	59.1	3,265,515.1	6.48
1993	7,903,074.8	15.67	14.3	25.1	60.6	3,192,859.5	6.33
1994	8,044,314.4	15.74	14.3	23.9	61.8	3,150,014.4	6.17
	8,599,526.3	16.83	18.8	22.9	58.2	3,671,951.7	7.19
1995	8,738,157.0	16.75	18.8	21.6	59.6	3,617,050.6	6.93
1996	8,913,942.3	16.64	19.2	20.8	60.0	3,665,584.7	6.84
1997	9,046,789.9	16.64	19.3	20.1	60.6	3,688,583.5	6.79
1998	9,102,612.8	16.97	19.2	19.2	61.6	3,628,751.2	6.76
1999	9,321,407.0	17.65	18.8	17.9	63.3	3,507,170.9	6.64
2000	9,209,077.6	17.20	19.3	17.2	63.5	3,494,809.8	6.53
2001	9,022,142.3	16.97	19.6	16.6	63.9	3,440,413.9	6.47
2002	8,876,598.4	16.92	19.8	15.9	64.3	3,346,758.1	6.38
2003	8,963,281.9	17.11	19.8	14.9	65.3	3,285,006.8	6.27
2004	8,997,050.0	16.99	20.0	14.2	65.8	3,258,914.1	6.16
2005	9,376,672.8	17.61	19.5	13.4	67.1	3,269,476.1	6.14
2006	9,412,194.7	17.59	19.8	13.6	66.6	3,359,820.4	6.28
2007	9,277,663.0	17.20	20.6	14.1	65.3	3,469,616.5	6.43
2008	8,903,129.2	16.87	21.7	14.5	63.7	3,455,035.1	6.55
2009	8,800,022.8	17.78	21.2	14.1	64.7	3,373,238.4	6.82
2010	8,831,076.2	17.47	21.1	13.7	65.3	3,322,230.9	6.57
2011	8,806,788.7	17.70	21.0	13.3	65.6	3,293,039.1	6.62
2012	9,008,897.0	18.00	20.5	12.8	66.7	3,298,061.0	6.59
2013	9,564,712.5	18.80	19.7	11.9	68.3	3,354,625.3	6.59
2014	10,001,851.8	19.28	19.3	11.5	69.2	3,430,080.6	6.61
2015	10,286,726.2	19.12	18.9	11.2	69.9	3,426,254.9	6.37
2016	10,580,670.8	19.44	18.4	11.2	70.4	3,471,881.1	6.38
2017	11,027,901.8	19.94	18.0	10.9	71.1	3,520,415.1	6.37
2018	11,023,913.4	19.80	18.3	11.1	70.6	3,589,868.2	6.45
2019	11,349,813.8	20.34	18.2	11.0	70.8	3,678,930.0	6.59
2020	11,912,783.7	22.08	17.3	10.7	72.1	3,689,186.7	6.84
2021	12,467,970.9	22.54	17.4	10.3	72.3	3,871,712.9	7.00
2022	12,649,323.4	22.52	17.9	10.4	71.7	3,999,057.9	7.12

（備考）１．1955年末から1969年末残高（上段）は「長期遡及推計国民経済計算報告（昭和30年～平成10年）（1990年基準・68SNA）」による。1969年末（下段）から1980年末残高（上段）は「平成10年度国民経済計算（1990年基準・68SNA）」による。推計方法が異なるため、1969年末の計数は異なる。1980年末（下段）から1994年末残高（上段）は「平成21年度国民経済計算（1990年基準・93SNA）」及び「支出側GDP系列簡易遡及（2015年基準・08SNA）」による。推計方法が異なるため、1980年末の計数は異なる。1994年末（下段）以降は、「2022年度国民経済計算（2015年基準・08SNA）」による。推計方法が異なるため、1994年末の計数は異なる。
２．土地等には、土地、鉱物・エネルギー資源、非育成生物資源を含む。

家計（1/1）

	個人消費			賃金		住宅	
	家計貯蓄率	新車新規登録・届出台数（乗用車）	乗用車保有台数（100世帯当たり）（年度末値）	春季賃上げ率	現金給与総額伸び率	新設着工戸数	
暦年	%	台	台	%	%	千戸	前年比
1957	12.6	－	－	－	－	321	4.0
1958	12.3	49,236	－	－	－	338	5.3
1959	13.7	73,050	－	－	－	381	12.6
1960	14.5	145,227	－	－	－	424	11.5
1961	15.9	229,057	－	－	－	536	26.4
1962	15.6	259,269	－	－	－	586	9.4
1963	14.9	371,076	－	－	－	689	17.5
1964	15.4	493,536	－	－	－	751	9.1
1965	15.8	586,287	－	10.6	－	843	12.1
1966	15.0	740,259	9.8	10.6	－	857	1.7
1967	14.1	1,131,337	13.3	12.5	－	991	15.7
1968	16.9	1,569,404	17.6	13.6	－	1,202	21.2
1969	17.1	2,036,677	22.6	15.8	－	1,347	12.1
1970	17.7	2,379,137	26.8	18.5	－	1,485	10.2
1971	17.8	2,402,757	32.0	16.9	－	1,464	-1.4
1972	18.2	2,627,087	38.8	15.3	－	1,808	23.5
1973	20.4	2,953,026	42.3	20.1	－	1,905	5.4
1974	23.2	2,286,795	45.0	32.9	－	1,316	-30.9
1975	22.8	2,737,641	47.2	13.1	－	1,356	3.1
1976	23.2	2,449,429	55.0	8.8	－	1,524	12.4
1977	21.8	2,500,095	55.6	8.8	－	1,508	-1.0
1978	20.8	2,856,710	60.8	5.9	－	1,549	2.7
1979	18.2	3,036,873	64.1	6.0	－	1,493	-3.6
1980	17.7	2,854,175	64.9	6.74	－	1,269	-15.0
1981	18.6	2,866,695	71.7	7.68	－	1,152	-9.2
1982	17.3	3,038,272	76.4	7.01	－	1,146	-0.5
1983	16.8	3,135,611	79.2	4.40	－	1,137	-0.8
1984	16.7	3,095,554	83.6	4.46	－	1,187	4.4
1985	16.2	3,252,291	84.5	5.03	－	1,236	4.1
1986	15.4	3,322,888	91.3	4.55	－	1,365	10.4
1987	13.7	3,477,762	94.5	3.56	－	1,674	22.7
1988	14.2	3,980,942	104.1	4.43	－	1,685	0.6
1989	14.1	4,760,084	108.0	5.17	－	1,663	-1.3
1990	13.5	5,575,208	112.3	5.94	－	1,707	2.7
1991	15.1	5,416,423	114.2	5.65	4.4	1,370	-19.7
1992	14.7	5,097,435	116.1	4.95	2.0	1,403	2.4
1993	14.2	4,805,535	116.2	3.89	0.3	1,486	5.9
1994	12.3	4,860,582	118.6	3.13	1.5	1,570	5.7
1995	11.1	5,119,034	121.0	2.83	1.1	1,470	-6.4
1996	9.5	5,394,596	125.1	2.86	1.1	1,643	11.8
1997	9.7	5,182,286	127.8	2.90	1.6	1,387	-15.6
1998	11.1	4,647,966	126.7	2.66	-1.3	1,198	-13.6
1999	9.6	4,656,505	130.7	2.21	-1.5	1,215	1.4
2000	8.0	4,802,493	132.7	2.06	0.1	1,230	1.3
2001	4.2	4,789,300	137.3	2.01	-1.6	1,174	-4.6
2002	2.7	4,790,215	143.8	1.66	-2.9	1,151	-1.9
2003	2.3	4,715,921	142.3	1.63	-0.7	1,160	0.8
2004	2.0	4,768,101	134.3	1.67	-0.5	1,189	2.5
2005	2.7	4,748,391	139.1	1.71	0.8	1,236	4.0
2006	3.2	4,641,708	140.2	1.79	0.2	1,290	4.4
2007	3.3	4,400,259	140.3	1.87	-0.9	1,061	-17.8
2008	3.4	4,227,594	137.0	1.99	-0.3	1,094	3.1
2009	4.5	3,923,714	139.4	1.83	-3.8	788	-27.9
2010	3.3	4,212,201	136.9	1.82	0.6	813	3.1
2011	3.6	3,524,770	141.8	1.83	-0.3	834	2.6
2012	2.2	4,572,313	138.4	1.78	-0.8	883	5.8
2013	-0.1	4,562,150	128.6	1.80	-0.2	980	11.0
2014	-1.3	4,699,462	129.2	2.19	0.5	892	-9.0
2015	-0.4	4,215,799	131.1	2.38	0.1	909	1.9
2016	1.4	4,146,403	125.2	2.14	0.6	967	6.4
2017	1.0	4,386,315	128.4	2.11	0.4	965	-0.3
2018	1.1	4,391,089	126.3	2.26	1.4	942	-2.3
2019	2.9	4,301,012	125.7	2.18	-0.4	905	-4.0
2020	10.9	3,809,896	126.9	2.0	-1.2	815	-9.9
2021	6.6	3,675,650	127.2	1.86	0.3	856	5.0
2022	3.4	3,448,272	130.2	2.20	2.0	860	0.4
2023	0.1	3,992,660	128.9	3.60	1.2	820	-4.6
2023年7－9月	－	1,002,561	－	－	0.9	800	-7.7
2023年10－12月	－	1,003,462	－	－	0.9	803	-6.3
2024年1－3月	－	828,159	－	－	1.3	786	-9.6
2024年4－6月	－	P 949,597	－	－	－	－	－

（備考）　1．内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会資料、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、国土交通省「建築着工統計」により作成。
2．家計貯蓄率は、1979年までは68SNA、1980年より93SNA、1994年より08SNAによる。
3．新車新規登録・届出台数は、1985～2002年まで登録ナンバーベース、2003年以降はナンバーベースの値。
四半期はナンバーベース、内閣府による季節調整値。Ｐは速報値。乗用車保有台数は「消費動向調査」の二人以上世帯の値。
4．春季賃上げ率は厚生労働省調べ（主要企業）。79年以前は単純平均、80年以降は加重平均。
5．現金給与総額は本系列、事業所規模５人以上。
6．新設着工戸数の四半期別戸数は年率季節調整値。

企業（1/2）

	設備投資	鉱工業指数					
	設備投資名目GDP比率	生産指数		出荷指数		在庫指数	
暦年	%	2020年＝100	前年比	2020年＝100	前年比	2020年＝100	前年比
1960	18.2	15.0	24.8	15.1	22.9	13.5	24.3
1961	20.2	18.1	19.4	17.8	18.0	17.6	31.7
1962	19.2	19.6	8.3	19.3	8.2	21.0	20.6
1963	18.1	21.8	10.1	21.4	10.5	21.8	5.5
1964	18.3	25.2	15.7	24.5	15.0	26.0	19.4
1965	15.7	26.2	3.7	25.6	4.1	27.9	6.9
1966	15.8	29.7	13.2	29.1	13.7	28.4	2.2
1967	17.8	35.5	19.4	34.3	17.5	33.5	18.1
1968	18.7	40.9	17.7	39.7	16.2	40.9	25.3
1969	20.2	47.4	16.0	46.2	16.4	47.7	16.8
1970	21.0	54.0	13.8	52.2	13.0	58.3	22.5
1971	19.0	55.4	2.6	53.8	3.1	63.9	9.1
1972	17.5	59.4	7.3	58.5	8.6	60.7	-4.9
1973	18.5	68.2	17.5	66.8	15.4	62.7	3.7
1974	18.4	65.4	-4.0	63.2	-5.3	89.8	43.2
1975	16.4	58.3	-11.0	58.5	-7.5	81.8	-8.9
1976	15.1	64.9	11.1	64.5	10.3	87.8	7.3
1977	14.1	67.5	4.1	67.0	3.9	90.6	3.0
1978	13.7	71.7	6.2	71.0	5.8	88.1	-2.9
1979	14.9	77.0	7.3	75.8	6.7	91.0	3.3
1980	16.0	80.7	4.7	77.9	2.9	98.6	8.3
1981	15.7	81.5	1.0	78.4	0.6	95.1	-3.6
1982	15.3	81.8	0.3	77.9	-0.7	93.5	-1.5
1983	14.6	84.1	3.6	80.5	3.5	88.2	-5.2
1984	15.0	92.2	9.4	87.0	8.2	95.0	7.6
1985	16.5	95.5	3.7	90.2	3.4	98.4	3.5
1986	16.5	95.3	-0.2	90.6	0.5	97.2	-1.2
1987	16.4	98.6	3.4	94.1	3.9	94.3	-3.0
1988	17.7	108.1	9.5	102.6	8.7	99.3	5.4
1989	19.3	114.4	5.8	108.5	5.9	107.6	8.3
1990	20.0	119.0	4.1	113.9	4.8	106.9	-0.7
1991	20.1	121.0	1.7	115.5	1.5	121.2	13.4
1992	18.3	113.6	-6.1	109.6	-5.1	120.1	-0.8
1993	16.3	109.2	-4.5	106.5	-3.7	117.8	-3.5
1994	15.7	110.4	0.9	107.5	0.9	112.3	-4.6
1995	16.2	113.8	3.2	110.2	2.6	118.5	5.5
1996	16.5	116.5	2.3	113.2	2.7	118.1	-0.3
1997	16.8	120.7	3.6	117.7	4.0	125.2	6.0
1998	16.6	112.4	-7.2	111.1	-6.6	115.2	-7.4
1999	15.7	112.6	0.2	112.3	1.1	107.3	-6.9
2000	16.3	119.2	5.7	119.0	5.8	109.5	2.1
2001	16.0	111.1	-6.8	111.3	-6.3	108.7	-0.7
2002	15.0	109.8	-1.3	111.1	-0.2	99.9	-8.0
2003	15.0	113.0	3.3	114.9	4.0	97.1	-2.4
2004	15.1	118.4	4.9	120.6	4.8	97.0	-0.1
2005	16.2	120.0	1.3	122.2	1.4	101.5	4.8
2006	16.5	125.3	4.5	127.9	4.6	105.1	3.5
2007	16.5	129.0	2.8	131.7	3.1	106.5	1.3
2008	16.4	124.6	-3.4	126.4	-3.2	113.7	4.8
2009	14.8	97.4	-21.9	99.0	-21.7	93.7	-17.6
2010	14.2	112.5	15.6	114.3	15.5	95.9	2.4
2011	14.9	109.3	-2.8	110.0	-3.7	97.9	2.0
2012	15.2	110.1	0.6	111.3	1.2	103.0	5.2
2013	15.4	109.6	-0.8	113.2	-0.6	95.1	-4.3
2014	15.9	111.9	2.0	114.0	0.7	100.7	5.9
2015	16.2	110.5	-1.2	112.5	-1.4	98.4	-2.3
2016	15.9	110.5	0.0	112.1	-0.3	95.3	-3.2
2017	16.1	114.0	3.1	114.9	2.5	99.2	4.1
2018	16.5	114.6	1.1	114.9	0.8	100.5	1.7
2019	16.5	111.6	-2.6	112.0	-2.5	101.0	0.5
2020	16.1	100.0	-10.4	100.0	-10.7	92.6	-8.3
2021	16.2	105.4	5.4	104.4	4.4	98.5	6.4
2022	17.1	105.3	-0.1	103.9	-0.5	101.2	2.7
2023	17.1	103.9	-1.3	103.2	-0.7	100.7	-0.5
2023年4-6月	16.8	104.8	0.9	103.9	0.9	105.5	5.7
2023年7-9月	17.0	103.3	-3.9	103.0	-2.5	103.6	0.0
2023年10-12月	17.3	104.4	-0.7	103.6	-0.3	102.7	-0.5
2024年1-3月	17.5	99.0	-4.0	97.6	-4.6	102.6	-1.0

（備考）１．設備投資名目GDP比率は内閣府「四半期別GDP速報」、鉱工業指数は経済産業省「鉱工業指数」による。
２．鉱工業指数の前年比は、原指数の前年同期比。
３．生産、出荷及び在庫の四半期の指数は、季節調整値。在庫指数は、期末値。

企業（2/2）

	鉱工業指数		第３次産業活動指数	企業収益	
	在庫率指数	製造工業稼働率指数		経常利益	売上高経常利益率
暦年	2020年＝100	2020年＝100	2015年＝100	前年比	%
1960	－	－	－	40.7	3.8
1961	－	－	－	20.2	3.6
1962	－	－	－	-1.9	3.2
1963	－	－	－	25.5	3.3
1964	－	－	－	10.6	2.9
1965	－	－	－	-4.5	2.5
1966	－	－	－	42.2	3.0
1967	－	－	－	39.4	3.3
1968	55.2	-	－	19.5	3.4
1969	56.0	－	－	30.2	3.6
1970	59.0	－	－	13.7	3.4
1971	68.0	－	－	-17.4	2.6
1972	62.7	－	－	30.3	2.9
1973	52.9	－	－	78.9	3.8
1974	73.2	－	－	-27.3	2.2
1975	82.7	－	－	-32.6	1.4
1976	73.5	－	－	72.9	2.1
1977	74.6	－	－	8.0	2.1
1978	68.6	130.8	－	34.3	2.6
1979	63.4	138.6	－	31.9	3.0
1980	68.9	139.6	－	10.0	2.8
1981	72.2	132.4	－	-8.2	2.4
1982	72.5	128.4	－	-4.4	2.2
1983	69.0	130.1	－	12.3	2.4
1984	67.2	137.7	－	17.9	2.6
1985	70.0	137.9	－	3.9	2.6
1986	71.3	131.6	－	-1.6	2.5
1987	67.2	131.7	－	27.6	3.0
1988	63.6	139.4	－	25.6	3.4
1989	65.3	142.1	－	14.7	3.7
1990	64.5	143.6	－	-6.9	3.1
1991	68.9	140.6	－	-8.8	2.7
1992	75.6	129.1	－	-26.2	2.0
1993	76.5	122.5	－	-12.1	1.8
1994	73.4	122.0	－	11.9	1.9
1995	74.7	125.1	－	10.9	2.0
1996	75.4	126.3	－	21.9	2.4
1997	74.7	130.7	－	4.8	2.5
1998	82.4	120.8	－	-26.4	1.9
1999	75.4	120.4	－	17.7	2.3
2000	73.1	125.8	－	33.7	3.0
2001	80.6	116.3	－	-15.5	2.5
2002	74.5	117.6	－	-0.7	2.7
2003	70.9	122.7	－	12.6	3.0
2004	67.8	128.4	－	27.7	3.6
2005	69.6	130.0	－	11.8	3.9
2006	69.7	133.5	－	9.1	4.0
2007	69.8	134.7	－	3.6	4.0
2008	76.5	128.6	－	-26.3	3.0
2009	92.0	96.4	－	-35.3	2.3
2010	72.3	115.3	－	68.1	3.5
2011	78.2	110.4	－	-6.0	3.4
2012	81.9	112.7	－	8.8	3.8
2013	78.2	114.8	100.2	19.7	4.6
2014	79.4	119.7	99.6	10.9	5.0
2015	81.7	116.5	100.0	7.5	5.4
2016	82.5	114.7	100.6	1.5	5.5
2017	82.2	119.2	101.5	13.2	5.9
2018	85.5	119.3	102.8	3.7	5.9
2019	89.5	114.8	103.1	-3.5	5.7
2020	100.0	100.0	96.0	-27.3	4.7
2021	89.8	108.5	97.4	41.8	6.3
2022	96.6	108.1	99.0	11.2	6.6
2023	104.0	107.0	100.9	12.0	7.0
2023年4-6月	104.9	108.1	100.7	11.6	7.3
2023年7-9月	104.8	106.5	101.5	20.1	7.2
2023年10-12月	103.9	106.7	101.0	13.0	7.0
2023年1-3月	104.1	98.7	*100.9*	15.1	7.5

（備考）１．鉱工業指数及び第３次産業活動指数は、経済産業省「鉱工業指数」「第３次産業活動指数」による。
斜字体は速報値。
２．在庫率指数は、季節調整済期末値。在庫率指数及び第３次産業活動指数の四半期の指数は季節調整値。
３．企業収益は財務省「法人企業統計季報」による。全規模・全産業（除く金融業、保険業）ベース。
４．四半期の売上高経常利益率は季節調整値。

人口・雇用（1/2）

	人口			雇用	
	総人口	平均世帯人員	合計特殊出生率	労働力人口	労働力人口比率
暦年	万人	人	人	万人	%
1960	9,342	4.13	2.00	4,511	69.2
1961	9,429	3.97	1.96	4,562	69.1
1962	9,518	3.95	1.98	4,614	68.3
1963	9,616	3.81	2.00	4,652	67.1
1964	9,718	3.83	2.05	4,710	66.1
1965	9,828	3.75	2.14	4,787	65.7
1966	9,904	3.68	1.58	4,891	65.8
1967	10,020	3.53	2.23	4,983	65.9
1968	10,133	3.50	2.13	5,061	65.9
1969	10,254	3.50	2.13	5,098	65.5
1970	10,372	3.45	2.13	5,153	65.4
1971	10,515	3.38	2.16	5,186	65.0
1972	10,760	3.32	2.14	5,199	64.4
1973	10,910	3.33	2.14	5,326	64.7
1974	11,057	3.33	2.05	5,310	63.7
1975	11,194	3.35	1.91	5,323	63.0
1976	11,309	3.27	1.85	5,378	63.0
1977	11,417	3.29	1.80	5,452	63.2
1978	11,519	3.31	1.79	5,532	63.4
1979	11,616	3.30	1.77	5,596	63.4
1980	11,706	3.28	1.75	5,650	63.3
1981	11,790	3.24	1.74	5,707	63.3
1982	11,873	3.25	1.77	5,774	63.3
1983	11,954	3.25	1.80	5,889	63.8
1984	12,031	3.19	1.81	5,927	63.4
1985	12,105	3.22	1.76	5,963	63.0
1986	12,166	3.22	1.72	6,020	62.8
1987	12,224	3.19	1.69	6,084	62.6
1988	12,275	3.12	1.66	6,166	62.6
1989	12,321	3.10	1.57	6,270	62.9
1990	12,361	3.05	1.54	6,384	63.3
1991	12,410	3.04	1.53	6,505	63.8
1992	12,457	2.99	1.50	6,578	64.0
1993	12,494	2.96	1.46	6,615	63.8
1994	12,527	2.95	1.50	6,645	63.6
1995	12,557	2.91	1.42	6,666	63.4
1996	12,586	2.85	1.43	6,711	63.5
1997	12,616	2.79	1.39	6,787	63.7
1998	12,647	2.81	1.38	6,793	63.3
1999	12,667	2.79	1.34	6,779	62.9
2000	12,693	2.76	1.36	6,766	62.4
2001	12,732	2.75	1.33	6,752	62.0
2002	12,749	2.74	1.32	6,689	61.2
2003	12,769	2.76	1.29	6,666	60.8
2004	12,779	2.72	1.29	6,642	60.4
2005	12,777	2.68	1.26	6,651	60.4
2006	12,790	2.65	1.32	6,664	60.4
2007	12,803	2.63	1.34	6,684	60.4
2008	12,808	2.63	1.37	6,674	60.2
2009	12,803	2.62	1.37	6,650	59.9
2010	12,806	2.59	1.39	6,632	59.6
2011	12,783	2.58	1.39	6,596	59.3
2012	12,759	2.57	1.41	6,565	59.1
2013	12,741	2.51	1.43	6,593	59.3
2014	12,724	2.49	1.42	6,609	59.4
2015	12,709	2.49	1.45	6,625	59.6
2016	12,704	2.47	1.44	6,678	60.0
2017	12,692	2.47	1.43	6,732	60.5
2018	12,675	2.44	1.42	6,849	61.5
2019	12,656	2.39	1.36	6,912	62.1
2020	12,615	－	1.33	6,902	62.0
2021	12,550	2.37	1.30	6,907	62.1
2022	12,495	2.25	1.26	6,902	62.5
2023	12,435	－	1.20	6,925	62.9
2023年7-9月	12,452	－	－	6,961	63.2
2023年10-12月	12,435	－	－	6,935	63.0
2024年1-3月	12,414	－	－	6,898	62.7
2024年4-6月 P	12,400	－	－	－	－

（備考）　１．総務省「人口推計」、「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、「人口動態統計」により作成。
２．総人口は各年10月１日現在。四半期の数値は各期首月１日現在。Ｐは概算値。
３．「労働力調査」については72年以前は沖縄を含まない。

人口・雇用（2/2）

	雇用						労働時間
	就業者数	雇用者数	雇用者比率	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	総実労働時間
暦年	万人	万人	%	万人	%	倍	時間
1960	4,436	2,370	53.4	75	1.7	－	－
1961	4,498	2,478	55.1	66	1.4	－	－
1962	4,556	2,593	56.9	59	1.3	－	－
1963	4,595	2,672	58.2	59	1.3	0.73	－
1964	4,655	2,763	59.4	54	1.1	0.79	－
1965	4,730	2,876	60.8	57	1.2	0.61	－
1966	4,827	2,994	62.0	65	1.3	0.81	－
1967	4,920	3,071	62.4	63	1.3	1.05	－
1968	5,002	3,148	62.9	59	1.2	1.14	－
1969	5,040	3,199	63.5	57	1.1	1.37	－
1970	5,094	3,306	64.9	59	1.1	1.35	2,239.2
1971	5,121	3,412	66.6	64	1.2	1.06	2,217.6
1972	5,126	3,465	67.6	73	1.4	1.30	2,205.6
1973	5,259	3,615	68.7	68	1.3	1.74	2,184.0
1974	5,237	3,637	69.4	73	1.4	0.98	2,106.0
1975	5,223	3,646	69.8	100	1.9	0.59	2,064.0
1976	5,271	3,712	70.4	108	2.0	0.64	2,094.0
1977	5,342	3,769	70.6	110	2.0	0.54	2,096.4
1978	5,408	3,799	70.2	124	2.2	0.59	2,102.4
1979	5,479	3,876	70.7	117	2.1	0.74	2,114.4
1980	5,536	3,971	71.7	114	2.0	0.73	2,108.4
1981	5,581	4,037	72.3	126	2.2	0.67	2,101.2
1982	5,638	4,098	72.7	136	2.4	0.60	2,096.4
1983	5,733	4,208	73.4	156	2.6	0.61	2,097.6
1984	5,766	4,265	74.0	161	2.7	0.66	2,115.6
1985	5,807	4,313	74.3	156	2.6	0.67	2,109.6
1986	5,853	4,379	74.8	167	2.8	0.62	2,102.4
1987	5,911	4,428	74.9	173	2.8	0.76	2,110.8
1988	6,011	4,538	75.5	155	2.5	1.08	2,110.8
1989	6,128	4,679	76.4	142	2.3	1.30	2,088.0
1990	6,249	4,835	77.4	134	2.1	1.43	2,052.0
1991	6,369	5,002	78.5	136	2.1	1.34	2,016.0
1992	6,436	5,119	79.5	142	2.2	1.00	1,971.6
1993	6,450	5,202	80.7	166	2.5	0.71	1,912.8
1994	6,453	5,236	81.1	192	2.9	0.64	1,904.4
1995	6,457	5,263	81.5	210	3.2	0.64	1,909.2
1996	6,486	5,322	82.1	225	3.4	0.72	1,918.8
1997	6,557	5,391	82.2	230	3.4	0.69	1,899.6
1998	6,514	5,368	82.4	279	4.1	0.50	1,879.2
1999	6,462	5,331	82.5	317	4.7	0.49	1,842.0
2000	6,446	5,356	83.1	320	4.7	0.62	1,858.8
2001	6,412	5,369	83.7	340	5.0	0.56	1,848.0
2002	6,330	5,331	84.2	359	5.4	0.56	1,837.2
2003	6,316	5,335	84.5	350	5.3	0.69	1,845.6
2004	6,329	5,355	84.6	313	4.7	0.86	1,839.6
2005	6,356	5,393	84.8	294	4.4	0.98	1,830.0
2006	6,389	5,478	85.7	275	4.1	1.06	1,843.2
2007	6,427	5,537	86.2	257	3.9	1.02	1,851.6
2008	6,409	5,546	86.5	265	4.0	0.77	1,836.0
2009	6,314	5,489	86.9	336	5.1	0.45	1,767.6
2010	6,298	5,500	87.3	334	5.1	0.56	1,797.6
2011	6,293	5,512	87.6	302	4.6	0.68	1,789.2
2012	6,280	5,513	87.8	285	4.3	0.82	1,808.4
2013	6,326	5,567	88.0	265	4.0	0.97	1,791.6
2014	6,371	5,613	88.1	236	3.6	1.11	1,789.2
2015	6,402	5,663	88.5	222	3.4	1.23	1,784.4
2016	6,470	5,755	88.9	208	3.1	1.39	1,782.0
2017	6,542	5,830	89.1	190	2.8	1.54	1,780.8
2018	6,682	5,954	89.1	167	2.4	1.62	1,768.8
2019	6,750	6,028	89.3	162	2.4	1.55	1,732.8
2020	6,710	6,005	89.5	192	2.8	1.10	1,684.8
2021	6,713	6,016	89.6	195	2.8	1.16	1,708.8
2022	6,723	6,041	89.9	179	2.6	1.31	1,718.4
2023	6,747	6,076	90.1	178	2.6	1.29	1,725.6
2023年4-6月	6,745	6,078	90.1	177	2.6	1.32	146.3
2023年7-9月	6,750	6,088	90.2	181	2.6	1.29	143.0
2023年10-12月	6,764	6,090	90.0	175	2.5	1.28	145.3
2024年1-3月	6,768	6,104	90.2	178	2.6	1.27	138.8

（備考）１．総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」、「毎月勤労統計調査」
（事業所規模30人以上）により作成。
２．「労働力調査」については72年以前は沖縄県を含まない。
３．労働力調査の四半期の値は、各月の季節調整値の単純平均である。

物価（1/1）

物　価　等				
	国内企業物価指数		消費者物価指数	
暦年	2020年＝100	前年比	2020年＝100	前年比
1955	－	－	16.5	-1.1
1956	－	－	16.6	0.3
1957	－	－	17.1	3.1
1958	－	－	17.0	-0.4
1959	－	－	17.2	1.0
1960	48.0	－	17.9	3.6
1961	48.5	1.0	18.9	5.3
1962	47.7	-1.6	20.1	6.8
1963	48.4	1.5	21.6	7.6
1964	48.5	0.2	22.5	3.9
1965	49.0	1.0	23.9	6.6
1966	50.1	2.2	25.1	5.1
1967	51.5	2.8	26.1	4.0
1968	52.0	1.0	27.6	5.3
1969	52.9	1.7	29.0	5.2
1970	54.7	3.4	30.9	7.7
1971	54.2	-0.9	32.9	6.3
1972	55.1	1.7	34.5	4.9
1973	63.8	15.8	38.6	11.7
1974	81.4	27.6	47.5	23.2
1975	83.6	2.7	53.1	11.7
1976	88.3	5.6	58.1	9.4
1977	91.2	3.3	62.8	8.1
1978	90.7	-0.5	65.5	4.2
1979	95.3	5.1	67.9	3.7
1980	109.6	15.0	73.2	7.7
1981	111.1	1.4	76.7	4.9
1982	111.6	0.5	78.9	2.8
1983	110.9	-0.6	80.3	1.9
1984	111.0	0.1	82.2	2.3
1985	110.2	-0.7	83.8	2.0
1986	105.0	-4.7	84.3	0.6
1987	101.7	-3.1	84.4	0.1
1988	101.2	-0.5	85.0	0.7
1989	103.0	1.8	86.9	2.3
1990	104.6	1.6	89.6	3.1
1991	105.7	1.1	92.6	3.3
1992	104.7	-0.9	94.1	1.6
1993	103.1	-1.5	95.4	1.3
1994	101.4	-1.6	96.0	0.7
1995	100.5	-0.9	95.9	-0.1
1996	98.9	-1.6	96.0	0.1
1997	99.5	0.6	97.7	1.8
1998	98.0	-1.5	98.3	0.6
1999	96.6	-1.4	98.0	-0.3
2000	96.6	0.0	97.3	-0.7
2001	94.4	-2.3	96.7	-0.7
2002	92.5	-2.0	95.8	-0.9
2003	91.6	-1.0	95.5	-0.3
2004	92.8	1.3	95.5	0.0
2005	94.3	1.6	95.2	-0.3
2006	96.4	2.2	95.5	0.3
2007	98.1	1.8	95.5	0.0
2008	102.6	4.6	96.8	1.4
2009	97.2	-5.3	95.5	-1.4
2010	97.1	-0.1	94.8	-0.7
2011	98.5	1.4	94.5	-0.3
2012	97.7	-0.8	94.5	0.0
2013	98.9	1.2	94.9	0.4
2014	102.1	3.2	97.5	2.7
2015	99.7	-2.4	98.2	0.8
2016	96.2	-3.5	98.1	-0.1
2017	98.4	2.3	98.6	0.5
2018	101.0	2.6	99.5	1.0
2019	101.2	0.2	100.0	0.5
2020	100.0	-1.2	100.0	0.0
2021	104.6	4.6	99.8	-0.2
2022	114.9	9.8	102.3	2.5
2023	119.7	4.2	105.6	3.2
2023年　4-6月	119.5	5.0	105.1	3.3
7-9月	119.6	3.0	105.9	3.2
10-12月	119.8	0.6	106.9	2.9
2024年　1-3月	120.5	0.7	107.0	2.5

（備考）１．日本銀行「企業物価指数」、総務省「消費者物価指数」による。
２．1969年以前の消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」であり、2020年基準の総合指数とは接続しない。また、1970年以前の上昇率は「持家の帰属家賃を除く総合」である。
３．国内企業物価は月次の指数を基に内閣府作成。

	通関輸出入				
	輸出数量指数		輸入数量指数		製品輸入比率
暦年	2020年＝100	前年比、%	2020年＝100	前年比、%	%
1955	－	－	－	－	11.9
1956	－	－	－	－	15.9
1957	－	－	－	－	22.9
1958	－	－	－	－	21.7
1959	－	－	－	－	21.5
1960	3.9	－	4.7	－	22.1
1961	4.1	5.1	6.0	27.7	24.5
1962	4.9	19.5	5.9	-1.7	25.9
1963	5.5	12.2	7.0	18.6	24.5
1964	6.8	23.6	8.0	14.3	25.8
1965	8.7	27.9	8.1	1.3	22.7
1966	10.1	16.1	9.4	16.0	22.8
1967	10.4	3.0	11.5	22.3	26.8
1968	12.8	23.1	12.9	12.2	27.5
1969	15.2	18.8	15.0	16.3	29.5
1970	17.5	15.1	18.1	20.7	30.3
1971	20.9	19.4	18.1	0.0	28.6
1972	22.4	7.2	20.3	12.2	29.6
1973	23.5	4.9	26.1	28.6	30.6
1974	27.6	17.4	25.5	-2.3	23.7
1975	28.2	2.2	22.3	-12.5	20.3
1976	34.3	21.6	24.1	8.1	21.5
1977	37.3	8.7	24.8	2.9	21.5
1978	37.8	1.3	26.5	6.9	26.7
1979	37.3	-1.3	29.3	10.6	26.0
1980	43.7	17.2	27.7	-5.5	22.8
1981	48.2	10.3	27.0	-2.5	24.3
1982	47.1	-2.3	26.8	-0.7	24.9
1983	51.4	9.1	27.3	1.9	27.2
1984	59.5	15.8	30.1	10.3	29.8
1985	62.1	4.4	30.2	0.3	31.0
1986	61.7	-0.6	33.1	9.6	41.8
1987	61.8	0.2	36.2	9.4	44.1
1988	65.1	5.3	42.2	16.6	49.0
1989	67.5	3.7	45.6	8.1	50.3
1990	71.3	5.6	48.2	5.7	50.3
1991	73.1	2.5	50.0	3.7	50.8
1992	74.2	1.5	49.8	-0.4	50.2
1993	73.0	-1.6	52.0	4.4	52.0
1994	74.2	1.6	59.0	13.5	55.2
1995	77.0	3.8	66.3	12.4	59.1
1996	78.0	1.3	70.0	5.6	59.4
1997	87.1	11.7	71.2	1.7	59.3
1998	86.0	-1.3	67.4	-5.4	62.1
1999	87.8	2.1	73.9	9.6	62.5
2000	96.1	9.4	82.0	11.0	61.1
2001	87.0	-9.5	80.4	-2.0	61.4
2002	93.9	7.9	82.0	2.0	62.2
2003	108.3	15.3	89.7	9.4	61.4
2004	120.8	11.6	137.1	52.9	61.3
2005	120.8	0.0	98.8	-28.0	58.5
2006	130.1	7.7	102.6	3.8	56.8
2007	136.4	4.8	102.4	-0.2	56.4
2008	134.3	-1.5	101.8	-0.6	50.1
2009	98.6	-26.6	87.1	-14.4	56.1
2010	122.5	24.2	99.2	13.9	55.0
2011	117.8	-3.8	101.8	2.6	51.6
2012	112.1	-4.8	104.2	2.4	50.9
2013	110.4	-1.5	104.5	0.3	51.7
2014	111.1	0.6	105.2	0.6	53.4
2015	109.9	-1.0	102.2	-2.8	61.6
2016	110.5	0.5	100.9	-1.2	66.0
2017	116.4	5.4	105.1	4.2	63.4
2018	118.3	1.7	108.1	2.8	61.9
2019	113.2	-4.3	106.9	-1.1	63.1
2020	100.0	-11.7	100.0	-6.4	66.7
2021	110.7	10.7	104.8	4.8	63.1
2022	110.0	-0.6	104.4	-0.4	56.7
2023	105.7	-4.0	99.3	-4.9	60.2
2023年4-6月	106.0	2.2	99.7	0.0	60.6
2023年7-9月	107.1	1.1	99.6	-0.1	61.6
2023年10-12月	105.8	-1.2	98.7	-0.9	61.1
2024年1-3月	102.3	-3.3	95.4	-3.3	60.2

（備考）１．財務省「貿易統計」による。
２．前年比、四半期の値については、内閣府試算値。
３．四半期の数値は季節調整値。伸び率は前期比。

国際経済（2/3）

	通関輸出入		国際収支等			
	関税負担率	輸出円建て比率	貿易収支	輸出額	輸入額	円相場
暦年	%	%	億円	億円	億円	円／ドル
1955	－	－	－	－	－	360.00
1956	－	－	－	－	－	360.00
1957	－	－	－	－	－	360.00
1958	－	－	－	－	－	360.00
1959	－	－	－	－	－	360.00
1960	－	－	－	－	－	360.00
1961	－	－	－	－	－	360.00
1962	－	－	－	－	－	360.00
1963	－	－	－	－	－	360.00
1964	－	－	－	－	－	360.00
1965	－	－	－	－	－	360.00
1966	－	－	8,247	34,939	26,692	360.00
1967	－	－	4,200	37,049	32,849	360.00
1968	－	－	9,096	45,948	36,851	360.00
1969	－	－	13,257	56,190	42,933	360.00
1970	－	－	14,188	67,916	53,728	360.00
1971	6.6	－	26,857	81,717	54,860	347.83
1972	6.3	－	27,124	84,870	57,747	303.08
1973	5.0	－	10,018	98,258	88,240	272.18
1974	2.7	－	4,604	159,322	154,718	292.06
1975	2.9	－	14,933	162,503	147,570	296.84
1976	3.3	－	29,173	195,510	166,337	296.49
1977	3.8	－	45,647	211,833	166,187	268.32
1978	4.1	－	51,633	199,863	148,230	210.11
1979	3.1	－	3,598	222,958	219,360	219.47
1980	2.5	－	3,447	285,612	282,165	226.45
1981	2.5	－	44,983	330,329	285,346	220.83
1982	2.6	－	45,572	342,568	296,996	249.26
1983	2.5	－	74,890	345,553	270,663	237.61
1984	2.5	－	105,468	399,936	294,468	237.61
1985	2.6	－	129,517	415,719	286,202	238.05
1986	3.3	－	151,249	345,997	194,747	168.03
1987	3.4	－	132,319	325,233	192,915	144.52
1988	3.4	－	118,144	334,258	216,113	128.20
1989	2.9	－	110,412	373,977	263,567	138.11
1990	2.7	－	100,529	406,879	306,350	144.88
1991	3.3	－	129,231	414,651	285,423	134.59
1992	3.4	－	157,764	420,816	263,055	126.62
1993	3.6	－	154,816	391,640	236,823	111.06
1994	3.4	－	147,322	393,485	246,166	102.18
1995	3.1	－	123,445	402,596	279,153	93.97
1996	2.8	－	90,346	430,153	339,807	108.81
1997	2.5	－	123,709	488,801	365,091	120.92
1998	2.6	－	160,782	482,899	322,117	131.02
1999	2.4	－	141,370	452,547	311,176	113.94
2000	2.1	36.1	126,983	489,635	362,652	107.79
2001	2.2	34.9	88,469	460,367	371,898	121.58
2002	1.9	35.8	121,211	489,029	367,817	125.17
2003	1.9	38.9	124,631	513,292	388,660	115.94
2004	1.7	40.1	144,235	577,036	432,801	108.17
2005	1.5	38.9	117,712	630,094	512,382	110.21
2006	1.4	37.8	110,701	720,268	609,567	116.31
2007	1.3	38.3	141,873	800,236	658,364	117.77
2008	1.2	39.9	58,031	776,111	718,081	103.39
2009	1.4	39.9	53,876	511,216	457,340	93.61
2010	1.3	41.0	95,160	643,914	548,754	87.75
2011	1.3	41.3	-3,302	629,653	632,955	79.76
2012	1.2	39.4	-42,719	619,568	662,287	79.79
2013	－	35.6	-87,734	678,290	766,024	97.71
2014	－	36.1	-104,653	740,747	845,400	105.79
2015	－	35.5	-8,862	752,742	761,604	121.09
2016	－	37.1	55,176	690,927	635,751	108.77
2017	－	36.1	49,113	772,535	723,422	112.13
2018	－	37.0	11,265	812,263	800,998	110.40
2019	－	37.2	1,503	757,753	756,250	108.99
2020	－	38.3	27,779	672,629	644,851	106.73
2021	－	38.1	17,623	823,526	805,903	109.89
2022	－	35.3	-155,107	988,582	1,143,688	131.57
2023	－	34.8	-65,009	1,003,546	1,068,555	140.59
2023年4-6月	－	－	-11,166	245,562	256,728	137.43
2023年7-9月	－	－	-6,573	254,376	260,949	144.56
2023年10-12月	－	－	-11,440	262,151	273,592	147.77
2024年1-3月	－	－	-11,333	253,390	264,723	148.56

（備考）１．開税負担率は財務省調べによる年度の数値。
２．輸出円建て比率は、財務省「貿易取引通貨別比率」による年半期の数値の平均。
３．貿易収支、輸出額、輸入額は日本銀行「国際収支統計月報」による。
４．貿易収支、輸出額、輸入額の1984年以前の数値は、国際収支統計（IMF国際収支マニュアル第３版、第４版ベース）のドル表示額を対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場、月中平均）で換算したものであり、85年以降の数値とは接続しない。
1985年～95年の数値は、国際収支統計(同第４版ベース)の計数を、同第５版の概念に組み換えた計数。
1996年～2013年の数値は、国際収支統計(同第５版ベース)の計数を、同第６版の概念に組み換えた計数。
５．貿易収支、輸出額、輸入額の四半期の数値は季節調整値。
６．円相場は、インターバンク直物中心レートの営業日平均（ただし、1970年までは固定レート 360円／ドルとした）。

国際経済（3/3）

	国際収支等						
	経常収支	経常収支 対名目GDP	貿易サービス 収支	金融収支	資本移転等 収支	外貨準備高	対外純資産
暦年	億円	GDP比％	億円	億円	億円	百万ドル	10億円
1955	－	－	－	－	－	－	－
1956	－	－	－	－	－	467	－
1957	－	－	－	－	－	524	－
1958	－	－	－	－	－	861	－
1959	－	－	－	－	－	1,322	－
1960	－	－	－	－	－	1,824	－
1961	－	－	－	－	－	1,486	－
1962	－	－	－	－	－	1,841	－
1963	－	－	－	－	－	1,878	－
1964	－	－	－	－	－	1,999	－
1965	－	－	－	－	－	2,107	－
1966	4,545	1.2	－	－	－	2,074	－
1967	-693	-0.2	－	－	－	2,005	－
1968	3,757	0.7	－	－	－	2,891	－
1969	7,595	1.2	－	－	－	3,496	－
1970	7,052	1.0	－	－	－	4,399	－
1971	19,935	2.5	－	－	－	15,235	－
1972	19,999	2.2	－	－	－	18,365	－
1973	-341	0.0	－	－	－	12,246	－
1974	-13,301	-1.0	－	－	－	13,518	－
1975	-2,001	-0.1	－	－	－	12,815	－
1976	10,776	0.6	－	－	－	16,604	－
1977	28,404	1.5	－	－	－	22,848	－
1978	34,793	1.7	－	－	－	33,019	－
1979	-19,722	-0.9	－	－	－	20,327	－
1980	-25,763	-1.1	－	－	－	25,232	－
1981	11,491	0.4	－	－	－	28,403	－
1982	17,759	0.6	－	－	－	23,262	－
1983	49,591	1.7	－	－	－	24,496	－
1984	83,489	2.7	－	－	－	26,313	－
1985	119,698	3.7	106,736	－	－	26,510	－
1986	142,437	4.2	129,607	－	－	42,239	28,865
1987	121,862	3.4	102,931	－	－	81,479	30,199
1988	101,461	2.7	79,349	－	－	97,662	36,745
1989	87,113	2.1	59,695	－	－	84,895	42,543
1990	64,736	1.5	38,628	－	－	77,053	44,016
1991	91,757	2.0	72,919	－	－	68,980	47,498
1992	142,349	3.0	102,054	－	－	68,685	64,153
1993	146,690	3.0	107,013	－	－	95,589	68,823
1994	133,425	2.7	98,345	－	－	122,845	66,813
1995	103,862	2.0	69,545	－	－	182,820	84,072
1996	74,943	1.4	23,174	72,723	-3,537	217,867	103,359
1997	115,700	2.1	57,680	152,467	-4,879	220,792	124,587
1998	149,981	2.8	95,299	136,226	-19,313	215,949	133,273
1999	129,734	2.5	78,650	130,830	-19,088	288,080	84,735
2000	140,616	2.6	74,298	148,757	-9,947	361,638	133,047
2001	104,524	2.0	32,120	105,629	-3,462	401,959	179,257
2002	136,837	2.6	64,690	133,968	-4,217	469,728	175,308
2003	161,254	3.1	83,553	136,860	-4,672	673,529	172,818
2004	196,941	3.7	101,961	160,928	-5,134	844,543	185,797
2005	187,277	3.5	76,930	163,444	-5,490	846,897	180,699
2006	203,307	3.8	73,460	160,494	-5,533	895,320	215,081
2007	249,490	4.6	98,253	263,775	-4,731	973,365	250,221
2008	148,786	2.8	18,899	186,502	-5,583	1,030,647	225,908
2009	135,925	2.7	21,249	156,292	-4,653	1,049,397	268,246
2010	193,828	3.8	68,571	217,099	-4,341	1,096,185	255,906
2011	104,013	2.1	-31,101	126,294	282	1,295,841	265,741
2012	47,640	1.0	-80,829	41,925	-804	1,268,125	299,302
2013	44,566	0.9	-122,521	-4,087	-7,436	1,266,815	325,732
2014	39,215	0.8	-134,988	62,782	-2,089	1,260,548	351,114
2015	165,194	3.1	-28,169	218,764	-2,714	1,233,214	327,189
2016	213,910	3.9	43,888	286,059	-7,433	1,216,903	336,306
2017	227,779	4.1	42,206	188,113	-2,800	1,264,283	329,302
2018	195,047	3.5	1,052	201,361	-2,105	1,270,975	341,450
2019	192,513	3.5	-9,318	248,624	-4,131	1,323,750	357,015
2020	159,917	3.0	-8,773	141,251	-2,072	1,394,680	359,992
2021	214,667	3.9	-24,834	167,680	-4,232	1,405,750	417,908
2022	114,486	2.0	-210,665	64,253	-1,144	1,227,576	418,629
2023	213,810	3.6	-94,167	233,037	-4,001	1,294,637	471,306
2023年4-6月	58,614	3.9	-18,683	42,246	-972	1,247,179	－
2023年7-9月	61,055	4.1	-17,295	78,100	-1,297	1,237,248	－
2023年10-12月	66,306	4.4	-10,073	34,428	-726	1,294,637	－
2024年1-3月(P)	60,923	4.1	-18,386	59,758	-451	1,290,606	－

（備考）　１．外貨準備高は、財務省「外貨準備等の状況」、対外純資産残高は財務省「対外資産負債残高統計」、
それ以外は日本銀行「国際収支統計月報」による。
２．経常収支の1984年以前の数値は、国際収支統計（IMF国際収支マニュアル第３版、第４版ベース）のドル表示額を、対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場、月中平均）で換算したものであり、85年以降の数値とは接続しない。
３．経常収支、貿易サービス収支の1985年～95年の数値は、国際収支統計（同第４版ベース）の計数を同第５版の概念に組み換えた計数。
４．経常収支、貿易サービス収支、金融収支、資本移転等収支の1996年～2013年の数値は、国際収支統計（同第５版ベース）の計数を、同第６版の概念に組み換えた計数。
５．経常収支、経常収支対名目GDP及び貿易サービス収支の四半期の数値は季節調整値。
６．金融収支について、＋はの純資産の増加（資産の増加及び負債の減少）を示す。

金融（1/1）

	金融						
	マネーストック（Ｍ２）平均残高		国内銀行貸出約定平均金利	国債流通利回り	東証株価指数	東証株価時価総額（プライム）	株価収益率（ＰＥＲ）（プライム）
暦年	億円	%	%	%		億円	
1960	―	―	8.08	―	109.18	54,113	―
1961	―	―	8.20	―	101.66	54,627	―
1962	―	―	8.09	―	99.67	67,039	―
1963	―	―	7.67	―	92.87	66,693	―
1964	―	―	7.99	―	90.68	68,280	―
1965	―	―	7.61	―	105.68	79,013	―
1966	―	―	7.37	6.86	111.41	87,187	―
1967	297,970	―	7.35	6.96	100.89	85,901	―
1968	344,456	15.6	7.38	7.00	131.31	116,506	―
1969	403,883	17.3	7.61	7.01	179.30	167,167	―
1970	477,718	18.3	7.69	7.07	148.35	150,913	―
1971	575,437	20.5	7.46	7.09	199.45	214,998	―
1972	728,126	26.5	6.72	6.71	401.70	459,502	25.5
1973	893,370	22.7	7.93	8.19	306.44	365,071	13.3
1974	999,819	11.9	9.37	8.42	278.34	344,195	13.0
1975	1,130,832	13.1	8.51	8.53	323.43	414,682	27.0
1976	1,301,739	15.1	8.18	8.61	383.88	507,510	46.3
1977	1,449,873	11.4	6.81	6.40	364.08	493,502	24.2
1978	1,620,195	11.7	5.95	6.40	449.55	627,038	34.3
1979	1,812,232	11.9	7.06	9.15	459.61	659,093	23.3
1980	1,978,716	9.2	8.27	8.86	494.10	732,207	20.4
1981	2,155,266	8.9	7.56	8.12	570.31	879,775	21.1
1982	2,353,360	9.2	7.15	7.67	593.72	936,046	25.8
1983	2,526,400	7.4	6.81	7.36	731.82	1,195,052	34.7
1984	2,723,601	7.8	6.57	6.65	913.37	1,548,424	37.9
1985	2,951,827	8.4	6.47	5.87	1,049.40	1,826,967	35.2
1986	3,207,324	8.7	5.51	5.82	1,556.37	2,770,563	47.3
1987	3,540,364	10.4	4.94	5.61	1,725.83	3,254,779	58.3
1988	3,936,668	11.2	4.93	4.57	2,357.03	4,628,963	58.4
1989	4,326,710	9.9	5.78	5.75	2,881.37	5,909,087	70.6
1990	4,831,186	11.7	7.70	6.41	1,733.83	3,651,548	39.8
1991	5,006,817	3.6	6.99	5.51	1,714.68	3,659,387	37.8
1992	5,036,241	0.6	5.55	4.77	1,307.66	2,810,056	36.7
1993	5,089,787	1.1	4.41	3.32	1,439.31	3,135,633	64.9
1994	5,194,212	2.1	4.04	4.57	1,559.09	3,421,409	79.5
1995	5,351,367	3.0	2.78	3.19	1,577.70	3,502,375	86.5
1996	5,525,715	3.3	2.53	2.76	1,470.94	3,363,851	79.3
1997	5,694,907	3.1	2.36	1.91	1,175.03	2,739,079	37.6
1998	5,923,528	4.0	2.25	1.97	1,086.99	2,677,835	103.1
1999	6,162,653	3.2	2.10	1.64	1,722.20	4,424,433	―
2000	6,292,840	2.1	2.11	1.64	1,283.67	3,527,846	170.8
2001	6,468,026	2.8	1.88	1.36	1,032.14	2,906,685	240.9
2002	6,681,972	3.3	1.83	0.90	843.29	2,429,391	―
2003	6,782,578	1.7	1.79	1.36	1,043.69	3,092,900	614.1
2004	6,889,343	1.6	1.73	1.43	1,149.63	3,535,582	39.0
2005	7,013,739	1.8	1.62	1.47	1,649.76	5,220,681	45.8
2006	7,084,273	1.0	1.76	1.67	1,681.07	5,386,295	36.0
2007	7,195,822	1.6	1.94	1.50	1,475.68	4,756,290	26.7
2008	7,346,008	2.1	1.86	1.16	859.24	2,789,888	20.0
2009	7,544,922	2.7	1.65	1.28	907.59	3,027,121	―
2010	7,753,911	2.8	1.55	1.11	898.80	3,056,930	45.0
2011	7,966,101	2.7	1.45	0.98	728.61	2,513,957	21.0
2012	8,165,213	2.5	1.36	0.79	859.80	2,964,429	25.4
2013	8,458,837	3.6	1.25	0.73	1,302.29	4,584,842	31.8
2014	8,745,965	3.4	1.18	0.33	1,407.51	5,058,973	23.8
2015	9,064,060	3.6	1.11	0.27	1,547.30	5,718,328	23.8
2016	9,368,699	3.4	0.99	0.04	1,518.61	5,602,469	26.4
2017	9,739,925	4.0	0.94	0.04	1,817.56	6,741,992	29.3
2018	10,024,562	2.9	0.90	-0.01	1,494.09	5,621,213	19.5
2019	10,261,902	2.4	0.86	-0.02	1,721.36	6,482,245	23.0
2020	10,925,980	6.5	0.81	-0.02	1,804.68	6,668,621	27.8
2021	11,626,650	6.4	0.79	0.07	1,992.33	7,284,245	31.0
2022	12,012,019	3.3	0.77	0.41	1,891.71	6,762,704	19.1
2023	12,311,515	2.5	0.77	0.62	2,366.39	8,330,075	20.5
2023年4-6月	12,359,897	2.6	0.77	0.39	2,288.60	8,107,204	19.7
2023年7-9月	12,379,315	2.4	0.78	0.76	2,323.39	8,226,616	19.9
2023年10-12月	12,387,433	2.3	0.77	0.62	2,366.39	8,330,075	20.5
2024年1-3月	12,420,487	2.5	0.80	0.72	2,768.62	9,701,171	22.9

（備考）

1 日本銀行「金融経済統計月報」、東京証券取引所「東証統計月報」等による。

2 マネーストックは、1998年以前はマネーサプライ統計におけるM2＋CD（外国銀行在日支店等を含まないベース）、1999年以降2003年以前はマネーサプライ統計におけるM2＋CDの値。2003年以降はマネーストック統計におけるM2の値。それぞれの期間における月平残の平均値。

3 国内銀行貸出約定平均金利はストック分の総合の末値。小数点第3位以下は切り捨て。

4 国債流通利回りは、1997年以前は東証上場国債10年物最長期利回りの末値、1998年以降は新発10年国債流通利回りの末値。利回りは、小数点3位以下は切り捨て。

5 東証株価指数は1968年1月4日の株価を100とした時の各末値。東証時価総額は末値、億円未満は切り捨て。PERは末値、単体の単純平均。

6 東証株価時価総額、株価収益率（PER）は、2022年3月以前は東証1部、4月（市場区分再編）以降は、東証プライム市場。

財政（1/2）

	財政					
	一般政府 財政バランス （対ＧＤＰ比）	中央政府 財政バランス （対ＧＤＰ比）	地方政府 財政バランス （対ＧＤＰ比）	社会保障基金 財政バランス （対ＧＤＰ比）	租税負担率	国民負担率
年　度	%	%	%	%	%	%
1956	1.4	－	－	－	19.5	22.8
1957	1.3	－	－	－	19.5	23.0
1958	-0.1	－	－	－	18.5	22.1
1959	1.0	－	－	－	18.0	21.5
1960	2.2	－	－	－	18.9	22.4
1961	2.4	－	－	－	19.5	23.3
1962	1.3	－	－	－	19.3	23.3
1963	1.0	－	－	－	18.7	22.9
1964	1.0	－	－	－	19.0	23.4
1965	0.4	－	－	－	18.0	23.0
1966	-0.4	－	－	－	17.2	22.3
1967	0.8	－	－	－	17.4	22.5
1968	1.2	－	－	－	18.1	23.2
1969	1.8	－	－	－	18.3	23.5
1970	1.8	0.0	-0.4	2.2	18.9	24.3
1971	0.5	-1.0	-1.0	2.5	19.2	25.2
1972	0.2	-1.1	-1.1	2.4	19.8	25.6
1973	2.0	0.4	-1.0	2.6	21.4	27.4
1974	0.0	-1.4	-1.3	2.6	21.3	28.3
1975	-3.7	-4.0	-2.1	2.4	18.3	25.7
1976	-3.6	-4.3	-1.6	2.3	18.8	26.6
1977	-4.2	-5.0	-1.8	2.7	18.9	27.3
1978	-4.2	-4.8	-1.7	2.4	20.6	29.2
1979	-4.4	-5.7	-1.4	2.6	21.4	30.2
1980	-4.0	-5.4	-1.3	2.6	21.7	30.5
1981	-3.7	-5.2	-1.2	2.8	22.6	32.2
1982	-3.4	-5.2	-0.9	2.7	23.0	32.8
1983	-2.9	-4.9	-0.8	2.7	23.3	33.1
1984	-1.8	-4.0	-0.6	2.8	24.0	33.7
1985	-0.8	-3.6	-0.3	3.1	24.0	33.9
1986	-0.3	-3.0	-0.4	3.1	25.2	35.3
1987	0.7	-1.9	-0.2	2.8	26.7	36.8
1988	2.2	-1.1	0.1	3.2	27.2	37.1
1989	2.6	-1.2	0.6	3.2	27.7	37.9
1990	2.6	-0.5	0.5	2.6	27.7	38.4
1991	2.4	-0.4	0.1	2.7	26.6	37.4
1992	-0.8	-2.4	-0.9	2.4	25.1	36.3
1993	-2.8	-3.6	-1.4	2.2	24.8	36.3
1994	-4.1	-4.3	-1.8	1.9	23.5	35.4
1995	-4.9	-4.4	-2.4	1.9	23.4	35.8
1996	-4.8	-4.0	-2.5	1.7	23.1	35.5
1997	-4.0	-3.5	-2.3	1.8	23.6	36.5
1998	-11.9	-10.7	-2.4	1.2	23.0	36.3
1999	-7.9	-7.3	-1.6	1.0	22.3	35.5
2000	-6.8	-6.4	-0.9	0.5	22.9	36.0
2001	-6.5	-5.7	-0.9	0.2	22.8	36.7
2002	-8.1	-6.6	-1.3	-0.2	21.3	35.2
2003	-7.4	-6.4	-1.3	0.3	20.7	34.4
2004	-5.3	-5.1	-0.7	0.5	21.3	35.0
2005	-4.1	-4.0	-0.2	0.1	22.5	36.3
2006	-3.0	-3.1	0.1	0.0	23.1	37.2
2007	-2.7	-2.5	0.0	-0.2	23.7	38.2
2008	-5.5	-5.2	0.3	-0.6	23.4	39.2
2009	-10.2	-8.8	-0.2	-1.2	21.4	37.2
2010	-9.0	-7.5	-0.5	-1.0	21.4	37.2
2011	-8.9	-8.3	0.1	-0.7	22.2	38.8
2012	-8.1	-7.4	-0.1	-0.7	22.8	39.8
2013	-7.3	-6.7	0.0	-0.5	23.2	40.1
2014	-5.1	-5.2	-0.3	0.3	25.1	42.4
2015	-3.6	-4.4	0.0	0.9	25.2	42.3
2016	-3.5	-4.4	-0.1	1.1	25.1	42.7
2017	-2.9	-3.5	-0.1	0.7	25.5	43.3
2018	-2.4	-3.2	0.0	0.8	26.0	44.2
2019	-3.1	-3.8	-0.1	0.7	25.7	44.2
2020	-10.0	-10.3	-0.2	0.4	28.1	47.7
2021	-5.9	-7.2	0.6	0.7	28.9	48.1
2022	-3.6	-5.5	0.9	0.9	29.4	48.4
2023	-	-	-	-	27.5	46.1

（備考）

1　内閣府「国民経済計算」、財務省資料により作成。

2　財政バランス（対ＧＤＰ比）は、国民経済計算における「純貸出／純借入」（1995年度以前は「貯蓄投資差額」）を名目ＧＤＰで割ったもの。

3　一般政府財政バランスは、1955年度から1989年度までは68ＳＮＡベース、　1990年度から1995年度までは93ＳＮＡ（平成７年基準）、1996年度から2000年度までは93ＳＮＡ（平成12年基準）ベース、2001年度から2005年度までは93ＳＮＡ（平成17年基準）ベース、2006年度から2011年度は08ＳＮＡ（平成23年基準）ベース、2012年度以降は08ＳＮＡ（平成27年基準）ベース。

4　中央政府財政バランス、地方政府財政バランス、社会保障基金財政バランスについては、1970年度から1989年度までは68ＳＮＡベース、1990年度から1995年度までは93ＳＮＡ（平成７年基準）、1996年度から2000年度までは93ＳＮＡ（平成12年基準）ベース、2001年度から2005年度までは93ＳＮＡ（平成17年基準）ベース、2006年度から2011年度は08ＳＮＡ（平成23年基準）ベース、2012年度以降は08ＳＮＡ（平成27年基準）ベース。

5　租税負担率＝(国税＋地方税)／国民所得、国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率。それぞれ2021年度までは実績、2022年度は実績見込み、2023年度は見通し。

財政（2/2）

	財政				
	国債発行額	国債発行額（うち赤字国債）	国債依存度	国債残高	国債残高（名目ＧＤＰ比）
年度	億円	億円	%	億円	%
1958	0	0	0	0	0
1959	0	0	0	0	0
1960	0	0	0	0	0
1961	0	0	0	0	0
1962	0	0	0	0	0
1963	0	0	0	0	0
1964	0	0	0	0	0
1965	1,972	1,972	5.3	2,000	0.6
1966	6,656	0	14.9	8,750	0.6
1967	7,094	0	13.9	15,950	2.2
1968	4,621	0	7.8	20,544	3.4
1969	4,126	0	6.0	24,634	3.7
1970	3,472	0	4.2	28,112	3.8
1971	11,871	0	12.4	39,521	3.7
1972	19,500	0	16.3	58,186	4.8
1973	17,662	0	12.0	75,504	6.0
1974	21,600	0	11.3	96,584	6.5
1975	52,805	20,905	25.3	149,731	7.0
1976	71,982	34,732	29.4	220,767	9.8
1977	95,612	45,333	32.9	319,024	12.9
1978	106,740	43,440	31.3	426,158	16.8
1979	134,720	63,390	34.7	562,513	20.4
1980	141,702	72,152	32.6	705,098	25.0
1981	128,999	58,600	27.5	822,734	28.4
1982	140,447	70,087	29.7	964,822	31.1
1983	134,863	66,765	26.6	1,096,947	34.9
1984	127,813	63,714	24.8	1,216,936	38.0
1985	123,080	60,050	23.2	1,344,314	39.5
1986	112,549	50,060	21.0	1,451,267	40.7
1987	94,181	25,382	16.3	1,518,093	42.4
1988	71,525	9,565	11.6	1,567,803	41.9
1989	66,385	2,085	10.1	1,609,100	40.4
1990	73,120	9,689	10.6	1,663,379	38.7
1991	67,300	0	9.5	1,716,473	36.8
1992	95,360	0	13.5	1,783,681	36.2
1993	161,740	0	21.5	1,925,393	36.9
1994	164,900	41,443	22.4	2,066,046	39.9
1995	212,470	48,069	28.0	2,251,847	41.1
1996	217,483	110,413	27.6	2,446,581	45.4
1997	184,580	85,180	23.5	2,579,875	47.6
1998	340,000	169,500	40.3	2,952,491	55.2
1999	375,136	243,476	42.1	3,316,687	62.5
2000	330,040	218,660	36.9	3,675,547	68.4
2001	300,000	209,240	35.4	3,924,341	74.4
2002	349,680	258,200	41.8	4,210,991	80.4
2003	353,450	286,520	42.9	4,569,736	86.8
2004	354,900	267,860	41.8	4,990,137	94.2
2005	312,690	235,070	36.6	5,269,279	98.7
2006	274,700	210,550	33.7	5,317,015	99.0
2007	253,820	193,380	31.0	5,414,584	100.6
2008	331,680	261,930	39.2	5,459,356	105.8
2009	519,550	369,440	51.5	5,939,717	119.4
2010	423,030	347,000	44.4	6,363,117	126.0
2011	427,980	344,300	42.5	6,698,674	134.0
2012	474,650	360,360	48.9	7,050,072	141.2
2013	408,510	338,370	40.8	7,438,676	145.1
2014	384,929	319,159	39.0	7,740,831	147.9
2015	349,183	284,393	35.5	8,054,182	148.9
2016	380,346	291,332	39.0	8,305,733	152.4
2017	335,546	262,728	34.2	8,531,789	153.5
2018	343,954	262,982	34.8	8,740,434	157.0
2019	365,819	274,382	36.1	8,866,945	159.2
2020	1,085,539	859,579	73.5	9,466,468	176.1
2021	576,550	484,870	39.9	9,914,111	180.1
2022	624,789	537,519	44.9	10,424,369	186.1
2023	356,230	290,650	31.1	10,680,213	186.7

（備考）
1　財務省資料による。
2　単位は億円。国債依存度、国債残高名目ＧＤＰ比の単位は%。
3　国債発行額は、収入金ベース。2021年度までは実績、2022年度は補正後予算、2023年度は当初予算に基づく見込み。
4　国債依存度は、（4条債＋特例債）／一般会計歳出額。特別税の創設等によって償還財源が別途確保されている、いわゆる「つなぎ公債」を除いて算出している。

実質ＧＤＰ成長率とその寄与度

（１）1955年第３四半期～1961年第４四半期

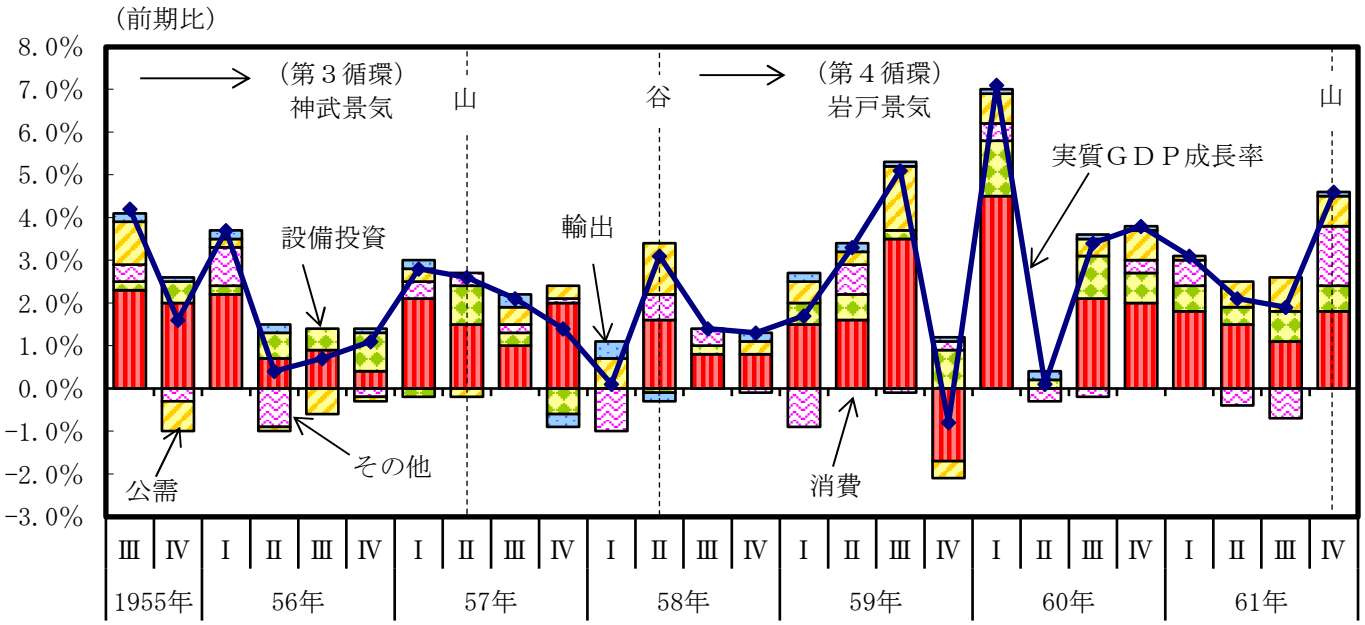

（２）1962年第１四半期～1968年第４四半期

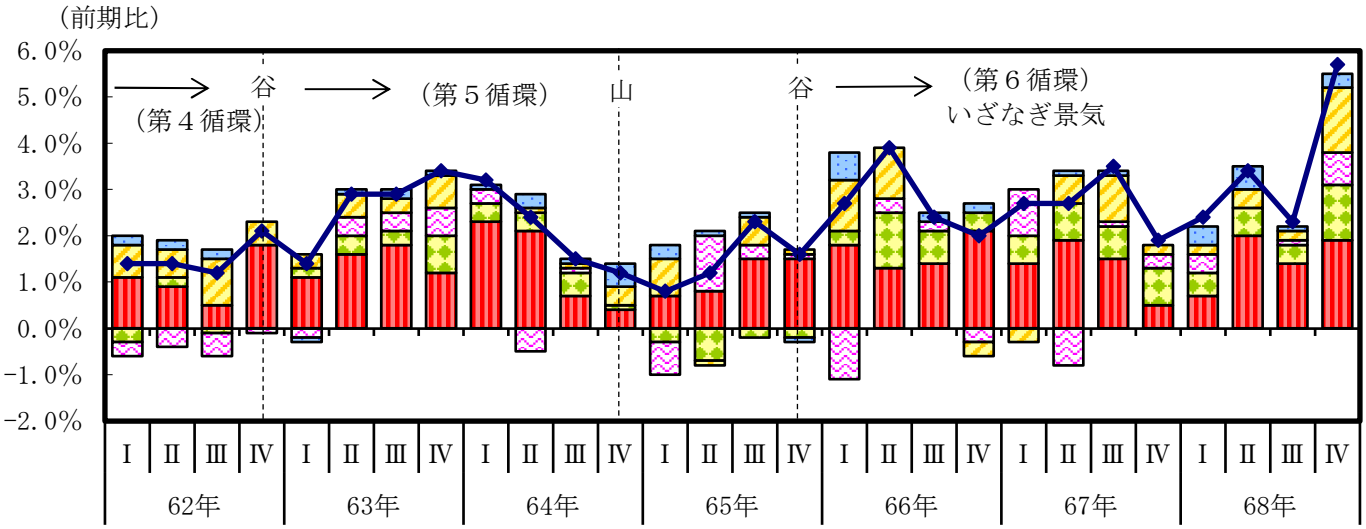

（３）1969年第１四半期～1975年第４四半期

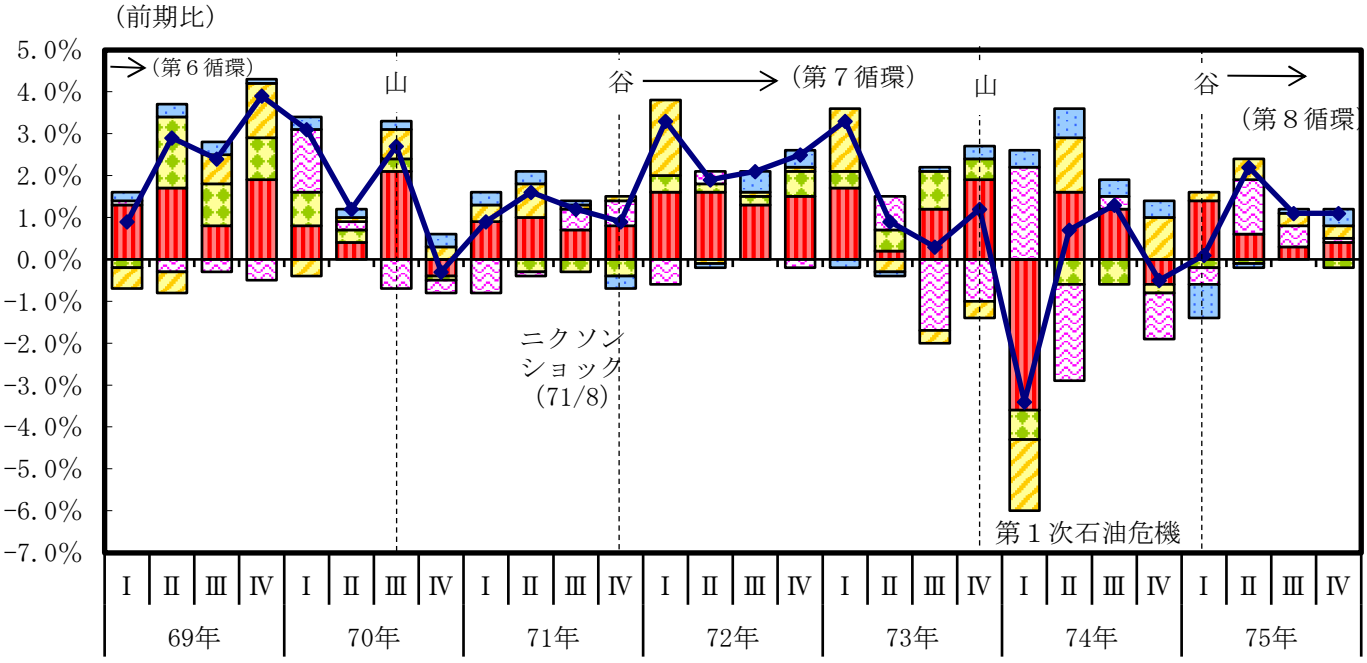

（４）1976年第１四半期～1982年第４四半期

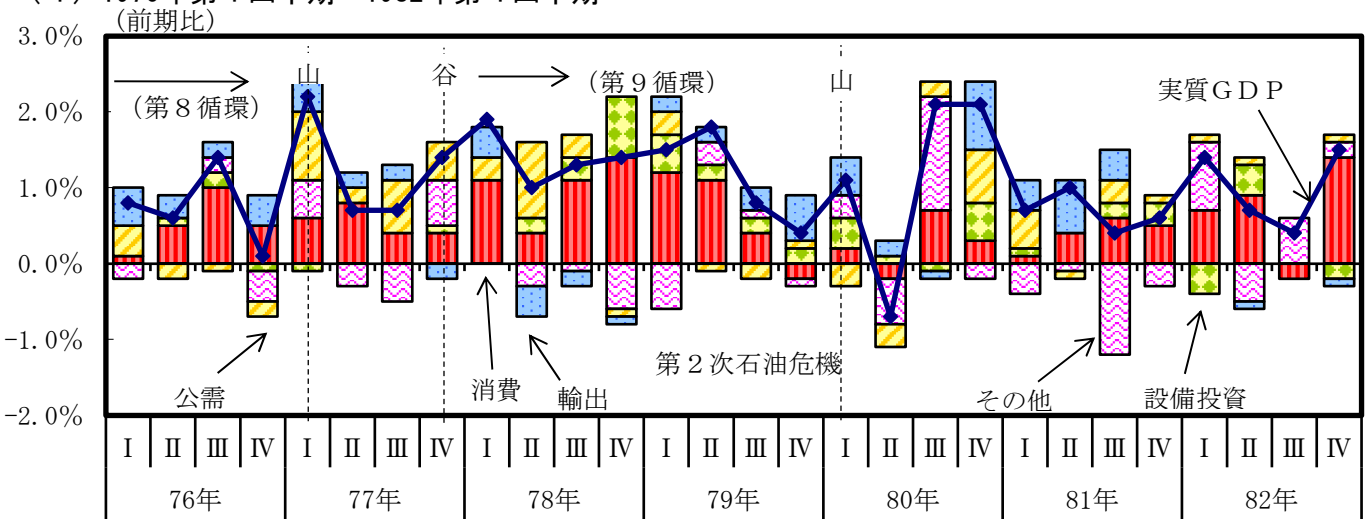

（５）1983年第１四半期～1989年第４四半期

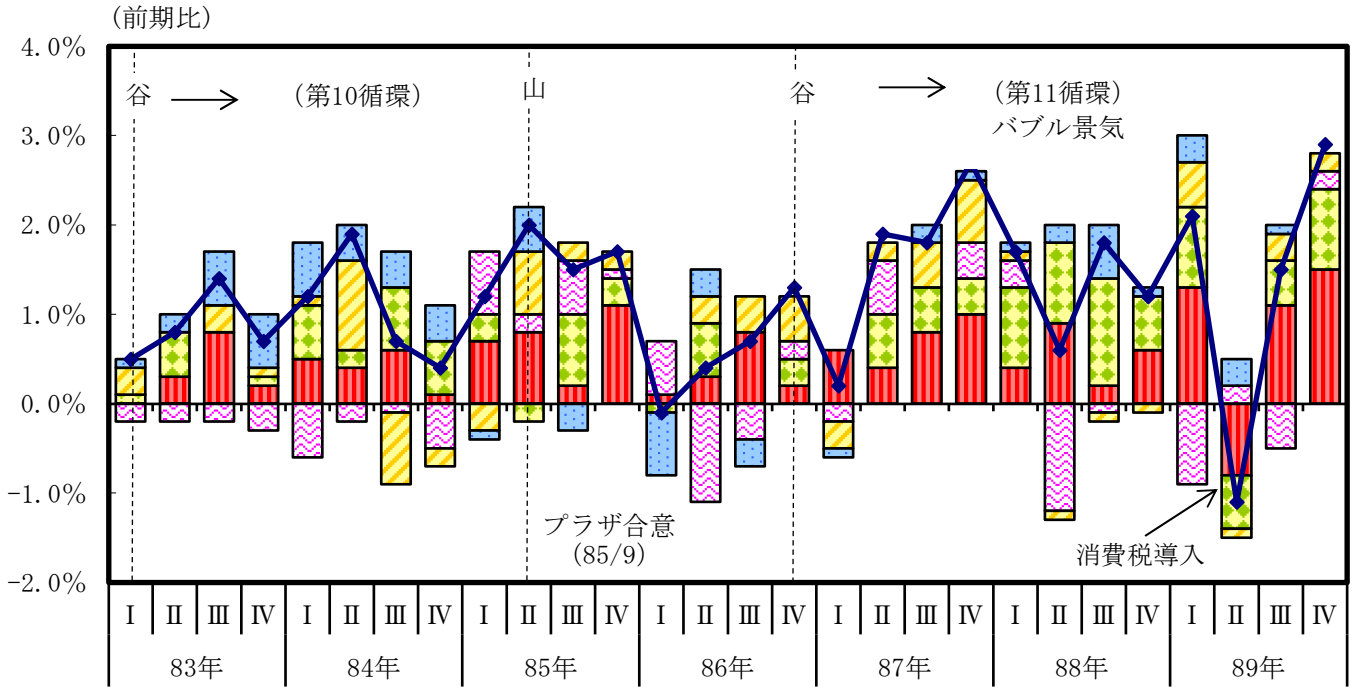

（６）1990年第１四半期～1996年第４四半期

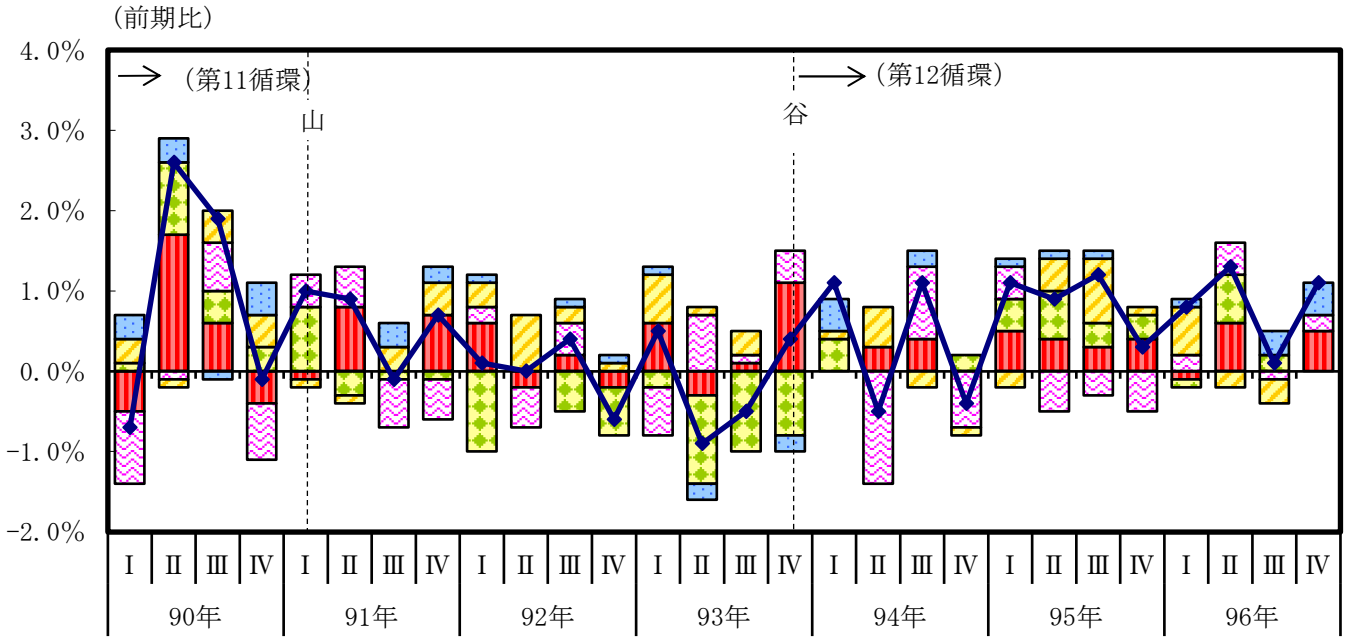

（７）1997年第１四半期～2003年第４四半期

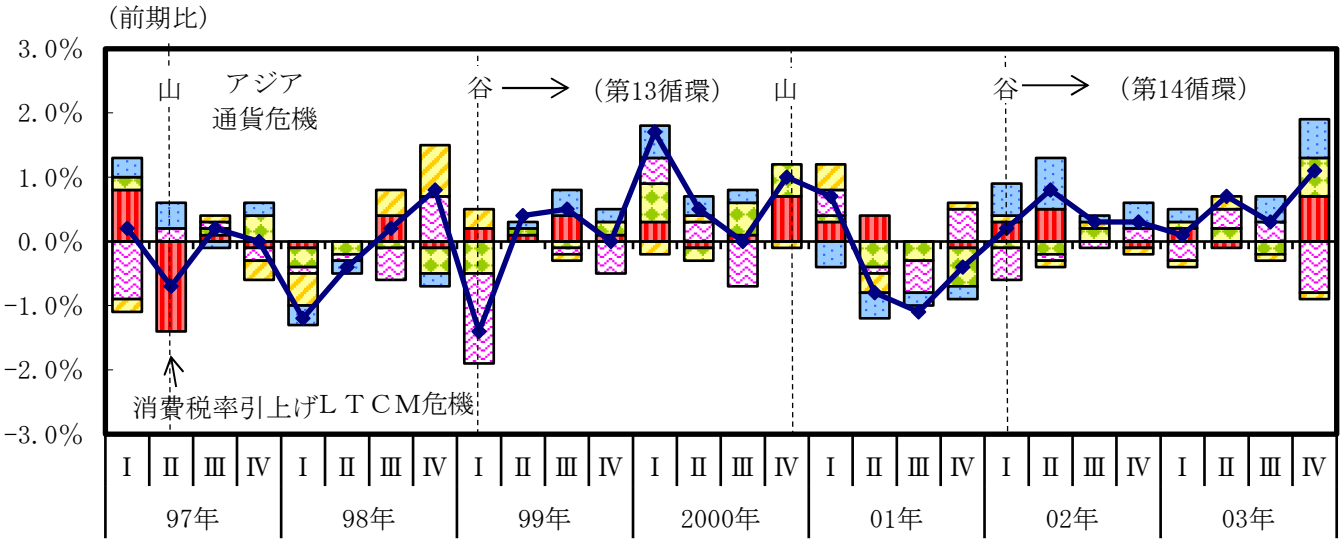

（８）2004年第１四半期～2010年第４四半期

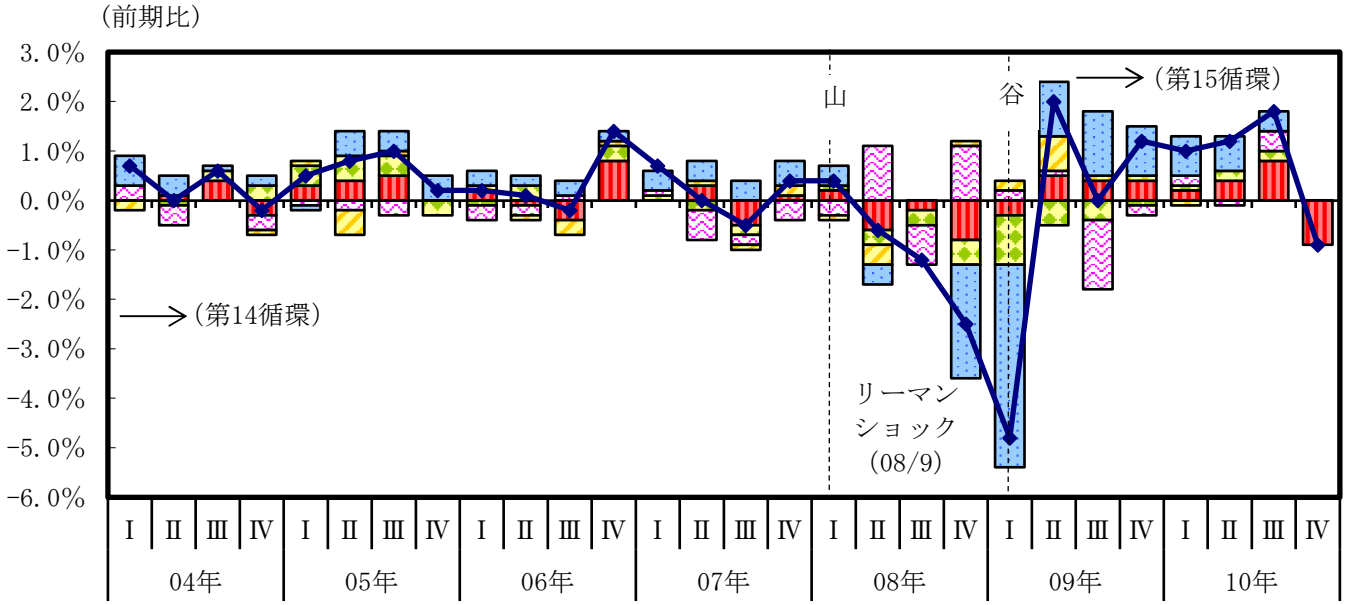

（９）2011年第１四半期～2017年第４四半期

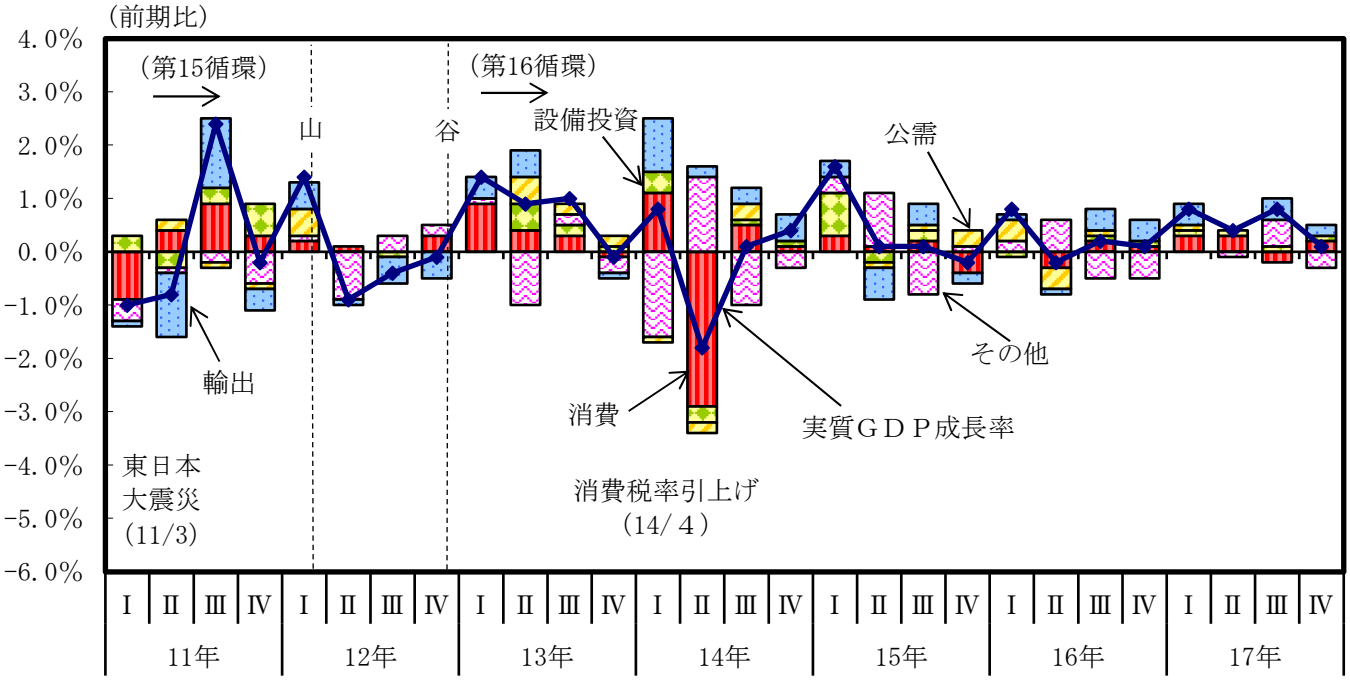

（10）2018年第１四半期～2024年第１四半期

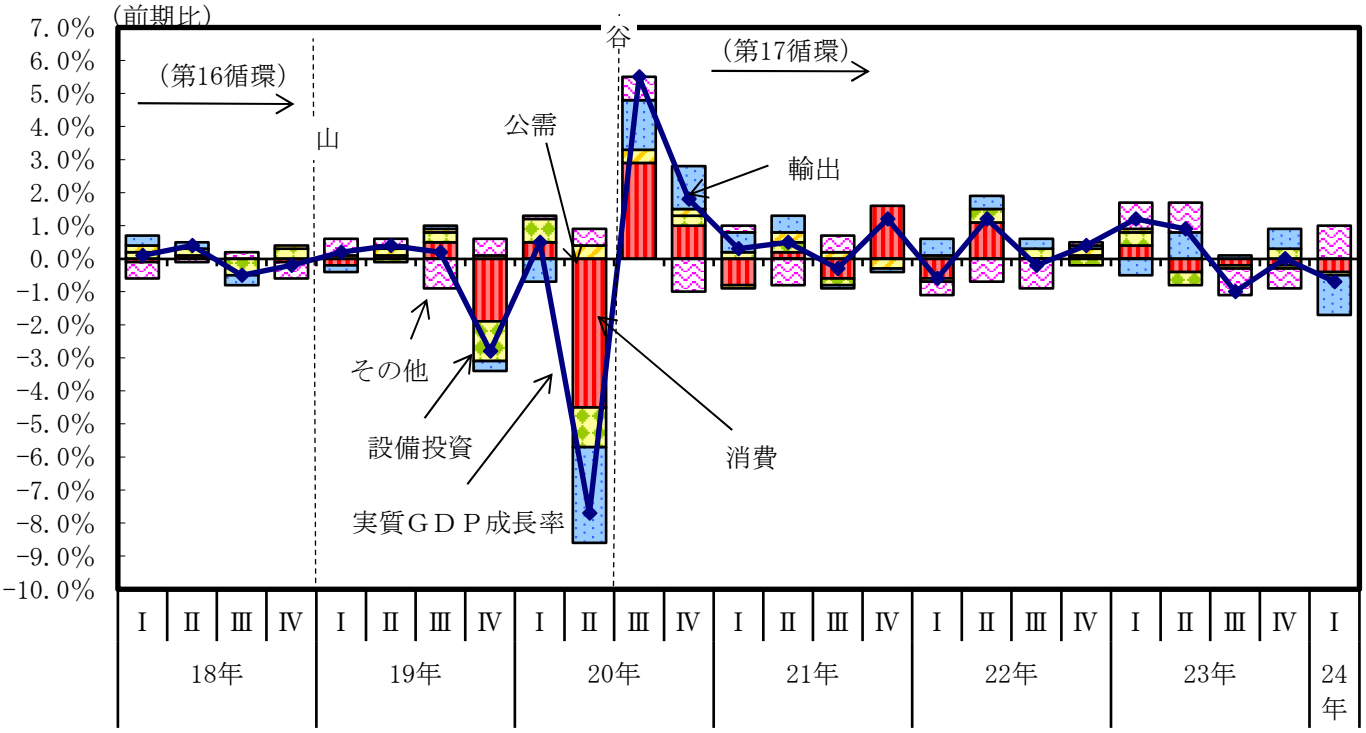

（備考）１．内閣府「国民経済計算」により作成。季節調整値。
２．1955年第３四半期から1980年第１四半期は、68SNA、平成2年基準、固定方式。1980年第１四半期から1993年第４四半期は、08SNA、平成23年基準、連鎖方式。1994年第１四半期以降は、08SNA、平成27年基準、連鎖方式。
３．四捨五入の関係上、各項目の寄与度の合計は必ずしもＧＤＰ成長率に一致しない。
４．「その他」の項目は、民間住宅、民間在庫品増加、輸入の合計。

図表索引

１章

第１－１－１図 ＧＤＰの推移 …… 8
第１－１－２図 ＧＤＰギャップの推移・潜在成長率の動向 …… 11
第１－１－３図 国内家計消費支出の推移 …… 13
第１－１－４図 新車販売台数の推移 …… 16
第１－１－５図 家電販売の動向 …… 17
第１－１－６図 食料品消費の動向 …… 18
第１－１－７図 宿泊・外食の動向 …… 19
第１－１－８図 コロナ前と比べた外食消費の動向 …… 21
第１－１－９図 消費関数の推計 …… 22
第１－１－10図 家計可処分所得の項目別寄与 …… 23
第１－１－11図 消費者マインド …… 24
第１－１－12図 超過貯蓄の動向 …… 26
第１－１－13図 身の回り品消費と資産効果 …… 28
第１－１－14図 新設住宅着工数等 …… 30
第１－１－15図 建設工事費デフレーターと建設業の求人等の動向 …… 31
第１－１－16図 雇用者数、就業率の動向 …… 33
第１－１－17図 非労働力人口から労働力人口への遷移要因分解 …… 34
第１－１－18図 失業率、有効求人倍率 …… 35
第１－１－19図 正社員・パートタイム求人動向 …… 35
第１－１－20図 企業の採用チャネルの変化 …… 37
第１－１－21図 スポットワークアプリ（タイミー）を利用した延べ日雇就労人数の伸び率 …… 38
第１－１－22図 企業の経常利益水準（四半期） …… 39
第１－１－23図 企業部門の現金・預金残高 …… 42
第１－１－24図 企業の業況判断の動向 …… 43
第１－１－25図 倒産件数等の推移 …… 44
第１－１－26図 鉱工業生産（生産用機械、電子部品、デバイス等）の動向 …… 47
第１－１－27図 民間企業設備の動向 …… 48
第１－１－28図 設備投資実績と計画（日銀短観） …… 49
第１－１－29図 機械投資の動向 …… 50
第１－１－30図 建設投資の動向 …… 51
第１－１－31図 知的財産生産物投資 …… 52
第１－１－32図 設備投資キャッシュフロー比率と期待成長率 …… 52
第１－１－33図 輸出入の財貨・サービスの別の寄与 …… 53
第１－１－34図 地域別主要輸出品の動向 …… 55
第１－１－35図 輸出と為替レートの推移、関係 …… 56
第１－１－36図 地域別輸入数量指数 …… 57
第１－１－37図 鉱物性燃料の輸入 …… 59
第１－１－38図 インバウンド消費 …… 60
第１－１－39図 日本人の海外旅行の動向 …… 61
第１－１－40図 デジタル赤字等の背景 …… 63
第１－１－41図 デジタルサービス等における比較優位 …… 64
第１－１－42図 公共投資の動向国の公共事業関係費の予算額及び決算額の推移 …… 65
第１－１－43図 政府最終消費支出及び政府からの移転支出 …… 67
第１－１－44図 短期金利の動向 …… 68
第１－１－45図 長期金利の推移 …… 69
第１－１－46図 家計の貯蓄・負債構造と住宅ローン借入世帯の返済負担 …… 71
第１－１－47図 為替レートの動向等 …… 73
第１－１－48図 株価推移、投資信託純資産額、ＰＥＲ、ＰＢＲの推移 …… 76
第１－２－１図 国際商品市況と輸入物価指数 …… 81
第１－２－２図 国内企業物価、企業向けサービス価格指数 …… 82
第１－２－３図 消費者物価の動向 …… 84
第１－２－４図 財とサービスの物価上昇率（日米欧での比較） …… 86

第１－２－５図 財の消費者物価と輸入物価の関係、食料品価格の動向 ･････････ 86
第１－２－６図 為替レートの変動による国内企業物価、財の消費者物価への影響･･･ 88
第１－２－７図 ＧＤＰデフレーターの動向･････････････････････････････ 90
第１－２－８図 賃金上昇率と物価上昇率の長期的な動向･････････････････････ 91
第１－２－９図 2023 年賃金上昇率の詳細（学歴別・性別・産業別） ･････････ 93
第１－２－10 図 2024 年の春季労使交渉での賃上げ率等･････････････････････ 95
第１－２－11 図 春季労使交渉での賃上げの分布等 ･･････････････････････ 96
第１－２－12 図 企業規模別所定内給与の動向と賃上げ率 ･･････････････････ 97
第１－２－13 図 公定価格、公的部門における賃金上昇率 ･･････････････････ 98
第１－２－14 図 フルタイム労働者の所定外労働時間の動向と産業別寄与･････････ 100
第１－２－15 図 特別給与（賞与）の動向･････････････････････････････ 101
第１－２－16 図 パート労働者時給、労働時間、募集賃金 ･･････････････････ 102
第１－２－17 図 就業形態計の現金給与総額の推移とパートタイム労働者比率･････ 104
第１－２－18 図 就業形態別にみた実質的な購買力ベースの賃金･････････････ 105
第１－２－19 図 企業の価格転嫁の状況と過去との比較 ･･････････････････ 108
第１－２－20 図 仕入価格判断ＤＩと販売価格判断ＤＩの関係（業種別） ･････ 110
第１－２－21 図 サービス物価と賃金の日米比較･････････････････････････ 111
第１－２－22 図 人件費率に応じたサービス物価の動向等 ･･････････････････ 112
第１－２－23 図 中小企業における労務費の転嫁状況･････････････････････ 114
第１－２－24 図 品目別の前年比上昇率の分布･････････････････････････ 116
第１－２－25 図 物価上昇・下落品目数の割合･････････････････････････ 117
第１－２－26 図 各経済主体の予想物価上昇率･････････････････････････ 120
第１－２－27 図 ＣＰＩにおける公共サービスと家賃の推移･････････････････ 124
第１－２－28 図 公共サービスの内訳、制度別、分類別の動向 ･･････････････ 125
第１－２－29 図 公共サービスの諸外国との比較･････････････････････････ 126
第１－２－30 図 家賃の上昇率とＧＤＰギャップの関係 ･･････････････････ 128
第１－２－31 図 日米欧の家賃の長期的推移 ･･････････････････････････ 130
第１－２－32 図 パート時給と最低賃金 ･･････････････････････････････ 131
第１－２－33 図 最低賃金の国際比較･････････････････････････････････ 133
第１－２－34 図 年収 106 万円に到達する一日当たり労働時間の推移 ･･････････ 134
第１－２－35 図 各種控除額が名目値で固定された場合の負担額の試算･････････ 136
第１－２－36 図 課税最低限、物価、賃金の長期的推移 ･･････････････････ 136

２章

第２－１－１図 雇用人員判断ＤＩの推移 ･･････････････････････････････ 141
第２－１－２図 ５年前と比べた企業の人手不足感の変化･････････････････ 143
第２－１－３図 人手不足に陥っている主な要因 ･･････････････････････ 144
第２－１－４図 転職の動向･･･ 144
第２－１－５図 人手不足が解消されない主な要因･････････････････････ 145
第２－１－６図 人手不足による悪影響･････････････････････････････････ 146
第２－１－７図 人手不足感ごとの労働生産性及び資本装備率の水準･････････ 147
第２－１－８図 人手不足への対応策 ･･････････････････････････････････ 149
第２－１－９図 賃金改定において企業が最も重視した要素 ･･････････････ 151
第２－１－10 図 賃金版フィリップスカーブ ･･････････････････････････ 154
第２－１－11 図 女性の留保賃金の推計 ･･････････････････････････････ 156
第２－１－12 図 女性の留保賃金の動向 ･･････････････････････････････ 157
第２－１－13 図 女性の非労働力人口の年齢階級別シェアの推移 ･･････････ 157
第２－１－14 図 雇用人員判断別の設備投資 ･･････････････････････････ 159
第２－１－15 図 ５年前と比較した企業の省力化投資の状況･････････････ 160
第２－１－16 図 省力化投資のメリットと障壁･････････････････････････ 162
第２－１－17 図 機械設備装備率・ソフトウェア装備率と労働生産性の関係 ･･････ 164
第２－１－18 図 省力化投資と労働生産性･････････････････････････････ 166
第２－１－19 図 労働分配率の国際比較 ･･････････････････････････････ 167
第２－１－20 図 企業規模別・業種別の労働分配率 ･･････････････････････ 168
第２－１－21 図 資本コストの変化等が労働分配率に与える影響 ･･････････ 170
第２－２－１図 欠員率と失業率の関係（ＵＶ曲線） ･･････････････････ 172

第２－２－２図　失業を通じた労働移動の国際比較 …… 173
第２－２－３図　労働市場におけるマッチングの効率性 …… 175
第２－２－４図　我が国労働市場における需給ミスマッチ率の動向 …… 177
第２－２－５図　職種別にみた都道府県間ミスマッチ率 …… 178
第２－２－６図　都道府県別にみた職種間ミスマッチ率 …… 179
第２－２－７図　都道府県別の職種別ミスマッチ率（効率的マッチングとのかい離度） …… 180
第２－２－８図　職種別の労働移動性向 …… 183
第２－２－９図　自動化やＡＩによる業務の代替状況及び将来意向 …… 186
第２－２－10図　企業側からみた正社員に今後求められる能力 …… 187
第２－２－11図　リリエン指標の動向 …… 188
第２－２－12図　労働生産性上昇率の要因分解 …… 190
第２－２－13図　労働生産性上昇率の寄与分解（業種別） …… 192
第２－２－14図　労働投入と労働生産性との関係 …… 195
第２－２－15図　産業別の相対賃金と常用雇用の変化率（2018年→23年） …… 197
第２－３－１図　外国人労働者数の推移 …… 201
第２－３－２図　国籍別・在留資格別外国人労働者割合 …… 202
第２－３－３図　国籍別・在留資格別外国人労働者数の推移 …… 203
第２－３－４図　産業別外国人労働者割合 …… 204
第２－３－５図　都道府県別・産業別外国人労働者割合 …… 205
第２－３－６図　外国人労働者受入れ制度に関する主な動き …… 207
第２－３－７図　外国人労働者の年齢分布 …… 208
第２－３－８図　外国人労働者の勤続年数分布 …… 209
第２－３－９図　外国人労働者の学歴 …… 209
第２－３－10図　外国人労働者の賃金（時給換算）の分布 …… 210
第２－３－11図　日本人労働者と外国人労働者の賃金水準比較 …… 212
第２－３－12図　職種別にみた外国人労働者の国籍構成 …… 215
第２－３－13図　国籍別・在留資格割合 …… 216
第２－３－14図　日本人と永住者の学歴構成比較 …… 218

３章

第３－１－１図　我が国家計部門の金融資産残高 …… 223
第３－１－２図　アメリカの家計部門の金融資産残高 …… 225
第３－１－３図　日米の家計における資産別の金融資産構成比 …… 226
第３－１－４図　日米の年齢階級別の資産保有状況 …… 228
第３－１－５図　日本の年齢階層別の資産の保有状況（５歳階級別） …… 230
第３－１－６図　高齢者の金融資産保有目的、遺産動機、被相続人の年齢構成等 …… 232
第３－１－７図　年齢階級別にみた有価証券の保有状況 …… 240
第３－１－８図　ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の新旧概要 …… 241
第３－１－９図　ＮＩＳＡ口座数の推移 …… 242
第３－１－10図　年齢階級別にみたリスク性資産への資産振り向け度と収益性の重視度 …… 243
第３－１－11図　年収階級別にみた有価証券比率 …… 244
第３－１－12図　年収階級別にみたリスク性資産への資産振り向け度と収益性の重視度 …… 245
第３－１－13図　資産運用を行わない理由、始めたきっかけ …… 246
第３－２－１図　住宅ストック戸数の推移 …… 248
第３－２－２図　新設住宅着工戸数の推移 …… 248
第３－２－３図　人口、世帯数の推移 …… 249
第３－２－４図　新設住宅着工と住宅除却 …… 249
第３－２－５図　世帯構成別の持家率 …… 251
第３－２－６図　持家率の変化の要因分解 …… 251
第３－２－７図　世帯構成の変化による持家率と持家戸数の動向 …… 252
第３－２－８図　近年の二人以上世帯における世帯主の年齢別住宅取得の状況 …… 253
第３－２－９図　不動産価格・建設費の推移 …… 254
第３－２－10図　１㎡当たりの住宅ローン取得額 …… 254

第３－２－11図 取得住宅の特徴の変化 …… 255
第３－２－12図 １ヶ月当たりの収入と住宅ローン返済額 …… 257
第３－２－13図 住宅ローン金利と住宅ローン支払額 …… 258
第３－２－14図 中古住宅流通量 …… 259
第３－２－15図 過去５年以内に建築・入居した持家の取得形態別、年齢別購入割合の推移 …… 260
第３－２－16図 過去５年以内に取得した中古住宅割合に関するコーホート分析 …… 261
第３－２－17図 中古住宅取得状況の推計 …… 263
第３－２－18図 年収層別・住宅種別、住宅取得割合の変化 …… 265
第３－２－19図 既存住宅販売量と新設住宅着工の推移 …… 267
第３－２－20図 中古マンションの築年数別平米単価 …… 268
第３－２－21図 東京圏におけるマンションの減価パターンと新築プレミアム …… 270
第３－２－22図 大阪圏におけるマンションの減価パターンと新築プレミアム …… 271
第３－２－23図 所有したいと思う住宅種別の割合 …… 272
第３－２－24図 中古戸建の築年数別平米単価 …… 274
第３－２－25図 東京圏における戸建住宅の減価パターンと新築プレミアム …… 275
第３－２－26図 大阪圏における戸建住宅の減価パターンと新築プレミアム …… 276
第３－２－27図 新築住宅購入者の購入物件種別、比較・検討した物件の割合 …… 277
第３－２－28図 リフォームの市場規模 …… 281
第３－２－29図 リフォーム促進に当たっての課題 …… 281
第３－２－30図 不動産市場における透明度の国際比較 …… 283
第３－２－31図 不動産仲介制度の国際比較 …… 285
第３－３－１図 高齢者雇用制度の変遷 …… 289
第３－３－２図 継続雇用と定年延長導入企業の動向 …… 290
第３－３－３図 高齢就業者と就業率の推移 …… 292
第３－３－４図 主要国の高齢者の労働参加率 …… 294
第３－３－５図 平均実効引退年齢と年金受給開始年齢の国際比較 …… 295
第３－３－６図 高齢者の就業率・就業意欲・健康状況の動向 …… 296
第３－３－７図 男女別雇用希望年齢の変化 …… 297
第３－３－８図 高齢者の就業理由 …… 298
第３－３－９図 高齢者の就業率・健康状況の動向 …… 299
第３－３－10図 老後の収入と資産形成 …… 301
第３－３－11図 世帯主の年齢階級別にみた所得と消費 …… 302
第３－３－12図 世帯主の年齢階級別にみた可処分所得と消費支出 …… 303
第３－３－13図 高齢就業者数の将来推計 …… 304
第３－３－14図 高齢者の就業調整の実施動向 …… 305
第３－３－15図 有配偶女性非正規労働者の就業調整実施割合 …… 306
第３－３－16図 60歳以降に女性が「年収の壁」を超えて働いた場合の可処分所得の増加 …… 307
第３－３－17図 高齢男性の就業調整の実施状況（2017年と2022年） …… 309
第３－３－18図 在職老齢年金制度と就業調整 …… 310
第３－３－19図 在職老齢年金制度と高齢期の可処分所得 …… 310
第３－３－20図 70歳までの就業機会確保の努力義務化への対応 …… 315
第３－３－21図 再雇用による賃金低下幅とその背景 …… 317
第３－３－22図 再雇用に求められる資質 …… 319
第３－３－23図 再雇用の課題 …… 322
第３－３－24図 定年引上げを実施した企業の人件費率と営業利益率の変化 …… 325

「令和６年度年次経済財政報告」作成担当者名簿
（経済財政分析・総括担当）

第１章担当

宮野　慶太

第２章担当

第１節	第２節	第３節
佐々木　康平	佐々木　康平	畑中　宏仁
荻野　秀明		

第３章担当

第１節	第２節	第３節
佐々木　康平	荻野　秀明	荻野　秀明

一万田　稜	大島　吏貴	小笠原　萌	織本　悟征
河村　愛菜	北口　隆雅	北　大幸	栗山　博雅
小林　若葉	小峰　康嵩	佐々木　萌音	下宮　大河
砂田　隆雄	園田　桂子	高田　裕	辻村　龍仁
豊川　浩気	長尾　遼也	並木　智春	長谷川　森
畑中　宏仁	細田　和希	丸田　裕也	宮部　泰成
武藤　裕雄	目黒　晋太郎	矢部　将大	山内　美佳

（とりまとめ）

政策統括官（経済財政分析）　林　伴子

審議官（経済財政分析）　上野　有子

参事官（経済財政分析）　多田　洋介